第二部

労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――わが国の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／**組織運動**――全国中央組織の組織方針／産業別組織の動向／労働戦線の再編・統一をめぐる中央の動き／地方における労働戦線再編の動き

概要

一、わが国の単一労働組合員数は、七一年には前年を約一九万三〇〇〇人上回って、約一一七九万〇〇〇人となった。産業別には卸売・小売業、金融・保険・不動産業、公務、製造業で増加が目立ったが、鉱業、農林業、建設業で減少をみた。七一年における組合員数の増加が低位にとどまったのは、景気後退による雇用増の停滞に加えて、雇用者側の組合対策がきびしくなり、脱退その他による既設組合の組合員減少が例年になく多数にのぼったことによる。

一、民間企業の単位組合員数は、前年にくらべて約二〇万三〇〇〇人増加し、約八四〇万五〇〇〇人となったが、そのなかで一〇〇〇人以上規模の企業の組合員の占める割合がますます高くなっている。総評、同盟、中立労連、新産別の四団体に属する組合員数は前年よりも約二万七〇〇〇人増加したにとどまった。このうち雇主側の組織攻撃が集中した総評は約三〇〇〇人となり、同盟は一一万二〇〇〇人増えて約二一七万二〇〇〇人、中立労連は約五万人減って約一三五万人となった。

一、総評は、分裂攻撃にさらされるなかで組織の強化・拡大をはかるため、①要求課題を明らかにして産別組織強化をはかり、②共同闘争を推進し、③企業別組合の内部からの弱点克服をはかるなど

組織活動の重点対策を決め、同盟は、民主主義労働運動拡大をめざすその組織活動はそのまま労働戦線の再編強化につながるとして、①部門別組織の強化、②官公労組織の民主化に組織活動を集中する方針をとった。

一、労働戦線の再編・統一問題については、七一年二月に発起人会が流産したのち、再編統一を主張する側は八月以降、全民懇や地方民労協の運動にバック・アップされながら、「拡大世話人会」に依拠して目的達成をはかり、九月末までに「統一路線に関する討議試案」の作成を終わるとともに、この路線のもとに七二年二月には統一問題連絡会議を見切り発車させることを予定した。しかし全国金属を排除する方針は私鉄、したがってまた電機労連の拒否するところとなった。そして結局、総評ならびに中立労連傘下組合と同盟側とが歩みよった結果、七二年二月に全国金属をふくむ一七単産会議が発足し、さらにこれが三月には労働戦線統一と共闘問題を討議するための「労働戦線統一民間単産連絡会議」へと発展、このもとで路線論議がすすめられることになった。

1　労働組合の組織状況

1　わが国の組織水準

組合員数　一九七二年六月末現在のわが国労働組合員数（単一労働組合員数による）は、前年にくらべて約一九万三〇〇〇人増加（増加率にして一・七%）したにとどまり、約一一七九万八〇〇〇人であった（第109表）。

戦前には最高四二万余人（一九三六年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦後はわずか一年足らずのうちに約三六八万人（一九四六年六月末）にたっし、さらに今日におよんでいるが、この間、戦後の労働組合員数の変動はほぼ五つの時期を経過してきている。第一期は組合の組織化が破竹の勢いですすんだ時期で、組合員数は四五年八月のゼロから出発して四八年六月末には約六六八万人にたっした。第二期はドッジ・プラン、朝鮮戦争などを背景にして組合運動が攻撃にさらされ、後退を余儀なくされた四九～五六年の時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年には四八年よりも約一〇〇万人を減じて約五六九万人になった。第三期はふたた

び運動の前進がはじまった五七～六四年の時期で、立ち直った組合運動は経済の高度成長にもとづく雇用増を背景に組織を拡大することができた。すでに五二年いらい増勢に転じていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークを超えて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五～六七年の時期で、組合員数は一〇〇〇万人台にたっしたが、景気の一時的後退と、それにつづく合理化の進展が、大企業における雇用増にブレーキをかけたため、組合員数の伸びが鈍化した。第五期はこの停滞が打ち破られたのちの六八～七〇年の時期で、六七年にわずか一・六%にとどまった組合員数の対前年増加率は、六八年二・八%、六九年三・六%、七〇年三・二%と上昇を示した。しかし、七〇年秋にはじまる景気後退とともに情勢は一転した。七一年における組合員数の対前年増加率一・七%は、六七年の一・六%につぐ低率であり、七一年以降、組合員数の変動における新しい時期がはじまったかにみえる。

(注) ここに示す各年の数字は、六月末日現在のそれである。また〝単位労働組合〟と〝単一労働組合〟という用語を区別して使っているが、単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたない組合をいう。これに対して単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形をとっている組合をいう。単位労働組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部組織である単位扱組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単一労働組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお、単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違が現われるが、これは、前者の場合に単一組

第109表　労働組合数および組合員数の推移

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人	%	%
1966年	27,919 (53,985)	10,403,742 (10,308,120)	394 (1,106)	256,870 (238,359)	1.4 (2.1)	2.5 (2.4)
67	28,335 (55,321)	10,566,436 (10,475,869)	416 (1,336)	162,694 (167,749)	1.5 (2.5)	1.6 (1.6)
68	28,840 (56,535)	10,862,864 (10,774,814)	505 (1,214)	296,428 (298,945)	1.8 (2.2)	2.8 (2.9)
69	29,611 (58,812)	11,248,601 (11,143,482)	771 (2,277)	385,787 (368,668)	2.7 (4.0)	3.6 (3.4)
70	30,058 (60,954)	11,604,770 (11,481,206)	447 (2,142)	356,169 (337,724)	1.5 (3.6)	3.2 (3.0)
71	30,500 (62,428)	11,797,570 (11,684,263)	442 (1,474)	192,800 (203,057)	1.5 (2.4)	1.7 (1.8)

〔備考〕 1) （ ）外は単一労働組合，（ ）内は単位労働組合である。

2) 労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

第110表　推定組織率の推移

年	雇用者数	組合員数	推定組織率
	千人	人	%
1966年	30,420	10,403,742 (10,308,120)	34.2 (33.9)
67	31,000	10,566,436 (10,475,869)	34.1 (33.8)
68	31,590	10,862,864 (10,774,814)	34.4 (34.1)
69	31,960	11,248,601 (11,143,482)	35.2 (34.9)
70	32,770	11,604,770 (11,481,206)	35.4 (35.0)
71	33,830	11,797,570 (11,684,263)	34.9 (34.5)

〔備考〕 1) 雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
2) （ ）外は「単一労働組合の組合員数」を（ ）内は「単位労働組合の組合員数」を示す。
3) 推定組織率とは，組合員数を雇用者数で除して抽出したもの。
4) 労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

組織率

労働組合組織率とは、雇用労働者全体のうちでどれだけの者が労働組合に組織されているかを示すもので、労働組合員総数を雇用労働者総数で除すことによって求められる。

合内でそれ以外の独自の活動を認められていない下部組合の組合員が集計の対象から除外され、後者の集計では本部組合員として集計に含まれることによるもので、後者すなわち単一労働組合の統計が組合員の実数をより正確に示しているものといえる。

わが国の組合組織率は戦前には最高時で七・七%（一九三一年）、戦後は一九四五年の〇%からはじまり、一九四八～四九年には五〇%を越えてピークを示したが、その後組合員数の減少にともなって低下し、さらに五三年以降組合員数が増勢に転じたのちもその増加が雇用労働者数の増加に追いつかなかったためになおも低下をつづけて、五九年には最低の三二・一%を記録した。その後六〇～六四年の時期に三二・二%から三五・〇%へと上昇、六五～六七年にふたたび低下傾向がみられたが、六八～七〇年には三たび上昇して七〇年は三五・四%であった。

七一年には、組合員数の伸びが約一九万三〇〇〇人（一・七%）にとどまり、雇用労働者数の増加率（約一〇六万人、三・二%増）に追いつかなかったために、組織率は七〇年を〇・五ポイント下回って三四・九%であった（第110表）。

国際比較

わが国の労働組合員数ならびに組合組織率は現在では先進資本主義諸国にひけをとらない水準にたっしている。

欧米諸国の労働組合は、産業別、職業別、もしくは「一般」など組織形態にさまざまのものがあるにせよ、いずれも横断組織の形態をとっているが、これに対して、わが国の組合は海員組合をのぞいてそのほとんどが少なくとも事実上は企業別組織とその連合体の形をとっており、企業内の常傭労働者の全員組織をたてまえとしているところから、組合員意識が稀薄もしくは皆無のもの、あるいは反組合的なものまで組合員として組織内にかかえているということもあるので、組合員数や組合組織率の単純な比較によってただちに組合運動発展の度合や強弱を云々することはできない。しかしそ

うした点を考慮にいれてもなおつぎの事実は無視しがたいものがあろう。資本主義国でわが国を上回る組合員をもつ国は、アメリカ合衆国（六八年二〇二五万八〇〇〇人）だけであり、イギリスは一〇三〇万二〇〇〇人（六九年）、西ドイツは七八七万七〇〇〇人（六九年）である。

また組織率ではイギリスが四五・八％（六九年）でわが国を大幅に上回っているが、西ドイツは三五・九％（六九年）でわが国とほぼ同水準、アメリカ合衆国は非農業雇用労働者数を基礎にして算出された組織率でさえ二七・八％（六八年）で、農業労働者を含めるならば二三・〇％にすぎない。

2　産業別組織状況

産業別組合員数

全産業における組合員数の伸びは七一年には一・七％にとどまったが、産業別にみてこの幅を上回って組合員数が増大したのは、このところ一貫して増加傾向にある卸売・小売業、金融・保険・不動産業、公務、製造業、サービス業で、このうち卸売・小売業は一二・三％（約六万三〇〇〇人）増で最大の伸びを示し、金融・保険・不動産業は三・九％（約三万人）、公務三・三％（約三万七〇〇〇人）、製造業三・〇％（約一三万二〇〇〇人）、サービス業は二・三％（約三万一〇〇〇人）増であった。

またこのところ一貫して減少傾向にある鉱業、農林業、漁業・水産養殖業（一四・九％、約一万七〇〇〇人）、漁業・水産養殖業（一〇・六％、約五〇〇〇人）の減少幅が大きかったが、このほか、このところ増大傾向にあった建設業で九・七％、約七万人の減少がみられたこと、また運輸通信業で〇・三％、約七〇〇〇人減少したことが注目される（第111表）。

以上の増減の結果、七一年における労働組合員数の産業別構成比

第111表　産業別労働組合員数および推定組織率

産業	組合員数		対前年増減数	対前年増減率	推定組織率
	人	%	人	%	%
全産業	11,797,570	(100)	192,800	1.7	34.9
農林業	79,674	(0.7)	△ 1,288	△ 1.6	29.5
漁業，水産養殖業	44,875	(0.4)	△ 5,314	△ 10.6	19.5
鉱業	98,295	(0.8)	△17,230	△ 14.9	51.7
建設業	650,054	(5.5)	△70,014	△ 9.7	20.6
製造業	4,555,001	(38.6)	132,257	3.0	38.6
卸売業，小売業	575,639	(4.9)	63,170	12.3	9.5
金融，保険，不動産業	808,897	(6.9)	30,172	3.9	61.7
運輸通信業	2,065,781	(17.5)	△ 7,033	△ 0.3	64.2
電気，ガス，水道業	218,306	(1.9)	1,177	0.5	78.0
サービス業	1,342,889	(11.4)	30,777	2.3	23.6
公務	1,186,776	(10.1)	37,413	3.3	73.3
分類不能の産業	171,383	(1.5)	△ 1,287	△ 0.7	—

〔備考〕 1)　（　）内の数字は構成比を示す。
2)　推定組織率は第110表〔備考〕3）参照。
3)　労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

はつぎのようになった。製造業は前年を〇・五ポイント上回って三八・六%となった。運輸通信業は前年を〇・四%下回って一七・五%となり、サービス業と公務は前年をそれぞれ〇・一ポイントと〇・二ポイント上回って一一・四%と一〇・一%を占めることになった。また本年増加率の多かった卸売・小売業と金融・保険・不動産業はそれぞれ四・九%と六・九%を占めるに至った。

産業別組織率

また、産業別に推定組織率をみると、最高は電気・ガス・水道業の七八・〇%で、公務（七三・三%）、運輸通信業（六四・二%）、金融・保険・不動産業（六一・七%）がこれにつづき、製造業は三八・六%となっている。鉱業は七〇年には七二・二%で電気・ガス・水道業につぐ高い組織率を保っていたが、七一年には五一・七%と大幅の低下を示している。なお組合員数の対前年増加率で一二・三%という高率を示した卸売・小売業は、それでもなお七一年現在で九・五%という全産業中最低の組織率にとどまっている（第111表）。

3　企業規模別組織状況

民間企業の単位労働組合員数は、七一年には前年にくらべて二・五%、約二〇万三〇〇〇人増加して、約八四〇万五〇〇〇人となり国公営を含む全産業の単位組合員数に占める割合は、七一・四%から〇・五ポイント上昇して七一・九%にたっした。

これらの民間企業組合員数を企業規模別——常用雇用労働者数の

第112表　企業規模別単位労働組合数および組合員数（民間企業のみ）

企業規模	1963年		1970年		1971年		対1970年増減数		対1970年増減率	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人		人		人	%	%
合　計	33,344	6,152,738 (100.0)	42,864	8,202,401 (100)	44,074	8,404,969 (100)	1,210	202,568	2.8	2.5
1,000人以上	8,811	3,493,904 (56.8)	11,904	4,793,364 (58.4)	12,430	4,999,606 (59.5)	526	206,242	4.4	4.3
500～999人	2,134	569,184 (9.3)	2,994	742,885 (9.1)	3,167	761,891 (9.1)	173	19,006	5.8	2.6
100～499人	8,434	1,127,653 (18.3)	11,355	1,439,240 (17.6)	11,650	1,455,788 (17.3)	295	16,548	2.6	1.1
30～ 99人	8,026	340,986 (5.5)	10,048	411,191 (5.0)	10,154	409,194 (4.9)	103	△ 1,997	1.1	△ 0.5
29人以下	4,260	62,026 (1.0)	4,479	60,079 (0.7)	4,475	59,869 (0.7)	△ 4	△ 210	△ 0.1	△ 0.3
そ の 他	1,679	558,985 (9.1)	2,084	755,642 (9.2)	2,198	718,621 (8.5)	△ 14	△37,021	5.5	△ 4.9

〔備考〕 1)　その他とは，２企業以上の従業員で組織されるもの（１人１企業のものも含む）および規模不明のものをいう。
2)　（　）内の数字は構成比を示す。
3)　労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」及び「昭和43年労働組合基本調査報告」による。

規模別――にみると、七一年には一〇〇〇人以上規模が約五〇〇万人で全体の五九・五%を占め、これについで多いのが一〇〇～四九九人規模（一七・三%、約一四五万六〇〇〇人）、五〇～九九人規模（九・一%、約七六万二〇〇〇人）となっている（第112表）。

また、これを前年にくらべると、一〇〇〇人以上の規模で四・三%、五〇〇～九九九人規模で二・六%と全民間企業組合員数の伸び率（二・五%）を上回る増加率を示したのみで、他の規模のすべてがこれを下回ったばかりか、九九人以下の小・零細規模においては組合員数がわずかながら減少さえしている。

さらに単位労働組合員数の企業規模別構成の変化をやや長期的にみるため、七一年のそれを六三年とくらべてみると、一〇〇〇人以上規模が五六・八%から五九・五%へと増大したのに対して、それ以下のすべての規模の占める比率が低下し、とりわけ二九人以下の零細規模では、民間企業単位組合員数が全体として約二二五万二〇〇人増加したこの八年間に、その組合員数が約二〇〇〇人減少している。全組合員数に占める大企業組合員の比重がますます高まっているのである。

4　組合員数増減の諸要因

七一年における組合員数の対前年増加数は、単一労働組合員数で約一九万三〇〇〇人増、単位労働組合では約二〇万三〇〇〇人増にとどまり、それぞれ前年を約一六万四〇〇〇人ならびに約一三万四〇〇〇人下回った（第109表）。このうち単位労働組合員数の増減を既設組合（一九七〇年六月末日以前に設立されていた組合）における増減と、七〇年七月一日以降の組合の新設・解散にともなう増減に分けてみると、既設組合における増減は差引き約一万三〇〇〇人増にすぎず、前年の約一一万四〇〇〇人増を大きく下回り、最近では六七年の約一万九〇〇〇人減に次ぐ数となった。これに対して新設・解散の差引きは約七万七〇〇〇人増で、前年の約八万人増と大差はなかった。このほか七一年には前年の調査時点である七〇年六月末日以前に設立されていながら七〇年の調査からもれていた組合の組合員数が約一一万二〇〇〇人調査されたが、これは前年の統計における調査もれ組合員数より約三万人少なかった。したがって、七一年の組合員数増加幅が前年にくらべて縮小したのは、調査もれが少なかったという偶然的要因をのぞけば、主として既設組合における純増が減少したことによるものと言える（第113表）。

既設組合における増減

つぎに既設組合における組合員数の七一年における純増が約一万三〇〇〇人という低位にとどまったのは、このところ毎年高水準にある既設組合の組合員数の増加が七一年にもひきつがれて約五〇万八〇〇〇人であったのに対して、減少組合員数が前年を約九万三〇〇〇人、六九年を約一五万人上回って約四九万五〇〇〇人にたっしたからである。

さらに既設組合におけるこれらの増減組合員数をそれぞれ雇用の増減にもとづくものとそれ以外のものとに分けてみると、増加組合員数約五〇万八〇〇〇人のうち雇用の増加にもとづくものは約三六万六〇〇〇人で、前年を約一万二〇〇〇人下回った。これに対して

減少組合員数が約四九万五〇〇〇人の多数にのぼったのは、雇用の減少にもとづくものが約一九万四〇〇〇人で、前年を約二万五〇〇〇人上回ったほか、雇用の減少以外の脱退その他の理由にもとづく減少組合員数が前年を約六万八〇〇〇人上回ったためであった（第114表）。

したがって七一年における組合員数の増加幅がせまかった原因は、七〇年後半以降の景気の停滞と後退にもとづく雇用状況に現われた変化のために、①既設組合における雇用増大にもとづく組合員

第113表　単位労働組合員数の増減要因別組合員数

（人）

年	合　計	既設組合における増減	新設，解散における増減	把握もれ組合員
1966年	238,354	73,405	78,198	86,755
67	167,749	△18,859	38,899	147,709
68	298,945	147,653	81,720	69,572
69	368,668	164,085	78,559	126,024
70	337,724	114,201	79,576	143,947
71	203,057	13,476	76,877	112,704

〔備考〕 1)　把握もれ組合員とは当該調査年の前年の6月30日以前に設立され，各当該年の調査からはもれていたものをいう。
2)　△印は減少を示す。
3)　労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

第114表　既設組合における組合員数の増加および減少組合員数

（人）

年	増加		減少		純増
	合　計	雇用の増加	合　計	雇用の減少	
1966年	460,644	323,921	387,239	178,661	73,405
67	413,166	282,230	432,025	162,153	△18,859
68	492,639	364,366	344,986	143,482	147,653
69	505,480	357,446	346,395	139,197	164,085
70	515,514	377,232	401,313	169,774	114,201
71	507,978	365,689	494,502	194,052	13,476

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

第115表　新設解散単位労働組合数および組合員数

年	新設				解散				新設—解散
	合　計		実質的新設		合　計		実質的解散		
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合員数
		人		人		人		人	人
1966年	3,781	393,718	2,081	144,636	3,599	315,520	1,830	86,490	78,198
67	3,426	429,247	1,844	149,699	3,277	390,348	1,639	96,905	38,899
68	3,207	333,025	2,070	161,765	2,879	251,305	1,735	80,404	81,720
69	3,531	480,140	2,334	207,202	2,878	401,581	1,722	128,375	78,559
70	3,735	511,356	2,372	225,249	3,003	431,780	1,777	115,279	79,576
71	3,709	512,612	2,323	230,875	3,335	435,735	1,966	121,466	76,877

〔備考〕 労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

の増大が若干おさえられ、②他方雇用減少にもとづく組合員の減少が若干促進されたのに加えて、③雇用者側の組合対策の強化・労資対立の激化などを背景に、既設組合の組合員が脱退その他によって組合を多数はなれた（それは総評傘下組合とりわけ国労、全逓に目立った）ことにあるものと推定することができる。

新設・解散による増減

七一年六月末日に至るまでの一年間に新設された組合の組合員数は、約五一万三〇〇〇人上回った。さらにこのうち組織の変更や分裂などによる新設をのぞく実質的新設組合の組合員数は約二三万人で、前年を約五〇〇〇人上回った。これらはいずれも一〇年来の最高であったが、同時に解散組合員数も前年を上回って一〇年来の最高の約四三万六〇〇〇を記録し、また実質的解散組合員数も近年はで六九年の約一二万八〇〇〇人につぐ約一二万一〇〇〇人にのぼったため、新設・解散の差引きは、前年を約三〇〇〇人下回る約七万七〇〇〇人増となった（第115表）。

要因別にみた産業別労働組合員数の増減

産業別労働組合員数の増減を要因別にみると（第116表）、つぎのようになる。七一年に組合員数が減少した産業は、農林業、漁業・水産養殖業、鉱業、建設業、運輸通信業および分類不能の産業であったが、これらの産業部門では、すべて既設組合において組合員の増加を減少が上回った。また、これらの産業のうち実質的新設組合員数が上回ったのは鉱業のみであった。

金融・保険・不動産業と電気・ガス・水道業においては七一年に組合員数の増大がみられたが、前者のうち不動産業と電気・ガス・水道業においては実質的解散組合員数が若干おさえられたのに加えて、③雇用者側の組合対策の強化・労資対立の激化などを背景に、既設組合の組合員が脱退その他によって組合を多数はなれた（それは総評傘下組合とりわけ国労、全逓に目立った）ことにあるものと推定することができる。

新設・解散による増減

七一年六月末日に至るまでの一年間に新設された組合の組合員数は、約五一万三〇〇〇人上回った。さらにこのうち組織の変更や分裂などによる新設をのぞく実質的新設組合の組合員数は約二三万人で、前年を約五〇〇〇人上回った。これらはいずれも一〇年来の最高であったが、同時に解散組合員数も前年を上回って一〇年来の最高の約四三万六〇〇〇を記録し、また実質的解散組合員数も近年はで六九年の約一二万八〇〇〇人につぐ約一二万一〇〇〇人にのぼったため、新設・解散の差引きは、前年を約三〇〇〇人下回る約七万七〇〇〇人増となった（第115表）。

要因別にみた産業別労働組合員数の増減

産業別労働組合員数の増減を要因別にみると（第116表）、つぎのようになる。七一年に組合員数が減少した産業は、農林業、漁業・水産養殖業、鉱業、建設業、運輸通信業および分類不能の産業であったが、これらの産業部門では、すべて既設組合において組合員の増加を減少が上回った。また、これらの産業のうち実質的新設組合員数が上回ったのは鉱業のみであった。

金融・保険・不動産業と電気・ガス・水道業においては七一年に組合員数の増大がみられたが、前者のうち不動産業と電気・ガス・水道業においては実質的解散組合員数が若干おさえられたのに加えて、③雇用者側の組合対策の強化・労資対立の激化などを背景に、既設組合の組合員が脱退その他によって組合を多数はなれた（それは総評傘下組合とりわけ国労、全逓に目立った）ことにあるものと推定することができる。

新設・解散による増減

七一年六月末日に至るまでの一年間に新設された組合の組合員数は、約五一万三〇〇〇人上回った。さらにこのうち組織の変更や分裂などによる新設をのぞく実質的新設組合の組合員数は約二三万人で、前年を約五〇〇〇人上回った。これらはいずれも一〇年来の最高であったが、同時に解散組合員数も前年を上回って一〇年来の最高の約四三万六〇〇〇を記録し、また実質的解散組合員数も近年はで六九年の約一二万八〇〇〇人につぐ約一二万一〇〇〇人にのぼったため、新設・解散の差引きは、前年を約三〇〇〇人下回る約七万七〇〇〇人増となった（第115表）。

要因別にみた産業別労働組合員数の増減

産業別労働組合員数の増減を要因別にみると（第116表）、つぎのようになる。七一年に組合員数が減少した産業は、農林業、漁業・水産養殖業、鉱業、建設業、運輸通信業および分類不能の産業であったが、これらの産業部門では、すべて既設組合において組合員の増加を減少が上回った。また、これらの産業のうち実質的新設組合員数が上回ったのは鉱業のみであった。

金融・保険・不動産業と電気・ガス・水道業においては七一年に組合員数の増大がみられたが、前者のうち不動産業と電気・ガス・

企業規模別新設組合員数

民間企業における七一年の新設単位労働組合員数約四一万五〇〇〇人を企業規模別（常用労働者数の規模別）にみると、二二万九〇〇〇人を一〇〇〇人以上規模の組合員が占め、一〇〇～四九九人規模の約八万四〇〇〇人がこれにつづいている。これをさらに設立理由別にわけてみると、企業規模が大きくなるほどその新設組合員数に形式的新設の占める比率が高くなり、また実質的新設組合員数のうちに企業規模拡張にともなうものの占める比率が高くなっている（第117表）。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体を①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）の四種類に分けてみると、七一年六月末日現在で全国的連合体は二四八（前年より二〇減）、地方的連合体は四四七（前年より三五増）、府県的連合体は一三一二（前年より一一二減）、地区的連合体は三〇一六（前年より

第116表　既設組合における産業別増減単位労働組合員数ならびに実質的新設・解散単位労働組合数（1970年）

産業	既設組合における増減組合員数			実質的新設・解散組合員数		
	増加	減少	増減数	新設	解散	新設—解散
	人	人	人	人	人	人
全産業	507,978	494,502	13,476	230,875	121,466	109,409
農業	163	195	△ 32	540	86	454
林業，狩猟業	817	2,814	△ 1,997	467	389	78
漁業，水産養殖業	775	2,463	△ 1,688	1,067	10	1,056
鉱業	2,013	6,742	△ 4,729	1,044	12,601	△11,557
建設業	24,096	91,777	△67,681	7,046	13,640	6,594
製造業	221,524	178,278	43,246	103,611	43,469	60,142
卸売業，小売業	38,334	24,874	13,460	38,609	12,163	26,446
金融，保険業	35,903	17,852	18,051	5,149	1,961	3,188
不動産業	465	307	158	287	498	△ 211
運輸通信業	76,583	99,025	△22,442	30,904	19,555	11,349
電気，ガス，水道業	6,671	6,303	368	1,213	1,273	△ 60
サービス業	53,500	42,084	11,416	32,595	11,904	20,691
公務	45,327	17,216	28,111	7,659	2,870	4,789
分類不能の産業	1,807	4,572	△ 2,765	684	1,047	363

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」より作成。

第117表　民間企業における企業規模別・設立理由別新設単位労働組合員数（1970年）

	合計	形式的新設	実質的新設		
			計	企業規模拡張にともなうもの	その他
合計	415,173	209,613	205,560	20,595	184,965
1000人以上	228,838	138,250	90,588	15,765	74,823
500～999人	32,787	14,595	18,192	1,898	16,294
100～499人	83,943	26,923	57,020	2,291	54,729
30～99人	30,851	6,164	24,687	556	24,129
29人以下	5,327	785	4,542	51	4,491
その他	33,427	22,896	10,531	32	10,499

〔備考〕 労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

第118表　主要連合体別労働組合員数の推移

年	合　計	総　評	同　盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	人	人	人	人
1966年	10,403,742 (100)	4,247,493 (40.8)	1,715,800 (16.5)	65,876 (0.6)	1,020,751 (9.8)	3,471,589 (33.4)
67	10,566,436 (100)	4,208,097 (39.8)	1,775,210 (16.8)	69,839 (0.7)	1,037,908 (9.8)	3,587,963 (34.0)
68	10,862,864 (100)	4,214,317 (38.8)	1,848,226 (17.0)	71,280 (0.7)	1,269,769 (11.7)	3,523,296 (32.4)
69	11,248,601 (100)	4,248,858 (37.8)	1,962,786 (17.4)	73,085 (0.6)	1,344,817 (12.0)	3,759,187 (33.4)
70	11,604,770 (100)	4,282,196 (36.9)	2,059,736 (17.7)	74,602 (0.6)	1,400,023 (12.1)	3,943,676 (34.0)
71	11,797,570 (100)	4,244,820 (36.0)	2,172,058 (18.4)	76,302 (0.6)	1,349,951 (11.4)	4,109,550 (34.9)
71年対前年増減 (率)	192,800 (1.7)	△ 37,376 (△0.9)	112,322 (5.5)	1,700 (2.3)	△ 50,072 (△3.6)	165,874 (4.2)

〔備考〕 1)　2人以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので主要団体別の組合員数の計は合計と一致しない。

2)　（　）内の数字は構成比である。

3)　労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

二一〇増）であった。

これらの連合体のうち、全国的連合体の連合組織の形をとっているものに日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四つがあり、これらは通常「労働四団体」と呼ばれている。しかし前三者は名実ともにいわゆる労働組合中央組織であるが、中立労連は、以上の三団体に加盟していない全国単産の連絡会議として発足したもので、労働組合中央組織としての機能は果たしていない。

以上の四団体に所属する組合員数の合計は、七一年には前年を約二万七〇〇〇人上回って約七八四万三〇〇〇人となったが、その増加率は前年を大幅に下回り、所属組合員数の組合員総数に対する割合は前年より〇・九ポイント低下して六六・四%であった（第118表）。四団体別に組合員数の増減をみるとつぎのとおりである。

総　評

労働組合員総数に占める総評の割合はこのところ年々低下してきたが、七一年六月末にはその傘下組合員数が前年より約三万七〇〇〇人減って約四二四万五〇〇〇人となり、組合員総数に占める割合は〇・九ポイント低下して三六・〇%となった。

加盟組合で組合員数が大幅増加をみたのは自治労（約三万五〇〇〇人増）、全電通（約五〇〇〇人増）、全国金属（約五〇〇〇人増）などで、他方減少が大きかったのは、全日自労（約二万四〇〇〇人減）、国労（二万三〇〇〇人減）、全逓（約一万一〇〇〇人減）、私鉄総連（約一万一〇〇〇人減）、紙パ労連（約八〇〇〇人減）などであった。

なお、総評は七一年六月以降一二月末日までの期間に、全駐労と

沖縄全軍労が駐労共闘として一括加盟したことにともない一万八七二九人の増加をみたほか、沖縄官公労（八六〇九人）およびオブザーバー加盟の鉄弘労（二万二三七一人）、住宅労協（約四〇〇〇人）を加えて、一二月末では約四二九万九〇〇〇人になっている。

同盟　同盟の組合員数はこのところ一貫して総評を上回る伸びを示してきたが、七一年六月末までの一年間に約一万二〇〇〇（五・五%）の増加をみて、それは約二一七万二〇〇〇人となった。

この間、新規加盟組合として全日航労組（約八〇〇〇人）があったほか、既加盟組合で組合員の増加が大きかったものに全金同盟（約一万八〇〇〇人増）、鉄労（約一万五〇〇〇人増）、全繊同盟（約一万三〇〇〇人増）、全郵政（約八〇〇〇人増）、同盟三菱協議会（約八〇〇〇人増）、造船総連（約八〇〇〇人増）、全化同盟（約七〇〇〇人増）、自動車労連（約六〇〇〇人増）などがあった。また減少が大幅であったのは全炭鉱（約八〇〇〇人減）である。

新産別は七一年六月末までに加盟組合員を一七〇〇人（〇・六%）増加して、傘下組合員数を約七万六〇〇〇人にした。加盟組合で組合員を大幅に増加したのは全機金（約二〇〇〇人増）であった。

中立労連　中立労連はその傘下組合員を約五万人減じて約一三五万人となった。傘下組合で組合員数が大幅に増加をみたのは電機労連（約一万九〇〇〇人増）、生保労連（約七〇〇〇人増）で、減少幅が大きかったのは全建総連（約四万七〇〇〇人減）、全造船機械（約三万二〇〇〇人減）であった。

主要連合体の産業別組織状況

労働組合員数を産業別に分けると、すでにみたように製造業（三八・六%）、運輸通信業（一七・五%）、サービス業（一一・四%）、公務（一〇・一%）の四部門で組合員総数の七七・六%を占めることになるが、これらの四部門についての各主要団体の組織状況はつぎのようになっている。

製造業において最大の組織をもつのは同盟で、二九・〇%を傘下に組織しており、総評（一八・一%）、中立労連（一七・五%）がこれにつづいている。運輸通信業、サービス業、公務においては総評がいずれも過半数を組織しており、公務では八五・六%、運輸通信業六〇・五%、サービス業では五六・八%を傘下におさめているが、運輸通信業で同盟（二一・五%）がこれにつづいているほかは、これらの部門で他の三団体は大きな組織力を示していない。

これらの四部門をのぞく他の産業部門のうちで、総評が他の三団体をおさえて最大部分を組織しているものは、農業（二三・一%）、林業・狩猟業（七九・六%）、鉱業（五七・〇%）、不動産業（三五・六%）であり、同盟が最大部分を組織しているのは卸売・小売業（二〇・四%）であり、中立労連が最大部分を組織している産業は建設業（三〇・四%）、金融・保険業（三三・一%）である。

なお農業、漁業水産養殖業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業では四団体のいずれにも属さないものが組合員数の過半数を占めている（第119表）。

主要団体の適用法規別組織状況

労働組合員数約一一七九万八〇〇〇人のうち、労働組合法の適用を受けるものは約八七一万三〇〇〇人（七三・九%）、公共企業体等

第119表　産業別単位労働組合数の主要連合体別構成比

(%)

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		1970	1971	1970	1971	1970	1971	1970	1971	1970	1971
全産業	100	37.1	36.1	17.8	18.5	0.6	0.7	12.0	11.5	34.0	34.8
農業	100	24.8	23.1	11.1	10.7	—	—	8.3	7.9	55.8	58.3
林業，狩猟業	100	79.7	79.6	12.7	13.0	—	—	—	—	8.2	7.4
漁業水産養殖業	100	0.7	0.7	18.7	16.1	—	—	16.1	15.7	63.9	67.4
鉱業	100	53.3	57.0	22.9	17.5	0.0	0.1	2.3	2.8	26.5	27.5
建設業	100	23.4	24.7	4.2	5.0	0.9	0.9	34.4	30.4	39.0	40.6
製造業	100	18.8	18.1	28.7	29.0	1.4	1.4	18.1	17.5	34.2	35.4
卸売業，小売業	100	7.0	6.3	19.7	20.4	0.1	0.1	4.2	4.0	69.8	70.0
金融，保険業	100	3.0	2.9	0.9	0.8	—	—	33.2	33.1	63.0	63.2
不動産業	100	36.1	35.6	3.4	5.0	0.1	0.1	0.2	—	90.6	91.5
運輸通信業	100	62.6	60.5	19.6	21.5	0.3	0.3	0.5	0.6	21.3	21.6
電気，ガス，水道業	100	23.1	23.8	63.1	62.3	—	—	9.0	9.2	6.0	5.8
サービス業	100	57.8	56.8	3.4	4.0	0.0	0.0	1.3	1.4	38.1	38.3
公務	100	85.8	85.6	1.6	1.6	—	—	—	—	12.7	12.9
分類不能の産業	100	37.7	34.4	7.4	9.1	0.3	0.2	—	—	54.6	56.3

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，産業別の組合員数の構成比の計は合計と一致しない。
2)　労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

第120表　適用法規別単一労働組合員数の主要連合体別構成比

(%)

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	1970	1971	1970	1971	1970	1971	1970	1971	1970	1971	1970	1971
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
総評	36.9	36.0	19.6	18.8	87.2	84.7	80.0	77.5	74.5	72.8	87.0	87.2
同盟	17.7	18.4	22.3	22.9	12.7	15.0	1.5	1.5	3.8	3.8	0.5	0.5
新産別	0.6	0.6	0.9	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—
中立労連	12.1	11.4	16.4	15.5	—	—	0.5	0.5	—	—	—	—
その他	34.1	34.8	42.7	43.7	0.1	0.3	18.9	21.4	21.8	23.4	12.8	12.3

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の構成比の計は合計と一致しない。
2)　労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

労働関係法の適用組合員は約一〇二万人（八・六%）、地方公営企業労働関係法適用組合員は約一九万二〇〇〇人（一・六%）、国家公務員法適用組合員は約二八万四〇〇〇人（二・四%）、地方公務員法適用組合員は約一五八万八〇〇〇人（一三・五%）である。

これら適用法規別組合員数のうちに占める四団体加盟組合員の比率をみると（第120表）、労組法適用組合員については同盟が二二・九%でもっとも多くを占め、総評の一八・八%、中立労連の一五・五%がこれにつづいている。しかしその四三・七%までが四団体のいずれにも加盟していない。

公労法、地公法、国公法、地公法の各適用組合員数の大部分は総評傘下であるが、近年同盟がこれらの組合員を傘下におさめるべく努力しており、公労法適用組合員についてはすでにその一五%を組織化するに至っている。

6　都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると（第121表）、東京の約二〇〇万二〇〇〇人を筆頭に、大阪の約一〇六万五〇〇〇人、神奈川の約七七万人、愛知の約七四万五〇〇〇人、兵庫の約五八万二〇〇〇人、北海道の約五

第121表　都道府県別組合員数（1971年）

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率
	人	人	%
全国	11,684,263	203,057	1.8
北海道	516,334	△ 11,290	△ 2.1
青森	87,278	2,863	3.4
岩手	114,342	3,385	3.1
宮城	163,460	7,174	4.6
秋田	121,578	△ 910	△ 0.7
山形	109,809	637	0.6
福島	170,367	2,756	1.6
茨城	173,493	12,846	8.0
栃木	145,666	9,771	7.2
群馬	149,996	△ 734	△ 0.5
埼玉	284,903	10,297	3.7
千葉	231,211	21,416	10.2
東京	2,002,147	37,462	1.9
神奈川	770,469	21,932	2.9
新潟	222,116	3,156	1.4
富山	135,785	△ 1,038	△ 0.8
石川	106,274	1,684	1.6
福井	82,012	2,091	2.6
山梨	53,445	1,261	2.4
長野	232,156	2,373	1.0
岐阜	170,924	△ 1,221	△ 0.7
静岡	343,027	16,405	5.0
愛知	745,241	18,687	2.6
三重	179,526	3,496	2.0
滋賀	98,564	731	0.7
京都	238,612	△ 10,120	△ 4.1
大阪	1,064,958	24,317	2.3
兵庫	582,453	3,314	0.6
奈良	69,958	878	1.3
和歌山	89,562	502	0.6
鳥取	56,352	1,111	2.0
島根	68,038	503	0.7
岡山	199,094	6,532	3.4
広島	314,828	9,935	3.3
山口	159,018	4,999	3.2
徳島	70,779	△ 686	△ 1.0
香川	82,781	△ 1,542	△ 1.8
愛媛	121,679	335	0.3
高知	71,211	△ 2,765	△ 3.7
福岡	494,372	△ 13,994	△ 2.8
佐賀	73,706	1,282	1.8
長崎	126,098	6,444	5.4
熊本	107,451	2,552	2.4
大分	93,515	1,960	2.1
宮崎	86,843	1,562	1.8
鹿児島	102,832	708	0.7

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

第122表　都道府県および主要連合体別労働組合員数の構成比（1971年）　（%）

都道府県	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
全国	100	36.1	18.5	0.7	11.4	34.8
北海道	100	55.9	8.4	0.0	7.8	30.4
青森	100	56.6	15.1	0.1	5.3	24.7
岩手	100	60.3	11.5	0.0	5.0	25.2
宮城	100	45.8	10.3	0.0	12.4	34.5
秋田	100	48.6	10.3	0.0	4.9	37.7
山形	100	44.1	10.3	2.2	14.6	30.5
福島	100	42.5	20.2	1.4	9.0	27.9
茨城	100	35.2	7.9	0.1	27.6	29.8
栃木	100	28.8	18.5	—	17.8	39.2
群馬	100	39.0	12.0	1.0	12.5	36.5
埼玉	100	26.4	22.2	0.3	13.6	38.8
千葉	100	32.9	18.0	0.0	10.2	39.6
東京	100	29.6	16.5	0.9	12.7	41.9
神奈川	100	26.1	20.2	1.3	21.4	31.8
新潟	100	42.4	25.5	1.1	3.0	29.7
富山	100	35.9	21.3	5.6	3.4	35.9
石川	100	45.6	27.5	—	5.1	23.4
福井	100	36.2	35.3	—	8.1	21.4
山梨	100	53.2	9.4	—	7.4	30.5
長野	100	38.8	11.9	0.2	13.7	36.6
岐阜	100	27.0	27.1	0.0	8.6	38.2
静岡	100	31.2	20.8	0.7	11.7	36.5
愛知	100	27.1	21.7	1.1	8.8	44.4
三重	100	33.8	16.5	0.0	14.3	36.3
滋賀	100	24.7	29.6	1.9	15.8	29.7
京都	100	40.5	18.8	5.1	8.8	28.0
大阪	100	34.4	24.1	0.2	12.3	30.7
兵庫	100	37.5	19.5	—	13.3	30.6
奈良	100	45.4	12.8	—	17.4	25.3
和歌山	100	54.0	14.2	—	6.8	26.8
鳥取	100	44.8	12.1	—	2.5	42.1
島根	100	42.7	20.4	—	6.1	32.0
岡山	100	29.0	31.5	—	9.6	30.6
広島	100	31.6	24.3	0.0	6.2	38.8
山口	100	41.0	19.5	1.6	12.8	30.0
徳島	100	37.4	18.3	0.2	13.0	31.3
香川	100	33.0	17.8	—	13.2	37.4
愛媛	100	44.8	21.4	—	7.4	27.4
高知	100	45.9	13.9	—	10.5	30.7
福岡	100	44.9	9.2	0.0	9.4	38.4
佐賀	100	35.0	15.6	—	14.5	35.6
長崎	100	37.5	30.0	0.3	7.8	25.4
熊本	100	56.5	15.7	—	4.0	24.9
大分	100	53.8	14.9	—	9.7	24.3
宮崎	100	40.9	28.7	0.3	5.3	26.0
鹿児島	100	52.5	7.3	—	4.9	36.1

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの団体に重複集計してあるので主要団体の組合員の構成比の計は合計と一致しない。
2)　労働省「昭和46年労働組合基本調査報告」による。

一万六〇〇〇人、福岡の約四九万四〇〇〇人がつづいており、北海道を除くこれら六都府県に組合員総数の四八・四%（五六五万九六四〇人）が集中している。

四六都道府県のうち単位労働組合員数が前年より増加したものは三六、減少したのは一〇県であった。このうち東京、神奈川、大阪など組合員数のとくに多い府県では組合員数はいずれも増大し、増加組合員数も東京の約三万七〇〇〇人、大阪の約二万四〇〇〇人など多数にのぼったが、増加率が高かったのは千葉（一〇・二%）、茨城（八・〇%）、栃木（七・二%）、長崎（五・四%）、静岡（五・〇%）などであった。組合員が減少した府県で減少幅の大きかったのは京都（四・一%）、高知（三・七%）、福岡（三・八%）、北海道（二・一%）などであった。

主要団体の都道府県別組織状況

第122表に示すとおりである。総評は北海道、青森、岩手、山梨、和歌山、熊本、大分、鹿児島の一道七県で五〇%以上を占め、滋賀、岡山を除く他のすべての都府県で最大の比率を占めている。同盟は滋賀と岡山で総評をおさえ、福井（三五・三%）、岡山（三一・五%）、長崎（三〇・〇%）で三〇%以上を占めている。四団体のいずれにも加盟していない組合員が三〇%以上を占めているのは二八の都府県

で、このうち愛知(四四・四%)、鳥取(四二・一%)、東京(四一・九%)では四〇%を越えている。

2　組織運動

1　全国中央組織の組織方針

総評の組織方針

総評は、七一年八月の総評第四二回定期大会で採択した「一九七一年度運動方針」のなかで、組織活動の方針をつぎのように決めた。

【総評一九七一年度運動方針・闘いの総括と闘争目標・七「組織の強化・拡大」(一部要旨)】この一年間のわれわれの運動は、七一年春闘に集中して、産業別・地域別のさまざまの共同闘争を発展させながら一定の前進をみた。

しかし、総評がここ数年、組織強化策として強調してきた、職場における組合権の確立と、産業別機能の強化、統一闘争の強化の原則が、なお十分に前進していない現状をみないわけにいかない。

加えて、産業別・業種別に結束した総資本の総評とその友誼組合に対する分裂、分断攻撃は、ますます強化されており、とりわけ、民間産業では資本系列別支配のもとで、また官公労においては合理化・近代化政策のもとで、総評加盟組織なるために或いは総評路線を指向するが故に組織破壊分裂攻撃が集中している。

こうした情況のもとで、組織の強化・拡大をはかる重点対策は、第一に多様化した要求を基礎に、職場に地域に根をはった運動の大衆的条件に依拠して、全体の労働者の利益に合致する要求政策課題を鮮明にし、職場から産業別へ労働者の結集する具体的条件を追求しつつ産業別組織の強化をはかること。第二に、要求を解決し、労働者状態を改善する運動はすべての産業の、より多くの労働組合を結集した〝共同闘争〟の推進こそ、もっとも有効な手段である。われわれは、これまで蓄積された経験と教訓に学び〝労働戦線統一の原則〟にたって、中央・地方で産業別・地域別の共同闘争を強化、発展させ、この闘争を通じて総評組織の拡大をはかること。第三に職場の組合権確立、産業別機能の強化、共同闘争の拡大発展の諸対策を有効に展開していく上での総評の任務と役割を、現状の課題に即応したものとして明らかにすることである。特に企業組合の内部からの弱点克服とその強化方向が当面重要である。また、労働組合の財政問題は、いわば組織力の具体的表現であるという観点からすれば、総評の財政とりわけ闘争資金体制の強化は今日極めて重要である。

(1)　産業別組織・共闘の強化

1　組合員の要求と利益に結びついた労働組合運動は、組合民主主義を基底とした大衆路線でこそ強化される。この組織的保障のうえで職場から産業別に連らなる団結、交渉力、指導力などの機能強化をはかることが重要である。

とくに、合理化・近代化政策の展開は、同時に労働組合組織の分裂、破壊攻撃となって労働者の分断支配を狙う資本の意図をまざまざとしめしている。そこには目的のためには不当労働行為はもとより、基本的人権の侵害をもあえて看過しての思想攻撃が中心をなしている。こうした事態に対して、職場から、組織を守り強める活動の一そうの前進をはかる組織対策とともに、資本の労務管理政策、企業内職業訓練政策、労働時間、標準作業量、要員などの諸課題に関して、労働組合としての対処策、自らの政策の確立が重視されなければならない。

また、技術革新の進展は、職場の変化を著しいものにしているが、同時

に日常的な組織活動の慣行や既得権が通用しない状態も生み出している。
こうした情況のなかで、協約・協定に対する運動は、きわめて立ちおくれている。労働者と労働組合の労働基本権を保障するため、現状に対応したその有効性について検討しなければならない。
2　独占資本の再編強化のもとでの産業業種のあらたな動向によって、産業別組織のおかれた条件は、その統一闘争の質的強化、また客観的な賃金・労働条件の決定事情の変化に見合った闘争体制の強化が図られなければならない。そのためには、産業別組織の任務と役割の現状に対応した深い検討が必要となってきているが、当面、㈠産業別の発展強化への具体的条件（統一要求内容の検討を含めて）の明確化と整備を図ること。㈡業種別共闘への指導と、産業別統一闘争との有機的関連を明らかにすること。㈢産業別レベルにおける青年・婦人活動の前進を保障する措置を講ずること。㈢個別産業においては、当該産業における統一した政策課題、政策要求が、その産業の労働者の雇用・労働条件に多大の影響を及ぼしていることから、その政策闘争は組織の強化、拡大に欠かすことのできない問題として重視すること。
3　労働者の権利と労働諸条件向上のためには統一要求、統一行動を軸とした全体の相場形成と、その波及効果を通じて組織強化・拡大をはかる。しかもこの統一行動の実践を通じて可能となる。したがって中央はもとより、地方・地域での各種の共同闘争をそれぞれの組織事情を考慮した柔軟な対処策にもとずいて組織化する。
4　広範な共同闘争の質的前進をはかる上で重視しなければならないのは、中央・地方における産業別共闘の役割である。こんにち、資本の結束に対応して産業別共闘の役割の重要性は増大している。地方や業種別において上部組織の相異をこえて、結集し行動する数多くの先進的経験の教訓を広め、より大衆的な基盤を形成するよう働らきかける。㈠金属、化学、交通、マスコミ関係の大産業別共闘の一そうの充実、強化をはかること。㈡ようやく大産業別結集がその緒についた商業、サービス業、建設産業の共闘機能をそれぞれの条件において前進させること。㈥重点的な大産業別共闘は、総評との連携のもとにその情報サービス機能を強化すること。㈢大産業別共闘はそれぞれ独自性を発揮し、対政府、対経営者団体への統一要求、政策要求を追求し行動を強化すること。㈣中立労連、純中立との共闘を強めるため大産業別の春闘における単産共闘体制を強め、また中立労連傘下組合、純中立やその他の労働組合との地方における産業別共闘を強化すること。（以下(2)未組織労働者の組織化と中小労働者との共闘強化　(3)地域共闘体制の強化　(4)主婦の会・居住地活動の強化　(5)労農共闘活動の強化　(6)組織強化を進める上での当面の重要課題について、は省略）

同盟の組織方針

同盟は一九七二年一月の同盟第八回定期大会で採択された「一九七二年度運動方針」のなかで組織活動方針をつぎのように決めた。

【同盟一九七二年度運動方針・第三部の一、「同盟組織の拡大強化」（全文）】

一　積極的組織活動の展開
民主主義労働運動の拡大をめざすわれわれの組織活動は、そのまま再編統一の核心を強化するものである。われわれは、同一路線に立つ未加盟組合が、可能な限り同盟に加盟し共にゆるがざる統一路線の確立に努力することを期待しつつ組織活動を進める。
このため、当面、われわれは①第三次産業部門の組織拡大②コンビナート地域・工業集団地の組織化③中小企業労働者の組織化、を重点目標として、積極的な組織活動を展開する。

二　部門別組織の充実
同盟のもとにある関係組織との協議により、すでに、化学・流通・交通運輸などの部門別組織が設けられ、共通課題について協議・協力などを重ね、活動の成果をおさめつつあるが、われわれは、産業社会の変化に対応して、適切な活動を展開するため、既存の部門別組織の活動の充実をはかるほか、さらに必要な部門組織の設置について検討を進める。

三　官公労組織の拡大強化
1　民間産業における流動化の動きは、やがて、官公労の分野にも波及し、大きな胎動となるであろう。しかしながら、官公労分野の現状は、依

然として階級闘争を指向する勢力によって大勢が占められており、従って当面、その民主化のための努力が一層力強く推進されなければならない。

われわれは、同盟・全官公に結集する官公労組の先駆的努力を大きく結実させるとともに、官公労全体の民主化を推進するため、労働運動の流動化と再編統一の進展のなかで、現実的かつ意欲的な対策を進めていく。

2　官公労の民主化とその同盟への組織化は、逐年その成果を増大しているが、われわれは、(1)官公労働者の労働基本権を伸長する対策活動を強化する、(2)法廷対策を強化し、民主化作業に係る諸課題の解決に積極的に努める、(3)国有企業における経営近代化促進のため、労使協議の場を速やかに確立し、官公労働者の立場から国民福祉の具現に努力する、(4)全官公組織との一体的運営を強化し、中央・地方における活動の効果をかためていく、などの諸活動と相まって、五〇万官公労組織の確立を強力に推進する。

2　産業別組織の動向

七一～七二年における産業別組織の組織変動をめぐる動きの概略はつぎのとおりである。

国　鉄

国鉄当局の二二万五〇〇〇人の合理化推進とそのための組織介入をともなう「生産性運動」により、国労、動労の組織が各地本で切りくずされ、当局の調べでは七一年一二月一日までの一一カ月間に国労組合員は四万二〇〇〇人減、動労のそれは五一〇八名減少した。他方、当局のこうした動きにより鉄労の組合員が増加したほか、国労の施設関係労働者の職能組織である「全国施設協議会」では大阪を中心に七一年四月に「全国鉄施設労働組合」（一万人）を結成、四月四日の中央執行委員会で新産別へのオブザーバー加盟を決定した。

なお、国労、動労側は七一年秋以降当局の組織攻撃に対して反撃を開始し、当局側の不当労働行為が各所において明るみに出されたため、七二年春闘で国労、動労がストライキを含む闘争をおこなう結果、七二年六月末で国労復帰者は七二年六月末で国労復帰者は約八〇〇〇人におよんでいる。

郵　政

全逓も国労と同じく当局の組織介入をともなう労務政策の攻撃を受け、七一年一月以降の約一〇カ月間に九〇〇〇人の組合員を減少させたが、その大部分は全郵政に加盟した結果、全郵政は同じ期間に約七〇〇〇人の組合員増をみた。

建　設

総評、中立労連、建設労協のあいだで建設部門における産別組織結成の話合いが進められた結果、七一年六月三日に二一単産約六〇万人を結集する「全日本建設・建設資材産業労働組合協議会」（建設労協）が結成された。参加組合は、全建総連、全国セメント、日住労、全建労、全港建、国労（建築協議会）、全木労、全国一般、全開発、全農林、自治労（建設現場）、全水道、道公労、水資労、首高労、全日自労、全日建、農機労、建設関連協議会、全国建設、全国自労であった。

造　船

造船総連（同盟）と造船大手六企業連（石播・川崎・三菱・三井・日立・鋼管）は、七一年二月に共闘組織として造船重機共闘を結成したが、その後五月開催の代表者会議で同盟とＩＭＦ・ＪＣに加盟する全国造船重機械労働組合連合会（造船重機労連）を結成する方向を決め、一一月一三日の拡大代表者会議で新

組織の規約・綱領等をまとめたのち、七二年二月二～三日に東京・芝公会堂で結成大会をひらいて新組織を発足させた。参加したのは先の六社に住友重機労組を加えた大手七企業連と中小三二単組、約二〇万で、大会は「労使関係は親子関係でも敵対関係でもない。対等の立場に立って生産性向上では協力し、その成果の配分では対立する関係である」として「友愛と信義を基調とした労働組合主義に徹する」とする運動の基本姿勢を定めた。なお、これより先の一月二六日、造船総連（七万五〇〇〇人）は第二二回臨時大会をひらき、造船重機労働戦線の統一を果たしたのでここに歴史の幕を閉じるとしてその組織解消を宣言した。

他方、全造船機械（中立）では、あいつぐ脱退により大手組合は住友重機の浦賀、玉島のみとなっていたが、九月にこれら全造船機械の分会内の批判グループはそれぞれ「住友重機工業労働組合」と「住友重機玉島労組」を結成し一二月に造船重機共闘に参加した。

化学・ゴム・石油

化学同盟（三万五〇〇〇人）はかねて全硝労（三一〇〇人）と組織統合について話合いを進めていたが、全硝労は七一年一〇月の定期大会で化学同盟加盟の方針を決定、七二年三月一日をもって化学同盟に統合された。

ゴム労会議（二四組合、二万八〇〇〇人、純中立）、ゴム労連（二四組合、二万一〇〇〇人、総評）、全化同盟ゴム部会（二三組合、一万人、同盟）、中部ゴム労協（三組合、三〇〇〇人）で組織するゴム産業労働組合全国協議会（ゴム全協、六万八〇〇〇人）の呼びかけにより七二年六月一四日熱海で「全国ゴム労組統一問題懇談会」が開催され、これには化学同盟ゴム連絡会議（一万人）のほかブリジストンタイヤ労組その他の無所属組合二万二〇〇〇人の代表も参加した。会議はこんごゴム戦線の大結集をめざして話し合うことを決めた。

住友化学（合化）、昭石（全石油）、武田（全化）などが参加する石油・化学労働組合懇談会（全石化労懇）は七一年一〇月の第一五回総会で化学労働戦線統一推進の方針を決めるとともに、名称を「全国石油・化学労働組合会議」（全石化）と変えたが、その後、武田薬工、住化、日石、旭硝子などを中心に結成された「化学産業労組調査研究会」とのあいだで話合いを進めた結果、七二年六月に、調査、研究、賃金、産業政策立案などで共同作業を進めることを決めた。

同盟は七一年運動方針にもとづき石油関係労組の産別結集を準備していたが、七一年一二月七日に共同石油労組、日本鉱業労組、全ゼネラル石油精製労組（新労）の三組合、約二七〇〇人をもって「同盟石油産業労働組合連絡協議会」（同盟石油労協）を結成した。

鉄鋼

鉄鋼労連は七一年八月開催の定期大会の決定にもとづき、同年八月二七日、中央金属傘下の単産は全国金属（旧金属共闘）に対して脱退を通告、これで中央金属傘下の単産は全国金属、全電線、車輌労連、全造船機械の四単産（約三〇万三〇〇〇人）のみになった。

交通

同盟は交通関係労組の産別結集を準備していたが、七一年一〇月二七日に交通労連、海員、鉄労、全日航労組の四組合で「同盟交通運輸部門連絡協議会」（同盟交運協、約三六万人）を結成した。

海員

海員組合内では船舶通信士たちがその要求を無視されているとして海員組合の指導に対する批判を強めていたが、七一年一二月一二日に船舶通信士協会（約三九〇〇人）は拡大委員会をひらいて、海員組合を脱退、新労組結成の方針を決め、一月三〇日に船舶通信士の過半数二一二三人を結集して、船舶通信士

労働組合を発足させた。

電　力　電労連（約一三万人）は六九年いらい台湾、韓国、フィリピンの電力労組に呼びかけ、アジア電労連結成を準備していたが、七一年八月二六日、福岡に台湾電力工会（一万二〇〇〇人）、韓国電力労組（一万一〇〇〇人）の代表を集め、これら二組織とのあいだにアジア電力労働組合連合会を結成した。

自動車　自動車労協は七〇年の総会で連合体移行を決定していたが、同労協内で他の加盟組合とは組織形態の異なる全国自動車が七一年九月の大会で、トヨタ、いすず、日野、鈴木の四メーカーとその系列からなる企業連の組織づくりに着手し、企業系列別連合体を結集する総連合を実現させるとの方針を決めたのを受けて、同年一〇月一四～一六日の第七回総会で連合体移行の時期を七二年一〇月と決定、準備活動に着手した。

金　融　信用金庫、信用組合関係では全信労に対抗して、芝信金、東武信金、大東京信用組合の各労組が中心となって七一年八月に全国信用金庫信用組合労組連絡協議会（全信労連、一〇〇単組、三〇〇〇人）を結成した。

駐留軍　全駐労と沖縄の全軍労で設置している駐労共闘会議は両労組の組織統一をめざして話合いをつづけていたが七一年八月まず両組織が駐労共闘会議として総評に一括加盟した。

3　労働戦線の再編・統一をめぐる中央の動き

戦線統一拡大世話人会の発足　七一年二月に発足を予定された「労働戦線統一発起人会」が流産するまでの経緯は年鑑42集（一九五ページ以下）ですでに述べた。すなわち、七〇年一一月一一日に原口全鉱委員長、宮田鉄鋼労連委員長、天池全金同盟組合長、前川電労連会長、清田電機労連委員長、小方全機金委員長の六名で発足した「戦線統一世話人会」は、七一年二月までに「戦線統一発起人会」の構成を同盟五、総評四、中立労連三、新産別、純中立二と決め、鉄鋼労連、全鉱、私鉄、合化（以上総評）、全繊、海員、全金同盟、電労連、全化同盟（以上同盟）、電機労連、全国セメント、生保労連（以上中立労連）、全機金（新産別）、自動車労協、造船重機労協（純中立）の一五単産を選定した。しかし、総評の異議にあうと、発起人会のメンバーを総評、同盟とも同数の五組合、中立労連を四組合とすることまでは譲歩したものの、総評側が自主的に選出した五組合のうち全国金属については発起人会への参加を認めようとせず、このため、二月二五日に予定された発起人会には世話人会構成組合をのぞいて総評と中立労連の傘下組合が出席を拒否し、発起人会は世話人会の予定した形では発足できなくなった。

そこで世話人会は、一方で「見切り発車」したとの印象をさけるために発起人会の発足をとりやめるとともに、他方で集まった一一単産をもって拡大世話人会を構成、以後これでもって戦線統一の話合いを進めること、世話人会は拡大世話人会の幹事団として活動する

ことなどを決めたのであった。

このあと春闘、統一地方選挙、参院選挙などを迎えて中央における労働戦線の再編・統一の動きは一時中断していたが、七月にはいって九日に拡大世話人会の最初の幹事会がひらかれ、以後統一の基本路線について討議を進めることと、八月四日に総評大会が終了したのち拡大世話人会による統一推進運動を再開することなどが確認された。

戦線統一と総評第四二回大会

総評第四二回定期大会がひらかれる直前の七月二五日、総評大木事務局長は合化労連の大会に出席し、その席上戦線統一問題にふれ、昨年とちがって本年総評は統一問題に積極的に取りくむと述べたのち、ナショナル・センターこそ統一のイニシアチヴをとるべきだとして、総評、同盟、中立労連、新産別の四団体事務局長、書記長で常設的な「労働戦線統一問題懇談会」を設置し、共同行動や統一問題について月二回程度話し合うことを提唱したいと新たな提案をおこなった。しかし、同盟重枝書記長は翌月六日この提案を受ける意志のないことを明らかにし、「大木構想は実現意志のないアドバルーンで、拡大世話人会の作業に横やりを入れるもの」と語った。

総評第四二回大会は七月三一日～八月四日にひらかれたが、席上大木事務局長は戦線統一問題についての質疑に対する答弁のなかで①志を同じくするものだけを結集する拡大世話人会は認知しない、②全民懇は労資協調的であり、総評としてはこれを認めないと述べて注目された。また大会採択の「七一年度運動方針」は、戦線統一問題について、①前年度大会決定の「統一四原則を基礎に今後も対応していく」、②「あくまでも全労働者の共同行動・統一闘争を中央、地方で進めていくことを基本とし」「官民一体を目指す全的統一を完遂すること、資本の収奪に抵抗して闘うという思想性が貫かれることが大切」、③「そうした立場で対等・平等の原則にのっとり」「あらゆる話しあいに積極的に応じてゆく」などの基本方針を明らかにするとともに、さらに具体的に戦線統一問題での経過と闘争目標についてつぎのように述べていた。

【総評・一九七一年度運動方針、Ⅱ・九「労働戦線の統一について」（要旨）】 ①統一をめぐる動きは幹部間の話し合いが先行する状態を許すこととなったが、その原因は共同行動に取り組む指導の不充分さと幹部間の話し合いにおける幹事会の情勢判断の不充分さによるものである。②幹事会は機関尊重の組織原則に則って対処してきた。自主的に選んだ代表組合の選出に介入され、発起人会への参加を見合わせたがそのことは志を同じくする立場の集りという再編論と全的結集をめざす戦線統一論の立場からくる相異であり、この意味で総評が労働戦線統一の本筋を貫ぬいたと認識されるべきである。③総評と傘下単産レベルで共同行動をすすめてきたが、今後もこのようなあらゆるレベルでの共同行動の努力をたゆまずつみかさねてゆく。④労働戦線統一の意義は、昨年の運動方針ですでにのべたとおり、七〇年代の資本の寡占化、国家と資本の癒着とその反動化に対して総労働の結集が重要になってきていることにある。賃金、高齢者問題、医療、住宅、税制、公害などの要求を実現するためには、国家の制度を変革し政治路線を変えさせなければならず、そのために労働側の幅広い団結による社会的・政治的行動力の高揚が必要である。したがってわれわれが目指す労働戦線統一の意義は、あくまで労働者の要求の変化と発展に根ざしたものでなければならない。

総評大会がこうして統一四原則を再確認し、拡大世話人会や全民懇を認めないとの態度を決定したのに対して、八月五日の鉄鋼労連大会に出席した滝田同盟会長は、「志を同じくする組合の共同行動こそのぞましい」「現状では産業別を軸とした民間先行で進めるこ

とが大切だ」とのべ、拡大世話人会、全民懇、民労協を結合して同一路線にたつ組合による戦線の再編統一の方向を強調し、鉄鋼労連も基本的にはこれと同じ考えに立つ方針を大会で決めた。

また、総評大会で総評現指導部のとった統一問題に対する態度に批判的な態度を示した太田合化労連委員長は、八月二八日に滝田同盟会長と会談し、拡大世話人会の発展をはかり、戦線統一を積極的に進める点で意見の一致をみたと伝えられた。

総評統一問題対策委員会の方針

九月六日に総評は労働戦線統一問題対策委員会をひらき、こんごのとりくみを討議した結果、①統一の母体となる発起人会には〝対等・不介入〟の原則のもとに総評から鉄鋼労連、合化労連、私鉄総連、全鉱のほかに全国金属を参加させるよう世話人会に働きかける、②ドル・ショックなど最近のはげしい情勢の変化のなかで労働者の要求を実現するために労働四団体が中心となった共闘行動を積極的に提唱していく——を決めるなど「戦線統一についての当面の方針」を確認した。

しかしここでは、世話人会のイニシアで進められてきた戦線統一の話合いが民間単産を軸とするものになっているという現実と「官民一体の全的統一」という目標とのずれをどうあつかうかについて、委員会内部での一致が得られなかった。「当面の方針」はこの点についてつぎのようにのべていた。

【総評統一問題対策委員会の当面の方針】民間を中心とする話しあいの場となることについて経過的には機関の承認を得てはいるものの、官公労との関連、展望をどうするかについて完全な意識統一がされてはいないので、このことについてはまず意識統一が必要である。

そのことを前提としつつ①本来的には官民一体の話しあいの場をもつことが正しいことをまず明確にする。②民間先行を経過的、暫定的に認めるとしても可及的速やかに官公労代表を加えるよう総評全体として対処する。（その場合の代表数などは協議をつづける）

拡大世話人会と統一路線に関する討議試案

拡大世話人会幹事会は八月一〇日以降九月二二日まで数回の会合を重ねた結果、「実践的労働組合主義」を基調とする「統一路線に関する討議試案」をまとめるとともに、統一運動の進め方としては、「路線試案」によって基本路線についての見解を統一したうえで具体的な活動の共通課題を設定、拡大世話人会のなかに課題別の政策研究会を設置して、この研究会に全単産の参加を呼びかけることでほぼ原則的な一致をみた。しかし全国金属を参加させる問題については一致がみられず、宮田鉄鋼労連委員長は九月二二日開催の愛知民労協発足大会であいさつして、その参加に反対の意向を表明したが、幹事会の席上でも天池全金同盟組合長は「本質的に立場のちがう組合は入れるべきでない」と主張、これに対して清田電機労連委員長、小方全機金委員長らは政策研究会に参加させて見解の相異を明らかにさせるべきだとの見解であった。

九月二八日開催の拡大世話人会は幹事会作成の「統一路線に関する討議試案」を了承するとともに、以後この路線を軸に幹事会が中心になって発起人会発足にあたってあげられた一七単産をはじめ各地の民労協や全民懇など中央、地方の主要労組の意見を求めながら広く参加を呼びかけることになった。

【統一路線に関する討議試案・内容(抜粋)】

統一組織の形態　①全的統一を前提にするが、産業構造の変化に直面し共通課題と運動について新しい力の結集を必要とする民間労働組合の統一

をまず成功させる。②趣旨に賛成する産業別組合を主体として統一組織をつくることを原則とする。なお産別以外の組合についても定められた条件に基いて積極的に参加を求める。③官公労組織とは相互に理解と協力が注がれるように努め、民間の統一に即応して綜合的組織の形態についてさらに検討をすすめる。

目標とする運動の基調　①実践的な労働組合主義を基本とし、近代的運動を推進する。②労使は相互に独立し、対等であり、利害関係において対立する。③われわれは社会主義にもとづき、国民的諸課題について社会的機能を発揮する。④議会制民主主義を柱とし、必要な市民運動、国民運動についても直接的な民主主義運動として積極的に取り組む。

政党との関係　①政策の一致を基本として革新政党と協力関係をもつ。②政党と労組とは相互不介入の原則に立つ。③各単産の政党支持は各単産が自主的にきめる。

国際活動　国際公正労働基準の確立、開発途上国への協力、国際緊張の緩和。

見切り発車・統一問題連絡会議の構想

幹事会は統一路線討議試案に対する中央、地方の意見を求めたが、一〇月二五日にひらかれた全民懇拡大幹事会は、拡大世話人会がうちだしたこの路線試案を支持するとともに、①この試案をもとに全国金属を含む多数民間単産に統一テーブル参加を呼びかける、②統一テーブルは拡大世話人会の延長とせずはるかに上回る新たな統一連絡会議とし、純独立・無所属などの単組の参加を認めるべきである、③統一連絡会議に結集した段階で綱領、規約を審議するとともに、物価、ドル・ショック対策や国民福祉要求に取り組む、などの諸点を提唱した。

一一月六日には大阪の松下労働会館で「全国民労協」結成のための第二回準備会がひらかれたが、拡大世話人会からは宮田鉄鋼労連委員長と前川電労連会長の二人が出席、統一路線試案と統一運動の動きについて説明した結果、路線試案について準備会の大綱的了承を受けた。

また一一月八日には幹事会は総評傘下の私鉄、合化、全国金属三組合および中立労連の代表とそれぞれ会談し、路線試案について説明した。会談に先立ち総評では一〇月三一日にひらかれた拡大評議員会で大木事務局長が「拡大世話人会の実践的労働組合主義は私の見解とは相入れない。拡大世話人会との話合いに際しては一方的につくられた方針に足を踏み込むことは問題であり、二月の総評機関決定の線を守ってもらいたい」と要望したが、会談の席上では総評三組合は①路線試案は統一のためのたたき台と理解する、②発起人会を当初予定した一七組合で発足させるべきである、と主張、中立労連代表もほぼ同じ見解を述べた。

このあと拡大世話人会幹事会は一一月二〇日と二七日の二回の会合を通じて統一の進め方を協議した結果、①現在の幹事会六名の連名で「統一問題連絡会議（仮称）」の発足を呼びかけ、統一路線試案に賛成する組合の参加を求める、②呼びかけは無差別に一万人以上の民間産別またはこれに準ずる組合を対象としておこなう、③呼びかけの時期は七二年一月末までとし、一二月中に連絡会議を発足させるとの方針を決定し、一二月一四日の幹事会で呼びかけ案文を作成して一二月一八日の拡大世話人会の了承をうることとした。しかし一二月一四日には全鉱原口、鉄鋼労連宮田の両名が欠席したため流会となり、ついで一八日の拡大世話人会に先立ってひらかれた幹事会では電機労連から、私鉄総連は全金を含む一七組合に呼びかけるまでは参加しないとの態度をとっているが、電機労連としては私

鉄の参加をえられない呼びかけには参加できないとの態度が表明されたため、統一問題連絡会議構想をただちに実施に移すことは不可能となり、同日の拡大世話人会にも右の経過を報告、一月二七日に再度討議することにした。

民労協に対する総評の態度　総評は七一年末にひらかれた幹事会で、七二年一月二八日に全国連絡体結成を予定されている地方民労協についての態度をつぎのように決めた。

【地方民労協についての態度（要旨）】

①地方民労協の結成と活動をみると一般的に中央における〝労働戦線再編統一〟の動きと不離一体なものとしてすすめられていることは明らかである。②〝労働戦線再編統一〟をめざす中央・地方の活動は、来年一月から二月にむけて地方民労協全国連絡協議会の結成を中心に、積極的に動き出す状況にあるが、春闘を前にして労働戦線内部に混乱を招来することは、運動弱体化以外のなにものでもない。③今日、総評を中心とする日本の労働運動がもっとも力点をおかなければならない課題は春闘を中心とする賃上げ、時間短縮、合理化反対、雇用保障、権利確立をはじめ、経済、社会、政治の全局面において労働者階級の諸要求を基礎とする共闘を全国的に組織し、闘いを発展させることである。④その向背を問われる七二春闘の組織体制づくりの最中において企業組合レベルに労働運動の指導機能を後退させることは許されない。⑤県段階における春闘共闘の結成をはじめ多面的な共闘を推進すると同時にとくに県下民間労組対策を強化する立場から大産別共闘、民間単産会議の結成とその育成強化に一段の努力を傾注されることを要請する。

同盟の戦線統一方針　七二年一月一七～一九日には同盟第八回定期大会がひらかれたが、大会採択の七二年度運動方針は、労働戦線統一問題についての同盟の基本的態度をつぎのように述べていた。

【同盟七二年度運動方針第一部三の一「民主主義労働運動の結集」（要旨）】

1労働運動の流動化が進展するなかで、各方面で提唱された統一への動きが「統一世話人会」としてほぼ整理されてから一年以上経過し、統一への具体化を目指して努力が続けられている。

2労働運動の流動化といわれているものの本質はわが国の労働運動就中民間産業における労働運動が反対と抵抗、宣伝と煽動に終始する革命路線の組合運動が無力であり成果を挙げ得ないということを、組合の日常活動の中から反省し認識して民主主義と改革の路線に立つ労働運動を求め、指向する動きを広範にかつ強く起しているということである。

3流動化が進展すれば、同じ問題意識を持ち、同じ方向を指向する組織が結集して新しい組織を形成して政策を固め、力と行動を強化しようとすることは極めて当然のことである。これが流動化の中での統一への志向である。しかし、流動化現象そのものが示している如く、問題意識とそれに対応する運動の方向は同じでも、それぞれの組織の事情によって、民主主義労働運動に対する意識も一様でなく、統一への取り組みもまた一様ではない。

4統一世話人会は、このような流動化のなかの統一問題と取り組み、各組織の意向を調整しつつ新しい結集体の運動路線・共通要求と共通行動・統一プログラムなどについて検討を進めるなど、統一の具体化に努力している。また、世話人会の動きとともに、地方民労協の組織づくりが二〇を越える地方におよびその全国的連絡機関の結成が進められようとしている。

5われわれは流動化と再編統一問題が重要段階にあることにかんがみ、次の方針の下に民主主義労働運動の結集に取り組まなければならない。①民主主義労働運動の大きな統一を目指しながら、志を同じくする組合が結集し共同行動を進める場をつくる　②新しい結集体は全国組織、産別組織、またはこれに準ずる組織および単位組合など民間における組織を広く結集し、当面する共通問題について全国的や産業別の取り組みを強める　③新しい統一体を支える意味からも業種別・産業別の組織を強化する　④地方組織の結成推進　⑤新しい組織の結成については同盟全体として一体性を

堅持してあたり、そのため中央・地方に特別委員会を設ける　⑥民間産業の新しい結集と次の段階として官公労を含む全的結集に発展させるため、官公労分野における民主主義労働運動の発展に一層努力する。

一七単産会議

拡大世話人会幹事会の見切り発車・統一連絡会議結成の構想は、私鉄総連の参加拒否にもとづく電機労連の不参加によって実行に移せなくなった。このためそのご拡大世話人会幹事会は局面打開工作に努力した結果、七二年一月一一日に拡大世話人会幹事会メンバーである原口全鉱、鉄鋼宮田両委員長と太田合化、三橋私鉄両委員長、佐竹全国金属書記長に市川総評議長、大木同事務局長を加えた総評五単産会議をひらき、ここで「全国金属を含めた一七単産の会議であれば、話合いをおこない、統一問題を前進させる」との確認をえた。他方同盟は一月一三～一四日にこの問題について討議し、全国金属を含めることに強い反対もあったが、結局、大幅に譲歩して①一七単産の会合を認める、②統一路線試案の大綱は変えない、③統一問題連絡会議の呼びかけを総評、同盟、中立労連、新産別各一の四単産でおこない、二月に発足させるなどの態度を決めた。この間、拡大世話人会幹事会は一三日に太田合化、三橋私鉄両委員長と話し合って統一路線試案は〝たたき台〟とするということで意志統一をした。

二日三～四日には総評第四三回臨時大会がひらかれ、春闘方針が討議された。大会の論議の半分は戦線統一問題についやされたが、結局、幹事会提案の「労働戦線統一に対する幹事会の態度」が承認された。それは①統一推進のための一七単産会議に参加し、②共同行動をすすめ、路線問題では四原則で対処し、③一七単産会議のなかで急速に官公労が参加するため討議を進める、などを骨子としたものであった（Ⅱ・Ⅱ・2・2参照）。

こうして二月五日に東京・国際観光会館で一七単産会議の初の会合がひらかれた。参加者は宮田鉄鋼、原口全鉱、三橋私鉄各委員長、佐竹全国金属書記長（以上総評）、宮野全金同盟書記長、稲垣電労連会長代理、宇佐美全繊、田中全化同盟両会長、村上海員組合長、柳沢造船重機労連副委員長（以上同盟）、清田電機労連、寺尾生保労連、貞友全国セメント各委員長、唐沢全建総連書記長（以上中立労連）、小方全機金委員長（新産別）、塩路自動車労協議長（純中立）であった。会議はつぎの諸点について申合せをおこなった。「一七単産会議は従来の経過を確認して次のことを申し合わせる、①統一路線については『たたき台』として出ているが、これに拘束を受けず、こんご討議する、②民間単産連絡会議（仮称）の開催、共通課題、一七単産会議の運営については次回討議する、②次回は一六日とする」。

一七単産会議の第二回目会合は二月一六日に開催された。会合では三月中旬をめどに民間単産連絡会議を発足させることに参加者の意見の一致をみたものの、総評ならび中立労連傘下組合は①一七単産会議で戦線統一をすすめる。②民間単産会議は共同行動の場とすると主張、これに対して同盟傘下組合は①民間単産会議を統一の母体とし、②一七単産会議は前者の発足と同時に解消すると主張してゆずらず、結局、座長の清田電機労連委員長が①一七単産会議は民間単産会議を三月一〇日ごろ招集する、③この会議は当面賃金闘争について情報交換、年金、医療で共同闘争をおこなう、④賃闘終了後に一七単産会議をひらいて統一問題を議論するとのまとめを提案、これを各単産が各組合に

もち帰り、二五日開催の第三回会合で決めることになった。

二月二五日の第三回会合では、総評・中立労連傘下組合が先の清田案を承認してもよいとの態度をとり、同盟側は民間単産連絡会議の開催を保留し、二二～二三組合で民間労組統一会議を設置せよと主張したが、結局つぎのようにまとめることで意見の一致をみた。①三月一一日に一九単産会議を発足させる、②会議は当面の共通課題その他必要な課題を協議する、③会議の名称、目的、性格、運営については一九単産会議で決める、④無所属組合の一組合は再検討し、意見が一致をみたら二、三組合に増加する、⑤私鉄、全繊、電機、全機金の四単産で窓口をつくり、予備討議をおこなう、⑥民間単産連絡会議は当面ひらかない。

なお一九単産会議の発足とともに一七単産会議と拡大世話人会は解消されることになった。

労働戦線統一民間単産連絡会議の発足

一七単産会議のメンバーに全印総連（総評）と食品労連（中立労連）の代表を加え、総評、同盟各六、中立労連五、新産別一、純中立一単産で構成される一九単産会議の初会合は三月一一日に東京・全繊会館でひらかれた。会議ではこの一九単産会議の名称を労働戦線統一民間単産連絡会議とし、会議の目的は労働戦線の全的統一であるが、当面は民間労組の統一をはかることなど、会議の名称、目的、任務、運営などについてつぎのように決めた。

【「労働戦線民間単産連絡会議」運営要領】

過去一年余りにわたる労働戦線統一世話人会などの経過をふまえて次の会議を発足させる。

名　称　この会議は「労働戦線統一民間単産連絡会議」とよぶ。

目　的　この会議の目的は労働戦線の全的統一を目標にするが、当面は民間産業労働組合の統一達成をはかり労働者をとりまく環境の変化と要求の多様化に対応した労働運動の推進をはかる。

任　務　この会議は、前記目的達成に必要な次の活動を行なう。

1　運動路線の審議
2　共通課題に基づく共同行動の実施
3　この会の方針などについて普及宣伝
4　統一のために必要な諸準備
5　構成組織相互の理解促進
6　その他目的達成に必要なこと

運　営　この会は次の方法により運営する。①この会議の運営に当っては、原則として全員が合意するよう努力する。②会議の座長・会場・議事録作成などは、構成組織の持ちまわり制とする。③この会議の連絡窓口として、次の四構成組織が当る（略）。④この会議に必要な経費は構成組織が分担する。

統一連絡会議の第二回目会合は三月二九日にひらかれ、賃金・時短闘争についての情報交換と厚生年金、健康保険問題など当面の共通課題について討議、さらに四月一五日の第三回会合で第三回会議を六～七月におこない、八月には結論をだすことなどについて合意した。

しかし、六月一七日の第四回会合では、各単産とも春闘や国会対策に追われ、路線論議は約一カ月後に予定される第五回会合から始めることとなり、この点からだけみても八月までに路線論議にメドがつけられる公算は薄いと見られるに至った。

4　地方における労働戦線再編の動き

全民懇第五回会議

全国民間労組委員長懇談会（全民懇、代表幹事＝宮田早苗新日鉄八幡組合長、菅野泰太郎東洋紡委員長、高畑敬一松下電器委員長）は七一年七月二九日に東京・日本青年会館で第五回会合（東京会議）をひらいて、七一年の一月八～九日の幹事会でまとめた全民懇の活動方針「変革の七一年われら何をなすべきか」と「現状打開の努力を――社公民は政権構想示せ」と題する決議を採択した。会議には六一組合が参加したが、その上部団体別内訳は、総評三九、同盟一八七、新産別二五、中立労連六六、鈍中立五〇、無所属二五四で、同盟と無所属の増加が目立った。採択された活動方針は、①労働戦線統一のための発起人会に無所属組合を参加させるべきである、②社公民三党の公害共闘を契機に野党再編と革新新党に期待するなどの点を強調しており、決議は要旨つぎのようにのべている。

【全民懇東京会議の決議（要旨）】①労働戦線の統一運動は中央レベル、産業別、単組地域まで相互に連携し、統一的に立体的に推進しなければならない。全民懇は下からの統一運動を立体的に構築していく。また市民的・国民的課題に取り組むために全国的に民間労組の地方結集を進め、一〇月をめどに地方民労協の全国結集を進める。②拡大世話人会は発起人組合や組合名だけを先行して論議するのではなく、戦線統一の必要性、運動の基調、統一構想を明確にして全国の単産・単組にも呼びかけていき、統一テーブルの形成を急速におこなうべきである。そのとき純中立・無所属組合の参加が得られるよう要望する。③戦線統一の作業のなかから生まれた連帯感をよりどころにして市民的・国民的生活課題の政策の立案と共同行動のプランをつくり、この秋からでも労働四団体を中心に純中立を加え、中央、地方に「実質賃金を高めるための共闘」を展開するよう提案する。④社公民三党はその共闘を持続的に高め、革新運動をすすめ、革新政権の構想を明らかにすべきである。

全民懇拡大幹事会

全民懇は七一年一〇月二五～二六日に伊豆長岡で拡大幹事会をひらき、ニクソン米大統領の訪中声明と八月の緊急措置、いわゆるドル・ショックに対する対策ならびに労働戦線統一問題について協議した。会議が採択した「物価対策と七二年春闘構想」は、ドル・ショック対策を全産業的に討議するため未参加の労組に全民懇参加を求めるとともに、いまこそこれまでのいきさつをこえて戦線統一が進められるべきだとして、戦線統一拡大世話人会に対し、要旨つぎのように提唱している。①世話人会がつくりあげた統一路線討議試案は総評、同盟の中間をゆく今日では最高のもので、互譲の精神を発揮しこれを中心に結集すべきである。②世話人会はこの討議試案にもとづいて全国金属を含めた多くの民間単産に対し統一テーブルへの参加を呼びかけるべきである。③統一テーブルは拡大世話人会の延長でなく、一七単産をはるかに上回る新たな統一連絡会議（仮称）とし、純中立・無所属の単産の参加を認めなければならない。④統一連絡会議に結集した段階で綱領・規約などを審議するとともに、緊急物価対策やドル・ショック対策、国民福祉要求に取り組み共闘を高め、必要により官公労のブリッジ参加を認める。⑤地方民労協を広め結束を高める。

なお全民懇はこのあと一二月一五日に広島で幹事会をひらき、労

働戦線統一の進め方について協議した結果、「明年こそ統一実現の年――七二年統一構想と全民懇の役割」と題する決議を採択し、そのなかで①統一連絡会議（仮称）を七二年二月に発足させる、②七二年九月にはゆるやかな統一協議体が発足できるようにするなどを拡大世話人会に要請した。

地方民労協の動き

地方段階で労働戦線の再編をすすめる地方民労協結成の動きは、七一年二月一都八県にわたる関東民労連が結成されたのにつづいて、六月二一日には京都民労協準備会（三六組合、約一三万人）、九月二一日に愛知民労協（八三八組合、約三五万人）、一二月一五日に広島民労協準備会（四二組合、約一〇万人）が結成され、このような地方組織は、一ブロック（関東）一四府県（神奈川、福岡、山口、大分、山形、栃木、大阪、滋賀、和歌山、奈良、宮崎、愛知、京都、広島）、四地区（岐阜県中津川、室蘭、北九州、名古屋）に存在することとなった。

全国民労協の結成

七一年七月の全民懇第五回会議は七一年一〇月をめどに地方民労協の全国結集をすすめるとの方針を決めたが、このあと七一年八月二八日に全民懇、関東民労連、大阪民労協、福岡民労協の呼びかけで二三都府県から地方民労協の代表と地方民労協結成推進者が集まって、新全国組織結成の方針を確認しあい、一〇月八日に関東、神奈川、愛知、大阪など一三の地方民労協は「地方民労協全国連絡会議結成準備会」を発足させた。ここで新組織の基本方針が準備され、翌七二年一月二八日に東京都勤労福祉会館で「地方民労協全国連絡協議会（全国民労協）」の結成総会がひらかれることになった。

結成総会では、結成準備中のものを含めて五ブロック（東北、関東、北陸、四国、九州）、二三道府県の民労協四九七万三〇〇〇人を結集したと発表され、当面の活動目標として①輸出第一主義から人間尊重の経済政策への転換、離職者対策、老後の生活保護運動に取り組む、②通勤対策と住宅難解消のため政府、自治体に働きかける、③労使関係のなかから公害追放に努力するとともに横の連携を強め、政府、自治体、労組、企業、市民などとの公害対策に取り組む、④物価、減税、社会保障などについて市民運動をおこす、⑤民主的労働運動の確立と民主的革新政治勢力の結集などを決めるとともに労働戦線再編問題について要旨つぎのような決議を採択した。

【戦線統一促進と新しい労働運動の道標確立に関する決議（要旨）】①戦線統一世話人会が提唱する民間先行の統一連絡会議を二月中に発足させ、ドル・ショック不況対策、政策転換闘争を直ちにとりあげて共同行動を展開し、あわせて路線試案をもとに新しいナショナル・センターの結成を急ぐべきである。②各府県・地方ブロックにおける民間中心の統一運動は広がり正式結成もしくは準備会のない府県は二、三だけとなった。統一連絡会議に全国民労協代表を入れることを強く求める。③戦線統一運動は単に量的結集だけにとどまるものでない。組合員の意識変化や多様化した要求にこたえる運動をいかに創造するか、市民社会の中で労組の果たすべき役割はなにか、貿易問題や多国籍企業対策について国際労働運動のあり方はどうあるべきかなど、統一連絡会議は運動の質的転換についても指針を示されたい。

全民懇・全国民労協と公明党

七一年七月の全民懇第五回会合（東京会議）に出席した公明党矢野書記長は、公明党が労働対策として進めていた民主労働協議会（略称民労、六九年六月準備会発足）結成の方針（年鑑第40集、二二五ページ、および第41集二二八ページ参照）をとりやめ、労働戦線統一の実現に側面から協力するとの態度を表明して注目されたが、ついで七二年三

月一三日に全国民労協代表が社公民三党に対して健保、医療、厚生年金、住宅、物価など国民的課題の実現について協力を申し入れたさい、公明党矢野書記長は「全国民労協の方針と公明党の方針は同一の考え方であり、めざすところも一致している」として、全面的なバック・アップを表明するとともに、全国民労協とのあいだの定期会合を提唱した。

全国民労協と総評の通達

総評が三月六日づけ通達で傘下組織に対する態度」を決め、そのなかでつぎのように述べた。民労協と関係をたつよう求めたのに関連して、五月一三～一四日開催の全国民労協幹事会は「戦線統一に

【戦線統一に対する態度（要旨）】①総評の通達は下から盛り上がった統一運動を抑制し、中央の統一運動を妨害するもので、セクト的姿勢といわざるをえない。総評がこれを撤回し、むしろ各地域民労協と全国民労協に傘下民間組合を積極的に参加させるよう指導されたい　②全国民労協を同盟主導型とする一部の中傷はまったくあたらない。静岡、兵庫、京都、大阪、岐阜では電機労連地協が、広島、和歌山、三重、福岡では中立組合が、富山では総評の組織が中心となって結成されている　③統一連絡会議には全国民労協傘下の無所属組合の代表を二～三名入れるべきである。

【参考資料】(1)労働省「昭和四六年労働組合基本調査報告」および同各年、(2)総評第四二回定期大会資料、(3)総評教宣部監修「総評第四二回定期大会速記録」共立速記社、七一年八月刊、(4)総評第四三回臨時大会資料、(5)総評教宣部監修「総評第四三回臨時大会速記録」共立速記社、七二年二月刊、(6)同盟第八回定期大会資料、(7)同盟「同盟第八回定期大会議事速記録」七二年一月刊、(8)新産別第二三回定期大会資料、(9)「総評新聞」、(10)「同盟新聞」、(11)「新産別」、(12)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(13)労働経済社「労働経済旬報」、(14)労働旬報社「労働法律旬報」

II 総評・同盟・新産別の大会

概要□総評の大会——第四二回定期大会：開会と各代表あいさつ／活動報告と運動方針案の提案説明／活動報告・運動方針についての質疑討論の経過と修正案／事務局長の総括答弁／大会採択の諸決議／第四三回臨時大会：開会と各代表あいさつ／秋季・年末闘争経過、七二春闘方針ならびに戦線統一に関する経過の報告提案／春闘方針をめぐる質疑討論／戦線統一問題についての質疑討論／**同盟第八回定期大会**——開会と滝田会長のあいさつ／来賓あいさつ／七二年度運動方針／方針の質疑・討論／諸決議と役員選挙／**新産別第二三回定期大会**——開会と来賓あいさつ／昭和四七年度運動方針／諸決議と新役員

概要

一、七一年七月～七二年六月の一年間にひらかれた労働組合中央組織の大会は、①七一年七月三一日～八月四日の総評第四二回定期大会、②七二年二月三～四日の総評第四三回臨時大会、③七二年一月一七～一九日の同盟第八回定期大会、④七一年一〇月二八～三〇日の新産別第二三回定期大会の四つであった。

一、七一年七月三一日にひらかれた総評第四二回定期大会は、①春闘の抜本的強化、②労働基本権のたたかいの強化、③生活闘争をを軸とする共闘、④沖縄返還協定反対のストライキを含む統一行動などを軸とする運動方針が採択され、また労働戦線統一には統一四原則を基礎に積極的に対処することが決まった。この大会では役員改選はおこなわれず、補充がおこなわれたにとどまった。

一、七二年二月の総評第四三回臨時大会では、①生活と権利を守るたたかい、②いのちと暮らしを守るたたかい、③平和・独立・民主主義擁護を結合し国民生活優先の政治路線転換をめざすことを基調とし、「昨年に倍するストライキをもって全産業総がかり・総ぐるみの闘争を組織する」ことを目指す、春闘の具体的方針が討議され採択された。それとともに大会は労働戦線統一について、①対等・平等の立場で参加し、②統一路線については総評四原則をふま

えて対処し、③官公労を加えた全的統一とすることを条件に、一七単産会議に参加し、戦線統一を積極的に進めることを決定した。

一、七二年一月の同盟第八回大会は、「人間尊重・福祉社会の実現へ」をスローガンとし、組合民主主義、産業民主主義、政治的民主主義、国際的民主主義という四つの民主主義の原点に立って改良と改善を積み重ねるという、「参加と創造」の立場を強調した七二年度運動方針が討議・決定された。労働戦線統一問題については、志を同じくする民間組織の結集と官公労組織の民主化が強調された。しかし運動方針討議では傘下大単産はすべて沈黙を守り、討議は二時間足らずで終了した。大会は新会長に全金同盟天池組合長、新書記長に前川電労連会長を選出した。

一、七一年一〇月開催の新産別第二三回大会は、左右のイデオロギーのワクは無意味となり労働戦線統一は必至であるとして、民間先行、戦線統一路線試案のもとで戦線統一を推進するとする昭和四七年度運動方針案を採択した。役員選挙では石垣委員長、大谷書記長が再選された。

1　総評の大会

1　総評第四二回定期大会

開会と各代表あいさつ　日本労働組合総評議会（総評）第四二回定期大会は一九七一年七月三一日～八月四日の五日間にわたって東京・文京公会堂で開催された。第一日目は午前一〇時三八分、酒井一三副議長の開会の辞、四三単産四四一名代議員の出席をみとめた資格審査委員会の報告につづいて、国労臼井副委員長、自治労丸山副委員長、鉄鋼労連畠山副委員長、全自交金吉書記長、日教組粕谷中央執行委員長団に選出され、大会成立が宣言された。

まずあいさつに立った市川総評議長は、「今日既成の組織は根本的な検討を迫られており、労働組合もその例外でない。資本の結束と国家権力の介入が強まっており、一七年の伝統をもつ春闘を発展させるには資本と権力以上にわれわれの主体的な力を強める以外にない」として、数年来強調してきた大衆路線をさらに強める必要を指摘するとともに、戦線統一の問題については「それが労働者の要

求にもとづいている限り積極的に全国統一をめざすが、同時に共通要求にもとづく共同行動、その積み重ねを通じて組織統一への発展を念願する。そのためにも総評の団結と統一の強化が必要である」とのべた。

ついで阿部中立労連議長、成田社会党委員長、春日共産党幹部会委員が来賓のあいさつをおこなった。阿部中立労連議長は戦線統一問題にふれて、「戦線統一それ自体は手段にすぎないが、共通する課題、目標に合意が得られたとしても路線についての合意がなければ行動は伴わず、期待にこたえ得ない」とのべるとともに、それを進めるにあたって「イデオロギー過剰という一般状況がマイナスとしてかかわり合うことを恐れる」ともべた。成田社会党委員長も同じ問題にふれ、「全労働者が一つのナショナル・センターに結集することは望ましいが、それは資本と保守政権に対する労働者階級の戦闘力を強めるためのものであって、当局や経営者側と癒着して第二組合をつくってきた組織を対象にして真の統一はありえない」とのべ、戦線統一四原則を堅持するよう要請するとともに、政党支持の問題について、労働組合員に政党支持の自由があるという主張は正しいが、「政党支持を組合員の欲するままに放任」するのはあやまりで、「組合はその支持政党を論議を尽くして決定すべきだ」とのべた。春日共産党幹部会委員は、「独占資本と政府の一体になった力にたち向う」ために「いまこそ闘争の主体を大胆に職場労働者におき……一致する要求に基づく行動の統一、各組合員の自主性の尊重、特定政党の支持も排除も前提にしないという労働組合の統一行動の原則に基づくあらゆる傾向の労働組合の共同闘争、統一行動を産業別・地域別・全国的に粘り強く追求することが重要になってきている」とのべた。

このあと国際労働組合組織と外国代表のあいさつがおこなわれたが、大会に招待されたこれらの代表は次のとおりであった。①世界労連マヘンドラ・セン書記、②国際自由労連落合東京事務所長、③国際労連開発繁東京事務所長、④全インド労働組合会議K・G・スリヴァスタヴァ、⑤HMSデザイ書記、⑥インド全国労働組合会議ステフェン書記、⑦マレーシア労組会議ドウライアッパー書記次長、⑧ニュージーランドFOLノックス書記、⑨フィリピン自由労組連合ハーバル副議長、⑩フィリピン全国労組フェルナンデス副議長、⑪フィリピン労組会議パセノ、⑫フィリピン労組パディリア財政局長、⑬シンガポール全国労組会議バラクリシュナン書記、⑭全ソ労働組合中央評議会アベリアノフ国際部長、同リュクノフロ国際部員、⑮全米平和行動連合L・ゲーツコルビー。

活動報告と運動方針案の提案説明

第一日目の午後には大木事務局長が一九七〇年度活動経過報告、一九七一年度運動方針案提案説明をおこなった。ついで前日の七月三〇日全日空機が岩手県上空で自衛隊F86戦闘機に衝突され一六二名の犠牲者をだした事件に抗議する決議が上程・可決されたのち、さらに井上財政局長の第二一年度会計決算報告、竹内会計監査委員長の同監査報告、井上財政局長の第二二年度予算案提案説明があって、第一日目の議事を終了した。

大木事務局長が提案した運動方針案は三部から成り、その構成は、Ⅰ情勢の特徴（①国内情勢、②国外情勢）、Ⅱ運動の基調（①昨年の運動方針を基本的に踏襲する、②今年度の運動の基本方向）、Ⅲ闘いの総括と闘争目標（①春闘の総括と強化、②最低賃金制闘争の強化について、③合

理化反対の闘い、④権利確立の闘い、⑤勤労国民のいのちとくらしを守る闘い、⑥政治闘争の強化について、⑦組織の強化・拡大、⑧青年・婦人対策の強化、⑨労働戦線の統一について、⑩文化闘争について、⑪国際連帯の強化）となっているが、このうちII「運動の基調」はつぎのようにのべている（大会採択の運動方針による。なおIII・⑦「組織の強化・拡大について」は本年鑑II・I 2を、またIII・⑪「国際連帯の強化」については本年鑑II・IX・1・3を参照されたい）。

【一九七一年度運動方針・II「運動の基調」（要旨）】

一、昨年度の運動方針を基本的に踏襲する

われわれは昨年度の方針に盛られた理念を基本的に踏襲し、今年度はその具体的な行動強化を集中的に追求する。

二、今年度の運動の基本方向

(1)春闘戦力の抜本的強化をはかる

賃金闘争については寡占化の一層の進展と景気の一時的後退という客観情勢を契機として資本の結束は従来になくつよまり、かつ国家の介入が一段と露骨になった。この二つの動きは今後長期的には強まりこそすれ弱まることはないであろう。とするならば、われわれは何よりまず闘争力の抜本的な強化を図らなければならない。また、所得政策に対抗するためにも春闘の機能はますます重要であり春闘戦力は抜本的な強化改革が必要である。更に所得政策の圧力の増大の下では人事院体制や公労委方式の限界は次第に明らかになるので、官公労働者のスト権の意義も決定的になるであろう。官民ともに闘争主体強化が今日緊急の基本課題である。

七二春闘では青年労働者の闘争力を中心に「とれるまで闘う」を全労働者の合言葉とし七一春闘を上回る激しい粘り強い闘いを展開する。そのため産業別組織と地域共闘をより一層強化し、闘争資金体制も大幅に充実させる。

(2)労働者の基本的権利を確立する闘いを強力に推進する

合理化は成長産業たると斜陽産業たるをとわず、官民を問わず全面的かつ深刻になる。産業によっては組合員の権利を剝奪し組織破壊から思想改造にも及ぶ人権闘争の様相を呈している。従って今年度は職場における労働条件改善、組合員一人一人の権利を守る闘いを特に重視する。同時に自由化体制や産業合理化から労働者や勤労者の生活をまもるために雇用政策の充実に努力しなければならない。

資本と国家の手による週五日制や定年制延長をはじめとする状況先取り的な新たな労働力支配体制確立のキャンペーンに対抗するためには、われわれの側からの大胆な要求の提起と各目標に対する集中的な統一行動の形成が急がれなければならない。

また今次春闘での国労、動労にかけられた報復処分にみられるようにスト権奪還とストライキの自由を守る闘いは緊急の課題である。スト権奪還が運動に与える影響を認識し、総評全体の連帯性をたかめ、あらゆる要求を結合して統一行動を着実に積み上げてゆく。

(3)生活闘争は対企業闘争の前進を軸として広汎な共同行動に発展させる

われわれの「いのちと暮らしをまもる生活闘争」は日常的な対企業闘争の前進が軸であり、制度的改善の部分は対企業、対資本との闘いと共に団交、交渉の領域を対政府、対自治体の分野へ拡大してゆくことであり、更にこの闘いは全勤労国民との地域的、全国的共同行動が運動の大きな柱となってくる。今年度の闘いの重点目標は年金制度の改善、医療の抜本改悪阻止と真の国民医療の確立、労災職業病絶滅、低家賃公営住宅の建設におき、対企業闘争を重視してゆくなかで、広汎な階層を結集した共同行動に発展させる。

(4)欺瞞的沖縄返還と対決し、ストライキを含む統一行動を組織する

安保条約の廃棄、インドシナ侵略反対、憲法改悪阻止はわれわれのすべての要求の頂点に立つ重要な課題である。そしてこれらの課題の集中点としていま沖縄返還の闘いがある。

沖縄県民の復帰闘争とわれわれの今迄の沖縄返還の運動はここまで事態を動かしてきたのだが、ようやくここに復帰の方式で勝負する秋が至った。沖縄県民・沖縄労働者の激しい怒りと復帰にあたっての要求を全労働者の闘いとすることが本土労働者のわれわれの義務である。

沖縄・安保の課題を全労働者の積極的な統一行動にまで昂めるあらゆる努力を行ないつつ、決戦期にはストライキを含む大統一行動を組織する。

(5)民主主義擁護、教育・司法反動化阻止の闘いで大規模な国民結集体をめざす

最近の司法反動化は司法制度の根幹にふれる問題であると同時に戦後民主主義についての根底からの検討にかかわる問題である。われわれがこの問題を重視するのは、この闘いを契機に真に国民的に民主主義の全領域にわたってそれを問いなおさなければならない時期にきているからである。ひいては、憲法改悪反対の運動を実態的につくりあげる新しい運動の出発点になるからである。

中教審は、国家権力によって教育を支配し、反動的・軍国主義教育の総仕上げをおこない、同時に思想統制・思想動員をおしすすめることを答申し、政府はこれを受けて教育体制の全面改悪に着手しはじめた。これは帝国主義的海外進出をすすめる青少年・国民づくりをねらうもので、憲法、教育基本法体制をくつがえし、国民の教育権をうばうものである。

従ってこれらの闘いでは労働者はもちろん、広範な勢力と手を結び国民的な署名を発展させるとともに、あらゆる職場と地域での討議をまきおこしつつ、大規模な国民結集体をめざしていく。

(6)組織の拡大強化と組合運営の民主化をはかる

前述したわれわれの要求を闘いとるためには、自らの組織を強化することが何よりも大切である。組織強化のカギは職場組織と産業別組織、地域共闘の強化である。組織強化の要は、生活と労働に根ざした要求をくまなく組織し、その要求を基礎に大衆路線に則って闘い抜くことである。七一春闘をはじめとする闘いでは職場活動家や青年労働者のエネルギーを引きだす闘いがかなり組織されてきているが、敵の攻撃に見合う闘争力に高まるまでには至っていない。

いまわれわれにとって重要なことは青年活動家を中心とした長期の視点に立った系統的な教育活動であり、またもう一つは闘争力の基礎となる組合財政の拡充強化であろう。この面について今年は重点的に取りくむ。

また特に強調されねばならないのは組合運営の徹底的民主化である。労働組合の内部に様々な意見があるのは当然だが、全体のエネルギーを結集した組合になるためには、組織運営の官僚化をなくし、徹底した対話の運動を職場の隅々にまで起こしていくことが必要である。

(7)労働戦線統一には積極的に対処していく

労働戦線統一の意義は、七〇年代の資本の寡占化、国家と資本の癒着とその反動化に対して総労働の結集が重要になってきているということであり、過去一年間の情勢の発展と運動の推移をみても全労働者の団結の必要性は一段と強くなってきている。

われわれは昨年の定期大会で決定した統一四原則を基礎に今後も対応していくが、あくまでも全労働者の共同行動統一闘争を中央、地方で進めていくことを基本とし、統一の方向は官民一体を目指す全的統一を完遂すること、資本の収奪に抵抗して闘うという思想性が貫かれることが大切であろう。

そうした立場で対等平等の原則にのっとりあらゆる呼びかけ、話し合いには積極的に応じていく。

(8)すべての活動を通じて労働運動の戦闘性をたかめていく

これらの問題は各組織の枠をこえた全労働者共通の課題でありナショナルセンターのイニシアを発揮すべき課題である。同時にその成果はひとり総評のみならず全労働者や国民にも及ぶものである。この一年間の運動の推移をみても、労働運動の戦闘性は昂まり、市民運動は大きく昂揚し、統一地方選・参院選の結果をみても革新勢力の躍進によって反自民の傾向は増大し、資本と権力の側の矛盾は激化している。こうした政治経済の変化に対応して職場と地域から着実に運動の積み上げをはかり、労働運動の戦闘性を飛躍的に昂める方向をたゆまずに追及しつつ、情勢の発展に応じてはいかなる時でも強大なストライキが打てる体制を確立していく。

活動報告・運動方針についての質疑討論の経過と修正案

第二日目には、中島日中国交回復国民会議理事長、イタイイタイ病裁判闘争代表団、金井減税裁判闘争原告団代表（自治労）、インド諸労組代表の各あいさつ、朝鮮職業

総同盟、ハンガリーならびにチェコスロバキアの各労組中央評議会のメッセージ披露がおこなわれ、さらに本年から駐労共闘として総評に参加することになった全駐労と沖縄全軍労のあいさつがあったのち、まず七〇年度活動報告について一時間余にわたる質疑討論がおこなわれた。このあと五月一五日以来、全国無期限ストに入っていた全港湾沖縄軍港湾支部のたたかいを支援する、本部提案の「沖縄軍港湾支援に関する決議」が採択され、ついで第八回総評文学賞授賞式がおこなわれて、小説は私鉄はらてつし「競合脱線」、詩は国労松浦政雄「真夏の道床」の入選が発表された。そしてこの日の最後に運動方針案に対する修正案提案説明が電通共闘、合化労連、全自運ほか一四単産、日教組の各組合からおこなわれた。このうち電通共闘のそれは①合理化攻撃の本質規定を補強し、②七三年を目途としてスト権奪還闘争を積み上げるよう求めたもの、合化労連のそれは①「機関決定による組合の政党支持の決定が組合内の不団結の要因になる。直に社会党を強化するには、形骸化した支持関係を改め、労組が具体的に日常活動の中から政治活動を強めて社会党の側に広範な労働者を結集することが正しい」とし、原案の社会党一党支持をあらためて「当面社会党を中心とする革新政党との協力の上に、自民党の政治に反対する広範な労働者の結集をはかる」ことを求め、②また権利確立のたたかいについて補強修正を求めたもの、全自運ほか一四単産のそれは、特定政党支持をやめ「労働組合員の政党支持の自由、政治活動の自由を保障し、革新政党とは協力関係を強める」ことを求めたもの、日教組のそれは①婦人労働者の権利確立、②欺瞞的な沖縄返還に反対する統一行動、③司法反動化阻止のたたかいなどについて補強修正を求めたものであった。

三日間にわたる討論の内容は多方面にわたったが、第五日目に大木事務局長が総括答弁をおこなった。大木事務局長は、秋以後のたたかいの展望をふくめて七一年春闘の総括と七二年春闘の体制づくりにかんする討論をつぎのように集約し、大会の確認をえた。すなわち「九月段階から、沖縄問題を軸とした秋闘、一〇月の沖縄国会の中で佐藤内閣を退陣に追い込む。その勢いの中で青年も中高年もエネルギーを発揮し、組合を民主主義化して企業別組合の体質をなおす。春闘では民間のストライキは波状から無期限へと前進させ、公労協も一体の総がかりの闘いをくむ。そして民間の大企業内部にも地域共闘の強化をつうじて一万円をとるまでやめない決意を拡大していく。」

事務局長の総括答弁

また労働戦線統一問題については、大木事務局長は、①志を同じくするものだけを結集する拡大世話人会（注・Ⅱ・Ⅰ・4参照）は認知しない、②全民懇は労資協調的であり、総評としてはこれを認めない、③当面統一四原則（本年鑑第42集二〇八ページ参照）をふまえ、国民的課題について労働四団体で共同行動をくむよう努力する、④共同行動を通じて同盟・全民懇傘下の労働者に正しい路線の影響を

与え、⑤具体的方策については大会後の統一対策委員会で討議する、と総括した。

また大木事務局長は総括答弁のなかで、電通共闘、日教組、合化労連から提出された運動方針案に関する六点にわたる補強修正案はとりいれるが、合化労連と全自運外一四単産がそれぞれ提出した政党支持問題に関する修正意見は受けいれることはできないので、採決で決定してほしいとのべた。

ひきつづきまずこの問題で採決がおこなわれたが、全自運以下一四単産提出の政党支持自由の修正案は五七二名の代議員のうち賛成六四、合化労連のそれは賛成八六で少数否決となり、また単産採決では五八単産のうち原案賛成四〇で原案が可決されたのち、大会討論で補強された運動方針案、秋季年末闘争方針案が満場拍手によって一括採択された。

大会採択の諸決議

このあと片岡予算小委員会長から小委員の審議経過と結論が報告され、予算案が可決されれ、ついで本部ならびに加盟組合提出のつぎの九の決議案が上程・可決された（したがって、先にあげた二つを含めて一一の決議が大会で採択された）。①中国をはじめとするその他の未承認国との国交回復に関する決議、②スト権奪還闘争強化と国労・動労を中心とする官公労各単産の弾圧粉砕闘争についての決議、③企業閉鎖、首切り、合理化攻撃に反対して闘う長期争議組合を支援する決議、④司法権の独立をまもり最高裁係属事件の勝利をかちとる決議、⑤弾圧事件等の裁判闘争に対する支援決議、⑥山の緑を回復し国民生活に役立つ林政、国有林経営の確立を求める決議、⑦日本原演習場訴訟事件支援決議、⑧ベトナム労働者をはじめインドシナ諸国民に対する連帯と支援に関する決議、⑨中高年労働者の雇用促進及び失業対策に関する緊急決議。

大会は最後に常任幹事三名、会計監査一名を新役員として補充することを決め、大会スローガンと大会宣言を承認・可決して、一三時二二分閉会した。

2　総評第四三回臨時大会

開会と各代表あいさつ

七二年春闘方針を決めるための総評第四三回臨時大会が七二年二月三～四日に東京・品川区文化会館で開催された。第一日目は、午前一〇時四九分磯部総評副議長の開会のことばについで、資格審査委員会から四二単産四五一名代議員の出席が報告され、議長団に酒井喜好電通共闘委員長、西松義夫ゴム労連委員長、岩田俊夫全国金属青婦協議長、大江栄四郎都市交通委員長、伊藤恭子日放労婦人部長を選出したのち、大会成立が宣言された。

最初に市川総評議長があいさつに立ち、春闘相場をおしあげ、さらに春闘の勝利をつうじて政府・独占の政治・経済路線を転換させるために、職場・単位組合・産業別組合・地域共闘の闘争体制を高め、すべてを春闘共闘の闘争体制確立に結果させるべきだとのべた。ついで岡村中立労連事務局長、社会党石橋書記長、共産党金子

幹部会委員があいさつをのべた。そのなかで岡村事務局長は、健保・厚生年金の闘争のおくれを克服し、合理化攻撃のもとで積極的に春闘体制を確立し、四月決戦を四月終戦にしないようあくまでたたかうことの必要を指摘するとともに、戦線統一問題にふれ、一七単産会議がひらかれる場合に中立労連は拡大世話人会の動きにとらわれない白紙の状態でこれに臨む、総評は労働戦線の再編成ではなく全的統一のために全力を尽していただきたいとのべた。石橋社会党書記長は、春闘に呼応し社会党も院内外で一大国民運動を展開するとのべるとともに、労働戦線統一問題にかんする党の七つの原則にふれ、統一は「資本とのゆ着を断って労組が自立するなかで、下から支えられ、未組織をふくむあらゆる労働者を結集して産業別機能を高めるような」ものでなければならないと指摘した。金子共産党幹部会委員は、いま組織労働者にとって必要なことは国民の命とくらしを守る諸要求の正当性に確信をもって国民への説得力をつよめ、指導階級にふさわしい役割と力量を発揮することだと指摘し、また労働戦線統一はあくまでも特定イデオロギーを前提とするのでなく、共通の要求にもとづく統一行動を全面的に発展させることによるものでなければならない。春闘の勝利で真の戦線統一の新たな出発点を切りひらくよう期待する、とのべた。このあと「インフレ収奪予算に反対し勤労国民の生活改善を要求する決議」が満場拍手のうちに採択され、午前の議事を終了した。

秋季・年末闘争経過、七二春闘方針ならびに戦線統一に関する経過の報告提案

第一日午後はまず大木事務局長が、沖縄国会を中心とする七一年秋季年末闘争の経過、七二年春闘方針、ならびに労働戦線統一にかんする幹事会の態度について一括して報告と提案をおこなった。

【一九七二年春闘方針（要旨）】

〈春闘の基調〉

われわれは大会決定の三本柱（①労働者の生活と権利を守る闘い②勤労国民のいのちと暮しを守る闘い③平和・独立・民主主義擁護の闘い）をかたく結合し国民生活優先の政治路線への転換をめざし七〇年代労働運動躍進への突破口を切りひらく決意で闘う。

一、生産・輸出・経済成長中心主義から労働者生活国民福祉を中心とした政策にきりかえ、七二年春闘を契機に七〇年代を明るい展望のもてる時代に進めること。

二、経済の高度成長、国際競争力強化の基盤が低賃金政策と合理化攻撃、国民生活破壊の政策にあり、これをもたらした労働組合、民主勢力の弱さ、いままでの春闘の安易さを反省してマンネリ春闘に終了を告げ大衆路線を確立して飛躍的な闘争体制をつくりあげ労働者のとり分が明確にふえる春闘にすること。

三、このため一・五～二万円程度の大幅賃上げをはじめ最賃制、合理化反対、時短、権利、社会保障を重点要求に設定する。また生活課題に交渉領域を拡大し定着させるために政府、経営者団体との交渉体制をつくりあげること。

四、産業別の指導をさらに高めて要求から妥結に至るまで統一闘争を堅持する。

五、昨年に倍するストライキをもって全産業総がかり、総ぐるみの闘争を組織し、独走を辞さない産業別統一闘争の強化、地域共闘の充実をはかり〝とれるまでやめない〟春闘体制を職場を基礎に大衆路線でつくりあげる。

六、円切上げを口実とし便乗する合理化への対応は極めて重要である。当面雇用問題を中心に全力をあげて突破口をひらかなければならない。また労働者と労働組合の権利を守りぬくため職場での点検・摘発闘争を大規模に展開して職場に労働組合を確立していくとともに地域での交流・共闘体制を抜本的に強めていく。

七、対企業闘争の大幅な前進をはかるとともに生産闘争でストライキを構え国・地方自治体との交渉をつみあげ強力に闘う体制をとる。

八、七二春闘は佐藤内閣にたいする政治決戦的様相にならざるをえない。沖縄協定批准後の沖縄現地の闘いと連帯しつつ春闘の勝利こそ「国民生活優先の政治路線への転換」のカギであるから労働者の直接課題、生活課題、政治課題を結合して闘う。とくに来るべき総選挙はその総集約の闘いであり、必勝の体制をつくり上げる。

〈統一要求〉

春闘共闘委で決定した統一要求に「安保条約廃棄、自衛隊の沖縄配備阻止、沖縄地方選挙勝利、日中国交回復、憲法改悪反対、教育・司法の反動化阻止、平和・独立・民主主義の確立」を加えて闘う。

〈要求の重点課題〉

①大幅賃上げ、全国全産業一律最賃制確立　②合理化反対、労働時間短縮、ストライキ権奪還　③年金、医療制度など社会保障改善——を重点課題とする。

〈春闘戦術〉

一、春闘共闘委の春闘構想できめた春闘指導の基本的方向に基づき七一年に倍するストライキ体制を確立する。

二、①二月下旬に制度要求・反合理化・予算要求・生活要求などを結集し春闘共闘規模で集中時点を設定する。二月二九日に制度・生活要求をかかげ全国統一行動を展開する。

②三月下旬には賃闘に入る組合と反合・時短・健保改悪闘争を結集して集中時点をつくる。三月三一日には最賃制確立、健保改悪粉砕のためストライキをふくむ全国統一行動をくりひろげる。

三、①第一次高原闘争＝民間単産は三月下旬～四月上旬から総がかりで産業別統一闘争によるストライキを組織し、回答をひきだす。

②第二次高原闘争＝交運・公労協は四月中旬から民間産業とともにストライキを設定して官民一体となって高原闘争段階をつくりあげる。

③四月末決戦＝四月下旬には民間、官公労を問わず全産業規模で春闘相場確立をめざし最大限のストライキをもって決戦をもとめる。満足する回答が得られない場合は、五月になだれこみ長期になっても〝とれるまで粘りづよく〟闘う。

④公務員共闘は春闘決戦段階に賃闘第一波を設定した民間・公労協とともに統一ストライキを組織する。

〈闘争資金〉

①春闘共闘委として一〇〇億円融資体制を確立する②組合員一人一〇〇円のカンパ（特別賦課金）を徴収する。

【労働戦線統一に対する幹事会の態度（全文）】

一、戦線統一を積極的にすすめるため、対等、平等の立場を確認し、一七単産会議に参加する。

二、今後の運営は、一七単産会議によって路線問題の取扱い、共通要求、共同行動のあり方など、具体的な発展方向を討議する。路線については、総評四原則をふまえて対処する。

三、共同行動は、四団体を中心に積極的に強化する。その際一七単産会議での討議される方向について配慮する。

四、戦線統一は官公労を加えた全的統一とする。したがって一七単産会議のなかで早急に官公労の参加するための討議を進める。

（総評は重要事項について統一対策委員会に諮問し幹事会の議を経て対処する）

春闘方針をめぐる質疑討論

ついで井上財政局長より七二年闘争資金予算案の提案があったあと、闘争経過報告ならびに春闘方針案に対する質疑討論が二日目午前にかけておこなわれたが、代議員の主な発言はつぎのとおりであった。

①対島（北海道）昨年の倍のストライキというだけでなく最低一カ月以上のストライキ体制をかまえるべきだ。②甲藤（自治労）婦人労働者のエネルギーを一〇〇%発揮させるような婦人対策を確立せよ。③高城（電通共闘）生活闘争を賃闘と一体のものにするため最低半日～一日の年次有給休暇を組合に拠出して生活要求の地域・街

頭行動を組織したらどうか。④大田（合化）四月決戦では資本の厚い壁は破れない。とるまでやめないなら五月に入っても闘う構えをとれ。海員がこの時期に頑強にたたかうはずだ。⑤鈴木（全専売）四月末はだめで五月になったらとれるという簡単な問題ではない。四月末を最高にもり上げる戦術設定こそが大事だ。三月段階からスト権奪還の行動をつみあげよ。⑥三橋（全金）円切り上げ不況下の春闘をたたかううえには、どの団体が生産性向上運動に賛成し総評のたたかいの足を引っぱってきているのか明らかにすべきだ。共闘強化を発展させるというなら全金と鉄鋼がどうしたら共闘できるかの方向を示せ。⑦野田（自治労）沖縄の地方選挙にたいするとりくみを強めるべきだ。また三六〇円読みかえ闘争について本土でも政府と交渉せよ。⑧河野（宮崎）公害闘争へのとりくみを強化せよ。⑨細井（国労）春闘は賃金の相場づくりだけでなく合理化に反対すると同時に労働組合の右翼化にも反対してたたかうべきだ。物価闘争についてはっきりした展望をもった方針を示せ。⑩惣田（動力車）春闘でマル生運動にどう対決していくか明らかにせよ。⑪吉岡（全港湾）合理化にたいして親企業に責任をもたせる方針を出せ。⑫宮下（新潟）きびしい春闘であればこそ幹部が自らの責任を問う姿勢が大切だ。

これに対し大木事務局長はつぎのように答弁した。「①四月決戦の提案をかえるつもりはない。ストライキの時期のかみ合わせの議論でなく、どうすれば春闘で大衆路線を確立できるかを重視したい、②生活闘争、制度闘争について新しいたたかいのパターンを追求するのは今春闘の一つの課題だ、③労使協調、生産性向上賛成という立場が円・ドル問題をひき起こしたパートナーであることは明らかにしておきたい、④沖縄の選挙・三六〇円闘争は決議で提案している。対政府交渉はつづけていく、⑤共闘強化の指導は強めるが産業別、労働者間の連絡共闘行動を追求してほしい。⑥三～五月にスト権奪還の諸行動を強化したい、⑦反合闘争で親元企業にたいするたたかいとともに金融資本にたいするたたかいも必要だ。」

大会第二日には、まず前日のインフレ予算に反対する決議をもって政府交渉をおこなった三班の政府交渉団の報告があり、ついで井上財政局長から、闘争資金予算案に関する大会参加四六単産の代表者会議の経過について、鉄鋼労連が賦課金に賛成できないとの見解をのべたが、今後総評と同労連の三役が前向きで協議するということで原案が満場一致承認されたと報告された。このあと春闘方針の質疑討論が再開され、映演総連、食品労連、民放労連など総評非加盟組合の代表につづいて国労、動力車の代表などの発言があり、午前の議事を終わった。

戦線統一問題についての質疑討論

第二日目午後は戦線統一問題の質疑討論に入った。討論内容の重点を「総評新聞」（七二・二・一八）によって紹介すると次のとおりであった。①（全自運など一三単産の補強意見）特定のイデオロギーを前提にせず、一致する要求で行動の統一が前提。資本からの独立。政党との関係は組合員の政党支持、政治活動の自由を保障し、一致する要求で革新政党と協力共同関係の確立。また政治問題で積極的にたたかう。組織の分裂行動をおこなわない。国際労働関係は自主的な立場から共同の目標と闘争をおこなわない加盟関係も自主性を尊重する官民含めた全的統一。一七単産会議は対等、平等の立場を明らかにし要求による民間の統一行動を中心任務とし、労戦統一で

一致点がでたら労働四団体に移しておこなう。労戦の話し合いはすべて公表する。②（全国金属）官・民一体の全的統一が大前提。対等、平等、不介入の原則を堅持する。この立場から一七単産会議に参加しイニシアを総評がとる。要求をもとに統一行動の強化、拡大を図る。大衆討議の場の保障。③（全印総連）五単産は総評の代表機関である機関決定に基づいて出席する。路線メモについて考え方を示せ。④（全国一般）日本の労働運動の将来を決定する重大な時期であるから一七単産の位置づけと総評の自主性を示せ。⑤（全水道）企業内では労使協調、外にあっては脱政治、革新の体制内合理化攻撃、資本にとって安全な労働者集団づくりであってはならない。幹事会の確信はどうか。⑥（日教組）労働運動を正しい路線で進めようとするならば弾圧や組織分裂を回避してはたたかいをくめない。総評に結集する大衆を信頼して総評の主体性を堅持しながら路線を確立せよ。⑦（動力車）統一路線の討議案は右翼再編であり、うけ入れられない。生産性向上に協力し分配で対立するなどたたかう労働者にとって無縁である。⑧（紙パ）労働者の権利、生活がほんとうに守られるような真の統一を職場の労働者は望んでいる。⑨（全鉱）労働側が分裂している。産業別自体が分裂している状態を統一させ、至急に力関係を強大にせねばならない。現在の組織の状況からナショナルセンターでできない課題がある。ここに戦線統一のひとつの発端がある。組合の原点にかえり共通の課題を認め、柔軟な態度で進むべきだ。⑩（全逓）総評機関に対する信頼感と統一と団結がまず第一だ。この総評大会できめられた方向を、全単産が確実に実践する基盤を確認してくれ。⑪（全日自労）まだ総評の機関決定がないのに一七単産会議の招集状が清田さんの名前で出されている。会議にまだ同意していない、と同時に路線の試案がついている。⑫（全電通）総評がたたかってきた歴史、方針、で一二〇〇万の組織労働者の要求にそろうような方向で労戦統一を目ざす。あとは五人の代表を信頼していこう。⑬（国労）階級性を貫いて一七単産会議に参加してもらいたい、マル生にみられるように、思想性、階級性をたたかい積み重ねてきた職場の体質を考えて戦線統一に対処されたい。⑭（合化）世界の労働運動の経験で資本から独立し、政党支持自由、民主主義、これらを確立しながら要求で統一する。未組織二千万労働者を含めてどうするかというときにはけんかした仲間でも高い次元で考えて原則を守りながらやっていく。⑮（全港湾）同盟が統一を願うならまず春闘で資本と対等にたたかってからではないのか、幹部だけの統一でなしに後ろに職場の仲間がついているということでなければならない。

これに対し大木事務局長はつぎのように答弁した。「①一七単産会議に積極的に参加する。②春闘期間中に共同闘争を四団体間、産別、地域で強化する。③路線の問題については春闘後におこなう。労働戦線統一の問題は総評結成以来の重大な問題であるからこの三点をもとにして春闘のあと機関で路線の予備討議をしてから五人の代表に参加してもらう。一三単産の提案についてはとり入れるが政党支持の完全自由化の問題等は今後討議したい。実践的組合主義が一方的に出されたのは残念だ。一万人以上の組合の連絡会議は、一七単産会議で名称や時期についても相談してもらいたい。また路線論議がなされることについては総評は参加しかねる。共同行動の件は先にのべたように中央、地方で積極的にすすめたい。その中心はあくまでも労働四団体で粘り強く追求したい。官公労を分離した労

働戦線の統一はありえないし一七単産会議が進行する過程で代表を加える。少なくとも路線の決定が民間だけできまるということは日本労働運動の将来に大きな禍根を残す。とにかく一七単産会議を土台に運営していくなかで共同闘争の強化をはかってもらうが内外の情勢の変化に対応するためにも積極的に戦線統一問題に踏みこんでいく。

つづけて市川議長が、進むも退くも、総評と一体となって団結し、大衆に答える。反対意見の仲間も含めて統一して行動することが要請されている、としめくくったあと、大会は市川議長、大木事務局長の答弁を含めて、この議案を決定した。

大会は最後に①沖縄県民および労働者の三六〇円即時切り換えの緊急要求をともにたたかい、賃金の三六〇円保障闘争を支援する決議、②旧土呂久鉱山住民要求支援に関する決議、③いのちと暮しを守る地方財政の確立と自治体連合に反対する決議、④ガードマン警備暴力規制法案促進に関する決議、⑤警視庁機動隊不正事件の東京新聞記事差し止め問題について警視庁ならびに中日新聞社に抗議する決議、⑥車力村ミサイル試射場設置反対に関する決議など六件の決議案と大会宣言を採択、大会スローガンを確認して、午後五時三八分閉幕した。

2　同盟第八回定期大会

開会と滝田会長あいさつ

全日本労働総同盟（同盟）の第八回定期大会は、一九七二年一月一七～一九日の三日間、東京・九段会館で開催された。第一日は午前一〇時一四分、渡辺副会長の開会の辞にはじまり、代議員三七四名、役員四〇名の出席をもって大会成立が宣言され、議長に佐藤晋六（全繊同盟）、副議長に米光政治（全金同盟）、田中清美（三菱協議会）、松田義央（全郵政）、森嶋勝男（資源労連）、歌川勝己（全日航労組）を選出、ついで滝田会長があいさつをおこなった。滝田会長は、この一年間に同盟の組合員が約一二万人、五・五%の伸長をみて、産業労働者のなかで決定的役割を果たすところまできたが、勤労大衆の生活は経済成長にくらべて貧困であり、政府に対する組織労働者の影響力は財界のそれにくらべて大きな差がある、労働組合が大きく団結して一般大衆の要求を取りあげ、これがいれられない場合は断固として力をもって抗議する体制が必要だとのべた。そして、政治が労働者のまじめな要求にこたえていないので、本年は、①労働組合は実力で賃金闘争をたたかう以外にない、②政治の壁を打ち破る手段として、政権獲得の構想を具体化するために、労働組合は民間先行型の戦線統一を実現すべきだとの二点を指摘するとともに、新しい統一を

進めるにあたっては、理論ばかりに走ることなく、暴力と戦争を否定する平和の精神、信頼できる議会政治と人間を大切にする社会をつくるという程度の気持の一致をみるならば「勇敢に、包容力をもって妥協するだけの、雅量をもつべき」だとのべた。

来賓あいさつ

来賓のあいさつにはまず原健三郎労働大臣が立って、同盟が結成いらい「着実に組織を伸ばし民主主義労働運動を展開」して、内外で数々の成果をおさめたことに深甚なる敬意を表明するとのべ、つぎに春日一幸民主社会党委員長が、反自民・反共を中身とする社公民三党連立政権構想を実現するためには同盟の協力にすがるしかないとのべて、「従来にまさる支援・協力」を要請した。国内の労働組合組織からの来賓としては唐沢中立労連副議長、大谷新産別書記長、高畑全民懇代表幹事、福間ＩＭＦ・ＪＣ副議長があいさつに立ったが、それぞれ労働戦線統一の問題にふれ、唐沢中立労連副議長は、職場には労働戦線統一は幹部間の話合いにすぎないとの批判があり、労働四団体の共同行動といわれるものも廊下とんび的共同行動にすぎなかったが、「労働戦線統一は日本のすべての労働者、すべての労働組合の共通する要求で協力しあっていくことの可能な戦線統一であるべきだ」とのべ、大谷新産別書記長は、戦線統一のためには労働組合と政党の完全な分離が必要だといい、一九七二年という年は戦線統一のためにこれまでのいきがかりをこえて「新しい局面をつくっていくことの決断を迫られる年」だと指摘した。また高畑全民懇代表幹事は、抵抗闘争的な戦後型労働組合の時代は終わったのであり、「今日の戦線統一運動は労働運動の新しい型を創造する終着駅である」とのべ、四二〇万を結集して一月二八日に結成される全国民労協の路線は、同盟路線と批評されているが実際には統一世話人会の統一路線試案に沿うものであり、後者は同盟側の譲歩で電機労連と合化労連の線でまとめられたものだと指摘し、また福間ＩＭＦ・ＪＣ議長は、労働組合は賃金、一時金、退職金の問題にとどまっていることはできず、「より広く社会的、政治的な舞台で解決しなければならない課題に積極的に力を入れなければならないとすれば、その手段として戦線統一は急がねばならない」とのべた。このあと野田民社研事務局長があいさつし、第一日午前の議事は終了した。

第一日午後は、Ｊ・Ｔ・パワーＡＦＬ＝ＣＩＯ代表、孫恭中華民国総工会理事、朴仁根韓国労組総同盟訪日親善使節団代表のあいさつののち、つぎの海外諸団体からメッセージがよせられた旨紹介された。①国際自由労連、②ドイツ労働総同盟、③カナダ労働会議、④フランス「労働者の力」、⑤オランダ労働総同盟、⑥ノルウェー労働総同盟、⑦アジア・アメリカ自由労働協会、⑧デンマーク労働総同盟、⑨国際労連、⑩香港・九竜労働組合評議会、⑪フィリピン労働組合会議、⑫マレーシア労働組合会議、⑬シンガポール全国労働組合会議、⑭ニュージーランド労働総同盟、⑮フィージー労働組合会議。

ついで野村大会運営委員長より三日間の議事日程が提案され、これが採択されたのち、重枝書記長が本部活動報告、小川政治福祉局長が福祉ビジョン委員会報告、斎藤財務局長が昭和四六年度会計報告、下田大会選挙管理委員長が選挙管理委員会報告をおこなったが、いずれも質疑討論なしで可決され、第一日目の議事を終了した。

七二年度運動方針

第二日目は重枝書記長の一九七二年運動方針提案説明ではじまった。運動方針案は、①運

動の目標と基調、②具体的活動の方針、③同盟活動の充実強化の三部から成るもので、第一部の要旨はつぎのとおりであった（なお運動方針のうち戦線統一問題にかかわる項については、Ⅱ・Ⅰ・2・3を、国際連帯活動にかかわる項についてはⅡ・Ⅸ・1・を4参照）。

【一九七二年運動方針、第一部「運動の目標と基調」（要旨）】

一、人間尊重の福祉社会へ

㈠ 飛躍のための転換　1、わが国はなかんずく一九六〇年代の経済高度成長を通じて世界第三位の経済規模を築いた結果、物質的生活に若干のゆとりさえ生じつつあるが、その反面、生産・輸出第一主義の高度成長政策によって第一・三次産業のおくれ、大企業と中小企業の格差、輸出と内需の不調和、物価問題、過密・過疎、社会資本のおくれ、公害問題など難問が山積し、低位の国民所得、極端に低い福祉水準など諸問題の解決をせまられており、わが国経済はこのままでは全くの行きづまりである。2、新しい繁栄の道は従来の成長パターンを転換し、単に量を追求する成長追求型から国民福祉追求と国際協力の積極化へと路線を修正し、新たな拡大均衡を実現することでなければならない。

㈡ 政策転換要求の闘い　1、ニクソン大統領の新経済政策はわが国に最も深刻なショックを与えた。ドル金交換の停止と輸入課徴金の徴収、輸入制限の強化などを背景に国際通貨調整を強要する態度は国際信義と協調の上からもまことに遺憾である。われわれはアメリカが速かに今次非常措置を取りやめることを強く求めるものであるが、それにも増して今日の事態を招来した佐藤内閣の無為無策の責任を追求する。2、政府や経営者の中に、当面の被害と不況のみを過大に宣伝して問題の本質をいんぺいし、新しい飛躍のための転換とそのための政策論議をあいまいにし、労働者へのしわ寄せによって当面糊塗しようとする危険な傾向があることを忘れてはならない。3、このときにあたりわれわれは高賃金、高福祉、高成長均衡経済の主張を再確認し、次の諸点について政府の経済政策の転換と新事態に対する正しい対策を求める。(1)基本的政策路線として①重化学工業中心・輸出優先・国際収支黒字追求の高度成長不均衡路線を改め、国民のための生活と福祉の向上を追求する高成長均衡路線に転換する②新しい国際関係の中で国際協調に努めるとともに輸入の活用、開発途上国援助の強化、充実をはかる③企業産業、国民経済の体質改善と高度化④自主技術の開発による産業の高度化⑤政策の策定と実施への労働組合と国民各層の参加(2)当面の景気浮揚対策として①所得税、個人住民税についての大幅減税②各種社会保障給付の大幅引上げ③住宅建設を中心とする大幅公共投資による社会資本の拡充

㈢ 高賃金、高福祉の追求　1、しかしこの新しい繁栄の道は政策転換と政府の施策に依存して実現できるものでなく、労働組合自らの自主的活動の強力推進が必要である。2、自主的活動の第一は賃金闘争の推進であり、成長と好況を構成する重要要素としての大幅引上げを主張する長期賃金計画の構想は、当面する如き転換期においてとくに重要である。大幅賃上げの実現はまた労働時間短縮、休日増加、国際的公正労働基準の実現という観点からも、経済の国際化に対処するための不可欠の条件である。3、第二の活動の重点は高福祉実現のための闘いである　4、第三の活動の重点は産業政策の充実とその実現のための闘いである。新しい繁栄への道は、技術革新を軸とする一層の生産性向上、産業構造の変化、競争の一層の激化などを意味し、このことは個々の企業にとっては激変を乗り越える試練に立たされるということであり、従って組合も積極的な姿勢で対処しなければならない。事態を正しく認識し積極的に取り組もうとする進歩的経営者とは事前協議を軸にともにこの試練を乗りこえて進まねばならないが、反動的で無能な経営者が労働者の犠牲で自己の利益を保持しようとする一切の企てを打ち砕かなければならない。

二、「参加と創造」の実践

㈠ 1、新しい繁栄への道は峻しく、抽象的論議や全体の方向ではコンセンサスが得られても、個々の問題では労使の意見・利害の対立は尖鋭化するであろうが、それを乗りこえて進まねばならず、そのため政治への発言、オピニオン・リーダーとしての地位の確立がいよいよ必要となる。2、民主主義労働運動の原点は組合民主主義・産業民主主義・政治的民主主義（議会制民主主義）・国際的民主主義の四つであるが、これらの原点に立

ちかえって今日的課題に取り組まなければならない。3、四つの民主主義に立つ民主主義的労働組合の立場は改良と改善を積み重ねる改革者の立場であり、それはすべての不平・不満を既存の制度のせいにし、攻撃をくりかえし終局的には破壊以外に解決の方法がないと強弁する革命の立場とは相容れない。

(二)運動の再点検　1、組合の課題と組合員の要求の多様化に対応していま組合員の組合帰属意識や幹部のリーダーシップが問題とされている。組合民主主義とは組合組織の民主的性格を示すものであるが、組合運営を規約に従っておこなうという単なる形式の問題ではなく、幹部をふくめてすべての組合員が相互に理解し信頼し、課題や要求が一つの意志、一つの行動をつうじて改革への前進をはかるということである。そのためには職場や生活の中から組合員の要求が発掘され、多様な要求が具体化される一方、全体的運動の立場からの課題が組合員に理解され、両者が綜合されてはじめて行動への参加をつうじてエネルギーが創出される。2、組合帰属意識の稀薄化に対しては、組合が時代を先取りして新しい活動を進めることができれば、組合員の組合への親近感が培われる。3、組合幹部のリーダーシップは権力的・形式的・主観的な指導性であってはならず、組合運動の最も奥深い原点にさかのぼって活動を再点検しなければならない。

(三)産業民主主義の徹底　1、労使は雇用契約によって関係づけられ、生産活動の中で互に責任を分ち合い、分配の分野で対立している。労使の関係は絶対的対立でなく、労働組合が生産の責任を分担する立場から企業、生産、経営の運営について参加するならば、労使が対等の地位を認め、労使のパートナーシップをつうじて産業民主主義は確立する。2、しかしすべての経営者が進歩的で産業民主主義の確立に積極的であると即断することも誤りであり、古い労働観に立つものに対しては組合の力と政策の充実で対決し克服して行かなければならない。3、わが国の労使協議制は企業段階でかなり進展しているが産業段階や全国段階では全く不十分であり、前者を後者にまで発展させなければならない。

(四)新しい政治改革の推進　1、議会制民主主義は最高の政治制度であるが、わが国ではほぼ確立されているものの、形骸化し危機的様相を呈している。2、わが国政治の真の病源は、政治があまりにもイデオロギーの対決として取り扱われ議会の論議も形式に堕していることにあるが、また絶対多数にあぐらをかく自民党の一方的な議会運営とそれを背景とする政府の越権行為などが相重なって新たな問題を提起している。3、われわれは民社党に期待してきたが十分な成果をあげないまま今日にいたった。しかしいまや政治戦線の流動化の中で新しい革新政治勢力結集の方向が開かれつつあり、われわれは民社党がこの中で中心的役割を担うことを期待しその拡大強化に一層努力しなければならないし、労働組合の直接行動によって政治を動かそうとするいかなる試みも民主政治を破壊するもので断じて容認すべきでない。4、労働組合の課題と組合員の要求の多様化に対応していを推進することに止まらず、組合独自の政治活動を強め、選挙をつうじての政治への直接参加、審議会等をつうじての行政への参加を充実するとともに、物価・減税・公害・護憲・核禁・沖縄・北方領土など多方面にわたり国民各階層とともに国民運動を展開する。6、しかしわれわれの運動は議会制民主主義を基盤とする民主政治の中でわれわれの意志を表明し、政府・国会などの意志決定に反映させるもので、直接的にそれらの決定や行動を強要するものではない。

(五)世界の平和と繁栄への貢献（省略）

三、転機に挑む同盟の使命（Ⅱ・Ⅰ・2・1に掲載）

方針案の質疑・討論

第二日目午後は運動方針案について質疑・討論がおこなわれた。方針案第一部について質問に立ったのは日林労山田、三菱協議会神山、全食品同盟垣内、新潟地方同盟黒崎、全郵政角野の五名で、質問内容は、①政策転換を実現するために官僚の民主化や政府との定期会談が必要ではないか、②国鉄の生産性向上運動にさいし鉄労への支援が不十分ではなかったか。方針案第一部では生産性向上運動へのとりくみが後退していないか（以上山田）、③同盟役員は、候補者が定数内の場合に大

会代議員の一般投票なしに確認してよいと規約に決められているが労組法第五条の精神に照らした場合にこれでよいのか、④国民運動を中央だけでおこなうきらいがないか、⑤社会保障制度に関する闘争は同盟だけの闘争では迫力を欠くが、労働四団体で積極的にもりあげる気はないか（以上神山）、⑥労金運動と労福協運動についての方針を明らかにせよ、⑦三党協力を推進する場合に同盟の候補者推薦基準に変更があるのか（以上黒崎）、⑧公務員制度審議会で同盟代表は団交権、スト権の問題につき主体性ある態度でのぞむのか、⑨社公民共闘で社会党だけを利する結果になっている。適切な本部指導が必要でないか（以上、再び山田）、⑩これまでの生産性向上運動は労働者の福祉の向上という本来の目的を果たしていなかったので、政策転換闘争にセクトなしに取りくめる官公労への指導を強化すべきでないか（角野）などであった。これに対し重枝書記長、小川政治福祉局長、肥後官公労局長、滝田会長が答弁に立ち、つぎのようにこたえた。①官公庁で労使協議をすすめるべきだ。政府との定期会談はとだえているが、総理とざっくばらんに話し合うことが必要であり、各省との定期会談は部分的におこなわれている、②生産性向上には積極的に取りくむ。国労は部分的にこれに関連をもつ不当労働行為問題をとりあげてマル生運動反対闘争をしているが、われわれはこれをきびしく批判している、③役員選挙規約については、同盟は労組法にもとづく組織でないので、形式上は労組法の規定にそう必要はない、④政策転換を求める国民運動は地方によっては地方同盟でやっているし、社会保障制度については問題によって労働四団体中心に進める、⑤労金・労福協問題は今後検討する、⑥民社党支持をくずすかたちで三党協力をすすめるのはまずい、⑦公務員制度審議会で同盟は「ストライキのためのストライキ権」を獲得しようとする総評側とは違った立場をとっている、⑧生産性向上のなかに経済発展の原動力があるというわれわれの基本的規定は変わらないが、資本、労働、消費者の三分配に起こる矛盾についてはもっと積極的な活動を展開する心がまえが必要である。

方針案第二部と第三部とについては質問者がなく、結局、運動方針全体の審議は、全繊同盟、全金同盟、海員組合、自動車労連、電労連、全化同盟、鉄労など大単産がすべて沈黙を守ったまま二時間足らずで終わって方針案全体が可決され、ついで斎藤財政局長から七二年度予算案について提案説明がおこなわれたが、これも質疑なしで、可決・決定されて第二日目を終了した。

大会第三日目には、①総選挙闘争に関する決議、②労働基準法改正に関する決議（同法をすべての労働者に適用し、法にさだめる最低基準を引きあげ、基準法についての監督と罰則を強化することを求めたもの）、③沖縄の通貨即時切りかえと一ドル三六〇円の保障を要求する決議を可決したのち、会長天池清次（全金同盟）、副会長宇佐美忠信（全繊）、小野竜馬（三菱協議会）、古賀専（造船総連）、塩路一郎（自動車労連）、田中良一（全化同盟）、村上行示（海員）、渡辺由司（鉄労）、書記長前川一男（電労連）のほか、執行評議員二七名、監査委員三名の新役員を選出した。そして大会宣言を採択したのち午後一二時一〇分に幕を閉じた。

諸決議と役員選挙

3　新産別第二三回定期大会

開会と来賓あいさつ

全国産業別労働組合連合（新産別）第二三回定期大会は七一年一〇月二八～三〇日の三日間、東京・芝公会堂で開催された。

大会第一日目は午後一時二〇分河合副委員長の司会で開会され、議長団に新田代議員（全機金）米山代議員（新化学）岡代議員（京滋地連）附田代議員（新運転）の四氏を選出、続いて書記任命、資格審査・議事運営委、役員選考委財政委の各種大会諸役員を選任し石垣中央執行委員長のあいさつがおこなわれた。このなかでは、昨年度方針でとりあげた公害問題について「新産別の組織内からは公害をなくしていくため公害対策委を設置して努力をつづけ、一応の成果をあげてきており今後も引きつづき進めていく」と公害撲滅にむけての決意を表明したあと、戦線統一問題にふれ「小方全機金委員長が戦線統一拡大世話人会幹事会のなかで積極的に取りくんできた。う余曲折はあるもののできるだけ早い機会に中央での話し合いが促進され、民間結集が実現されることを期待する」とのべ、七二年春闘や福祉の充実などの要求をかちとっていくため、積極的な運動を進めていくことを強調した。

このあと石橋社会党書記長、春日民社党委員長、矢野公明党書記長からそれぞれ来賓のあいさつをうけ、つづいて、総評井上財政局長、天池同盟副会長、岡村中立労連事務局長の三団体代表から、戦線統一問題、ドル・ショック後の日本経済や経済闘争に対する労組の姿勢のあり方などについて、それぞれ見解を明らかにしたあいさつがおこなわれ、さらに久野ＩＭＦ・ＪＣ事務局次長、落合ＩＣＦＴＵ東京事務所長、下田全逓中央執行委員長、柄谷全繊同盟書記長、佐藤新産別元委員長のあいさつをうけたあとＩＦＰＣＷハスキンズ書記長からのメッセージや祝電が披露された。

来賓あいさつのあと大谷書記長は約一時間にわたって「昭和四七年度運動方針」の提案説明をおこなった。方針案の構成は㈠内外情勢の分析と運動の基調、㈡具体的活動方針①情勢の転換と賃金闘争の意義②合理化対策―われわれの指向する方向に高成長の転換を③生活向上と社会保障の闘い④公害闘争の前進を期して⑤戦線統一の推進と組織活動⑥政治活動の強化―平和と民主主義のために⑦国際提携・交流の推進となっているが、このうち㈡の⑤は要旨次のようにのべている。

昭和四七年度運動方針

【昭和四七年度運動方針㈡ノ⑤「戦線統一の推進と組織活動」（要旨）】

一、統一の目標

(1)労働組合運動の基調　われわれは、前大会において、労働運動の現状について、「戦後に形成された労働組合運動のあり方そのものが、組合員の生活意識の多様化と高度化に十分対応できないでいる」「数年来の労働戦線の動きは、いずれも混迷からの脱皮をめざした模索として評価される」「これを新しい運動へと方向づけ、発展せしめていくことは、労働組合運動全体の課題である」と判断した。

(2)統一の目標　ナショナルセンターは四つに分立したままであり、産業別組織も分散しているものが大多数であって、その機能もきわめて不十分

である。加えて、これまでの産業別区分も錯綜（さくそう）し大きく変わりつつある。地方組織も分立している。さらに、四百万（その大部分は民間労組）以上の中立単組が広く散在している。(イ)このような分立・分散状態のために、労働組合は、その組織的基盤として基本的に欠かすことができない「労働市場の統一的掌握力」を、いまだに持てないでいる。(ロ)内外の情勢が大きな変動期にはいったこの時、組織された最大多数の社会勢力であるべき労働組合への社会的期待にはきわめて大きなものがある。組合員の「よりどころ」となるとともに、市民的国民的諸課題に力強く取り組んでいくためには、いまこそ、われわれは、ゆきがかりをこえて、戦線統一を達成していかなければならない。

(3)意味失った左右のイデオロギーのワク　これまで、労働組合運動に、少なからず影響を及ぼしてきた既成の「左と右」のイデオロギーの「ワク」も、この統一の必要の前には、すでに無意味なものとなってしまった。

二、統一運動の大きな流れ

前大会からの一年間に、労働戦線統一をめざして、すべての団体・組織が大きく動きだした。

(1)是認された民間先行　昨年来、活動している統一「世話人会」は、労働四団体を事実上代表する六単産代表を中核として構成されている。われわれは、十七単産もしくは、それ以上によって、統一発起人会が結成されることを期待してきたが、十一単産による拡大世話人会に止まったことは残念であった。その後も、われわれは、目標どおり発起人会が発足できるよう努力を続けてきている。だが、この「世話人会」は、中央段階における統一への話し合いの場として、特筆すべき存在であるといえよう。

しかし、統一への動きをめぐって、その具体的方法として民間先行が、各団体を通じて是認されたことは、見のがしえない重要な点である。

(2)労働四団体共同行動の意義　最近、労働四団体の話し合いと対政府統一意思表示などの共同行動が定例的、友好的につづけられてきた。これは、統一への期待に促されたものである。現状では、不十分なものではあるが、統一運動が一定の成果をあげるまでの間、必要な共同の場として取り組んできた。

(3)意欲みせる金属・化学戦線　労働戦線の流動化、既存組織のワクをこえた交流と結集の直接的なキッカケを作ったともいうべきJCは、金属関係単産の大半を結集する百四十万余に発展し、大金属連合を指向しつつ一つの転換をはかろうとしている。また、機械金属、化学産業分野においても、金属産業連絡会議、全石化労懇など、従来のワクにとらわれず広く話し合いの場をひろげてゆこうとする動きが、引き続きつづけられている。

(4)注目される地方民間結集　さらに、中央における政策研究の共同の場としての労問研、単組からの統一促進をめざす全民懇なども、それぞれ、この一年活動を続けている。全民懇に、多くの中立単組が加わっていることはとくに注目されることであった。

各地方におけるあらたな結集運動も、いまでは、中央段階および産業別分野における統一運動を、地方からささえ促進するものとしてとらえられるに至った。さらに、この地方民間結集の運動を、全国的な規模で横につなごうとする動きも進んでいる。

三、取り組みの方向

(1)多面的な活動通じ統一推進　前大会において、われわれは統一運動の取り組みを①幅広く統一で率直な話し合いを②協調を基礎に各団体とも話し合う③統一への多面的な流れを一つに合流させていく④産業別再編と大結集を評価⑤具体的課題での共闘⑥民間、公労協ともに統一を推進⑦政党再編と組合再編は別課題とする、などの方向で進めることを決めた。以上の方向を本年も引き続き発展させていく。

(2)世話人会の統一路線試案を支持　われわれは、過日、統一「世話人会」の提起した「統一路線試案」の方向を支持し、この方向で、民間労組の大多数を結集した統一を前進せしめていく。

(3)各段階で統一運動に参加　前述の多面的な統一への動きに対しては、新産別および各単産・単組は、それぞれの段階で参加し、あるいは協力して、中央段階の「世話人会」活動の背景づくりとして調整誘導に努力していく。

(4)四団体の共同行動は統一促進の背景　労働四団体間の話し合いと共同行動は、これまでどおり、当面の諸課題との取り組みを着実に前進させる

べく、積極的に他団体に働きかけていく。

(5)　単独組合との提携強化　各産業、各地方段階で、新たな結集運動に、各単産・単組が取り組むにあたって、とくに留意しなければならないのは、多くの単独組合との提携を強化し、共に運動に参加するよう働きかけることである。

(6)統一実現は社会的使命　いま、労働戦線統一の運動が、停滞・後退するようなことがあれば、より強い組合不信感と無力感が支配的となり、労働運動は、全体として危機的状態を迎えることすら予測される。

組合員の要求にこたえうる体制と機能を確立し、強大な資本陣営と文字どおり対等の立場で対峙（たいじ）していくためにも、われわれ新産別・各単産・単組は、統一運動への意思統一をより強め、戦線統一の実現を期するとともに、すべての労働組合が、これまでの「ワク」にとらわれることなく、勇気をもって前進していくよう、強く訴えていく。

四、組織活動のいっそうの充実を

(1)統一運動の促進と、われわれ自身の組織拡大、充実は決して矛盾するものではない。

各単産、各地方組織の組織活動を全面的にバックアップしていく。また、各単産間の調整、協力関係にも積極的に取り組み、効率的な組織活動を推進するようつとめる。

(2)今後、ますます地方、地域ごとの共闘が重要性をましてこよう。われわれ自身の方針を堅持しつつ共闘を進めることはもちろんであるが、過度にそのことに固執することなく、積極的に相互理解に努力し、共闘のなかから信頼感を得ていく。また、各種の業種別組織は共闘の場、話し合いの場として貴重な存在である。機械的に組織活動の場とするようなことは厳に自戒しなければならないが、共闘を通じわれわれの組織の方針と実践への理解を得るためにも、全体の統一への機運を盛り上げるためにも、従来以上に業種別共闘の場を重視し取り組みを進めよう。

(3)われわれは対外的な組織活動を展開すると同時に、自らの組織充実にも十分の配慮をはらわなければならない。

組合業務が次第に複雑化してくると、組合運営の効率化にのみ目をうばわれて、ややもすると官僚的色彩が濃くなることを十二分に反省し、すべての組合員が直接なんらかの具体的活動に参加するよう、ここで改めて職場組織のあり方、活動の再点検が必要であろう。

これまでの組合活動は、職場における組合員の日常労働の実体についてて、関心度がうすかったのではないか。合理化が日常不断に職場のすみずみで進められつつある現在、これに対応して組合員の安全を守り、過度の労働過重を排除するためにも、職場組織の再確立が強く要求される。

生産第一主義から福祉優先へと、大きな政策転換を迫る闘いの根本は、個々の労働実体のは握と、組合の目からするチェックを基点に据えなければならない。この観点からも、組合内における活動の基本組織たる職場の活動体制に、改めてメスを入れ、それぞれの実情に合わせてその強化をはかっていこう。

第二日目は午前一〇時から再開され、冒頭古賀造船重機械共闘議長および原口全鉱委員長から来賓あいさつをうけた。

このあと、さっそく議事にはいり、会計報告および予算案の提案説明が安達財政部長からおこなわれ、また千田会計監査から監査報告がおこなわれた。この会計報告および予算案の審議は財政委員会に付託して、前日提案された運動方針の審議にはいった。

このなかでは、具体的活動方針の春闘、合理化、社会保障、戦線統一、政治活動など全般にわたって討議がおこなわれたが、とくに春闘については、①春闘の展開についてと戦線統一の観点からも他団体との共闘はどのように進めるのか、②一人前労働者の世帯賃金をどう保障していくのか——などに論議が集中し、これらに対し「①共闘の対象として春闘共闘委があるが、これらに対して新産別は批判的であった。それは一定のイデオロギーがあったことが否定できないからであり、またことしの春闘共闘委では内部からも空洞化が指摘されている。これからは産業別にまたは地域別に新しい共闘組織

に積極的に参画していくし、その条件は整ってきている、②世帯賃金水準の保障について中執委で十分検討し、一月の拡大中央委では明確に方向を定めていく」との答弁がおこなわれた。また生活向上、社会保障の充実についてもその具体的な道筋を新執行部で検討していくことになった。

一方、戦線統一問題については「新産別がどう取りくむかに方針は欠けており、正確な提起が必要だ」と代議員がただしたのに対し、「具体的な政策を立案し、提起をして進めていく。現在の世話人会が前進することを望んでいるが、これがどうなるかは不明だ。また機械金属のみでなく成功させていきたい」と答えた。また「右翼再編といわれるように立場によって見方も異なる。しかし地域では全国金属とも話し合いをし単産間での交流もはじめられている。執行部は全金の世話人会加盟を認めていると理解している」との代議員の発言もあり、執行部答弁もこれを肯定した。そして、「機械、化学ではこれからの交流、理解の場として有効は地方・業種ごとに共闘の場は多くあり、さらにあらゆるところにで、そのためにも上部でできる限り対立を解消していく努力をした い」と積極的な姿勢を示した。

このほか、政治活動については安保体制、政党支持の自由、社公民共闘などの問題にわたって討議がおこなわれたが、新産別として当面協力していくのは社公民の三党であること、院内外の協力に努力するとともに政党再編を組合はきびしく区別していくべきであることを執行部は強調した。

これらの討議をふまえ総括討論では「春闘の展開については新しい共闘組織のイニシアをとることを明確にして一月の中央委員会までに結論を出すよう新執行部で検討してほしい」と要望する一方、「物価、社会保障などについて具体的なたたかい方が明らかになっていないし、決起集会や国会請願行動など行動する新産別の体制を確立する必要がある」と代議員から強調され、採決の結果圧倒的多数で昭和四七年度運動方針案が採択された。

このあと、財政委員会から会計報告と予算案の審議経過が報告され、大会ではこの報告を確認し予算も満場一致で決定された。

大会最終日には、①七一年年末一時金闘争に関する決議、②沖縄の完全無条件返還に関する決議、③老齢年金を中心とした老後保障制度の確立に関する決議、④日中国交回復・佐藤内閣退陣要求に関する決議の四決議案を採択し、「原爆被爆者救援資金カンパ」を決定したあと、役員選考委員会で選考した新役員を選出し、大会スローガンを確認して大会の幕を閉じた。新役員は中央執行委員長石垣卯一（全機金）、中央副執行委員長小方鉄蔵（全機金）、河合明博（新化学）、吉岡新一（京滋地連）、柏原実（新運転）、書記長大谷徹太郎（本部書記局）、外中央執行委員二一名、会計監査三名である。

諸決議と新役員

【参考資料】(1)総評第四二回定期大会資料、(2)総評教宣部監修「総評第四二回定期大会速記録」共立速記社、一九七一年八月刊、(3)総評第四三回臨時大会資料、(4)総評教宣部監修「総評第四三回臨時大会速記録」、共立速記社、一九七二年二月刊、(5)総評「総評はかく闘う」一九七一年度版、七一年一〇月刊、(6)同盟第八回定期大会資料、(7)同盟教宣局「同盟第八回大会議事速記録」、一九七二年二月、(8)新産別第二三回大会資料、(10)「総評新聞」、(11)「同盟新聞」、(12)「新産別」、(13)「週刊労働ニュース」

Ⅲ　労働争議

概況□争議の概要□争議の概況と形態別・月別の動き——争議統計／一九七一～七二年の争議の概況／総争議／争議行為を伴う争議／争議行為を伴う争議／同盟罷業と労働損失日数／四時間未満の罷業／争議の推移／産業別・企業規模別の動き——産業別の動き／企業規模別の動き／主要団体別にみた争議——要求事項別にみた争議

概況

一、一九七一年には、景気後退のもとでの労資の対立の激化を反映して労働争議が多発し、とりわけ争議行為を伴う争議が件数、参加人員ともに労働運動史上最高の六〇八二件、約三六二万三〇〇〇人を記録した。このうち同盟罷業は件数で最高、参加人員ではこれまでの最高である四八年につぐ数を示し、四時間未満の争議も件数、参加人員ともに最高であった。

一、争議行為を伴う争議が多発した第一の理由は、二～五月の春季賃上げ闘争の高揚で、この期間の同盟罷業その他による労働損失日数が対前年比八〇%増の四六〇万六〇〇〇日となり、四時間未満の罷業の行為参加人員も対前年比七五%増の約一二一万三〇〇〇人を記録したことにあり、第二の理由は、秋から年末にかけて不況がいっそう深刻になるなかで沖縄返還協定批准反対の政治的要求が年末一時金要求と結合してたたかわれ、ここでも争議行為を伴う争議が例年にない高揚をみたことにある。

一、産業別にみると、わが国の労働組合員数七七・六%を占める四大部門——製造業、運輸通信業、サービス業、公務のいずれにおいても争議行為を伴う争議が件数、参加人員ともに前年を上回った。しかし製造業を中分類別にわけ、やや長期的にみると繊維・衣服、パルプ・紙、化学、鉄鋼、非鉄金属、輸送用機器などの諸部門

では争議は停滞もしくは減少の傾向をとっている。

一、企業規模別にみると、総争議も争議行為を伴う争議もともにすべての規模にわたって増大しているが、常用労働者九九人以下の小・零細規模の増大率が少ないこと、組合員一〇〇人当りの争議行為参加人員と労働損失日数が企業規模が小さくなるにつれて順次少なくなっているのが目立つ。

一、主要団体別に争議をみると、例年どおり件数、参加人員ともに総評の占める割合が高く、総争議参加人員の七〇・四%、争議行為参加人員の五六・五%となっている。これに対して同盟は争議行為参加人員の六・一%を占めたにすぎなかった。また主要団体のいずれにも加盟していない組合員――労働組合員総数の三四・九%を占める――も争議行為参加人員の一二・四%を占めたにすぎず、この点では同盟と類似の傾向を示した。

一、要求事項別に七一年の争議行為を伴う争議をみると、賃金増額要求を掲げたものが前年の二倍以上の四二三〇件となり、また政治要求にもとづく争議件数の増大したのが目立っている。

1　争議の概況と形態別・月別の動き

争議統計

労働争議統計を分析するにあたって、まずここに使用する労働大臣官房労働統計調査部の労働争議統計について説明しておく。それは、各都道府県労政主管課および労政事務所が争議のおこなわれた事業所もしくは労働組合ごとに面接調査したものを、前記統計調査部で集計したもので、「労働争議統計調査報告」（月間統計）および「労働争議統計調査年報告」（年間統計）として公表されている。調査対象になり集計に含まれているのは、「労働者の地位向上に関係ある事項に関して労働者の団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、同盟罷業、工場閉鎖（以上二つを作業停止争議と名付けている）、四時間未満の罷業、怠業および業務管理その他の、争議行為を伴ったものと、争議行為を伴わないが解決のために第三者が関与した争議である。

なおこの統計では、争議の単位は労働組合（争議団を含む）であり、原則として単位労働組合がおこなう争議を一件として扱っているが、上部団体（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約してこなう争議（連合争議）も一件として扱っている。したがって一件の争議で数事業所や数企業におよぶものもあれば、また一事業所または一企業で二件以上になる場合もある。また「四時間未満の罷業」は「同盟罷業」のうちに含められていないことに注意すべきである。

一九七一～七二年の争議の概況

わが国の労働争議の動向をややうにいえるであろう。一九六五年以長期的にみるならば、つぎのよ六七年の中断をおいて六九年以降この増大傾向はいっそう明瞭にな り、七一～七二年にはその新しいピークを形成しつつある。ここにいたるまでのあいだに、争議の動向に一段階を画したのは六九年であり、この年には「総争議」においても、「争議行為を伴う争議」

または「四時間未満の罷業」――四時間未満の争議はその多くが、法律上ストライキ権を剝奪されている公共企業体労働者や公務員の事実上のストライキの行為形態となっている――のどの項目についてみても、件数、参加人員ともに著増をみた。このあと一九七〇年には、「総争議」「争議行為を伴う争議」の各項については件数、参加人員ともに前年より若干減少をみたものの、なお争議は高水準をたもっていただけでなく、同盟罷業の件数と行為参加人員にあっては、六九年をさらに上回ることとなった。

総争議の件数、参加人員において一定水準が維持されつつ、実力行使を伴う争議がいっそう激化するという、この七〇年の争議動向が示した特徴は、とりわけ七〇年下半期に景気が後退し始めるなかで、労資の対立がたとえば年末一時金をめぐって表面化しがちであったことと関連していた。したがって七一年に景気後退がその深刻さを加え、八月のアメリカ大統領ニクソンがとった非常措置とそれに伴う対米輸出抑制・円切上げの事態を迎えるに至って、七〇年の

第123表　年別・争議形態別・労働争議件数・参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為を伴う争議								4時間未満の罷業		怠業	
			小計				同盟罷業							
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数		件数	行為参加人員			件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
1962	2,287	7,129,007	1,696	1,884,979	5,400,363		1,283	1,516,481			—	—	805	838,792
1963	2,016	9,034,682	1,421	1,781,126	2,770,421		1,068	1,181,929			597	914,515	132	101,759
1964	2,422	7,974,224	1,754	1,633,999	3,165,264		1,220	1,048,980			667	690,328	308	304,628
1965	3,051	8,975,083	2,359	2,479,093	5,669,362		1,527	1,670,285			871	854,437	638	508,545
1966	3,687	10,946,667	2,845	2,297,511	2,741,711		1,239	1,130,353			1,452	1,102,927	727	529,462
1967	3,024	10,913,842	2,284	1,271,496	1,829,965		1,204	731,601			1,403	671,659	246	141,476
1968	3,882	11,757,687	3,167	2,340,234	2,840,866		1,537	1,162,787			2,021	1,440,483	333	127,069
1969	5,283	14,483,409	4,482	3,070,960	3,633,564		1,776	1,411,195			3,282	2,158,458	310	134,736
1970	4,551	9,137,473	3,783	2,357,230	3,914,805		2,256	1,719,551			2,356	1,294,428	101	33,922
1971	6,861	10,828,634	6,082	3,622,531	6,028,746		2,515	1,895,413			4,653	2,616,383	64	33,079

〔備考〕 1) 争議行為を伴う争議のうちには，ここにあげた形態以外のものが含まれており，また2以上の行為形態を伴う争議はそれぞれの形態で集計しているので，小計と同盟罷業以下の合計とは一致しない。
2) 1962年までの怠業の数字には，4時間未満の罷業の数字が含まれている。
3) 労働省「昭和46年労働争議統計年報告」による。

争議動向の特徴がいっそう拡大してその後にひきつがれたのは当然のことであった。

七一年の争議動向の特徴は、春闘の争議規模が一九五六年に春闘が開始されて以来の最大の規模を示したのに加えて、春闘以外の統一行動も発展をみたところから、「争議行為を伴う争議」が件数、行為参加人員ともにわが国史上最大の規模を示したことにみられる。そしてこうした傾向は七二年春闘の時期へとひきつがれた（第123表）。

総争議

七一年の総争議件数は六八六一、総参加人員は約一〇八二万九〇〇〇人であった。このうち件数は、前年を二三一〇件、これまでの最高である六九年の五二八三件を一五七八件上回って、わが国労働運動史上最高であった。また総参加人員は、これまでの最高である六九年の約一四四八万人をかなり下回ったものの、前年の約九一四万人を上回り、六九年、六八年、六六年、六七年につぐ史上五位の高水準を示した。七一年六月末における労働組合員総数は約一一八〇万人であったから、各組合員が年間をつうじてほぼ一回あたり争議に参加したことになる（第123表）。

争議行為を伴う争議

同盟罷業、四時間未満の罷業、怠業その他をふくめて争議行為を伴う争議全体をみると、件数、行為参加人員ともにこれまでの最高で、件数は約三六二万三〇〇〇人と、その件数は六〇八二件、行為参加人員は約三六二万三〇〇〇人で、件数、行為参加人員ともにこれまでの最高である六九年の四四八二件、約三〇七万人を大幅に上回った。戦後労働運動史上、争議行為を伴う争議が大規模に発生した年の数字をいまあげてみると、四八年の九一三件、約二六〇万人、五七年の九九九件、約二三五万人、警職法反対の統一闘争があった五八年の一二四七件、約二五四万人、安保改定反対の統一闘争高揚の年である六〇年の一七〇七件、約二三三万人、春闘が高揚をみた翌六一年の一七八八件、約二一三万人であり、その後に第123表にみられるようにして二〇〇〇件から四〇〇〇件台におよぶ、また六七年の中断をおいて参加人員約二三〇万から三〇七万人におよぶ、七一年に接近する数字があらわれる。要するに七一年はこれらをすべて上回ったのである（第123表）。

同盟罷業と労働損失日数

争議行為を伴う争議のうち、まず同盟罷業についてみると、七一年には二五一五件、行為参加人員は約一八九万五〇〇〇人で、件数、参加人員ともに前年を上回っただけでなく、件数はこれまた戦後の最高、行為参加人員は四八年の約二二九万八〇〇〇人につぐ数であった。ちなみに戦後に同盟罷業の行為参加人員が一五〇万を越えた年は、四八年をのぞけば五二年（約一六二万）、五七年（約一五五万）、六一年（約一六八万）、六二年（約一五二万）、六五年（約一六七万）、七〇年（約一七二万）である。

同盟罷業のこのような増大は、六〇年代に入ってから争議件数、争議行為参加人員数にくらべて減少する傾向にあった労働損失日数を一挙に増大させ、七一年におけるそれは前年の約三九一万五〇〇〇日をはるかに上回って実に約六〇二万九〇〇〇日にたっした。それは六〇年代以降では、六一年の約六一五万日につぐ日数である六九年の四四八二万日を上回った年は、四六年（約六二七万日）、四八年（約六七〇万日）、五二年（約一五〇八万日）、五八年（約六〇五万日）であった。

四時間未満の罷業

四時間未満の罷業は七一年は四六五三件、行為参加人員は約二六一万六〇〇〇人で、これ

また史上最大であった。こうした短時間のストライキ行為は、一九四八年に公務員、公共企業体労働者が法律上ストライキ権を失ったのち、これに抗して事実上のストライキ行為を展開しはじめるに至って、その数が増したもので、労働省の統計では六二年まではその他のものと併せて同盟怠業の名のもとに集計していたが、六三年以降これを、「四時間未満の罷業」と「怠業」に分けて集計するようになった。両者を併せた「同盟怠業」の行為参加人員がはじめて一〇〇万人を越えたのは、五五年（約一〇〇万人）で、ついで五七年（約一二四万人）、五八年（一六七万人）と増加をみたが、いずれも怠業をふくめてなおこの水準にとどまった。六〇年代に入って、六六年には「四時間未満の罷業」だけで行為参加人員は約一一〇万を数え、ついで六八年の増加についで六九年に二〇〇万台にたっしたのであるが、七一年は前年の約二倍、これまでの最高である六九年を二一%上回ったことになる。

争議の推移

七一年の年間における労働争議の推移をみるとき、第一に注目されるのは春季賃上げ闘争の時期における争議行為を伴う争議の規模の大きさである。七〇年下半期いらいの景気後退のなかで経営者側は結束をかため、日経連は生産性基準原理のいっそうの徹底をはかるため、同一業種の経営者が結束して業種別賃金基準を設けるよう指導した。これに対して春闘共闘は大幅賃上げ、最低賃金制の確立、労働時間短縮、老齢保障などの要求をかかげ、重化学産業を軸に民間が先行して相場を切りひらき、交運、公労協がこれを固めるという基本方針でのぞみ、同盟、新産別もこの時期に賃上げ闘争を集中した。

三月末にはまず春闘第一次統一行動がおこなわれ、全国金属、化学同盟、民放労連など二五単産約一四万人が参加して、三〇分から八時間以上にのぼるストライキを実施したが、これは前年同期の統一行動の規模を上回るものであった。

四月にはいると上旬に合化労連、食品労連、全国金属などのストライキが集中的におこなわれ、さらに下旬には電機労連、全国金属、食品労連、公労協などを中心に三二乃至三七単産五〇～六〇万人が参加して二四時間ストを含む大規模なストライキがたたかわれた。

五月にはいると、中旬に私鉄の大手が二波の二四時間スト、中小が時限ストを実施し、国労も国労結成いらい最大の一九時間にわたるストライキを実施した。また電機労連や電労連もそれぞれ結成いらい最大の四波ならびに七波におよぶストライキを五月末にかけて反復実施した。

このため七一年二～五月の春闘における争議行為を伴う争議の件数は二四八一件、行為参加人員は約一九四万九〇〇〇人、そのうち同盟罷業の件数は約一四〇〇件、行為参加人員は約一三五万四〇〇〇人で対前年二九%増、労働損失日数は四六〇万六〇〇〇日で対前年八〇%増と大きく増加し、春闘開始いらい最高を示した（第125表）。また四時間未満の罷業の行為参加人員は、春闘の時期に約一二一万三〇〇〇人、対前年七五%増で、これまた春闘開始いらいの最高であった。なおこれまでの春闘で同盟罷業がもっとも多かったのは六五年の不況下でたたかわれたそれで、六九五件、行為参加人員約一二〇万人、労働損失日数約三四四万日であったが、七一年春闘はこれにくらべても件数で約二倍、参加人員約一三%増、損失日数約三四%増であった。

六月から七月にかけては、夏季一時金闘争がたたかわれ、総争議

第124表　月別・争議形態別・争議件数，参加人員，および労働損失日数

	総争議		争議行為を伴う争議									
			小計			同盟罷業		4時間未満の罷業		怠業		
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	
1971年												
1月	194	1,075,155	43	20,702	22,659	25	13,463	19	16,140	3	—	
2	246	843,016	102	28,149	28,355	27	11,940	71	15,829	2	300	
3	527	1,092,181	379	172,822	63,880	94	34,672	305	144,813	2	94	
4	1,533	3,007,872	1,268	1,305,817	2,088,600	873	872,779	847	732,547	18	9,979	
5	2,418	3,857,962	1,642	1,261,309	2,368,551	842	900,771	1,075	607,055	16	10,750	
6	934	1,829,759	359	104,059	259,201	255	65,209	147	38,785	8	1,442	
7	1,201	1,756,026	842	234,651	77,092	127	21,407	739	218,218	4	236	
8	258	898,482	42	4,557	13,505	31	3,732	8	808	1	100	
9	191	828,090	57	12,770	12,320	40	6,793	37	6,743	2	912	
10	387	857,143	248	58,572	25,733	33	8,412	218	51,646	2	920	
11	1,647	2,715,631	1,494	1,035,383	507,799	351	305,541	1,297	874,175	12	6,820	
12	956	1,507,493	547	228,202	309,024	371	122,806	303	157,393	12	7,548	
1972年												
1月	130	989,714	31	11,554	18,946	25	9,197	15	3,272	2	7,548	
2月	177	1,037,670	52	22,676	20,567	36	14,569	24	8,294	—	98	
3月	597	1,640,951	454	211,973	79,157	95	49,691	395	167,734	5	703	
4月	1,865	3,033,807	1,583	1,351,038	2,482,040	1,137	1,020,985	918	597,511	31	66,934	

〔備考〕 1)　労働省「昭和46年労働争議統計調査報告」および1972年各月の「労働争議統計調査報告」による。

2)　2カ月以上にわたる争議はすべて各月ごとにそれぞれ集計しているので各月の合計は年統計の数字とは一致しない。

第125表　春季賃上げ争議とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為を伴う争議					
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員				労働損失日数
				計	同盟罷業	4時間未満の罷業	怠業	
	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1966年	826	3,279	696	1,045	767	436	222	1,725
1967	642	1,989	573	495	311	280	84	885
1968	967	3,220	896	1,135	851	531	54	2,017
1969	1,638	3,321	1,560	1,412	1,013	825	64	2,464
1970	1,491 (1,781)	2,708 (2,787)	1,433 (1,665)	1,266 (1,273)	1,010 (1,052)	683 (693)	27 (28)	2,464 (2,553)
1971	2,678	3,803	2,481	1,949	1,354	1,213	20	4,606
年間争議に占める割合								
1966年	22.4	30.0	24.5	45.0	67.9	39.5	41.8	63.4
1967	21.2	18.2	25.1	39.0	42.5	41.7	59.7	49.5
1968	24.9	27.4	28.3	48.5	73.2	36.9	42.4	71.3
1969	31.0	22.9	34.8	46.0	71.8	38.2	47.6	73.6
1970	32.8 (39.1)	29.6 (30.5)	37.9 (44.0)	53.7 (54.0)	58.8 (61.2)	51.9 (53.6)	81.8 (82.8)	65.6 (67.7)
1971	39.0	35.1	40.8	53.8	71.4	46.4	59.6	77.1

〔備考〕 1)　労働損失日数は同盟罷業のみの日数である。
2)　1970年までは2—4月に発生した賃上げ争議を，1971年は2—5月に発生した賃上げ争議を集計している。（1970年の（　）内は2—5月発生分である）
3)　労働省「昭和46年労働争議統計調査年報告」による。

参加人員は約一八三万、一七六万とそれぞれ一定水準を示し、また春闘が長期化したことや企業の合理化とからんだことなどから解決が長びいた企業が多かったが、全体としてみれば争議行為を伴う争議は四～五月にくらべていちじるしく減少した。

このあと争議が多発し、争議行為を伴う争議がふたたび増加したのは、一一～一二月であった。この時期までに国際通貨不安を背景にして八月ニクソン米大統領は輸入制限をふくむ非常措置をとり、円切上げがおこなわれるなど、不況の長期化が明らかに見通されるようになっており、各企業は人員削減をふくむ合理化案を急に打ちだすとともに、年末一時金についてはこれをできる限り低額にとどめる方針をとった。このため年末一時金闘争が全般的に長期化し、例年よりもストライキが激化することとなった。

そのうえ秋の臨時国会には沖縄返還協定批准案ならびに同関連法案が上程されたが、総評は秋期年末闘争の前面に批准反対闘争をすえ、一一月下旬には二度にわたってストライキを中心とする統一行動を実施した。反対闘争の最大のヤマ場となった一一月一九日の統一行動には私鉄総連、国労、都市交通、合化労連、全国金属など三八単産約七六万人が参加した。また一一月三〇日の統一行動は、年末一時金と沖縄問題をからませて、全国金属、合化労連、全港湾、自治労など三一単産約一二万人が時限ストをたたかった。こうして一一月における争議行為を伴う争議の件数は一四九四件、行為参加人員約一〇三万五〇〇〇人、このうち同盟罷業は三五一件、行為参加人員三〇万六〇

〇〇人、四時間未満の罷業は、一二九七件、八七万四〇〇〇人となった（第124表）。

2 産業別・企業規模別の動き

産業別の動き　わが国労働組合員数（一九七一年六月末日現在）を大産業別にわけると、もっとも多いのは製造業（三八・六%）で、ついで運輸通信業（一七・五%）、サービス業（一一・四%）、公務（一〇・一%）の順となり、この四つの部門の組合員だけで全組合員数の七七・六%を占めている。七一年の争議行為を伴う争議を産業別にみると、これら四部門のいずれにおいても件数、行為参加人員ともに前年にくらべて増大し、また労働損失日数については、サービス業、公務では減少したが、製造業では前年の約二六四万日から七一年の四一一万日へ、運輸通信業においては約八二万日から一二五万日へと大幅増大をみた。

このうち製造業においては、一九六五年に争議が多発したのち、六六年にはいちじるしく減少したが、その後、件数、行為参加人員、労働損失日数ともに年々増加して、七一年にはそのいずれをとっても六六年を上回っていることが注目される（第126・127表）。

しかしこの製造業をさらに産業中分類別にみると（第128表）、七一年には前年にくらべてほとんどすべての部門で行為参加人員が増大

第126表　産業別労働争議件数の推移（争議行為を伴う争議）

産業	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年
全産業	2,284 (100)	3,167 (100)	4,482 (100)	3,783 (100)	6,082 (100)
鉱業	91 (4.0)	97 (3.1)	67 (1.5)	64 (1.7)	89 (1.5)
建設業	69 (3.0)	131 (4.1)	114 (2.5)	144 (3.8)	165 (2.7)
製造業	1,051 (46.0)	1,247 (39.4)	1,506 (33.6)	1,902 (50.3)	2,129 (35.0)
卸売・小売業	38 (1.7)	69 (2.2)	81 (1.8)	90 (2.3)	108 (1.8)
金融・保険・不動産業	26 (1.1)	50 (1.6)	56 (1.2)	49 (1.3)	35 (0.6)
運輸・通信業	407 (17.8)	582 (18.4)	744 (16.6)	715 (18.9)	931 (15.3)
電気・ガス・水道業	42 (1.8)	90 (2.8)	159 (3.5)	51 (1.4)	189 (3.1)
サービス業	546 (23.9)	362 (11.4)	606 (13.5)	419 (11.1)	732 (12.0)
公務	10 (0.4)	520 (16.4)	1,133 (25.3)	344 (9.1)	1,696 (27.9)
その他	4 (0.2)	19 (0.6)	16 (0.4)	5 (0.1)	8 (0.1)

〔備考〕 1)「その他」とは，農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)　（　）内は構成比。
3)　労働省「昭和46年労働争議統計調査年報告」による。

第127表　産業別行為参加人員および労働損失日数の推移

産業	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年
	千人	千人	千人	千人	千人
行為参加人員計	1,271 (100)	2,340 (100)	3,071 (100)	2,357 (100)	3,623 (100)
鉱業	124 (9.8)	169 (7.2)	134 (4.4)	61 (2.6)	94 (2.6)
建設業	25 (2.0)	52 (2.2)	55 (1.8)	51 (2.2)	55 (1.5)
製造業	697 (54.8)	1,041 (44.5)	1,118 (36.4)	1,418 (60.2)	1,740 (48.0)
卸売・小売業	10 (0.8)	26 (1.1)	28 (0.9)	20 (0.9)	30 (0.8)
金融・保険・不動産業	9 (0.7)	12 (0.5)	18 (0.6)	10 (0.4)	13 (0.4)
運輸・通信業	232 (18.3)	400 (17.1)	690 (22.5)	525 (22.3)	654 (18.1)
電気・ガス・水道業	36 (2.8)	48 (2.1)	53 (1.7)	11 (0.5)	117 (3.2)
サービス業	113 (8.9)	231 (9.9)	364 (11.9)	150 (6.4)	372 (10.3)
公務	5 (0.4)	352 (15.0)	607 (19.8)	110 (4.7)	538 (14.8)
その他	20 (1.6)	9 (0.4)	4 (0.1)	1 (0.0)	10 (0.3)
	千日	千日	千日	千日	千日
労働損失日数計	1,830 (100)	2,841 (100)	3,634 (100)	3,915 (100)	6,029 (100)
鉱業	159 (8.7)	358 (12.6)	197 (5.4)	158 (4.0)	281 (4.7)
建設業	16 (0.9)	28 (1.0)	27 (0.7)	28 (0.7)	54 (0.9)
製造業	1,212 (66.2)	1,660 (58.4)	2,175 (59.9)	2,643 (67.5)	4,114 (68.2)
卸売・小売業	10 (0.5)	26 (0.9)	40 (1.1)	29 (0.7)	41 (0.7)
金融・保険・不動産業	2 (0.1)	4 (0.1)	19 (0.5)	2 (0.1)	3 (0.0)
運輸・通信業	379 (20.7)	639 (22.5)	1,037 (28.5)	819 (20.9)	1,250 (20.8)
電気・ガス・水道業	18 (0.9)	10 (0.4)	15 (0.4)	4 (0.1)	67 (1.1)
サービス業	30 (1.6)	99 (3.5)	115 (3.2)	229 (5.9)	207 (3.4)
公務	— (—)	1 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)
その他	4 (0.2)	16 (0.6)	7 (0.2)	3 (0.1)	11 (0.2)

〔備考〕 1)　「その他」とは農業・林業・狩猟業・漁業・水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)　( ) 内は構成比。
3)　労働省「昭和46年労働争議統計調査年報告」による。

しており、減少をみたのは木材・木製品、ゴム、輸送用機器、精密機械など少数の部門に限られていたものの、やや長期の傾向をとってみると、繊維・衣服、パルプ・紙、化学、鉄鋼、非鉄金属、輸送用機器、などの諸部門では、それは停滞もしくは減少の傾向にある。このことは、これらの部門の大部分が、同盟系組合、もしくは総評内でこれに同調して、民主主義的組合運動や「労働戦線再編」を主張している組合に組織されているか、化学、パルプ・紙などの部門にみられるように大手企業組合の多数が近年総評系の産業別組織を脱退しているという事実と関連があるものと思われる。

また組合員一〇〇〇人当りの争議行為参加人員を産業別にみると(第129表)、七一年には鉱業が九五四人でもっとも多

第128表　製造業・産業中分類別争議行為参加人員の推移（争議行為を伴う争議）

	1966	1967	1968	1969	1970	1971
	人	人	人	人	人	人
製造業	1,091,018	696,669	1,041,192	1,118,362	1,418,048	1,740,020
食料品・たばこ	50,520	57,130	57,615	84,973	86,105	100,517
繊維・衣服	22,310	7,423	8,441	20,764	8,976	41,957
木材・木製品	20,232	8,514	18,410	10,401	11,553	10,853
パルプ・紙	23,383	17,377	14,796	15,081	6,808	13,566
出版・印刷	17,041	14,232	26,071	22,275	23,520	31,884
化学	90,501	45,496	78,236	73,923	83,908	105,730
ゴム	27,867	59,299	55,091	67,550	61,411	56,561
窯業・土石製品	41,830	40,570	42,647	46,351	45,095	45,227
鉄鋼	51,637	12,676	17,542	25,721	15,043	19,992
非鉄金属	26,451	16,037	16,698	16,535	22,606	26,208
金属製品	51,411	51,983	49,046	44,276	34,940	54,731
機械	197,452	106,900	169,369	188,442	236,249	293,033
電機	285,202	134,465	317,528	394,410	639,042	801,309
輸送用機器	130,826	61,432	125,398	50,264	74,884	72,990
精密機械	34,401	46,788	26,447	40,614	49,297	44,682
武器その他	12,263	8,125	6,676	6,988	6,486	7,646

〔備考〕　各年の労働省「労働争議統計調査年報告」により作成。

第129表　産業別労働組合員1,000人当り行為参加人員の推移

産業	1966	1967	1968	1969	1970	1971
全産業	221	120	215	273	203	307
鉱業	815	745	1,121	1,016	528	954
建設業	66	41	78	81	71	85
製造業	286	180	259	264	321	382
卸売・小売業	34	25	60	59	39	53
金融・保険不動産業	25	13	16	24	13	16
運輸通信業	225	115	198	335	253	317
電気・ガス・水道業	350	167	228	244	51	535
サービス業	155	96	188	285	114	277
公務	262	5	319	541	96	453
その他	94	68	30	14	6	78

〔備考〕　労働省「昭和46年労働争議統計調査年報告」による。

第130表　企業規模別労働争議発生企業数の推移（民間企業のみ）

企業規模	1967	1968	1969	1970	1671
総争議計	4,274 (100)	5,104 (100)	6,866 (100)	6,274 (100)	7,210 (100)
1,000人以上	737 (17.2)	887 (17.4)	1,081 (15.7)	1,008 (16.1)	1,236 (17.1)
500～999人	390 (9.1)	507 (9.9)	679 (9.9)	592 (9.4)	698 (9.7)
100～499人	1,427 (33.4)	1,899 (37.2)	2,452 (35.7)	2,274 (35.2)	2,653 (36.8)
99人以下	1,694 (39.6)	1,811 (35.5)	2,205 (32.1)	2,116 (33.7)	2,152 (29.8)
争議行為を伴う争議計	2,977 (100)	4,389 (100)	5,923 (100)	5,192 (100)	6,328 (100)
1,000人以上	625 (21.0)	824 (18.8)	966 (16.3)	915 (17.6)	1,145 (18.1)
500～999人	327 (11.0)	458 (10.4)	602 (10.2)	528 (10.2)	643 (10.2)
100～499人	1,131 (38.0)	1,667 (38.0)	2,162 (36.5)	1,951 (37.6)	2,424 (38.3)
99人以下	894 (30.0)	1,440 (32.8)	1,807 (30.5)	1,488 (28.7)	1,751 (27.7)

〔備考〕 1)　企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2)　労働省「昭和46年労働争議統計調査年報告」による。

第131表　同盟罷業における企業規模別労働組合員1,000人当り行為参加人員および労働損失日数の推移（民間企業）

企業規模	行為参加人員					労働損失日数				
	1967	1968	1969	1970	1971	1967	1968	1969	1970	1971
規模計	102	149	175	150	238	252	365	446	328	754
1000人以上	123	192	224	276	283	280	410	520	541	879
500～999人	135	153	183	173	215	346	433	531	598	630
100～499人	74	100	116	107	148	250	366	370	315	516
99人以下	33	51	54	69	82	141	258	228	274	358

〔備考〕 1)　労働組合員数は「労働組合基本調査」の単位労働組合員数による。なお1966年，67年については66年6月30日現在，68年以降についてはそれぞれ当該年の6月30日現在の規模別組合数によって算出した。
2)　規模区分不明のものがあるため，規模計と累計とは一致しないことがある。
3)　労働省「昭和46年労働争議統計調査年報告」による。

く、ついで電気・ガス・水道業の五三五人、公務四五三人、製造業三八二人となっている。鉱業が最多を占めるのは例年のことであるが、電気・ガス・水道業が七一年にとりわけ多数にのぼったのは、電労連（一三万）が春闘で結成いらい初めての七波におよぶストライキをおこなったことによるものである。

企業規模別の動き

民間企業における争議発生企業数は、七一年には総争議については前年の六二七四企業から七二一〇企業へ、争議行為を伴う争議については前年の五一九二企業から六三二八企業へと増大した。

これを企業規模別に分けてみると、総争議の場合も行為を伴う争議の場合もともにすべての規模にわたって増大しているが、九九人以下の小・零細企業における増大率が他のそれ以上の規模における増大率を下回ったことが注目される(第130表)。

また民間企業での同盟罷業における組合員一〇〇〇人当りの行為参加人員と労働損失日数は、前年の一五〇人、三二八日から、七一年の二三八人、七五四日へと増大した。組合員一〇〇〇人当りの行為参加人員を企業規模別にみると、一〇〇〇人以上規模の二八三人から九九人以下規模の八二人まで、企業規模が小さくなるにつれて順次少なくなっており、労働損失日数も同じ傾向を示している（第131表）。

3 主要団体別にみた争議

七一年の争議を主要団体別にみると、例年どおり件数・参加人員ともに総評の占める割合が高くなっている（第132・133表）。総評はわが国労働組合員数の三六・〇%（七一年六月末現在）を占めるにすぎず、しかも傘下組合員のうち労働者が法的にはストライキ権をもっていないが、七一年の総争議件数の六二・八%、争議行為を伴う争議件数の六五・六%、総争議参加人員の七〇・四%、争議行為参加人員の五六・五%、労働損失日数の四三・六%を占めている。これに対して、組合員数の一八・四%を占め、その傘下組合員の約九二%が労働組合法適用組合員である同盟は、総争議、争議行為を伴う争議の件数で、それぞれ六・一%と四・六%を占め、行為参加人員と労働損失日数においては六・一%と六・五%を占めたにすぎなかった。

また主要団体のいずれにも参加していない組合員は、わが国労働組合員数の三四・九%を占めている

第132表　労働争議の種類および主要団体別労働争議件数の推移

主要団体	総争議					争議行為を伴う争議				
	1967	1968	1969	1970	1971	1967	1968	1969	1970	1971
合計	3,024 (100)	3,882 (100)	5,283 (100)	4,551 (100)	6,861 (100)	2,284 (100)	3,167 (100)	4,482 (100)	3,783 (100)	6,082 (100)
総評	1,732 (57.3)	2,202 (56.7)	3,403 (64.4)	2,445 (53.7)	4,312 (62.8)	1,375 (60.2)	1,858 (58.7)	3,028 (67.6)	2,107 (55.7)	3,987 (65.6)
同盟	194 (6.4)	286 (7.4)	238 (4.5)	336 (7.4)	416 (6.1)	94 (4.1)	148 (4.7)	126 (2.8)	189 (5.0)	277 (4.6)
新産別	14 (0.5)	17 (0.4)	36 (0.7)	21 (0.5)	45 (0.7)	13 (0.6)	16 (0.5)	32 (0.7)	20 (0.5)	42 (0.7)
中立労連	161 (5.3)	230 (5.9)	252 (4.8)	302 (6.6)	337 (4.9)	144 (6.3)	196 (6.2)	239 (5.3)	269 (7.1)	303 (5.0)
その他	923 (30.5)	1,147 (29.5)	1,354 (25.6)	1,447 (31.8)	1,751 (25.5)	658 (28.8)	949 (30.0)	1,057 (23.6)	1,198 (31.7)	1,473 (24.2)

〔備考〕 1)　( ) 内の数字は構成比を示す。
2)　労働省「昭和46年労働争議統計調査年報告」による。

第133表 主要団体別参加人員および労働損失日数の推移

(%)

主要団体	総参加人員					行為参加人員					労働損失日数				
	1967	1968	1969	1970	1971	1967	1968	1969	1970	1971	1967	1968	1969	1970	1971
合計	100 千人 (10,914)	100 千人 (11,758)	100 千人 (14,483)	100 千人 (9,137)	100 千人 (10,829)	100 千人 (1,271)	100 千人 (2,340)	100 千人 (3,071)	100 千人 (2,357)	100 千人 (3,623)	100 千日 (1,830)	100 千日 (2,841)	100 千日 (3,634)	100 千日 (3,915)	100 千日 (6,029)
総評	78.1	81.6	80.6	74.7	70.4	56.8	63.2	71.4	51.5	56.5	47.9	51.4	53.0	46.9	43.6
同盟	14.1	7.7	10.4	9.1	9.7	5.1	3.4	1.8	2.6	6.1	7.1	5.4	4.2	2.8	6.5
新産別	0.1	0.2	0.1	0.3	0.2	0.9	0.7	0.6	1.0	0.5	1.9	1.0	1.3	0.8	0.9
中立労連	4.0	5.7	3.9	9.2	13.2	17.6	19.5	15.5	30.2	24.4	20.0	23.1	26.1	31.9	33.5
その他	3.7	4.9	5.0	6.7	6.4	19.6	13.2	10.8	14.7	12.4	23.1	19.1	15.4	17.5	15.5

〔備考〕 労働省「昭和46年労働争議統計調査年報告」による。

第134表 主要団体別，労働組合員1,000人当り参加人員および損失日数の推移

主要団体	同盟罷業														
	総参加人員					行為参加人員					労働損失日数				
	1967	1968	1969	1970	1971	1967	1968	1969	1970	1971	1967	1968	1969	1970	1971
合計	1,033	1,082	1,288	787	918	69	107	126	203	161	169	260	317	337	507
総評	2,027	2,275	2,748	1,594	1,796	88	139	180	284	196	202	343	439	429	613
同盟	865	492	767	406	486	24	26	22	30	63	73	83	77	52	180
新産別	192	260	278	400	299	131	117	190	320	209	504	390	649	440	709
中立労連	418	527	416	603	1,060	145	280	298	509	459	347	517	705	892	1,497
その他	113	162	193	152	169	44	47	51	87	71	115	153	147	174	222

〔備考〕 1) 労働組合員数は，労働省「各年労働組合基本調査」による。
2) 労働省「昭和46年労働争議統計調査年報告」による。

第135表　主要要求事項別労働争議発生件数の推移（争議行為を伴う争議）

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	労働時間の変更および休日休暇に関する要求	その他の経営および人事	その他
1967年	2,296	1,371	627	52	21	54	55
1968年	3,188	1,788	844	43	28	77	216
1969年	5,210	3,091	778	33	16	115	1,037
1970年	3,851	1,916	1,061	55	36	104	508
1971年	6,292	4,230	1,072	47	68	105	527

〔備考〕 1)　「その他」とは，政治ストおよび支援ストをいう。
2)　上記６項目以外の要求事項があるため，要求事項総数は要求事項別の累計とは一致しない。
3)　労働省「昭和46年労働争議統計調査年報告」による。

第136表　主要要求事項別争議行為参加人員の推移

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	その他
	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%
1967年	1,289 (100)	793 (61.6)	319 (24.8)	5 (0.4)	172 (13.3)
1968年	2,434 (100)	1,711 (70.3)	361 (14.8)	4 (0.2)	358 (14.7)
1969年	3,656 (100)	2,221 (60.7)	436 (11.9)	27 (0.8)	972 (26.6)
1970年	2,422 (100)	1,357 (56.0)	622 (25.7)	51 (2.1)	392 (16.2)
1971年	4,066 (100)	2,571 (63.2)	761 (18.8)	14 (0.3)	720 (17.7)

〔備考〕 1)　「その他」とは，上記３項目以外の要求事項をいう。
2)　（　）内は構成比を示す。
3)　労働省「昭和46年労働争議統計調査年報告」による。

が、これも争議に関しては、同盟ほどではないがそれと類似の傾向を示している。すなわち、総争議、行為を伴う争議の件数では、争議が各企業別組合単独でおこなわれるために、それぞれ二五・五%、二四・二%と比較的高い割合を占めているものの、行為参加人員と労働損失日数ではそれぞれ一二・四%と一五・五%という、組合員数に占める割合にくらべてかなり低い割合を示している。

だが対前年比でいうと、傘下の電労連や全繊同盟などのストライキもあり、行為参加人員と労働損失日数に占める同盟の割合が、それぞれ二%台から六%台へと高まっていることが注目される。

また中立労連では七〇年、七一年の二年にわたって年末一時金闘争や春闘における電機労連のストが大規模におこなわれ、行為参加人員と労働損失日数に占める中立労連の割合が高まっている。

同盟罷業について組合員一〇〇〇人当りの行為参加人員と労働損失日数を主要団体別に見ると（第134表）、中立労連が七〇年、七一年と引きつづきもっとも多く、七一年にはそれぞれ四五九人、一四九七日、新産別がそれぞれ二〇九人、七〇九日でこれにつづいてい

る。なおつけ加えていえば、これらの組合は全員が労組法適用組合員で構成されている。総評は、組合員一〇〇〇人当りの労働損失日数が、六七年の二〇二日から七一年の六一三日へと一貫して増大していることが注目される。

4　要求事項別にみた争議

主要要求事項別に争議行為を伴う争議の発生件数をみると、七一年には主要要求事項総数六二九二のうち賃金増額が四二三〇件、臨時給与金一〇七二件、その他（政治ストおよび支援スト）五二七件であった。前年にくらべると賃金増額が二倍近くになっており、また「その他」の項目で示される政治的な争議が高水準を示していることが注目される。

【参考資料】　(1)労働大臣官房統計調査部「昭和四六年労働争議統計調査年報告」、(2)労働大臣官房労働統計調査部「労働争議統計調査報告」、一九七一年一月～七二年四月の各月分、(3)労働省「労働白書」、(4)労働大臣官房労働統計調査部「昭和四六年労働争議統計調査報告結果概況」

Ⅳ 賃金闘争

概要□公務員共闘の七一年賃金闘争――人事院勧告提示前の取組み／人事院勧告の提示／公務員共闘の秋季・年末闘争／総括／七一年一時金闘争――夏季一時金闘争／年末一時金闘争／七二年春季賃金闘争――七二年春闘の背景／春闘共闘委員会の発足／春闘委の賃金白書／春闘前段の取組み／同盟の方針と賃金白書／新産別の春闘方針／ＩＭＦ・ＪＣの賃金白書／春闘の本格的展開／同盟・海員組合の賃金闘争／妥結結果と総括

概要

一、一九六九年末に、政府が勧告の実施時期どおり完全実施することを確約して以後、公務員共闘のなかでは「本格的賃金闘争」という合言葉が登場した。七一年の公務員共闘の賃金闘争は、かかる本格的賃金闘争の第二年目にあたる。もちろん本格的賃金闘争とは、政府との直接交渉によって賃金を決めていくことであり、それには制度上、公務員の労働基本権の全面回復が前提とされる。今日の公務員の賃金闘争は、いわばそれに向かう過渡的段階の闘争である。七一年の公務員賃金闘争は、勧告提示前に二波のストライキを実施し、かつ勧告後も国会で四月実施の付帯決議を付させ、七二年への足がかりをつくるなど、本格的賃金闘争へ向けて一歩前進した。なお勧告における給与引上げ水準は、七一年春闘相場と同様の傾向を示し、前年より額で増加、率で減少の八五七八円、一一・七四％であった。

一、七一年の夏季一時金は、春闘と同じく妥結額では前年を上回ったものの、伸び率では前年より鈍化した。年末一時金も傾向としては似ている。だが「円切上げ不況」のもとで、妥結額は前年をわずかに上回ったにすぎず、鉄鋼のごとく逆に減少したところもある。伸び率は当然大幅にダウンした。年末一時金闘争も、夏季にくらべ

はげしくなり、早くも来春闘の前哨戦たる様相を示した。

一、年末一時金闘争を前哨戦として、七二年春季賃金闘争は、不況下の春闘、労使対決姿勢の強い春闘となった。日経連は不況の長期化を見込んで〝予測生産性基準原理〟を打ちだし、経営者側の結束を図った。組合側、とくに春闘共闘委は昨年を上回る大幅賃上げ要求を提出し、しかも〝総がかり春闘〟で臨んだ。春闘は、四月一八日の鉄鋼回答で昨年実績が出されたことを下限とし、交通ゼネストを中心とした四月末決戦で昨年プラス・アルファー妥結が多く現われた。また五月にもちこされた組合も多かった。別に国鉄の仲裁裁定実施問題が、国会内の動向と絡んで問題化し、また海員組合の長期賃金闘争が特筆される。妥結結果は金額で昨年プラス・アルファー、率でダウンに終わったが、昨年以上の不況下にあったことを考えると、組合側の力の集中としかも粘り強いたたかいが目立っている。だから率で大幅な落ちこみもなかった。来春闘における組合の動向が注目されるようなたたかいである。

1　公務員共闘の七一年賃金闘争

人事院勧告提示前の取組み

いわゆる本格的賃金闘争の第二年目にあたる公務員共闘の賃金闘争は、その前段の取組みとしては、前年一〇月の賃金専門委員会および幹事会等における討議からはじまっている。そして七一年賃闘における公務員共闘としての統一要求は、大幅賃上げ、給与改訂の実施期日、共通する諸手当の増額などを中心とし、各職種・階層別の具体的賃上げ額については各単産の独自要求を全体で認めあい、これらを結合して統一闘争をすすめることが確認され、一一月二四日付で七一年賃闘方針第一次案が下部討議におろされた。これにもとづいて、各単産・地域共闘ごとの職場討議がおこなわれ、その結果、三月九日の幹事会で、七一年賃金闘争方針を最終的に決定した。また三月一二日、地方代表者会議をひらき、各県共闘段階の意志統一をおこない、幹事会決定を最終的に承認した。さらに賃金闘争の統一行動について、三月二七日、公務員共闘戦術委員会をひらき、第一次統一行動（三〇分スト）の日程を協議し、第一波を三月三〇日とする」ことを申し合わせ、四月一二日の幹事会で正式に決定に至った。

他方、公務員共闘は、七一年賃金要求を決めるにあたり、これまで各単産ごとに実施していた「組合員の賃金要求、生活実態調査」を統一して実施することにし、前年一一月～一二月、組合員二万人（抽出）を対象に、統一アンケート調査をおこなった（回収率八〇・六%）。この調査結果のうち、注目される特徴点を要約すると次のごとくである。

イ　自分の給料だけで生活している者は約四〇%であり、残りの者は共働き、家族収入等に依存しながら生活している。

ロ　家計収支では、赤字が出ると答えたもの四五・二%であり、多少余裕ありというのは四%にすぎない。

ハ　生活程度を五段階に区分すると、約七〇%が「中の上」以下と答え、「中の上」以上と答えたのは、わずか一・五%にすぎない。

ニ　青年、中年、高年に分けると、相対的に中年層の賃金が最も低い（いわゆる中だるみ）とする意見が多い。

ホ　賃上げ要求額では、五七%が一万五千円から二万円に集中している。

ヘ　公務員のスト権は、無条件保障五八・八%、制限付保障二九・〇%であり、全体の九〇%近くが回復を望んでいる。

こうした調査結果をもふまえ、前述のごとく賃金闘争方針を決定した公務員共闘は、三月一六日、政府および人事院に対し、それぞれ次の要求を提出した。

【政府・人事院に対する公務員共闘の要求】

一、基本賃金の引上げについて

(1)公務員労働者の賃金を一五、〇〇〇円以上引上げること、その配分は、最低額を一〇、〇〇〇円とする。

(2)公務員労働者の初任給を一〇、〇〇〇円（一八歳）とすること。

(3)公務員労働者の最低賃金を三七、〇〇〇円以上引上げること。

(4)中途採用者に対する賃金決定基準を改善し、その不均衡是正を行なうこと。

二、諸手当の引上げならびに改善について

(1)住居手当の支給範囲を拡大すること。

(2)通勤手当は実費支給とし、全額免税とすること。

(3)扶養手当を一人当り三、〇〇〇円とすること。

(4)一時金を年間五・五カ月と三〇、〇〇〇円とすること。配分にあたっては差別支給を行なわないこと。

三、以上の改定実施は、昭和四六年四月一日より行なうこと。

四、以上の改定を実施するにあたって、これが速やかに公務員労働者に支払われるよう現行制度の改善をはかること。

また別に三月一一日、人事院に対し、これまで人事院がおこなってきた民間給与実態調査について、「次の諸点を 加味されるよう」申入れをおこない、三月二四日、三一日の二回にわたり人事院交渉をおこなった。

【公務員共闘の民間給与実態調査についての人事院への要求】

一、調査対象企業については、公務の性格、規模、態様からみて企業規模を五〇〇人以上とすること。

二、調査対象職種については、教育、医療(2)、(3)関係など、給与決定が公務先導となっている職種を除外すること。

三、調査結果にもとづく官民比較に際しては、等級対応を適正にするため改善をはかること。

四、調査対象従業員から高齢者を除外すること。

五、中途採用者の賃金決定ならびに採用後の昇格状況について調査項目に含めること。

六、いわゆる春闘結果が適正に反映されるよう賃上げ状況の追跡調査を行なうこと。

七、扶養・通勤・住居手当については、調査項目に含めること。とくに住居手当については、居住家屋の態様別に手当の支給状況を調査すること。

八、特別給の調査対象従業員を職員のみとし、工員を除くこと。

九、福利厚生費関係の調査を別途に行なうこと。

こうして、すでに開始されていた春季賃金闘争の後を追い、公務員共闘の賃金闘争も本格的にスタートした。四月一二日、常任幹事会・幹事会合同会議において、春闘情勢を分析し、五月段階における統一ストの日程を五月二〇日に定め、あわせて五月一〇日以降、対政府交渉を強化することを決定した。また五月一〇日の同じ会議において、五・二〇スト実施について各単産の取組み状況を点検した。つぎに、五月一一日、総理府人事局長と交渉をもち、三月一六日に提出した公務員共闘の賃金関係諸要求について、政府の具体的な回答を五月一九日までに示すよう申し入れた。だが五月一九日に至るも、政府の具体的な回答がなかったので、ここに既定方針どお

り、五・二〇ストが決行された。

この早朝三〇分のストライキは、ちょうど七一年春闘における最大のヤマ場たる私鉄・公労協の賃金闘争と重なったため、かなりの盛上りを示した。いわば七〇年代の本格的賃闘の幕あけということができよう。

こうして第一波統一行動をおこなったのち、六月一一日、公務員共闘は常任幹事会・幹事会合同会議をひらき、七月段階の闘争について概ねつぎのごとく決定した。

【公務員共闘七月段階の闘争計画】

1　七月一五日、第二波統一行動として、早朝一時間のストライキを実施する。

2　この闘争の目標は、政府・人事院に対し、大幅賃上げ、四月実施を重点に、その実現を迫ることにある。このための交渉を七月上旬よりすすめる。

3　七月六日、地方代表者会議を開き、各単産・地域の取り組み状況の交流を行う。

4　七月一二日、全国一斉にスト宣言集会を開く。スト宣言文は中央で統一して作成する。

5　各単産の独自要求は単産ごとに交渉することとし、公務員共闘としては人事院に対する階層別動員は行わない。

この決定にもとづき、七月六日、地方代表者会議をひらき、七・一五ストの意志統一と、各地の取組み状況の交流がおこなわれた。七月七日には、戦術委員会において、七・一五ストの各単産の戦術内容が再確認された。そして七月一二日、全国一斉に賃上げ要求解決・ストライキ宣言総決起集会が開催された。中央集会は午後四時より日比谷野外音楽堂でひらかれ、約一万名が集まった。そしてつぎのごときストライキ宣言を採択したのち、新橋までデモ行進をおこなった。

【公務員共闘ストライキ宣言】

公務員共闘に結集する二〇〇万労働者は、本日、重大なる決意のもとに、来る七月一五日、全国いっせいに統一ストライキに突入することを決定した。

われわれはさる三月、賃金引上げを中心とする要求書を政府に提出、再三にわたって交渉をつづけてきた。公務員労働者はすでに本年の当初から、それぞれの職場で賃金要求についての民主的討論をつみあげ、全公務員労働者の統一した意志のもとに、要求書はまとめられたものである。

数次にわたる統一ストによって、政府は昨年いらい、われわれの正当な要求であった「人事院勧告の完全実施」をうけいれるにいたった。しかし、このことは政府の「譲歩」などというべきものではなく、当然行なわれなければならない「義務」なのである。

労働者の賃金は労・使が対等の立場にたって交渉し、決着をつけるのが原則である。しかるに政府は、公務員共闘の統一要求書に対し、今日まで何ら誠意ある回答をしめさないばかりか、「人事院勧告を待って」という消極的態度を変えようとしていない。

われわれは五月二〇日、統一ストを組織して政府に反省を求めたが、勧告体制の維持による低賃金政策を固執しているのである。

民間・公労協の労働者たちは春闘を組織するなかで、平均一七・二%の賃上げをかちとっている。このような状況のなかで、公務員労働者のみ放置しておく政府の態度に、われわれははげしい怒りを覚えずにはいられない。

相つぐ物価の値上りのなかでわれわれの生活はもはやなりたたなくなり、職場では人間性無視の合理化と管理体制の強化による労働過重が強制されている。

われわれは、みずからの生活と権利を守るためにたたかわざるを得ない。どのような弾圧もわれわれの闘争を打ちくだくことはできないであろう。

政府は直ちに次の統一要求の実施を確約せよ。

一　公務員労働者の本俸を一五、〇〇〇円以上（最低一〇、〇〇〇円）引上

げること。

一　賃上げの改定実施は四月一日から行なうこと。

一　公務員労働者の最低賃金を三七、〇〇〇円（一八歳）とすること。

一　住居手当の支給範囲を拡大すること。

一　通勤手当は全額支給とし、全額免税とすること。

一　扶養手当を一人当り三、〇〇〇円とすること。

一　一時金を年間五・五ケ月と三〇、〇〇〇円とすること。

以上は公務員労働者にとって最低ぎりぎりの要求である。この要求が実現されないならば七月一五日、二〇〇万の公務員労働者は統一ストに結集し、断固たたかいぬく決意である。

右宣言する。

一九七一年七月一二日

公務員共闘要求解決
ストライキ宣言集会

他方、同日、政府は公務員共闘会議に対して、七月一五日に予定されているストライキが違法であり、自重を求める旨の警告書を発した。

【七・一五ストに対する政府の警告書】

貴会議は、本日、公務員基本賃金を一万五千円以上引上げること、給与改正の実施時期を四月一日とすること等の統一要求を掲げ、その要求が拒否されるならば、きたる七月一五日に統一ストライキを決行するとの宣言を発した。

いうまでもなく、公務員は、いかなる場合においても、争議等をしてはならないことはもちろんのこと、このような違法な行為を企て、またはその遂行を共謀し、そそのかしもしくはあおってはならないものである。ことに、政府は、昨年度からは、人事院勧告を完全実施しているところであり、しかも、本年度の給与改定については、人事院において目下、鋭意検討を進めているところである。このような状況下において、一方的にストライキ宣言を発したことは誠に遺憾であり、かつ、国民の立場からしてもとうてい理解しがたい行為である。

このさい、政府は、貴会議ならびにその傘下の関係職員団体および関係職員に対し、国民全体の奉仕者としての公務員の自覚と反省を促すとともに、違法な行動にでることのないよう強く自重を求めるものである。

なお、万一違法な事態が生じた場合には、政府としては法の規定にてらし厳正な態度をもって臨むものとする。

右警告する。

昭和四六年七月一二日

日本労働組合総評議会
公務員労働組合共闘会議議長
渡会俊誉殿

総理府総務長官　山中貞則

この間、七月八日、人事院総裁交渉、九日に人事院給与局長交渉、一〇日に総理府人事局長交渉がもたれた。そして七月一四日、公務員共闘三役と単産代表は、総理府副長官と交渉をもった。だが政府側の答弁は、「勧告が出たら完全実施する」という建て前上の答弁に終始し、賃上げ幅、四月実施など勧告の内容にわたる答弁はいっさいおこなわれなかった。その後、長官交渉にむけての事務局レベルの交渉がおこなわれたが、そこでも同様であり、しかも「今後の話合いは、スト中止が前提である」との政府側の態度が示されたため、同日夕刻に交渉は打ち切りとなった。かくして七月一五日、公務員共闘は予定どおりストライキを決行した。この七・一五ストは、時間、参加組合数とも、五・二〇ストを上回っている。

こうして、人事院勧告提示前の七一年公務員賃金闘争は、二波にわたるストライキを頂点に、七〇年賃金闘争とくらべても、明らかに目立った前進を示した。この点、「七二年公務員共闘賃闘方針草案」における「七一賃闘の総括」の一部を以下に掲げ、参考に供し

ておこう。

【公務員共闘七一賃闘総括（1）】

1　七一年賃金闘争は、七〇年賃金闘争に引続いて「政府との団体交渉」によって大幅賃上げを闘いとるという七〇年代の賃金闘争の基本路線に立って、春闘後段の五月から、人事院勧告前の七月中旬の間を重点にして、五・二〇、七・一五と二回にわたる統一ストライキをもって政府に対して要求実現を迫りました。

2　公務員労働者が二回にわたる統一ストライキをもって人事院勧告前に賃金闘争を闘ったのは、人事院勧告体制の下では初めてであり、この闘いは公務員労働者の賃金闘争に一つの転機をつくったものといえます。

すなわち、五・二〇ストは、政府と資本の所得政策を指向した低賃金政策に対して、交通運輸、公労協、公務員の三者の連鎖的なストライキによる反撃の闘いとして公務員共闘がこれに加わることによって幅と厚みを加えることができました。

3　七・一五のストライキは、参院選挙直後という準備期間の不足にもかかわらず、各単産の努力によって全国的に実施されました。

このストライキを背景に、政府に対して要求の実現を迫るとともに、衆参両院の内閣委員会で政府の態度について追及を行なってきました。数回にわたる政府交渉（総理府）のなかで当局側もストライキ回避のための「山中総務長官回答」について検討を行なったものの、その内容は人事院体制の枠内のものであり、それによってストライキを中止すべき条件をみたすものとならなかったために、山中総務長官との交渉は不調に終りましたが、今まで人事院勧告前には公務員労働者の要求や団体交渉の申し入れに対して一顧だにしなかった当局側が、大臣を含めて回答についての検討を行なうまでの情勢をつくりだしたことは、七・一五ストライキを構えての闘いの一歩前進であります。

人事院勧告の提示

八月一三日、人事院は給与引上げをはじめとする勧告を提示した。概要はつぎのとおりである。

【人事院勧告（概要）】

1　給与の引上げは、俸給で一〇・三六％、諸手当で〇・七一％、その他で〇・六七％、計一一・七四％（平均八、五七八円）。

2　初任給は、一般の事務技術系の場合、大学卒五、〇〇〇円、高校卒四、八〇〇円引上げ。

3　諸手当の改善

(1)扶養手当の引上げ。配偶者二、二〇〇円(現行一、七〇〇円)、子のうち二人目六〇〇円(現行四〇〇円)、母子家庭の世帯主等配偶者のない職員の子のうち一人一、四〇〇円（現行一、二〇〇円）。

(2)医師、歯科医師の初任給調整手当引上げ。

(3)六月の期末手当を〇・一月分増額し、年間支給割合を四・八月分とする。新たに管理監督の地位にある職員の一部（概ね本省課長級以上）について、その職責に応じ俸給月額の二五％以内の額を期末・勤勉手当算定の基礎に加える。

(4)その他（略）

4　勧告の実施時期は、本年五月一日とする。

他方、政府は同日午後、給与関係閣僚会議をひらいて、勧告どおり完全実施をする方針を決め、八月二四日の閣議でその旨正式に決定した。こうして、人事院勧告の実施に伴う一般職職員給与改正法案が、秋のいわゆる沖縄国会に提出されることになった。

ところで、この人事院勧告に対する公務員共闘の評価であるが、九月二七日の公務員共闘幹事会に提出された「秋闘の基本構想案」によれば、つぎの如くである。

【人事院勧告に対する公務員共闘の評価】

人事院が政府並びに国会に対して行なった公務員給与に関する「勧告」は

一、その実施期日が依然として「五月から」となっており民間企業の労働者や、公労協の労働者の賃金がすべて四月一日から賃金引上げが行なわ

れている事実についてことさら目をおおい実施期日に一ケ月の格差を設けていること。

二、民間企業の賃金実態について過少に評価し、特に七一年春闘の結果について適正に把握されていない。

そのために特に初任給や、若年層の賃金について、民間や公労協と比較して大幅な格差が生じている。

三、その反面において、高級公務員の取扱いについては極めて敏感な反応を示しており、今回の場合も期末手当の制度改正を含めて、月額約二万円の引上げになっている。

四、住宅手当などについて、公務員労働者の不満は全く無視されている。

かかるゆえに、公務員共闘としては「七一年賃金については修正案を用意して原案と対決して内容の修正を闘いとり、或いは来年以降の展望を明らかにさせるなど重点目標実現にむかって最大限の院内闘争を進める」ことが、秋闘の重要課題の一つとなった。

公務員共闘の秋季・年末闘争

公務員共闘は、八月二三日の幹事会で、七・一五ストを中心とするこれまでの総括をおこない、人事院勧告の分析・批判をおこなうとともに、秋の臨時国会を中心とする七一年賃金確定闘争の方針を決定した。この骨子は、①四月実施、②一時金差別支給反対、③初任給および若年層の引上げ額の改善、④地方公務員に対する財政措置の完全補償、⑤地方公営企業や駐留軍労働者の給与改定を完全に実施するための措置要求、⑥退職金の引上げ、⑦沖縄官公労働者の身分・権利・労働条件など諸要求実現、⑧公務員の定数削減反対、などの要求を結合し、国公、地公の同時決着を目標に、臨時国会の重要段階に全国動員などを配置してたたかうというものである。

この方針にもとづいて、公務員共闘は、一〇月二七日から三日間、全国動員をおこない、国会対策を中心とする中央統一行動を展開した。中央総決起集会には八〇〇〇名の公務員労働者が参加した。また国会議員に対する要請行動などをくりひろげた。こうした諸行動は事実上、沖縄返還協定反対闘争と結びつき、かなりの盛上りを示した。

ところで公務員給与法案は、沖縄返還協定関連諸法案の国会審議との関係から、一時は会期内成立があやぶまれるという事態にも直面した。だが結局、政府原案どおり、一二月九日、衆議院内閣委員会、一〇日、同本会議を通過した。そして一二月一五日、参議院本会議を通過したのである。このように、会期もおしつまって、しかも政府原案をくずさず通過したのであるが、ただ給与改定の実施時期について、つぎのような国会付帯決議が付されたことは注目に値しよう。

【一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議】

国家公務員の給与改定については、実施時期に関する国会審議の経緯ならびに民間における賃金改定の実情にかんがみ、その実施時期を四月一日とするよう配慮すべきである。右決議する。

こうして、実施時期に関する七二年への一つの足がかりを残しつつ、公務員共闘の秋季・年末闘争も収束したのである。

総括

公務員共闘の七一年賃金闘争は、前年とくらべ明らかに前進を示した。すくなくとも、勧告提示前の取組みが格段に強められている。公務員共闘のいう「本格的賃金闘争」とは、〝政府との直接交渉による賃金の決定〟に他ならない。それには労働基本権の全面回復という制度的保障が前提とされている。公務員共闘は、こうした方向性を明示しつつ、勧告提示前の取組みを

強め、しだいに春季賃金闘争に合流しようとしている。今後の注目点の一つである。

つぎに、給与改定の実施時期に関して、四月実施への有力な足がかりをつくったことも注目される。仮に七二年賃金闘争で、このことが実現したとしたら、前述の「本格的賃金闘争」の方向性が、より明確となって現われることが予想される。

最後に、前出の「七二年公務員共闘賃闘方針草案」における「七一賃闘の総括」のうち、先に引用した部分（二七一ページ）の続きを以下に掲げ、参考に供しておこう。

【公務員共闘七一賃闘の総括(2)】

4　このような闘いのなかで、八月一三日に出された人事院勧告は、現象的には春闘相場とのバランスをとったようにみせかけながら、配分や諸手当について大きく格差をつけることによって、政府・資本の賃金政策に迎合しており、人事院体制のもつ本質を端的に表わしています。

5　また、「四月からの賃上げ」という要求について、数次にわたる交渉と国会での追及のなかで問題点として関係者に大きくクローズアップすることができました。そうして、臨時国会に向って引きつづき闘いを継続するなかで、「四月実施」について衆参両院の内閣委員会を舞台に国会対策を進め、それぞれ衆参両院に於て「四月実施について配慮するよう」との附帯決議をつけることとなり、七一賃闘での実現はみなかったものの、七二年以降の闘いに実施時期問題について大きな足がかりを築くことができました。

しかし、重点目標として闘ってきた高級官僚に対する一時金の格差支給制度については遂に政府は強行することとなり、七〇年の高年者の昇給延伸措置とともに、今後に問題を残すこととなりました。

また、住宅手当の支給範囲の問題、退職金の増額等については七二年以降に持込むことになりました。

6　五・二〇、七・一五ストライキは各単産がそれぞれ全力をあげて取組み、また各県共闘もその成功のために全力をあげてきましたが、各単産の戦術の凹凸は依然として克服することができませんでした。今後人勧体制を打破し、政府に対して決着を迫っていくためには、一段とストライキの鋭さを求められているだけに、この克服は特に重要な課題として残されています。

各単産、並に各単産の各級機関が、共闘会議の決定した統一行動の達成に向って、それぞれの組織事情を克服して全力をあげ、ストライキを量、質共に拡大することが七〇年代の賃金闘争の前進にとって特に重要です。

7　今日までの闘いはこのように一定の前進はしているとはいえ、公務員労働者の賃金決定機構の根幹となっている人事院勧告体制は大きくわれわれを拘束しており、その壁の厚さを示しています。

そしてまた、この壁をつきくずしてゆくためには、公務員労働者みずからのストライキ態勢の強化を中心とした主体的な条件をつくり上げてゆくことの重要性を示しています。

特に今日までの公務員労働者の賃金闘争のなかで大きなウエイトをもっていた実施時期問題が、六〇年代の闘いによって勧告時期の完全実施を実現し引きつづいて七〇年、七一年の闘いによって四月実施に一定の足がかりをつけた現在、今後の闘いは文字通り「大幅賃上げ」の要求で政府と真正面から対決することにつきています。

それは公務員労働者の強固なストライキ態勢を確立しそれによって七〇年代の賃金闘争の展望をきり開くことです。

8　七一年賃金闘争の基本方針が、政府との団体交渉による要求実現という立場を貫いてきたため、政府当局との交渉はどうしても原則論が中心となり、内容の具体性を欠く傾向になったために、そのことが職場でスト足りなさを感じさせたり、トライキを組織している組合員にとって食い戦術の基本をストライキに置き、従来のように中央動員の配置を行なわなかったことが、各級幹部活動家に不満感や焦燥感を生む結果となったことについては、今後の闘いに十分な意思統一が必要であることを示しています。

第137表 産業別の夏期賞与支給状況

産業	1人平均支給額			平均支給率		支給事業所数割合		支給労働者数割合	
	71年実額	対前年増加率							
		71年	70年	71年	70年	71年	70年	71年	70年
	円	%	%	カ月分	カ月分	%	%	%	%
調査産業計	109,442	17.5	19.6	1.42	1.39	88.3	89.1	91.0	91.7
鉱業	124,007	25.1	31.8	1.34	1.26	84.0	79.6	88.7	89.4
建設業	93,421	21.6	21.0	1.12	1.04	80.3	79.4	85.5	83.6
製造業	111,668	16.7	22.4	1.39	1.37	90.3	90.3	92.5	93.0
食料品，たばこ製造業	93,405	22.2	18.7	1.31	1.27	90.2	92.2	92.6	93.2
繊維工業	71,932	17.2	28.6	1.33	1.32	93.6	93.8	96.0	95.8
衣服，その他の繊維製品製造業	47,750	15.3	26.0	1.11	1.08	84.3	82.5	88.8	86.0
木材，木製品製造業	71,095	17.8	21.2	1.15	1.08	79.0	77.8	82.4	79.3
家具装備品製造業	69,874	18.8	18.9	1.18	1.11	87.1	87.1	87.7	88.9
パルプ・紙・紙加工品製造業	110,877	20.2	24.2	1.43	1.37	93.6	88.9	93.6	92.4
出版・印刷・同関連産業	132,626	17.3	17.1	1.27	1.31	96.4	92.4	94.5	96.1
化学工業	156,299	14.2	27.2	1.93	1.95	91.1	91.4	93.4	94.2
石油製品，石炭製品製造業	178,585	23.2	12.3	1.82	1.81	94.0	92.8	93.5	93.4
ゴム製品製造業	100,654	18.8	21.0	1.26	1.28	95.8	92.6	94.7	93.6
なめし革，同製品，毛皮製造業	76,501	6.0	20.4	1.21	1.27	89.9	88.9	90.5	91.5
窯業，土石製品製造業	102,739	18.2	19.2	1.28	1.29	90.3	94.6	91.0	94.3
鉄鋼業	156,074	19.6	29.4	1.50	1.48	88.4	89.8	94.1	95.6
非鉄金属製造業	134,095	16.0	21.4	1.64	1.60	95.3	87.3	94.3	91.5
金属製品製造業	104,530	16.5	22.4	1.34	1.34	91.6	88.2	89.5	87.8
一般機械器具製造業	127,170	9.5	21.2	1.54	1.59	87.5	91.4	90.5	94.2
電気機械器具製造業	107,690	19.7	18.9	1.48	1.47	89.9	89.3	91.5	92.0
輸送用機械器具製造業	133,103	16.7	20.4	1.44	1.39	90.7	92.9	95.1	96.2
精密機械器具製造業	124,930	12.4	12.4	1.67	1.62	92.7	93.6	93.3	92.3
武器，その他の製造業	85,910	17.6	7.4	1.28	1.26	94.8	94.5	95.5	95.1
卸売業・小売業	105,005	15.4	13.8	1.48	1.48	95.7	88.2	85.2	88.3
金融・保険業	151,038	13.7	14.4	2.12	2.09	92.8	93.2	93.5	94.6
運輸・通信業	93,028	23.7	11.7	1.21	1.12	91.5	93.5	94.2	94.8
電気・ガス・水道業	167,102	19.1	18.0	1.96	1.76	98.6	96.8	98.7	97.1

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」

2　七一年一時金闘争

夏季一時金闘争　七一年一時金闘争は、夏季一時金については、長期化した春闘の直後、しかも景気がほぼ底入れの段階にたっしたことから、妥結額においては前年を上回ったものの、伸び率では前年より鈍化した。この点、七一年春闘の妥結状況と似かよっている。

労働省調べによれば（第137表）、規模三〇人以上の事業所における一人平均支給額は一〇万九四四二円であり、前年同期にくらべ一七・五%の増加となった。夏季一時金は、六六年以降、年々伸び率を高めてきたが、七〇年にはじめて伸び率が鈍化し、七一年も同様となった。産業別にみると、七一年の場合、鉱業の二五・一%がもっとも大きい伸び率であり、ついで運輸通信業、建設業が二〇%台でつづき、以下電気・ガス・水道業、製造業、卸・小売業、金融・保険業の順となっている。このうち前年の伸び率を上回ったのは、運輸通信業、卸・小売業、電気・ガス・水道業、建設業であり、下回ったのは金融・保険業、製造業、鉱業である。

つぎに一人平均支給額をみると、もっとも高い産業は前年同様、電気・ガス・水道業であり、ついで金融・保険業、鉱業、製造業、卸・小売業、建設業、運輸・通信業の順となっている。平均支給率は、金融・保険業の二・一二カ月分が最高であり、最低は建設業で一・一二カ月分である。前年とくらべると、すべての産業で概ね増加したかまたは保合いとなっている。事業所規模別に夏季一時金の支給状況をみると（第138表）、五～二九人規模で対前年比一九・七%

第138表　規模別の夏期賞与支給状況　（調査産業計）

事業所規模	1人平均支給額			平均支給率		支給事業所数割合		支給労働者数割合		支給額による規模間格差(500人以上=100)	
	71年実額	対前年増加率									
		71年	70年	71年	70年	71年	70年	71年	70年	71年	70年
	円	%	%	カ月分	カ月分	%	%	%	%		
500人以上	142,282	18.5	21.3	1.81	1.89	94.2	94.4	95.0	95.0	100.0	100.0
100～499人	103,616	16.3	19.8	1.59	1.60	91.1	91.5	91.4	92.4	72.8	74.2
30～99人	86,753	16.1	20.7	1.35	1.39	87.3	88.2	87.3	88.3	61.0	62.2
5～29人	66,898	19.7	26.2	1.10	1.13	82.2	82.6	82.7	83.2	47.0	46.6

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査」

第139表 年間臨給の普及状況

	冬夏型	夏冬型	その他（2年協定など）	計	対象会社数
	社 %	社 %	社 %	社 %	社 %
1966年	37 (48.1)	33 (42.9)	7 (9.1)	77 (30.1)	256 (100)
67	39 (44.8)	48 (55.2)	—	87 (34.0)	256 (100)
68	75 (65.2)	40 (34.8)	—	115 (46.0)	250 (100)
69	91 (65.5)	48 (34.5)	—	139 (55.6)	250 (100)
70	106 (69.3)	47 (30.7)	—	153 (61.2)	250 (100)

〔備考〕 1) 日経連調査。
2) 冬夏ないし夏冬型欄の構成比は，年間臨給採用の企業を100とするもの。

第140表 臨時給与の要求方式

単産名	要求方式	単産名	要求方式	単産名	要求方式
電機労連	年冬夏型	私鉄総連	年夏冬型	地銀連	△
鉄鋼労連	年冬夏型	全自交	年夏冬型	外銀連	△
全国金属	△	全海連	年夏冬型	生保労連	年夏冬型
全電線	年冬夏型	日本交通公社	年冬夏型	全信労	△
全造船	△	全港湾	△	全電力	△
車輌労連	△	日遞	年冬夏型	医労協	△
全軽労	△	国鉄共済労	△	全国一般	△
		全日通	年冬夏型	ホテル労連	△
合化労連	年冬夏型	全自運	△	全農協労連	△
全国セメント	年冬夏型	全倉運	△	繊維労連	△
食品労連	年冬夏型	鉄弘労	年冬夏型	政労協	△
全硝労	△	運輸労連	△	全窯連	年冬夏型
ゴム労連	年冬夏型	新聞労連	△	全木労	△
紙パ労連	△	民放労連	△	公労協（8単産）	△
化学同盟	△	出版労協	△	全鉱	年冬夏型
全国ガス	△	全印総連	△	炭労	△
全石油	年冬夏型	広告労協	△		
		映演総連	△		
		日放労	春闘型	（△印＝年2回要求）	

〔備考〕 民間共闘委員会調べ。

争いしる旬同のとス夏となる給メもちこ格大との

伸びであり、もっとも大きい。はいえ規模間格差は相変わらずきく、しかも前年とくらべても差はほとんど縮小していない。ところで一時金については、こ数年、年間臨給制度の普及がいじるしく目立っている。なかで、鉄鋼、電機、化学、ゴム、セント、電力など、冬夏型年間臨方式をとるところが増大してい。だから夏に一時金交渉をおこうのは、夏冬型年間臨給方式をる私鉄、造船、自動車、そして冬それぞれ別の全金、化同、マコミ、公労協などである。もっも紙・パルプ、ガス、機械金属一部など、春闘の賃上げ交渉と時に交渉がおこなわれ、四月下から五月に解決したところもあ（第139・140表）。

総じて七一年夏季一時金闘争とては、とくにみるべきものはな。この点、七一年年末一時金闘とは、きわめて対照的である。

第141表　大企業年末賞与・一時金要求妥結状況（71年）

業種名	社数	要求額	社数	妥結額	対前年比	70年
	社	円	社	円	%	円
金属鉱業	6	200,000	6	145,000	△ 1.8	147,583
石炭鉱業	5	150,000	5	109,000	13.3	96,214
水産・食料品	13	234,614	19	203,648	14.7	177,550
パルプ・紙	12	185,895	14	147,269	△ 0.7	148,361
化学	50	218,261	48	169,637	0.1	169,521
石油製品	2	214,831	8	213,203	20.6	176,751
ゴム製品	3	199,360	4	180,520	13.2	159,441
セメント	5	203,776	5	163,200	2.8	158,700
鉄鋼	16	200,906	16	141,056	△ 6.4	150,710
電線・非鉄金属	6	167,670	7	136,302	3.0	132,389
機械	22	213,748	29	168,784	2.4	164,872
電気機械	29	202,094	29	163,310	△ 1.8	166,386
造船	—	—	8	188,000	13.3	165,938
車輌	3	168,187	3	145,333	7.1	135,667
自動車	3	167,353	8	155,722	14.8	135,690
印刷	2	190,515	3	174,765	19.3	146,501
商業	—	—	4	219,875	13.5	193,807
陸運	2	196,001	18	161,693	14.2	141,602
電力	9	248,000	9	156,778	0.1	156,667
ガス	—	—	3	181,167	22.1	148,333
新聞・放送	4	394,432	6	321,348	8.2	296,933
繊維	12	144,194	23	113,607	3.2	110,134
航空	1	436,470	2	317,089	6.8	296,831
民間平均	207	208,422	277	168,511	5.2	160,202

〔備考〕 1)　労働省労政局労働組合課。
2)　年間協定などで，交渉を行なわずに年末一時金が決定しているものは57企業となっている。
3)　要求は月数表示などで額の把握できないところ（繊維）のほか，要求を提出しないところがいくつかある。要求額の昨年末（207社平均で約190,000円）に対する伸び率は9.7％となっている。
4)　このほか，化学で未回答1企業，回答2企業（102,610円）がある。
5)　電力については，昨年，今年ともこのほかにプラス・アルファーがある。

年末一時金闘争　七一年の夏季一時金闘争は、闘争自体としては、とくに見るべきものはなかった。だが年末一時金闘争においては、様相は異なった。それは一つには、年間臨給方式がここ数年漸増し、しかも冬夏型（年末に翌年夏季の分まで協定するケース）が、目立って増加しているという理由にもとづいている（第139表）。加えて、ドル・ショック、円切上げ不況のもとにおかれた年末一時金闘争であったがゆえに、闘争はいちじるしく難航せざるをえなかった。しかも今後の経済見通しも明らかではないなかで、七一年年末一時金闘争は事実上、七二春闘の前哨戦としての意味合いももっていた。このためストライキによって打開をはかる組合も多く、とくに電機労連、全日通、炭労、全鉱、電労連、全炭鉱などでストライキが多発したことは注目される。とくに全炭鉱は、一時金闘争ではじめてストライキをおこなった。

間大企業の妥結結果をみると(第141表)、一人平均支給額一六万八五一一円であって、金額において前年を八〇〇〇円上回った。だが七〇年末の場合は、前年を約二万八〇〇〇円上回っていた。このため伸び率では、七〇年の場合に対前年比一九・二%であったのが、七一年の場合はわずか五・二%増となり、大幅にダウンした。一時金が次第に固定給的性格を強めてきているとはいえ、本来の固定給部分にくらべ、やはり景気の影響をより強く受けやすいことを物語っているものであろう。また不況の現われ方が業種別に一様ではないことから、妥結額の対前年比では、業種別にいちじるしいバラツキも目立っている。

とくに金属鉱業、パルプ・紙、鉄鋼、電気機械などでは、妥結額自体も前年を下回った。とりわけ鉄鋼の落ちこみがいちじるしい。たとえば新日鉄では、前年実績(七〇年冬、七一年夏)が三〇万五〇〇〇円であったのに対し、七一年年末の妥結額(七一年冬、七二年夏)は二八万円であり、二万五〇〇〇円の減となった。しかもストなしで妥結した。

こうした鉄鋼の妥結の場合、下部労働者の強い不満をよびおこし、組合執行部批判として立ち現われたことはよく知られている。この点、七二年春闘に臨む鉄鋼労連の強い姿勢を生みだした要因の一つとして、注目しなければならないであろう。とにかくも、七一年年末一時金闘争とその結果は、七二年春闘の波乱含みの様相を早くも暗示するものでもあった。

3　七二年春季賃金闘争

七二年春闘の背景

七二年春闘は、春闘共闘委員会を中心としてみれば第一八回目の春闘になる。なお同盟は、春闘共闘委員会とは別に、しかしほぼ同じ時期に賃金闘争に取りくんだ。この七二年春闘の背景としては、概ねつぎのことが指摘できよう。

第一に、前年の国際通貨危機、円切上げを契機に、日本経済は不況局面に突入した。七一年春闘も一定の不況局面で展開されたが、その際の組合側のとらえ方は、「宣伝不況」、景気の「軽微なかげり」という認識から出発していた。だが七二年春闘の場合、後述の諸賃金白書の示すように、組合側は〝不況〟を前提として春闘構想を練らざるをえなかった。こうして〝不況〟を前提に、対政府要求、政策転換要求をも含みつつ、労使対決姿勢の強まりがみられた。

第二に、そうした日本経済の現状とこれまでの高度成長政策の諸矛盾の表出によって、要求自体も多角的となり多様化した。賃上げ要求についても、従来のベ・ア要求だけでなく、個別賃金要求が出現・拡大した。また企業内要求だけでなく、「制度要求」をはじめ、要求の幅・量とも拡大した。

第三に、多様な諸要求を総合し、労働諸条件の平準化をかちとる

ために、「全労働者の統一行動」がとくに強調された。とりわけ大幅賃上げ要求を中心として、前年春闘の教訓から、大衆路線を基調とした官民「総がかり・総ぐるみの闘争」が強調された。

第四に、いわゆる労働戦線統一問題が、七二年に入って新たな様相を示し、春闘にも微妙に影響していた。具体的には〝統一問題〟の話合いのテーブルにつく単産が、全金を含めて拡大し、それだけに路線論議、春闘をつうじた主導権掌握問題が新たな展開を示すように見えた。

第五に、国会における予算審議、その他諸法案の審議、および五月一五日の沖縄返還の日取り確定も七二年春闘にかかわった。

総じて七二年春闘は、日本経済の基調の変化、労働者の生活問題の深刻化、国会における流動的情勢を背景に、労使対決姿勢が前年春闘以上に強まったということができよう。またそれだけに、組合運動における諸潮流の絡み合いも複雑であった。こうして安易な、単純な予測を許さない波乱含みの春闘が開始されたのである。

1　春闘共闘委員会の発足

春闘共闘委員会の発足と七二年春闘構想の提起

総評・中立労連を中心とした春闘共闘委員会は、前年九月はじめより三回にわたって準備会をもち、一〇月一四日、東京・三田の専売会館で第一回の共闘委員会がひらかれ、ここに正式に発足した。七一年春闘の場合とくらべ、約四〇日早い発足である。集会は、つぎの春闘構想を確認し、最後に「春闘宣言」を発して終了した。

【春闘構想（要旨）】

㈠　七二年春闘の基調路線

①　春闘共闘発足を前に、国際通貨体制の危機、国際的な資本主義の動揺、日本でも資本主義の矛盾の拡大という情勢をむかえた。政府・独占資本は、高度成長でおこった過剰投資、過剰生産をはじめとした諸矛盾を労働者の犠牲の上に解決しようとしている。また首切り合理化を進め、中小企業を犠牲にし、賃上げを抑え、物価上昇政策を続け、軍国主義化を促進し、政治反動を強めて、労働者、国民に対決してきている。

②　七二年春闘は、高度成長の中でくりかえされたマンネリ春闘の終了を告げ、資本の攻げきの前に防衛的になっていた春闘のきりかえしをはかり、日本の経済をGNP中心主義から労働者生活中心主義に転換させる春闘である。

③　そのためには、今までにない積極的な意欲をもやし、大幅で大胆な要求を出し、ともすればおちいりがちなマンネリを打破して、飛躍的な闘争体制を確立しなければならない。大衆路線を一層深め、要求作りから妥結に至るまで、しっかりと職場労働者の団結に依拠して闘う路線を固めなければならない。徹底的なストライキを組織し、要求を貫くまでどんなに長期になってもやめない闘いを組まなければならない。資本のもうけにくいこみ、労働者の取り分が明確にふえる回答に固執しなければならない。

④　春闘共闘は賃上げを中心とした組織であるが、いまの情勢では賃上げをかちとるだけで充分に労働者の生活を守ることはできない。とくに七二年春闘は、多様な要求を総合的に労働条件の改善をはからねばならない。また企業にむけての要求だけではなく、最賃制、年金制度のような制度要求が前面に出されてきたが、七〇年代の労働運動の主要な課題は、制度要求を全労働者の統一行動で闘い

とることにある。また企業要求を積重ねて制度要求に発展させ、かちとった制度を最低基準として、その上にまた企業、産業の要求を上積みさせるようにして行かなければならない。

⑤　七二年春闘を七〇年代の労使関係を決定づける春闘とするには、闘争体制の抜本的な強化が必要である。春闘方式は、これを堅持、充実させるが、春闘方式の弱点でもある相互もたれ合いになっては何にもならない。今年の戦術の基調は、総がかり、総ぐるみの闘いを組織することにある。このため、まず民間が、大手、中小を問わず、一定の時期から足なみをそろえ、産業別統一闘争を軸に集中時点を作りながらストを反復する。資本の回答いかんによっては無期限ストを含む強力な戦術をも辞さない闘いを行う。交運、公労協も春闘の高揚に合わせ、ストを開始し、民間とともに文字通り総ぐるみ闘争を展開する。公務員共闘も春闘の波の中で対政府交渉を強化し、実力行使を背景に追いこみをはかる。

(二)　七一年春闘の総括と教訓（略）

(三)　春闘をめぐる情勢（略）

(四)　七二年春闘の統一要求と要求の重点課題

①　七二年春闘の統一要求

(1)「一五、〇〇〇円から二〇、〇〇〇円」程度の大幅賃上げ獲得、初任給の大幅引上げと年齢別最低保障の獲得、産業別最低賃金協定、男女同一労働同一賃金、職務給・安定賃金反対、退職金の大幅増額

(2)全国全産業一律最低賃金制確立

(3)人べらし合理化反対、安定雇用確保、失業反対、労働強化反対、賃下げなし・要員確保の週四〇時間、週休二日、四直三交替制による労働時間短縮、年次有給休暇の大幅増加、労働災害・職業病の絶滅、労災補償の大幅増額、労働災害・職業病の絶滅、労災法の改正

(4)医療保険制度の改善と内容充実、健康保険の政府、使用者負担増額と給付水準の引上げ、失対事業の拡充、失対賃金、生活保護基準の引上げ、老齢年金制度の改善、定年延長、高齢者就労確保などの老齢保障の確立、児童手当法の改善、社会保障の拡充

(5)一切のストライキ制限の排除、組合活動の自由確保、労働運動に対する組織破壊、弾圧反対、労働基準法の改善、労働協約の改善、拡充

(6)物価値上げ反対、所得税の四人世帯一一〇万円免税、住民税軽減、大衆課税の減税、一切の公害追放、公害補償の確立と充実、低所得者住宅の大量建設

これに加えて安保条約廃棄、沖縄即時無条件全面返還、日中国交回復、憲法改悪阻止をはじめとする平和、独立、民主主義の要求がある。これらを国民生活要求、経済要求と結びつけて、それぞれの政治要求課題に基づく共闘組織で闘う。

②　要求の重点課題

(1)賃金の大幅引上げ

(2)全国全産業一律最賃制の確立

(3)首切り合理化反対、労働時間短縮

(4)老齢保障をはじめとした社会保障の闘い

(五)　春闘指導の基本的方向

①　三年間続けて、「大衆路線」の確立を春闘指導の第一とする。

②　鋭いストライキを反復して要求をとるまでやめない、長期になっても粘り強く闘うことを闘争路線の基調とする。

③　大手企業労働組合に対する産業別労働組合の指導力を高め、春闘の中心に位置づける。

④　七二年春闘では地域共闘の強化をはかる。

こうして春闘共闘委員会が発足し、年末一時金闘争とあわせて、各単産における春闘準備、下部討議がつづけられた。ところで前記のように、年末一時金闘争はきわめてきびしかった。経営者側の抵抗も強く、伸び率では軒なみ低下し、一部業種では額でも前年を下回るところが出た。こうした状況は、七二年春闘のきびしさを予想させるに十分であったが、ここに春闘共闘としても戦術討議を早目に下部におろすこととし、一二月一三日の第一回戦術委員会で、戦

術の基調をつぎのごとく確認した。

【春闘戦術の基調】

1　戦術面での大衆路線確立を基調にして「総がかりの闘い」、そして「とるまでやめない」「産業別統一ストライキと独自ストライキの結合」体制を確立する。

2　三月段階で要求提出、交渉強化、回答ひき出しを図り、特に今年は第一次回答を重視し低額回答もしくは回答引きのばしに対してはストライキでもって闘っていく体制を確立する。

3　民間単産は、四月上旬からはどの単産も闘争に入れるよう準備し、上旬から中旬へと高原状態をつくりあげていく。

4　交運公労協は交渉をつめ四月中旬から民間一体となってストライキを設定して高原闘争段階をつくりあげ、四月下旬には全産業規模で春闘相場の確立をめざして最大限のストライキをもって決戦を求める。

5　公務員共闘は三月下旬には統一要求を提出、春闘決戦段階には民間公労協とともに闘いを組織していく。

6　満足すべき回答が得られない場合には五月になだれこみ、長期になってもねばり抜いて闘っていく。

このように、四月決戦路線を早くも打ちだした。春闘共闘委が四月決戦段階の大まかな戦術を一二月に打ちだしたのは異例のことであり、それなりの論議と注目を集めた。また春闘共闘委は、同日付で一九七二年賃金白書を発表した。

2　春闘共闘委の賃金白書

一二月一三日に発表された春闘共闘委の賃金白書は、「総評新聞」一二月二四日号に掲載された。前年の白書において、経済情勢の分析を末尾から第一章に移したが、七二年賃金白書は第一章の表題「『円切り上げ不況』と労働者の態度」が示すように、まず「不況下の春闘」という認識から出発している。つぎに全体の目次を示しておこう。

はじめに

第一章　「円切り上げ不況」と労働者の態度

1　出発点

2　円の切り上げが大幅なのはどうしてか——低コストの原因

3　国民生活と輸出競争力

4　われわれの基本的視点

5　国際経済条件の変化と日本経済

6　政府、資本の不況対策

7　賃金闘争と国民生活中心の政治路線

第二章　高騰続く消費者物価

1　〃外に強く内に弱い円〃

2　〃内に弱い円〃を生んだメカニズム

3　引き続く消費者物価の上昇

第三章　未解決な労働者の生活課題

1　今日の生活苦の性格

2　生活への社会的強制力

3　短期的には解決しえない生活課題

第四章　日本の賃金構造と春闘

1　春闘の果たす役割

2　日経連の賃金政策

3　賃金交渉強化の視点

第五章　不況下の合理化とわれわれの職場要求

1　進行する人べらし合理化とおかされる職場の安全

2　労働時間短縮の闘い

3　定年制の大幅延長と退職金引き上げ
第六章　転換期の財政と労働者の生活要求
1　社会保障とわれわれの生活
2　公害、住宅および生活環境と政府の政策
3　進む大衆課税化
第七章　政府、資本の労働政策批判
1　「予測生産性基準原理」への動き
2　雇用政策の抜本的転換を
3　所得政策論の崩壊
むすび

以下、全体の要約にあたる「はじめに」の全文を掲載し、第一章1、4、7、第三章3、第四章3、第五章、第六章のそれぞれ「まえがき」の部分を、一部は抜すいであるが、つぎに掲げておく。

【七二年賃金白書（抜すい）】

はじめに

1　われわれ春闘共闘委員会に結集するすべての労働組合と八〇〇万人の労働者は、いま一九七二年の春闘にたちあがろうとしている。

われわれの要求が今日の職場の諸条件と生活に根ざすかぎり、経済情勢のいかんにかかわらず、要求は大幅であり、かつ多面的である。春闘共闘委員会は統一要求項目として

(1)「一五、〇〇〇円から二〇、〇〇〇円」程度の大幅賃上げを中心とする賃金、退職金の諸要求
(2)全国全産業一律最低賃金制の確立
(3)いっさいの合理化反対、労働諸条件の改善
(4)社会保障諸制度の改善
(5)弾圧反対、労働組合権の確立
(6)物価値上げ反対、大幅減税、公害追放、住宅政策確立

の六本の大きな柱をかかげ、加えて安保、沖縄、日中など政治要求もそれぞれの共闘組織で闘うことをすでに決定している(中略)。不況が長びきかつその程度が深刻化すればするほど資本の抵抗が増大することは、どこの国でもいつの時代にもみられる一般的な傾向である。そしてまた、われわれの要求が大幅かつ多面であればあるほど闘いが厳しくなることも、これまた、資本主義下の労使関係としては当然のことである。したがって、七二年春闘は、不況下のかつ大幅な要求という二重の意味で、高度成長期とは異なったきびしい春闘であることを前提として、いま、われわれは、春闘にのぞもうとしているのである。労働組合の任務が労働者の利益をまもることにある以上、客観情勢がきびしいこのような時にこそまさにその真価が問われるのである。

したがって、七二年春闘の成否は、客観情勢の多少の変動よりも、むしろ春闘共闘に結集するすべての組織の闘う力、主体的条件を、従来以上に、どこまで強化しうるかにかかっているといっても過言ではない。われわれが春闘共闘委員会の発足を例年以上にはやめたのも、そのような認識に立ったからである。

もちろん、闘う力をつよめる方法は運動の全分野にわたって数多くあるだろう。しかしながら、従来の春闘の反省からいえることは、機関と組合員との距離をもっと縮めるということが、いまもっとも重要なことである。労働組合の力の源泉がそれを構成する組合員の意識とその団結のしかたにかかっているとすれば、闘う力の強化は、上からの戦術の改善が先に立つよりも、要求の討議から春闘のあり方、闘い方そのものまでも、もういちど組合員のものにすることこそが基本である。そうした過程がしっかりして、はじめて組織的決定と組織的行動はより力をもつものとなる。

われわれの賃金白書はその本来の性格からして、決してそのような組織的決定や組織的行動にとってかわるものではない。むしろ、それぞれの組合が民主的に大衆的に組織的決定をおこなうがゆえに、春闘共闘に参加する労働者全体の共通の認識の出発点として、このような討議資料が必要になるのである。いいかえれば、春闘共闘委員会の賃金白書は、「春闘方針」という全体的な方針をうけて、春闘強化の一翼としての、賃金要求の社会的な根拠についての共通の土台（フレーム）としての意味をもつものである。

2　以上のような賃金白書の性格と大資本中心の高度成長の破綻という本年の特殊事情をふまえて、今年の白書はとりわけつぎの諸点について、特徴をもつことになる。

まず第一は、今日の客観的情勢をわれわれ労働者は自らの運動と労働条件とのかかわりにおいてどうみるべきかということである。

いつの時代でも不況の影響は産業や企業によって濃淡があることはあたりまえであり、その特殊事情に左右されるかぎり労働者の統一と団結は弱まり、春闘の成功もまたありえない。また、不況の影響という側面だけで現状をみる立場では、運動の出発点の視点として決して十分ではない。われわれが共通に問題にすべきことは、かかる事態がなぜに発生したかというその原因にたちいった把握である。

目下の合理化攻撃や賃金一時金への強い圧力をうみだしている不況は、それまでの国内的要因に加えて八月以降の円の切り上げという事態によってさらに長期化し、かついっそう深化しつつある。そしてその背後にはまた、経済大国となった日本が世界への進出をいままでのようなテンポではやれなくなったという、世界資本主義の国際関係の矛盾の深まりがある。そもそも日本経済が円の切り上げという事態に追いこまれたのは、国の内外両面にその原因があるのだが、われわれとしては、日本の国際競争力強化のいっさいの要因、技術革新、高度成長政策等々のいちばん基礎に低賃金が位置していたことを見落すことはできないのである。低賃金は技術革新や産業構造の近代化や大企業の高成長と併列される要因の一つではなく、低賃金のうえにそれらの要因が急速な開花をとげ、それが日本の急速な国際競争力強化を促進したのであった。しかし低賃金、長時間労働は、今日では国際的な不公正競争の主要な手段をなしているのである。このような関係はひとり賃金や労働時間にとどまらず、社会保障の貧困、中小企業や農業政策の放任とその結果としての消費者物価の上昇、大衆交通手段や住宅政策の貧困、公害対策のおくれなど、私的資本の直接間接の負担の軽減によって競争力の強化がはかられてきたのであり、一言にしていえば、労働者や国民を犠牲にした経済成長という方式こそが円切り上げという事態をもたらしたのである。したがって、事態の根本的解決はたんに為替レートのみの問題ではなく、また産業構造レベルだけの問題でもなく、国内の生産諸関係（資本と労働、独占部門と非独占部門、私的資本と公的資本）の従来の構造を変革することにかかっている。そのことをぬきにしては、デフレ政策も高成長への復元も決して事態を解決するものではなく、矛盾はむしろ累積して再び円切り上げの圧力を誘発するか、再軍備海外進出への途か、労働者国民への犠牲の再転嫁をうみだすだけであろう。

だが、政府と資本は決してそのような国内諸関係の根本的な解決策をとろうとはしないであろう。企業は目先の不況乗り切りのために賃金を抑圧し、政府は資本救済のための景気刺激政策にはしり、その財源調達のためにかえって大衆減税は見送られ、社会保障の改善はストップされようとしている。労働者や国民の犠牲による高度成長が今日の「円切り上げに追い込まれた日本経済」という状態をうみ、その対策と負担が、いま再び労働者と国民に転嫁されようとしているのである。しかもこの政府資本の対策は、今日の国際経済関係の下では日ならずして再び同様の問題を拡大再生産するという矛盾をはらんだ路線であることはいうまでもない。

したがって、今次不況をめぐって日本の政治、経済路線は、短期の不況対策として長期の日本の社会のあり方をめぐる路線としても、まさに労働者や国民の広範な生活の擁護と改善の闘争によって決着をつけざるをえない局面にたちいたっている。われわれが減税を要求しなければ政府は企業優遇の税制をおこなうであろうし、われわれが社会保障と生活環境改善の闘いをしなければ景気の刺激は、資本の需要を開拓するために産業基盤中心の公共事業に向うことは目にみえている。こうして円切り上げ不況下の一九七二年は、好むと好まざるとにかかわらず、独占対反独占の、資本対労働の全面的な対決の年なのである。そしてそれゆえに七二年春闘はそのような全面的対決の中核をなしているのである。とりわけ賃金闘争についていえば、不況だから賃上げを自粛すべきだというのではなく、今日の不況はまさに賃金を引き上げるべきときなのである。また、賃上げを自粛して社会保障や住宅政策にまわすべきだという、あやまった資源配分論は以上の脈絡からすれば生産諸関係の変革から目をそらすものでしかない。それどころか、労働組合としてはまさに賃金闘争を中心とする本来の分野に

結集した力をもってこそ国民的諸闘争の陣列においてその役割りを果たしうるのである。

3　強調すべき第二の点は、賃金要求の出発点はけっして資本を含めた国民経済繁栄論ではなく、あくまで労働者自身の職場と生活諸条件からであり、その延長線上に社会保障や税制や公害などの社会的な制度改革の闘いを位置づける。そのことは春闘共闘委員会の基本的な考え方であり、好不況にかかわらず今日まで一貫してつづいてきている態度である。

現在、労働者の生活が最もおびやかされているのは、ここ数年いちだんと激しさを増している消費者物価の上昇である。わが国の物価構造は欧米諸国にくらべてきわだった特徴があり、ここ一〇年来一貫して卸売物価のかいりがいちじるしい。したがって輸出価格や卸売価格が国際的にみて相対的に低下し、いわゆる円高現象をおこし、円の切り上げ問題をひきおこしたのに対して、われわれ消費者にとっての円の購買力はむしろこの一〇年間諸外国にくらべて相対的に下がってきたのである。この「外に強く内に弱い円」をうみだしたしくみは、日本経済の投資財部門に対する消費財部門のおくれの拡大傾向にあり、それはまさに円切り上げをひきおこした経済成長のパターンの楯の半面なのである。したがって、われわれの物価闘争も基本的にはうえにのべたような過去の経済成長政策の転換でなければならず、同時に現在の政府の物価政策と七二年度の財政インフレの必然性を前提とするかぎり、実質賃金の擁護のためにあくまで大幅な賃金引き上げでこれに対抗する以外に道はない。

またわれわれの今日の生活苦は、物価上昇とならんで教育、住宅、老後生活などどれをみても長期的かつ巨額な生活課題の未解決に由来しており、不況だからといって足ぶみすることを許さないほどの緊迫ぶりである。しかも消費革命は高度成長下の生産の発展を土台にして、すでに社会的な標準を上昇させており、大多数の労働者にとっては生活必需品の拡大や家計の固定的契約時支出の増加にすら収入がおいつけないでいるのが実情である。

このような日本の物価構造、生活課題、生活の標準化と社会的強制力のなかに生きてきている以上、大幅賃上げをかちとらなければ生活の矛盾は増大する一方である。

4　第三に、生活費の側面が以上のように深刻なものであっても、現実の賃金はわれわれの賃金闘争を通じてしか引き上げることはできない。しかもわれわれの長年の闘争の発展の成果として、春闘は企業をこえたところに一つの社会的な賃金の相場を形成するまでにいたった。今日では個々の企業の賃金、個々の労働者の賃金は、有形無形の関係を通じて相互に影響しあっており、けっして孤立して存在しているものでもないし企業の支払能力が中心原理になっているのでもない。欧米では賃金率とはもともと個別企業をこえたところに形成されているものであり、いまや日本でもそれが人手不足の進行、近代的労働者の形成、生活の標準化など多くの客観的要因にささえられつつ春闘と相互規定的に発展していちおうの社会的相場を形成してきた。したがって、今日では大幅賃上げは、みんなが春闘に参加することによって社会的な賃金の相場を引き上げ、かつその相場によって未組織労働者をも含めた全労働者の賃上げを可能にするという、社会的レベルでの統一と団結がますます重要になり、かつ効果をあげる時代である。資本の主張する企業別支払能力論や業種別生産性によって賃金が決まるべきであるという理論は、労働者の生活が企業の外の物価構造や生活パターンによって営まれているかぎり、また、賃金決定の現実のメカニズムをみるかぎり、理論的にも現実的にもナンセンスである。

われわれは経営側の抵抗に対しては、あくまで個別の闘争力の強化とその結集という最もオーソドックスな努力によってこれをのりこえてゆかなければならないが、そのためにも、要求の大衆化水準と配分の同時決定、社会的な不当な格差の是正(年齢別最低保障の確立)、標準労働者、層別労働者の社会的な相場の確立を目指して個別賃金方式のいっそうの前進を図ってゆかなければならない。

5　ここで賃金についてのべたことは、その他の労働条件についてもまた同様である。日本の労働組合は賃金闘争にくらべて非金銭的要素(賃金以外の労働条件)については従来そのおくれが目立っている。われわれはこの数年労災補償の統一闘争をかなり前進させてきたが、労働災害そのものや職業病、公害に対する運動は決して十分ではない。とりわけ今日の合理

化や中高年労働者の抑圧に対する積極的な闘いとして、労働時間短縮や定年制、退職金などの諸闘争を賃金とならぶ第二、第三の統一闘争、共同闘争として前進させることがきわめて緊急の課題となっている。これらの諸要求もまた、賃金とならんで企業をこえた共通の要求であり、かつ今日では社会的な標準を形成することを媒介として飛躍的な前進を図ることが可能になるのである。とりわけ労働時間と定年制は国際的視野でみても、おくれと歪みがひどい分野であり、かつ資本がこの不況下で反動化しつつある分野であるだけにことしの春闘では積極的な要求として闘わなければならない。

さらに、最近の首切りや人べらし政策、国鉄のマル生運動や能力主義管理、時間管理、組織攻撃など今日の労務管理にみられる合理化はほとんどの企業や産業に共通しており、現状では合理化攻撃に対して闘わずしては春闘はありえないというのが実情である。

6　第五に、すでに各所でふれてきたように、現代の社会では、労働者や国民の生活を守るためには私的消費の分野のみならず、社会的消費の分野（社会保障、教育制度、雇用政策、公共生活環境の諸政策）や税制、公害などの諸闘争が不可欠の要素となっている。それらの実情と問題点については、本文の各章でふれているし、すでに多くの各分野の資料が出されている。そして情勢でふれたように七二年度こそ国民生活優位の原則がかちとれるか、相変らず資本優位の政治が日本の将来を支配するかのわかれ道である。財政の大型化は必至であり、放任すればその分だけ資本優先が先行する態勢である。従来の高度成長政策が破綻した現在、われわれは財政政策の転換を求める具体的な一つ一つの闘争に全労働者が結集して成果をつみあげていくことこそが、勤労国民優先の社会を実現していくことである。そのためにも賃金闘争、反合理化闘争、労働諸条件闘争、等直接の対資本の闘いにまず勝利し、生活闘争との相互関連的発展を目指さなければならない。

第一章　「円切り上げ不況」と労働者の態度

1　出発点

現状の日本経済はいわゆる「円切り上げ不況」のさなかにある。鉱工業生産は停滞し、製品在庫は増大している。企業業績は悪化しまた設備投資計画は新たな調査が発表されるごとに下向きに減額されている。中小企業の倒産も急速に増大しつつある。われわれの今次春闘はまぎれもなく「不況下の春闘」としてたたかわれようとしている。（中略）

昭和四六年五～七月期を底に徐々に上昇過程にはいっていた日本経済は、八月一五日のニクソン大統領の新経済政策声明を転機として、ふたたび以前の景気後退が二段底に落ち込むかたちで急速に沈降していったのである。

それに間髪をいれず、企業の労働合理化が増大し、操業短縮、工場閉鎖とともに新規採用中止はもとより一時解雇（レイ・オフ）、希望退職の促進、さらには大量指名解雇計画があらわれてきている。

また、このような動きのなかで、資本側は今次春闘に対しても「円切り上げ不況」を口実として賃上げ抑制を企図し、また、この困難を労使の協力による労働合理化の推進で乗り切ろうとしている。「円切り上げ」という外国からの圧力による不況に対しては、企業にも国にも責任がないのだから労使が一致協力し、国民が一丸となってあたらなければならない、というのである。

けれども、この円の大幅切り上げというのは本当に労働者も資本家も同罪で、企業や国家には責任がないといえるのだろうか。

そうではない、事実は全く逆である。近年、先進国間で開かれてきたさまざまの国際経済会議の席上で、日本の資本家がいちばん返答に窮して困惑したのは、「世界の市場で日本商品が急激な伸長を遂げているのは、日本の資本が低賃金、長時間労働という不公正な競争条件を基盤としているからではないか」と外国の資本家から指摘されることであった。

つまり、企業や国が低賃金政策をとり続けてきたことが、今日の日本の強すぎるとまでいわれるほどの国際競争力を生んだ基本的原因でもあるというわけである。

そして最近の国際間の通貨調整の舞台においては、国際競争力の強さの順番にそって、その国の通貨の切り上げ幅の大きさがきめられることになっており、日本の円が最も大きな切り上げ幅を要求されているのは周知の

とおりである。

この点からみれば、円の大幅切り上げという事態を生じさせたのは国と企業の低賃金政策なのであり、それにもかかわらず円切り上げ後の今日、企業と国はこの「円切り上げ不況」を労働者の犠牲で切り抜けようとしているのである。

こうして「円切り上げ不況下の春闘」に対するわれわれの態度は、まずこの円切り上げと労働者階級の関係を客観的に認識し、日本経済のなかでの労働者の位置を知るところから出発しなければならない。

4　われわれの基本的視点（図は省略）

したがって、以上の点を総合すると、日本経済の資本主義的発展は、大資本の資本蓄積と輸出拡大にとってはことごとく有利に、そのなかに住んでいるわれわれ労働者にはことごとく不利になるようなかたちをとって進んできた、ということができる。（中略）

こうして、日本経済の強い国際競争力と高度成長、世界における経済的地位の向上ということは、通常いわれるように技術革新、高度成長、輸出卸売価格の安定、低賃金などが併列的に存在していたのではない。低賃金のゆえに高い投資率が可能であり、そのうえに技術革新が実現し、それと低賃金コストが輸出価格の相対的低下をもたらしたのである。したがって、国際競争力強化の諸要因の基盤こそが、労働者国民の労働条件、生活条件であるにほかならない。

低労働分配率、低賃金、長時間労働、労働災害の多発、公害等の生活環境の絶対的悪化、社会保障の立ち遅れ、住宅難の激化、老後生活不安の増大、引き続くインフレーション等々数多くの生活問題の累積を前提条件としてのみ現在の日本経済の対外的地位は可能であったのであり、俗にいうところの、日本経済は高度成長と輸出大国であるにもかかわらず、勤労者生活状態が悪いというのは正確ではなく、実際はそのような犠牲の蓄積を前提としてのみ今日のような対外的地位が実現したのだといわなければならないのである。

したがって、現在世界一強い国際競争力に見合って要求された「もっとも大幅な平価切り上げ」という事態の到来は、労働者や国民とは無縁のところでおこったのではなく、まさにわれわれの生活との関連においておこっているのである。

したがって、国際競争力強化の一側面、とくにその不公正競争的要因の基盤が以上のようなメカニズムにあったことを認識するならば、その原因となっているこのような国内的構造を変革することがない限り、一回の円切り上げによって事態はけっして解決されるものではない。

このような国内的構造が維持される限り、成長率を落しても輸入の減少によって国際収支の黒字は低下しないし、諸外国よりも日本の成長率が相対的に高いという歴史的条件は当分の間かわらないと思われるので、以前のような強すぎる国際競争力の水準に回復するのは単に時間の問題であり、したがって再度の円切り上げという国際的圧力に直面するのもまた時間の問題ということになる。

以上みたところから、なぜ円切り上げが大幅であったかという理由が明らかとなってくれば、われわれの円切り上げ問題に対する基本的態度もおのずから明らかであろう。すなわち、それは単に円の交換レート調整の問題にとどまらず、また輸出に特化した産業構造の問題にとどまらず、資本と労働、独占と国民との関係の変革の問題であり、何のための経済成長であったかを問いなおすことにほかならない。そして労働組合としては、過去の自らの運動をかかる事態との関連において問いなおすならば、われわれの低劣な労働諸条件と生活諸条件の改善という本来の任務において、これまで以上の決意をもって賃金闘争と生活闘争の飛躍的前進を実現してゆくということこそがそれである。

7　賃金闘争と国民生活中心の政治路線

しかし、他方それでもわれわれの賃金闘争の強化、生活闘争の前進というのが「円切り上げ不況」に対してはマイナスであるかというと、けっしてそうではないことはこれまでみてきた理由からも明らかである。もともと低い労働諸条件、低劣な生活環境ということが円の大幅切り上げの基盤をなしていたのだから、大幅賃上げ、労働合理化反対、社会保障拡大、低家賃公共住宅の大量建設、低所得者層を中心とした大幅勤労所得税減税等の労働者階級の要求実現という資本対労働の従来の関係の変革は、さきの

国際経済条件の変化からもむしろ正統的な道といえるものである。

けれどもわれわれの要求を現実のものにしうるかどうかは、なによりも今次春闘の賃金闘争、反合理化闘争、生活闘争がどのように展開してゆくかにかかっていることをわれわれは銘記しなければならない。

すなわちこの具体的闘争にひとつずつ勝利し、前進してゆく以外にはわれわれの道はないのである。

しかし、さきにもみたように「円切り上げ不況」下ではこれまでの高度成長になれきっていた膨張主義的企業経営にとって赤字続きの企業決算という状態が一般化している。さきの第1表(略)でもみたように、これまでの高度成長型の企業経営においては外部資金に依存した高投資が続けられたために、金融費用や減価償却費という固定的経費支出の比重が非常に大きくなっている。その結果、景気後退による売り上げ高のわずかの低下によってすらも企業経理では、赤字を記録することになるのである。その企業経理面の苦しさを人件費削減の方にシワヨセしようとするから、それだけに今春闘に対する企業の態度はこれまでになくきびしいものとなることも明らかである。

労働者の利益を代表する労働組合は、このような情勢のもとにおいてこそその真価を問われているのである。

またわれわれが、春闘の賃金闘争と反合理化闘争において前進することなしには、一国的レベルで国民と資本の利害が真正面から対立し、高度に政治的な闘いたらざるをえない生活闘争（だれがその源資を負担し、だれのために使われるか）での前進は期待できないのである。

生活闘争はわれわれの日常の生活の闘争であるとともに、かつ政治路線の転換を要求するものであり、その意味では究極的には労働者の政権樹立という困難な仕事なしには実現しうるものではなく、そのために年々の大幅賃上げと雇用保障等の反合理化闘争の推進を抜きにしてわれわれの生活の防禦はありえず、たえざる賃金闘争の継続とたえざる生活優先の政治の獲得という二つの戦術の相互的、連関的発展によってのみ労働者生活擁護という目標が実現されてゆくのである。そしてここには人間優先の政策をとらせる力であることも多くの歴史的経験が教えている。

そしてまた、今春闘でのわれわれの闘いは、同時に日本資本主義の危険な方向への歩みをはばみ、人間優先の社会を建設することを通じてのアジアの平和の前進という役割りをもになっているのである。

この「円切り上げ」をいかに具体化に闘うか、これがすべての道の方角を決することをわれわれは自覚しなければならない。

第三章　未解決な労働者の生活課題

3　短期的には解決しえない生活課題（後半のみ抜すい）

……教育、住宅、老後生活などの巨額な支出を必要とする生活課題は、国家政策の貧困さとあいまって、今後もますます問題は深刻化し、労働者家計を大きく圧迫していくのは確実である。

次章でのべるように、われわれの春闘が毎年労働者のエネルギーが結集して闘われ、日本の社会に定着してきている一つの理由は、ここでみたように、労働者がかかえている生活課題がけっしてある年の賃上げによって解決されうるものでなく、かなり長期にわたる賃上げ闘争、しかも大幅な賃上げをかちとっていくのでなければ、ますます問題が深刻化していくという現実に根ざしているのである。したがって、不況や通貨問題などを理由に、資本家が賃金抑制を強めようとしている今日、こうした生活課題の実態をわれわれがはっきりと認識し、その解決へ向っての賃金闘争を強化しなければならない必要性は現在きわめて大きい。

第四章　日本の賃金構造と春闘

3　賃金交渉強化の視点

従来、日本の賃金交渉が、ベース賃金とベース・アップ額をめぐっておこなわれてきたことは周知のことである。また春闘の発展過程で、アップ額、アップ率の企業をこえた平準化傾向が進行すればするほど、個々の労働者にとっては自分の賃金、平均賃上げ額あるいは賃金の水準とのつながりが問題にされてくる。このように各層の労働者の賃上げ額、賃金水準へと社会的相場が展開されるにつれて、この数年、一般的に「個別賃金方式」とよばれる年齢別最低保障賃金（および標準労働者賃金）の要求方式をとる組合が多くなってきている。このことは、第一に、要求から配分に至る

まで組合員の主体的参加、賃金闘争の大衆路線化要求と配分の同時決定という意味でわれわれは評価してきたところである。

第二にまた配分の内容については、年功賃金体系の支配的なところでは年齢別最低保障規制は企業内の比較的低水準賃金層に対して、一定の生活水準保障と格差縮小の歯止め機能を与え、他方標準労働者賃金ポイントの設定は、労働力再生産の標準的水準を目的意識的に上昇させる機能をもっている。

第三に、しかしながら個別賃金方式の意義は、要求方式としてのこのような特徴や企業内的な賃金構造の改善という点にとどまるものではない。むしろ個別賃金方式は春闘相場（賃金水準あるいはその引き上げ幅の日本的表現方式）一般の社会性の発展から、さらにそれを労働者の層別の相場へと一段と展開するところにあるのであって、その意味では、代表される層の賃金の社会的相場の確立なのである。ここに個別企業内賃金交渉をこえて、賃金水準の引き上げのみならず産業別レベルで、年齢別最低保障、標準労働者賃金設定として展開し、目的意識的に春闘相場を形成していく根拠がある。多くの単産においては個別賃金要求方式が産業別統一賃金政策の一つの柱として位置づけられるようになってきたのはこのためである。

ところで従来の春闘批判のなかには、日経連のように、春闘終結論まで展開したものまであった。しかし、日本の労使関係のなかにここまで定着した春闘体制が崩壊することはない。

今日の労働市場構造や生活の実態などをはじめとする、春闘をとりまく社会的諸条件が春闘方式の継続の必要性を保障している。

しかし、春闘の前途に全く問題はないかといえば必ずしもそうではない。前にすでにふれたように、資本は寡占体制の進行を背景にして業種別結束という対労働組合カルテルの強化をすすめている。さらにみてきたところに明らかなように賃金決定機構の今日的条件のもとで日経連の業種別賃金抑制が全面的に貫徹することはけっしてない。

しかし、この戦術的意図に対抗して、交渉力強化をいかにはかっていくかはわれわれの課題である。

ここでは、いちおう賃金に限定して春闘をみてきたが、労働者の要求の多様性に対応してそれらすべての面で企業をこえた社会的相場（通念）が形成されつつあり、第五章であつかわれている労働時間の短縮、有給休暇の充実、定年制の延長、さらに全国一律産業別地域別最賃制度の確立など、われわれの労働条件のあらゆる水準を個別企業のワクをこえて普遍化し客観化し、たえず水準の向上を目的意識的に追求することが重要になってきている。

そのためにも、従来から春闘方式にとって課題である個別組合の闘争力の充実に加えて、産業別組合の交渉力の強化がはかられ、これが統合されてこそ、春闘が劣悪な労働条件克服の基軸たる役割をさらに高めてゆくことができるのである。

第五章　不況下の合理化とわれわれの職場要求

われわれは、この数年労災補償の統一闘争をかなり前進させたが、労働災害そのものに対する運動はむしろ立ち遅れており、最近の職場における災害問題は外なる公害と対応したものとしてきわめて重大な問題となっている。また、不況の長期化にともなって合理化の攻撃はいっそうきびしくなり、解雇、系列企業への追い出し、要員削減などが急激に増大し、労務管理は一時の欧米型指向から再びマル生運動など差別と無規定的刺激を加味した能力主義管理が増大している。これらの諸傾向は多くの職場に共通しており、労働者の共通の闘いの課題となっている。われわれは、七二年春闘を通じて、このような労働強化、職場の変化を打ち破り、大幅賃上げとならんで労働の内容そのものへの統一闘争を、さらには賃金とならぶ第二、第三の統一闘争として労働時間短縮と定年制の闘いが今日緊急の課題となっている。

第六章　転換期の財政と労働者の生活要求

四七年度財政投融資は大蔵省の構想によると総額五兆五～六千億円、四六年度比三〇%増の大規模なものとなるという。一般会計については大蔵省は、不況下で税収入が低い、赤字公債は目下のところ発行したくないなどの理由で、五六年度比一九%増、総額一兆二千億円程度に押えたい方針であるといっている。しかし、自民党や財界からは、赤字国債を発行することによってさらに財政規模を大型化すべきだという強力な要望があ

り、政府内部にも赤字公債やむなしとの考え方がではじめている。大蔵省もこれらの要求におされて、必要ならば臨機に補正予算を編成するという方針をだすなど、結局、財政規模が増大する可能性も強い。

あくまでも財政収支のつじつまを合わせることに専念する大蔵省的な考え方に対して大型予算を要求する考え方は、当面の円切り上げ不況に対する景気浮揚を財政に大いに期待しているわけである。

これまでのような設備投資主導型の景気回復が期待できない現在、繊維設備などの買上げ、減産資金の融資など短期的な企業救済から進んで、大量の公債発行による財政支出で、産業基盤整備を促進し、中期的に需要を刺激するという方向で景気回復をはかろうとしている。ここでは「新全国総合開発計画」や「七〇年代の国土政策」、「総合交通政策」などで方向づけられた産業基盤整備を早めようという意向が示されているといえよう。本州四国連絡架橋を三本同時に着工するとか、全国幹線高速自動車道路の鉄橋部分だけをただちに着工することや住宅産業や海洋開発などでの民間大型ディベロッパーの育成などを、財政によってリードしようとしているのである。

このような財政支出増を産業基盤整備へ向け、大資本を救済し景気浮揚をはかろうというのが政府、財界の緊急な要望であるが、同時に軍需の増大や、さらに、対外援助が輸出需要を喚起し、同時に海外投資促進の地ならしとなることを求める声もまた根強いことを見逃せない。

以上のような政府や財界の円切り上げ不況対策が第一章でみたように、いずれをとっても自己矛盾的にならざるをえないのは、円切り上げ問題にあらわれた日本経済の基本的な矛盾が日本の労働者の低賃金など低労働条件や低生活環境にあるという認識を欠いていることによっている。すなわち、政府、資本の財政政策による不況対策が、労働と資本の独占セクターの従来の関係を変更せず、むしろ逆に直接・間接に資本蓄積強化の方向をとる限りふたたびより拡大されたかたちで矛盾を増大させるであろう。

したがって、財政政策に対するわれわれの要求は、今や円切り上げという事態に現象するまでに至った資本と労働の独占と非独占の、民間と公共部門の資本構成の分配関係のゆがみの是正である。物価政策、社会保障、住宅政策、公害対策、都市政策等労働者生活改善のための諸政策の推進がそれである。そして、このことが不況のおちこみを緩和する需要拡大の役割りをもつことはいうまでもない。また公債の大型発行については当面困難に直面している労働者、勤労国民の生活改善と所得上昇をなんら保障せず大資本の直接の需要拡大に終始している限り、われわれはこれに対してけっして賛成の態度をとることはできない。（以下略）

3　春闘前段の取組み

日放労の賃金闘争

例年、春闘前段に賃金闘争をおこなっている組合がいくつかある。なかでも日放労は、電通社労組などとともに、前年年末段階で賃金闘争に取りくんだ。不況下のきびしい情勢のもとで、経営者側も低額回答で臨んだが、一七波八四時間にわたるはげしいストライキのなかで、一二月二八日夜、一万三二四〇円（前年プラス六八〇円）をもって集約に至った。この日放労の闘争は、七二年春闘の前哨戦として、年末一時金闘争とともに注目された。日経連はすでに、七一年一〇月二一日の臨時総会で、前年妥結なみはおろか、場合によっては賃下げもありうるという強い姿勢を打ちだしていた。それゆえ、日放労の妥結相場は、組合側への激励的刺激となり、七二年春闘の動向を占うものとして、例年以上の注目を集めたといえる。こうして春闘前段の賃金闘争をふまえつつ、七二年に入って、春闘共闘委の戦術・行動もしだいに固まっていった。

第142表 春闘共闘委・主要組合の要求

組合	要求額	要求方式	産業別最賃	初任給	年齢別最低保障	標準者賃金	諸手当	退職金・定年延長	労災補償	時間短縮
鉄鋼労連	長期賃金政策を基礎に標準労働者ベースで1万2,000円以上。	標準労働者方式と個別賃上目標に基づく配分決定の方式を採用してゆく	当面4万円以上を目途に検討中		個別賃金の最低規制として年齢別初任基本給の拡充改善，職務給最低賃率の底上げ。		深夜割増率35%交替手当 8,000円に引き上げる	生産労働者，勤続30年定年で税込600万円。定年年齢58歳へ延長	死亡 1級～3級1,000万円以上。通勤途上の災害を労災扱いとする。	大手組合 年間休日91日とする。中小組合 年間休日74日，週実働時間39時間とし超過労働を1カ月40時間以内とする。
全国金属	1万8,000円以上		15歳4万円以上とその協定化。				時間外割増率最低40%，深夜割増率40%，時間外労働最高30時間。交替勤務については，組合の同意をえる。	勤続1年につき所定内賃金2カ月，退職金は所定内賃金に100%スライド，定年制の撤廃当面無条件60歳。		1日7時間，週35時間とする。有給休暇最低3週間。このうち夏季連続2週間
合化労連	平均1万5,000円に，約22%程度とする「西ドイツなみ賃金」を目指し4年で	最低者の引上額 1万以上＋α_1＋α_2＋$\beta\alpha_1$ は基本給スライド分，α_2は熟練度別一律引き上げ β は年齢別最低保障分。	18歳4万円以上	中卒 3万5,000円 高卒 4万7,500円 大卒 5万7,500円	26歳 2人58,000円 29歳 3人64,500円 33歳 4人74,500円 37歳 5人90,500円 40歳 5人97,500円	30歳高卒，勤続12年，扶養2人8万円（中卒，勤続15年）	結婚資金15万円を目指す。	高卒定年30年勤続700万円を目指す。当面500万以下は500万円に引上げる。定年延長60歳までとする。	死亡特別一時金1,000万円。最低700万円と障害補償費の引上げをはかる。通勤途上災害を労災とする。	
化学同盟	1人前労働者の最低保障賃金 21歳	一律＋年代別加算＋是正による一律分は1万円以上の引上げと	15歳4万5,000円以上とし，協定化をすすめる。		21歳 51,000円以上 25歳 55,000円以上 30歳 60,000円以上	21歳 60,000円 25歳 80,000円 33歳 100,000円 1人前労働者は	夜間，深夜割増率50% 3組3交替は土曜夜勤を休み，	勤続30年500万円以上を目指す。支給率は勤続1年につき20カ月。算定	死亡一時金 700万円 1級 938万 2級 833万 3級 735万	1日の労働時間を短縮して週40時間とする。年間労働時間の規制 2,000

	6万円以上 28歳 8万円以上 33歳 10万円以上	する。			40歳 70,000円以上	25歳経験，勤続3年以上とする。	3週として時短を行なう。	基礎額は基準内賃金の100%を適用する。 定年年齢60歳とする。		時間とする。 残業時間月平均10時間以内
紙パ労連	平均1万7,000～1万8,000円 最低1万円以上		5万5,000円以上	中卒3万5,000円以上 高卒5万円 大卒6万円	27歳 2人55,000円 29歳 3人60,500円 32歳 4人68,000円 37歳 5人82,500円	高卒25歳 勤続7年 71,000円 高卒35歳 勤続17年 101,000円		勤続30年 700万円 〃 20年 500万円	死亡1級～3級 700万円 障害等級1～3級は退職を条件としない金額	
ゴム労連	誰でも最低1万円以上	個別賃金要求に重点をおき，25歳，33歳を柱とする。	4万円	中卒 4万3,000円 高卒 4万7,000円 大卒 5万6,000円	18歳 46,000円 20歳 48,000円 25歳 50,000円 30歳 58,000円 33歳 60,100円 40歳 65,000円	25歳6万円 33歳4人9万円	家族手当 妻 5,000円 第1～第3子 各 2,000円 住宅手当 世帯主 5,000円 単身者 2,000円			
全国一般	誰でも最低1万円を目標15,000～20,000円の大幅引き上げ。	初任給の大幅引き上げ。 企業内最賃4万円以上						1年につき1カ月 定年延長は男女とも60歳	死亡 500万円以上 1～3級 600万円以上	春闘共闘の統一要求
新聞労連	1万7,000円以上	賃上額の半分以上を一律とする	新聞通信関連労働者4万円全国一律最賃制の確立				家族手当 扶養1人につき 4,000円 夜間増割率 18時～22時30% 20時～0時50% 0時以降 80%	勤続25年 500万円以上，調整年金反対定年を60歳とする。	死亡または退職せざるをえない場合500万円加算 腰痛，けんしょう炎を職業病に認定する。	週40時間，週休2日制，4組3交替制の確立

組合	要求額	要求方式	産業別最賃	初任給	年齢別最低保障	標準者賃金	諸手当	退職金・定年延長	労災補償	時間短縮
全印総連	1万7,000円以上		3万8,000円 全国一律最賃制の確立				交通費全額支給，家族手当，結婚手当の増額 残業割増率50%			週35時間週休2日制当面土曜半日制の獲得
全国自動車	要求基準20%以上 その内訳 レベルアップ10% 物価上昇7%，定昇3%，最低1万1,000円以上	平均額による要求と職種グループ別の個別賃金要求を併列している。	15歳 3万6,000円 25歳1人前労働者 最賃 5万3,000円		15歳3万6,000円 20歳4万4,500 22歳4万7,900 25歳4万3,000 30歳6万8,000 35歳6万3,000 40歳6万6,800 47年度改訂基準	25歳男子高卒，勤続7年技能職の賃金6万8,000円と設定する。最低でも1万円の引き上げとする。	家族手当 妻　3,500円 その他1人1,500円通勤手当は全額会社負担とする。 時間外割増率 30% 休日割増率50% 交替制勤務30% 深夜割増率50%	高小卒勤続30年 最低基準 350万とし 目標基準 400万とする。 現行水準で年金化することは認めない。		
全軽労	1万5,000円以上						時間外割増率の引き上げ。	勤続30年 320万円以上，1年につき1.2カ月分 定年年齢60歳	死亡 500万円 1～2級 670万円 3級 525万円	週35時間週休2日制を目指し，当面週40時間
中央金属			4万0,000円					退職金の増額 定年60歳とし，55歳以上の退職は定年退職扱い。	死亡1級～3級 1,000万円 通勤途上災害の業務上扱い。	賃下げのない週40時間，年次有給休暇勤続1年目から最低3週間
化労協	平均 1万5,000円 最低でも1万円以上		3万5,000円～4万5,000円	中卒4万～4万5,000円 高卒4万7,000円～5万円 大卒5万6,000		21歳高卒3年，中卒6年55,000～6万，25歳高卒7年，中卒10年6万～71,000，		当面500万～700万円	死亡1級～3級 1,000 万円を目指し，当面700 万円以上	労働時間短縮。休日，休暇増。要員確保の要求定年60歳に延長

				円～６万円		30歳高卒12年，中卒15年８万円以上，33歳高卒17年，中卒20年92,000～101,000				
全交通	1万5,000円～2万0,000円		3万6,000円協定化					定年制の延長 退職金の大幅改善	労働災害，通勤災害の完全補償	労働時間の短縮
ハイ・タク	平均１万5,000 円以上	基準給と歩合給の比率８：２をめざす。		初任基本給は7万5,000円とする。		ハイ・タク労働者の月額10万円賃金を目指す。	諸手当は整理して基本給に繰り入れていく。手当は勤続給，家族手当，交通費とする。			
公労協	1万5,000円以上		日額 2,000円	高卒4万9,000円						
公務員共闘	２万円以上（最低保障1万4千円）		18歳4万5,000円	高卒4万7,000千円	中途採用者初任基準の改善	18歳4万7,000円 27歳6万5,000円 35歳9万0,000円 43歳 12万0,000円	扶養手当１人3,000 円住宅手当の支給範囲の拡大 通勤手当は全額とし，全額免税とする。			
全相銀連	平均１万5,000 円以上 誰もが１万円以上			高卒4万4,000円 大卒5万5,000円	26歳6万0,000円 30歳7万0,000円 35歳8万0,000円	26歳7万0,000円 30歳9万0,000円 35歳 11万0,000円	役付者の時間手当を要求 家族手当の削減反対	婦人に対する結婚妊娠による退職勧告や差別定年制の廃止	労働災害，職業病の予防と完全補償	完全週休２日制，週実働33時間20分 平日始業８時50分 〃 終業16時30分 年次有給休暇初年度10日 〃 休憩 60分

組合	要求額	要求方式	産業別最賃	初任給	年齢別最低保障	標準者賃金	諸手当	退職金・定年延長	労災補償	時間短縮
全信労	平均1万5,000円以上 誰もが1万円以上		4万0,000円 全国一律最賃制の確立	現行の1万円以上の引き上げ	年齢別勤続別最低保障給の確立		諸手当の増額 職制を含む時間外手当の完全支給	定年退職者誰でも500万円以上の保障標準定年退職者1,000万円 5年勤続退職者30万円		週労働時間36時間 平日始業7時30分 土曜日実働5時間 休憩　60分 年次有給休暇初年度10日とする。
市銀連	賃上げ14%			高卒 4万2,000円 大卒 5万2,000円						
全農協労連	誰でも最低1万円以上		産別最賃の確立3万5,000円とその協定化		18, 29, 33, 37歳の基準額を検討中			定年60歳を目指す女子の結婚・出産時定年制度を排除	週休2日制を目指し，本年は土曜半休を徹底させる。	
出版労協	誰でも1万円以上 30歳基準内定昇込2万0,000円	一律1万円＋年齢	月額 3万8,000円 日額 1,520円		企業内最賃4万円以上を協定化する。		家族手当 5,000円　住宅手当，通勤手当の引き上げ	1年につき1.5カ月以上を目指し最低1.2カ月最低倒達目標とする。モデル定年1000万円定年60歳に延長	労災・職業病の絶滅	週休2日制の確立 時間外労働の規制 有給休暇20日とする，年始年末7日間の完全獲得
民放労連	一律 2万0,000円以上	職務・職能給，資格制度導入反対	4万5,000円					退職金の大幅引き上げ	死亡 2,000万円	週休2日制 全休20日以上
運輸労連	1万5,000円以上 誰でも最低1万円以上	配分面で個別賃金を設定して闘う。	3万6,000円	18歳4万0,000円以上	18歳 ①4万0,000円 20歳 ②4万5,000円 25歳 ③5万6,000円 30歳 ④6万4,000円		住宅手当の獲得	勤続30年 400万円以上 35年 300万円 20年 200万円 15年 100万円	死亡1～3級 600万円，14級30万円の獲得。業務上交通事故に対する企業責任と負担。通勤途上の災害は業	1日7時間，週休2日制，週35時間労働を目指す。 当面週40時間に到達させる。 有給休暇初年度14

					を所定内賃金で保障			10年 40万円	務上扱いとする。長期療養者の賃金100%保障 公傷中の賃金 100%補償と解雇制限	日とする。最高4週間の確保。 残業割増率 50% 深夜 75% 休日 100%
全倉連	男女とも年齢ポイントを設定し個別賃金要求をする。勤続，職種，性別を問わず単身者1万円以上，複身者1万5,000 円以上とする。	男子賃上げ額 25歳1万6,000円 27歳1万8,000 30歳2万2,000 32歳2万3,000 35歳2万5,000 38歳2万9,000 40歳3万0,000			男子，世帯別 25歳 ① 1万6,000円 27歳 ② 1万8,000 30歳 ③10万0,000 32歳 ④10万8,000 35歳 ④11万8,000 38歳 ⑤13万4,000 40歳 ⑤14万3,000 以上は到達目標基準となる。	30歳最低保障賃金勤続，性別，職種を問わず，30歳(扶養なし)月額4万 2,000円（日額 1,680円）を保障する。適用範囲は臨時雇員も含む。	時間割増25%の徹底化を図る。休日割増 50%	高卒，勤続37年課長 850万円 定年・勤続25年 500万円 勤続15年以上自己都合退職者には 100%支給 現行定年60歳として延長による労働条件の引き下げは認めない。	死亡 500万円 廃疾 600万円 けんしょう炎，腰痛，フォークリフト病等は治癒するまで賃金100% 保障する。	週休2日制を目標として隔週土曜休日を獲得する。 時間外労働月50時間に規制する。 平日労働7時間，拘束8時間制の確立
電機労連	約20%程度の賃上げ。		15歳 5,000万円以上		18歳4万円以上 25歳5万1,500円 1人前労働者最賃として協定する。労連の格付基準による技能職③で 25歳5万3,500円 40歳4人7万円		時間外割増率30%，休日労働割増率50%，深夜割増率30% 交替手当 変則交替手当は基準内賃金の20%以上 夜勤の3交替は基準内賃金の30%以上			週40時間制の確立 週休2日制，本社営業部門月1回の一斉休日，交替勤務は通常勤務の労働時間以下とする。

組合	要求額	要求方式	産業別最賃	初任給	年齢別最低保障	標準者賃金	諸手当	退職金・定年延長	労災補償	時間短縮
全造船機械	定昇 1万5,000円以上	一律60%（基準内）	月額4万3,000円		27歳6万3,000円 29歳6万8,000円 33歳7万4,000円 41歳8万9,000円 45歳9万7,000円 ただし原資は賃上げと別わく。		住宅手当 世帯主 5,000円 単身者 3,000円 家族手当 1人目 3,000円 2人目以降1人につき 2,000円	勤続20年60カ月 勤続30年80カ月 算定基礎は各人の基準内賃金とする。 定年延長60歳完全延長を目標	死亡 1,200万円， 1～3級 1,500万円 下請についてもこれを準用する。 通勤途上の災害も業務上災害とする	1日実働7時間，当面隔週土曜休日 年次有給休暇，夏季休暇の増加
全国セメント	3月に統一要求	職務・職能給，査定配分に反対する。	月額3万6,000円 日額 1,440円 時給 210円		18歳 36,000円 21歳 42,000円 35歳 66,000円 40歳 74,400円 以上を基本給＋年齢勤続給で保障する。		家族手当 1人目 4,000円 2人目以降1人2,000円，以下打ち切りなし。早出・残業35～50%，深夜70%，休日出勤100%	勤続30年55歳 700万円 〃 30年50歳 680 勤続20年55歳 500 〃 20年45歳 470 〃 10年55歳 300 〃 10年45歳 270	長期傷病補償 平均賃金×40% 死亡1級～3級 1,000万円	4組3交替制を中心に統一基準につき討論 土曜半日，時間外労働の規制
全国ガス	平均1万円以上	全国ガス賃金政策に基づき一律プラス是正	基準額3万円で協定化を目指す。			年齢別是正目標賃金 20歳4万3,500円 30歳8万0,000円 40歳9万6,000円 45歳9万8,800円	賃金割増率 早出，残業，休日出勤，深夜業は35%以上		通勤途上災害は業務上扱い 休業補償100% 障害補償 死亡1～3級 500万円	週実働時間38.5時間 （方式） 日勤者は隔週運休または土曜半休交替勤務者は4組3交替制の確立と休日増
全石油	ベース・アップ平均1万 3,000円以上，定昇込み 1万5,000円以上	ベース・アップの50%以上を一律定額とする。 定昇は年齢増加に伴う賃金上昇としてとらえ，昇給基準を明確にする。	基準内賃金で4万5,000円協定化を目指す		30歳6万5,000円 35歳7万8,000円 40歳8万4,000円 45歳9万1,000円 中途入社者は上記に則して設定する。		早出・残業手当 35% 深夜手当 40% 休日出勤手当 50%	高小卒30年勤続最低600万円定年58歳とし，それに達したところは60歳を要求	死亡，1級1,000万円 2級 890万円 3級 790万円 通勤途上災害は業務上災害とする。 休業補償100%	週実働時間39時間 週5日制または土曜半休制，休日・休暇の増加 時間外労働月40時間に規制

食品労連	平均　1万5,000 円以上，最低1万円を確保する	定額＋α（定率その他）＋β（年齢別最低保障）	3万5,000円以上		18歳 1人3万8,000円 26歳 2人4万6,000円 29歳 3人5万4,000円 33歳 4人6万2,000円 37歳 5人7万5,000円 40歳 5人8万4,000円						
映演総連	1万5,000円		18歳4万5,000円				それぞれの増額を要求			時短を要求	

生保労連	（外勤部会） ○賃上げ 〔個人職員〕 1　専業職員については，標準層で7.5% の賃上げを図る。 2　賃上げ項目としては，固定給および固定的定額給とする。 3　出勤管理拘束を伴うもの最低賃金は3万円とする。 4　出勤管理拘束を伴うものについて，ランク別保障とし，月平均500万円ランク6万円とする。	〔機関長〕〈生活給形態〉 1　勤続5年以上30歳を基準で最低保障11万円を設定する。 2　賃上げ額については，事務職に準拠し最低1万5,000円とする。 〈出来高給形態〉 1　最低保障給として8万円を設定する。 2　賃上げ額については，機関成績月1千万円超過部分に対して対2万円を基準とする。	（内勤部会） ○賃上げ 1—1　事務職関係 賃上げファンド　1万2,000円以上 最低アップ額　7,000円以上 高卒男子標準者の年齢別賃金とそのアップ額 18歳　4万3,000円（7,000円 アップ） 22歳　5万8,500円（8,500 〃 ） 27歳　9万6,000円（1万2,000 〃 ） 30歳　12万0,000円（1万5,000 〃 ） 35歳　14万3,000円（1万7,000 〃 ）	1—2労務職関係（集金職，自動車運転職等を含む） 最低アップ額　1万2,000円以上 年齢別勤続年数の賃金 30歳（初任）　8万5,000円 35歳（5年）　9万5,000円 40歳（10年）　10万5,000円 45　（15年）　12万0,000円 賃上げ闘争のなかで男女格差，学歴格差および賃金抑制の一環としての体系変更に反対し，その排除に努める。 残業割増率100% を図る。

春闘共闘委・第二回共闘委員会とその後の諸行動

第二回共闘委員会は一月七日にひらかれ，春闘前段の行動について，概ねつぎのような意志統一をおこなった。

1　春闘討論を職場，地域で数多く反復組織する（青年・婦人を中心に一月～二月下旬に組織）そのため中央オルグを派遣する。

2　合理化反対の共闘体制を強化し，拠点共闘，産地共闘など地区共闘を確立する。

3　拠点共闘連絡会議を発足させる（京浜，東海，関西，北九州の四地区）

4　中央行動集中期間を二月二一日～三月一日に設定し二九日を全国統一行動日とする。

5　反合、時短など諸要求の闘いを三月中・下旬に可能な限り集中して闘いをすすめる。

6　最賃、健保を中心として全国統一行動日を三月三一日に設定し、ストライキを含む大衆行動を組織する。

7　テレビ春闘アワーをはじめ、教宣活動を強化し全国統一ビラ配布を四次にわたって行なっていく。

青婦討論集会は、金属九七カ所、化学三六ケ所、交運五〇カ所、公労協二五カ所、婦人三一カ所、計二三九カ所にわたってひらかれた。拠点共闘は東京三月二四日、神奈川三月一〇日、東海三月一三～一四日、関西三月二二日、四月八日、北九州三月一日ともたれた。そして県段階をこえて、とくにはじめての民間大手の春闘交流討論がおこなわれた。

また、春闘共闘委は一月下旬に再開された通常国会に向けて、物価、健保、厚生年金問題などを中心にビラ配布、対政府交渉をおこなった。二月二九日、三月一日には全国動員四〇〇〇名、地方動員二〇〇〇名によって、総理府、厚生省、労働省など一三省庁に対し、生活要求、制度要求についての統一交渉をおこなった。また二・二九統一行動をくりひろげたのち、三月一二日、代々木公園にて物価メーデーをおこない、約一二万名の労働者が参加した。

総評臨時大会・春闘方針の提示

春闘共闘委の中心的な構成団体である総評は、二月三～四日、東京・品川区文化会館で第四三回臨時大会をひらき、七二年春闘方針を決めた。大会では活発な討論がおこなわれた。たとえば、四月決戦論について、合化の太田委員長は「四月決戦では資本の厚い壁は破れない。とるまでやめないなら五月に入っても闘う構えをとれ」と発言した。太田氏はすでに、春闘共闘委・第一回戦術委員会の席上でも、春闘の長期化を見越して、四月決戦を中心とした戦術構想には強い批判を提起していた。総評・大木事務局長は大会答弁で、「四月決戦の提案をかえるつもりはない。ストライキの時期のかみ合わせの議論でなく、どうすれば春闘で大衆路線を確立できるかを重視したい」と述べた。大会は結局、四月決戦を確認しつつ「満足する回答が得られない場合は、五月になだれこみ、長期になっても取れるまで粘りづよく闘う」ことを確認した。また大会は別に「労働戦線統一に対する幹事会の態度」を打ちだし（Ⅱ・Ⅱ・1・2総評第四三回臨時大会参照）、最後に大会宣言を発して終了した。

主要組合の春闘諸要求

総評臨時大会終了後、大部分の組合では大会・中央委員会などをひらき、春闘の戦術・行動を練るとともに、七二年春闘諸要求を決めて三月中に要求を提出している。

七二年の春闘諸要求の特徴を要約すれば、①七〇年代の要求多様化現象が引きつづいていること、②年齢別最賃など個別賃金要求の強まり、③労災保障や時間短縮などの賃上げ以外の要求もウェイトを増したこと、概ね以上である。賃上げ要求額も前年に上乗せしているが、不況下のきびしい春闘を予想してか、むしろ控えぎみである。主要組合の要求を掲げておこう（第142表、なお第142～144表は『賃金事情』誌の整理による）。

4　同盟の方針と賃金白書

同盟の賃闘方針

同盟は七一年一二月九日の第一六回執行評議会で一九七二年度運動方針案を決め、七二年一月一七日より三日間の同盟第八回大会に提出した。また別に七一年一二月九日、賃金白書を発表した。くわしくは白書にゆずるが、同盟・運動方針における賃闘の位置づけをみておこう。

周知のように、この運動方針が発表された時期、日本経済は不況局面の只中にあった。このことは運動方針にも色濃く反映している。運動方針は、種々の政策転換要求のたたかいを提起するとともに、自主的活動として、①賃金闘争の推進、②高福祉実現のためのたたかい、③産業政策の充実とその実現のたたかいをも組み合わせた。すなわち「高賃金・高福祉・高成長均衡経済の実現」という基調には変化なく、むしろ今日の「激変」「転機」の時期にこそ、かかる基調への転換と強化がおこなわれなければならないというのである。だから賃金闘争も、単に「成長と好況のあとを追いかける賃金闘争でなく」、むしろ「成長と好況を構成する重要な要素としての大幅賃上げを主張する長期賃金計画の構想は、当面する如き転換期において特に重要であり、真の力を発揮するもの」だと主張されている。

こうした位置づけのもとでの七二年度賃金闘争は、「将来の発展の成長成果の国民生活への重点配分を通じて、社会全体を均衡ある分配関係に転換せしめるべき機会を迎えている」がゆえに、まさにその契機となる賃金闘争だというわけである。具体的には、長期賃金計画に沿って、賃金の引上げ一八%（平均一万三〇〇〇円）およびその他の要求が打ちだされた。

こうした考え方、方針、要求の策定は、同盟・賃金白書でより詳細にのべられている。

同盟・賃金白書

同盟の白書は、春闘共闘委のそれとちがって、経済情勢分析を最初に置いてはいない。それはともかく、まず「大幅賃上げで高福祉社会を」という主題で発表された白書の目次を示しておこう。

はしがき
I　七二年度賃金獲得目標
1　七二年度賃金闘争の基本方針
2　賃金獲得の目標と展開
3　個別賃金要求への転換
4　賃金体系の近代化
5　労働時間短縮、休日増加、定年延長等の闘争との結合
6　最低賃金と同盟の対処方針
II　闘争体制の強化
III　われわれの賃金と生活
1　七一年度の賃闘をかえりみて
2　日本の賃金
3　国民経済の中における賃金
4　雇用情勢とその長期展望
5　労働者生活の苦悩
6　同盟・勤労者福祉指標

Ⅳ　不況の克服と新たな繁栄への道
1　ニクソン新政策の背景
2　ニクソン・ショックと当面の景気動向
3　四六～四七年度の経済見通し―景気浮揚策と政策転換―
4　政策転換要求の闘い
5　企業経営と構造変化への対応
Ⅴ　同盟長期賃金計画と新情勢
1　長期賃金計画の目標と意義
2　長期賃金計画の策定方法とアフター・ケアー
3　長期賃金計画の発展
Ⅵ　賃金・物価・生産性と労働分配率
1　わが国の賃金・物価・生産性の推移
2　労働分配率をめぐる諸問題
あとがき

形式上の差異は別にしても、情勢のきびしさは同盟・賃金白書にも濃厚に反映している。たとえば「はしがき」で「円切り上げは強烈な衝撃を与えた」ことをかくしていないし、「あとがき」では「最悪の場合には実力行使をもってしても、大幅賃上げを獲得する意気込みで闘争に当たる」強い姿勢を打ちだして結んでいる。ここではⅠおよびⅡの一部を以下に掲げてコメントを省略し、白書のうち、Ⅰおよびおこう。

Ⅰ　七二年度賃金獲得目標

1　七二年度賃金闘争の基本方針

(1)　高賃金高福祉をめざして

われわれは高賃金・高福祉実現をめざして七二年度賃金闘争を進める。われわれは後の章で賃金引き上げの闘いをめぐる諸情勢を分析した。われわれはそれを通じて当面している景気停滞が積極的な景気浮揚策を講じないとすればかなり長期化し深刻化する見通しである一方、逆に思い切った施策をタイミングよく断行するとともに、われわれ労働組合自身も大幅賃上げの闘いを果敢に進めるとすれば、景気情勢の好転は確実であり、七二年度の実質成長率を一一・五%強に押しあげ、新たなパターンのもとに従来の高度成長期の水準に近い成長軌道に戻りうることを確めた。われわれは常にあらゆる可能な手段を通じて高賃金・高福祉を実現させようとするものであり、これがそのまま当面の日本経済の困難の克服に通じることはわれわれの闘いを一段と意義づけ、一段と勇気づけるものであることの確信のうえに、基本的に従来の方針を受けついだ賃金闘争を展開する。

(2)　長期賃金計画をふまえて

一一・五%強の実質経済成長はわれわれの長期賃金計画における平均実質成長率よりやや低位にある。しかしながら、これは長期賃金計画が志向した高度成長均衡経済路線による高賃金・高福祉社会の実現へのステップであり、われわれは七二年度以降において、われわれの想定する日本経済の望ましい姿を描き出していく可能性を示すものと見なければならない。したがって、これを促進し確定化する意図を込めて、われわれは長期賃金計画の基本数値である実質賃金の年平均上昇率一〇%を基本にふまえるものとする。われわれの長期賃金計画が不況期においてもより効果的であるとしてきた論拠はここにあるのであって、闘いの実践を通じてこれを現実のものとしなければならない。

(3)　賃金と生活の国際水準への到着(略)

(4)　要求の多様化に応える

今後の賃金引き上げの闘いは直接の賃金問題のほかに、労働者の要求の多様化に応えて、労働時間の短縮、休日の増加、定年の延長あるいはその他の諸要求を組み入れたものとする。これらは広義における賃金であり、また賃金と密接不可分であり、われわれは賃金体系の近代化、個別賃金による賃金決定等賃金制度上の諸問題とともに総合的な闘いを進めるものとする。

(5)　労働力不足を背景に強力な闘いを

過去数年の賃闘は労働力不足経済への移行を背景とするわれわれの闘いの強化によって大幅賃上げの定着化を進めてきた。経営者陣営はドル・ショック不況を誇大宣伝し、あるいは賃上げ不可能とし、あるいは新しい生産性基準原理の導入を称えて、われわれの賃上げの闘いに挑戦しつつある。彼らの政策が誤まっており事態のいっそうの悪化を招くものであることは後章に批判し、解明したところであるが、われわれはなお現状においても基調として強い労働力不足を背景として、従来にまさる強力な闘いを展開し、経営者側の意図を粉砕して賃金引き上げの目標貫徹に邁進する。

2　賃金獲得の目標と展開

七二年度の賃金獲得目標はこの白書に述べる情勢の分析とわれわれの要求政策に対応し、総合的に判断して七一年度と同じく二一%とする。

この二一%は総合判断ではあるが、その基盤としては長期賃金計画の基本数値をふまえ、実質賃金の引き上げを一〇%とし、これを現実に確保するため四六年度の消費者物価の上昇見込み分八%を上乗せして、まず、いわゆるベース・アップ率一八%を算定し、次に定期昇給を三%として加算した結果によるものである。なお、消費者物価の上昇見込み八%はⅢの(5)に説明する通り、低所得層についての影響度を勘案した。

七一年度の理論所定内賃金（Ⅲの2参照）にこの二一%を乗じて、獲得目標金額の標準値を求めると、一三、〇〇〇円となる。

（注）　六一、七八〇円×〇・二一＝一二、九七四円≒一三、〇〇〇円

七一年七月理論所定内賃金（A）

六〇、九七六円×〇・二一＝一二、八〇五円≒一三、〇〇〇円

七一年七月理論所定内賃金（B）

この獲得目標は全労働者を総括した数値であり、各産別組合や単組の目標はこれを基準としてそれぞれの産業、企業の実情、そこにおける労働者の主体的条件に応じて設定されねばならない。

3　個別賃金要求への転換

賃金は労働者の生計費ないしは労働の種類に応じた対価として個別に決定されるべき性質のものである。これまでいわゆるベース・アップ方式によって、この本来の賃金決定が妨げられてきたのであるが、賃金決定要素の明確化と労働者の自己主張意識が高まるのにつれて、個別賃金を決定するかたちでの賃金決定が要請されつつある。個別賃金による賃金決定はかくて個個の労働者に賃金闘争への意欲を植えつけ、また賃金体系の近代化を促がす効果をもつものであり、われわれはこの方式への転換を目指して努力してきた。当面はベース・アップ方式と併用してこれを進めるが、具体的にはつぎの二つのポイントにおいて、所定内賃金の標準目標を設定する。

一八歳労働者　　四三、〇〇〇円

二七歳男子生産労働者　　七二、〇〇〇円

この二つのポイントの個別賃金はほぼ賃金体系上の年齢別賃金構造に適合する（二七歳の七二、〇〇〇円には世帯手当や配偶者の扶養手当が含まれている場合とする）。われわれはこれを一つの手がかりとして、個別賃金決定が拡大され、さらに年齢別最低保障や産業別最低賃金および個個の企業での最低賃金が設定されるよう積極的に努力する（以下略）。

4　賃金体系の近代化

賃金体系の近代化計画を策定し、段階的にその実現をはかる。

その場合の基本となる要領はつぎの通りである。

①　勤続、年齢、能力、職種等の個別賃金決定要素を明確公正にし、非合理的恣意的な要素を整理する。

②　基本賃金を整理確立する。基本賃金は文字通り賃金の基幹であって、すべての労働者が労働の基準価格として受けとるものである。したがって基本賃金は労働の質量に関する要素と同時に労働者の生計費に関する要素に対応して明確に決められなければならない。この二つの要素に対応する賃金をどのように組み合わせるかについては、それぞれの企業の実情に基づかねばならないが、従来の漠然たる年功序列給は生計費保障的な要素による体系に改定しつつ、漸次これに加えて同一労働同一賃金原則に沿う要素を導入拡大する方向に改革することが望ましい。

③　各労働者の労働条件の違いをカバーし、また、生計費の特殊条件を

カバーするため、それぞれ付加的な手当を設定し、基本賃金とあわせて公正な賃金を構成する。

④ 年功序列給においては労働者の勤続、年齢、能力の伸長に対応する定期昇給制度を確立し、賃金表を作成する。定期昇給はこの賃金表のうえでの移動であり、賃金表それ自体を書き替えるベース・アップと明確に区分されねばならない。

⑤ 賃金体系の近代化にあたっては、技術の変化や労働市場の変化に対応して、社会的な同一労働同一賃金、つまり横断的な職種別賃金の形成を指向する必要がある。

⑥ 賃金体系の是正は十分な財源を確保しつつ計画的に漸進的に行なわねばならない。組合員の要求を汲み上げ、組合の方針を策定し、団体交渉のみでなく、日常的な労使協議や交渉を通じても着実に取り組むことが大切である。(以下略)

5

(1) 労働時間短縮、休日増加、定年延長等の闘争との結合

労働時間短縮と休日増加、および、これに伴う労働者の余暇活動とは、豊かな人間性を創造し、健康にして文化的な生活を実現する全労働者の要求であり、基本的権利である。

われわれはわが国の労働生産性の上昇がすでにこの要求を実現しうる水準となってきており、また逆にこの実現が生産性の上昇を促進する契機となること、労働時間の短縮と休日増加が技術革新のもとにおける労働者の肉体的精神的疲労を回復し、また、労働災害や職業病を防止すること、さらには失業を防止するとともに、余暇の創造的活用が人間性を回復し、積極的な人間形成に必要であること等の論拠から、世界の大勢であり国際公正労働基準である週四〇時間労働、週休二日制の早期、計画的な実現に向って闘いを進めなければならない。

われわれの努力により労働時間短縮等この要求は大きな潮流を形成しつつある。ドル・ショックは一部にこの動きに水をさす言動を生ぜしめているが、これは誤りであり、逆にわが国はこれらの労働条件を積極的に引き上げることによって国際公正労働基準を実現し、また雇用の維持・拡大をはかるべきことを求められているのである。われわれはこれを契機としてこの闘争を賃闘に合せて強力に推進する方針を採用し実践して行く。

(2) 昭和五〇年度までに実現させる労働時間短縮の基本目標をつぎの通りとする。

① 週四〇時間労働、週休二日制とする。

交替制勤務者については週平均四〇時間労働以内とし、常日勤者に見合う休日その他の条件を確保する。

連続二四時間操業の場合には完全四組三交替以上の条件を確保する。

② 年次有給休暇の最低日数は、勤続三カ月以上は二労働週（一〇日）、勤続一年以上は三労働週（一五日）とし、継続的に取得すべきものとする。

③ 時間外労働は一日二時間、一週五時間、一年二〇〇時間以内、休日労働は四週一回をこえないものとする。

時間外労働、深夜労働の割増率は五〇%以上、休日労働の割増率は一〇〇%以上とする。

(3) わが国の労働者の八割は五五歳（男）を中心とする定年制の適用を受けているが、われわれは働く意志と能力がこのような低年齢の定年制によって強制的に阻止されることを排除するため定年延長をはかるとともに、五五歳以上の労働者については定年退職金等の権利を従来通り確保しつつ、六〇歳以上については自由意志による引退と引退後の生活確保に裏づけられた休息権を確立しなければならない。

定年延長への具体的方針をつぎの通りとする。

① 当面、早期に定年年齢を六〇歳まで延長する諸権利を確保する。

② 定年延長にあたっては、一般組合員のもつ諸権利を確保する。

③ 定年延長をただちに行なうことが困難な場合には雇用延長制度を導入しその適用範囲の拡大を進め、これを足がかりとして定年を延長する。

④ 国および産業・企業に対して、高齢労働者に対する継続的職業訓練、再訓練、能力に応じた作業方法、技術、職業開発を要求する。

(4)　時間短縮、休日増加、定年延長の諸闘争を賃金闘争と同様の重点闘争とし、これを賃金闘争にできる限り併合して、同盟の全体的闘争として展開する新たな方針を採択する。

(5)　余暇の増大に対し、労働者の自主的な余暇活動を伸長させるとともに、社会的なレジャー施設の整備などを要求する。（以下略）

6　最低賃金と同盟の対処方針

(1)　今後の最低賃金の具体的なすすめ方として、全国全産業のすべての労働者に最低賃金の適用をうける状態が実現されるよう「年次推進計画」を策定し、産業別、職業別または地域別に最低賃金の設定を効率的に推進すべきであるとした四五年九月の中央最低賃金審議会の答申に基づき、四六年五月に決定された「最低賃金の年次推進計画」は四六年度を初年度とし、今後五年間に上記の目標を達成するものとしている。昭和三四年、最低賃金法が制定施行されて以来、わが国の最低賃金制は業者間協定方式から審議会の調査審議方式へと進展して、四五年一二月末には一、〇〇〇万人をこえる労働者が適用を受ける状況へと発展してきたが、さらに今回この計画によって一層の発展を期すべき体制を迎えたわけである。

(2)　われわれは同盟方針の具体化を推進する立場から、

①　地域別最低賃金審議の促進と、最低賃金額の引き上げに努力を集中する。地域別最低賃金は都道府県別に一律に決定することを原則とし、ついでこれらの地域別最低賃金をより広域的に集約して適用するように発展させねばならない。

②　産業別、職業別最低賃金は一人前労働者ないし、基幹的労働者等について、より実効性の高い最低賃金として、地域別最低賃金の上に設定されなければならない。現行の産業別、職業別最低賃金はこれと性格を異にするが、その普及、拡大は地域別最低賃金設定の条件整備となるものであり、これらが遅れている地方はより一層の努力を傾注すべきである。

③　労働協約の拡張適用による法第一一条最低賃金についてはその設定要件としての使用者についての要件が緩和されたことにより、本年度賃金闘争において、すべての組合が確に折り込むよう闘いを進めるものとする。また、産別組合は積極的にこれに取り組むことにより、当該産業における未組織労働者に対し、われわれの賃闘の成果を拡大する方針を推進すべきである。

④　家内労働法による家内労働者の保護を推進し、その最低工賃の決定については最低賃金の引き上げに準拠しつつ普及拡大をはかる。パートタイマー労働者の雇用確保、労働条件の改善についても、各関係労働組合の闘争に組み入れてこれを推進する。

⑤　最低賃金額についての目標の設定をはじめ最低賃金、家内労働対策については全国最低賃金対策会議を開催するとともに、同盟本部、産業別組合、地方同盟、中央・地方最低賃金審議会委員の連けいを一層密にする。また、これらの活動を通じて最低賃金法、家内労働法、労働基準法について制度上の改善を進める。（以下略）

Ⅱ　闘争体制の強化

われわれは非常に厳しい情勢の中で新しい賃金引き上げの闘争を展開する。われわれはこの情勢を切り開いて新しい労働者生活の繁栄を築いていくプラン、つまり政策転換要求闘争の実践に加えて、その闘いを背景としつつ展開する賃金・労働条件引き上げの目標を設定した。われわれはこれらの諸闘争を総括する強力な闘争体制を作り上げ、目的貫徹に向って闘いを進める。

賃金引き上げの闘争の場である団体交渉は企業別組合の各単組、これらを集約した産別組合を核として推進されるが、われわれは団体交渉における賃金決定が相互に関連性をもち、波及効果を及ぼしていく当然の性質を考慮して、われわれの団体交渉をわれわれの主体性のもとに有機的に結合する方針を一層強化する。それは賃金の産業別レベルでの決定を目指す集団交渉化であり、さらに統一交渉化である。ついでわれわれの闘争を結合する媒体は賃闘をめぐる情報の迅速な把握であり、情勢の的確な判断である。われわれは闘争時期を可能なかぎり春季に統一する体制を作り上げてきたが、この体制のもとに情報連絡、情報判断のシステム化をはかり、さらには各団体交渉に対する指導的援助を必要に応じ

第143表 同盟・主要組合の要求

組合	要求額	要求方式	産業別最賃	初任給	年齢別最低保障	標準者賃金	諸手当	退職金・定年延長	労災補償	時間短縮
全金同盟	賃金水準17%引上げ，定昇込20%約1万5,000円	個別賃金の引き上げ基準を年齢別最賃と標準賃金として設定する。	月額 3万8,000円 日額 1,520円	中卒 3万8,000円 高卒 4万3,500円	15歳3万8,000円 18歳4万3,500円 20歳4万6,100円 25歳5万2,200円 30歳5万8,200円 35歳6万3,200円 40歳6万8,200円	歳 勤続 円 20 2 5万1,000 25 7 6万6,000 30 12 8万5,000 35 17 17万0000 40 22 11万5000	家族手当，住宅手当，通勤手当などを生活給部分の保障として要求し基本給に繰り入れることにする。	昭和50年までに年金一時	死亡 500万円 1～2級 600万円 通勤途上災害は労災扱いとする。	昭和50年までに年間総労働時間2016時間，週休2日制を前提とする。時間外労働は1日2時間，月30時間以内
自動車労連		定期昇給と各種賃金是正をもって実質賃金の向上を図る。			年齢別最賃を設定する。					昭和48年までに週休2日制，週40時間の目標とする。有給休暇の増加
全繊同盟	20～30%，8,000～1万9,500円		最低地区，基本賃金月額3万5,000円	中卒 3万5,000円 高卒 4万0,500円						週休2日制をめざして，本年は隔週週休2日制
電労連	実質賃金の引き上げ12.5%消費者物価の上昇7.5% 合計20.0%	個別賃金方式		高卒 3万8,000円 大卒 4万7,000円	年齢別最低基本給 15歳3万3,500円 18歳3万8,000円 27歳4万6,300円 33歳5万3,600円 35歳5万4,900円 40歳5万6,200円	代表ポイント 高卒勤続15年 増額1万5,500円 18歳0年 4万3,000円 27歳9年 7万2,000円 33歳15年			業務上災害に関する特別補償に関する特別補償。	週実働40時間，週休2日制 定年延長60歳
全化同盟	平均基準内賃金18%の賃上げ 各業種ごと				15歳3万9,000円 18歳4万5,000円 22歳5万3,000円	18歳4万5,000円 22歳5万3,000円 27歳7万0,000円 32歳8万2,000円	月給制の導入と住宅手当，家族手当の増額をはかる。通勤費，	定年制60歳とし再雇用などはあくまでも過渡的な処置とみなす。		昭和52年目標に週休2日制達成する。週40時間，年間最高実働時間

	プラス・アルファをつける。					36歳9万1,000円 40歳9万3,000円	食事手当の全額負担			1,904時間とする。
一般同盟	定昇込み23%以上約1万3,000円＋α			中卒 3万4,000円 高卒 4万0,000円 都市では 2,000円の上積みとする。	15歳3万4,000円 18歳3万8,000円 20歳4万0,300円 22歳2万9,000円 25歳4万6,100円 30歳5万1,600円 35歳5万5,300円 40歳5万7,200円		家族手当 第1扶養4,000円 第2扶養3,000円 第3扶養以降 2,000円以上 残業割増 30% 休日，深夜50%			週40時間，週休2日制
紙パ友好労連	平均 1万1,500円実質賃金8%を目指す。	各年齢の個別賃金を引き上げる				18歳4万3,000円 27歳7万2,000円	昭和50年を目標として 深夜割増 50% 休日割増 100%	中卒 勤続35年 560万円以上 中卒 勤続30年 450万円以上 年金の効用を前向きで取り組む。 昭和50年を目標に55歳～60歳定年を目指す。	死亡500万円としこれに達しているところは1,000万円を目指す。通勤途上災害を労災扱いとする。	週40時間，週休2日制 4組3交替制に移行する。 有給休暇5年勤続20日とする。
造船重機労連	ベ・アのみ1万1,000円	ベース・アップ，時間外割増率，災害見舞金の三つの柱							死亡1級～3級 1,000万円	
交通労連	所定賃金の23%約1万4,000円	生活水準向上 10% 物価上昇 8% 定昇分 3% 格差是正 2%		中卒（15歳） 4万0,000円 高卒（18歳） 4万5,000円	大型2種免，22歳を基点とする 22歳5万2,000円 27歳6万2,500円 30歳7万3,000円					

組合	要求額	要求方式	産業別最低賃金	初任給	年齢別最低保障	標準者賃金	諸手当	退職金・定年延長	労災補償	時間短縮
全食品同盟	実質12%の賃金引上げとする。	目標賃金を設定し全体的賃金水準の向上をはかる。			35歳8万1,000円 40歳8万4,000円	高卒・男子 18歳4万3,500円 20歳5万0,000円 22歳5万5,000円 25歳6万5,000円 27歳7万3,000円 30歳8万3,000円 35歳10万0,000円	15歳 ①3万6,000円 27歳 ②5万1,000円 30歳 ③5万6,000円 35歳 ④5万9,000円 以上金額は基準内賃金とする。			

て発揮しうる機動体制を作り上げる。

同盟本部に設置する中央賃金闘争委員会は以上の任務を負う中枢機関であり、同盟―産別組合―単組、同盟―地方同盟―単組の垂直・水平の組織関係において機能を発揮するネット・ワークを持つものである。この活動のシステムが効果を発揮するためにはネットの一つ一つの結び目が統一目標に向って縦横の連けいを密にしながら機能するのでなければならない。

また、今回の賃闘では労働時間短縮、休日増加、定年延長等の諸要求を可能な限り合わせ闘う方針である。これらの要求の獲得のためには調査、教宣活動の強化、同盟としての政府、経営者団体への働きかけ等による世論の盛り上げを進めつつ、賃金同様有機的連けいを強化して闘うべきであり、中央賃金闘争委員会の役割も拡大されねばならない。さらに、これらの労働条件については労使協議による計画的段階的処理を必要とする面も多く、その労使協議と団体交渉との調整が配慮されるべきである。加えて、労働基準法改正要求やＩＬＯ条約の批准も併行的に進められねばならないことはいうまでもない。われわれは賃闘とともに全力を挙げた取り組みを進める決意である。

しかしながら、なお賃闘は数多くの困難に逢着することが予想される。それはすでに七一年度賃闘においても特徴的に現われているが、経営者側の低額回答ないし回答遅延、その結果としてのいわゆる賃闘相場形成の困難化に直面する可能性が強いからである。とくに円切り上げは一般的に輸出ウエイトの高い従来の成長産業に大きく影響するものと見られ、これらの産業の団体交渉が全体をリードする力はかつてのようには際立って大きくはないからである。そしてこれに代る新しい成長産業の出現には、なお時間的ズレがあるとみなければならない。われわれはこの困難を克服するため、実力行使の十分な体制を用意すべきである。四六年度においても実力行使の多発のやむなきに至ったが、われわれは新しい賃闘においては、さらに強い決意でのぞまねばならない。そのためには各組合が早い時期から準備を進める必要があることはいうまでもない。同盟はその活動を激励しつつ、同盟全体を包んで一大キャンペーンを展開する。中央賃金闘争委員会はこれに呼応しその頂点に立って闘争成果の拡大、完全獲得を目指して万全の闘争体制をとる。

同盟・主要組合の要求　以上掲げた運動方針、賃金白書を基調として、同盟の七二年度賃金闘争が開始された。基調の点で、春闘共闘委とかなり異なっているが、ここでは問わないでおこう。

ところで同盟は、七二年二月二四日、第二回執行評議会をひらき、中央賃金闘争委員会を正式に発足させた。そして賃金闘争宣言を発した。この段階では、各単産の賃上げ要求額はほぼ出揃っていた。こうした要求は、三月上旬以降、一斉に提出された。かくして同盟も賃金闘争で、春闘共闘委とほぼ同じ時期に突入した。主要組合の要求は第143表のとおりである。

5　新産別の春闘方針（賃金白書）

新産別の七二年春闘方針は、七二年一月二七日に発表された。新産別はとくに賃金白書を発表しているが、この七二年春闘方針がいわば白書にあたる。それは比較的短いものであるが、目次はつぎのとおりである

Ⅰ　われわれは情勢をどうとらえるか
　1　現在の経済情勢
　2　不況の性格（高度成長のゆきづまり）をみきわめよう
　3　生活の擁護＝企業、産業のあり方の転換
　4　むすび＝脅かされるわれわれの生活条件
Ⅱ　七二年春闘の意義
Ⅲ　要求内容について
　1　要求設定にあたっての考え方
　2　具体的要求
Ⅳ　闘いのすすめ方と日程

右のうち、Ⅱ以下を抜すいして掲げておこう。

【新産別の春闘方針（抜すい）】

Ⅱ　七二年春闘の意義

1　賃金闘争の意義は、いつの場合でも生活の防衛にある。七二年春闘においては、とくにこのことを強調しなければならない。

いままで、われわれがくりかえし確認してきたように、高度成長の矛盾は、生産力の発展にくらべて、あまりにも、われわれの生活の向上が立ち遅れていることが根本だがこの事実がいまわれわれの前に明らかにされたからであり、この矛盾の克服つまり生活保障条件の確保は、何よりもわれわれ自身に課せられた責任だからである。

2　そのために、われわれはわが国の経済の仕組み、成長のあり方の転換を追求し、国民経済レベルでの生活保障条件を確保していく。この闘いは、その性格からいって広範であり、長期にわたることはいうまでもないが、七二年春闘の目的である月例賃金引き上げの闘いとまさに不可分であることを、確認しなければならない。ここに、七二年春闘の第二の意義がある。

3　国民的、社会的諸課題の運動化が可能となるのは、月例賃金の引き上げ要求を強力に推進することが最大の前提である。そのためにわれわれは、支払能力の低下を理由とする経営者の抵抗を突破し、企業、産業のあり方の転換を推進していく。ここに七二年春闘の第三の意義がある。

4　七二年春闘が長期の激しい闘いになることは、情勢の検討から明らかである。要求の実現に至る過程は、過去数年の春闘にくらべてはるかに困難であろう。われわれはあらかじめこのことを確認しておかなければならない。だが、この過程こそが重要である。この過程を経ることによって、われわれの運動の転換、その質的前進をかちとっていくことができる。われわれは全力を傾けて事に当たり、われわれの生活について、企業、産業のあり方について経営者の本音を引き出していこう。これが

七二年春闘の第四の意義である。

Ⅲ　要求内容について

1　要求設定にあたっての考え方

(イ)　われわれの要求の趣旨である生活の論理を貫いていくためには、要求の内容について、そのことが明らかにされなければならない。平均要求方式は、この意味で妥当ではない。この要求方式は事の本質において「労務費」要求に過ぎず、われわれの生活費にもとづく要求をストレートに明示してはいないからである。

(ロ)　闘いをめぐる条件がきびしいほど、われわれは体制を強化しなければならない。そのためにもっとも重要なのは、要求内容の統一である。この点でも平均要求は不適切だが、要求は産業、企業に共通した具体的、客観的な根拠にもとづいて設定されなければならない。ここから、要求、回答、妥結の各段階において相互比較が可能となり、闘いの連帯が生まれるからである。

(ハ)　以上を総括して、七二年春闘においても過去二年に引き続き「統一要求基準」方式を踏襲していく。この要求方式は、右の要求設定にあたっての必要事項を満たしているであろう。第一に、とくに「一人前」層の生活費要求を中心としており、第二に、産業、企業を越えてほぼ共通に存在する賃金水準（実態）をその根拠とすることによって、要求内容における統一性、客観性を保障しているからである。多くの他組織が、いわゆる個別要求方式を指向しているのも平均要求の矛盾を確認したためであって、このことからわれわれの要求方式の正当性を認識してよいであろう。

2　具体的要求

(イ)　さきのとおり、今春闘においても「統一要求基準」方式をとっていく。基本スローガンは「世帯賃金水準の保障」の二つとする。

(ロ)　①「世帯賃金水準」、つまり、賃金の上昇傾向が鈍化し、多数層が集中する賃金階層を八万円とする。②この防衛（実質水準の維持、向上）に必要な引き上げ率を、物価上昇、消費水準の上昇さらに生活内容の積極的向上等の理由から、一五％とする。③「一人前」層の最低年齢を二五歳とする。④「最高技能層」には一人前層の五〇％増し、二四歳以下の層の最低保障は、一人前層の七〇％保障とする。

⑤以上をとりまとめて、統一上げ幅をつぎのとおりとする。

「一人前（二五歳以上）」層＝一二、〇〇〇円

「最高技能」層＝一八、〇〇〇円

「最低保障」＝八、四〇〇円

⑥組織ごとに、この上にドリフトを設定していく。

(ハ)　①統一要求基準方式の本来的な目的は、社会的賃率を樹立し、現状のように明確な根拠を欠いたさまざまな賃金格差が存在することの年功的賃金構造を改革していくことである。社会的賃率を欠き、現状は、賃金闘争における不統一の源といわなければならない。七二年春闘の情勢から、われわれは「上げ幅」の統一にとどめず、「賃率」設定を要求し、これとの関連で、「最低保障」ラインを設定していくことによって、統一要求基準方式の前進をはかっていく。

②要求賃率を設定する趣旨は基本スローガンのひとつ「一人前層に世帯賃金の保障」を実現していくためである。いっきょにこのスローガンを実現できる条件はないが、一人前層のうち、年功賃金の下で、とくに不正な賃金切り下げをこうむっている層のより多くの引き上げをはかっていくのが原則である。

昨年末における討論集会で、明らかになった賃率設定の方式をめぐる各単産の間の相異から、七二年春闘では新産別としての統一的な要求賃率の設定（したがって、「最低保障ライン」も同じ）はおこなわない。七三年春闘に向けての課題とする。七二年春闘においては賃率要求は、上の原則を確認して、各単産でおこなうものとする。

(ニ)　時短、退職金、企業内福祉、労災補償等の諸要求を各組織においておこなっていくが、時短については、少なくともその実施時期のメドを明らかにすることを要求していく。

労災補償については、死亡＝一千万円を新産別の統一要求とする。

Ⅳ　闘いのすすめ方と日程

1　四〇年代にはいって春闘にはひとつの型が定着してきた。それは三月段階におけるマスコミ、流通、海員、中小組織の回答ではじまり、四月中旬の鉄鋼回答が本格回答の口火となって、四月の中～下旬にかけてが民間諸組織の中堅、大手に回答が出される春闘のヤマ場となり、ここでつくられた「春闘相場」が私鉄、公労協回答を規制して、春闘はしめくくられる、という型である。昨春闘でもこの型は変化してきたが、七二年春闘ではさらに大きくなるであろう。経営者陣営はすでに「生産性基準原理」の導入、「春闘相場の否定」の態度を明らかにすることによって、春闘の分断を策している、とみなければならないからである。

「春闘相場」の存在は、組織間の闘いを関連づけ闘いの集中性を高めるという長所と同時に、いわゆる「相場待ち」の気風をつくりだし、独自闘争の展開を抑制して、闘いを儀式化空洞（くうどう）化させる欠陥をも伴っていた。

2　われわれは一貫して独自闘争の重要性を強調してきたが、七二年春闘では〝相場乗り〟は通用しないし、この気風を清算すべき好機である。〝相場待ち〟に陥らず、しかも経営者陣営の分断政策を突破する道は、組織相互間に独自闘争を展開することによって相互に「回答せり上げ」の機運をつくりだしていくことをおいてほかにあり得ない。

そのためには、個々の闘いの態勢の強化、要求貫徹をめざした闘いにおける自己責任体制をつくりあげなければならない。このポイントとなるのが要求内容をめぐる意思の統一である。

われわれは、まず単組段階において、要求決定にあたって、闘いの諸情勢、要求の趣旨を職場別はもちろん、各階層ごとに徹底的な討議を組織していく。第二に交渉における労使双方の主張の対立点を明らかにし、われわれの主張の正当性を強力にアピールするための正確迅速な情報伝達の体制をととのえていく。第三に、闘いの長期化は不可避であり、激しい実力行使は必至である。この判断に立って、万全のスト資金を調達していく。

以上を前提にして、単産（および地方別に）さらに新産別として要求の趣旨徹底、相互激励のための情報の提供、スト資金準備の体制をつく

第144表　新産別・主要組合の要求

組合	要求額	要求方式	産業別最賃	初任給	年齢別最低保障	標準者賃金	諸手当	退職金・定年延長	労災保障	時間短縮
全機金	基準内賃金1万3,000円以上 率で20%	個別賃金の明確化を図り，仕事別配分を取り入れていく。	協定化を図る	中卒 3万6,000円 高卒 4万0,000円	25歳6万0,000円として，45歳まで1歳ごとに1,000円46～50歳は1歳ごとに500円上積み	25歳　世帯賃金 7万0,000円とする	25歳の世帯賃金を保障させ，手当の引き上げはしない。また手当廃止の方向で努力する。			週休2日制，週40時間 特別有給休暇の設置 （ボーナス休暇）
新化学	世帯賃金水準を8万円とし，その賃率を15%とする。	賃金防衛率15%は物価上昇10%と生活水準向上分5%とする。	4万0,000円	最低，高卒 現行プラス 8,400円	標準者の80%とする。	25歳6万7,000円 35歳9万2,000円 45歳 10万8,300円		勤続30年 500万以上，定年年齢60歳とし，再雇用制度の充実を図る。	死亡一律1,000万円，通勤途上災害扱いとする。	週実働40時間，週休2日制 年間総労働時間の短縮，休日，休暇の増。

りあげていく。とくに情報の伝達にあたっては要求内容および闘いの経過の重要性から、相互に正確な比較が可能となるよう、平均比較ではなく「一人前」層比較を基準とする。

3　経営者陣営に、春闘分断の意図がある以上、七二年春闘では共闘の重要性はいちだんと高まっている。われわれは、このような従来の共闘のあり方を充実させる条件がととのってきたと判断し他組織に対して、中央、産別、地方ごとに新たな共闘体制の組織化を呼びかけ、そのために積極的に努力していく。この新しい共闘は社会保障その他の国民的諸課題についても適用するものとする。

4　要求の提出は、徹底的な事前準備を前提として、三月末をメドとする。

5　中央執行委員会を闘争委員会にきりかえつぎの諸点について対処していく。

(イ)　単産ごとの状況は握、とくに闘争資金の融資体制の整備
(ロ)　地方ごとの決起集会の開催準備
(ハ)　要求提出以降の戦術の決定
(ニ)　春闘情勢のは握、伝達
(ホ)　新しい共闘づくりの推進と調整

6　IMF・JCの賃金白書

春闘共闘、同盟、新産別に対し、IMF・JC（国際金属労連日本協議会）も、七一年一一月三〇日、「七二賃金闘争の推進について」と題し、副題に「最近の情勢とわれわれの主張」と付して白書を発表した。その目次は次のとおりである。

I　国際経済の情勢
1　ゆきづまった国際通貨体制
2　岐路に立つアメリカの経済
3　ヨーロッパ諸国の動向
4　物価上昇と金属労働者の闘い
II　国内経済の情勢
1　高度成長経済の終結
2　景気の動向
3　円切り上げの背景とその影響
4　今後の景気見通し
III　労働経済の情勢
1　雇用、労働市場の変化とその問題点
2　賃金水準の上昇と格差の縮小
3　消費者物価上昇の影響
4　職場における労働者の生活
5　最近の労働経済
IV　JCの基本態度と主張
1　情勢の総括と見解
2　われわれの要求ととり組み
3　具体的なすすめ方

IMF・JCの加盟組合は、周知のように既存のナショナル・センターの枠をこえている。加盟組合の要求、闘争経過については、それぞれ春闘全体の経過のなかで叙述するが、ここでは前記白書のうち「われわれの要求ととり組み」および「具体的なすすめ方」を抜すいしておこう。というのは、IMF・JCとして、「賃金闘争連絡会議」「賃金闘争対策委員会」を設置し、情報交換、連絡調整を強めていることが注目されるからである。

【IMF・JCの賃金白書（抜すい）】

2　われわれの要求ととり組み

(1)　われわれは七〇年代の経済政策は六〇年代の生産第一主義を改め

「人間性回復の時代」であると主張してきた。幸か不幸か政府・経営者の政策不在が八月一五日のドル・ショックとして現われ、これ以上生産第一主義、輸出最優先政策を日本が続けるならば、世界経済の孤児となり、日本経済の破滅を招くことになる。日本経済の発展によって生み出された富の再配分として、労働者の生活向上、公害をなくして住みよい環境づくりにあることが、今日ほど叫ばれている時代はないといっても過言ではないだろう。

それだけに七二年賃金闘争の意義はきわめて大きい。過去と同じように低い分配率で労働者が我慢し、輸出をさらに強化させるのか、そうでなく技術革新の恩恵を労働者をはじめ、国民全体に分配し、国内需要を高める中で調和のとれた経済成長を進めていくかの岐路にたっている闘争といえるからである。

(2)　人間性豊かな生活の実現と要求の多様化に備え、七二年賃金闘争に当たっては、賃金引上げを軸に諸要求に対する主張を明らかにする。さらに所得税、市民税の大幅減税、物価の総合対策、住宅建設、厚生年金の充実など社会保障の拡充、生活環境の改善のための社会資本充実等政策要求については、賃金闘争を通じ問題点を提議し、その実現のための諸行動を進めるすすめる。

七二年賃金闘争をめぐる経済情勢のきびしさを克服し、所期の目的を達成し、大幅賃上げを獲得するためには、ミクロ的にきびしい情勢を打破するだけの団結と、金属労働者一五〇万の連帯による積極的な組織活動が要請される。とくに今回は大衆行動の組織化に当っては、屋外決起集会の開催等創意工夫を行い、賃上げへの意欲を盛り上げていく。さらに金属労働者の連携を強化し、七二年賃金闘争全般にわたって諸計画を立案、推進をはかるために主要単産単組の委員長構成による「七二年賃金闘争対策委員会」を新たに設置し対処する。

(3)　以上の基本姿勢にたって、七二年賃金闘争の要求と当面する諸問題に対するJCの要求は次の通りである。

I　賃上げ要求について

七二年賃金闘争においては、賃上げ二〇%を中心に基準賃金の引上げを要求する。なお、個別賃金の確立をめざす賃金政策の討議を併行におこない、七二年賃金闘争の段階においても、各産業別・企業間で相互に賃金比較が出来るようにする。

II　当面する諸要求

(1)　週四〇時間、週休二日制の確立
(2)　老後の生活保障のため退職金の大幅引上げと企業年金の内容改善
(3)　産業別最賃制の確立
(4)　労働災害特別保障額の引上げ
(5)　休日・時間外労働・深夜労働の割増率の引上げ
(6)　休暇日数の引上げと連続取得方式の確立
(7)　環境改善の要求実現
(8)　産業別交渉方式の確立

3　具体的なすすめ方

七二年賃金闘争を推進するために①賃金闘争連絡会議、②賃金闘争対策委員会を設置し、闘争全般にわたって情報交換、相互の連絡調整を図る。また、JC地連ごとに地方賃金闘争連絡会議を設置し、情報交換を行う。闘争日程については大綱次に従いすすめていくことにするが、臨時諸会議を開催する中で情勢変化に応じ調整していく。

(1)　要求の討議と集約

各産業別組合、単組ごとに第一四回協議委員会（一一月三〇日）後ただちにとり組み、二月から三月にかけて要求を討議し、三月下旬までには、それぞれの機関手続きを経て集約する。この間併行して団体交渉の準備を行う。各組合の要求原案がほぼまとまった三月上旬、七二年中央賃金闘争研究集会を開催し情勢分析と要求原案の相互理解を深める。

(2)　要求提出と団体交渉

要求はおおむね三月から四月上旬の間に提出する。要求提出後ただちに団体交渉をはじめるが、とくに団交重視の方針のもとに、その質的充実と積極的な効果の発揮に努めることにする。

(3) 闘争の本格段階

団体交渉は四月上旬より本格的段階に突入する。団交重視の方針は、経営側の態度との相互関係においてきまるものであるから、相手側の団体交渉に対する誠実性と積極性に欠ける場合、さらにまた組合側の譲歩と妥協のみを求める態度にあるときは、ストライキをはじめあらゆる手段をもって闘う。

本格的回答が出されてくるであろう四月の中、下旬にかけて、JC加盟の各組合の闘争力がこの段階に集中され、全体的に大きなヤマ場をかたちづくるよう努力する。そのための体制強化の活動、団交の推進についてはそのつど調整する。

とくに七二年賃金闘争は不況下の闘いとして、長期化を覚悟する中で組合側の体制強化が必要であるので「七二年賃金闘争勝利一〇万人集会」を四月上旬に開催し、闘争全体を盛り上げていく。またその前段活動として各地連は七二年賃金闘争講演、討論集会を三月中、下旬段階に開催する。

(4) 当面する具体的活動日程

㋑ 単産および単組は各種確認事項にもとづいて体制整備を行い、積極的に団交をすすめ要求完全獲得のために努力する。とくに七二年賃金闘争勝利一〇万人集会の成功のため協力する。

㋺ 七二年賃金闘争勝利決起集会は関東、東海、関西、九州の四カ所において、一斉に四月一一日屋外決起集会を開催する。関東については中央決起集会とし、実行委員会を設け、細部を検討する。動員については JC関東地連と産別・単組の代表参加によって一〇万人動員の決起集会とする。東海、関西、九州の各地連は中央集会に準じ地連の責任で行う。

㋩ 七二年中央賃金闘争研究集会は三月一～三日の三日間各単産および傘下主要企業連の賃金・調査担当者、直接加盟単組の賃金・調査担当者約二〇〇名を対象に開催する。討議内容は情勢分析と各単産の現状と要求内容について相互理解を行う。

㋥ その他、本部事務局の活動は七一年賃金闘争に準じて行う。

地方連絡会議は本部方針に従い、地方賃金闘争連絡会議の円滑な運営と体制づくりのための七二年賃金闘争勝利講演、討論集会を三月一〇日以降四月一一日までの間に開催し、七二年賃金闘争の意義を徹底させる。具体案は地連ごとに決定する。全体の調整は地連代表者会議にて行う。

このように前年つくられた賃闘連絡会議のなかに、新たに「賃闘対策委員会」を設け、賃金闘争で初の戦術調整をおこなったことが注目される。

7 春闘の本格的展開

春闘序盤における闘争

春闘共闘委は三月八日、第二回戦術委員会を開催した。ここで討議された中心点は、①四月決戦路線を成功させるには、四月下旬の一発的な戦術配置では不十分なこと、②きびしい情勢と経営者側の強い抵抗が予想されるなかで、これを排除していくには、四月上旬から中旬にかけて全体として打撃力のある鋭いストライキが数多く設定される必要があること、③交運・公労協も、第三者機関にかかる前に具体的回答をひきだし、自主交渉強化を図る必要があること、そのためのストライキの設定をおこなうこと、などであった。こうした討議の結果、つぎの諸点が確認された。

【春闘共闘第二回戦術委での確認】

1 春闘全体の統一行動を三・三一に設定し、重要段階を迎える健保改悪反対、運賃法反対、最賃確立と賃上げ反合を結合し、ストライキを含む

職場集会、大衆行動を組織する。

2　賃金闘争で具体的回答を引き出し、あるいは回答ひきのばしの単産はこの統一行動にあわせ第一波ストライキを決行する。

3　四月段階の戦術については、四月決戦を確認し四月上・中旬のおいあげを更に強化する前提で各単産で戦術討議を行ない次回戦術委員会にもちよる。

さらに三月二九日、第三回戦術委員会をひらき、つぎの提案を満場一致で確認した。

【春闘共闘第三回戦術委の確認】

1　三月三一日に第一波を構えている全金、化同、一般、マスコミ等の単産において四月四～六日にかけて第二波をかまえる単産もあるが、民間単産全体としては四月一一日、一二日を中心に大手を含めストライキを集中して闘いを強化する。

2　四月下旬決戦のふみ台を中旬段階で確立する為にも、四月一七～二〇日頃にストライキを集中し昨年妥結額を上回る回答をひき出す闘いを組織する。

3　交運公労協は回答ひき出し自主交渉強化の為、右の民間の闘いにあわせ二〇日頃ストライキを設定する。

4　二〇日以降は民間公労協一体となっての決戦段階とし最大限のストライキを集中し、交運公労協は四八時間若しくは全一日の反復ストライキをもって闘いをすすめる。

5　健保問題の国会論議が重要段階でもあり生活要求、制度闘争を重視し春闘重要段階にあわせ四月二〇日を全国統一行動日として設定し、ストライキを含む大衆行動を組織する。

こうして春闘共闘委の戦術もにつまっていった。また三月二四日、民放労連、新聞労連の統一行動を皮切りに各単産の取組み、交渉もはじまっていたが、経営者側の回答状況ははかばかしくなかった。こうしたなかで、三月三一日、春闘共闘委の第一波ストを中心とする統一行動が実施された。これには、全金、全軽労、化同、全国一般、合化、紙パ、新聞、民放、全印総連、出版労協、農協労連、繊維労連、全木労、政労協、広告労協、映演共闘、全港湾、全自運、医労協などの単産が参加し、一時間から二四時間のストライキを決行した。また炭労は政策要求、閉山反対で全山二四時間ストをおこなった。各単産のストライキ状況はつぎのとおりである。

▽全国金属＝全国九〇〇支部で一八万人が午後からいっせいに二時間から半日のスト。その後ブロックごとに集会とデモ　▽全軽労＝関西の一部で時限スト　▽合化労連＝丸登化成など中小数組合が二四時間スト　▽化学同盟＝二四時間をふくむ二時間以上の統一スト　▽新聞労連＝第二波。約三〇組合が一～二時間のスト　▽民放労連＝第二波。NTV、TBSなど四三組合が半日以上のスト　▽全印総連＝三五組合が一～二四時間のスト　▽出版労協＝一時間以上の統一スト　▽広告労協＝時限スト　▽炭労＝全国二八支部で二四時間スト　▽全国一般＝一二〇〇の支部、分会で約六万人が一時間以上の統一スト　▽全農協労連＝三〇日から三一日にかけて八時間までの時限スト　▽繊維労連＝一〇〇支部一五〇〇人が三〇分の時限スト　▽医労協＝全国の日赤病院、労災病院など一六三組合で半日までの時限スト　▽全木労＝富士合板など一三組合が一時間以上のスト　▽政労協＝約一〇単組が一時間以上のスト　▽全自運＝東京、大阪の全支部で一時間、その他は地本ごとに時限スト　▽全港湾＝六四支部で夜間一二時間の荷役拒否。

ところで春闘共闘委の発表によれば、三月二九日現在、七五〇〇組合のうち一〇〇〇組合が第一次回答を受けていた。うち一万円以上の回答は一三五組合である。だが三月三一日現在によると、一万

円以上獲得組合は二〇〇組合にたっした。組合別にみると全金の六九組合を筆頭に、出版労協二八、合化一三、全国一般一七、新聞労連・全印総連の各一〇などが目立っている。

他方、日経連など経営者側の春闘対策も活発であった。たとえば機械金属社長懇談会申し合わせ事項なるものが三月二二日付で、日経連・早川専務理事名で各社長宛に通達された。それは、①回答指定日は組合側の一方的な要求であり、それにとらわれないこと、②最終妥結は昨年妥結を大幅に下回る線とし、事情のあるところでも五ケタをこえないように、③鉄鋼・造船の回答以前での提示を抑制することを骨子としていた。要するに、とくに低額回答が予想される鉄鋼相場を足がかりとし、春闘相場を大幅に抑えこむことがねらいであった。また四月七日、関東経協定期総会における松崎専務理事の労働情勢報告では、①ベ・ア の目安は一〇%程度が妥当なこと、②賃上げは昨年の六～七割が目安となることが示唆された。

こうして日経連などの春闘対策も強められたが、他方、組合側も四日中・下旬の戦術を次つぎに決定し、春闘も本番にさしかかった。

四月中旬以降の闘争と回答状況

四月一一日、春闘共闘委の第四回戦術委員会が開催された。この段階ではすでに、各単産の具体的戦術は単産ごとに確認ずみであった。この戦術委員会で明らかにされた戦術は概ねつぎのとおりであった。

【春闘共闘第四回戦術委で確認された各単産の戦術】

鉄　鋼＝四月一八日回答指定事後戦術討議
電　機＝四月一二日集団交渉統一半日スト、四月二一日二四時間スト、
　　下旬決戦
全　金　金＝四月一一日、一二日二四時間スト以降連続スト
　　全　軽　労＝おおむね全金と同一歩調
　　造　　船＝四月一二日頃第一波、二〇日頃第二波、下旬決戦
　　電線・車輌＝四月下旬決戦
　　合　　化＝四月一四日第一波半日、四月二〇日第二波二四時間、第三波
　　二五、六日最大限スト
　　食　　品＝四月一二日第一波二時間、四月二〇日第二波、四月二六日第
　　三波、この間それぞれグループ業種で戦術強化
　　セメント＝四月二〇日頃第一波、下旬決戦
　　全　石　油＝四月二一日頃回答指定、下旬決戦
　　ゴム労連＝二〇日頃第一波二四時間スト、二六日頃第二波七二時間スト
　　の予定
　　紙　　パ＝四月上・中旬地本毎ストライキ、二〇日頃統一スト
　　ガ　　ス＝四月下旬決戦おいこみ
　　マスコミ・化同・一般等の各単産＝中旬決戦おいこみ
　　交運関係＝第一次統一行動　四月二〇日を中心にスト大衆行動
　　第二次　〃　四月二二日～二四日統一スト
　　第三次　〃　四月二六日、二七日四八時間
　　私　鉄＝四月二三日二四時間、二七日四八時間
　　日　通＝四月二〇日二時間、以後私鉄と同じ
　　公　労　協＝四月二〇日を中心に第一次統一行動、四月二七、八日統一ス
　　ト全一日反復

四月末決戦を軸にしながらも、それにむけて四月中旬以降の戦術が強化されている。事実、四月一二日には電機労連が第一波統一ストに突入している。これには松下、三洋、シャープ、三菱を除く一〇中闘組合が参加し、半日ストを決行している。また同日、食品労連も第一波統一ストに突入し、三一組合五万八〇〇〇名が参加した。そして全金、化同、合化、造船、全軽労なども一一日～一四日にかけてストライキをおこなった。さらに二〇日前後にはセメント、ゴ

ム労連なども加わり、民間全体の戦術がいちじるしく強化された。

こうした戦術強化の背景には、春闘の回答状況が組合側に有利ではないという事情もあった。たとえば四月一二日現在、春闘共闘委のコンピューター集計五一〇組合の回答状況をみると、単純平均で八七六八円（一四・一%）、加重平均で八二五八円（一二・九%）であり、前年最終妥結より、単純で一〇八五円減、率で五・二%ダウン、加重で一三〇五円減、率で四・七%ダウンであった。とくに大手の回答はきびしかった。だから一万円以上回答も、四月一二日現在で五七六組合であり、昨年同日の六三四組合をかなりに下回っていた。戦術強化の背景には、日経連などの春闘対策もあいまって、そうした回答状況があった。加えて春闘相場を例年大きく左右する鉄鋼回答が四月一八日頃に予想され、しかも鉄鋼不況のなかで低額回答が予想されること、したがって鉄鋼回答前後の民間の交渉・戦術を格段に強めることが必要でもあった。

鉄鋼回答の背景と影響

鉄鋼の回答は、組合の回答指定日どおり四月一八日におこなわれた。基本給で昨年と同額の六〇〇〇円引上げであり、平均一六五四円と推定される定昇（昨年一五三八円）を加えると、昨年の一〇・八%よりダウンしたただし率では九・七%であり、昨年より一〇〇円余り上回る。（以上四社加重平均）。このように、不況カルテル結成、二分減配のなかで、とにかく昨年並み回答が実現したことは大方の予想に反していたし、それだけに波紋は大きかった。

この鉄鋼回答の背景には、すでに新聞報道などで明らかなように、昨年年末一時金闘争の収拾をめぐる下部の強い不満と突き上げがあった。このことは、昨年一二月一七～一八日の鉄鋼労連第一回中央委員会にも、明瞭に反映していた。たとえば鋼管京浜労組の委員は、「一時金闘争で大手四社のストライキ権が確立したにもかかわらず、昨年実績を二万五千円下回る回答をはねかえすことができず終息したことによって、産別闘争に対する疑惑、不信は決定的段階にきている。このまま来賃闘を闘ってよいのか。失敗は許されない」と発言した。同様の批判は、宮田委員長の出身労組である八幡からも生じていた。

そして七二年三月一六～一七日、鉄鋼労連第四六回臨時大会では、今次春闘では一発回答を打破し、場合によってはバンキング・ストも辞さないという強い姿勢を打ちだした。こうした組合内部の事情も作用し、結果的には前記の回答となって現われた。この場合、鉄鋼労連自体は、事前にスト権批准投票をおこなうのではなく、今年は事後闘争方式をとっていたがゆえに、結果としては一発回答を打ち破れなかった。またこの回答が、新聞報道などでいわれているように、「宮田体制の温存」「鉄鋼労使協調体制の維持」を図ったものであることも事実であろう。とりわけ今後の鉄鋼合理化の推進プランとの関係を考えたとき、そうした要因は無視できない。

とはいえ昨年実績を確保した鉄鋼相場の影響は大きかった。この点、昨年の鉄鋼妥結相場を批判し、宮田氏と論争した総評・大木事務局長も、「要求額からすればまだ不満だが、昨年より安い回答ではないか、という前評判をはね返したのはある程度評価できる」と記者会見で語った。組合側では以後、鉄鋼相場を下限として、昨年並みまたはプラス・アルファーを目標としたし、日経連など経営者側は、鉄鋼相場を上限として、それ以下に抑えこむことを図った。だが鉄鋼相場を基準として考えるかぎり、昨年並みまたはプラ

ス・アルファーの方向に作用したことはまちがいない。加えて「鉄鋼待ち」で待機していた企業側の回答も以後ようやく出はじめた。

春闘共闘委調べによれば、四月一九日現在、一万円以上獲得組合は九二一となり、昨年同期の九一七をついに上回った。とくに一万五〇〇〇円以上は六六であり、昨年の四四を大きく上回った。また二〇日には、一万円以上獲得組合が一〇〇〇組合（昨年九六三）となり、二一日には一〇六一組合（同一〇二三）となった。もちろん、こうした回答状況の推移が、すべて鉄鋼回答の影響だというわけにはいかない。前述のように、民間の戦術・交渉の強化が重なっていたのである。

四月末決戦を中心とする闘争

四月一八日、全交運・公労協による「七二春闘勝利・統一ストライキ宣言中央総決起集会」が、午後六時、東京・代々木の明治公園でおこなわれ、約二万人が参加した。集会はまず主催者を代表して公労協・藤井代表幹事（国労副委員長）があいさつし、つづいて総評・市川議長、社共両党の代表などが激励と連帯のあいさつをおこなった。このあと全交運、公労協代表が決意表明をおこない、最後にスト宣言を採択したのち、新宿、渋谷コースに分かれてデモ行進した。こうして四月末の交運・公労協の一大ストへ向けて第一歩がふみだされた。翌一九日から、国労・動労は、強力な順法闘争に突入した。

また一九日、春闘共闘委・第五回戦術委員会がひらかれ、四月決戦へ向けての最終的な戦術調整を協議し、以下の点を確認するとともに、以後のことは三役会議に一任した。

【春闘共闘委第五回戦術委での確認】

1　春闘が上・中旬のおいこみの中で、組合側のペースにのってきたことはまちがいない。加えて「鉄鋼待ち」で待機していた企業側の回答も以後ようやく出はじめた。

春闘共闘委調べによれば、四月一九日現在、一万円以上獲得組合は九二一となり、昨年同期の九一七をついに上回った。とくに一万五〇〇〇円以上は六六であり、昨年の四四を大きく上回った。また二〇日には、一万円以上獲得組合が一〇〇〇組合（昨年九六三）となり、二一日には一〇六一組合（同一〇二三）となった。もちろん、こうした回答状況の推移が、すべて鉄鋼回答の影響だというわけにはいかない。前述のように、民間の戦術・交渉の強化が重なっていたのである。

四月末決戦を中心とする闘争

四月一八日、全交運・公労協による「七二春闘勝利・統一ストライキ宣言中央総決起集会」が、午後六時、東京・代々木の明治公園でおこなわれ、約二万人が参加した。集会はまず主催者を代表して公労協・藤井代表幹事（国労副委員長）があいさつし、つづいて総評・市川議長、社共両党の代表などが激励と連帯のあいさつをおこなった。このあと全交運、公労協代表が決意表明をおこない、最後にスト宣言を採択したのち、新宿、渋谷コースに分かれてデモ行進した。こうして四月末の交運・公労協の一大ストへ向けて第一歩がふみだされた。翌一九日から、国労・動労は、強力な順法闘争に突入した。

また一九日、春闘共闘委・第五回戦術委員会がひらかれ、四月決戦へ向けての最終的な戦術調整を協議し、以下の点を確認するとともに、以後のことは三役会議に一任した。

【春闘共闘委第五回戦術委での確認】

1　春闘が上・中旬のおいこみの中で、組合側のペースにのってきたことはまちがいない。加えて「鉄鋼待ち」で待機していた企業側の回答も以後ようやく出はじめた。

春闘共闘委調べによれば、四月一九日現在、一万円以上獲得組合は九二一となり、昨年同期の九一七をついに上回った。とくに一万五〇〇〇円以上は六六であり、昨年の四四を大きく上回った。また二〇日には、一万円以上獲得組合が一〇〇〇組合（昨年九六三）となり、二一日には一〇六一組合（同一〇二三）となった。もちろん、こうした回答状況の推移が、すべて鉄鋼回答の影響だというわけにはいかない。前述のように、民間の戦術・交渉の強化が重なっていたのである。

四月末決戦を中心とする闘争

四月一八日、全交運・公労協による「七二春闘勝利・統一ストライキ宣言中央総決起集会」が、午後六時、東京・代々木の明治公園でおこなわれ、約二万人が参加した。集会はまず主催者を代表して公労協・藤井代表幹事（国労副委員長）があいさつし、つづいて総評・市川議長、社共両党の代表などが激励と連帯のあいさつをおこなった。このあと全交運、公労協代表が決意表明をおこない、最後にスト宣言を採択したのち、新宿、渋谷コースに分かれてデモ行進した。こうして四月末の交運・公労協の一大ストへ向けて第一歩がふみだされた。翌一九日から、国労・動労は、強力な順法闘争に突入した。

また一九日、春闘共闘委・第五回戦術委員会がひらかれ、四月決戦へ向けての最終的な戦術調整を協議し、以下の点を確認するとともに、以後のことは三役会議に一任した。

【春闘共闘委第五回戦術委での確認】

1　春闘が上・中旬のおいこみの中で、組合側のペースにのってきたこと

と。

2　政府も沖縄闘争の配慮もあり、四月下旬決戦に動く姿勢にあることなどを判断し

3　全単産は四月二〇日の統一ストを基点に最大限の戦術で下旬決戦を闘うこと。

四月二〇日、春闘共闘委の第二波統一ストが新たに交通・公労協を加えておこなわれ、三六単産、一二五〇〇組合、約一三〇万名が二時間から二四時間のストを決行した。二一日には、電機労連大手一一組合が第二波二四時間ストに突入した。私鉄、全日通は二三日、会社側の低額回答を拒否して二四時間の日曜ストに突入した。

ところで二四日、公労協のうち国鉄関係を除いて、平均六八〇七円（ベ・ア四六五三円）の有額回答が出された。だが公労協はこれを不満として交渉は決裂し、二四日から二五日にかけて調停申請をおこなった。

一方、民間の交渉も二四日から二六日にかけて精力的におこなわれている。四月中旬以降、交渉・戦術を強めた全金、合化、食品などのうち大手では、下旬に入って昨年を五〇〇～一〇〇〇円前後上回る回答を引きだしはじめた。電線大手では二五日から二六日早朝にかけて、九〇八五円前後（昨年プラス三〇〇円前後）の回答で集約にむかった。また電機大手でも、九〇〇〇円～九五〇〇円前後の回答（昨年プラス五〇〇～六〇〇円）によって一部（東芝、三菱、日電、富士通）は集約を確認した。ゴムタイヤ大手も一万〇六〇〇円～一万〇八〇〇円プラス・アルファー（昨年プラス六〇〇～八〇〇円）をもって集約に向かった。同盟系では造船重機労連が、二八日、第四次回答（ベ・ア九五〇〇円、定昇含め一万一五〇〇円、一六・九一％）を受諾

した（海員組合などは別にふれる）。

こうして私鉄・公労協も含めた四月末決戦のなかで、民間の主要単産が昨年プラス・アルファーで妥結に向かうか、または経営者側の回答を引きだしている。春闘共闘委によれば、民間のうち約六〇%が四月末までに妥結に立ち至り、残りの四〇%、三〇〇〇組合が五月以降にもちこされた。民間単産の闘争状況はつぎのとおりである。

〔全国金属〕拠点組合では東洋製鋼のほか石川、福井、富山、九州、愛媛が五月になだれこむ。約七割が集約の方向。

〔全造船機械〕大手一万一五〇〇円が歯どめとなる。労災は七〇〇万が平均。

〔鉄鋼労連〕中小四組合が連休後になる。時短で中小は追い込み中。

〔合化労連〕大手一〇六組合中一三組合が解決、あと一〇万人が五月決戦に臨む。五月一一日から波状・無期限ストに突入する。

〔食品労連〕一〇七組合中四月中解決は五組合、大手は明菓だけ。傾向から水産、乳業は五ケタに乗っている。五月二〇日前後がヤマ場。

〔化学同盟〕一五〇組合中三分の一が五月になる。業種間格差が大きいし、首切り合理化攻撃が出てきた。

〔民放労連〕三分の二が五月に入る。五月一二日～一五日にかけストで追い上げる。一二日にはNTV支援で、一五日には沖縄で全体が二時間スト。また沖縄式典の取材拒否をきめた。

〔出版労協〕三五組合が連休後。時短で週休二日、週三五時間が定着しそう。

〔全鉱〕五月一二日以降生産部門の重点・無期限ストに入る。

〔私鉄総連〕四月三〇日中小二百組合が二四時間スト。五月四日も二四時間スト。未解決組合はさらに連休アケに長期戦を構える。

〔全港湾〕連日ストで追い上げている。五月段階には一日から七日まで連続ストをうつ。

〔運輸労連〕三一一組合中三分の一が解決。五月九日～一五日にむけて闘う方向。

〔全農協労連〕五割が五月に入る。

〔医労協〕四五〇組合中二〇〇組合が五月になる。大分、福岡がとくに低額で

〔全国一般〕五七五組合中半数が五月になる。大分、福岡がとくに低額で大半が五月に回る。一一日～一五日にかけ闘争集中。

〔紙パ労連〕約五〇%が未解決、五月一一日～中旬にかけスト集中。十条の合理化が大きな問題となってきている。

〔全倉運〕約七〇%が五月になる。

〔金融共闘〕一部に押せ押せムードがあるが、五月になだれこむ。

このほか、繊維労連の大半が残っているし、炭労は二〇日すぎから波状無期限ストの構え。

交通ゼネ・ストと公労協の闘争

七二年春闘の最大のヤマ場が四月末決戦であり、その焦点が交通ゼネ・ストであった。昨年春闘における五月下旬のヤマ場も私鉄・公労協が中心であり、その賃金紛争解決のために公労委が前面に立ったのは中労委（会長石井照久）であった。中労委は、二三日の私鉄スト突入の段階で、すでに職権あっせんのうごきをみせていた。とはいえ、それが本格化したのは、二七～二八日の四八時間ストを目前にした二五日以降である。だがその職権あっせんも、労使の主張がへだたっているもとでは、けっして容易ではなかった。また春闘共闘委も二六日午後、三役と公労協、交運協の連絡会議をひらき、二七～二八日に決着がつかない場合、五月一〇日以降態勢立て直し、一五日の沖縄返還日に再度ゼネ・ストを決行するという方針を決めた。

かくして緊迫した事態のもとで、中労委の懸命のあっせん工作がつづけられていた。他方、公労委は二六日午後八時すぎ、調停案を

つくるための合同調停委員会を発足させ、本格的な調停工作にはいった。だが私鉄大手に対する中労委の職権あっせんが難航し、賃上げ額の提示に手間どったため、目安にする民間の賃上げ相場にことかき、二七日末明まで作業は進まず、事実上、中労委待ちとなっていた。

こうして中労委のあっせん工作の調・不調の如何がカギとなった。それゆえ、政府、総資本の圧力も大きかった。あっせん工作はついに二七日にはいり、私鉄ストは時間切れ突入となった。空前の規模の交通ゼネ・ストに事実上突入したのである。

結局、中労委のあっせん案は、二七日午前一〇時三〇分すぎに提示された。金額は一万〇二〇〇円（昨年プラス五〇〇円）である。経営者側はこれをただちに受諾した。組合側は中央執行委員会にかけて態度を協議した結果、あっせん案を受諾することを決め、大手一〇組合と中小二一〇組合に午前一一時四〇分、スト中止を指令した。

それをうけて公労委の調停工作も精力的につづけられ、同日夕方、七・一%プラス二五〇〇円（加重平均九七〇一円）という調停委員会長見解がまとめられた。だが労使双方ともこれを不満としながらも、仲裁移行はやむを得ないという態度を表明し、ここに仲裁移行が決定した。国労・動労は同夜八時スト中止を指令し、二八日に予定されていた新幹線を含む国鉄ストも回避された。また四月三日からつづいていた動労のATS闘争も、二五日ぶりに終止符をうった。

こうして四月決戦のヤマ場にふさわしい交通ゼネ・ストも途中で中止となり、私鉄・公労協の賃金闘争も事実上終わりを告げた（国鉄仲裁裁定実施問題については後にふれる）。少なくとも、昨年プラス・アルファーで決着がついた。かくして残された組合の五月段階の闘争が後につづくのである。春闘共闘委の市川議長は、四・二七、二八ストの収拾にあたって、つぎのような声明を発表している。

【四・二七、二八ストライキの収拾に当って】

一、民間の鋭いストライキを発展させた交運・公労協を中心とする賃上げ要求に対して、中労委、公労委それぞれから斡旋案並びに見解の発表がおこなわれた。これに勿論われわれは不満である。しかし、政府・資本の執拗な低額押えこみの攻撃にもかかわらず、民間・公労協・交運労働者の一体となったゼネスト的統一ストライキ闘争によって引出したものであると考える。

この組織力、闘争力の展開のもとで、不十分ながらも政府・資本の意図を押し返したといいうる。いうまでもなく、これは組合員の要求からかけはなれているが、諸般の事情を勘案してここに事態の収拾をはかりたい。

二、今回の賃上げ要求に対し、公労協に対しては勿論のこと、民間の私鉄のみならず関連する民間大手に対しても、大蔵を中心とする政府の露骨な介入があった。この結果、金額に不満を残すことになり、事態解決も遅延した。

われわれは、これについて政府及び関係のむきに厳しく抗議する。

三、われわれが交運・公労協労働者の賃上げを重視したのは、従来この賃上げ額がいわゆる春闘相場となり、未組織労働者をはじめ国民全体の所得水準の向上に大きく波及するからである。また、この国民生活の水準向上こそが再度の円切り上げを阻止し、危険な軍国主義傾斜を阻止して国民のための政治・経済政策路線の確立に寄与すると確信したからである。

四、いまだに民間大手をはじめ賃上げ未解決の組合がかなり残っているが、この交運・公労協の収拾を機会に五月に入っても団結をさらに固め、有効かつ強力な闘争を展開する。

同時に健保、年金などの制度要求にかかわる闘いの展開を強めていく。この統一ストライキで発揮した組織力を今後の闘いにおいて、さらに高め

る決意である。

五、政府はわれわれの要求行動に対して、処分をもって弾圧する方向を明らかにしている。もしそのようなことをあえておこなえば、われわれは全力をつくして闘いを組織する。

そしてこのことによっておきる諸混乱はすべて政府の責任であることをここに明らかにしておくものである。

五月段階の賃金闘争

五月にもちこしたのは、合化、食品、セメントの約五〇%～七〇%、全金、電機の一部、運輸労連、全自交、全自運などが主であった。中小私鉄は四月三〇日、大手並みを要求して九六組合が二四時間ストに突入したが、結局五月にもちこされた。

春闘共闘委は五月九日、第三回戦術委員会をひらき、五月段階の闘争の展望を含むつぎの諸点を確認した。

【春闘共闘委第三回戦術委の確認】

1　五月一一日及び五月一九日に健保、国鉄運賃法粉砕全国統一行動を設定し院内と呼応して闘いをもりあげること。

2　民間五月一一～一五日にかけストライキを集中しおいこみを図ること、と、特に五月一五日は沖縄とからめストライキを集中すること。

3　民間、公労協で賃金闘争を集約した組合も、尚長期に闘っている組合をつつんで共闘激励行動を組織すること。

こうして闘争の一つのヤマ場は中旬に設定された。事実、一三日には全港湾がストに突入したし、一六日には食品労連の第五波統一ストが決行された。また一九日には、公務員共闘の七二年賃金闘争の第一波として、早朝一時間スト が実施された。

他方、四月段階で政策闘争、合理化反対闘争などで賃金交渉の遅れていた全鉱は、五月一二日より全面ストに入り、二六日早朝、坑外八五五〇円（坑内一三〇%、製錬一一〇%）で妥結した。五月二三日より全面スト に入った炭労も二六日早朝、一万〇二四六円（月額六一五〇円）で妥結した。五月末現在、未解決の組合は合化、食品の一部など合理化の絡んだところが多く、私鉄・全自交・運輸労連の一部なども未解決で、結局六月にもちこした。政労協関係も同様である（別に同盟系の海員組合があるが、後にふれる）。こうして、政労協・公務員関係、海員組合は別として、他は概ねさみだれ的に妥結に向かったということができる。

国鉄・仲裁裁定実施問題

五月二七日、公労委は三公社五現業に関し、仲裁裁定を提示した。四月二七日に示された調停委員長見解と同じ内容であり、平均九七〇一円である。政府は六月六日の閣議で、国鉄関係を除き裁定の完全実施を確認した。国鉄関係を除いたのは、これが国会上程中の運賃値上げ法案と絡んでいた（または絡めた）からである。国労・動労はかかる政府の態度に強い不満を示し、六月一三日より強力な順法闘争に突入した。一方、総評・大木事務局長も一二日、竹下官房長官に会って「国鉄職員の仲裁裁定の実施をこれ以上引きのばすなら、国労・動労の今の順法闘争をストライキにまで強め、〝第二春闘〟として総評もたたかう」とのべ、強く実施を迫った。また同盟系の鉄労も、一四日に労働省・松永事務次官に会い、「完全実施しなければストも辞さない」との決意を伝えた。

ところで国鉄運賃値上げ法案は、一六日、廃案となり、公労法一六条関係は次期国会にむけて継続審議とされた。だから同法案の成立と絡めて裁定実施の態度を示していた政府は重大な窮地に立たされた。国労・動労は一三日から四日間の順法闘争に引きつづき、二〇日から三日間、あくまで裁定の実施を迫り、前回以上の強力な順

法闘争に突入することを決めた。これには総評も積極的支援をおこなうこととし、いわゆる第二春闘の構えをみせた。公労委も二〇日、政府に「完全実施に努力を」申し入れた。

国労・動労の順法闘争は予定どおりおこなわれ、新幹線・国電を中心にダイヤは大幅に乱れた。他方、政府の事態収拾の動きも開始されていたが、二二日午後の丹羽運輸相、水田蔵相、斎藤労相臨時代理、竹下官房長官の四閣僚会議によって、ようやく裁定どおり実施することを決定した。そして二三日の閣議で正式に決定され、あとは財源問題ということになった。これをうけて同日、国鉄総裁は配分交渉の開始を指示した。国労・動労も順法闘争を打ちきり、ここにひとまず裁定実施問題については決着がついたのである。

海員組合の長期闘争を別にすれば、春闘の幕切れにふさわしい一コマであった。

8　同盟・海員組合の賃金闘争

同盟賃金闘争の特徴

同盟の七二年賃金闘争は、客観情勢を反映して、海員組合を筆頭に例年以上に強い姿勢であった。二月二四日、中央賃闘委を発足させ、そこでつぎのような賃金闘争宣言を発している。

【賃金闘争宣言】

生鮮食料品・公共料金をはじめとする相次ぐ物価の高騰は、われわれ労働者の生活をはげしく圧迫している。住宅政策、社会保障などの遅れは、みずからの手でこれらの必要を充足せざるをえない立場に勤労国民を追い込んでいる。時間短縮、定年延長などもまた、産業社会の新しい進展に対応して人間性を回復し、労働権を確保すべく、一層切実さを増してきている。

一方、過去十数年にわたって生産第一主義に貫かれてきた日本経済は、今日、国内的にも国際的にも完全に均衡を破壊され、かつてない全面的な危機に直面している。佐藤内閣が本年度政府予算案において、社会保障の拡充や大幅減税を葬り去った以上、需要を拡大し均衡を回復して危機を脱する道は、大幅賃上げを始めとする諸要求の貫徹以外にない。

いまや、われわれの労働・生活諸条件の引上げの要求と日本経済の客観的要請とはぴったりと一致している。

不況を誇大宣伝し、破産した生産性基準原理にしがみついて、今なお資本蓄積にのみ狂奔しようとしている日経連、経営者の態度はわれわれに対する無謀な攻撃であるばかりでなく、日本経済を崩壊に導くものであって一顧だに値しない。

同盟に結集する二百三十万労働者は、本年度賃闘の勝利、所期の目標の貫徹をめざして前進を開始した。

われわれは単組・産別・同盟の各段階において一段と組織体制を強化充実し、確信をもって、かつてない強力な闘いの巨歩を進める。

右宣言する。

こうして二月下旬から三月にかけて、各単産の要求を提出し、交渉に入った。四月六日には東京・大阪・愛知などで賃闘集会をひらいた。東京の中央総決起集会には約一万五〇〇〇名が結集し、銀座方面へ向かってデモ行進をおこなった。また交通ゼネストを目前にした二六日夕方にも、賃闘総決起集会をひらいた。この四月二六日現在の妥結組合は三五一組合であり、平均一万〇八五五円である。また同盟の大手単産である電労連も、二六日の東電労組（定昇込み一万〇七六四円）を皮切りに、二八日朝にかけてほとんど解決をみ

た。

ところで同盟系の全官公は、二七～二八日の公労協ストに対し、二七日、要旨つぎのような声明を出している。この点、賃金闘争、ストライキに関する同盟・全官公の考え方をよく表現している。コメントは不要であろう。

【四・二七、二八ストに対する全官公の声明（要旨）】

1　同盟・全官公は公企体労組の賃金紛争について各当事者能力を発揮し、労使の自主交渉で解決すべきことを声明してきたが当局回答は非常識かつ低額であった。

われわれは平和裡に解決すべく止むを得ず交渉を打切り公労委に調停を申請した。

2　一方、公労協は調停を申請しながら違法行為を前提とした闘争至上主義に狂奔する集団となり社会的責任をすて非合法ストを敢行した。

3　われわれは非合法ストを厳しく批判し、労使関係の正常化という公企体労働者の地位向上を全国民の理解を深めつつ政府機関に訴えつづけてきた。

4　国民大衆の犠牲、国民不在のなかで強行した公労協の非合法ストが厳正に糾弾されることを確信する。

とにかくも、海員組合の賃金闘争を別とすれば、同盟の七二年賃金闘争は、四月末から五月末にかけて、ほとんど妥結に立ち至っている。注目の造船重機労連は、四月二八日に第四次回答（定昇込み一万一五〇〇円、一六・九一％）を受諾した。総じて同盟各単産のうち、大手組合は比較的早期に妥結をみたのに対し、中小労組が後にもちこされたのが特徴である。

海員組合の長期闘争

七二年春季賃金闘争で特筆されるのは、全日本海員組合の長期ストライキである。海員組合はすでに前年一二月二〇日、外航平均二万二六二七円、内航一万九二七八円の引上げを中心とした要求書を提出し、一月二一日より交渉に入っている。この交渉が難航し、決裂したのは三月三一日であり、夜間荷役拒否の第一波ストに突入したのが四月一四日であった。以来、七月中旬まで九〇日におよぶ長期ストが続行された。

前年以来の景気後退のなかで、鉄鋼・石油などの荷動きが落ち、加えて円切上げが拍車をかけて海運業界は深刻な不況に当面していた。これを定員削減、船の大型化、トンボ返り航海などの〝合理化〟で切り抜けようとしていただけに、労働者の不満もきわめて強かった。加えて船員賃金の伸びも製造業等に比して相対的に低く、前年、この面でも不満が強まっていた。さらに組合の内部事情もあった。外航部門がストに入らないまま、執行部判断で仮調印したところ、組合員の執行部批判が噴出し、汽船部委員会で妥結提案が否決されるに至った。これを契機に当時の執行部が辞職し、新執行部に代わったのであるが、前年一一月の定期大会でも「労使協調路線」に対する批判が強かった。また本年一月に入り、無線通信士の約三分の一が、職能利益擁護を旗印に通信士労組を結成し、日本で唯一ともいえる産業別単一組織にもヒビ割れが生じた。

そうした背景のもとで、労使とも容易には後に引けない状況にあった。またさしあたって、賃金闘争という形をとりながらも、内実はいわゆる単なる賃上げ闘争ともいい切れない。たとえば家庭よび人なみの社会生活の維持という生活の基本にかかわることであり、よせ手当などは、手当要求であることはいうまでもないが、むしろしたがって手当の新設によって簡単に片づく性格のものでもない。

それはとにかく、一月より海運労使交渉ははじまっていたが、前

述の事情のゆえに交渉は難航した。これに対し、海員組合は三月一六日の全国評議会で、ストでたたかう方針を決め、三月二八日の中執委、闘争方針で、回答を待たずしてスト権投票をおこなうことを決めた。三月三一日、外航要求二万二六二七円に対し、回答は定昇込み九〇〇〇円で、両者のひらきはあまりに大きく、賃上げ交渉は決裂した。そして四月一四日第一波スト（二五日まで）に突入したのであるが、スト突入にあたり、海員組合はつぎのようなスト宣言を発した。

【海員組合のストライキ宣言】

われわれは賃上げを中心とする労働諸条件の改善をめざしてストに突入する。

スト権確立は高い賛成率をもって成立した。組合員の闘いに結集したこの決意は船員労働を軽視しゆえなく正しい評価を拒んできた船主の不誠意に対する怒りである。

日本経済の基盤をなす海運の発展と国際貿易の伸長はまさに世界一優秀な船員とその勤勉な労働の成果である。

しかるに、われわれの賃金は現行三五歳で乗船本給五九、六〇〇円の水準にすぎず、一五、〇〇〇円余の引き上げは最低の要求である。

これに対してわずか五、〇〇〇円余の船主回答はまさに船員を愚ろうする以外のなにものでもない。

一方、内航海運は業界の不振を理由に労働条件の一年間の凍結をかかげ、その後の団交でも何一つ具体的回答を示していない。内航海運の社会的使命に目覚めなかった船主自身がまねいた結果である二〇〇億円以上の供託金を構えて組合と対決する船主に対し、もはや平和解決を託す余地はない。

固い団結のもとに堂々とストライキを闘いぬくことを、ここに宣言する。

かくして長期ストの第一波ストは、切れ目なく第二波、第三波へと引きつがれ、六月二一日、外航は第四波無期限ストに突入した。内航も六月二六日、全船で無期限の完全ストに突入した。この間五月一三日、漁船部門は一万五七七四円（昨年プラス三三九八円）で妥結した。また六月五日、全内航でも乗船本給部分の引上げ、職務上死亡災害補償などの点で妥結した。だが他の点では、六月一四日、二〇日、二一日、二二日の交渉または回答によっても妥結に至らず、前述のごとく無期限ストに突入したのである。ここに至って、船中労が外航の職権あっせんにのりだした。そして二九日、あっせん案（定昇ぬきで一万一三五〇円、昨年プラス二三九四円）を提示したが、なお金額のひらきが大きく、しかも「合理化への協力」の一項が入っていたため、組合はこれを拒否し、あっせんは不調に終わった。

海員ストの影響は、この頃にはすでにきわめて深刻であった。産業界にも事態の打開を望む声が強まっていた。労使の自主交渉も七月六日に再開された。もっともその仲介には運輸省筋が動いていた。つまり自主交渉と運輸省の仲介工作とが併行していたわけであるが、七月一一日午後一〇時半すぎ、佐々木運輸相によってつぎのような仲介案が示された。

【仲介案の主な内容】

①賃上げについては、本人本給を一二・八%アップし、それに千五百円を加算する。また月額千円の機関部手当を新設する。各職別ごとに最低保障本給を引上げる。②内地の入港地への家族呼寄せ費制度を新設する。これの最低基準として支給回数を年二回とし、交通費や支給対象は組合要求通りとする。宿泊補助費は人数に関係なく一回につき四千円。③タンカーや専用船が内地の港へ停泊したとき、最低一泊は泊ることとし（組合側は四十八時間を要求）一泊だけの場合はほかに有給休暇を一日とれることに

する。

この仲介案は結局、労使双方によって受諾された。こうして外航労使双方の仲介案受諾により、自主交渉をつづけていた内航部門も、この仲介案をメドに一三日に妥結に至った。かくして外航は一三日、内航は一四日にストを解除し、海員組合の賃金闘争もようやく収束した。

結果は、賃上げでは、これ以上譲れないと組合側が主張した額にほぼ近いものとなり、また〝人間性回復〟の旗印のもとで強く要求していた家族よびよせ手当の新設も認められるなど、組合の要求がかなり実現された。また海員組合の賃金闘争は、前述の背景・事情のもとで、要求自体も切実であり、かつ「大衆路線」を尊重して貫かれたという点でも注目される。さらに総評および総評加盟の単産の支援活動も、同盟系とならんで活発であったことも注目できよう。

とにかくも、海員組合の賃金闘争は、七二年賃金闘争のなかでは異例の長期闘争であり、かつ闘争内容からしても異色のものであった。そして今後の賃金闘争へ残した足跡も大きかったというべきであろう。

9　妥結結果と総括

妥結結果とその特徴

七二年春季賃金闘争の妥結結果を、一言でいえば、額でアップ、率でダウンであり、そのかぎりで昨年と同様である。労働省調べによれば、妥結平均九〇七円、一五・〇%であり、昨年より三八五円増、一・六%減となっている。こうした妥結結果は、調査対象の違いによって、額・率は異なるが、春闘共闘委、日経連、東京都労働局などの調べによっても、傾向は同じである。また別に、三公社五現業の場合も同様である。

労働省調べによると（第145表）、妥結額が一万円をこえた業種は造船、石油をはじめ九業種にたっしている。これに反し、極端に低いのは石炭鉱業（六一五〇円）、鉄鋼（七六〇〇円）である。もっとも石炭鉱業は、上昇率では前年を〇・九%上回っている。ところで別に東京商工会議所の調べ（六月二〇日現在）によると、今年の妥結額について「かなり高額であった」と意識している企業二四・六%、「やや高額であった」とする企業四九・二%であり、約四分の三の企業が「当初予定より高額」であったと考えている。こうしてみると、「不況下の春闘」であり、率のダウンは予想されたとはいえ、当初の大方の予想ほどの落ちこみを示していない。世間なみ相場という考え方は、労使いずれの側にも根強かったということもできよう。あるいは別に、春闘における賃金平準化傾向がいまやいっそう強まっているといってもよい。春闘共闘委調べ（五月二五日現在）によって、大手、中小別の妥結金額、率をみると、つぎの如くである。

一、〇〇〇名以上	二八七組合	一〇、二一二円	一六・三%
三〇〇〜一、〇〇〇名	三〇三組合	一〇、二九〇円	一七・一%
三〇〇名以下	六三三組合	一〇、七七九円	一八・〇%

つまり中小ほど金額、率が高い。もちろんこれは一般化した指標であり、厳密に論じるには難点があろう。ともあれ、六五年不況下

第145表　1972年主要産業春季賃上げ状況

産業名	企業数	現行ベース	要求額	妥結額	賃上げ率(%)	(71年賃上げ状況) 企業数	要求額	妥結額	賃上げ率(%)
金属鉱業	5	68,923	15,000	9,863	14.3	5	15,000	9,574	16.1
石炭鉱業	5	54,823	12,000	6,150	11.2	5	12,000	4,885	10.3
パルプ・紙	8	67,075	14,380	8,863	13.2	8	13,277	8,434	14.8
新聞	5	77,443	20,689	10,896	14.1	5	18,885	11,930	17.7
印刷	4	54,271	14,472	10,455	19.3	4	13,096	10,417	22.7
化学	33	68,293	16,475	10,370	15.2	33	15,431	10,259	17.0
石油	4	77,691	14,825	11,324	14.6	4	14,025	10,509	15.3
ゴム	8	59,484	16,218	9,725	16.3	8	14,504	9,147	18.0
セメント	5	73,397	15,600	9,958	13.6	5	13,940	9,020	13.8
鉄鋼	4	77,112	12,000	7,600	9.9	4	11,000	7,513	10.8
電線	6	58,850	14,423	9,084	15.4	6	11,580	8,858	17.6
機械金属	4	65,910	19,295	11,256	17.1	4	17,155	10,701	19.2
電気機器	19	55,083	13,784	9,489	17.2	19	12,123	8,688	18.6
車両	2	62,780	13,131	10,050	16.0	3	11,806	8,867	16.6
造船	7	68,946	11,570	11,500	16.7	7	12,571	11,000	18.6
私鉄	14	66,000	18,071	10,243	15.5	14	15,071	9,743	17.2
電力	9	79,346	15,500	10,069	12.7	9	15,556	10,066	14.4
平均	142	66,092	15,485	9,907	15.0	143	14,232	9,522	16.6

〔備考〕 1) 労働省調べ。
2) 6月20日現在の妥結企業数は，141社あること（未回答1―化学）。
3) 要求額のうち，鉄鋼，造船はベアのみの要求，電気機器はポイント要求の参考値である。

第5図　妥結時期別妥結額の推移

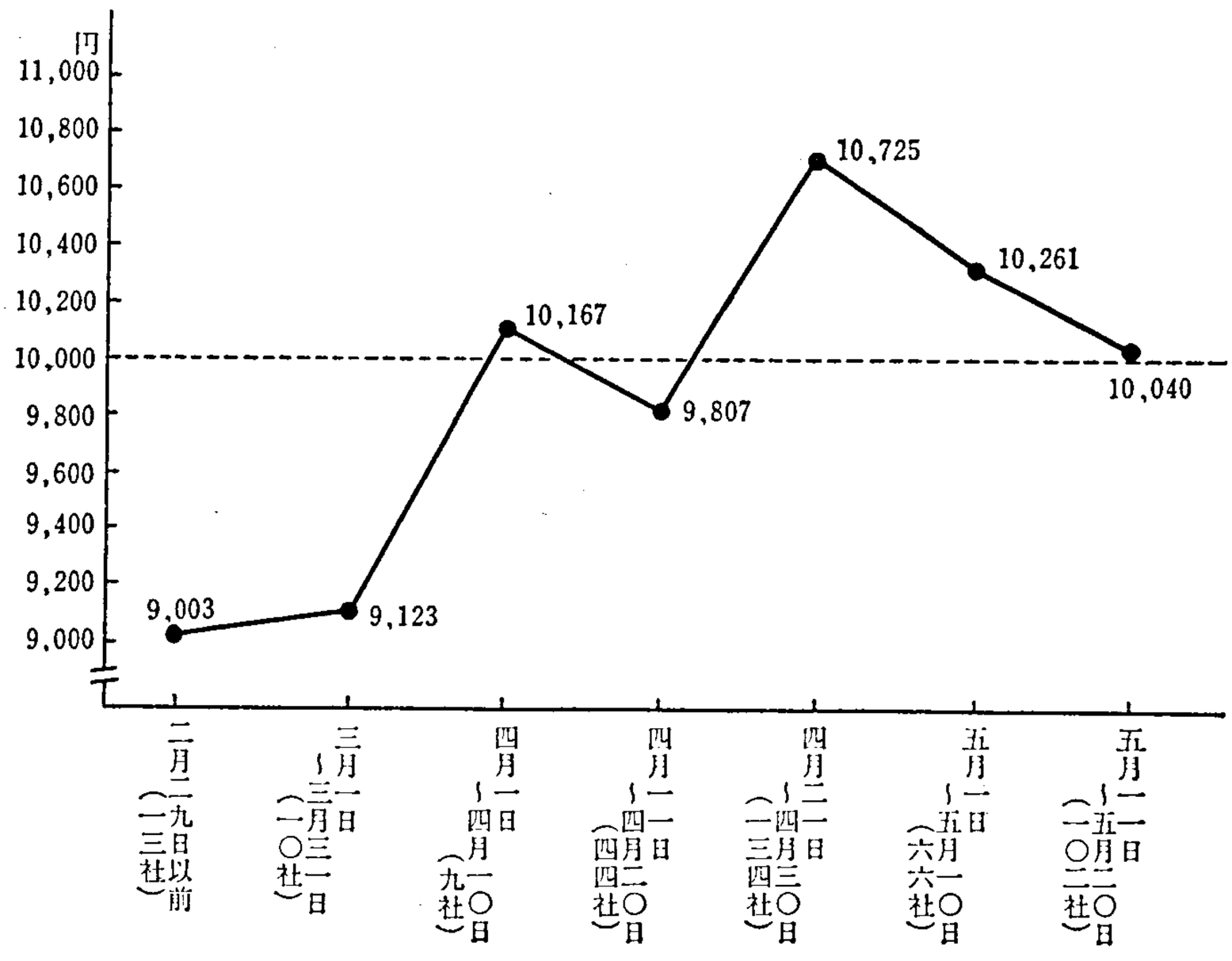

〔備考〕 東京商工会議所調べ。

第146表　3公社5現業のベース・アップ額と推定定昇額（組合員）

公企体等	1972年						1971年					
	72年4月内基準賃金	ベースアップ7.1%+2,500円		推定定昇額		合計	71年4月内基準賃金	ベースアップ8.0%+2,300円		推定定昇額		合計
		金額	率	金額	率	金額		金額	率	金額	率	金額	率
	円	円	%	円	%	円	円	円	%	円	%	円	%
国鉄	78,835	8,097	10.27	2,065	2.62	10,162	68,567	7,785	11.35	1,995	2.91	9,780	14.26
電電公社	63,733	7,025	11.02	2,199	3.45	9,224	55,752	6,760	12.13	2,041	3.66	8,801	15.79
専売	71,019	7,542	10.62	2,194	3.09	9,736	62,173	7,274	11.70	2,064	3.32	9,338	15.02
郵政	67,832	7,316	10.79	2,143	3.16	9,459	59,491	7,059	11.81	1,975	3.32	9,034	15.19
林野	73,321	7,706	10.51	2,346	3.20	10,052	63,910	7,413	11.60	2,160	3.38	9,573	14.98
印刷	70,391	7,498	10.65	2,048	2.91	9,546	61,465	7,217	11.74	1,850	3.01	9,067	14.75
造幣	70,165	7,482	10.66	2,140	3.05	9,622	61,328	7,206	11.75	2,012	3.28	9,218	15.03
アルプス	79,006	8,109	10.26	2,047	2.54	10,116	69,749	7,880	11.30	1,918	2.75	9,798	14.05
平均 単純	71,788	7,597	10.58	2,143	3.04	9,740	62,804	7,324	11.64	2,002	3.19	9,326	15.93
平均 加重	71,358	7,566	10.60	2,135	2.99	9,701	62,422	7,294	11.68	2,008	3.22	9,302	15.98

〔備考〕 1) 公労委。
2) 推計定昇額は，現行ベースに理論定昇率を乗じて得たもの。
3) 基準内賃金は4月1日の定昇後のものであり，俸給，扶養手当，暫定手当の合計額。

の春闘で、バラツキを示した妥結結果が、今次春闘ではいちじるしくその度合いを薄めているということだけはいえよう。

つぎに第5図で妥結額を妥結時期別に追ってみよう。東商調べによれば、妥結額がもっとも高く、しかも妥結社数の多いのは、四月二一～四月三〇日という、いわゆる四月末決戦の時期である。もっとも会社名がわからないので、四月末決戦でもっとも高い額で妥結し、妥結額水準が大幅に落ちこんでいくことなく、五月になだれこんでいったとも推測することができよう。とすれば、不況下にもかかわらず、四月末決戦は賃金の平準化、妥結額のバラツキ度合いを薄めることに、かなり大きな効果を示したということができる。いいかえれば、「不況下の春闘」であることを自覚し、「交渉力」の蓄積と集中をおこなった組合側の努力が、七二年春闘の妥結結果において、率を大幅にダウンさせなかった大きな要因だとみることができよう。

妥結結果とその特徴を探る場合、他にも論点が多い。たとえば個別賃金要求方式とその実現の度合い、産業別最低賃金協定の問題などがある。ここでは前者に関し、電機労連の場合だけをみておきたい（第147表）。電機労連はこの春闘で、一八歳四万円、二五歳五万一

第147表　電機労連中闘組合の妥結結果

組合名	15歳最低賃金	18歳最低賃金 男	18歳最低賃金 女	25歳最低賃金 男	25歳最低賃金 女	25歳技能3最低賃金	40歳扶4人最低賃金	平均賃上げ 円	平均賃上げ %
日立	35,000	40,000	40,000	51,200	50,500	—	72,500	9,503+α (300)	17.2+α
東芝	35,013	40,000	39,800	51,000	50,500	51,000	70,000	9,200	16.7
三菱	36,507	40,000	40,000	50,952	48,221	50,952	70,246	8,931+α (729)	15.6+α
松下	37,000	41,500	41,500	52,000	52,000	56,700	—	—	—
日電	35,000	40,000	40,000	51,500	50,500	—	—	8,770+α (500)	16.2+α
富士通	35,000	40,550	40,550	51,500	51,500	—	81,500	8,780+α (732) β	16.3+α+β
富士電	35,033	40,016	40,016	51,003	50,047	—	71,193	9,450	17.1+α
三洋	36,000	40,800	40,800	52,000	52,000	53,500	74,500	9,707	19.1
沖電	35,000	40,000	40,000	51,500	50,500	—	76,000	8,700+α (590)	16.7+α
シャープ	36,000	40,800	408,00	52,000	52,000	55,500	74,000	9,667	19.3
明電舎	35,000	40,000	39,600	50,000	49,200	—	70,000	9,600+α (200)	16.1+α
コロンビア	35,000	40,000	40,000	51,500	50,500	—	70,000	9,176+α	16.8
安川電機	35,030	40,000	39,700	50,500	49,500	—	70,000	9,200+100+α	16.9+α
ゼネラル	35,000	40,000	40,000	51,000	50,000	—	—	9,000+α (380)	16.8
パイオニア	36,000	40,650	40,650	51,500	51,500	52,000	—	10,071+α (326)	18.8+α

・五〇〇円、四〇歳七万円とし、このポイントを直線で結んで各年齢別の最低保障賃金を算出した。別に二五歳技能職三（コンベアー作業員）五万三五〇〇円とし、産業別統一中央交渉にのぞんだ。結果は第147表のとおりである。各ポイントはほぼ要求どおりの金額であり、最低保障は確保できたといえる。とはいえ、これで若年層の賃金はかなり底上げされたであろうが、もともと中だるみであった中高年層の賃金カーヴが是正されたかどうかは疑わしい。いずれにしても、個別賃金要求方式、この場合には年齢（ポイント）別最低賃金保障であるが、いまだ残された検討課題が多いことはたしかである。

七二年春季賃金闘争の総括

七二年春季賃金闘争は、「円切上げ不況」下にもかかわらず、妥結額では前年を上回り、率も大幅にダウンすることがなかった。戦術的には、交通ゼネストという大規模なストを頂点とした四月末決戦をヤマ場にし、いわゆる高原闘争の持続たる様相を示した。また別に、海員組合の長期闘争が特筆される。とくに国労・動労、海員組合の場合は、それぞれなんらかの意味で、合理化問題、権利問題と結びついていた。それだけに、足をうばわれた国民の世論動向も、組合に批判を集中したというよりも、むしろ比較的冷静に事態を受けとめていた。

総じて、組合サイドからみれば、よくたたかった春闘だといえる。事実、春闘共闘委の「七二年春闘総括」ではつぎのようにのべている。「七二年春闘を闘って、職場労働者は〝よく闘った、俺たちの団結は前進した〟と語りあっています。……資本のしめつけを打破し、大衆的な昂揚、産業別統一闘争の前進、春闘共闘に結集した

全労働者のストライキの集中強化など、そしてきびしい情勢をのりきって行く確信をもつことができたというのが職場の実感であり、偽わらざる気持です。青年労働者を中心に生産点を基礎にした七二年春闘はまさに大衆的な春闘、職場労働者の自発的な創意が組織された春闘であるといえます。」「経済情勢や企業の支払能力に拘らず五けた春闘相場は当然のものとなって全産業的な常識となりました。春闘相場を確立するために全産業が集中すること、相場以下に抑えようとする資本は長期になっても労働者の手痛い反撃にあうこと、積極的な要求と闘争、これのみが労働者の生活と権利を守るものであるということが七二年春闘の経験です。」

春闘共闘委の「総括」は、「総括にあたって」の項で右のように述べている。以下「総括」の要旨を掲げ結びにしておきたい。

【春闘共闘委の総括（要旨）】

1　春闘統一要求との関連において

(1)　合理化攻撃、企業の実績赤字、不況宣伝の中で、二万円前後の積極的な要求を打ちたてたことに重要な意義がある。七二年春闘勝利の第一の鍵は、職場労働者の実態と意欲に依拠した要求づくりにある。大幅賃上げの他に、各単産とも年齢別最低保障要求、産別最賃など最低保障の要求が多くだされた。これが最後まで追求され、平均賃上げだけに目を奪われてしまわなかったかを点検する必要がある。電機労連の一八歳四万円要求のように、産業別統一闘争の中心課題として追及するような闘いが必要である。

(2)　七二年春闘では、最賃制、年金などの制度要求を取り上げて闘った。いくつかの成果はあったが、企業内要求・交渉と制度要求との結合の不十分さ、大衆的な理解と行動の不十分さが大きかった。

(3)　合理化問題では、積極的な要求を対置し鋭いストライキで、賃闘と反合闘争を一体のものとして闘った。とくに国労・動労の闘いは重要な経験である。時短では、政府、いる。時短闘争は賃闘とならんで除いてあまり前進していない。こ組織が必要である。

2　春闘方式の発展、前進との関連において

(1)　春闘方式は、政府、独占のきびしい攻げきをうけながらも、着実に前進、定着してきている。今後、一層、力の集中が必要である。総ぐるみ闘争を推進する。また賃上げ中心になり、多面的な諸要求、制度要求が、賃金妥結とともに流されてしまう欠陥は是正されねばならない。

(2)　春闘方式をさらに強化、充実するためには、中央・地方を問わず共闘体制を確立すること、同盟や春闘共闘未組織の仲間を含めた共闘拡大が必要である。

(3)　さらに長期闘争体制の確立、妥結における大衆路線の確立が重要である。

3　産業別統一闘争をめぐって

(1)　春闘の歴史は産業別統一闘争の前進の歴史である。産業別労働組合の指導性という点では、まだ多くの課題と困難な問題をかかえている。とはいえこの春闘をつうじ、公労協など産業別統一闘争を一層効果的にする実証例も生みだしている。

産業別統一闘争のもう一つの重要な面は交渉方式である。産業別労働組合一交渉と統一協定、中央集団交渉であっても産業別が設定した統一基準で歯どめをかけるなど産業別の指導が前進している。

4　地域共闘について

県地区の春闘共闘は要求づくりの討論、産業間交流、大衆行動の設定、ストライキ組合の激励、生活・制度要求、自治体交渉、春闘情勢の徹底、教宣活動など多くの面で効果をあげ春闘を昂揚させている。今後一層、拡充・強化が必要である。ただ東京や大阪などで交渉を行う全国的企業連の結集が不足している。産業別労働組合が指導して、もっと地域における共

同行動を発展させることが必要である。

5　今後の課題（全文掲載）

七二年春闘は数多くの教訓を私たちになげかけました。私たちにとっていま最も重要なことは七三年春闘をどのような課題で組織し、どのような闘いを行なうのか、春闘方式はこのままでよいのか、もっと発展させる方向があるのかどうか、そして七〇年代をめざす労働運動を春闘を軸にしてどのように発展させて行くかということです。

春闘は賃金要求が主体であり、企業組合である以上、春闘相場に依拠しながらも企業内賃金決定ということは免れることができないことは事実です。しかし企業内に要求、交渉、決定を埋没させ、企業の支払能力に左右されてきた時代は春闘の歴史をみるまでもなく変ってきています。既に社会的相場を形成することによって賃金が個別企業だけできめられなくなっているからです。賃金を春闘相場できめるといっても、職場労働者の期待にこたえる春闘をつくりあげるためには賃金の相場形成だけを追求していてるのでは不充分です。

春闘方式の発展、前進を含めて幾つか検討する課題があります。それは第一に労働運動の中心課題として制度要求を前面に出し、全労働者の共通課題として統一ストライキと大衆行動によって追求して、労働者生活中心の経済政策にかえさせること、第二に産業別統一行動をより充実強化して、「労働者のとり分」を拡大すること、そして春闘方式を強化して「相場形成に全産業労働組合が必らず参加する」ことを通じて、より高額な春闘相場をつくり出すこと、第三に、職場労働者の要求にこたえて賃金だけではなく多面的な要求を追求し、春闘を中心として労働諸条件にも高い社会的水準をつくりだすことです。

企業組合が主体である日本の労働運動では制度要求に全産業労働者が集中することは多くの困難を伴ないます。春闘方式もこの中から生れたものなのですが、本当に欧米なみの労働条件に水準を早急に近づけるためには、未組織労働者も含めて適用される「制度」として確立される課題を労働運動の前面に出して闘争を組織することが重要です。先進的な欧米の労働組合では既に最賃制や年金制を獲得し、その改善のために全産業の統一ストライキが組織されるところまで進んできています。制度要求の追求と指導は何よりも中央における全国組織の任務であることはいうまでもありませんが、春闘共闘の場でも制度要求を重視した闘いを検討することとします。産業別統一要求と統一協定、企業内の交渉と協定が相場化し、水準化することが制度要求の実現の基盤となるとともに、制度要求が実現すればその上積みをめざして産業別交渉を行ない、さらに企業の上積みをはかって行くことになるのですから、制度要求の闘いを前進させるためには産業別、企業別の要求との結合は重要です。当面する制度要求の課題は、最低賃金制、公的年金、四十時間労働法制、スト権奪還が重点で、このために、秋から大衆行動を中央、地方に展開し、対政府、対経営者団体交渉を積重ねて、全産業労働者の共通課題として統一ストライキを組織する体制をつくりあげて行きます。

日本の低賃金水準を打破して行くために、産業別統一闘争を鋭い、分厚いストライキを中心に徹底的に強化することが重要です。いままでのような高度経済成長下の春闘と異って、これからは資本のもうけ、とり分に喰い込んで行く賃金闘争が必要となります。欧米なみの労働分配率まで引上げて行く賃金闘争を組織するためには、積極的な要求づくりととるまで長期になってもやめない産業別統一闘争が、それこそ飛躍的に強められなければできません。それは単産を主体とし、七二年春闘の経験が示したように、大産業別レベルの統一闘争に引上げられ、集中した戦術配置を行ない、要求から妥結に至る共闘体制を確立して行くことが重要です。

いままで総括してきたように、職場労働者の要求は、賃金だけでなく労働時間や労災、職業病、老齢保障、諸権制とまさに多面的であり、これを総合的に追求しないと労働者の生活が守れないところまできています。きびしい合理化攻撃、労務管理の中心は労働時間管理であり、長時間労働は労働者の生命と健康を破壊する最大の原因になっています。定年に達した老齢者は物価高の激しい中で退職金を喰いつぶし、公的年金はとても生活するに価しません。医療保障と税制も収奪政策が強まる一方です。

官公労働者のスト権の奪還は、自らの労働組合の闘争を強めるだけでなく、春闘全体の戦力を一層迫力のあるものとしその成果を高めるものとな

ります。

このように労働運動の課題はまさに山積みしているといえるでしょう。春闘はいま日本の労働運動にとって中心的な役割をになう闘争ですから、これらの課題は春闘の昂揚の中で追求されることになります。春闘の要求が賃金を中心としながらも労働者の生活課題に拡大され、その一つ一つが丹念に、徹底的に追求されることが重要です。春闘方式の充実も重要な課題です。春闘にとっていま最も重要なことは、全単産がより早い時期からストライキ行動を開始し、闘争期間を充分にとってそれこそとれるまでやめない闘争を組織し、相場形成に全力を集中することです。この意味では今年の「総がかり、総ぐるみ」の闘争方式を来年もっと充実強化させます。闘争を早めるためには要求も回答指定もこれに併せて早めることは当然ですし、ストライキ体制の確立を含めていまから大衆路線でつくりあげて行きます。時短、年金などの要求は秋から全単産が提出し、闘争体制のとれる単産はストライキ行動を設定して追求して行きます。

【参考資料】(1)自治労二一回大会資料、全農林一四回大会資料、日教組三九回および四一回大会資料、国公労調査時報、人事院月報、(2)総評・春闘方針、春闘共闘委・春闘構想・「賃金白書」・七二年春闘総括書、同盟・運動方針・「賃金白書」、ＩＭＦ・ＪＣ「賃金白書」、新産別・春闘方針、(3)機関紙・総評新聞　同盟新聞、鉄鋼労連、(4)「賃金と社会保障」、「労働経済旬報」、「賃金通信」、「賃金事情」、「週刊労働ニュース」、「労働ニュース」、「国有鉄道」

V 合理化反対闘争・権利闘争

概要□総評、同盟の「合理化」対処方針――主要組合の「合理化」反対闘争方針とその取組み――鉄鋼労連／電機労連／全国金属／合化労連／全繊同盟、繊維労連／紙パ労連／炭労、全炭鉱、全鉱／私鉄総連／新聞労連、民放労連／全専売／全林野／国労・動労、全逓／**労働時間短縮闘争**――これまでの経過／七一年における時短闘争／七二年春闘における時短闘争／**組合の権利闘争**――全逓の労務政策改変闘争／国労・動労のマル生反対闘争

概要

一、ドル・ショック以降、労働組合の「合理化」反対闘争の取組みは、一般に強められている。総評はとくに、「合理化反対共闘委員会」を七一年一二月二日に設置し、指導を強めた。雇用保障の特別立法化を要求したり、大量人員整理が予想される拠点組合への援助と指導をおこなっている。同盟は従来、「高成長」の持続を前提にし、それを国民生活向上に前向きに活用すべきだと主張しており「合理化」反対を正面に打ちだしてはいなかった。だがドル・ショック以来、微妙な変化を示し、「高成長福祉均衡経済」へ向かって、経済政策転換要求、労働者への犠牲の強要反対をとくに強調しはじめた。

一、産業別組織、単産の「合理化」反対闘争は、「合理化」の現われ方の相違、上部団体の方針の相違によって一様ではない。鉄鋼のごとく、大規模なスクラップ・アンド・ビルドの進行にもかかわらず、本工自体の首切りには及んでいない場合、配転基準などをめぐる条件闘争が主になっている。紙パ、化学、全金などでは解雇、企業閉鎖、工場閉鎖なども生じており、闘争は多難かつ多様である。また炭鉱ではもっぱら、閉山問題であり、それ自体には手の打ちようがない状況である。さらに紙パ、全金など「戦闘的」組合には、「合理化」と組織攻撃、生産性運動が絡んでおり、しかもライ

バル・ユニオンの結集・強化と重なっているだけにいっそう複雑さを増している。

一、ところで「合理化」反対闘争の一環として、七〇年代に入って時間短縮闘争が強められている。この点、全体としてまだ十分とはいえないが、賃金とならんで労働条件の社会的平準化をおしすすめるものとして注目に値する。同時に、雇用量をはじめ雇用問題とも切り離せないがゆえに、「合理化」反対闘争の領域の一つのひろがりとしての意味ももっている。

一、「公共部門」でとくに目立つのは、「合理化」と組合の権利問題との不可分なかかわりである。たとえば国鉄「合理化」と生産性向上運動、郵政「合理化」と労務政策のかかわりである。この点、民間部門がまったく別だとはいえないだろうが、「公共部門」にこそ、とくに典型例が見出される。それゆえ、組合の「合理化」反対闘争は同時に、組合の基本的権利、職場労働慣行擁護などの、いわゆる権利闘争と不可分であり、境界線を引くのがむずかしい。七〇年代の新しい特徴の一つであり、民間にもやがて再び波及することを予想させる。

1　総評、同盟の「合理化」対処方針

総評

第四二回定期大会（七一年七月三一日～八月四日）で、七一年度運動方針を決定した総評は、その後間もなくニクソン声明に接し、八月三〇日の幹事会で「最近のドル問題と労働組合の態度」を発表した。そこでは、政府の政策転換を要求し、あわせて国民・労働者への犠牲転嫁を排除する生活・反「合」闘争強化の方針を固めた。ついで九月一三日の第一回拡大評議員会で秋季年末闘争方針を決め、反「合理化」闘争については、①産業別・地域別の反「合」共闘組織を確立して労働条件を守り、雇用を確保するたたかいを組織する、②総評規模で雇用・失業反対政策をうちだして対政府交渉をつみ上げる、③反「合」討論集会を年内にひらくことなどを決定した。

ついで一〇月三一日、「通貨危機を契機とする合理化反対闘争強化の決議」（第二回拡大評議員会決定）、一一月九日、「生産性向上運動と日本生産性本部の活動に対する総評の態度」（幹事会決定）を発表した。

また一二月二日、全面的かつドラスティックに展開されている「合理化」攻勢に対処するため、大木事務局長を委員長とする「総評合理化反対共闘委員会」を発足させた。ここでは同委員会の機構と運営を決めたのち、当面の闘争方針をつぎのように決めた。

【総評合理化反対共闘委員会の当面の方針】〈拠点闘争の強化および輸出関連中小産地対策〉合化、紙パ、全鉱、全金、全国一般など資本の大量解雇、配転などに対して現にたたかっているところを拠点に設定し、単産、地域での共闘体制を強化し、徹底的なたたかいを展開する。このため人的、財的支援体制をとる。また多く未組織である輸出関連中小産地での運動と組織活動を県評、単産、地区労の協力をえておこなう。

〈今後の闘争展開のために〉一月段階＝①単産は産別として組織、合理化点検基準を設定し、全職場が職場の独自要求と結合して、取組みを強めるよう指導を強める。②産別、地方での合理化反対の共闘、交流体制を積極

的に組織し、闘争体制の強化、共闘の拡大に努める。③総評は教宣対策を強めるとともに対政府、経営者団体に要求をつきつけ、回答をせまる。二月段階＝①産別、地域での拠点闘争との結合を図りながら政府、国会に向けて予算、政策要求の集中時点とする。②各単産、県評は対企業、経営者団体、自治体、政府に向けて要求運動を組織する。三月段階＝①春闘前段として合理化反対、時間短縮、要員確保の「合理化反対強化月間」とし、産別統一闘争を展開する。②下旬段階で春闘共闘規模でストライキを含む統一行動日を設定する。

〈合理化反対中央討論集会〉①交流と共闘の拡大強化を図るため、闘争組合を含めて討論集会を開く。②地方、大産別でも年明けから実施するよう呼びかけていく。

それとならんで、「合理化反対闘争の強化のために」という一般的方針をも打ちだしている。それは最初に、「合理化情勢と労働者への攻撃」と題して、当面の情勢分析をおこなったのち、2以下で闘争課題と方針を提起している。つぎのごとくである。

【合理化反対闘争の強化のために】

2. 「合理化」に対する闘争課題

「合理化」は、それが資本主義的生産関係のもとにおいては、もたらされる結果は当然のこととして、集中的にその被害をこうむるのは労働者である。同時にそのことは、多くの労働者が闘争に結集することの可能性を一層拡大していることである。

いま、「合理化」攻撃が、すべての産業を覆って集中的に加えられている段階で、総評は、共通する闘争課題を次の諸点において、共同闘争の展開をはかることとする。

① 雇用保障に関する労働組合の闘争

〝情勢〟で明らかなように、産業構造の変化をもたらしつつ進展する急激な「合理化」は、労働者の失業の危機、雇用不安を増大させている。したがって、労働組合が、雇用を確保し、労働条件の低下をふせいで闘うことが重要であるが、そのためには、労働者の雇用不安、労働条件の低下に対して、企業、産業、国家がその責任と負担を負うべきであるという基本的態度を明らかにすべきである。

こうした労働組合の要求は、六〇年代のあたらしい闘争課題として諸外国において発展し、七〇年代前後におよんで次第に実を結んでいる。資本主義国に共通している問題に対して、われわれは、この経験に学ぶ必要がある。わが国においても、客観的には労働組合の雇用保障闘争が提起される情況にあり、緊急の課題である。

わが国では、産業構造の変化によってあらわれる雇用や労働条件の問題は、石炭、駐留軍労働者などをのぞいて一般的には企業内で処理されてきた。企業閉鎖的労働市場（終身雇用制と年功体系）の労使関係のもとでは、企業を超えた労働移動は首切りと同意語であり、労働者に決定的な不利益をもたらすが、これが企業内で処理されるときは、相対的にその被害は軽微であった。

しかしこんにちのような、労働移動、雇用政策の被害が全体を覆って進むとき、これまでの安定性は明らかに崩壊しつつあると思わなければならない。同時に企業内解決も軽微ですまされなくなった現状（職種の変化と拡大、包括無定量の労働条件）とあわせて、企業内解決に限界が明らかとなり、雇用・労働条件の社会的規制を働かせない限り、労働者の利益を守ることにならない情況である。雇用保障に対する労働組合の課題は企業閉鎖、大量解雇に対して、いま緊急に必要な闘争課題は、企業の裁量によって安易な解雇を許さないこと、同時に解雇制限の社会的規制措置をどう確立するかである。

われわれの闘いは、既存の炭鉱、駐留軍離職者臨時措置法を、特定産業、業種ごとに個別適用を闘いとるのではなく、全体に対する一定の社会的措置としての効果を及ぼすものとして位置づけ、既存の臨時措置法の内容を最低条件として、これを引上げた一般的基準の確立をはかることである。

雇用保障と密接不可分の関係として職業訓練（とりわけ成人訓練）の拡充強化を要求する。

現在の公共職業訓練は、新規学卒者に対する養成訓練とともに、炭鉱、駐留軍離職者、中高年齢層、農業離職者の職業転換訓練を行なっている。

しかし、この種の職業訓練が定員すら充足されていないという現実である。

それは、一定期間、職業訓練を受けるための生活保障、住宅保障（家族を含めて）がないこと、訓練終了後の再就職について信頼をおいていないことに起因する。この現実に対して、中高年労働者を中心とする職業訓練を、労働者の権利として要求し、労働者の利益に合致した制度、内容を要求する。

② 企業内教育に対する労働組合の闘争

資本にとって現代「合理化」を推進する上で肝心なのは、資本を集中し、省力化で生産過程の改良をはかる、機械化を促進することだけではない。つまり、人間（労働者）が最大限に利潤を生みだすように、人間そのものを仕立てあげることにある。国鉄マル生運動が、日本生産性本部と緊密に提携して、「生産性研修会」を通じ思想の宣伝・教育を国鉄職の階制度に見合う形で組織化してきた意図もここにある。民間マル生運動の研修活動、職制教育も同様である。六〇年代後半以降、著しく活発になった企業内教育は、本来的な職業技術・技能を中心とした訓練よりも思想教育の色彩を強め、職場の労務管理と結びつけた現場教育を重視する傾向が特徴である。

こうして企業内教育（職業訓練）は、もっぱら利潤を追求する資本の目的にしたがって、技能・技術の習得に関する労働者の利益を犠牲にしてすすめられている。

われわれは、「生産性研修会」の名のもとに展開される反労働者的思想教育活動に対して労働組合が毅然たる態度で反撃するとともに、他方、労働者の技術・技能への関心と要求を積極的に組織し、それを労働条件向上の基本的権利として位置づけることが、労働者の分断支配の根源に対して根強く闘うことになるのである。

また、労働組合は失業に反対し、雇用保障を闘うとともに、同時に、新しい雇用につくためには、新しい職業訓練が必要であること。技術進歩は職業上の熟練の変化を求めずにはおかないから、充分な基礎教育をともなった職業訓練が継続的に行なわれないとこれらの変化への適応が困難であること。したがって、労働組合は、企業、産業、国家に対して、職業訓練に関する要求闘争を組織し、同時に、訓練制度、訓練内容、訓練基準などに関して参画し発言する権利を社会的に確立することが重要である。

③ 労働時間短縮・要員確定の闘争

労働時間短縮、要員確定の要求と闘いは、合理化反対闘争の労働市場内の戦略的基軸をなす要求課題である。

高度成長期以降、生産拡大、生産性向上の追求は、労働者に対して、人間としての限度をこえる労働強化をもたらし、労働災害・職業病の激増となってはねかえってきた。長時間労働ときびしい時間管理、要員削減は、低賃金とともに、労働者状態悪化の根源を成している。したがって、この闘いは、労働者の生命と健康の保持というまさに生存を守るためであり、また、より人間らしい生活を確立するためである。

他方、資本の側は、若年労働力の不足に対して、労働力を吸収し、確保する手段として、また高度の技術革新のもとで、その技術に対応する労働力の質的向上、能率向上のため、労働時間短縮を積極的に推進する傾向がある。この場合の彼らの手段は、明らかに「合理化」との引きかえであり、具体的には、交替制の導入、時間管理の強化、要員削減、時間外労働の増大である。労働組合の課題は、労働者が人間らしく生きるための社会的・文化的生活時間を確保し、時間管理・労働強化のなかで激発している労働災害・職業病から、いのちと健康を守ることであり、人べらしの合理化に対して雇用の増大をはかる闘いである。

労働時間短縮・要員確保の闘争は、現状「合理化」に直接対峙する要求闘争であるが故に重要な位置をしめている。

3. 有効に闘うための合理化反対闘争

① マル生闘争の教訓と職場労働組合運動の強化

「合理化」に対する闘争が強調されながら、われわれは、闘いの基盤である職場において労働者の不満や要求を内包しつつも、労働組合が資本の攻撃に対して有効に反撃することが不十分であり、とりわけ、民間産業における闘いは、高度成長期において大きな立ちおくれを見せ、こんにちきびしい情勢を見るにおよんであらためて労働組合機能が問われている。

こうした中で、資本家階級に打撃を与え、彼らをたじろがせ官民を問わずすべての職場労働者を勇気づけたのが国労・動労のマル生闘争である。

国鉄マル生運動は、「合理化」に反対する国鉄労働組合の組織を切り崩し、労働者の意識・思想に働きかけて、その労働者としての自覚を抑えることが直接的なねらいであった。

国鉄当局が、経営権を発動して前面に出た攻撃であった。国労・動労に結集する労働者は猛反撃を加え、不当労働行為を暴露し摘発して、労働者の権利、労働組合の主体性を守り高めた。全逓の労働者も、当局の労務政策による組織破壊攻撃に対して果敢に闘っている。このマル生闘争は、社会的、政治的に労働組合の主体性の擁護に一定の前進をみたが、問題の根底には労働者の生活と労働条件を守り高めるための労働組合運動にとって職場で組織を強化し、その機能の確立をいかにはたすかの問題として追求されなければならず闘いは、まさにこれからである。

国鉄マル生闘争を、すべての反合理化闘争と結合し、官民労働組合を問わず相互に教訓を引きだして、労働組合が、〃職場の労働組合運動強化〃策を実体的に確立することが、今後の合理化反対闘争にとっての共通課題である。

② 協約・協定の有効性と産業別組織の役割

六〇年代後半から独占資本は、産業再編成・大型合併を通じて生産と資本の集中を急激に進め、〃競争からの協調〃へのいわゆる寡占体制へと移行をはじめた。この中で独占資本は、労働者に新しい質の「合理化」攻撃を加えてきた。資本の集中・大型合併のもとでスクラップ・アンド・ビルドを強行し、不採算部門、旧式低能率設備の切りすて、高能率・高利潤の新鋭設備への生産集中を行なった。これが、個別資本内部だけでなく産業部門全体の規模でも行なわれ、スクラップとビルドが同時にすすむことになって、労働組合（企業連―産業別）の統一した闘いが組みにくい困難な事態が生まれた。

これに加えて、公害問題についての社会的規制力が働き、大都市よりの工場脱出などを通じて、これを利用した資本の圧力も企業連のまとまりに困難性を加えることとなっている。また、産業構造の一層の高度化は、ますます技術革新、新技術の採用など、技術問題をテコとする巧妙な攻撃が予想される。とりわけ、コンピュータ化は、情報化社会の武器として従横に駆使され生産過程にも登場して、新しい課題が労使間の問題になっている。

こうした「合理化」の事態に対処する労働組合は、労働者の雇用、労働条件に関する具体的な救済を任務としており、それを保障するものとして協約、諸協定が存在する。

問題なのは、第一に雇用安定、事前協議、配置転換、職種転換要員など「合理化関係協定」が組織の力量に支えられ実効性をともなっているかどうか、個別労働者の労働条件の保護・救済に機能しているかどうか、合理化攻撃に際して、闘争の武器として活用されているかどうかということである。第二にスクラップ・アンド・ビルドの展開を通じて、いわゆる統一闘争の困難性の増大に、対処するための産業別統一基準の策定の可能性とその効果が問われていることである。

いずれにしても、諸外国とは異なった特殊日本的条件下にある雇用形態、雇用条件のもとにあって、産業別統一基準の設定を中心とした協約、諸協定の在り方、その実効性に関して、より実践的な方向で追求することがとりわけ産業別組織の任務と役割となっている。

われわれは、各単産の経験と現状の問題点を明らかにしつつ「合理化諸協定」を有効な闘いとして位置づけることに努めなければならない。

③ 合理化反対闘争における総評の任務

(1) 総評は、「七〇年代労働運動の基調」において、「〃春闘相場〃が賃金の企業内決定という日本の労働組合の弱点を補って、一つの社会的な存在にたかめられ、未組織労働者や勤労者全体の生活改善にまで影響力をもっていることは大きく評価されなければならない。ところが、われわれの運動の今日の弱点は、この春闘に匹敵するような第二、第三の社会的労働条件の確定機能がきわめて弱いという点にある。……（中略）……したがって合理化に対する闘いも、一方では、産業や企業ごとの独自の問題に対するとりくみとともに、他方では、この共通の具体的な労働条件の確定と改善の積み上げ、その世間相場化が賃金闘争と同じようなレベルにまで高められなければならない」という方向を示した。

われわれは、ここに示された運動の発展方向を現実化し、その土台を築きあげることが、さしせまって重要であると考える。同時に産業別・業種別の具体的な対応策も確立する必要がある。

このため総評は、運動方針がしめした合理化反対闘争の運動基調にもとづいて、産業別の具体的な合理化反対闘争の推進のため、「総評合理化反対共闘委員会」を中心に、単産間の調整、相互交流、共通課題の解明、共同闘争の推進のため努力する。

(2)首切り、大量解雇、配転、不当労働行為、企業内教育、権利侵害、雇用安定、その他の労働諸条件に関して、合理化反対闘争は、労使間の争点として生産点を基礎に闘争し、強力な実力行使を背景とした断乎たる姿勢で立ち向かうことはいうまでもない。

同時に、われわれは、この生産点＝職場の闘いを、より実効あるものとするためには、企業を超えた、全体に共通性をもった社会的規模（全国的・地域的）の標準的労働条件の確定の闘いが追求されなければならない。このいわば社会的規制力と〝職場の闘い〟が結合されなければ、効果的な合理化反対闘争になりえないと見なければならない。また、客観的にもそうした条件が増大していく。

総評は、合理化反対闘争にとって有効と思われる労働諸条件の社会的規制力を「春闘」一五年の歴史的経験とその教訓をもとにして確立することに努め、集中的な闘争体制の確立をめざす。

総評の「合理化」に対処する立場は「資本主義的合理化の本質は搾取強化の体系化にほかならない」という基本認識から出発しており、この点、同盟とは対照的である。とりわけ「合理化」運動の一環である生産性向上運動の評価に至ると、後にふれる同盟の「生産性向上運動に対する民主的労組の態度」と比して、際立った対照をなしている。この点、国鉄のマル生運動との関連を念頭に置きながら発表された前記の「生産性向上運動と日本生産性本部の活動に対する総評の態度」でくわしくのべられているが、省略しておこう。

同　盟

同盟は、いわゆる「合理化」反対を正面に押しだしてはいない。むしろ産業の体質改善・再編成を前向きにとらえ、産業政策の確立によって建設的に対処するというのが基本方針である。その際、労使の事前交渉、労使協議制を活用し、労働者への犠牲を排除していくとしていた。また生産性向上運動についても、つぎのような態度を打ちだしている。

【同盟・生産性向上運動に対する民主的労組の態度】

総同盟の八原則

(一)生産性向上運動は個々の合理化運動、能率増進運動とは異り、日本経済の自立と国民生活の向上を目指す総合的施策に貫かれた運動である。

(二)生産性向上運動は労働強化による企業収益の増大を目指すものではなく、かえって労働条件の向上、実質賃金の向上をもたらすものである。

(三)生産性向上運動は経済の拡大、発展を通じ雇用量の増大をもたらすべきものである。従って使用者及び政府は失業の危険を除き雇用の安定を図るため有効な措置を講じなければならない。

(四)生産性向上運動は資本の集中をもたらすものでなく、中小企業の安定とその労働者の生活の向上をもたらすものである。

(五)生産性向上によって得られた諸成果は物価引下げ、労働条件の向上及び設備の更新のため適正に充当されなければならない。

(六)生産性向上運動を成功させるためには産業民主主義を徹底して、合理的な労使関係を確立することが不可欠の要件である。

(七)生産性向上のための具体的な諸活動については労使間に労働協約を締結し、円滑な推進を図るものとする。

(八)日本生産性本部は日本における特殊事情にかんがみ、関係労働組合の意見を十分に取入れ真摯な態度をもって生産性向上運動を展開する。

全労の五条件（要旨）

(一)生産性向上運動は国民経済の基盤のうえにわが国の産業を発展させ、自立経済を目標として総合的におこなわれる運動である。単なる能率向

上、個別企業の合理化、私的利潤の増加と異ることを確認する。

(二)経済規模の拡大を通じて雇用を増大し、生産性向上によって国民の生活水準を引上げ、労働条件の向上と実質賃金の充実をもたらすことを目的とする。労働強化と首切りの手段に供することには反対する。

(三)部分的に生じる失業、企業再編による職場の変動にそなえ、政府、経営者に総合的な雇用安定の措置をとらせる。

(四)この運動の過程で、中小企業の経営基礎の確立に努力を払う必要がある。

(五)労使間の協議と相互理解が必要で、労働組合の発言を積極的に認めなければならない。

こうした基本的方針自体は、ドル・ショック以降も変化はないということができよう。

そしてニクソン声明以後の九月九日、同盟第一二回執行評議会において、「高成長均衡経済路線」への対政府政策転換要求を決定し、一〇月二二日に「政策転換要求中央集会」をひらき、政府への申入れをおこなった。すなわち「同盟の基本政策は不動」だとしながらも、「高成長」という前提が動揺しはじめたもとで、かかる政策転換要求が必然化した。この場合の基本方針はつぎのとおりである。

【同盟の合理化に対する態度】

(一) 同盟の基本政策は不動であり、この立場から確認された「ニクソン新政策に対する同盟の態度」をもとに、国内・国外の諸問題に対処する。

(二) 佐藤内閣の政治姿勢ならびに政策を同盟の基本的経済政策目標である「高度成長均衡経済路線」(わが国経済の内包する成長を十分に発揮せしめ、その成長成果を国民福祉の向上とヒズミの解消に注入する。また後者に重点をおいて高成長を実現することにより、経済全体としての動態的均衡を確保する。この状態のもとにおいて実質賃金は極大化し、完全雇用はより適正に達成される)に転換させる。このため、

イ 適切な国内体制を整備し国際通貨調整に取り組むことによって、アメリカの輸入課徴金を廃止せしめ、また円の過大な引上げを回避するとともに、これらの事態によって生ずるわが国経済の打撃を緩和する対策を要求する。

ロ、積極的な財政金融対策を展開して早急に景気の浮揚を図るとともに、それを通じてわが国経済の新たな成長と発展の方向を明らかにして行くよう要求する。

ハ、今回の事態によって、わが国が再び保護主義政策の泥沼に後退することを戒め、円の切り上げによって生じるプラスの面をひとしく国民が享受しうる諸施策を進めることを要求する。物価対策の強化、流通機構の改善、産業構造の近代化等産業政策の新たな展開が必要である。

(三) 完全雇用の確保は、賃金労働条件の向上の闘いを一層強化し、労働者の一方的犠牲によって対策を講じようとする産業や企業の意図を排除するとともに、産業政策に関し労使の協議を促進して産業企業の新たな体制を築いて行く。

具体的な活動の進め方は、

(1) 対策策定のための調査研究活動

同盟本部ならびに各構成組織は同盟政策委員会を中心として関係各委員会ならびに民社党と相提携して、対策策定のための調査・研究――研究機関、学者、政府、経営者団体等の情報、態度、対策を聴取する研究会の開催、政府や産業企業に要求する対策の策定作業、各構成組織の対策策定への協力等を進める。

(2) 労使協議制度の活用

各構成組織は産業別労使協議会、未設置の場合には適宜な方法による労使の話し合いを通じて、産業、企業の対策をただし、われわれの産業政策を採用してこれらを実現せしめるよう要求して行くものとする。

(3) 雇用の確保、賃金・労働条件の引上げの闘争

イ、年末一時金、七二年度賃闘を強化するため、既定計画の通り諸活動を進める。

ロ、労働時間の短縮、休日増加、定年延長の闘争を可能な限り新たに賃闘に組み入れ、それぞれの目標の早期達成を図っていく。

ハ、労働協約その他の日常活動を強化して、組合員と組合の権利の伸長

第6図　全繊同盟における合理化対策の基本体系表

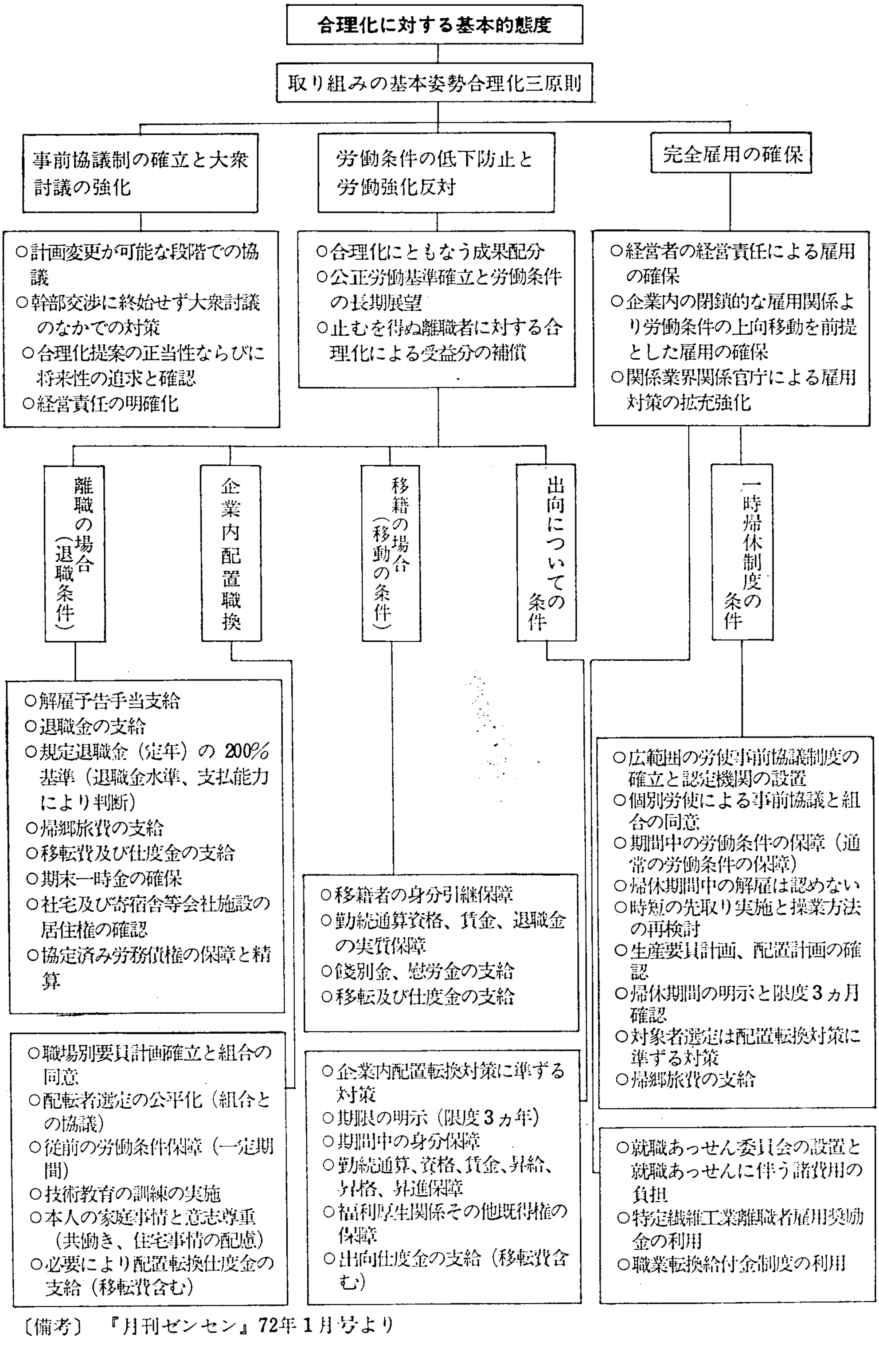

〔備考〕　『月刊ゼンセン』72年1月号より

を図る。とくに雇用の確保のため組織体制を固める。

(4) 当面、早急に政府、産業等に働きかける要求事項

イ、すでに明年度予算編成に対しては政府に申し入れを行なったところであるが、新事態における財政上の対策として「減税と税制改革」の要求については、これを四十六年度中に実現せしめるよう要求する。

ロ、円切上げによる沖縄県民の損失を補塡するよう繰返し要求して行く

ハ、海外在住その他外貨建ての給与を受ける組合員の給与支払いを円建て計算に切換えるよう該当企業に要求する。

ニ、その他緊急を要する対策については、可及的速かに要求していく。

こうした基本方針にもとづいて、具体的活動を進めているわけである。とはいえ、ここにも明らかなように、雇用保障、配転などの問題は、同盟系といえども無縁ではない。すなわち事実上、「合理化」への具体的対処が迫られた。とくに繊維産業の場合、日米政府間協定とあいまって影響は深刻であった。では「合理化」への具体的な対処方針、対処の仕方はどのようなものであろうか。この点、全繊同盟の示している第6図が、一つのモデルだと思われるので、ここに掲げておく。

2 主要組合の「合理化反対」闘争方針とその取組み

各組合の「合理化」反対闘争方針は、いわゆるドル・ショック以前と以後とでは、ニュアンスが異なっている。ここではドル・ショック以後の「合理化」反対闘争方針を中心にする。また組合によって、闘争方針を重点に記述するところと実際の取組みを中心に記述する場合がある。前者の場合は、「主要産業における『合理化』の実態」の項を参照されたい。

1 民間部門

鉄鋼労連 鉄鋼労連の合理化反対闘争方針は、すでに七一年八月の大会で打ちだされていた。だがニクソン声明以来、いっそう具体的な対策を迫られるに至り、まず一〇月五日、「ドル防衛・円切り上げ問題についての主張と見解」を発表した。そこでは一般的な主張・見解につづいて、とくに「企業レベルでの対処」として、「あくまでも労働力の売手としての基本的な立場をつらぬいて雇用と労働条件の確保、鉄鋼労働の実態にみあった世間なみ賃金・一時金の確保、合理化の犠牲排除などを強力に闘っていくため」に、つぎの三つを重点に置いていた。

【鉄鋼労連のドル防衛・円切り上げ問題の三つの重点】

①長賃計画にもとづく計画的賃上げの達成：対外均衡の維持と国内有効需要拡大のためには、長賃計画が提起している程度の水準引き上げは当然の措置であり、ひきつづき断固として計画の達成をすすめる。

②時短要求の推進：現在鉄鋼労連がかかげている大手年間九一日、中小七四日ないし八一日の休日完全確保を中心とした時短要求は、減産体制が長期継続される公算が大きい現状では、要員政策の面からも早期実施の意義と条件がたかまっており、このさいこれの実現をつよくせまってい

く。

③中小及び関連企業における企業不安の除去と雇用の完全確保：ドル・ショックによる輸出停滞と不況深刻化のもとで、鉄鋼でも中小及び関連企業での企業不安の発生、首切り、帰休、労働条件切り下げ等の犠牲転嫁等が生じるおそれがつよまっているので、これに対しては、首切り、労働条件の切り下げ絶対阻止の立場で産業別としても対応姿勢を確立する一方、企業不安の発生を妨ぐための特別な融資その他の措置の実施を政府に要求していく。

ついで不況カルテルが結成され、より具体的な対策を必要とするにおよんで、一一月一二日、「不況カルテルの結成と減産強化に対する当面の緊急対策について」を発表した。それにおける当面の対処方針はつぎのごとくである。ここでは資料紹介にとどめる。

【カルテル減産実施に対する当面の対処方針】

……今後の統合的なとりくみ方針については、おって一二月中央委員会に提起する合理化闘争方針の一部として整理してゆくこととし、とりあえず現時点では、さしせまったカルテル減産実施に対する当面の対処方針として、次の諸点を基準としながら、各組合、それぞれの条件に即した具体的なとり組みを産業別の連帯のもとにすすめてゆくこととします。

(1)対処の重点

今次のカルテル減産の実施に対しては、雇用の完全確保と安定職場の保障、賃金その他・労働条件の維持・防衛の二点に重点をおいて、犠牲転嫁阻止の闘いをすすめてゆきます。

(2)雇用面での対処方針

①カルテル減産の実施にあたっては、まず一切の問題処理の前提として「雇用の完全保障」について、経営側の確約を必ずとりつけることとします。仮にこの確約が得られない場合には減産の実施自体を認めず、公取委への異議申し立て等も含めた強力な闘いをすすめるなかから、あくまでも雇用の完全保障をかちとってゆくこととします。

②減産実施にともなう余剰人員の取り扱いについては、「減産期間中の臨時的措置」としての位置づけを明確にさせ原則として「応援」扱いとさせます。止むを得ず配転としての取扱いを認める場合も「配転に関する鉄鋼労連の統一取扱い基準」にしたがって本人希望尊重、適正配置・安定職場確保、労働条件維持、不当差別排除、その他すべてにわたって当該組合員の利益確保を最大限に追求し、取扱いの適正化をはかります。

③命令一時帰休は、原則として認めず、もし経営側が一方的に実施するような場合には、実力行使を含めてこれを阻止する闘いをすすめてゆきます。仮に生産品種その他の事情から止むを得ず認める場合でも、基準内賃金(46年7～9月実績)の一〇〇%保障は、最低条件として、協約・協定の規定如何にかかわりなく必ず確保することとします。

④臨時工・関連労働者への犠牲転嫁に対しても当該組合、あるいは対象者との緊密な連けい協力のもとに本工組合員に対すると同様、全力をあげて阻止・撤回の闘いをすすめます。

⑤今次減産に関連した雇用確保、安定職場確保闘争の一環として、このさい大手年間九一日、中小七四ないし八一日の休日完全確保を中心とした時短要求を組合側の対抗要求として積極的に提起し、その実現をせまる闘いをおこして働きます。

(3)賃金面での対処方針

①今次カルテル減産による賃金面での減収問題に対しては、▽基準内賃金での減収は原則として生ぜしめない。▽超過労働給の減収については、実態生活面に急激かつ大幅な打撃をもたらすことのないよう特段の措置を配慮させる、の二点を基本に対処をすすめることとします。

②この基本にたって、減産実施期間中の臨時特別措置として、次の諸点を要求してゆきます。

イ、職務給：今次減産にともなう配置がえ（応援ないし配転）にあたって下位職務に配置された場合は、すべて従前職務の賃率を保障させる。上位職務に配置される場合には、その職務に配置されている期間中応当賃率を適用させる。

ロ、能率給：減産実施の全期間を通じ、原則として四六年七～九月の実績を下回らないことを前提に、それぞれの体系に即して実績保障措置を講ずるものとする。

ハ、超過労働給：減産実施にともなって超過労働給が減少する場合は実際生活面への急激な打撃を生じさせないよう所定時間外教育・訓練や機械の整備、保全業務の設定その他なんらかの方法によって漸減的な姿にもってゆくよう配慮させる。

電機労連　電機労連では、七〇年以降、時短闘争に積極的に取り組み、かなりの数の組合が週四〇時間制、週休二日制をかちとった。そのかぎりで一定の前進を示したが、ニクソン声明以来、電機産業における「合理化」ははげしく、かつ具体的であるゆえに電機労連としても個別具体的対処がいっそう必要となった。

そのため七一年一〇月、電機労連中央執行委員会は、「当面の合理化対策について」を発表し、一時帰休、配転、出向などへの対処方針をかなりキメ細かく決めている。以下、資料を収録しておこう。

【電機労連・当面の合理化対策について】

1　解雇については認めない。

組合員の大量解雇等の異常な事態が発生した場合は闘争資金の前納を含め資金対策の万全を図る。

2　帰休

やむなく帰休を認める場合は、その実施期間を明示し賃金保障については二日まで九〇%とし、三日以上については九五%を目標とする。

3　出向

(イ)出向の定義についてはその性格を明らかにし事実上の解雇に通ずるようなことは排除する。

(ロ)出向期間を明確にさせ、一年ごとに再協議を行なう。

(ハ)賃金については、全額保障とする。勤務地が遠地（移動の必要ある）の場合は会社の責任で住宅を確保し手当の支給を配慮する。

(ニ)出向中も組合と連絡をとりうるように、苦情処理窓口をもうけ本人に明示する。

4　応援

(イ)応援期間は六カ月単位とする。

(ロ)手当については、出張手当を基準とし最低六〇%を目標とする。

(ハ)六カ月を越えるものについての手当は加算方式をとる。なお、応援終了後は原職復帰を原則とし、不利益を与えない。

(ニ)最低一月に一回の帰省日を設け、交通費は会社負担とする。

(ホ)応援場所が通勤可能な場合は、月決め手当の支給を配慮する。

5　ヘルパー

(イ)競売システムの店（同じ店で二社以上の商品を販売）へのヘルパー派遣をなくすよう努力する。

(ロ)派遣期間は三カ月を限度とする。

(ハ)手当については出張扱いとする。

(ニ)ヘルパー出向にあたっては、爾前爾後の報告を組合に求める。

6　配転

(イ)配転にあたっては、本人の意志・希望・適性を充分尊重して行なう。

(ロ)本人と組合との連絡を密にし、できれば組合が立ち合う。

(ハ)職務等級など不利益にならないよう確認する。

7　休日振替

(イ)振替日設定については組合と協議して決める。

(ロ)振替日は三〇%の手当支給獲得に努力。

以上を当面の対策とするが電機労連との連携を密にするために、その内容についての報告を要請する。なお今回の対策は人の移動に関するものだけに問題をしぼったが、他にも各種合理化の発生が考えられる。これについては、従来通り各単組において、その影響が電機労連全体に波及することを配慮し全体的な立場で取り組むものとする。

右に示した対処方針にもとづいて、具体的に取り組んでいるわけである。

たとえばコロンビアでは七一年一〇月一五日、一二〇〇名の希望退職を一一月二〇日までに募集したいと提案した。組合側は、①指名解雇反対、②退職条件の引上げ要求を中心に交渉に入った。そして一一月六日、人員については会社提案を認めたが、①特定個人については会社提案を認めたが、①特定個人に対しておこなうことはしない。強要、勧告はおこなわない、②会社都合による退職扱いにする等の条件で妥結した。その他、スタンダード工業でも、八〇〇名の人員削減等の提案がなされ、組合は一一月一一日、ストに突入した。だが一一月一九日、希望退職を認め、ひとまず妥結した。

全国金属　全国金属の「合理化」反対闘争は、いわば要求先行方式とでも名づけることができる。すなわち労働者の基本的な諸要求を前面にだし、強力なストライキによってその実現を図り、もって「合理化」攻勢を打ち破ろうとするものである。もっとも、それだけに組合への切りくずしもはげしい。たとえば日特金属、オリンパス光学、北辰電機など全国金属の拠点組合に、〝生産性向上運動〟が導入されたりしている。ただ少なくとも、「合理化」攻勢に対して単に防御的に対処しようとする姿勢でないことは確かであろう。この点は注目に値する。

とはいえ企業閉鎖、倒産、解雇をはじめとした「合理化」攻勢のなかで、反対闘争は容易でない。法廷闘争もしばしば必要であり、闘争はきわめて長期化しがちである。このため七一年一一月三〇日、争議団会議において、「倒産といかに闘うか」という実務を中心とした方針書を出したくらいである。

たとえば石居工業（静岡）は六九年七月に倒産したが、組合は協定にもとづく合法的な工場占有体制のもとで、自主生産とアルバイトでたたかってきた。それも不況下の受注減で、一時危機に陥ったが社外就労などでしのぎ、労働債券二億四七〇〇万円の支払要求を中心に闘争を継続している。また倒産ではないが、日本ロールでは、労働基本権の確認、解雇撤回を七一年九月にかちとるまで、実に八年半かかっている（もっとも実際の就労問題は解決していない）。

ドル・ショック以降の「合理化」反対闘争の事例は、資料の制約上、まだ明らかではない。だが企業閉鎖、倒産、工場閉鎖、解雇に関しては、これまでの事例からして、闘争が長期化するのは必至であろう。時間短縮、雇用保障を中心とした全国金属の今後の「合理化」反対闘争が注目される。

合化労連　合化労連は七一年一〇月、「円切り上げにともなう緊急要求八項目」を決定した。その骨子はつぎのとおりであった。

【合化労連・円切上げにともなう緊急要求八項目（骨子）】

(1)大企業中心、GNP優先から、労働者、国民の生活向上第一の経済への転換。

(2)そのためにも、大幅賃上げ、一時金大幅引上げで、国内市場の拡大、平和経済の発展につとめる。

(3)対米依存の輸出構造を東西貿易中心にバランスのとれたものとする。そのためにも、「一つの中国」にもとづく日中国交回復、ソ連、東欧との友好。

(4)化学産業の設備規制、無政府的な過当競争をやめさせる。公（工）害をださず、付加価値の高いものへと構造を切りかえる。そのためにも、化学産業労使会議等で組合の発言権を確保する。

(5)「ドル・円」不況に加えて、特恵関税などで影響の大きい中小企業対策の確立。

(6)企業合併、スクラップ・アンド・ビルドも進行するであろうが、一切の首切りを許さず、雇用の確保、拡大のため時短、休日増の実施（賃金一

○○%確保)。

(7)臨時の大幅所得減税とあわせ、緊急に全産業を通ずる離職者法(失業対策)の策定、抜本的な職業教育の拡大。

(8)総評の緊急対策七項目の政府要求を支持するとともに、こうした情勢のなかで全労働者の統一の必要が増しているので、その推進を行う。

ところで、こうした一般的要求もさることながら、これまでの「合理化」反対闘争の経験にもとづいて、合化労連の「合理化」反対闘争方針は、原則的でかつキメ細かい。たとえば企業合併については、①首切り反対、雇用の安定、新会社に完全統一雇用、②賃金、労働条件の保障、相対的に高い部分への調整、④事前協議制確立、不当配転反対、④組合の自主性確保、内政不干渉という四原則の確保を条件としている。また配転については、①配転基準の協議決定と本人の同意、②賃金、労働条件の保障、③業務上の正当な理由、④配転後の欠員補充という四つの原則確保を前提にしている。また配転に際しては別に、これまでの熟練度を尊重して賃金決定をおこなうこともつけ加えている。

そうした方針にもとづいて、「合理化」反対闘争をすすめているわけであるが、化学産業における「合理化」攻勢はきわめてはげしい。その例は枚挙にいとまがなく、現に闘争中のところも多い。いずれにしても、工場閉鎖、解雇、希望退職募集などの「合理化」提案に対しては、ストライキによってたたかっている。たとえば堺化学では、小樽鉱業所閉鎖、小名浜へのチタン集中生産、八〇名の希望退職募集施行に対し、七一年一〇月二三日、現場一時間、事務所二時間の第一波ストを実施している。その後、希望退職八〇名は撤回させた。東京セロファンでも、東京工場閉鎖(全員解雇)、全社的な希望退職募集提案に対し、一〇月一八日、第一波二〇時間ストに突入している。その後も波状ストをおこなった。また神島化学では、九月三日、神島工場閉鎖(全員解雇)提案に対し、交渉・闘争の結果、一〇月二〇日、中労委あっせん案(会社都合退職金プラス五・五カ月分)が出されている。そしていちおう解決している。

全繊同盟、繊維労連　全繊同盟と繊維労連は、それぞれ加盟上部団体が異なる。だがドル・ショック、日米政府間協定によって受けた打撃には共通性がある。もっとも全繊同盟の大手では異なるかもしれない。

【全繊同盟】　全繊同盟の「合理化」対処方針については、同盟の項でふれた。ここではくりかえさない。ここではむしろ若干の実態紹介と資料紹介をおこなうにとどめる。

第148表は七一年九月より一一月末までのもので、地繊部会に報告のあったもののみである。これによっても、影響の深刻さは明らかであろう。こうした事態のなかで、全繊同盟は七二年四月一八日、雇用確保対策を発表している。また大手でも、解雇、配転等が生じている。ここでは、帝人の例を紹介しておく。

【日米繊維政府間協定の影響による全繊同盟雇用確保対策(要旨)(七二・四・一八中執決定)】

昨年の日米繊維政府間協定の締結、円切り上げ問題などによって繊維産業は、過剰設備買上げや操短も行なわれ、雇用の確保に大きな影響を及ぼしている。

全繊としては、政府間協定以前から協定粉砕のたたかいをつづけてきているが、現実には協定は結ばれ、その影響によって労働者の離職という事態も生まれている。このため全繊は雇用安定対策をきめ、雇用確保に全力をあげることとし、離職一時金など具体的な救済方法を政府にとらせることに成功した。

第148表　全繊同盟地繊部会に報告された中小企業における合理化発生件数とその大要

発生事業場	所在地	内容	備考
米沢繊維猪俣支部	福島	自主規制買上げ縮小	希望退職　(解決)
メリヤス労連立川繊維	東京	倒産	解雇　(〃)
岡田染工	〃	工場閉鎖	集中生産，配転　(〃)
レナウン	〃	〃	〃　(〃)
大東レース	神奈川	会社内整理	解雇　(〃)
新和工業	静岡	自主規制買上げ縮小	希望退職　(〃)
マルケイ合資KK	〃	〃	〃　(〃)
半田織物	愛知	〃閉鎖	解雇　(〃)
滝田繊維	〃	〃〃	〃　(〃)
山木織物	〃	〃縮小	希望退職　(〃)
前田紡績	〃	会社内整理	転業，解雇　(〃)
中央棉布	〃	自主規制買上げ閉鎖	関連企業に移籍　(〃)
天城化学	〃	生産縮小	希望退職　(〃)
東海羊毛工業	〃	会社内整理	解雇　(〃)
大一繊維	岐阜	〃	親会社に移籍　(〃)
原藤染工	新潟	生産縮小	希望退職，撤回　(〃)
石動織物	富山	自主規制買上げ縮小	希望退職　(〃)
岡崎機場	〃	〃	〃　(〃)
雀印織布	愛知	〃	〃　(〃)
ロンニット	福井	生産縮小	〃　(交渉中)
織田織物	〃	労働条件引下げ	賃金切り下げ，賃上げ停止　(〃)
日出織物	〃	自主規制買上げ縮小	希望退職　(解決)
新庄織物	〃	〃	〃　(〃)
花野染工	愛知	生産縮小	希望退職，撤回　(〃)
昭和紡績	京都	会社，分散，整理	転業，解雇　(〃)
内外ガラス維	〃	新会社発足	会社名義変更，移籍　(〃)
日棉繊維	大阪	工場閉鎖	集中生産，配転，解雇　(〃)
福田織物	〃	自主規制買上げ閉鎖	解雇　(〃)
協同紡績	〃	生産縮小	紡績閉鎖，解雇　(〃)
旭染工	〃	会社内整理	解雇　(〃)
西陣撚糸	京都	生産縮小	希望退職　(〃)
東邦繊維	群馬	〃	解雇，一時帰休　(交渉中)
桐生繊維	〃	会社内整理	解雇　(〃)
岡山製織	岡山	〃	〃　(解決)
中塚興業	〃	自主規制買上げ閉鎖	〃　(〃)
備前興業	〃	工場閉鎖	集中生産，希望退職　(〃)
近泉合繊	滋賀	〃	〃　配転　(〃)
吉野織物	徳島	会社内整理	解雇　(〃)
大路織布	香川	自主規制買上げ縮小	希望退職　(交渉中)
フジランド工業	埼玉	生産縮小	〃　(解決)
岡戸産業	〃	会社内整理	転業，解雇　(〃)
能登織物	石川	自主規制買上げ縮小	希望退職　(〃)
エフワン鳥取	鳥取	経費節減	食堂，閉鎖　(〃)

〔備考〕 1)『月刊ゼンセン』72年1月号。
2) 地繊部会に正式報告のあったもののみ，1971年9月1日より11月末日まで。

しかし最近、大幅操短とそれに伴う余剰人員対策が企業から提案されるようになった。労働組合としては当然これに対し、雇用の確保に全力をあげて対処しなければならないし、会社側には内部転活用によって、雇用を最大限に確保するよう要求していかなければならない。

全繊としては、協定破棄を実現しなければならないことはもちろんであるが、やむを得ず操短をする場合の前提条件と、なおそれでも余剰人員が出た場合の対処措置を次のようにきめる。

〈操業短縮する場合の前提〉

①一日の実働時間と輪番休日制操業形態の改善をする。
②非一斉休日型の二四時間操業は完全四組三交替制に改善する。
③深夜勤務をふくむ二組二交替制は三組制に改善する。
④教育のための人員措置や時間外労働の廃止など、必要な措置をとること等の前段措置を十分行なう。

以上を労使協議決定する。

〈余剰人員が出た場合の措置〉

次の事項を全繊の承認を得て労使間で協定した場合に限り、再雇用約かん付一時離職を認める。

①必らず再雇用されることを条件とし、生活条件の低下をきたさないこと。
②あくまで本人の自由意思によること。
③失業保険の給付金をふくめ、離職前の労働条件が確保されること。
④労働者各自の離職期間は三カ月間を限度とすること。
⑤再雇用後の労働条件は、一時解雇（四・二七協定）

【帝人の失保適用による一時解雇（四・二七協定）】

日米繊維政府間協定に伴う操業短縮による人員措置に関する協定題記措置の一環として、一時離職を実施するに当り、次の通り協定する。

1 対象人員 対象人員は三〇〇名とする。
2 実施期間 昭和四七年四月二八日より七月二七日までの三カ月間とする。
3 四組三交替制の改善 現行協定休日に賞不関の休日五日を増加する。
4 雇用の保障 期間満了後は再雇用する。
5 離職者の取扱い (1)解雇予告手当の他特別加算金を支給する。(2)帰郷旅費は会社旅費規程により支給する。
6 復職時の取扱い 復職にあたり原職に復帰させる。
7 細部の取扱い 細部については別に定める。

昭和四七年四月二七日

帝人株式会社取締役社長 大屋 晋三
「全繊同盟」帝人労働組合組合長 三浦 範男

〈余剰人員対策経過〉

①余剰人員……一、二四〇名
②転活用人員…… 九七六名
(イ)四・三制改善一八〇名、(ロ)余剰解消二九〇名、(ハ)外注量調整一二〇名、(ニ)関係会社応援一三〇名、(ホ)その他二五六名
③一時離職人員……二六四名
④一時離職工場別人員
松山工場一三三名（男）、愛媛工場四三名（男）、三原工場三〇名（男）、小松工場二〇名（女）、計二六四名

【繊維労連】 繊維労連の「合理化」闘争方針は、全繊同盟とは異なる。それはつぎの四つに集約されるであろう。①「合理化」の狙い・背景について学習活動を深め、反対闘争の経験を交流する。②職場で労働協約や労働基準が完全に守られているかを常に点検し、組合員の権利を拡大する。③無欠点運動、品質管理や職務給の導入に反対する。④「合理化」提案は労働組合との事前協議をおこなうことを要求する。

一般的方針は右のとおりであるが、ドル・ショック、日米政府間協定の影響は、中小企業を主体とする繊維労連には大きかった。このため七一年一〇月、日米政府間協定破棄、繊維産業対策、雇用対策を中心とした各政党への要請を発した。

【日米繊維の政府間協定破棄及び今後の繊維対策、労働者の雇用安定と離職者対策について繊維労連の各政党への要請】

貴政党が、日本の勤労階級の生活及び政府、独占の収奪にあえぐ中小零細企業の利益を守るため、さらには「沖縄返還協定批准反対」のため、日夜奮闘されていることに対して深く敬意を表します。

私たち繊維労連は、生糸・染色整理・織物・紡績・撚糸・縫製・メリヤス業に働く繊維・衣服労働者を基礎にした、総評系の繊維労働者の全国組合であり、繊維労働者共闘会議は、これらの繊維の中小企業に働く、中立系労働組合と繊維労連の共闘組織であります。

さて、私たちは、佐藤政府がさる一〇月一五日、国会決議を無視し、労働組合・関係業界の反対を押し切り、全く国民的合意を得ようともせず、強引に日米繊維の政府間協定を仮調印したことに対して、その一貫した対米従属外交と反民主主義的な政治のやり方、国内の繊維産業とそこに働く労働者を犠牲にした暴挙について深い怒りをもって抗議してきました。

しかも政府は、第六七臨時国会において、野党側の追及に会うやただひたすら「止むを得ない措置」として、何ら具体的な理由を明示せず、「国益を守った」と強弁しています。政府のいう「国益」とは、アメリカのニクソン大統領の選挙公約を守ることが、日米共同体制につながるという、全く対米従属一辺倒の政治的取引に他ならないと断定せざるを得ません。

すでに、昨年後半期より繊維産業の部分的不況がはじまり、本年に入ってから特恵関税の許与措置、八月一五日のニクソンの一連のドル防衛策と日本の国際変動為替相場制への移行と円切り上げ問題によって、ただでさえ経営基盤の弱い繊維の中小企業はまさにトリプルパンチを受け、さらに今回の「政府間協定」によって重大な危機にさらされております。

そのため、私たち繊維労働者の雇用と生活の危機も全くさしせまったものになっております。すでに本年一月から一〇月までの繊維の倒産は六八二件を数え、繊維の大企業、中小企業をとわず、工場閉鎖、配置転換、首切りが多発し、今回の「政府間協定」によって三、〇〇〇の繊維業者の整理、二〇〇、〇〇〇人の繊維労働者の首切り、合理化の嵐が、私たちにせまっています。

政府は中小零細企業の救済という名のスクラップ化の拡大を強行しようとし、繊維産業は史上最大の危機にさらされようとしています。

私たち繊維労働者は、みずからの生活を守るため、当面、次の要求をもって運動をすすめたいと考えておりますので、貴党の御協力を心から要請いたします。

記

1　当面の国会対策として

(1)繊維協定を国会承認事項としてとりあつかわせ、このなかで協定内容の反国民性のバクロ、政府の行政責任を追及し、協定を破棄させること。

(2)今回の繊維協定に関連して、政府がとっている輸出貿易管理令の乱用を追及すること。

(3)政府の賠償措置の不徹底性を追及することと、全野党一致協力して、繊維協定破棄と沖縄返還協定批准反対の闘いとを結合し、佐藤内閣打倒、国会解散に追い込むこと。

2　労働者の雇用安定について

(1)今回の繊維協定に関連し、これに便乗した企業の首切り、合理化策について、国会においても充分監視をつよめ、行政当局に、これが抑制措置をとらせること。

(2)現在企業がとっている、又はとろうとしている操短による生産高の調整ではなく、積極的な労働時間短縮を図るよう行政指導すること。

(3)賃金遅欠配対策として、中小企業の融資枠の拡大のための実効ある措置をとること。これに関連して七一年、年末一時金の支給時期には、格別の年末融資枠の拡大を図ること。

(4)不幸にして倒産の場合。

(イ)労働者債券（賃金・一時金・退職金など）の確保については企業の責任を明確にし、金融機関などの担保権より優先して支払わせ、不足の場合、政府の業者に対する賠償又は救済措置のなかに一定の枠

をもうけて、これに当てるなど、政府の代替り措置をこうずること。
(ロ)失業保険給付率の引き上げと、給付日数の延長を図り、全失業期間中給付すること。
(ハ)健康保険組合及び政府管掌の健康保険の利用について、倒産後もひきつづき利用できる特別の措置をこうずること。
(ニ)厚生年金中の老後年金の給付額の引き上げと、給付資格要件の緩和につとめること。
(ホ)他職種に転換のための職業訓練手当については、炭鉱離職者と同様な措置をとること。
以上の諸施策を重点的におこない、該当法律の改正および単独立法の制定措置を図ること。

3

繊維産業対策について
(1)今回の政府間協定、変動為替相場制、又は予想される円切り上げなどの措置が商社など発注先からの加工賃切り下げ、手形決済期間の延長などに利用され、そのしわよせが中小企業によせられている状況を把握し、これが抑制のための実効ある措置をとること。
(2)中小企業団体法を一部改正し、発注先に対する業者としての加工賃取りきめに関して、「団体交渉権」を保障し、さらに適正加工賃取引委員会を設置し、中小企業者の公正競争がなされるような措置をこうずること。
(3)繊維業界、とりわけ中小企業の過当競争を規制し、その近代化を図るため、「全国・全産業一律の最低賃金額」の制定を軸に「繊維産業としての産別最賃」及び「家内労働法の整備と最低加工賃の引き上げ、労働時間の短縮」などについて適切な措置を図ること。
(4)政府の業界救済策――転廃業については、たんなる国民の税金のムダ使いにならないよう充分監視し、真に業者の再生条件となるよう実効ある措置をこうずること。さらに業者の転廃業に伴う救済策の実施については、雇用に与える重大性にかんがみ、労働組合又は従業員代表の合意を必要とすることを付帯条件とさせること。
(5)自営業者の転廃に当っては、失業保険、厚生年金の拡張適用などによる生活保障について、格別の措置をこうずること。
(6)対米輸出依存体制から、広く社会主義諸国との平等、相互互恵にもとづく貿易の拡大に転換させるよう援助すること。
(7)繊維大企業と大手商社の開発途上国への進出について、それが当該国への経済侵略にならないよう規制するとともに、かかる資本輸出が、国内同業種の競合関係を激化させ、それらを衰退に導き、国内の雇用を減退させないような必要な施策をこうずること。
(8)今後の日本の繊維産業の在り方について国会をはじめ、関係審議会において充分審議をつくし、次の方向づけを図ること。
(イ)日本資本主義の重化学化と関連し、従来の輸出第一主義からの転換、開発途上国との競合関係を考慮し、今後、付加価値性の高い、高級品、ファッション性の高い製品への移行を指導すること。
(ロ)流通過程の改善を図り、流通マージンを規制し、メーカー段階における適正加工賃の保障と、消費者に対する安定的価格による製品の供給を可能にさせる措置をこうずること。
(ハ)各産地について、地域経済との関連において、その振興策を確立するため、前記、三の(2)から(6)項などを含め、産地工業振興法（仮称）の制定を図ること。

そして一一月一〇日、繊維労連総決起集会をひらき、一一月一九日には、「沖縄返還協定批准反対」「政府間協定反対」「秋闘要求、年末一時金要求獲得」を目ざし、一時間のストをおこなっている。

紙パ労連

紙・パルプ企業の「合理化」提案に際し、理由として挙げられるのはつぎの点である。①不況、業績不振、企業赤字のゆえに、コストダウンし、競争力を強めること。②公害防止設備投資の増大によって、都市工場のスクラップ化が必要なこと。③原料を海外に依存しており、臨海工業立地の必要性。④ドル防衛策による輸出不振、資本自由化への対処として、国際競争力の強化が必要なこと。概ね以上である。こうした理由によって、さま

ざまな「合理化」が立ち現われている。

他方、紙パ労連の「合理化」反対闘争の方針はどうであろうか。紙パ労連は簡潔につぎのように提起している。まず「基本要求」は①企業責任を一方的に労働者に転嫁する「合理化」反対、②労働者の働く職場と生活の保障の二点である。つぎに「闘争方針」として①職場労働者の要求を基礎にして団結し、産業別・地域ごとに共闘を拡げる、②産業別・地域ごとの共闘体制を背景とした個別労組の実力闘争が二つの軸である。そして「将来展望」として、以下の三点を指摘している。①労働者の雇用と生活を保障する制度的要求を実現するたたかい、②全紙パルプ・関連労働者との共闘を拡大し、紙パルプ労働戦線統一をはかる、③労働者の雇用と生活を中心とした経営政策へ転換させる。

こうした基本方針にもとづいて、個別労組の闘争がすすめられている。闘争は概ね長期化する場合が多い。たとえば日本製紙労組では、七〇年一二月二五日に「企業閉鎖、全員解雇」の通告がなされ、七一年三月三一日に会社は解散された。四月一日に大昭和から代表清算人が乗りこみ、清算段階に入った。組合はただちに団交を申し入れ、①法令に反しない限り工場内における組合活動の自由を認める、②組合の一一項目の要求には誠意をもって解決するよう努力する、③日本製紙支援共闘会議との団交に応ずる、という確約をとりつけた。そして四月以降は賃金も途だえたため、アルバイトなどで自活体制を整え、共闘の拡大、住友、大昭和への抗議行動、法廷闘争、署名運動などをつづけている。

いずれにしても、紙・パルプ産業の再編を背景に、紙パ労連に対抗する産業別組合（連合体）の旗上げ、育成・強化とも絡んでいるだけに、紙パ労連の「合理化」反対闘争の前途は多難である。

炭労、全炭鉱、全鉱

炭労は七一年三月の臨時大会で、現状では石炭産業は完全に崩壊するとして、①新政策の樹立を要求し、体制委員会で本格答申作業をただちにはじめること、②政府・資本に公開質問状を発し、明確な回答を求めることを決め、政策闘争をすすめた。

全炭鉱も、月五二七日からの定期大会で、①国内炭の国策としての確立、②七四年以降の対策財源、助成策の確立を要求の中心にすえ、体制委員会を再開させて本格答申の検討をさせ、結論づける時期に大衆行動、臨時大会をおこなうことを決めた。

こうして中央レベルでは、政策闘争をすすめたが、個別の閉山問題では、さしあたりそれをくい止めるには至らなかった。たとえば常磐磐城の閉山にあたっては、退職条件の解決を中心に、三月一二日一番方から四八時間ストを決行した。そして、一八日、退職条件の積上げ回答を得てストを解除した。その後、四月二八日に閉山された。全体として、閉山問題では、白紙撤回を要求しつつも、結局は退職条件の積上げ要求を中心とした条件闘争によって、妥結するしかないのが現状のようである。

この点は全鉱も同様である。全鉱は、閉山提案に対しては、「産業と雇用を守る」立場から、鉱業政策確立と反「合理化」闘争を結合した運動を展開してきた。この場合、個別企業労使間の判断のみでなく、産業別の団交参加、鉱量調査、地域共闘体制の確立を含めてたたかってきた。だが結果として、退職条件等の上積みによって妥結せざるをえず、休・閉山そのものをくい止めることはできないでいる。

こうした経験にもとづいて、七一年九月の全鉱第六一回定期大会では、従来の反「合理化」闘争方針を一段と強化するため、つぎのことを確認している。①鉱業政策を抜本的に改訂するたたかいと反「合理化」闘争を結合させ、産業を守り雇用を確保する、②長期的な探鉱計画を立てさせ、職場の確保、安定化をはかる、③一企業連、一単組にかけられた「合理化」攻撃でも、全鉱全体でうけとめてたたかう、④事前協議の強化をはかり、新機械の導入や環境変化にともなう労働条件、配置転換などは、労使間の協議成立後、実施に移させる。

私鉄総連　私鉄総連の関係では、とくに地方の中小私鉄・バスの「合理化」攻勢が目立っている。というのも大手の私鉄が、一方で「合理化」によって要員を削減し、他方で鉄軌・バスのみならず、いわゆる多角経営化しているのに対し、過疎化の進行している地方の中小私鉄・バスでは、直接的「合理化」しか残されていず、しかも経営難にみまわれている。

濃飛バスでは、七〇年の年間臨給冬期分の支払いが、立替え借金払いで実現したが、七一年の賃上げ分と年間臨給が未払いである。野上鉄道でも、七一年の臨給と退職が未払いである（以上、七二年一月末現在）。

それゆえ、七二年春闘では、〝合理化と抱き合わせの賃上げ〟回答はもちろん、「合理化」先行の会社も現われた。たとえば上田交通では、五九人の解雇、退職金支払いの五カ年凍結（支給額は現在のまま）、賃金二〇%、臨給五〇%の会社査定の導入が先決だと提案された。組合は四月二七日、三〇日、五月四日、八～九日と四波のストを決行したが、交渉は前進していない（五月末現在）。また千曲自動車も、一六項目にのぼる「合理化」案を示し、六月末に至るも解決に至っていない。川中島自動車も三三人の解雇提案を出し、六月末に至るも、やはり未解決である。

地方の中小私鉄・バスの「合理化」問題は、むしろ今後いっそう深刻化すると思われる。

新聞労連、民放労連　マス・コミ関係の「合理化」は、ほかならぬマス・コミによって知らされていない。ここでは「合理化」反対闘争の一端を紹介するにとどめておく。

【新聞労連】　新聞業界では、全国的なCTS化の動き、大手を中心にした発行本支社間のファクシミリ化、共同を中心にした電算化、発送の全面的機械化など、新聞製作の自動化が本格化しはじめている。こうしたなかで、業界再編の動きも出はじめている。

新聞労連の、一連の「合理化」に対する闘争方針は、「言論の中央集権化につながる大手の地方進出」反対、「偽装倒産」反対などを含み、きわめて多面的である。

【新聞労連・当面する「合理化」とのたたかい】

一、事前協議制の労連基準案をかちとり、一方的な機構改革、臨時・下請制度の採用、企業の「合理化」、別会社化と企業合併・提携などを許さず、職場活動の自由を拡大する。

一、「合理化」による配転四条件（本人の希望優先、全員同時解決・同時実施、技術習得は会社負担で公平に、配転を出す職場の労働強化をさせない）など保障要求を具体化し、かちとる。

一、独占集中化とそれによる中小紙労働者の失業などは、すべて資本家に責任をとらせ、独占化と紙面の画一化、反動化、軍国主義化をはね返す。

一、労働強化をなくし、職場環境を根本的に改善させる。

一、多能工化を迫る機構改革に反対する。

一、企業競争の激化・独占集中化を促進し、新聞労働者の搾取と収奪を強め、真実の報道を阻害する増ページに反対する。
一、労働密度の濃化、人員整理を招く「機械化・合理化」に反対する。
一、ぼう大な設備投資と拡張費を使い、労働者の搾取のうえに進められ、言論の中央集権化につながる大手の地方進出に反対する。
一、大企業の「合併」、大企業による中小企業の「吸収合併」あるいは不採算部門の「分離」、別会社化、下請け化など、全産業的、国家的規模での「合理化」に反対する。
一、労働者を職場から放り出し、組合を破壊する目的をもって行なわれる偽装倒産や企業縮小、新会社設立の攻撃に反対する。

最近とくに目立つのは、中小新聞、ローカル新聞の経営危機である。たとえば日本海新聞（鳥取）は、六九年末、新聞界初の会社更生法適用を申請し、七一年七月二九日、鳥取地裁で認可された。このため賃金遅配、一時金ゼロなどが生じ、労組の再建闘争は七二年に至っている。北海タイムスでは七一年暮、要員一五%削減、定価値上げ、機構統廃合などの「合理化」案が出された。これは七二年二月、定年引下げ（六〇歳を五五歳にする）を組合側が、①退職強要はしない、②退職者の再就職あっせんを条件に、ひとまず受諾し、解決している。他方、内外タイムスも七一年末、不渡手形の発行、妥結済の年末一時金未払いなどの事態を引きおこし、倒産の危機に陥った。一月末に一時労使の歩みよりがみられたが、三月に入り、企業閉鎖、新社構想が出され、問題は新たな様相を示している。

その他、フクニチの人員削減案（三月五日）、大阪日日の就業規則改訂案に対する労組の反対とそれに対するロックアウト（四月二七日）、鹿児島新報の〝倒産〟危機などが発生している。なお前記の内外タイムスでは、六月三〇日、三〇名の解雇を発令し、新たな段階を迎えている。

また別に、大手中小を問わず、これまでの腰痛、けんしょう炎に加えて、鉛中毒が職業病として表面化してきている。

【民放労連】　民放関係では、七一年一一月、NETの報道切離し、報道部員のNET朝日KK（旧朝日テレビニュース社）への出向が提案され、報道分会二三名が指名ストをつづけてきた。そして三月四日、ひとまず出向に応じることを労組は決定し、協定を結んだ（切離し反対闘争は継続）。条件はつぎのとおり。

【NET報道部門切離しに関する協定】

㈠旧報道部の出向者はNETで勤続したものとし、身分、賃金、労働条件、昇進、昇格などについてはNETの条件を保障する。NETより「NET朝日」の方が労働条件で良い部分は「NET朝日」にあわせる。
㈡組合活動はNETの組合員としての権利・活動を保障する。
㈢出向した者の従来の業務は保障し　NETの報道番組以外の仕事はさせない。
㈣人事については、NETにおける従来の方法で行う。
㈤朝日新聞が報道番組に介入したり、NETの人事に介入することはない。
㈥報道番組をスタジオ制作する場合、NETのスタジオを使用し、制作技術のスタッフはNETのスタッフで行う。
㈦NETのスタジオを貸スタジオにする考えはない。
㈧報道以外の制作・美術・技術など出向の形をとる切離し、別会社化を行う考えはないし、今後三年間は現行体制を変更しないことを約束する。
㈨今次争議について、双方その責任を追及しない。

この協定は、出向をひとまず認めているものの、キメ細かく内容をチェックしており、その意味では注目される。ちなみに民放関係の「合理化」も、きわめて多岐にわたっている。このことは、反

「合理化」闘争にあたっての民放労働者の統一要求を一覧すれば明らかであろう。参考までに掲げておく。

【民放労働者の統一要求（抜すい）】

○労働基準法違反の一掃。嘱託、契約者、臨時、アルバイト、パートタイマー、下請労働者にたいする労基法の完全適用。労働基準法の適用除外反対。労基法改悪反対、積極的改定。

○勤務シフトの制限および改善。シフトの一方的変更、改悪反対、事前協議制の確立。時間外労働、深夜労働・休日労働・変形労働の制限および撤廃。労働時間プール制反対。十時以降の番組制作、十二時以降の深夜放送の廃止。放送休日の実現。

○時間外労働手当の打切り、不払い反対。時間外、深夜、休日などの割増率の大幅引上げ。休日、深夜、早朝、宿泊、徹夜などの特殊勤務手当の大幅な引上げ。

○採用ストップ、欠員補充ストップ、人員削減反対。人員の大幅増。

○電子計算機導入、自動化、機械化による首切り、人員削減、兼務兼担、ワンマンコントロールなどの労働強化や一方的な配転、出向、作業内容の変更反対。合理化事前協議、同意協定の締結。

○ネットワーク会社計画反対。制作、報道部門の切離し、別会社化、プロダクション化、要員プール反対。系列支配の強化反対。下請制度の導入、拡大反対。

○嘱託、契約者、臨時、アルバイト、下請など差別雇用制度反対。即時社員化、差別撤廃。

○労資の協議にもとづく総合的、体系的な技能教育の実施。研究時間、研究費の補償。

○婦人にたいする一切の差別（賃金、雇用、仕事、身分、昇進など）の撤廃、差別停年制の即時撤廃、退職強要、いやがらせ配転反対。母性保護のための有害作業の禁止、労働の軽減。生休、産休、つわり休、育児休の権利の確保。

○憲法、労働組合法をふみにじるいっさいの権利侵害反対、戦場の内外における組合活動、政治活動の自由の確保。組合加入、団体交渉、ストライキ、ピケットなど権利にたいする制限、侵害反対。専従制度、職場内、時間内組合活動の権利、書記局、掲示板確保。公務員のスト権奪還。

○組合活動、ストライキ、政治活動を理由としたいっさいの処分、不利益待遇、賃金カット反対。

○すべての首切り、処分の撤回。すべての解雇者、休職者の即時原職復帰。警察、検察、治安当局による組合活動への介入、弾圧反対。ガードマンの導入反対。

○資本と同盟による分裂攻撃反対。第二労連（民放労協）結成反対。

○広報センター、番組センター番組や政府スポンサー番組など一方的政策宣伝番組の放送反対。放送に対する政府の介入、干渉、統制反対。

○政府、独占本位のＵＨＦ全面移行、ラジオのＦＭ化、中波大電力構想反対。放送法、電波法の改悪反対。ＣＡＴＶ規制法反対。郵政大臣の監督権強化反対。政府から独立した民主的な放送委員会の設置、放送行政の民主化。

2 「公共部門」

全専売　専売公社は七一年六月二九日、長期経営計画にもとづく「第一期中期計画」（六九年六月より実施）の一環として、つぎのような提案をおこなった。①支所の統廃合を中心とする支所の業務遂行体制整備（七二年四月実施）、②工場の本社直結（七一年一〇月実施）、③支社制実施（七一年一〇月実施）。つまり第一線事業所の業務遂行体制の整備を中心とした組織機構再編の提案である。これに対し全専売は七一年七月の定期大会でつぎの六項目を基本

要求に決め、先行解決を図った。①国民のための公社にするための経営民主化、②長期雇用安定と職場確保、③総体的な労働条件の向上、④労働基本権奪還、職場の権利拡大、⑤関連産業開発による雇用の拡大、⑥合理化三協定の再確認と補強。

こうして労使交渉に入ったが、要求の先行解決を求める組合側と組織機構再編を実施したいとする公社側の主張とがかみ合わず、交渉は進展しなかった。

全専売は九月二一日、「専売合理化反対要求貫徹中央総決起集会」（参加四〇〇名）を開催し、二二日には地方動員による集団交渉をおこなった。そして事態の打開を図るべく、九月九日、全国八拠点で九月二七日始業時より二時間の職場大会を開催するよう準備指令を発した。だが直前の交渉で、①七二年以降、支所の業務遂行体制の整備を前提とするが、当面する一〇月以降の工場本社直結、支社制実施はひとまず延期する、②労働条件改善要求についてはなお交渉をつめるという公社側回答によって、二七日のストを中止した。

全専売は、一〇月に中央委員会をひらき、中間総括と今後の闘争方針を決めた。そして一一月一九日、全国八拠点で三〇分ストをおこなったのち、第二波として一三拠点で一二月一三日始業時より半日ストをおこなう準備指令を発した。

こうして半日スト準備を背景に交渉をすすめた結果、一二月一二日、大綱つぎのように了解点にたっし、ストを中止した。①延期されていた工場の本社直結、支社制実施は七二年一月からとする、②営業課制、配送分離、統廃合は七二年四月実施とする、③余剰人員、配転等については、当初公社計画を多少修正する。こうしてその後、細部交渉をすすめ、闘争は年末に収拾された。

全林野

最近、国有林経営は「赤字」だと林野庁はのべている。「赤字」の原因は、①木材価格の低迷、②伐採個所が奥地になり経費が増大したこと、③一般行政費（治山など）の負担増、④人件費増、によると説明されている。このため、林野関係の機構改革、「合理化」が検討されている。

たとえば七〇年一〇月二七日、政務次官会議で要旨つぎのような決定がおこなわれている。①公益的役割に応える機能強化のため、行政と経営の分離を含めて再検討する、②上記の機能を最高に発揮しながら森林事業を抜本的に効率化するため、諸事業を直営直用のあり方とも関連し改善することを検討する、③効率的な運営のため業務の執行態勢・人員配置・労使関係・経営組織などを刷新整備する、④自然環境の提供事業の展開。

また七一年九月三〇日、林政審議会に問題提起した際の考え方は、いっそう具体的である。①生産・造林などの直接部門は生産性を前提とし合理化し、間接部門もそれに見合い組織機構、人員配置を合理化する、②新規事業の費用負担の適正化、③合理化による余剰人員は退職促進と新規事業へ吸収し、合理化を妨げない範囲で従来の仕事へまわす、④経営組織も以上が実現できるようもっとも適切なものにしていく。

以上が「合理化」の大筋の考え方である。これに対して、全林野ではつぎのような要求を掲げている。①全員常用化、②差別処遇の撤廃＝基幹労働者の待遇を月給制なみに、③大量首切り、大型「合理化」粉砕、④林業振興決議の実施、以上である。最後の「林業振興決議」とは、七一年三月二五日、衆院農林水産委員会で全党一致決議をされたものであり、とくにつぎの部分が重要である。

第149表　全林野の常勤闘争の経過

年　　月	
58.	常勤外5,343名定員化
59.	常勤1,345名定員化
61. 2	閣議は「常勤化防止」の決定する
61. 3	常勤750名定員化
61. 6	常勤外10,029名定員化する
61. 4	扶養手当の差別解消，年休増，傷病手当金の調停案
65. 5	雑用車運転手297名くり入れ
66. 3	直営直用拡大・機械要員2,700名のくり入れの方向確認
66. 6	臨時雇用制度の抜本改善の確認とる
68. 4	国民の祝日の有給化，退職手当の改善で確認
68.11	基幹要員は常用化し常勤性を付与の当局非公式提案
68.12	上の提案が正式に出され「1月までに当面策を」の回答
69. 3	5カ年で全員常用化，常勤制について関係方面の了解得るよう努力，祝日有給化の拡大に努力を確認
69.11	寒冷地手当制度化
70. 3	国民の祝日有給化常用6日に
70. 7	常勤制付与で当局提案
70.12	46年度実施を目標に各省庁と協議し2月までに組合に提案と当局回答
71. 3	25日に「林業振興決議」

「なお国有林野事業の健全な発展を期するため、基幹労働者については、常勤職員の雇用条件との均こうを考慮しつつ、処遇の改善に特段の措置を講ずること。」

だから全林野の要求のうち、とくに中心は、全員常用化＝常勤制の確立、差別処遇の撤廃にある。それはまさに積年の要求でもある。国有林はじまって以来の〝悲願〟であるといってもよい。いまここ十数年の常勤制闘争史をみても（第149表）、常に一貫した要求であることがわかるであろう。

そしてとくに七一年秋から七二年春闘にかけて、この闘争は強化されている。具体的には各地方交渉を中心にし、大衆行動をバックにたたかわれた。そして七二年四月八日には、人べらし機構改革反対、処遇改善、全員常用化の要求で、全山一日のストライキを決行した。これには約三万名、三六九分会が突入している。さらに五月二五日にもストを実施した。中央では、社会党の申入れとこれを受けた農林大臣の回答があり、最終的に両者の間でつぎのことが確認された。

【全林野常勤化要求に対する農林大臣の最終回答（確認）】

目下林政全般について、種々検討中であるが、社会党よりの申入れの四項目についての考え方は当面次のとおりである。

一、1、事業の通年化は容易でない状況にあるが、定期作業員の雇用の通年化の実現は短期間には困難であるが引続き努力する。

2、定期作業員の現行の反覆雇用方式を改めて、休業保障の制度化への途を拓くことは多方面への影響もあるので、関係方面と連絡をとりつつその実現に努力する

二、1、常用作業員を常勤職員とすることについては、政府の統一見解にもとづき引続き、関係各省の協力を得て努力する。

2、常用作業員の処遇改善については、常勤職員との均こうを図る方向で目標を明らかにし、その実施について前向きに努力する。

三、直営直ようの方向については、地域性等を考慮し、組合側の意向も十分聞いて措置する。

四、林業振興決議に定める事項は、林政の基本に関する重要事項でもあり各事項にわたって、真剣に検討をして実現に努めたい。

そしてこの確認をもとに、全林野と林野庁との間で「理解として」確認されたのが、つぎのことである。この「五・二五確認」に沿って、全林野の反「合理化」闘争は引き続いている。

【林野庁が回答した党・省の確認の一―三項の理解として団交で確認したこと】

①一、1、について（常用化展望）六・三〇確認をふまえて、通年化による常用化の具体的展望、計画について検討しできるだけ早い機会に組合に提案する。

②一、2、について（休業補償制度による常用化）、林野庁として早急に成案をつくって関係方面と連絡をとりつつ実現につとめる。立法措置を必要とする場合は政府として法案提出することになる。成案を得れば組合に説明協議する。

③二、2、について（処遇改善の目標）、退職手当、公務災害私傷病の賃金補償をふくめてその改善目標について具体的に検討して明らかにしていきたい。目標の実施についてはきびしい財政状況にあるが、四七年度から逐次実施できるよう努力して参りたい。

④三　について（直営直用事業）労使間の信義を尊重しかつ現実をふまえて実態に則して対処していく方針である。

⑤具体的回答の示せる時期（①②③の計画、内容などについて）六月下旬までに具体的回答の出し得る時期について説明できるよう鋭意検討する。

国労・動労、全逓　国労・動労の反「合理化」闘争は、いわゆるマル生反対闘争として知られている。その前提である生産性向上運動は、たしかに「合理化」運動の一環にはちがいない。たとえば生産性教育・研修をつうじ、「国鉄財政再建」に向けて職員の意識を統一、高揚させ、生産性向上＝「財政再建」運動にまい進させることなどにみられる。一例は、ケチケチ運動ともよばれる経費節減運動である。また提案制度の一種である一・一運動（一人が一日に一つの提案をする運動）、目標管理の一種である一・三・五運動（一人が三カ月に五万円かせぐ運動）などもそうであり、組合の基本的権利擁護闘争＝労務政策改変闘争も似た性格をもっている。したがって、この場合も組合の権利闘争の項で取り扱う。ただし全逓、国労・動労とも、要員削減、機械化などへの対処がいかにおこなわれたか、それらも問題としては残っている。だが本年鑑ではひとまず、国労・動労のマル生反対闘争、全逓の労

（旅客募集）なども同様である。

だが他方、生産性向上運動は、それに反対し、反「合理化」闘争に取り組んできた国労・動労への組織攻撃という性格が不可分に付きまとっている。それゆえ、「合理化」反対闘争＝マル生反対闘争であり、組合の基本的権利擁護闘争という性格を帯びていた。したがって、国労・動労のマル生反対闘争は、のちの組合の権利闘争の項で取り扱うことにする。

この点、全逓の「合理化」反対闘争＝労務政策改変闘争も似た性格をもっている。したがって、この場合も組合の権利闘争の項で取り扱う。ただし全逓、国労・動労とも、要員削減、機械化などへの対処がいかにおこなわれたか、それらも問題としては残っている。だが本年鑑ではひとまず、国労・動労のマル生反対闘争、全逓の労

変闘争に焦点をしぼり、別項で記述することにしたい。

3　労働時間短縮闘争

反「合理化」闘争の一環として、七〇年代に入って時間短縮闘争の一定の進展がみられるようになった。そこで本集の年鑑では、さしあたり「合理化」反対闘争のなかで、とくに時間短縮闘争を一項設けることにする。もっとも労働時間は、賃金、労働密度とならんで労働条件の基本を形成しているものであり、したがって時短闘争は、必ずしも「合理化」反対闘争の枠内におさまりきらない特徴をもっている。ここで時短闘争を取り扱うのは、一応の便宜的措置である。とはいえ、はじめての試みなので、まずこれまでの時短闘争の経過を簡単に回顧することから着手しておこう。

これまでの経過　労働時間短縮要求は、賃金要求とともに、つねに労働者の潜在的要求であり、その意味では戦前から引きつづいている。だが時短要求が取り上げられ、取り組まれはじめたのは、組織労働者の大量結集と統一的な闘争がくりひろげられて以降のことである。

戦後初期、すなわち労基法制定による時間制限とその後の経過をひとまず別にすれば、時短闘争が組合で追求されはじめたのは、一応六〇年二月、総評、中立労連によって開催された時短討論集会が一応の指標となろう。この集会では、〝週四〇時間、週五日制〟を目標として掲げた。だが六〇年代前半をつうじ、時短闘争の重要性は強調されても、いまだスローガンの域を出なかった。時短闘争が現実化しはじめたのは六〇年代後半である。

その背景には、「技術革新」をともなう「合理化」の急進展、それによる労働の単調化と濃密化がある（もちろん労働内容の変化はそれだけではない）。加えて大量生産方式の確立、生産のスピード・アップ、労務管理体制の強化が背景にある。労働災害も激発、大型化した。また日本経済の「国際化」の進展とともに、国際労働基準に照らしても長時間であり、低賃金とならんでダンピング輸出の一因であり、「公正競争」の原則に反するとの非難が、とくに先進資本主義諸国から強まってきた。

時短闘争は、概ねそうした背景にもとづいて登場した。もちろん別に、春闘が賃金闘争に偏っており、賃金闘争だけでは生活は良くならない、賃上げと引きかえに〝合理化〟が推進されることへの反発・不満と運動の側の反省があった。一九六七年秋、春闘共闘委は、第一回時短・災害中央討論集会をひらき、〝賃上げと「合理化」のさしちがえ阻止〟を強調し、時短の統一目標を「週四〇時間、週休二日制」と設定した。六八年秋には、第二回合理化反対・時短・災害中央討論集会をひらいた。

六九年春闘では、賃上げと時短を〝生命と健康を守る闘いの車の両輪〟とよび、時短独自のスト権確立と統一闘争のよびかけ、春闘共闘規模での時短共闘の確立を決定した。この時期には、統一要求もさらに具体的になった。つぎのごとくである。

【六九春闘時短統一要求】

①週四〇時間制
②週休二日制
③休日・休暇の増大、休憩時間の完全確保、年次有給休暇拡大
④残業時間制限、夜勤制限
⑤賃下げなし、要員配置をともなう時間短縮

この頃には、ほとんどの組合が時短要求を提出してたたかっている。また六九年の第三回時短・労務管理中央討論集会では、時短要求の基本的態度とたたかいの立場をはじめて具体的に整理して打ちだした。

【時短要求の基本的態度】
①賃下げなし時短、②「合理化」反対、労働強化を伴わない時短、③時間外割増率五〇%以上、④経済上の必要からする交替制、夜勤労働阻止、⑤時間短縮と労働者の生活時間問題の探求

【闘いを進めるうえでの基本】
①組合執行部が先頭に立って闘わねばならない。②「専門委員会」方式は排除する。③時短闘争は産業別統一闘争で闘う。④「労働基準法改正」闘争を進める。

この六九年秋から七〇年春闘にかけて、時短闘争には二つの特徴的問題が提示された。第一に、六九年秋に提案され、七〇年四月に実施が決まった鉄鋼の四組三交替制である。それは若干の休日増と引きかえに、①一日の実働時間の延長、②休憩時間の短縮、休憩時間、食事交替時間の分割付与、③年休の指定取得、④四組編成に必要な一組分要員の現行要員からの捻出、⑤欠務等補充要員の不配置（従来あったものの取上げ）、などの欠陥を露呈し、実質上は要員削減、労働強化につながるものであった。第二に、七〇年春闘でストライキによって獲得した電機労連の週五日労働完全実施である。先行していた松下、三菱を入れると、約三五組合が週休二日、週四〇時間制を獲得し、そのかぎりでは前進した。だがこの場合、一日の所定労働時間の延長、祝日の繰入れによって、時短・休日を生みだしたものであり、内容のうえで問題を含んでいた。

とはいえ、時短闘争自体は前進している。七〇年春闘時点で、九三〇組合がなんらかの時短要求を獲得している。だが賃金闘争、労災闘争にくらべれば遅れているし、「合理化」の進展との関連認識も不十分であった。要するに、春闘が賃金闘争中心であること、産業別統一闘争における時短の課題が不明確であった。

七一年における時短闘争

七〇年秋、第四回合理化反対、時短、労務管理ブロック別交流研究集会が、関東、東海、関西、九州で開催された。この時期に至ると、要求も単に全体に共通する要求目標だけでなく、①常日勤職場の時短要求、②交替制、変則労働の導入に反対し、交替制労働の労働条件改善要求など、要求も職場の実態別に、より具体化されている。

七一年春闘で時短を獲得した組合は九九二組合となり、前年より数を増した。この点、第150表を参照されたい。春闘共闘・時短共闘委員は、要旨つぎのような総括をおこなっている。

【春闘共闘・時短共闘委員会の七一春闘の総括】
(1)要求はすべての単産、単組で組織化され、例年になく要求が多数出されたし、産業別、地区共闘の統一闘争も多く組織された。
(2)単に一日の所定労働時間短縮、年間休日一日増といったものから、週休二日制、週四〇時間労働制、四組三交替制など、制度をかちとる闘いが前進した。これらの前進は、秋から春闘にむけて闘いを組織し、春闘のもり上りの中で結実させたものが多い。
(3)ＩＬＯ新年次有給休暇条約の刺激もあって、年次有給休暇の大幅増加を要求し改善をかちとった組合が多い。

第150表　春闘における労働時間短縮状況

イ）　70年春闘時点における成果（70年6月中間集計）

①　1日当り短縮	207組合
②　週当り短縮	22　〃
③　週40時間制かくとく	5　〃
④　4組3交替制など交替制勤務の改善	18　〃
⑤　週休2日制のかくとくまたは内容改善	116　〃
⑥　土曜半ドンまたは3時帰り	21　〃
⑦　年次有給休暇増	111　〃
⑧　割増率引上げ	145　〃
⑨　夏休増または新設	66　〃
⑩　メーデー休日化	14　〃
⑪　国民祝祭日休日化増	107　〃
⑫　年間休日増	61　〃
⑬　母性保護関係	18　〃
⑭　時短実施約束または時短検討	8　〃
⑮　その他（増員，日給の月給化，仮眠，永年勤続休暇）	15　〃
合　　計	930組合

ロ）　71年春闘における成果（71年9月調べ）

①　1日当り短縮	112組合
②　週当り短縮	21　〃
③　週35時間制かくとく	1　〃
④　週40時間制かくとく	11　〃
⑤　4組3交替制など交替制勤務の改善	21　〃
⑥　週休2日制のかくとくまたは内容改善	119　〃
⑦　土曜半ドンまたは3時帰り	75　〃
⑧　年次有給休暇増	142　〃
⑨　割増率引上げ	107　〃
⑩　夏休増，新設	100　〃
⑪　メーデー休日化	42　〃
⑫　国民祝祭日休日化増	74　〃
⑬　年間休日増	57　〃
⑭　時間外労働規制	23　〃
⑮　母性保護関係	39　〃
⑯　時短実施の約束または時短検討	36　〃
⑰　その他	12　〃
合　　計	992組合

(4)時短要求は労働者の中に定着しつつあり、生活時間の確保と余暇の拡大を望む若年労働者を中心に、ますます根強いものになってきている。

(5)時短の問題は政府、資本にとってもゆるがせにできない問題になってきていて、先どりしようとする動きすら示している。

(6)七一年春闘では化学産業を中心に、春闘前段において独自の時短闘争が組織され、一定の成果をあげている。また春闘共闘の場で時短共闘が充実強化されたなど前進面があった。しかし要求数や内容に較べて獲得実績はまだ不充分であった。

(7)七〇年以降、春闘共闘は時短要求を、賃金要求とともに統一闘争の大きな柱としてかかげてきたが、賃金闘争に全単産が集中し、反覆ストライキを組織するのと較べてみると、時短闘争は甚だお粗末なもので、賃金闘争の付属要求の位置を脱しきれないでいる。職場の実態、社会的な傾向からみても時短闘争がこれ程おくれているのは、戦後日本の労働組合が賃金中心の闘争しか経験がないこと、反合理化闘争に対して認識と取り組みが不足していることが原因である。

もっとも時短闘争は、単に春闘段階でのみ取り組まれているわけではない。七一年秋闘でも、全国金属、化学同盟、民放労連、日建

協、ホテル労連などを中心に、時短闘争がおこなわれている。とくに全金石川地本では、ドル・ショックで土曜を臨時休業にする企業がかなり出てきているのに対し、積極的に時短要求を対置し、「賃下げなしの一日七時間、週三五時間」の統一要求について、地本とストト権を確立した。そして一〇月一五日、一斉に要求を提出してたたかった。また全印総連長野地連と関係九社は七一年九月一三日、「休日に関する統一協定」を結んだ。つぎのごとくである。

【全印総連長野地本と関係九社の休日に関する協定書】

三和印刷、三協印刷、三幸印刷、信毎書籍印刷、信教印刷、ツルガ、松沢印刷、法規書籍印刷、柳沢印刷と、その労働組合ならびに全印総連長野地方連合会は、休日に関する事項について次の通り協定する。

記

1　国民祝日について―国の定めた現行祝日はすべて休日とする。

2　その他の休日について―年末年始（一二月三一日、一月二日、一月三日）、メーデー（五月一日）、夏季休暇（八月一四日、一五日、一六日）を休日とする。

本協定は昭和四六年九月一三日より実施し、満一カ年間効力を有するものとする。但し期間満了一カ月以前に労使いずれかより改定の申出がない場合は、引続き一カ年効力を存続し、その後も同様とする。

昭和四六年九月一三日

経営者代表　三協印刷株式会社
代表取締役　上野英男㊞
組合側代表　全印総連長野地方連合会
執行委員長　青木厚㊞

覚書

休日に関する協定の締結にあたり、次の事項について確認する。

記

1　将来国民祝日に変更があった場合は、その時点で取扱いについて協議する。

2　昭和四七年一月度分賃金から月給制とする。月給は各人の日給に二六日分を乗じてえた金額とする。

3　緊急やむをえない作業のため、部分的に休日出勤を必要とする場合は、組合はこれに協力し、会社はできうる限りそのようなことのないよう配慮する。

昭和四六年九月一三日

経営者代表　上野英男㊞
組合側代表　青木厚㊞

七二年春闘における時短闘争　七二年春闘委は、時短要求をめぐる課題と基調をつぎのように確認している。

【春闘共闘七二春闘における時短要求の課題と基調】

〈時短要求をめぐる五つの課題〉

①　賃下げなしの時短を

②　合理化反対、労働強化をともなわない、要員増をともなった時短を。

③　交替制、時差出勤、夜勤労働に移行することを阻止すること。

④　労働者の生活時間を確保できる時短を。

⑤　残業時間の規制と時間外割増率の引上げをはかること。

〈時短闘争の三つの基調〉

①　時短闘争は独自にスト権を確立して、産業別統一闘争を組織すること。

②　秋から年末にかけて全産業の労働組合が要求を提出し、春闘共闘規模でいっせいに闘争を組織すること。各単産とも一〇月いっぱいに時短の産業別統一基準を決定、二月上旬までに闘争体制確立、二月～三月の期間でスト権確立、三月中旬～下旬産業別統一ストライキ組織。

③　企業にむけての時短要求をかちとるとともに、全産業労働者の共通課題として四〇時間労働法制の実現をはかる。

全体として要求も多様化、具体化し、かつ闘争規模も拡大してきている。七二年時短闘争は、秋闘も残されており、まだ終わっていない。とりあえず中間集計によると、第151表のごとくである。

春闘共闘委は一応の中間総括として、つぎのような成果の確認、および反省点の要約をおこなっている。

【春闘共闘七二春闘時短闘争の総括（要約）】

〈成果〉

(1) 要求は七一年春闘を上回り（一例で休暇増の要求組合数は七二春闘で一、〇六七組合、七一春闘時八七〇組合）、民間の大手、中小、零細企業を問わず、公務員、公労協の各組合とほとんど全産業、全組合で提出された。従来にないねばり強い闘いを組織するなかで、獲得組合数は最終的な集約時点では昨年をかなり上回ることが明らかになった。

(2) 獲得内容については、昨年に引続き、週休二日、週四〇時間労働制、四組三交替など制度をかちとる闘いとこれ迄に闘いとった内容を更に改善、前進させるなどの傾向が増えた。

(3) 七一年秋から春闘前段における闘いは、ごく一部の単産においてではあるが、賃金闘争前に時短要求を前進させるための努力がはらわれた。

①七一年秋には、私鉄総連の七九組合が時短を獲得し、未獲得の組合は春闘に闘いを引継いだ。

②化学同盟は三三組合（週休二日制七〇六七組合など）が秋に時短を獲得。更に七二春闘で再度時短要求を前進した組合もある。

③民放労連は秋闘、年末統一行動日の一〇月一三日に四八組合が一斉に要求を提出して闘い、合理化ひきかえの週休二日制回答に反対して春闘中賃金ストと結合して、ねばり強く闘った。いくつかの組合はより内容を前進させるために、夏闘において引続きとりくんでいる。

④春闘前段における時短闘争は、個々の企業における闘いがかなりとりくまれたが、産業別として重点的に時短闘争にとりくんだのはホテル労連、日建協などである。ホテル労連は週休二日制を中心とする時短要求を春闘前段闘争の中心にすえ、更に全日曜日休日化を目指し、出すという強い構えでとりくんだ。時短回答が出てから賃上げ要求を

(4) 日建協は、祝祭日は勿論、日曜日も休めないという職場の実態から脱却するため、十数年来、日曜休日化の闘いにとりくみ、第一、第三日曜の休日が一般化してきたなかで、更に全日曜日休日化を目指し、今春闘前段で二月の日曜全休の闘いを組織し、日曜全休は当り前という意識を定着させる点で一定の成果をあげた。職場における時短要求と闘う姿勢が質的に高まり、従来のムード的闘

第151表　イ）72春闘中間集計（72年6月13日中間集計）

①　1日当り短縮	126組合
②　週当り短縮	45　〃
③　年間総労働短縮	14　〃
④　4組3交替制など交替制勤務の改善	24　〃
⑤　週休2日制のかくとくまたは内容改善	214　〃
⑥　土曜半休または3時帰り	81　〃
⑦　年次有給休暇増	85　〃
⑧　割増率引上げ	57　〃
⑨　夏休増，新設	49　〃
⑩　年間休日増	124　〃
⑪　時間外労働規制	10　〃
⑫　専門委員会の設置または継続交渉	40　〃
⑬　母性保護関係	90　〃
⑭　その他	117　〃
⑮　交替手当増	10　〃
合　　計	1,086組合

第151表 ロ）71年秋闘から72春闘時短獲得組合単産別中間集計（6・13現在）

単産名	1日当り短縮	週当り短縮	年間総労働時間短縮	週休2日制	土曜半休または3時帰り	4—3制獲得または改善	年間休日増	夏休	年次有給休暇	母性保護関係	時間外割増率引上げ	交替手当増	時間外労働規制	その他	専門委員会設置または継続交渉	計
鉄鋼労連	1						14	3	3						13	34
全国金属	50	6	4	48	23		9									140
電機労連	2	3	6	3			2		1		8	2			1	28
全造船機械	3						6	5	4		3				1	22
合化労連				7		6	6	2			2			5		28
紙パ労連	1			1	2	8	4	1	4	1	12			10		44
化学同盟	8	3		15	2		12	5	5	2	1			2	1	56
全石油		9		8	2	3		1	3	4	2	8	1	12	4	57
食品労連		2												1	1	4
全国セメント		1		3		7				2	1			1		15
ゴム労連				5												5
新聞労連	4	4	4	2			13	4	17	6	9		1	10		74
全印総連	1	1		10	22		17	12	1	1	3					68
民放労連		3		11	1		6		4		8			2	2	37
出版労協				40	5		15		25	20						105
私鉄総連					10			3	9	7			8	59	15	111
全日通							1	1						1		3
交通公社				1			1									2
運輸労連	26	1		1										1		29
全自運	17			3												20
全海連				18	1											19
政労協				3												3
医労協		5			2			1	3					2	1	14
全国一般	6			11	8		13	6	5					10		59
ホテル労連	3			4			1	5		1	8				1	23
繊維労連	3	2					1		1					10		17
全労金				7						46						53
建設関連労協		3		1												4
電通共闘		1		10	2											13
農協労連	1	1		2	1		1									7
合計	126	45	14	214	81	24	124	49	85	90	57	10	10	117	40	1,086

いから、ストライキをかけてねばり強くとりくむ組合が増えてきた。多くの単産、組合で合理化とひきかえの時短回答が今までになく露骨に示された。七二年時短闘争の特徴といえるが、ごまかしの時短回答を返上して、徹底した職場討議、ねばり強い交渉、ストライキをかけて資本の攻撃をはねのける闘いも多くの職場でとりくまれた。

①合化労連ニチバン労組は、交替制の導入に反対して無期限スト権を確立して闘い、その結果、交替制職場の完全一斉週休二日制・週実働三時間四五分を獲得した。

②交通公社労組は、週休二日・週四〇時間要求に対して会社が提案してきた〈祝祭日の土曜くり入れ、三六協定一ケ月毎締結を六ケ月に延長、生休の無給化、休憩時間の厳密化、営業時間延長〉など、いわゆる資本側の時短原則導入に対して、四月二二日、二四時間ストを構えて追い込み、スト突入寸前に、引きかえ条件をすべて撤回させて、七三年より隔週週休二日制プラス年間休日一三日増の時短を獲得した。

③全国一般サントリー労組では一日一時間延長の週休二日制導入に反対して、一年間、徹底した職場討議、交渉を行ない、三〇分延長という限定された成果ではあるが資本の攻撃を後退させた。

④全造船機械浦賀分会は、一日三〇分延長して隔週土曜休みのインチキ週休二日制導入と、それにともなう一日三〇分の残業料削減という賃下げに反対して、四月一日以降、休日化された土曜日も就労するという実力行使を続けてきた。そしてその闘いは七月以降、戦術変更を行なって更に長期にわたってねばり強く続ける方針が決められている。

⑤紙パ労連・三興製紙、安倍川興業、佐野製紙、中越パルプ各組合は、ストライキをかけて四組三交替制をかちとったが、このなかには賃金闘争とあわせて十数波のストライキをうつという従来にましてねばり強い闘いがあった。

⑥民放労連、出版労協、全金、全国一般、その他多くの組合で、インチキ時短回答に対して妥協せず、今後の闘いで要求前進をはかるために継続交渉に持ちこみ、今もなお闘いを続けている。

⑦全海連は、週休二日制の内容改善、新設など時短要求を中心に、四月二二日から六月下旬までの間、毎土曜日に重点または複数組合のストライキを実施して、二八組合が成果をかちとった。

(5) 中小関係労組の大手水準への到達闘争が鉄鋼労連、電機労連などで組織され、成果をあげた。先進的に闘う組合の獲得結果が、後続の組合に直接影響をもたらす点で、時短闘争は安易な妥協は許されない面がある。

(6) 地域共闘による地域統一労働協約の闘いは全印総連、全金など発展をみ、全印総連は昨年、東京での獲得に続いて、七二春闘では、名古屋、函館、九州、群馬などで獲得が進んだ。全印総連長野地連では、七一秋闘で、長野市内九社の代表と「休日に関する協定書」を結んだ。九社の労組員は市内組織二〇社（一、六〇〇名）中約八〇〇名で、この協定内容は従来の慣行から全組織工場に及ぼされるものとみられる。

(7) とくに、首切り、人べらし合理化攻撃に対して、積極的に時短を対置して闘ったのは全金石川地本の例が最も顕著であるが、鉄鋼大手労組などの四・三制是正要求は新たな人べらし攻撃に対する一定の歯止めの役割を果した。

(8) 週休二日制要求を中心とする闘いは、七一年秋から七二年春闘において急激な高まりをみせた。なかでも、金融・商業・サービス関係労組の統一的なとりくみが進み、交流・学習活動が活発に行なわれた。今後は更に進んで、統一的な共同の組織化をめざす努力が行なわれている。また、七二春闘における全信連の統一闘争をはじめ、市銀連や地銀労組完全週休二日制連絡会などが、四月から五月にかけて、あいついで統一要求の方針をうち出すなど、今後、急速に運動面におけるとりくみが強化される方向にある。

(9) 全印総連、新聞労連、出版労協、東京印労の四組で週刊誌関係の時短について話し合いを進め、昨年から女性週刊誌が五週目休刊（月二日～四日の休日増）を獲得し、他の一般週刊誌への拡大をめざしている。

(10) 公務員共闘は週休二日、週四〇時間制の時短統一要求を三月二五日に提出したが、これをうける形で、日教組は六月一九日から開かれる第四

一回定期大会に提案する方針のなかに、次の時短要求を決めた。

〈労働条件改善〉　子どもにゆきとどいた教育を与えるため、また労働条件改善のためにも、教員の定員増を要求する。あわせて週休二日（学校五日）制、週四〇時間労働の実現を目指す。

自治労は、七二年闘争をめぐる情勢でもふれたように、愛媛・埼玉県庁の形式的な週休二日制に反対し、週四〇時間、週休二日制の実施をめざす方針を明らかにしている。

〈反省点の要約〉

(1) 賃金闘争の付帯要求的性格、前段闘争的位置づけから脱却して独自のスト権、産業別統一闘争を組織するまで前進していない。

(2) 労務管理の中心が時間管理であり、労働強化、健康破壊の根源であること、労働運動の中心課題である認識が徹底していない。

(3) 人べらし合理化攻撃に消極的な闘争が多く、時短を中心として積極的な要求提起による闘いが不十分である。（雇用確保、労働条件向上の一体化）

(4) 格差が激しく、産業規模、全労働者規模の社会的水準向上の観点が弱い。

(5) 生活時間、余暇に関する教宣活動の不足。（政治水準への早急の到達）

(6) 要求づくり、交渉、協定化、闘争の大衆管理の不足、専門委方式。

こうした中間総括に沿って、時短闘争への取組みをさらに強めようとしているわけである。そして七三年春闘をまさに「時短春闘」として位置づけ、「時短の社会的相場」の形成をめざし、産業別統一闘争を軸に集中した闘争を展開しようとしている。時短闘争の前途が注目される。

4　組合の権利闘争

【記述事項・範囲の限定】　一般に権利闘争とよばれる概念の意味内容は、必ずしも明確ではない。たとえば生存権（命とくらし）を確保する闘争といえば、公害反対闘争も入ってくる。また、ある実定法、たとえば労基法が守られていないとすれば、その順守運動も権利闘争だといえる。さらに解雇反対闘争は、いわば労働権確保という意味での権利闘争である。以上は一例にすぎないが、少なくとも権利闘争の概念の外延ははっきりしない。ここでは便宜上、つぎの限定を付しておく。第一に、いわゆる労働三権（団結権、交渉権、争議権）に限定することである。もっとも現行法のうえで、労働三権がすべて保障されている場合と一部否認・制限されている場合がある。前者の場合も、実質的に侵害されていることもある。たとえば組織分裂攻撃（団結権の侵害）によって、少数派組合に転落し、交渉権を失う場合などである。こうした事例も民間部門にたしかにあるが、ここでは除いておこう。ここで取り扱うのは後者の場合である。その場合、スト権奪還闘争なども当然対象に入りうる。だが労働判例の動向、第三次公制審での審議、およびスト権が法律上否認されていても実際にストライキがおこなわれているという事実を除いては、この一年間とくに見るべきものがないので、ここでは除い

ておく。第二に、職場労働慣行（組合側のいう既得権）をめぐる問題もいっしょに取り扱う。それが労働協約化されている場合といない場合とがあるが、前者の場合には解釈の相違が生じがちであるし、後者の場合はいっそう争点となる。また就業規則も争点になる。以上のような限定付けをおこない、かつこの一年間の運動状況を考慮に入れると、結局、国労・動労のマル生反対闘争、全逓の労変闘争がとくにクローズアップされる。他にあるとしても、本集の年鑑では二つにしぼることにしたい。

全逓の労務政策改変闘争　全逓の労変闘争は六〇年代後半から引きつづいている。そして七〇年年末闘争のなかで、一二月一四日、労使間でつぎの確認をおこない、闘争を収拾した。

【全逓労務政策改変闘争における労使の確認】

①不当労働行為は行なわないという四・九確認にそって具体的に省は実施する。②労使の関係は相対的関係にあり今回省としては労使関係改善のため積極的に決断をもって一歩前に出る。③団交をはじめとする意思そ通の問題については、今後支部段階で三六・二四以外の事項を団体交渉の対象に加える。④しかしそのためには労使双方の組織や権限のあり方や下部の労使関係のあり方に検討を加える必要がある。⑤当面、下部における「協議ルール」について中央に小委員会を設けて四六年三月末を目途に検討する。⑥良識職員のグループ化はしない。⑦省は主事主任会の組織化はしない。⑧ストライキの不参加誓約書はとらない。⑨人事差別は是正する。⑩昇任配転の協約は誠意をもって検討する。訓練は差別しない。昇格の苦情は苦情処理協約により処理する。その他局外の配転、昇任、試験制度によらない訓練の苦情は中央、地方の六人委員会の中に設ける小委員会でとり扱う。

これがいわゆる一二・一四確認である。ところが中央委員会では、内容が抽象的であり、不当労働行為をおこなわないという保障がないこと、期末一時金の減額措置を認めたことへの不満が続出して承認が得られず、翌七一年二月の臨時中央委員会で宝樹執行部は辞職に追いこまれた。

三月に新執行部を選出した全逓は、組織減少傾向がつづいており、その原因は一二・一四確認が守られていないことにあるとして、「検証行動」を引きつづいておこなうことを決めた。八月の定期大会では、「検証行動」のいっそうの強化、労務政策の変更、労使関係正常化を図る方針を決定した。

こうした「検証行動」の結果、一〇月二九日、全逓は一二・一四確認が守られていない事例百数十項目を提出し、省を追及した。他方、一〇月四日には、国労・動労と「三者共闘会議」を発足させ、共闘体制を強化した。また一一月には、全逓顧問議員団、弁護士、関係地本・地区役員による現地調査団を編成し、東京、神奈川、愛知の一四局について実情調査をおこなった。この結果、①昇任、昇格に偏向がある、②世話役制度（ブラザー制度）をつうじて新規採用職員を全逓に加入させないよう働きかけている、③世話役に費用を出している、④休憩室・食堂での組合集会の妨害などの事実を摘発し、大臣追及、国会での追及をおこなった。またブラザー制度、人事権に関するものなど、省の基本政策については、中央交渉での解決は、困難だと判断し、東京、名古屋の具体例にもとづき、一一月二四日、最高検察庁に対して、郵政省経理局長など二六名を、国公法第三九条（人事に関する不法行為の禁止）違反として告訴した。

一一月九～一一日の中央委員会で、全逓は七一年年末闘争の目標と方針をつぎのごとく決定した。

【全逓七一年年末闘争の目標と方針】

〈目標〉

①期末一時金の減額措置反対、②一二・一四確認の実践と定着、③時間短縮、「合理化」反対、④年末手当三カ月分の獲得

〈闘争方針〉

①一一月一九日以降、時間外労働拒否、業務規制闘争、②労変問題では基本にかかわる問題を除き、「中央・地方の六人委員会」を中心に解決していく。

この七一年年末闘争の基本的考え方は、〝運動をつうじてみずからの組織の強化をはかる〟（第三〇回全国戦術委決定）ことにおきつつも、当面の歯どめの戦術として、一二・一四確認の機能をより有効にするよう補強・補完すること、それの検証・定着を進めることによって、組織攻撃に対する一定の歯どめをかけようとするものであった。

こうして戦術を強化しつつ、一一月末より連日交渉が進められた。一二日五日、第五一回臨時中央委員会では、これまでの中央・地方の交渉結果をもとにして、闘争を継続するか収拾するかについて討議した。ここでは①年末闘争は減額その他主要項目が妥結した時点で闘争を終結する、②減額措置の反対闘争は本日妥結し（協約の再締結をしないという方針を修正し条件闘争に移行）、今後のたたかいは次期大会に提案するとして、収拾方針が決定された。

同日夜、交渉はつぎの内容で大綱として妥結し、年末闘争は終結した。

【全逓七一年年末闘争の妥結事項】

①年末手当は二・六カ月分支給、②七二年夏季及び年末手当の減額調整については、現行協定を一部修正の上、一年間締結する。③一二・一四確認について、解釈の明確化、訓練関係について一部補足する。④労使関係をめぐる個別具体的問題については、告訴など第三者機関に移された項目を除き、引き続き協議していく。

労変闘争は七二年春闘のなかでも取り組まれた。すなわち、良識者育成、スト対策、ブラザー制度、訓練、目標管理などの省の基本労務政策について、中止・変更を迫るとともに、組合活動に関する協約の実現、配転協約の実現をめざしてたたかわれた。とはいえ、基本的な点で目立った前進はみられない。それだけに今後も引きつづくたたかいである。七二年六月一九日、郵政省は労使関係について、要旨つぎのような態度を表明した。だが一二・一四確認とくらべ、格別前進しているわけではない。

【労使関係についての郵政省見解（要旨）】

1、正常な安定した労使関係の確立は、正常な業務運行を確保するうえでの基本的課題であることにかんがみ省としては一昨年末の12・14労使確認ならびに郵人管第30号、50号通達および昨年末の補足確認などについて人事部長会議など開催し、現在地方機関において各種会議等を通じて浸透を図っている状況である。

不当労働行為もしくはその疑惑を与えるような行為については、これまでも絶対に行わないよう指導を重ねてきているところであるが、六人委員会などで管理者が不当労働行為に出たことが明らかになった場合には、処分および人事異動を含む厳正な措置で臨む考えである。

2、組合側から指摘のあった諸問題は次のとおりである。

①人事についての差別問題

昇任、昇格、配置換、表彰、処分など人事を行うにあたって、職員の所属組合の別や組合役員であることなどを理由に、不利益な取扱いをするようなことの根絶を期していくよう重ねて指導したところである。

具体的に問題提起があり、六人委、同小委の中で正当な理由なしに差別扱いを受けたと認められるものがある場合は、不利益を受けた者について早急に適切な措置をとっていきたい。なお人事をえさに管理者が組合活動

に介入することはもちろん許されないことであるし、また権限を持たない者があたかも人事に関与しているかのごとき言動を行うことは、人事の公正に疑惑の念をいだかせるし、労使関係の安定にも重大な支障を及ぼすことになるので、このようなことのないよう指導の徹底を図るとともに、その事実が明らかになった場合は、厳正な措置を行うことにする。

②職場リーダー活動問題

今日までもろもろの問題点が提起されたので、本年二月二十九日に通達を発して統一指導したところである。運用にあたって特に留意せねばならないことは、この制度が組合の組織運動の場に利用されるようなことがあってはならないという点であり、組合側も特に強調しているので、目下意思疎通を図っているが、省としては新通達でる述べている運用上の留意点について具体的にその徹底を図っていくよう重ねて指導したところである。指導しても改まらない場合は委嘱を解除することとする。

③六人委員会活用問題

地方六人委員会について双方が不信感をいだくことにならないようさらに実効があがり権威ある機関となるよう適切な運営方指導したところである。しかし、再度組合から指摘があったところであるので、さらに今後とも機能を高め、実効をあげるべく徹底をはかっていく。なお、組合としてもある時期に問題を集中することは六人委員会の円滑な運営をみだすことにもなるので十分指導されたい。

3、六人委員会小委員会の運営については、今後とも双方が熱意と誠意をもって解決に努力していく中で必要に応じ省としても現地調査など具体的にその機能を高めて行くこととする。従って、現在継続中の案件についても更に積極的に取組み早期解決に努めたい。

4、職場リーダー制に関する要件については、運用についてさらに十分検討していくこととし、組合とも話し合って改善すべきものがあれば改善する。

5、訓練、目標管理に関する要求については、目下省内において検討を進めている段階であり、できるだけ早く回答する。

6、大都市から出身地への希望配転については、希望理由を慎重に検討したうえできるだけ希望を満せるよう努力しているところである。この配転をめぐる所属組合による差別の問題については、そのようなことの起らないよう労使関係改善の経緯をふまえて十分指導配慮していく考えである。なお「帰郷配転」の要求については引続いて誠意をもって話し合っていくこととした。

問題は言明ではなく、〝実効ある措置〟いかんにかかっている。

労変闘争の内容はじつに多岐にわたっている。この点、右の省見解および一二・一四確認を一見しても明らかであろう。その他に掲示板の使用、ビラ等の配布、集会のための庁舎等の使用問題もある。また職場労働慣行をめぐる対立もある。

七二年一月二〇日付の「労変に関する労使確認事項と労変検証の今後の取組みについて」（全逓組第一六号）は、職場労働慣行についてはあまりふれていない。だがその他の問題の所在と労使の見解については、ひととおり明らかにしている。もちろん組合サイドの資料であり、省側見解は前に紹介したごとく、別にある。ここでは「労変検証と今後のとりくみ方」の部分のみ、参考までに掲げておく。

【労変検証の今後のとりくみ方】

労務政策の基本にかかわる問題は解決をみることができず、本年以降に持ち越しになったところです。しかし労務政策の基本問題は常に本部が指摘しているとおり、資本主義体制が続く限りなくなるものではなく、これに対する闘いも又、一発主義的な一時的闘いによっても解決をみることができないものであることはいうまでもありません。労務政策に対する闘いは、労働運動における階級闘争が続く限り、合理化に対する闘い同様に日常的にうまず、たゆまず闘い続けられなければならないものであります。年末における労務政策に対する闘いは、その闘いの一環として闘われたものであり、その闘いの中心は、一昨年の四・九確認、一二・一四確認を補

強し、職場に定着させるための闘いであったわけであります。こうした闘いを通じて今全逓が問題としている省の労務政策の基本的な問題点は次の事項に絞られます。

①良識者作り
②差別人事
③訓　練
④ブラザー制度
⑤配　転
⑥組合活動に対する権利侵害
　イ　組　休
　ロ　掲示板
　ハ　庁舎使用
　ニ　一般的な庁舎内における組合活動

これらの基本問題に対して、年末闘争のなかでいくつかの確認、補強をとりつけることができましたが、中央におけるこれらの確認も又、職場における日常的な検証行動、職場闘争なくして、職場に定着させていくことはできません。四・九確認、一二・一四確認は労使関係の規範でもあり、広い意味での人事に関する協約であるといえます。

中央におけるこれらの確認を職場の中に定着させていくため以下のような取り組みを各級機関に要請するとともに、中央本部としては、労務政策の基本問題のより一層の解決のために次のような取り組みをおこなっていくことにします。

1　四・九確認、一二・一四確認の職場における定着のための取組について

①四・九確認、一二・一四確認違反であるか否かの判断は職場の組合員の自覚と意識によって判別されるものであるといっても過言ではありません。不当な人事差別や組織切り崩しがおこなわれても、今日の省の労務管理からみるならば止むを得ないこととあきらめてしまえば、一二・一四確認は意味のないものとなってしまうからであります。

不当労働行為をおこなわせないために、不当労働行為とはなんであるかを労働者一人一人が自覚しなければならないと同様に、四・九確認、一二・一四確認の理解と意識を全体のものとしていかなければなりません。このために各級機関は、例えば、これらの確認事項をポスターにして組合掲示板に貼り出すとか、組合機関紙の片隅に広告のようにいつもとり入れておくとか、理解と自覚のための学習会などを数多くもっていかなければなりません。

②四・九確認や一二・一四確認違反が、職場の管理者や第二組合の役付者などによっておこなわれた場合には、上部機関と綿密な連絡をとりながら、職場で抗議行動をおこすとともに支部交渉や、地本六人委員会、本部上移などに移していかなければなりません。

上部機関に上移してもどうせ解決しないであろうでは、上部機関におけるこれらの取り組みの前進をはかることができません。

③確認違反を捉えるために、常に職場における検証行動、監視、メモ活動などが必要となります。

④以上のような取り組みを経ても解決されない場合や、特に悪質なものについては国会議員や弁護士、上部役員、共闘機関などによる実態調査団を入れ、必要に応じて第三者機関持ち込み、対外宣伝、国会追及、本省追及などの外に具体的な闘いなどの展開を図っていくこととします。

2　良識者作りに対する対処について

良識者作りとは、違法行為をおこなわない職員作りとして全逓からの分離を図ることだけではなく、命令には絶対的に服従し、労働強化にたえ得る、無権利の労働者作りとなっております。この良識者作りに対する対処としては、

①役付者を中心とした主事、主任会議に対する監視行動を強めていき、できるだけこうしたものをやめさせるようにしていく。

②○○会と称する官が背後に控えての自主的な会を職場の中に作らせないようにしていく。

③自主的と称して時間外の超勤とは関係なくおこなわれる業務研究会などはおこなわせないようにしていく。

④就業規則より、協約が優先するという態勢を職場の中に確立し、協約を守る職場の活動を強化していくなかから、良識者といわれるものの日常的な活動をおさえていく。組合と省のこの点における対立点を明らかにしておく。

⑤権利侵害、労働強化排除の日常的な職場の闘いを通じて、良識者グループの動きを封じていく。

⑥職場でおこなわれる管理者の良識者作りの実態なり問題点を地本、地区は常に掌あくし、対郵政局交渉を強化し、中央本部に対してもその実態を報告することとします。

3　人事差利を排除するために

人事差別の主なものは、

①全逓に入っている限り、昇格、昇任からはずしていく。

②全逓の役員をしている限り昇格、昇任させない。

③全逓のみの職場では良識者グループに入ってないと昇格、昇任させないい。

④極端な抜てき昇任をおこなう、などがあげられます。

人事差別に対する対処としては、次のような取り組みをおこなっていくこととします。

①不当な人事差別に対しては、常に職場で粘り強い抗議行動を起していく。第二組合などが人事権を利用した組織拡大についても六人委員会で追及し処分を要求していく。

②地本六人委員会の中で人事差別を積極的に取り上げ争っていく。

③中央本部は、定期的に人事差別などの実態調査をおこない、その結果に基き具体的な取り組みなり、闘いなりを組織していくこととします。

4　訓練に対する対処について

現在おこなわれている郵政省の訓練にともなう問題点は、

①訓練終了者でないと原則として、主事、主任にしない。

②訓練のための試験をうけなければ、主事、主任の資格要件が生れない。

③所属組合や良識者グループに参加しているか否かを合格の条件としてきている。

④訓練の内容は、全逓批判や思想教育が露骨になってきており、時間外から私的な面まで不当に拘束してきている。

訓練に対する対処は全国戦術会議においても明らかにされているところですが、昨年末闘争における交渉を更に強化していくために、次のような取り組みをおこなっていくこととします。

①昨年末郵政省に要求した内容を更につめるための中央交渉を強化していく。

②訓練問題については、地方段階でも意思の疎通をおこなっていくことになっておりますので、対郵政局交渉を強化していく。

③訓練を受けるための試験における差別、これを通じての組織介入などに対しては、人事差別に対する取り組みにより対処していくこととします。

④訓練に対する問題点は常に地本、地区、支部において集約し、中央本部に報告することとします。

5　ブラザー制度に対する今後の闘い方

郵政省全体で一年間の新規採用者の数は約一八、〇〇〇名にものぼっております。この新規採用者に対して、郵政省はブラザー制度なるものを作り、全逓に加入させないこととか、第二組合加入を働きかけたり、未加入者としておくなどの露骨な組織介入をおこなっております。

例えば大阪中郵において、昨年一年間の新規採用者の内九〇%が第二組合加入、未加入となっており、それなりの組織介入の役割を果しております。東京においてはブラザーの兄の方が約三、〇〇〇名発令されておりますが、この内一、二〇〇名が全郵政組合員であるといった現状にあります。これではまさにブラザー制度とは、若手労働力の確保と定着にあるのではなくして、全逓対策そのものといわざるを得ません。

（以下略）

6　配転について

配転については一般の局外配転、大都市における地方出身地への転勤

希望、局内配転などがあります。中央本部としては、昨年末闘争において具体的な配転協約案を作成して交渉を続けてきたところですが、今後とも協約化にむけて交渉を強化していくこととします。そのための具体的な対策として、次の取り組みを強化していくこととします。

①配転の実態、配転希望の実情を把握するために、一月中に配転に関する実態調査をおこないます。実態調査の対象は大都市に絞っておこなうこととします。

②実態調査結果に基き中央交渉を強化していきます。必要に応じては、第三者機関に持ち込みを図ります。

③地本、地区、支部は、組合員の配転希望に対しては、積極的に取り組み、要求活動を起していくこととし、中央交渉あるいは第三者機関に持ち込んだ場合の争いを有利なものとしていきます。

④配転を通じて起ってくる不当な組織介入や差別については、職場で抗議するとともに逐一上部機関に報告することとします。

7　組合活動における制限、しめつけなどの権利侵害に対する今後の取り組みについて

組合活動に対する制限、しめつけなどについては、昨年末闘争における交渉において、掲示板の取り扱い、庁舎使用制限、全逓新聞配布や日刊紙のビラまき妨害などを重点にして対処してきたところですが、今後とも職場における日常的な組合活動に対する制限なりしめつけが続くものと判断されますので、年末交渉における確認をふまえて職場における取り組みを次のようにしていくこととします。

①組休については、業務支障を理由とした不当な不承認の排除、年休残日数がある場合の欠勤の取り扱いについて職場における交渉を強化するとともに、問題が解決しない場合には、地本、中央本部と連絡をとりながらその解決にあたっていくとともに、中央本部としては、それらの問題が多く生ずる場合には必要な手段をとっていくこととします。

組休関係で解決をみることができなかった労働講座、全逓共済、各支部代表者会議の拡大については中央交渉の強化の中で解決を図っていくこととします。

②掲示板関係で問題として残っているのは、

イ　政治活動、ストライキに関するもの

ロ　個人の中傷、誹謗に関するもの

ハ　掲示板の場所と箇所数

となりますので、今後はイについては第三者機関を中心に争っていくこととし、ロとハについては、地本交渉の中で解決を図っていくこととします。支部、分会では、掲示板をめぐる紛争が生じた場合には常に上部機関に報告することとします。

③庁舎使用については、今後とも職場で起る制限などについて、逐一本部へ報告を求め、全国的な実情をみながらその対処について検討していくこととします。

④全逓新聞の配布など日常的な組合活動に対する制限、妨害については、それぞれ職場における抗議行動、支部、地本などによる交渉強化の中で解決を図るとともに、全国的な実態を把握する中で中央段階では春闘の中でその解決を図っていくこととします。

国労・動労のマル生反対闘争

国鉄生産性向上運動の背景と中身については、すでに別なところでふれた。ここでは七一年以降の事態、いわゆるマル生反対闘争についてのみ述べておく。

じつは七一年春闘で、国労・動労は、賃上げ要求とともに、「合理化」反対、生産性運動撤回を要求し、五月二〇日一九時間ストをおこなった。そして国鉄当局に対し、マル生については〝不当労働行為、偏向教育はおこなわない〟ことを確認させ、さらに①昇職、昇格などの利益誘導による組合からの脱退奨励はおこなわない、②正常な組合活動について干渉はしない、③組合に対する中傷、誹謗はおこなわない、という覚え書を取りかわし、ストを中止した。

だがその後も、確認・覚え書とは裏腹に、国労・動労からの脱退はあいついだ。国労・動労は夏の定期大会で、マル生運動粉砕のため、秋季・年末にかけストを含む実力行使でたたかうことを決定した。そして九月一七日、両組合はマル生粉砕で共闘することを決め、さしあたり不当労働行為絶滅、悪質職制の追放、地方の生産性推進大会の実力阻止、国会における追及など闘争の強化を確認した。

他方、総評も支援体制を強めた。そして国労・動労、社共両党、学者、弁護士などによるマル生実態調査団も編成され、大規模な実態調査にのりだした。

この間、総評代表と労働大臣との会見もおこなわれ、総評から〝不当労働行為について、緊急に措置を講ずるよう〟申入れもおこなわれている（九月三〇日）。また労働大臣も一〇月はじめ、国鉄労使からの事情聴取をおこなった。さらに一一月に入り、国鉄当局と動労のトップ・レベルの話合いがおこなわれたのを契機に、労働大臣は国鉄労使の自主的話合いの促進を要請した。

他方、国労はすでに公労委に対して、マル生運動にからむ不当労働行為救済申立てをおこなっていたが、一〇月八日に至り、公労委はそのうち五件を不当労働行為と認定し、国鉄当局に国労に対して陳謝文を交付する旨、救済命令を発した。国鉄当局は、一〇月二三日、公労委の救済命令にしたがって、国労につぎのような陳謝文を手渡し、かつ同日付で職員局長の更迭、一部関係者の処分をおこなった。

【国鉄当局の国労への陳謝文】

日本国有鉄道は、日本国有鉄道静岡鉄道管理局管内の駒ケ根車掌区長桑高喜代次、同車掌区助役中村喜之助、同車掌区助役上沼利雄　同車掌区助役清水章夫、飯田運輸長付き総務係長大沢千尋、清水駅首席助役是永吉一、同駅輸送総括助役鈴木不次男、静岡電力区第一電力支区長柳島正一、同支区助役大石金吾、同支区助役大谷勇次、掛川駅予備助役佐合豊および浜松駅庶務助役飯塚芳邦が、貴労働組合の組合員にたいし、貴労働組合から脱退するようかんしょうしたことについて、陳謝するとともに、このんごこのような行為をくり返さないことを約します。

また一〇月二九日、新職員局長は、国労・動労、鉄労代表と会い〝生産性教育の一時延期（概ね二カ月、教材など点検のため）〟という態度を表明した。

なお公労委は一一月六日、動労申立てのうち二件を不当労働行為と認定し、国鉄当局は動労に陳謝文を交付するよう救済命令を発した。これも一一月一八日におこなわれている。

また総評・国労・動労は一一月一五日、ＩＬＯに対し連名で、「労働組合権の侵害、不利益、差別待遇がひどく、両申立組合はその侵害にもとづく重大な被害をこうむっている」として提訴した。

ところで国鉄労使間では、一一月二日、「紛争対策委員会」を設け、そこで不当労働行為問題（処分、不利益取扱いの回復も含む）、昇職・昇格基準、昇給基準、などについて協議することを決め、五日（国労）、八日（動労）以降、連日の協議に入った。同委員会は当初一五日までの予定ではあったが、結論が得られず三〇日まで存置を延期した。だがそれでも期限切れとなり、国労関係では引きつづき一〇日間を目途に延期、動労も一二月九日の中央委員会まで延期し、協議が続行された。

この間、国労・動労はそれぞれ中央委員会をひらき、マル生運動の中止など諸要求を決定し、かつ沖縄問題と結合した闘争体制強化を決定していた。そして一一月一七日～一九日正午まで東京を中心

に全国で順法闘争を実施し、さらに国労は二八～三〇日、動労は二九～三〇日と順法闘争をくりかえした。こうして沖縄問題ともからみ、マル生問題は七一年秋季・年末闘争の焦点ともなり、全逓との共闘、総評の支援も強められていた。こうしたなかで、一一月一七日からひらかれる予定であった全国鉄生産性大会（全国大会）は、前日になって中止が発表された。

動労は一二月九日の臨時中央委員会で、マル生反対闘争の中間総括をおこない、これまでの成果を確認し、年内は未処理事項の解決にあたることにし、年末段階での実力行使はひとまず回避することを決定した。国労も一二月一七日の臨時中央委員会で、同様の決定をおこなった。それには、これまでの労使の協議で、昇職、昇格基準について、ほぼ了解がついたことも背景にある。とにかくも七一年のマル生反対闘争はここにひとまず収拾したのである。

もっともマル生反対闘争は、そこで終わったのではない。むしろ七二年春闘の過程で、組合側の逆攻勢が一歩進んだ。すなわち新しい段階にたったといえるだろう。さしあたり、精力的な全国オルグが七二年に入って展開され、今日までかなりの数の組織復帰者を迎えている。こうした事例はいままであまりない。その意味では、注目に値しよう。

他方、ジュネーヴ六月二日発の時事通信は、マル生問題についてのＩＬＯの動向を伝えてきた。すなわち、ＩＬＯ「結社の自由委員会」は六月二日、七一年春闘後の大量処分とマル生運動にからむ不当労働行為について、政府と国鉄当局をきびしく批判する報告書を全員一致で採択したということである。以下、国労第一〇〇回中央委員会（七二年六月二三～二四日）に提出された資料、すなわち「ＩＬＯ（八七号条約、九八号条約）違反第二次要請団の経過と評価」について、その内容をみておこう。

まず今回の提訴案件（六八六号事件）について、「結社の自由委員会」が出した原案の結論部分はつぎのようなものであった。

【結社の自由委員会の日本問題に関する原案（結論部分）】

五〇項　委員会が受けとった情報から、本件において重要な点で考慮の必要があるのは以下の通りである。

(a)一九六九年に開始された生産性運動期間中における国労及び動労組合員に対してとった反労働組合的差別的行為　(b)一九七一年五月にこれら組合が行なったストライキ及び抗議行為に参加した労働者に対して国鉄当局が行なった制裁。なお、このストは、賃金要求及び生産性運動ならびに反組合的差別待遇反対のために行なわれたものである。

五一項　委員会は、マル生教育が提訴のなかで申立てられたいくつかの問題の根底をなすものであるが、このマル生教育が中止になったことを注目する。労働組合にとって深刻な関心のマトであったマル生運動に関して、委員会は、雇用ならびに労働条件に影響を及ぼすこの運動において使用者側による一方的行為はゆゆしき権利侵害をもたらし、かつ企業における合理化問題解決ならびに能率向上のための団体交渉の活用が労働者ならびに企業側にとって有効な結果をもたらすものであると考える。

しかしながら、これに関連して、委員会は、公労法が公共企業体の管理運営に影響を及ぼす事柄が団体交渉から除外されると規定していることに注目する。それゆえ、委員会は、「条約、勧告の適用に関する専門家委員会」によって最近なされたように、日本における公共部門に雇用される者に関する「結社の自由実情調査調停委員会」が、その報告書の中で、交渉議題が、純粋に使用者の決定に属する問題であるとの理由によって、これを団体交渉の枠から系統的に除去することによって団体交渉権に対する各種の制約に注目したことを想起してほしい。委員会は、職員の定員及び職員の配置転換のような問題は、相互の誠意と信頼とい

う雰囲気のなかで行なわれる団体交渉の枠外の問題とみなされるべきではないという意見であった。

(1)「実情調査調停委員会」の報告書　二二九―二三一項参照。

五二項　上記の考慮にもられている重要性に注意を払いながら、委員会は、合理化問題に関して労働組合と一九七一年五月に国鉄当局との間に当局によって提出された情報によって交渉が行なわれたことに留意し、問題となった事項について解決の公正な局面があったことに留意する。委員会は又、マル生運動及びマル生教育に関する紛争に関して労使間に基本協約が締結されたという政府の説明に留意する。

五三項　マル生運動期間中の反労働組合的差別待遇に関し、受取った情報から委員会は、これらの差別待遇が実際に行なわれたこと、及びいろいろなケースが公労委にもちこまれたということに注目する。委員会は又、その結果、これら事件の大部分が撤回され、解決したように思えることに注目する。

九八号条約の規定を実施するための手段として反組合的差別待遇を審理するための有効かつスピーディーな解決、機構の重要性を強調する一方、委員会は次のことを考慮する。公共企業の場合、中央当局はこの種のあらゆる行為を防止するための付加的責任を持っており、当局はこのため、そのあらゆる段階で適用されているような具体的伝達をともなう明確な政策の声明の形で必要な措置をとるべきである。

五四項　ストに参加した労働者に対して行なわれた制裁に関して、委員会は、公労法及び日鉄法のもとでストライキは禁止され、それに参加する労働者に対して、解雇、停職、およびその他の制裁が行なわれることに注目する。委員会は、このような法規定のもとでは、当局がストライキ参加者（司法判断のもとにおいて）に対する罰則を科する権限を有するけれども、その法規定によって許される限度まで労働者を処罰する決定に際し、使用者側の硬直した態度は労使関係の調和ある発展にとって望ましくないと考える。

特に、これらの制裁の結果、労働者間に国際当局が決定したような永久的賃金格差が生ずる場合には、この種の状態が発生する可能性がある。

五五項　委員会は又、公労法により労使紛争の当事者が紛争解決の協定に達しなかった場合、強制仲裁機関に付託され得るということを想起して欲しい。しかしながら、この法律は又、もし裁定が関連する公企体の予算又は賃金上支払いが不可能な場合、その裁定が政府を拘束するものではないこと、及びそれより国会により適切な措置がとられるまでいかなる資金も支払われないことを規定している。過去にこの法律を審議した時、結社の自由委員会は、立法当局に対する予算権の留保は裁定条件の承諾をさまたげる効果をもつべきではないという原則に付帯する重要性に対し政府の注意を喚起するよう理事会に勧告した。

(1)　第五四回報告。一七九号（日本）一八八項参照

理事会によって採択されたこの勧告は、その後、ドライヤー委員会によって保証された。又同委員会はこのような法律は団体交渉及び仲裁の手続きの公平性ならびに有用性に対する信頼をそこなわざるをえないことをつけ加えた。

(2)　ドライヤー報告　二一四八項参照

以上が原案の結論部分である。このうち五一項と五五項は、六八六号事件とは直接に関係ないとして、不当労働行為問題と懲戒処分問題にしぼって、万場一致（日本は政・労・使ともメンバーに入っていない）採択されたのがつぎの結論である。

【五月三〇、三一日、結社の自由委員会で万場一致採択された結論】

七九項　委員会が受けとった情報から、本件において重要な点で考慮の必要があるのは以下の通りである。

(a)　一九六九年に開始された生産性運動期間中における国労及び動労組

合員に対してとった反労働組合的差別行為。

(b)　一九七一年五月にこれら組合が行なったストライキ及び抗議行為に参加した労働者に対して国労当局が行なった制裁。

なお、このストは、賃金要求及び生産性運動ならびに反組合的差別待遇反対のために行なわれたものである。

八〇項　委員会は、マル生教育が提訴のなかで申立てられたいくつかの問題の根底をなすものであるが、このマル生教育が中止になったことを注目する。労働組合にとって深刻な関心のマトであったマル生運動に関して、委員会は、一九七一年五月に合理化問題に関し、労組との交渉が行なわれたこと、及び問題解決に良好な見込があったとする国鉄当局の情報に留意する。委員会は又、「条約適用・勧告専門家委員会」が一九七二年の報告書において行なった意見に答えた一九七二年五月二四日付政府追加情報を受取った。この情報により、次のことが明らかになった。つまり、一九七二年五月に国鉄当局と国労の間においていくつかの協定が締結された。この協定は近代化、機械化、合理化に関して労働組合機関と事前協議を行なうこと、および雇用安定、配転に対する事前協議についてであった。同様の協定が他の労組との間に締結された。委員会はこの進展に興味をもって注目する。

八一項　マル生運動期間中の反労働組合的差別待遇に関し、受取った情報から委員会は、これらの差別待遇が実際に行なわれたことに注目する。委員会は又、その結果、これら事件のすべてが撤回され、解決したことに注目する。

九八号条約の規定を実施するための手段として反組合的差別待遇を審理するための有効かつスピーディーな解決機構の重要性を強調する一方、委員会は次のことを考慮する。公共企業の場合、中央当局はこの種のあらゆる行為を防止するための付加的責任を持っており、当局はこのため、そのあらゆる段階で適用されるような具体的伝達をともなう明確な政策の声明の形で、必要な措置をとるべきである。

八二項　ストに参加した労働者に対して行なわれた制裁に関して、委員会は法律に規定された制裁の適用のさいの硬直した態度は労使関係の調和ある発展にとって望ましくないと考える。

特に、これら制裁の結果、労働者間に国鉄当局が決定したような永久的賃金格差が生ずる場合には、この種の状態が発生する可能性がある。

このことに関して、すでにドライヤー委員会が政府に対し、公共部門に対し懲戒処分が適用される場合の厳格さおよびきびしさをゆるめるための措置をとってはどうかと指示していることがあらためて想起されるべきである。

八三項　このような事情のもとで、上記八一、八二項において述べて諸考慮に注意を喚起するとともに、委員会は理事会に対し、提訴者によって提出された追加情報に対する政府の意見が受理されるまで本件の審議を延期することを勧告する。

ここではコメントを省略しておく。ただストライキに対する行政処分とストライキ権そのものについて、『ドライヤー報告』と合わせ読むとき、ＩＬＯの見解はより明瞭となってくるであろう。国内における労働判例の動向、第三次公制審の今後の審議の推移をさらに重ね合わせるとき、組合の権利闘争、とくに「公共部門」のスト権回復闘争との絡み合いが今後注目される。国労・動労のマル生反対闘争を権利闘争としてとらえるとき、その闘争のもっている意味は大きいと改めていうことができる。

【参考資料】　(1)総評・合理化反対共闘委員会資料、東京地評『最近における各単産の合理化の実態』、春闘共闘・時短共闘委員会『時間短縮』、時短共闘委員会資料及び「ニュース」、春闘共闘他『生活と権利を守る春闘中央討論集会』、労働省『昭和四六年労働運動の回顧』、(2)私鉄総連第三五回定期大会資料、紙パ労連第五〇回定期大会資料、マスコミ共闘第九回総会資料、国労第一〇〇回中央委員会資料、全逓第二五回定期大会資料、(3)組合機関紙誌——総評新聞、同盟新聞、同盟情報、鉄鋼労連、月刊ゼンセン、繊維労連、新聞労連、民放労連、全林野新聞、ぜんりんや、全逓新聞、私鉄新聞、(4)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』『週刊労働ニュース』

VI 公害反対闘争

概要□概況──増大する件数、多様化する種類、／公害防止協定と防止条例／環境庁の設置と政府の公害対策／住民運動と公害裁判／難行する労働組合の公害闘争／**総評の公害反対闘争**──方針／産別組織の公害闘争／企業別組織の公害闘争／県評・地区労の公害闘争／対政府活動／環境問題フォーラムへの代表派遣／**同盟の公害に対するとりくみ**──**全民懇と公害問題**──**四大公害訴訟の展開と全国公害連の支援活動**──富山イタイイタイ病裁判／新潟水俣病訴訟／四日市公害訴訟／熊本水俣病訴訟／**第三回公害被害者全国大会**

概要

一九六〇年代のすえに続発した地域住民の公害反対闘争を契機として、一九七一年に至り、政府および企業の公害対策は、ようやくある程度の体系性をもって展開するようになった。政府は、七〇年一二月末の第六四臨時国会に、公害対策基本法の一部改正法案をはじめ合計一四の法案を提出し、公害関係諸法の体系的整備をはかった。これら一連の法案は、多様化した公害に対応する対策範囲の拡大、規制の諸基準の設定促進、規制権限の地方公共団体への移譲、下水道や廃棄物処理等の公共事業の推進などを企図するものであった。

また、七一年の第六五通常国会には、同年七月一日から新たに環境庁が発足するに関する基本的な政策の企画・立案と、行政機関の環境保全に関する事務の総合調整などにより、体系的な公害対策の展開のための中核的な位置におかれた。環境庁設置法案を提出し、た。環境庁は、環境の保全その推進、ならびに、関係

予算の増額もはかられた。しかし、これは、七一年度、公害対策費、自然環境保全対策費の合計で、一一一四億四五〇〇万円であり、そのうち、公害対策費は、七〇年度予算に比べて、三八・四%の増額をみたとはいえ、なお絶対額では、一〇一四億七八〇〇万円程度に

とどまるものであった。

企業は、住民運動による告発や立地難、地方公共団体の諸要求によって、公害防止協定の締結、公害防止対策の調査研究、工場移転、環境保全部門の設置、公害防止技術の開発などに着手する例が目立ってきた。七一年度には、企業の公害防止投資も増大した。製造業、鉱業、電気およびガス供給業についての通産省の概算的推計によれば、企業の公害防止投資は、一九六五年の二九七億円程度から、一九七〇年には、一六三七億円と五年間に五・五倍に増加したが、七一年度は、さらに増加することが予測された。この調査では、全体の設備投資に占める割合が、一九六五年の三・一%から、一九七〇年の五・三%を経て、七一年度には、九・一%のレベルに到達する見込みを述べている。この水準は、「国際水準」といわれるが、公害投資の水準は、一国の公害問題の深刻さと、さらには過去の公害投資のストックとの関連で評価されねばならないこと、無論であろう。

公害は、七一年度も、環境庁の「環境白書」でいうごとく、多様化し、また、広域化したが、住民運動および労働組合運動による反公害闘争は、右に述べたごとき政府および企業による公害防止対策の展開によって、ひとつの転機をむかえたかのごとくである。

1　概　況

増大する件数、多様化する種類、被害地域の広域化

七一年度以降も、環境の悪化は、さらに一段と進行した。いわゆる「公害」は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下などの産業公害を中心とするものから、食塩、農薬、医薬品の公害と、多様化してきたが、公害の種類も逐年、増加の傾向にあり、七一年度には、新たに、重要な公害として、光化学スモッグ、ポリ塩化ビニール（PCB）、赤潮などが、社会的な問題となるに至った。

公害は、また、広域化を重ね、太平洋ベルト地帯や北九州地域での深刻な事態の改善がみられないまま、地方中核都市を中心に全国的に拡大する様相を示した。

活発化する住民の運動

こうした環境汚染の脅威の増大に対して、住民の対応も活発となった。環境庁の「環境白書」（七二年五月二六日閣議決定）によれば、七一年度に、住民が、都道府県に寄せた公害に対する苦情件数は、六万三四三三件となり、これを六六年度の二万〇五〇二件と比較すれば、約三倍の増加である。太平洋ベルト地帯を中心とする都道府県の多くは、年間一〇〇〇件の苦情を申し込まれているが、他方では、地方県に

おいても、苦情申込み件数は一〇〇件を下回らなかった。公害とたたかう住民団体は、七一年一〇月現在で六七三団体となり、これは、前年七月現在の二九二団体に比して、約二倍の急増であり、それはいまや、ほとんど、全国各地に散在するに至ったといえよう。

公害防止協定と防止条例

企業に対して、地方自治体が条件を課する「公害防止協定」を締結するところも増加し、七一年一〇月現在で、三〇都道府県、二五六市町村の、計二八六団体で、相手方企業の数は、一七〇八企業となった。これを前年の七〇年七月一五日現在と比較すれば、団体数で一八〇団体、相手方企業数で一二二企業の増加となった。住民団体が、役所の手を借りないで、直接企業と公害防止協定を結ぶ例も増加し、七一年一〇月で一八〇協定となり、前年七月の三三協定よりも、約一五〇協定の増となった。

また、公害防止条例の制度は、七〇年度中に都道府県の全体におよび、七一年度以降には、それが市町村で急速に普及してきた。七一年一〇月一日現在、一二四団体で条例の制定をみているが、七〇年七月一五日現在では七〇団体であり、急速に普及してきた、といえよう。

また、狭義の公害対策にとどまらず、自然環境保全の立場から、地方公共団体が自然保護条例の制定を試みたことも、七一年度の注目すべき展開であった。これは、七〇年一〇月の北海道自然保護条例、七一年三月の香川県のそれが先駆となったが、七二年三月までに二一道県に波及し、また、七団体の市町が同様な試みをおこなった。

環境庁の設置と政府の公害対策

政府は、公害問題の深刻化、多様化と、自然破境の進行に対し、公害規制権限を一元的に所掌するとともに、環境保全行政について総合的調整機能を有する行政機関の必要性に迫られ、七〇年五月に環境庁設置法案を第六五国会で可決させ、同年七月一日より環境庁が発足した。環境庁は、住民運動その他の諸要求を背景とし、環境基準および規制基準の設定と改正、総合的な環境保全対策の策定、光化学スモッグやPCB汚染問題に対する技術開発、公害に係る被害者の救済、自然保護行政の促進に一定の役割を果たした。

けれども、七〇年の一一月から一二月にかけての「公害国会」で改正された「公害対策基本法」および関係諸法案における基本的な認識や理念は、はやくも、その限界を露呈してきた。たとえば、「公害」の定義自体、「公害とは事業活動その他の人の活動にともなって生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって人の健康または生活環境にかかわる被害が生ずることをいう」（公害対策基本法第二条）は、多様化した公害の現実を包含し得ず、また、深刻化した環境破壊を視野の外におくものといわざるを得ないのであり、公害関係諸立法の新設、改廃の必要性が唱えられ、七二年七月に成立した田中内閣では、「工場法案」や「自然環境保全法」が検討されはじめるに至った。

また、七一年度の環境保全予算は、政府の一般会計、特別会計の合計で、一一四四億円にとどまり、地方財政の負担が大きかったがこの後者も、四三八二億円を超えなかった。

七一年は、また、環境問題に対する国際的な世論の盛上りが、ひとつの結集点に到達した年でもあった。同年六月に、「かけがえの

ない地球」(Only One Earth) のスローガンのもとにおこなわれた国連人間環境会議での、「人間環境宣言」は、画期的なできごとというべきであろう。日本の環境悪化は、ストックホルムでのこの会議で、回避すべき悪しき事例として注目された。

住民運動と公害裁判

七一年の公害反対闘争は、住民運動と公害裁判闘争を主軸として展開した。住民運動は、宇井純氏らの自主講座や、高橋晄正氏らの反日本医学総医学総会などの学者の支援も強まり、全国各地に拡大し、たとえば横浜の日本鋼管新設工場に対し国の環境基準を上回る協定の獲得、福島県小名浜の日本水素工場への立入り調査権獲得、銚子の東電火力発電所の設置中止など、各地で成果を収めた。

また、いわゆる四大公害裁判のうち、七一年六月三〇日、富山地裁がイタイイタイ病は三井金属神岡鉱山のカドミウムが原因と認め、患者・遺族に五七〇〇万円を支払えと判決し、公害裁判ではじめて被害住民が勝訴したのにつづき、九月二九日には、新潟地裁が昭和電工に対し、第二水俣病被害者に二億七〇〇〇万円を支払えと判決、両社がただちに支払いに応じたことは、公害反対の住民運動を勇気づけることとなった。また、七二年七月二四日には、複合汚染源六社の共同責任を問う四日市公害訴訟に対する判決が下され、津地裁は、三菱油化、三菱化成、三菱モンサント、石原産業、昭和四日市石油、中部電力の六社に対し、共同不法行為により八八〇〇万円を支払えと判決した。

難行する労働組合の公害闘争

住民運動と公害裁判闘争の前進の反面、労働組合による公害闘争は難行した。七〇年末に、川崎労協が大気汚染の責任を追及して日本鋼管京浜製鉄所など三八工場を告発すると決めながらも、こえて七一年一月一九日それを「保留」することとなった。この逆転例は、七〇年の下期以降一時盛上りをみせた労働組合の公害反対闘争が、企業意識の厚い壁の前で停滞を余儀なくされたことの、いわば象徴であった。事実、「企業内からの告発」は、チッソや昭和電工などにみるように、会社はもとより、労働組合からも抑制される傾向をみせ、苦難の道を辿ることになった。けれども、公害問題に対する労働組合のかかわりにおいて、その消極的態度のみに注目することは、一面的認識たるをまぬがれない。七一年度において、労働組合運動は、対政府交渉、住民運動、公害裁判とのかかわりや、さらにまた、産業、企業レベルの活動において、いくつかの注目すべき動きをみせた。停滞とともに、また前進もみられた。

2　総評の公害反対闘争

方針

総評の七〇年度運動方針は、その力点を、住民運動に対する支援、住民や労働者に対する公害意識の昂揚とともに、政府と自治体に対する要求闘争においたものであった。それは、より具体的には、つぎの五項目の行動計画に現われた。すなわち、①人命第一の公害防止対策を政府に要求し、公害被災者救済法、公害紛争処理法などの抜本改正を求めてたたか

う、②地方自治体に住民参加で公害防止条例制定、公害監視体制強化を求める、③公害発生企業に対する住民の摘発体制の確立と加害資本の責任を明確にした補償措置を要求する諸活動を行なう、④労働者や労働組合が公害防止という点では一致している点を重視し、今秋には公害に抗議する全労働者に呼びかけ、すべての労働者が自らの職場公害発生の総点検活動を行なう、⑤公害闘争を飛躍的に発展させるため、各県評を中心とする県段階の公害闘争組織と、関係単産を中心とする共闘組織を確立し、積極的に活動にとりくむ、の五項目（総評第四〇回定期大会提出「一九七〇年度運動方針案」四八ページより要約）であった。

七〇年には、この方針にそって、地域組織を中心として、公害絶滅集会、署名とカンパ活動、公害現場調査が着手され、それとともに、公害基本法改正、県条例および市条例の制定と改正の運動が展開された。

この方針は、その後、住民や労働者の公害意識の昂揚や政府および地方自治体レベルの公害行政が一応の段階をむかえるに至って、ひとつの転機に当面した。七一年六月二九日、四大公害訴訟のトップをきって地裁判決をみた富山イタイイタイ病判決公判の前日、富山市の県民会館で開催された公害対策全国連絡会議の第四回総会で、総評は、七一年度の「闘いの方向と課題」を呈したが、それは、職場の労働環境の諸問題とより密着した公害闘争の展開を試みようとするものであり、さしあたって七一年一〇月、一一月を、職場、地域から公害を絶滅する総ざらい点検月間として設定し、教宣活動、職場点検にとりくみ、秋闘から七二年春闘にかけて「生命と健康を守る」たたかいをもりあげようとするものであった。七一年度のたたかいの方向と課題についてのその見解は、つぎのごとくであった。

【公害闘争について】（第四回公害対策全国連絡会議議事録より要約）

1　公害闘争ととりくむ労働組合の基本的方向、①多くの労働組合が、公害被害者や住民運動の公害防止、補償要求に目を奪われ、公害摘発に重点をおくような点が見られるが、このような運動、とりくみでは国内から公害を絶滅するための労働者の闘いとしては不充分である。②勿論、われわれは被害者や住民の運動に積極的に参加することに異存はないが、それをあくまでも職場内における日常的な闘いをふまえて、その闘いを強化するという観点に立つものでなければならない。③公害闘争の現状を見ると、労働組合のとりくみより市民、住民運動が先行していることは否定しないし、それは企業別労働組合、企業別意識という問題がある以上当面は止むを得ないと思われるが、だからといって労働組合が職場の闘いを忘れ、市民運動に埋没することはあやまりである。労働組合はいまこそじっくりと自らの職場に目を向け、公害と安全衛生問題にとりくむことが必要である。④有害作業、有害物質の（労基法上）規制基準、あるいは公害関連法上の規制規準については極めて政治的、資本家的なものであり、これらについてきびしいものを要求し、新しく変更させたりしていくが、その前に現行の基準値を完全に実施させ、実施していることを確認するための措置を追求することが必要である。⑤労働者の立場に立った特定の有害作業、有害物質に関する職場環境基準値、生活環境基準値、あるいは抑制目標については近い将来の重点的課題として学者、専門家の協力を得ながらとりくむ。⑥新全国総合開発計画、産業構造審議会による立地計画、生産計画などについて検討を加え、全国的、全体的視野に立った分析、とりくみを立案すべきである。

2　以上のような見地から、当面、総評として労働省に、各県評は地方労働基準局につぎのような要求と行動を組織する必要がある。①公害、労働災害、職業病防止という観点から、昨年九月に労働省が安全衛生行政の一環として約四〇〇種に及ぶ有害物質をあげ、各企業に対し、自主点検を呼びかけたが、この自主点検が各企業によってどのようにとりくまれてい

るか、点検をする必要がある。より具体的には、②現行の基準（抑制目標）が職場で守られているか、③この外の多くの物質、または有害物質の複合した場合の問題はどうか、④現行の基準値について更に検討する余地はないか、⑤全企業に対して現行基準値、対策を徹底させることや、全国の有害物質使用事業場一覧、職場労働者に対する有害内容、被害内容等を盛りこんだ大量のパンフレットを作成し宣伝・情報提供を行なうべきではないか、⑥有害物質の使用、製造、販売企業はその物質の成分、含有率、合成などについて表示義務、有害性、対策を労働者に周知することを義務づけることは出来ないか。

3　産業別組織単組がとりくむべき課題、①企業内で使用しているすべての物質名（薬品、化学物質、原材料）、使用量などについての資料、現況報告を企業に求める、②労働省による有害物質についての取扱いどおり職場では守られているか、どうかの一斉職場点検の行動の組織化、③排出口（排液、排水、排煙、排ガスなど）での測定活動の実施、または測定要求、④生産工程での完全な把握（企業秘密と公害との関係の有無など）、⑤組織内技術者の結集、⑥安全衛生委員会での問題提起、検討、改善、追及のとりくみ、⑦労働組合の各級機関は、長期的な視点に立った教宣活動を行ない、企業競争に巻きこまれないような配慮と同時に、労働者、労働組合の公害闘争は第一に職場にあることや、公害反対の被害者、住民運動の重要性、結合点などについて日常的に問題点を提起していくこと、⑦各産業別組織、単組は公害発生職場の安全衛生について産業別の統一闘争、地域における連帯行動を大胆に打ち出していくこと。そのテコとして現行労働安全衛生諸法規を最大限活用すること。

産別組織の公害闘争

公害闘争に対する産業別単産の指導性にはしかしながら限界があった。この点についてまず総評の総括は、たとえばつぎのごとくにいう。すなわち、「合化労連、紙パ労連、全自交や群馬地評などでは、具体的にこの問題に対するとりくみをおこないましたものの、全般的には、秋闘や春闘の方針の中にはあきらかにされながらも、その実施において殆んど見るべきものはありませんでした。この外の

たえることは不可能です」（合化労連第四五回定期大会記録）という反省がおこなわれた。

こうした自己批判のうえにたって、合化労連は、七二年度にたたかう公害闘争の方針として、①みずからの生命と健康を守るために真に人間尊重、環境保全の立場から再検討し、科学的な基準として設定し、会社にそれらを守らせるように働きかけてゆく、④国が流産させた無過失賠償責任法を即時制定するよう要求してゆく、⑤公害対策が労働者へのシワヨセとならないよう、中小企業への国の助成策、離職者法案の拡大等を要求していく、といった目標で実態調査、会社・政府への要求をつづけ、地域住民とも提携・協力してゆくこと、を決めた。産別単産による統一的な公害闘争の展開は、合化労連に限らず、一般的にいって七二年度以降にもちこされる課題となった、といえよう。

こうした状況のなかで、全林野が七一年四月三日に、有毒除草剤二・四・五―Fの使用を禁止する林野庁長官通達をかちとったことは、とくに注目に値する、といわねばならない。とはいえ、七一年度には、七〇年に引きつづいて、多くの民間単産で、公害対策委員会の設置や会合、単組段階を対象とする実態調査、および公害に関する教宣活動の強化が、程度の差はあれ、試みられた。そして、そうした試みは、企業別組合に対して、ある程度の影響力をもったことは確かである。

企業別組織の公害闘争

企業別組合による、職場点検をふまえた対企業要求の設定と団体交渉の展開例はそのことを物語る。紙パ労連傘下の山陽パルプ労組岩国支部は、すでに七〇年二月一日には、それまでの職場点検にもとづいて、対企業交渉をおこない、やがて、汚水を濃縮して燃焼する六億円のエバポレーターを獲得する成果をあげた。また、全鉱傘下の三井金属三池製錬所の労働組合は、七〇年一〇月に、「全職場の排ガス、粉じん防止の設備施設の抜本的改善」のため、一〇項目の要求を提出し、これに対する会社回答をさらに不満として、①排ガス粉じん防止の設備改善、②体質汚染度の検診、③全職場の浮遊物の測定、④自動監視測定装置の取りつけ、⑤公害専門職の設置について交渉を重ねた。また、合化労連傘下の日曹金属は、住民運動の刺激を背景とし、職場点検をふまえて、排水設備（二〇〇〇万円）、防除設備（三億数千万円）の設置を獲得した。さらに、七二年二月に集約された紙パ労連の「公害に関する調査の中間報告」によれば、大昭和製紙の富士、白老、吉永吉原の各労組は、設備施設等のチェック、環境パトロール等をふまえて、対企業交渉をおこない、また、十条製紙秋田労組は、組合独自の公害対策委員会が、公害現実の点検を通じて工場との交渉をおこなっている。これらは、いずれも、職場点検にもとづく対企業公害交渉の展開事例である、といえよう。

もとより、総評系組合においても、公害闘争を、もっぱら、企業と組合との協議機関を通しておこなうところが少なくない。たとえば、前記紙パ労連の調査をみると、経営協議会および安全委員会によるもの（高崎製紙高崎）、会社と組合の安全衛生委員会の公害防止部会によるもの（芝川製紙）、工場環境改善委員会に支部執行部が諮問機関として参加するもの（大昭和鈴川）、企業と組合との公害対策委員会によるもの（十条製紙石巻）のごとくである。けれども、紙パ労連

調査をみると、この場合でも、従来の労使協議機関とは区別したところの、「公害」ないし「環境」に関する協議機関を設置する傾向を指摘し得るのである。単組公害企業委員会による対企業公害交渉と、あるいは、企業・工場と労働組合との公害対策協議会とは、総評の単産レベルでの対単組組織方針の、いわば二つの型でもあり、前者はたとえば、合化、全鉱等、多くの総評系単産にみられ、後者は総評では鉄鋼労連にみられた。

県評・地区労の公害闘争　各県段階で住民運動の連絡組織をつくるに参加することによって、県評を中心とする労働団体がこれり、〇年度以降の総評の方針であったが、この課題の追求は、難行した。しかしながら、ある程度の成果をみた、ことも事実である。この経過について、公害対策全国連絡会議の『全国公害連情報』（第三号、七月二三日）によれば、「全国的に見て充分なものではありませんでした」としながらも、愛知県公害連絡会議が東海四県の公害対策ブロック会議の中核として、東海ブロックの公害闘争の推進のために活動をはじめたこと、また、公害対策千葉県民協（「公害からいのちとくらしを守る千葉県協議会」）が、六九年度に、東京電力の銚子火力発電所の設置を阻む闘争に重要な役割を果たし、さらにまた、七一年度以降、新日鉄君津工場や川崎製鉄との公害防止協定問題で積極的に活動してきたこと、「首都圏から公害をなくす四県共闘会議」が、東京周辺の公害反対闘争に重要な役割を果たすに至ったこと、および、新潟県水俣病共闘会議や三重県共闘会議が、それぞれ、新潟水俣病訴訟と四日市訴訟の支援活動をおこなってきたこと、などが、「評価に値いする」とされている。

県レベルの連絡会議で、県評ないし県労が中心的な位置を占めて、住民運動の連絡会議を組織化した例として代表的なものは、公害対策愛知連絡会議であり、その七一年度の役員構成は、つぎのごとくであった。

会　長　新村　猛（名大名誉教授）
副会長　寺内　博（社保協議長）、堀場英也（保険医協会副会長）、草川昭三（西部地区議長）、水原博子（岩倉団地自治会役員）、未定（東三河地区）
事務局長　庄司悠一（愛労評常任幹事）
次　長　清水一雄（愛労評事務局員）
会　計　浅瀬　昇（愛労評常任幹事）
顧　問　北村利弥（東海労働弁護団常任幹事）、花田信次郎（名城大教授）、橋詰洋三（中京大教授）
幹　事　各団体代表一名

公害問題の広域化を背景とし、拠点的な県レベルの連絡会議の重要性は増大しているが、その組織化は、一般的にいっても難行した、といわねばならない。総評にとって、地域連絡組織の拡大強化は、七二年度以降の課題となっている、といえよう。

七一年度には、県評、地区労レベルでの労働組合固有の公害闘争が、局部的ながら、ある程度進行した、といえる。大分の県評は、「企業の内側から公害を監視し、告発する」方針のもとに、公害企業の労働組合の内部に公害連絡員をおくこと、また、延岡、日南、日向などの工業地帯には、非専従の公害オルグを配置し、公害測定器具を用いて、大気汚染、水質汚濁の調査をおこない、対企業要求をおこなうことを決めた。また、北九州地区労は、「いのちと暮しを守る県民会議」を七〇年に結成したが、そのなかの公害対策部は、その後、公害測定機を購入し、大気汚染や水質汚濁の検査をおこな

い、県をはじめ、関係自治体に対して、公害対策に関する要求行動をおこなった。さらに大分県や宮城県の県評や地区労では、日教組が中心となって、小学校用の公害教育テキストを編纂し、公害の実態と問題点を伝達する公害教育の計画を推進した。

また、地区労が住民運動の組織化の中心的な位置を占めた例に、「八戸から公害をなくす市民会議」の成立における青森県労の積極的かつ主導的役割があげられる。

なお、七一年度に、総評は、新全国総合開発計画や原子力発電所建設阻止の行動のため、地域住民の反対運動の昂揚を試みた。前者については一定の成果を収めたが、原子力発電所建設阻止の運動は七二年度以降の課題となった。新全国総合開発計画に対する反対闘争の主旨にそう運動の展開例としては、鹿児島県における発電所建設阻止闘争、大阪地方における空港建設反対闘争、新大隅開発計画反対共闘会議（鹿児島、宮崎両県の社会党や総評が中心となって七一年二月一二日に結成）の成立や、周防灘開発反対共闘会議（県労協と関係一二地区労が中心となって七一年五月二〇日に結成）の発足をあげることができる。

県評、地区労の地域レベルの課題は、七一年度においては、県や市町村レベルでの公害関係条例の改正であったが、しかし、地域組織の活動体制は、いまだ十分な整備をみるに至らず、この面では、注目すべき進展をみなかった。これについて、『全国公害連情報』（公害対策全国連絡会議編、第三号、七月二三日）はつぎのように総括をしている。すなわち、「自治体における公害防止条例は、小さな地方都市でも今では殆んど全て制定されるまでになりましたが、その実施について活発なものは一部の革新自治体などを除いては、見るべきものはありません。住民や労働者の参加しないままの審議会も多く見られ、条例に対応する予算や機構の確立されないままの自治体もあり、今後も、自治体の公害行政の実態を追求しながら公害に対する姿勢を監視してゆかねばなりません」と。

対政府活動

七一年度中、総評の対政府要求で目立つのは、環境庁提出の「無過失損害賠償責任法案」の原案から、公害責任の判定のポイントとなる「因果関係の推定規定」の削除に対する抗議であった。総評は三月一八日、環境庁に大石長官をたずね、「因果関係の推定規定」の削除は、財界の圧力に屈した事実上の骨抜き法案であり、ただちにこの規定を復活すべきであるとの申入れをおこなった。この申入れには、全国公害連より長峰義博事務局長も同席した。総評の申入れ文書はつぎのごとくであった。

【無過失損害賠償責任法案に関する申入書】（一九七二年三月一八日、環境庁長官大石武一殿宛、日本労働組合総評議会議長市川誠署名）

貴職が環境庁初代長官として就任以来、公害絶滅に意欲的にとりくまれてきたことに総評は率直に敬意を表します。そして「無過失損害賠償責任法案の成立に政治生命をかける」と明確に言明された貴職に、それなりの期待をかけておったものであります。さきに発表されたこの法案の環境庁原案は、今後発生したものに適用するだけで現在、公害に苦しんでいる被害者救済には役立たない、無過失責任の対象とされる公害を健康被害に限って、財産被害を除去している、対象公害を「水」と「大気」の汚染防止法に定められた有害物質によって発生した公害だけに限り、その他の物質による水と大気の汚染公害や騒音、振動公害を除去しているなど、きわめて限られた範囲の公害を対象としているなど不満な点はありますものの、因果関係の推定で企業の加害責任が追及できる規定を設けて、被害者の立証義務を軽くしたことは高く評価していたところであります。しかるに、この法案の柱である「因果関係推定」の新規定が自民党や通産省、経団連

の圧力があったとはいえ、これを削除したことは事実上の骨抜きであり、加害企業の責任追及を免罪したものであり、貴職がこれまで努力されてきたことも、国民世論に対する単なるポーズにすぎなかったと批判されるでありましょう。総評は、貴職が勇気と自信をとり戻し「因果関係推定」規定を復活させて、新法案を上程されるよう強く申しいれます。

なお、この法案は、第六六国会で野党各党の「内容に不満はあるものの、ないよりはまし」の判断の結果から全党一致で成立をみたが、総評は今後も、その改正を目ざす働きかけをおこなう方針である。

環境問題フォーラムへの代表派遣

七一年には公害に対する国際世論がたかまり、それを背景として、六月五日より一六日まで国連人間環境会議がストックホルムでひらかれ、これと平行して、スェーデン青年協議会およびスェーデン国連協会の共催で、民間ベースの「環境問題フォーラム」が開催された。総評が事務局となっている全国公害連は、公害代表団を編成して、当初、代表委員の新村猛氏や立花銀三氏等六名を派遣する予定であったが、結果的には、総評副議長の磯部敏栄氏を副団長に、新村猛氏と大牟田市民会議の武藤泰勝氏の三名の派遣となった。代表団は、日英両文の「日本公害の現状と私たちのたたかい」と題する報告書を持参し、日本の公害の状況を訴え、とくに、①世界環境機構を国連の下に設立しよう、②世界共通の規制基準値を設立しよう、③公害のデーターバンクをつくろう、④公害防止技術、防止体制の共同開発体制とその特許をプールするシステムを確立しよう、⑤国際環境白書を作成し、国際環境データを設けよう、⑥軍事費の一%を公害防止のため拠出しよう、と提案した。

総評の公害訴訟支援活動は、相当に活発であったが、この活動は、「全国公害連」の構成団体および事務局としておこなわれたので、後節でまとめてとりあげることにしたい。

3　同盟の公害に対するとりくみ

同盟の七一年度運動方針は、「われわれは公害の発生そのものに対する企業、政府の本来的責任をきびしく追及するとともに、他面、公害の発生の根源が、廃棄物をすべて自然の浄化作用に委ねてきた生活態度にあることを反省し、廃棄物の規制監査、公害防止技術の開発、防止設備の完備、作業の完全実施による公害絶滅について、国民的なとり組みをしなければならない」という基本的認識のうえに立つものであり、より具体的には、「まず公害の総点検を行ない、公害の絶滅に労使の協議を通じて原因の究明対策の樹立を行ない、公害の絶滅に向かって共同の努力を進める方途が見出されるべきである」と主張している。

それゆえ、地方同盟の活動も、傘下企業での労使協議制の促進と、啓蒙的集会の開催が比較的共通のパターンとなった。同盟傘下の企業別組合では、公害問題は労使協議を通しての対応事項として位置づけられる傾向がある。たとえば、同盟系の電労連傘下の関西電力労組は、公害問題について六六年頃から経営協議会の場で話合いをおこなってきたが、七〇年一二月に、企業と組合のトップ四名によ

る公害対策会議を設け、第一回会議をおこない、企業側に対策を説明させ、また、第二回は、七一年二月に開催し、組合側は、①良質のミナス油の使用、②ＬＬＭＧ天然ガスの使用、③超高煙突化、④会社側資料の完全提示要求を申し入れ、また、組合による再度の職場点検を決めた、のごとくである。

七一年後半に至り、環境問題の悪化を背景として、同盟は従来の公害問題へのとりくみを再検討した。七〇年代の運動方向を定めた「福祉ビジョンと政策」においては、「人間環境政策は単に公害だけの除去を目的とするものではない。それは公害を事前に防止し、環境破壊を防ぐことを目的とするが、それだけでは目的の半分でしかない。同盟の人間環境政策は、ゆたかで快適で生きがいのある人間環境をつくることを目的とするものである」（同盟、資料シリーズ、特集版12）のごとき基本的な見解を定め、対企業のとりくみとともに、「環境保全政策」に関する対政府のとりくみの重要性を力説するに至った。この環境保全政策の要求は、①環境指標と基準の設定、②環境破壊物減少のための諸政策の推進（環境破壊とその発生源との関係の明確化、環境破壊の内容の公開と周知化、環境保全型＝非公害型産業への傾斜、環境保全技術の研究開発の助成と普及、環境保全実施のための破壊行為への法的規制、課税、ならびに、保全奨励措置としての助成金、減税、貸付、環境破壊の監視、環境保全改善のための参加、環境保全教育とＰＲ）、③環境保全支出の引上げ（政府の環境保全支出の拡大、産業における環境保全支出の増大、家庭・事務所における環境保全支出の増大）、④環境立地政策（産業配置と環境の調和、自然の造成）の諸要求よりなる。かくのごとき長期路線のうえにたって、七二年度には、企業・産業への働きかけとならんで地方自治体・国への要求が重要視されてきた。七二年度運動方針案中の、公害対策の項は、つぎのごとくである。

【公害対策の推進】

1　人間の事業活動や生活によって環境を汚染し、人間並びに生物の環境に害を与える公害は自然の浄化作用の限界をこえた環境破壊による人間自身の滅亡への途として厳しくこれを受けとめなければならない。われわれは人間の健康を第一義とし、公害を追放して美しく清らかな環境を取り戻す現代の全人類の挑戦に参加し貢献する。公害対策は何よりもまず、発生源の責任においてなされるべきであり、また、公害を防止し規制する国や地方自治体の役割も極めて重要である。われわれは、これを国民的課題として全国民の協力と努力の体制を築き、解決の途を開いていかなければならない。さらに、われわれは、国際的視野に立ち、地球の環境保全と公害ダンピングを防止するために、国際機関を通じての国際公害基準の設定を目指さなければならない。公害対策を推進するに当って、われわれは一つには無公害の生産活動を実現することを、また、公害発生を必然化するような国の経済政策を国民福祉の向上を目標とする経済政策へと転換せしめることをふまえなければならない。ともに人間に奉仕し、人間の幸福のための経済の実現を求めるものである。わが国の経済は誤まった高度成長政策によって社会資本と社会的消費の立ち遅れをもたらし、公害をはじめ多くのヒズミの根源となった。われわれはその根本のメカニズムを是正しなければならない。

2　政府は環境庁を設置し、公害関係法規を整備して、公害対策の強化と一元化に一歩をふみ出したが、工業化、都市化、過密過疎化などの社会態様の急激な加速的な変化による公害の深刻さと自然の破壊の進行に対して、なお対策の力と幅と深さが乏しく、国民の健康と生活環境は蝕まれ続けている。とくに工業密集地における複合大気汚染、水質汚染、大都市における光化学スモッグ、地盤沈下、航空機騒音、ゴミ公害、瀬戸内海などの海水汚染、山林原野の破壊現象などはいよいよ深刻である。一方このため、発電所・工場などの設置難のみならず、公害対策のための下水処理

場、ゴミ焼却施設の建設さえ困難化しており、国民生活の危機は急迫しつつあるというべきである。われわれは在来の発想をこえる強力な施策を政府に要求するとともに、自らもより厳しく問題に取り組まねばならない。

3　具体的な活動を次の通り展開する。(1)構成組織、地方同盟および各単組は自らの職場、居住地域から公害を追放するため、点検、調査を行ない、その防止策を企業、産業および地方自治体、国に要求する。(2)左の項目を標準とした労使の公害防止に関する協定を制定する。①会社に公害対策管理組織を設置させる。この場合、管理組織の長にはトップクラスの管理者を任命する。②公害防止施策が労働条件や雇用に不利な影響を与えないようにさせる。③他の労働団体とも共同しつつ、自然環境の保護、公害規制法規の強化、公害対策予算の拡充、公害発生のメカニズムを根絶する経済社会政策への基本的な転換を政府に要求する。④組織内外への宣伝教育を展開する。⑤地域住民との正しい提携を進め、国民運動を進める。

4　交通安全運動の推進、交通事故の撲滅を期し、交通安全運動を推進する。このため、①政府に対し、道路および交通環境の整備拡充、交通安全活動の推進、交通秩序の確立および被害者救済対策の強化を中心とする総合的な交通対策の確立と実施を要求する。②交通モラルの向上をめざし、組織内外を対象に交通安全運動を展開する。③個々の交通災害をめぐる諸問題を解決するため、相談窓口を地域社会または組織内に設置する。④通勤途上災害の公的補償制度を獲得する運動を展開するとともに、労使協定による補償を獲得する。⑤救急医療体制の確立を要求する。

5　海上交通安全の確保、海上交通の規制を強化し、航行の安全を確保するため海上交通安全法（案）の早期制定を期し運動を推進する。

4　全民懇と公害問題

全国民間労組委員長懇談会は、七一年二月、「変革の七一年われら何をなすべきか」で活動方針草案をまとめ、そのなかで公害闘争については、企業外での対地域活動の強化、および企業内では、労使協議制の強化による対応を強調した。企業外での対地域活動の強化の例としては、名古屋南部重化学工業労働組合委員長懇談会が発足させた労使会議と、大阪民労協の活動例があげられる。前者は、名古屋南部の重化学工業化に伴う公害問題の深刻化を背景として、総評、同盟のワクにこだわらない連帯組織として七〇年一二月に成立した懇談会が推進したものであり、この組織には、総評系では、新日鉄名古屋製鉄所、大同製鋼、住友化学名古屋工場の各労組、同盟系では、三菱重工名古屋自動車製作所、東レ名古屋工場、帝人名古屋工場の各労組の代表者（委員長または支部長）が参加した。

この組織の基本的な姿勢は、「経営者と対等の発言権」をもち、「専門家、技術者と連帯」し、「地域住民と十分な意思疎通」をはかりつつ、公害問題に対応しようとするところにある。同懇談会の基本的姿勢はつぎのごとくである。

【名古屋南部重化学工業労働組合委員長懇談会のアッピール】

1　私たちは、公害発生源に働く労働者として、まず自らの企業の中で、

公害をなくす運動に全力をそそぎます。そのため、まず職場の安全衛生など職場環境改善を徹底するため、お互いの企業で交流パトロールを実施し、専門家である科学者、技術者を行動させます。同時に私たちは、イデオロギー先行、具体性の欠如のいわゆる公害を告発することのみを目的とするのでなく、働く労働者自身が知るデータを相互に提供し、自らの職場に公害をなくす、具体的な解決をはかる行動をつみあげ、公害を出さない予防闘争にとり組むことを確認します。

2　現代技術文明を生産の論理を優先させるがままに放置するならば、人間にとっておそるべき結果を招くことを公害問題は警告しています。このため私たちは、科学者、技術者と連帯し、あるいは中間管理も含めて生産工程の変更や、原料、燃料の転換や技術開発の進め方にも重大な関心をもち、自分の仕事が社会の進歩と人間の幸福に結びつくよう努力します。また、企業に対し積極的に設備改善の申し入れを行ない、企業の意思決定に対し、経営者と対等の発言権をもって社会的な責任を果たしたいと考えています。具体的には、明春各企業の本社段階のトップ経営者の来名をもとめ、公害に関する地域、労使会議を開きます。

3　公害問題について、とくに重要なことは市民との連携であると考えます。私たちは地域住民の方々と十分な意思疎通をはかり、社会的な責任をはたすために公的な機関である公民会や町内会の代表と定期的に連絡会議をもち、公害問題ばかりでなく地域諸要求の解決のため努力します。

4　南部における交通事故は、日を追って悪化しています。名四国道の完全開通、地下鉄設置などを強力に働きかけ、今後の交通対策を進めます。なお、名鉄電車のダイヤ改悪サービスの悪さは限界にきています。とくに関西関東に比べるとき、論外といわなければなりません。この会議に参加した組合には、名鉄利用者が圧倒的に多いだけに、くりかえし名鉄に抗議交渉を行ないますが、名鉄電車に反省なき場合は、強力ボイコット運動を含め立ち上ることを確認します。

名古屋南部労組委員長懇談会は七一年に至って、交流パトロール、トップ経営者との会議、地域住民との連絡会議をもつとともに、愛知県や名古屋市に対する一連の申入れをおこなった。また、大阪民労協は、七〇年秋から、滋賀民労協、大阪市水道労組浄水支部、京都民労協および関西主婦連との共闘で、淀川の水質問題を重点においた活動をはじめた。その活動は、「淀川飲料水白書」（七〇年一〇月）にまとめられた詳細な調査を基礎とするもので、政界、財界、学界、市民への働きかけ、企業内学習会を含む多様なものとなった。

企業レベルでは、労使協議制の活用が重視されているが、運動方針としては、組合内部での調査や学習を重視する点に特色がある。民労協系の中心組合である松下電器労組は、企業連で公害をめぐる全国協議会をひらき、問題点をとりあげるという方式をとっている。たとえば、七〇年一〇月の第一一回大気汚染全国協議大会では、電極部電池製造工場から、相当量のタール成分が排出されていることや、また、同工場からは騒音が出ていることが指摘され、問題としてとりあげられることになった、のごとくである。

5　四大公害訴訟の展開と全国公害連の支援活動

富山イタイイタイ病裁判

七一年六月二九日の判決で原告側の勝利となったが、この判決は、鉱業法の無過失賠償責任を前提とし、また、因果関係の立証について企業側

に責任を求める点で、とくに画期的なものであった。公害連は、判決日の前日、「勝利を確信する」第四回総会を富山市で開催し、判決のあとは、三井金属神岡鉱山にゆき、大衆的抗議を背景として、賠償額の仮払いを実施させた。このあと三井金属は、控訴をおこなったが、その後、全国公害連は、富山イ病対策協との連帯で、数日にわたって控訴に対する抗議行動をおこなった。

新潟水俣病訴訟

判決公判は、七一年九月二九日におこなわれた。いわゆる四大公害裁判のうちで、さきに富山地裁で原告側が勝訴した神通川のイ病裁判が、鉱業法という特殊な法律にもとづく訴えであったのに対し、新潟地裁の阿賀野川上流の新潟水俣病の裁判は、初めて民法の不法行為にもとづいて企業責任を追及した本格的な公害裁判であった。この裁判も原告側の勝訴となったが、それは公害反対闘争にとってひとつの画期となるものであった。

民法七〇九条で不法行為による損害の賠償を請求する場合の要件は、権利の侵害について原告側に故意・過失があったこと、および被告側の行為が原因で被害が発生したことを立証しなければならないが、ことになっている。しかるに、公害問題のごとくに因果関係を明確に立証し、企業の故意・過失を明らかにすることはきわめて困難であり、この点に企業責任が不明確にされる原因のひとつがあった。新潟裁判のもっとも重要な意義は、この点について確固たる判断を示したことにあり、因果関係の立証については、「状況証拠の積み重ねにより関連諸科学との関連においても矛盾なく説明ができれば、法的因果関係ではその証明があったものと解すべきである。その程度の立証がなされ、汚染源の追及が、いわば企業の門前にまで達したときは、加害企業における原因物質の排出についてはむしろ企業側において自己の工場が汚染源になり得ない理由を証明しない限り、その存在を事実上推認され、その結果すべての法的因果関係が立証されたものと解すべきである」と述べた。

この判断のうえにたって、昭和電工側の主張する農薬原因説はしりぞけられ、工場廃液説が採用され、また、被告側の過失がきびしく追及された。この後者について、判決は、「熊本における水俣病の有機水銀原因説などに耳を傾けることもなく、漫然と水俣病の先例をいわば対岸の火災視したため、鹿瀬工場のアセトアルデヒド製造工場からの廃液について調査分析すら怠り、その工程中に微量とはいえ有害物質であるメチル水銀化合物が生成していたのに気づかず、無処理のまま阿賀野川に放出していた」と述べた。以上から、判決は、損害賠償請求額約五億二〇〇〇万円に対し半額以上の約二億七〇〇〇万円を支払えと昭電側に命じた。

判決日の前日には、現地新潟で第三回公害被害者全国大会が開催され、その勝利を期し、公害連は有力メンバーとしてそれに参加した。判決日には、総評議長市川誠氏を中心として全国公害連の代表者や、社・公・共各党の国会議員が、現地の原告や弁護団と連帯して一三時間にわたる大衆的抗議をおこない、大衆の面前で、被災者に対する謝罪を昭電鈴木社長におこなわせた。昭和電工は、判決日の前々日、控訴権を放棄する声明をおこなった。その後、新潟では、さらに七二名の水俣病患者が確認されたといわれているが、全国公害連は、これらの患者の保証を求めて、新潟県共闘会議を中心に昭和電工との交渉をすすめてきた。

四日市公害訴訟

判決公判は、七二年七月二四日、津地裁四日市支部（米本清裁判長）でおこなわれ、四日市市磯津の公害病認定患者九人（提訴後二名死亡、遺族五人が承継）よりなる原告側の勝訴となった。

この判決は公害反対闘争にかかわるいくつかの争点について画期的な判定を下したものとなった。第一は、いわゆる「疫学的立証」の定着である。判決では、ゼンソク患者の増大が亜硫酸ガスなどの、被告六社の工場の排出物質の増大と対応していることなどから硫黄酸化物を主とする物質がゼンソクの原因であると認め、そのことは、被告による「大気汚染以外に、右疾患の激増という動かしがたい事実を説明し得るよりよい仮説が存在しないことによっても裏づけられる」とした。こうした考え方はすでに富山のイ病判決、新潟水俣病判決でもとられてきたところであるが、四日市公害訴訟のように立地すべき注意義務がある」とした。また、被告企業の過失に関連して、「人の生命・身体に危険のあることを知りうる汚染物質については企業は経済性を度外視して世界最高の技術知識を動員して防止措置を講ずべきである」とし、防除施設の開発の積極性の欠如が指摘された。

第二は、共同不法行為に対する責任を追及したことである。これまで複数企業が、それぞれは損害を発生させるに足るだけの汚染物質を出していないが、全体が合わさって損害を発生させる場合に各企業がどのような責任を負うべきかは、定見をみなかった問題であるが、この判決では、「加害者各人の行為と結果発生との間の因果関係が推定され、加害者において各人の行為と結果との間に因果関係が存在しないことを立証しない限り責を免れない」とした。そして「自社のばい煙のみでは結果の発生との間に因果関係が認められない場合にも、他社のばい煙の排出との関係で結果に対する責任を免れない」と判定した。それゆえ、強い関連共同性が認められる場合には、仮に無視しうるほどの微量な排出行為しかしていないとしても、発生した全損害に対する責任を負う、という判断なのである。

第三は、被告企業の過失の判定に際し、企業立地についての過失を認めたこと、である。判決は、「とくに本件の場合のようにコンビナート工場群と相前後して集団的に立地しようとするときは事前に排出物質の質と量、排出施設と居住地区との位置、距離関係、気象条件等を総合的に調査研究し、付近住民の生命・身体に危害を及ぼすことのないように立地すべき注意義務がある」とした。また、被告企業の過失に関連して、「人の生命・身体に危険のあることを知りうる汚染物質については企業は経済性を度外視して世界最高の技術知識を動員して防止措置を講ずべきである」とし、防除施設の開発の積極性の欠如が指摘された。

四日市公害訴訟は、七二年結審となったが、その前日には、三重県共闘会議と四日市公害訴訟を守る市民会議の共催で「四日市公害訴訟勝利総決起大会」が一〇〇〇名（この数字は、『全国公害連情報』第三号より）を集めてひらかれた。また、五月二五～六日と六月二六日の二回にわたって、原告弁護団を中心に三重県共闘会議や「支持する会」の代表者が上京し、東京に本社をもつ被告四社に対して、「判決を待たず非をみとめ、直ちに要求額全額を支払え」と大衆折衝を展開した。全国公害連は、これらの機会に、支援活動として東京駅頭での大量のビラ入れ、街頭宣伝をおこなった。第一次上京行動を通じて要求した三菱油化の新工場増設計画の中止は、企業の約束を得て一定の成果をもたらした。判決のあった日、原告団および、公害連、「支持する会」、三重県共闘会議、弁護団は、執行官の同行を

求めて差押え行動に移り、石原産業工場で判決認容全額、利子、執行手数料の計九五二七万三六二二円の現金を差し押えた。

また、同日から翌日にかけて、被告六社の工場に大衆抗議行動をおこない、控訴権の放棄、謝罪の要求、および公害責任をとる行動を要求した。その際、昭和四日市石油からは、増設中の施設の操業停止、およびその確認のための立入り検査権の誓約を得る、という成果を得た。それはつぎのごとくである。

【誓約書】（宛先、公害対策全国連絡会議、四日市公害訴訟原告団、四日市公害訴訟を支持する会、四日市公害訴訟三重県共闘会議、四日市公害訴訟弁護団、署名人、昭和四日市石油株式会社代表取締役社長倉人正。日付、昭和四七年七月二五日）

一、当社四日市工場に現在増設中の二万バーレルの施設は原告ら住民の反対をおしきっては操業しません。

二、右の操業停止を確保、点検するため原告ら住民代表とその指定する科学者等の立入検査権を認めます。

三、右立入検査費用はすべて当社が負担いたします。

なお、その後七月二八日には、中部電力もまったく同様な誓約書を作成し、署名した。他方、原告および支援団体は、判決日の当日から翌日にかけて三菱油化、三菱化成に対する抗議行動をおこない、両社の社長に対し、①控訴権を放棄、服罪せよ、②社長は謝罪して責任をとれ、などの四項目の要求をおこなった。被告六社は、あいついで七月末までに控訴権の放棄を声明した。

とはいえ、勝訴によって四日市公害の原因が排除されたわけではなく、四日市の住民運動の関係者の間では、被告企業に対する刑事訴訟の可能性を含めて、今後の運動のすすめ方について検討がおこなわれている。

熊本水俣病訴訟

いまだに判決公判をみていないが、新認定患者の川本輝男氏ら一七名は、チッソとの自主交渉を求めて七一年一一月よりチッソ本社前の坐りこみに入った。七二年七月末現在、この坐りこみはなおつづいているが、全国公害連は、七二年末に、「川本さんらが当初、訴訟派や現地共闘会議と事前の充分な連絡のないまま行動にはいったのは残念だが、チッソが労働者を使いピケをはり、暴力事件まで発生させ、面会を拒否して鉄格子までではるなどの実情は人道的立場より見逃すことは出来ないので、水俣病患者全体を支援する立場から、坐りこみの川本さんらを支援する」と在京幹事会で決定、チッソ本社に対しては四回にわたる交渉のうえ、ようやく、大石長官等への働きかけの効果もあって、会社側をして自主交渉に応じさせることに成功した。

また、この間、一月二九日には、日比谷野外音楽堂で三〇〇〇名（この数字は『全国公害連情報』第三号による）の大衆を労働組合員を中心に結集し、抗議のデモ行進をおこなった。熊本水俣病訴訟は未決であるとはいえ、四大公害裁判の相つぐ勝訴と判決の動向は、今後の公害反対闘争に大きな影響を与えるであろう。

6　第三回公害被害者全国大会

富山イタイイタイ病裁判の判決公判の前日、七一年九月二八日に

開催された公害被害者全国大会は、住民運動による公害反対闘争の総括をおこなうとともに、当面の要求と課題をも決めた。その際、基本的な要求の柱として強調されたのは、「公害病患者のすみやかな救済と補償措置」「企業の操業停止をふくむ公害企業に対する規制、規準の厳格化と監視の強化」「政府、自治体の公害行政への住民の声の反映」「企業立地や都市計画についての権限を環境庁や自治体へ移すこと、および住民の承認の重視」であった。具体的な要求は、つぎのごとくである。

【具体的な要求】

1　国に対する要求　①公害被害者救済法を根本的に正し弁護手当の増額、所得制限の撤廃、指定地域の拡大、公害病の範囲と種類の拡大などをおこなうこと。②公害被害者に対する生活保障制度を確立するとともに、被害者の公害訴訟に対しては国が費用を立て替え、だれでも訴訟にたちあがれる制度をつくれ。③過失、無過失を問わず、刑事、民事上の挙証責任の責任を企業に負わせるとともに、公害による一切の損害賠償責任、公害罪等について制度的に確立すること。④公害発生企業に対する被害者代表、地方自治体関係者の立ち入りを保障するとともに、過失、無過失を問わず即時生産行為を中止させ、安全が保障されるまで再開をみとめないこと。⑤疑わしきは公害病とし、未認定患者の救済と補償措置をすみやかにとること、公害地域住民の一斉の検診をおこない、その費用を国が負担すること。⑥ＰＣＢ、放射性廃棄物、農薬などによる汚染実態調査と未規制公害に対する規制措置をすみやかにおこなうこと。⑦公害防止に関する地方自治体の独自の権限を認め、これを保障し干渉しないこと。⑧大資本中心の経済成長政策を止め、思いきった人間環境改善のための社会資本の投下を行なうこと。⑨自然保護の行政を強化し、国立公園指定地域への原発設置などを絶対にみとめないこと。

2　企業に対する要求　①企業は公害防止の社会的責任をどのように具体化するかを国民の前にしめすこと。②企業は生産行為のなかで、人間および生活環境を破壊するいかなる公害も発生させないこと。③公害を発生させ、人間を殺傷し、環境を汚染破壊した企業は、過失、無過失を問わず、被害者の要求に応じ補償を完全に行なう。④公害発生企業は第一審での有罪判決を尊重し、控訴によって企業責任をのがれるという態度をあらためよ。⑤公害発生の疑いや事実について地域住民の企業立入り調査や生産中止要求に応じること。⑥企業は企業内労働者の公害防止要求を尊重し、不当な首切りや処分によって労働者を弾圧することを中止せよ。

3　自治体に対する要求　①地方自治体は、住民の生命第一という立場で公害対策を確立すること。②国の法規や対策にこだわることなく、公害行政に対する住民の要求、参画の権限を認め、これを制度的（たとえば公害防止条例など）に保障する措置を講ずること。③企業の新設増設等の認可にあたっては、地域住民生活、生命を第一義的に考え、住民の意見をとりいれ、公害発生企業はこれを拒否すること。④公害発生企業に対し、自治体関係者、被害住民の立ち入り権限を認めさせ、併せて企業、自治体の公害防止、監視装置等の公開化を図れ。⑤公害発生企業に対し、生産中止を求める権限を確立するために政府に要求せよ。

第三回公害被害者全国大会の右の要求は、七〇年以降、そして七一～二年においては、よりいっそう多様化してきた住民運動の動向を背景とし、告発とともに予防闘争を、救済と補償とともに、生活環境、自然環境の保全を、地域要求とともに自治体改革や、都市計画への住民参加を、のごとくに展開してきた住民運動の動向を反映している。

VII 社会保障闘争

概要□医療保険をめぐるたたかい——概況：健康保険赤字対策法案反対闘争とその流産：健保赤字対策法案の再登場／春闘共闘委・中央社保協などの健保改悪反対闘争の高揚／健保改悪案ついに廃案に／総括／医療保険抜本改正法案の推移と抵抗：二つの審議会の抜本改革の答申／政府の医療保険抜本改正法案／医療基本法案と医療社会化運動／**老齢保障のたたかい**——一般的動向／九・一五高齢者集会の大成功／労働組合の厚生年金改善のとりくみ／退職者の組織化の高まり／予算要求の共闘と都老協の結成／**労働災害・職業病のたたかい**——安全衛生法と通勤途上災害の適用化／職業病と労災訴訟闘争／**その他の社会保障闘争**——第一〇回社会保障討論集会／春闘共闘委・社保協の社会保障学校／総評共済対策委員会の活動／医療共闘の活動

概要

一、七一年後半から七二年前半にかけての労働者を中心とする社会保障闘争は、依然として健保の赤字対策、医療保険の抜本改悪に反対するたたかいが主軸であった。日本医師会、歯科医師会の保険医総辞退（七一年七月）のあとをうけて、健保の赤字対策とその抜本改悪案の登場が、七二年通常国会の最大の焦点となった。七一年秋の社会保障制度審議会、社会保険審議会の答申をうけて、七二年第六八国会に最重要法案として登場したが、ついにこれを廃案に追いこむことに成功した。しかし、依然として健保の膨大な赤字累積とその対策、医療保険の抜本改悪問題は、こんごの社会保障闘争の重要な課題となるであろう。

一、高齢者問題が近年ようやく労働組合を中心に老齢保障のたたかいとしてとりくまれるようになり、その出発点として、七一年九・一五一万人集会を成功させた。厚生年金の大改正も必至である。また、労働組合による退職者の会の全国的組織化も進んだ。

一、労働災害、職業病、その他の社会保障闘争も一定の前進をみた。

1　医療保険をめぐるたたかい

1　概　況

七一年から七二年前半にかけて、いわゆる医療保険の赤字対策とその「抜本改革」問題は、それまでの複雑な推移からみて、大詰めの段階ともいってもよいほどの緊迫した情勢にあった。史上初の日本医師会の保険医総辞退のあとをうけて、七一年九月と一〇月に、かねて諮問をうけ、審議をしていた内閣総理大臣と厚生大臣の諮問機関である社会保障制度審議会と社会保険審議会が、いずれも三年ごしの審議のすえ「医療保険の抜本改正に関する答申」を政府に提出し、公表した。こうして自民党と政府は、これまでの要綱、試案の段階から、国会提出の最終的医療保険抜本改正法案を作成、上程、公表に追いつめられたのであった。

本年鑑は六五年いらい、医療保険の赤字対策と抜本改革問題、それに対するはげしい国会内外のたたかいを叙述してきたが、七一年後半に至ってようやく、二つの審議会の答申が出され、正式に医療保険改革のための案がでつくし、政府案が公約どおり、難航のすえにつくられたのである。それに政府管掌健康保険の赤字対策法案が先行し、さらに、七一年七月の日本医師会と政府の公約にしたがって「医療基本法案」が出されたから、一つの国会に、三つの医療保険、医療関係の法律案がひしめきあうという未曽有のこととなった。しかし、この三医療関係法案は国会内外のはげしい抵抗によって七二年の前半の通常国会、臨時国会で廃案となった。

一方、史上初の保険医総辞退の要求の焦点ともいうべき「医療費引上げ問題」は、中医協を舞台として難航をつづけ、ついに年を越し、七二年二月一日から一三・七%引上げで落着した。このことにも自民党政府の医療政策の矛盾・不合理がはっきりと露呈した。依然として公私医療機関の危機、国民医療の危機がいささかも改善されないで進行している。

また、医療保険の抜本改革案、医療基本法案の公表に対置する形で、七一年秋から七二年にかけて「医療の社会化」運動が台頭し、社会党の主導で公明・民社三野党の共同提案として「国民医療基本法案」が公表されたことも注目すべきである。

住民、労働者、労働組合、地方自治体の老人医療無料化の高揚したとりくみと運動が進んできたことは本年鑑でものべてきたが、つぎに自民党政府をして「老齢保険創設」という抜本改革構想をやめさせ、たとえ総選挙対策の目玉商品といわれても、七三年一月から七〇歳以上の老人の医療費を公費で負担する（一部負担）という政策をとらしめ、予算化をかちとった。近年の社会保障闘争の見事な成果として評価されるであろう。

2　健康保険赤字対策法案反対闘争とその流産

健保赤字対策法案の再登場

政府管掌健康保険の赤字対策法案がここ数年来の国会の与野党激突の焦点の一つとなってきたことは、六七年八月の健保特例法、六九年八月の健保特例法の二年間延長法案の撤回と一方的健保改正法、さらに七一年通常国会の一〇〇日にわたる国会内外の抗争による廃案などの経緯からも明らかである。また、七一年の予算編成におけるいわゆる三K（健保・国鉄・米）問題、七二年の二K（健保・国鉄運賃引上げ）といわれたように、政府の重要施策であった。これほどの推移をみてきたものであるだけに、七一年五月、健保赤字対策法案は流産したが、政府は臨時国会に再提出し、成立させる自信がなく、七二年度に持ちこし、医療保険抜本改正法案とあわせて提出するという構えであった。したがって今次健保改正法案が公然化したのは七二年の年があけてからであった。

すでに自民党は、七一年一二月二八日、議員立法で健保一部改正を試みていた。これは、議員立法であれば社会保障制度審議会、社会保険審議会に諮問して答申を得るまでの時間がとられないこと、文句をつけられては都合が悪いこと、できれば議員立法という形で野党との調整をはかりたいということに狙いがあった。しかし、結局、国会での質疑応答の困難と両審議会の強い反対で誕生せず、この法案は、政府・厚生省案として上程することになった。こうして上程された健保赤字対策法案は要旨つぎのようなものであった。

【七二年国会に提出された健保赤字対策法案(要旨)】

1　標準報酬の上限を現行一〇万四〇〇〇円から二〇万円に、下限を現行三〇〇〇円から一万二〇〇〇円に引き上げること。

2　政管健保の保険料率を現行一〇〇分の七〇から七三に引き上げること。

3　賞与について特別保険料として一〇〇分の一〇を乗じた額を、労使折半負担で徴収すること。なお、健保組合においては、規約の定めるところにより特別保険料を徴収できることとし、その料率を一〇〇〇分の一〇の範囲内、被保険者負担は二分の一以下にすること。

4　国庫補助の定率化をはかり、政管健保の療養の給付、家族療養費、傷病手当と出産手当金の支給に要する費用の一〇〇分の五を補助すること。

5　保険料率の国庫補助の弾力的調整を図るために、社会保険庁長官は、社会保険審議会の意見をきき、一〇〇分の八〇を限度として変更できる。

6　累積赤字を棚上げする。

7　実施は七二年四月一日から。

春闘共闘委・中央社保協などの健保改悪反対闘争の高揚

春闘共闘委員会と中央社保協は、七一年一一月から、健保の「赤字対策」と「抜本改悪」の二段構えで攻撃がかけられてくること、こうしたなかで「赤字対策」を阻止することがすなわち抜本改悪の阻止につながると分析し、七二年早早から、自民党議員立法による健保改悪案の本質とその危険な役割を暴露し、春闘の賃上げ・反合闘争、老人医療無料化など職場・地域のたたかいと結合して宣伝活動に大きくとりくんだ。七二年一月一九日、総評単産社会保障担当者会議、中央社保協運営委員会をひら

き、当面の行動方針をつぎのように決定した。それは、①春闘の賃上げ闘争と結合し、資本と当局に対し、社会保険料の労働者三・資本家七の負担割合の変更を団交のなかで要求していく。また、もし改悪されたら保険料負担増は全額資本家・当局がもてという要求行動をつよめる。②七二年二月一九日を健保改悪阻止、年金、最賃制、物価値上げ反対など生活要求の全国統一行動日とする。③このために全単産、単組、健保組合、各種共済組合での反対決議、地方議会での改悪反対決議の採択などの行動にとりくむ。④健保闘争を全職場に浸透させるための全単産いっせいの健康調査（アンケート方式で一〇〇万人の組合員を対象）を実施する。⑤単産、地域における学習・討論集会の組織、などであった。

七二年三月一日、春闘共闘委と中央社保協は「健保・年金全国活動者会議」（全日通会館）をひらいた。そこでは、全金、私鉄、食品労連、農協労連はじめ多くの単産で「健保・年金」を中心に全国的規模での討論集会が実施され、単産の臨時大会、中央委員会などの反対決議、スト権集約などがおこなわれていること、全金、紙パ、全日自労などで単産独自の対政府交渉が組織されていること、また地域共闘組織でも、福岡県評、兵庫県評などのように県下全地区労での討論集会がおこなわれ、大阪、北海道では独自のポスター、壁新聞、決起集会が組織され、全県評段階で署名活動がとりくまれたこと（最終的には五〇万人が集約された）などが報告された。二月二九日には春闘共闘委の「生活要求、制度要求中央行動」がおこなわれたが、これには、全国の代表五〇〇人が上京し、官庁交渉、明治公園での総決起集会、デモ行進などがとりくまれた。

政府は、二月五日「健保赤字対策法案」と「抜本改悪法案」の二つを社会保障制度審議会と社会保険審議会に諮問した。厚生省はしつように平行審議を要求したが、労働者側委員は徹底的に審議を引きのばし、結局「健保法の一部改正案」を国会に上程、衆院本会議で趣旨説明をおこなったのは、三月一七日であった。しかし、佐藤前内閣の「四次防問題」「外務省機密文書問題」などによって、しばしば国会審議が中断したため、健保改正法案は衆院本会議より一カ月おくれてようやく衆院社労委員会で説明がおこなわれるという状態であった。

春闘共闘委は、三月三一日、健保、年金、国鉄運賃を中心にした第一次統一行動としてストライキ行動で抗議の意志表示をおこなった。この日ストライキを実施した単産は、全金、合化、全駐労、全国一般、全印総連、出版労協、広告労協、新聞労連、民放労連、農協労連、繊維労連、医労協、炭労、全港湾、全自運、全木労、政労協、化学同盟の一八単産で、国労・動労は反合闘争と結合した順法闘争で呼応した（食品労連は四月上旬に単独スト）。総評・中央社保協は四月五日、単産担当者会議と社保協運営委員の合同会議をおこない四月行動計画を決定した。そして四月一三日全組合団体各二名以上の衆院社労委員会の傍聴動員、四月二〇日全議員工作、四月二六日医療共闘会議の看護婦を中心とした「健保改悪阻止、医療保障確立要求中央集会」（社会文化会館）をおこなった。この間、各単産では健保改悪、国鉄運賃引上げの二法案の廃案要請の「手紙」を全野党議員へ送付する行動を組織した。

健保改悪案ついに廃案に

春闘共闘委と中央社保協は、健保改悪法案の国会審議のヤマを五月連休あけとし、五月八日以降、全単産、全団体による連日国会動員を決め、

五月一一日に厚生省中庭に、全国代表をふくむ総決起集会を、三五単産、一三県評、八民主団体約五〇〇〇人参加でひらいた。

政府は、院外の反対行動の高まりと野党の反発をまえに、とくに国会会期末がせまっているということからあせりをみせはじめた。自民党側から五月一八日「健保修正」の動きが出てきた。それは、①国庫補助率を七%とする、②弾力条項は今後の健保財政対策上のこす、というものであったが、これを野党側（社・公・民三党）はけった。このころから、与野党間のかけひきがおこなわれた。たとえば五月二二日に出された自民党の小沢理事私案によれば、①国庫補助は一〇%とする、②保険料率も七・三%から七・二%に引き下げる、③ボーナスなどの特別保険料は低所得者の免除料率を半額（〇・五%）にする、④弾力条項は削除できないというものであった。そして、五月二四日、最終的に衆院社労委員会で修正案が成立した。それは、①国庫補助率は七二年度は七%、七三年度以降は一〇%とすること、②特別保険料は標準五万円以下の者からは徴収しないようにすること、③弾力条項は削除しそれにともなう国庫補助の調整規定も削除する、④実施期日を七月一日とする、という四点であった。そして、大蔵省と厚生省のあいだに①健保組合の新設拡大を促進する、②医療費の支払いの適正化をはかる、などの「覚え書」がとりかわされた。大蔵省は、政管健保への国庫補助一〇%を重大視し、健保組合への移行でこれを圧縮しようというのであった。当時この修正案は、マスコミでさえ、自民党は名をすてて実をとったと評した。たしかに政府は国庫補助の点ではおれたが、弾力条項を削除することによって、政管健保の累積赤字額二一〇〇億円の棚上げをやめて、これを赤字として残し、さらに保険料率については標準報酬、ボーナスなど原案通りかそれに近い線で修正したといえる。つまり、国会の審議権にかかわる弾力条項に野党側は抱泥しすぎたということになった。

ところが、事態は参議院に移るにしたがって大きく変わった。総評は五月三一日ひらかれた評議員会において、この修正案をも廃案に追いこむことを決め、徹底した議会工作を中心とした六月の反対行動がはじまった。まず労働四団体代表は、終日院内において野党激励行動にとりくんだ。春闘共闘と中央社保協は、連日国会動員をおこなったが、とくに六月六日、一二日には集中動員し、一五日には一三日には都内主要駅頭でいっせいビラまきをおこなった。会期末の六月一六日には主要拠点県評代表が、単産代表、民主団体代表とともに、院内に待機した。こうして、健保、国鉄運賃二法を廃案に追いこんだのであった。

健保改悪法反対のたたかいの総括

総評は、第四四回定期大会（七二年八月七日～一一日）の報告書のなかで、「廃案をかちとった要因と今次闘争の意義について」としてつぎのようにのべている。第一の要因は、全金、食品労連など全労働組合が、七二年春闘、賃金、反合理化闘争と二法案（健保・国鉄）のたたかいを緊密に結合し、ねばりづよくたたかったこと。さらに地域では、県評、地区労、県社保協などの共闘組織、民医連、保団連などの民主団体の日常地域要求、とくに老人医療・乳幼児医療無料化のたたかいが結びつき、地方自治体から中央行動になったこと。第二の要因は四月中旬以降十数回にわたる統一集会、決起集会、五月以降会期末まで連日国会への請願行動、ハガキ・電報による激励と抗議などの共同行動が、乱れがちな院内野党の結束を強め、院内

外の統一闘争にもりあがったこと。第三の要因は、数年来、総評・春闘共闘が提起してきた「生活闘争」、中央社保協が強調してきた制度的課題の追求という目標を実践的に定着させるいとぐちをひらいたということ。これは、社会保険料の労使負担割合の変更、スト権の確立、ストライキ（食品労連）、職場の健康調査、医療改善闘争などが、このたたかいで前進したことなどから評価されること。しかし「克服しなければならない弱点」としては、第一に運動全体のなかで一部の労働組合、一部の民主団体がいぜんとして先進的役割をはたしたこと、春闘共闘傘下の一五〇余の単産、四六の県春闘共闘委、社保協、消団連傘下の一〇〇をこえる民主団体の共同行動は不発であったこと、とくに賃金闘争のヤマ場とぶつかった国会前段の共同行動の弱さ、賃金闘争妥結後に一時的共同行動の後退があったこと。第二は、健保、国鉄運賃二法の廃案要求を地方自治体で決議させ、国会に反映させるという行動が弱かったこと。第三に中央指導部の弱さがあったことなどである。

しかし、七二年の健保改悪反対闘争で特徴的な点は、全国金属や全港湾のように健康保険料の折半負担を労働者三、資本家七とさせるたたかいにとりくみ、とくに全国金属では、労資三対七の統一要求提出を指示し、四三四支部六万九八二六人の労働者がこの闘争に参加し、七一年度からみると、支部数で三倍以上、組合員数で五倍とのびたこと、このうち要求獲得支部は中間集約で二五支部、昨年度分を加えると三四支部にたっし、獲得の成果も労四、資六がもっとも多いが、なかには愛知の共和部品のように、労三、資七の保険料負担割合を健保ばかりでなく、失保、厚生年金まで含めて獲得したところもでていたことなどである。

3　医療保険抜本改正法案の推移と抵抗

二つの審議会の抜本改革の答申

前述の政管健保の赤字対策法案の国会上程から廃案までの動向に加えて、七一年後半から七二年前半にかけての最大の社会保障政策の焦点は、数年来懸案となっていた医療保険の抜本改革案の国会提出であった。さらに、あまり大きな関心ととりくみにはならなかったが、「医療基本法」案の国会上程であった。この二つとも、すでにのべたように、七二年前半の国会では一回もまともに審義されないまま廃案となった。その背景には前述した健保赤字対策法案に対するはげしい反対運動とともに、医療保険の抜本改悪に対する宣伝・啓蒙がくりかえしなされ、それが国会に反映したとみるべきであろう。一回も審議をしなかったという実績はこのことを立証している。

しかし、それにしても七二年国会に、医療保険抜本改正法案をどうしても提出しなければならない政治的社会的事情があった。それは六七年健保特例法実施いらいの懸案であり、また、七一年七月末の保険医辞退収拾のための日本医師会と佐藤総理大臣、斎藤厚生大臣との間の確認事項であり、もう一つは、衆参両院とも、健保の赤字対策法案と同時に「抜本改革法案」もだすべきであるという強い要請が出されており、これらに対して政府は答えざるを得なかったからである。

しかも「抜本改革」の法案づくりの大詰めともいうべき、社会保障制度、社会保険両審議会の答申がそれぞれ七一年九月、一〇月と相ついで公表された。これは、法案作成の前段としての経緯が終了し、あとは自民党と政府の立案のみが残されたということを意味した。内閣総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会（会長大内兵衛氏辞任のあと空席で会長代理近藤文二氏）が、日本医師会代表の審議会委員の長期の空席のまま、二年余審議をかさね、七一年九月一四日、答申した。これは「まえがき」「第一章、医療保障における医療保険の位置づけ」「第二章、これからの段階における医療制度」「第三章、医療保険の体系」「第四章、医療保険制度の改革の方向」の五つに構成されているが、この答申は七一年七月の日本医師会の保険医総辞退のショックを強くうけ、政府のこれまでの無策を鋭くつくとともに（とくにこのことはまえがきに浮きぼりされている）、一貫してわが国の自由開業医制度の欠陥をつき、とくに医療制度の改革（第二章）では、日本医師会に挑戦的な改革の方向をだしていることが注目される。すなわち、①公的医療機関の充実を優先にして現行の公的医療機関の規制を廃止すること、②差額徴収診療については、現行は入院部屋代のみ合法的であるが他は違法である。したがってこれからは差額徴収を公認し、そのばあいそれを患者にわかるように公示させるべきである、③大学卒業医師資格取得後ただちに開業するのを禁止して数年間、大病院勤務を義務づけること、④保険医の知事あて辞退届は現行一カ月まえを改め二カ月まえとすること、⑤現行の開業保険医の税特別措置二八%を撤廃すること、というものである。この答申は、日本医師会の多年の医療保険統合論（この内容については本年鑑七二年版第四二集三〇六ページ参照）に真っ向から反対し、逆に日本医師会が敵視している健保組合の条件を緩和して数多く作っていくこととし、労働者、公務員の家族の分離、国保移行についても反対、財政調整についてはまず同種の医療保険同士のあいだでおこない、それでも余裕があればたとえば政管健保に剰余金を回すなどを提案しているのである。

一方、一〇月一三日、厚生大臣の諮問機関である社会保険審議会（会長大泉享氏）が答申をおこなった。それは、社会保障制度審議会と同様に、医療供給体制の改革・充実が最重要だとして、問題の医療保険統合論、労働者の家族を分離し国保加入に対しては真っ向から反対し、やはり被用者保険と国民健保の二本建、医療保険の統合化、将来は産業別の健保組合もありうるとし、財政調整については保険者の財政力格差の調和をはかり、そのうえでなんらかの財政調整をおこなえというものであった。

この二つの審議会には、労働組合代表が入っており、その奮闘は理解できるが、答申の内容は、労働者の要求とかなりギャップがあることは否定できない。この二つの答申が、労働組合、民主団体の学習の材料となり「抜本改革」のとりくみ、たたかいにおおいに寄与したという状態にはないようである。こうして問題は、さきの健保赤字対策法案と政府の「抜本改革法案」にかかっていた。

政府の医療保険抜本改正法案

自民党・政府、とくに斎藤厚相はこの二つの答申が医療保険の統合、あるいは労働者と家族の分離・国保加入について真っ向から反対していることに、日本医師会との関係もあって失望したようである。政府は中医協における医療費引上げに難航し、年を越しながら、その間「抜本改正法」の立案を急いだ。七二年二月はじめ、ようやく

医療保険改革要綱案をまとめて、さらに二つの審議会に諮問した。ところがこの要綱案は、すべて医療保険の改正にのみしぼられ、二つの審議会が強調している医療供給制度、医療制度の改革を全く無視していたので、この点について、両審議会はまず強い批判と抵抗を示した。また、厚生省・自民党政調会・医療基本問題調査会は、健保統合や労働者・家族の分離をあきらめ、要綱案は財政調整を改革の焦点としていた。これに対しては、健保連合会などの保険者団体、日経連、総評・同盟などの労働組合がもっとも反対した。この財政調整は、六七年一一月の厚生省事務局案とほぼ同じ内容であり、二つの審議会の答申とも大きく変わっていた。このため、要綱案は徹底的に批判され、結局、国会提出の最終法案は、財政調整をあきらめ、健保連の主張する共同事業化方式をとりいれた。つぎのような「抜本改革法案」の要旨となったのである。

【健康保険抜本改正法案(要旨)】

第一、健康保険制度に関する事項　㈠家族医療給付率を現行五割から六割に引き上げる。㈡高額医療についての自己負担のうち一定限度に療養費払いを行なう。㈢現金給付のうち分娩費の最低保障額を現行二万円を三万円、配偶者は一万円を三万円に引き上げる。㈣埋葬料の額の最低を二万円、家族埋葬費は現行二千円を一万四千円に引き上げる。㈤被保険者本人の一部負担を初診時一部負担金を現行二百円を四百円、入院時一部負担金を現行六十円を百二十円にする。外来投薬時一部負担金を新設し、一日一剤分の額が三十円以上の薬剤については一剤一日分ごとに三十円の一部負担金を支払う。なお外来投薬一部負担金については、標準報酬月額三万円以下の者は免除措置を講ずる。㈥健保法による保険者の間で、六〇歳以上の高齢者本人の医療給付の支給に関する共同事業を行なうものとし、国は共同事業に政令の定めるところにより補助を行なう。健保組合の間においても政令により赤字組合の援助その他の共同事業を行なうことができるようにする。㈦医薬分業を促進する。㈧医療機関は、本人および家族から保険診療の領収書の発行を求められたときは交付しなければならない。

船員保険も以上と同じ内容であった。国民健康保険については、高額医療の自己負担の軽減は健康保険と同じであったが、財政調整として標準保険料を創設しておこなない、被保険者証の全国通用とされていた。また、医薬分業、領収証の発行などについても健康保険と同じであった。以上の「抜本改正法」案は、七三年四月一日実施されるというものであった。

医療基本法案と医療社会化運動

七二年国会に提出された第三番目の関係法案として「医療基本法案」は、要綱の段階で社会保障制度審議会に諮り、十数の関係団体から意見を聴取するという根廻しのうえで七二年四月国会に提出された。内容は三章にわかれ、第一章で国民の医療についての国や地方自治体、医師会の他の医療従事者の責任と義務を強調し、第二章は都道府県ごとに医療計画審議会を設置すること、第三章に中央の医療計画審議会を新設し、利害対立の団体代表を除いて学識経験者のみで構成し、地方、中央の医療の計画を決める、というのであるが、これは態のよい責任転嫁政策であり、結局は矛盾・不合理の多い現在のわが国の医療制度の改革については、自民党も厚生省もお手あげだから、地方・中央ごと勝手に審議せよというにひとしい。おそらく百年河清をまつことになるであろう。

こうした自民党・政府の「医療基本法」に対して、社会・公明・民社三野党の共同提案の形で五月国会に法案が提出された。この三党の主導的立場にある社会党は七〇年一二月の大会で「人間優先の

社会経済プログラム」の一環として「医療社会化への道」を採択した。七一年三月第一次「医療保障基本法」草案、ついで七二年二月第二次草案を発表、さらに四月には「医療保障の確立をめざす第一次五カ年計画」を公表してきた。社会主義政党が社会主義医療を構想することはよいとしても、これはイギリスやスエーデンなどの資本主義国における医療公営主義に近い考え方であって、現在の医療の危機・矛盾を「継続面における民間医療機関中心主義、給付面における社会保険中心主義にその根源がある」とし、それを克服するために「公共医療機関主導型ならびに全面公費医療方法に転換しなければならない」としている。さらに新しい体系のなかで開業医は「主として健康管理医として予防活動に従事し」、固定給にし「すべての国民に健康管理手帳を交付し、医療機関は各種健康診査や検査の結果および薬剤処方の実績などをこれに記入しなければならない」というものである。これは大胆な提案であり、こうした提案をもとにして社会党は、ブロック別の各地の公聴会をもったり、七一年くれから「医療社会化国民会議」（代表松尾均氏）などをつくって運動し着手してきている。さきの三党共同提案は、いうまでもなく社会党の草案を骨子にし、自民党の「医療基本法案」に対抗してだされたものであろうが、二つとも廃案となった。問題なのは、わが国の自由開業医中心の医療制度を公的医療機関優先のそれにきりかえ、約六万（医師数約一二万）といわれる開業医を疾病予防を中心とした固定給の健康管理医にするというのである。どれくらいの固定給にしようというのか、そのことは実現性があるのか、また全国で九〇〇〇といわれる病院の六割強が個人病院であるという現状をどのようにして公的医療機関優先の方向にもっていくのかは明らかでなく、現状からかなり遊離したヴィジョンと批判される面が数多くあるようである。また、社会保険中心主義を全額公費サービスにきりかえるということは、とりもなおさず現行医療保険制度の否定であり、全国民に健康手帳を給付するということは国民総背番号につながる重大な問題をふくんでいる。このようにわが国の長い歩みからみた医療制度、健康保険の現状からみて、現在の医療の危機の現実を無視したかなり無理な構想であるようである。しかし、こうした構想がでなければならないほど、いま国民医療は危機に直面し、政府施策の貧困・反動性がますます重くのしかかっているということであろう。

いずれにしても、七一年から七二年前半にかけての医療保険をめぐる上述の姿は、これからもつづくであろうし、なにより政管健保の赤字対策は、依然として、社会的政治的課題の焦点となって再燃するであろう。

2　老齢保障のたたかい

一般的動向

社会保障闘争のなかで、近年着実に前進しているのは、老齢保障のたたかいである。これは急速な人口の老齢化にともなう深刻な老人問題が、高度経済成長政策の進行、とくに経済大国といわれる独占資本の異常な資本蓄積と繁栄のもとでとり残されていることに対するたたかいが、ここ一〇年ぐらいの

あいだに、地方自治体を中心として全国各地で高まってきたからである。その発端は、六〇年一二月の岩手県のへき地沢内村の老人医療無料化であったが、それはやがて岩手県内、東北六県から全国的に波及し、六九年一二月、美濃部革新都政が七〇歳以上の老人に若干の所得制限つきですべての医療保険の一部負担金で、外来・入院とも東京都で支払うというに至って頂点にたっした。こうした老人医療無料化の下からの高まりは、ついに自民党および政府の医療保険の抜本改革案のなかの「老齢保険」構想をやめさせ、七二年の国家予算に、七三年一月から七〇歳以上の老人の医療保険の一部負担を公費で負担する政策実施を財政的制度的にとらしめるに至った。

七一年九月一五日（敬老の日）、東京日大講堂における一万人集会は画期的なとりくみであった。さらに七二年春闘において、春闘共闘委員会・中央社保協は年金の改善拡充要求にとりくみ、政府に厚生年金の老齢年金の大幅な引上げを指向する方向をとらせることとなった。またもっとも劣悪な国民年金、そのなかでもとくに劣悪な無拠出制老齢福祉年金についても、七二年一〇月より、従来の値上げ幅を大きく超えて二三〇〇円に引き上げさせた。

こうした成果は、全国各地の市町村、都道府県段階における住民（母親、老人）と労働者・労働組合のさまざまな形のたたかいの成果である。もちろん、老齢保障推進のための課題は広い。それは長年の大小の老人集会で要求されているように、①働ける高齢者にまともな仕事と収入を、②老後の生活保障の中核としてのまともな公的年金制度の確立、③老人の医療の無料化、④老人専用の住宅の確保、⑤老人の社会福祉（各種老人ホームや寝たきり老人のためのホームヘルパーの増員など）をふくむものである。これらすべての分野について、運動を全国的規模で集約されることはむずかしい。しかし、七一年から七二年にかけて一段と高揚してきた官公労・民間労組などの退職者の組織づくりとその現状については、ここで要約してのべることにする。

九・一五 高齢者大集会の成功

七〇年までの高齢者集会といえばせいぜい一〇〇〇名規模のものであった。その中心推進労組は、全日自労であった。毎年、四六都道府県の地方段階から集会をもりあげ、九月敬老の日に中央に集中してきた。六〇年代後半から春闘共闘委員会が中心になって、カンパニアがもたれていたが、七一年九・一五のそれはまさに一万人集会にふくれあがったのである。この日、各県、各単産の旗のもとに、文字通り平均年齢六〇歳強という退職者、老人クラブ代表が各単産、県評、団体の世話で東京両国日大講堂を埋めた。この集会は成田（社会）、野坂（共産）両党首をはじめ、公明党正木政審会長、民社党田淵国民運動委員長の四野党代表、美濃部知事も参加し、長門裕之、南田洋子夫妻の司会ではじめられた。そして、①年金額の大幅引上げ、スライド制の確立などを中心とする年金改善の要求、②老人無料医療制度の確立、③高齢者のための仕事と住宅の保障、の三つを中心要求として確認し、参加者一人ひとりがオルガナイザーとなって全国の高齢者運動を進めていくことを申し合わせた。

さらに翌九月一六日にひらかれた全国代表者会議では、集会の大きな意義と成果を確認したうえでつぎのような総括をおこなった。

(1)実質二カ月という短い準備期間をのりこえて集会を成功させたキメ手は、中央、地方の実行委員会に結集した各単産、県評、民主団体、地区労の担当者・活動家の目の色をかえた努力にあった。同

時に、その努力を実らせる情勢、すなわち日本の高齢者の深刻な生活実態がギリギリのところにきていること、したがって要求が切実であり、行動をもとめているという情勢の成熟にあった。

(2)労働組合側からみるならば、集会準備のために各単産が機関の正式な議題としてとりあげ、高齢者問題を当面の中心課題として設定し、担当者まかせでなく全組織的なとりくみがおこなわれたこと。

(3)今次集会と前後して各県段階での高齢者集会が、独自に創意性を生かしてとりくまれたこと、二カ月間という短期間に全国四六都道府県のうち三分の一の一六都道府県で県実行委員会が組織され、一八の都道府県で高齢者集会がひらかれた。

(4)実行委員会に社会党とも直接参加したが、当日の集会には公明、民社の両党から決意表明のメッセージがあり、全野党が勢ぞろいした。この大集会は、文字通り、元組合員だった退職者の人たちが、労働組合の旗と役員にかこまれ参加したことと、もう一つは北海道から九州までこれまで保守的といわれた地域の老人クラブ代表が県の実行委員会、大会をへて、数多く参加したことである。演出もNHK労組ほか、民放労連の協力をえて落語、劇、舞踊など巧みにおこなわれ、巨大な集会による意志の統一と行動を決定した。

しかし、この一万人集会の成功は実行委員会の奮闘の結果であったが、この組織が恒常的なものでなかったため、その後の運動は、主として春闘共闘委員会の厚生年金改善対策委員会にとどまった。とはいえ、労働組合による退職者の組織は、後述のように急速に進められていった。

労働組合の厚生年金改善のとりくみ

総評・春闘共闘委員会は、七一年一〇月三〇日、厚生年金改善対策委員会（委員長全石油市川十四男委員長）の第一回会合をひらいて、秋から春闘にむけての厚生年金改善闘争での要求を確認し、運動のすすめ方について重点的に協議した。申合せ事項は、①従来の統一要求を基本的に確認する、②政府側も現行制度の手なおしをせざるを得ないところに追いこまれている。この詰めをするために要求内容の細部にわたる検討と整備をおこなう、③当面、来年度はかならずわれわれの要求を獲得する方向でのぞむ、④このさい、要求の中心は、三万円以下の年金受給者をなくす（最低保障年金三万円）ことにおき、一一月一日からはじまる社会保険審議会厚生部会での活動、大衆行動を組織していく、というものであった。この確認に沿って一一月一八日、第二回対策委員会をひらき、要求の検討をおこなうとともに、①統一要求で一二月対政府交渉を組織する、春闘のなかで二月下旬に「年金行動デー」を設定し、統一行動を組織し、単産別、地域別の学習会の強化をはかる、と決定した。

一二月二二日、対政府交渉がおこなわれたが、この日の申入れの重点はつぎのとおりである。①年金額は退職時賃金の六〇%で、最低保障は三万円とする。退職時賃金とは、受給開始年齢前一〇年間のうち、最高の賃金をとっていた三年間の平均賃金とすること、②現行修正積立方式による年金財政方式を賦課方式にあらためる。このため当面保険料率をすえおきのまま、五兆三〇〇〇億円の積立金をとりつぶし、段階的に賦課方式に移行させること、③厚生年金は六〇歳から無条件で（所得制限などの支給制限をつけず）支給すること、④賃金スライド制を確立させること、⑤国庫負担を大幅に引

上げ、社会保険料負担割合を労働者三、資本家七とすること、⑥いっさいの年金に税金をかけないこと、⑦積立金の管理運用の民主化と労働者代表の参加する運営機関の設立、⑧厚生年金基金＝調整年金制度を廃止する。

七二年に入って、政府・厚生省は、社会保険審議会に厚生年金保険の大幅な改正を諮問しているが、七月、八月の段階にかなり煮つまったようであるとはいえ、まだ結論がでていない。その間佐藤内閣から田中内閣への交代、上述の全国各地の老人パワーの前進などが要因となり、厚生年金の老齢年金月額を現行夫婦二万円を二倍にするとか、無拠出制老齢福祉年金を現行月三三〇〇円（一〇月より）を七三年度から月五〇〇〇円にするとかのアドバルーンがあがり、さらに八月に入り、日経連が高齢者対策の充実を唱え、労組とも協力したいという態度を示すなどのこれまでにないムードが七二年後半から出はじめてきた。

退職者の組織化の高まり

七一年九月一五日の高齢者全国集会の前日の一四日、午前一〇時から東京・全日通会館で全国退職者の会の連絡会議準備会がひらかれ、結成された。出席者は一六単産、一八県評、その他民主団体および高齢者団体など二〇〇名であった。これまでの年鑑でものべてきたようにすでに日教組の退職婦人教員の会の成長のなかで日教組が退職者の組織化を正式にきめ、国鉄労組もこれにつづき、また、都市交通、全逓その他の国家公務員組合、自治労などから民間労組まで退職者の組織化が急速に進んできた。また、こうした組織化の必要性と重要性の認識を労働組合にあたえたのは、総評の定年退職者の実態調査のとりくみとまとめの公表であるといわれた（本年鑑第四二集三〇九ページ以下参照）。

この七一年の九月一四日の準備会では高齢退職者の組織化方針をつぎのように決定した。①組織方針――名称を「全国退職者の会連絡会議」とする。構成は各単産退職者の会、各県評退職者の会で構成する。③単産における組織化は、公務員、公労協単産はすでに取りくまれている方向ですすめる。民間は企業連、単組（支部）の退職者組織を単産に結集する。④組織対象は定年（高年）退職者とする。将来的には退職前の労働組合に特別（準）組合員として加入する方向を指向する。⑤県段階では県単産下の単組、支部の組織の連絡会をつくる。また未組織（再就職した退職者など）高齢者を個人加盟で組織する。⑥単産およびこの退職者組織が運動の主体となり、県評の組織が有機的な関係をもたせることから運動を発展させる。⑦「全国退職者の会連絡会議」はゆるやかな連絡会議とする。⑧中立組合、すべての労働組合に参加を働きかける。⑨老人クラブ、大衆団体の組織とは、中央・地方での課題・条件に応じて共闘関係を保つ。

そして、当面の統一要求として、①高齢者の生活を安定させるための公的年金の引上げ（スライド別）、②老人無料医療の確立などの医療保障、③高齢者の雇用保障の要求、④高齢者用の公営住宅の大量建設、⑤企業内福利厚生、健保組合、健保の使用延長などの施設、福祉の活用、⑥労働金庫、労済などの労働者福祉事業の活用、⑦地方自治体にたいする敬老年金、無料医療、老人クラブの助成金増額の要求、⑧定年制反対、当面あるところは廃止する、当面六〇歳以上まで延長すること、⑨退職金の大幅増額要求、などを決めた。これは、わが国の労働運動のなかではじめてのとりくみと運動であ

る。したがって組織形態は柔軟にするというまとめをした。

この退職者の会の組織状況は七二年七月でつぎのとおりである。単産で全国組織を結成したところは、都市交通労連退職者協議会（一九六七年結成、東京、大阪、名古屋、横浜、神戸、姫路など会員六三四二名）、退職婦人教員全国連絡協議会（六八年結成、三七県結成その他は準備会三万名）、全逓退職者組合全国協議会（七一年結成、二〇県結成その他準備会八〇〇〇名）である。また本年度結成を予定されている単産は、自治労、全印刷、全専売である。傘下に退職者組織のあるところは、国労、全農林、合化、全鉱、全金、私鉄、鉄鋼、全造船などで、このほか国公退職者の連絡会などがある。地方では、福岡県退職・中高年組合（七〇年結成、五〇〇〇名）、富山県高齢者協議会（七一年結成、一二〇名）、高知県高齢者協議会（七二年結成、一〇〇〇名）。結成準備会をもつところは岩手、京都、静岡、岐阜などでその他も準備をすすめている。なお、全国退職者の連絡会準備会は、事務所を東京・総評会館内におき、七一年一二月以後ニュースを毎月発行している。部数一〇〇〇部。

予算要求の共闘と都老協の結成

七〇年一二月一六日、東京都老人クラブ連合会、全国退職者の会連絡会準備会など、中央都下高齢者団体三五団体でつくった、一二・一六高齢者予算要求決議実行委員会は、東京・社会文化会館で午前一〇時から約一〇〇〇名の参加でひらかれ、要求事項の確認、各団体の決意表明、決議をおこなったのち、各団体の代表による政府交渉をおこなった。その決議と要求項目は、①老齢福祉年金は月額五〇〇〇円にして下さい、②医療費は全額公費負担にして下さい、③年金、医療についての所得制限は全廃し資格をすべての老人にあたえて下さい、④寝たきり老人にホームヘルパーをつけて下さい、⑤老人に仕事と住みよい住宅を保障して下さい、であった。そして、決議文は最後に「この最低の要求をかちとるまで、全国の一千万の仲間と手をつなぎ、自らの手にかちとるまで力をあわせてがんばりましょう」と結ばれた。

老人クラブと労働組合、退職者の会の共闘ははじめてであった。老人クラブの役員・会員ははじめて労働組合の支援のもとではげしい大蔵省・厚生省交渉を展開した。

これに勇気づけられた東京都の町田市老後連盟を中心に数多の老人クラブは、すでに結成された文京区老齢保障推進協議会や全日自労東京都支部、各支部、都職労とくに民生局支部、板橋の養育院附属病院（老人病院）の組合支部などと、七一年七月いらい、東京都老齢保障推進協議会の準備会をつくって、毎月一五日を行動の日として、署名、街頭啓蒙、都交渉をおこなうとともに、毎月研究集会をひらき、ついに七二年七月二九日、東京都老齢保障推進協議会（会長法大教授吉田秀夫氏）を結成し、三八項目の要求を決め、対都交渉をはじめている。さきの労働組合による退職者の会とともに、このたたかいの新しい動向といえよう。

3　労働災害・職業病のたたかい

安全衛生法と通勤途上災害の労災適用化

六九年に労働大臣の諮問機関として発足した労働基準法研究会は、七一年七月、労基法のうち安全衛生についての実情と問題点を大臣宛報告した。これをうけて労働省は八月二〇日現行労基法から労働安全衛生規定をわけて、独立立法として安全衛生法を制定する意向とその構想を明らかにした。総評は、この構想にたいしてただちに単産担当者会議をひらいて検討し、法制定に反対の意向を表明した。その要旨はつぎのとおりである。

【安全衛生法制定にたいする総評の見解(要旨)】　①労働者の生命・健康・権利がすべて優先することが原則的に保障されていない。②安全衛生について労働者、労働組合の監視、要求の立場が法的にも実質的にも保障されなければならないのに不明確である。③仕事上でおきたすべての災害、職業病発生の責任は経営側にあることが明確でない。たとえば最低基準の法律・諸規則さえ守っていれば安全衛生上の使用者責任がまぬがれるような状況から一歩でもでていない主張は全く意味がない。④以上から安全衛生法が労基法から引きぬいて立法化されることは結果的には労基法の弱体化、なしくずし形がい化し、改悪の道を切りひらくことになる。

こうした総評の反対にもかかわらず、中央労働基準法審議会はこれをうけいれず、労働省は七二年第六八国会に安全衛生法を提出して、全員一致で法案は通過した。総評は最終的にも法案には賛成しないという態度をとった。

職業病と労災訴訟闘争

通勤途上の災害が増大し、またすでに先進諸国でこれを労災適用とし、ＩＬＯでもその適用を指向するなかで、総評および労働組合は政府に通勤途上災害も労働災害とみなして労災保険法上の補償をするよう要求してきたが、各単産が個別企業ごとに労働協約によって補償するよう要求を強め、一部で成果をみるにいたったことを背景にして、政府はようやく七二年四月、通勤途上災害補償制度の公益側委員のまとめた案を労使に示した。これは、①出勤および退勤途上の災害（迂回、中断後の災害は原則としてふくまない）を労働災害とみなし保護を行なう、②その支給事由と給付水準は、労災保険の規程に準ずる、③この料率は全産業フラットにしてメリット制はとらない、という案であった。これにたいして総評は、単産担当者による検討をおこない、通勤途上災害と業務上災害、給付水準、労働者による一部負担、労基法第一九条の解雇制限などの欠陥をつき、労働四団体と提けいしていくことにした。これは七二年暮から七三年にかけて国会に法改正案として提出される見込みである。

キイパンチャー病、頸腕症候群、腰痛症などの職業病のたたかいは、ここ数年来着実に前進してきた。その動きは、金融機関、新聞、出版・印刷、紙パ、炭・鉱山、交通など労働災害、職業病が日常ふだんに多発し、それが業務上起因によるとする認定闘争が地味につづけられているところにあらわれている。七一年、総評は、鉛中毒患者が、新聞、印刷、化学などの職場に多発しているところから鉛中毒対策会議を

組織し、労働省にたいし、①鉛中毒予防規則の改正、②鉛中毒業務上外認定基準の改正、③鉛中毒患者の早期認定の三つを要求していたが、七一年八月労働省は認定規準について若干前向きの新通達をだした。認定問題については全印総連、新聞労連傘下の労働者を中心に約二〇〇名が認定申請し、監督署段階で約五〇名が認定を勝ちとった（七二年六月）。七二年三月には大阪で鉛中毒研究集会が開催されたが、二五〇名が参加したことはこの問題の関心の高さを示した。頸腕症候群については全電通、全逓、全日通、全金、自治労などが対策会議をもち、各地方のブロックの学習会などをもちはじめている。

一方、労災訴訟闘争もすすんでいる。裁判所の発表によれば、六九年に労働災害裁判は三〇七件であったが、七一年度では五三八件にたっしている。年間の死傷者四〇万人からみるとまだまだ少ないが、しかし七〇年から七一年にかけて、具志堅労災事件判決、岡村・梅津出稼ぎ裁判の勝利などがあった。総評若手弁護士を中心とした労災訴訟研究会は、七二年一月一四日「労災裁判をひろめるための労働者・法律家の公開討論会」を開催し、労働者、学者、弁護士など二〇〇名が参加し、たたかいを前進させるためのアッピールを発表した。

4　その他の社会保障闘争

第一〇回社会保障討論集会

例年一月から二月にひらかれてきた春闘共闘委員会、中央社保協共催の社会保障討論集会は、対政府予算要求の時期にあわせて一〇月二〇日、二一日の両日ひらかれ、名称を「生活と健康を守る第一〇回社会保障討論集会」として、消団連を加えた三者共催の実行委員会によって運営された。参加者約八〇〇名。第一日目は①医療保障、②老齢保障、③労災・職業病、公害、④雇用、失業保険、⑤物価、減税、住宅の五分科会にわかれ、単産、団体の経験交流がおこなわれた。第二日目は全体総会ののち、厚生、労働、通産、環境庁、大蔵省などへの各省交渉が対政府要求行動として組織された。

この二日間の集会を通して全体として意志統一された点はつぎのとおりである。①抜本改悪につながる医療保険の改悪絶対反対、労災補償一〇〇〇万円、最低年金保障三万円、スライド制実施などを柱として職場を基礎に全労働組合がストライキを行使する、②同時に政府・自的な時期に産業別の統一ストライキを治体にたいし、労働組合を軸に全民主団体を結集した大衆行動を背景に集団交渉を組織する、③このための職場・地域に徹底した教宣活動、討論集会をおこない、大量の活動家を養成する、④要求別、

部門別の共闘組織を産業別に、地域別に組織し、すでに共闘組織のあるところはただちに活動を再開する、⑤沖縄国会のヤマ場にむけて、労組のスト行動、全民主団体の大衆的要求行動を集中する、⑥こうしたたたかいをつみあげ、七二年春闘にもちこみ、全国的共同行動へ発展させる。

春闘共闘委・社保協の社会保障学校

総評は、数年まえから全国ブロック別の社会保障学校、研究集会をひらいてきたが、その集約として七二年七月五日～八日の四日間、長野県山之内町社会体育館で、第一回社会保障学校を開催した。参加者は単産二九〇名、民主団体九〇名の計四五〇名におよんだ。受講生の過半数は二〇歳～三〇歳の若い層であった。一〇名以上参加した単産は、日教組、自治労、全電通、私鉄総連、全国金属、国労、全日自労、医労協、食品労連、都市交、民主団体では全生連、労済連、保団連であった。講師陣は、沼田(都立大)、天達(明治学院大)、松尾(日女大)、吉田(法大)、佐口(早大)、小島(福祉大)、小川(日社大)、佐藤(日女大)、江口(中大)、下山(労研)、片桐、竹村(両氏とも労働問題研究家)であった。第一回社会保障学校であった。第一回ということもあって、社会保障の基礎理論、各論にわたって大まかな問題提起が多く、質疑応答なしというびっしりしたスケジュールであったが、社会保障学校開催の意義は高く評価された。今後も継続し、単産、県ブロックごとの開催の重要性が確認された。

総評共済対策委員会の活動

総評共済組合対策委員会は七一年九月三〇～一〇月一日にかけて総会をひらき、七二年度の統一要求・活動方針を協議した。五つの活動方針を決定したが、約一年近い活動は主として共済組合法の改正に集中した。地方公務員部会は、七一年末から七二年春闘にかけて短期給付、長期給付の統一要求をかかげて請願署名行動をおこない、約三〇万名の署名を回収し、終盤の国会審議を集中させ、併行して大蔵省交渉を数回にわたっておこなった。とくに長期給付のなかの年金額の引上げとスライド制の確立、遺族年金の給付資格条件が一〇年間の長きになっているのを厚生年金なみに六カ月に改善することを強く要求したが、法改正では見送られた。法改正案で通過した項は、①恩給の引上げに見合って七一年一〇月実施した年金改定の基礎となった俸給を一〇・一増額することによって年金を引き上げる、②最低保障額を退職年金、遺族年金および癈疾年金をともに引き上げる、七二年一〇月一日から施行するというものであった。大衆行動としては、健保改悪闘争と結びつけ、地公単産を中心に近県から退職者三〇〇名をあつめ、四月一二日「健保改悪反対・年金充実を要求する中央集会」をひらいた。

医療共闘の活動

総評医療共闘会議は、七二年六八国会で「高卒一年准看案」が提出されることを必至とみて、七〇年一一月二四日「准看制度廃止のための討論集会」を東京・国労会館でひらき、医療共闘以外の個人病院、看学連の学院生をふくむ三一〇名が参加した。准看であるがゆえの差別、同一の労働をしながら賃金や労働条件の差別をさらに助長する高卒准看制度案に反対し、准看制度廃止を決議して政府に抗議した。政府は高卒准看制度案の国会提出をあきらめた。健保闘争のなかで、七二年四月二六日「健保改悪反対、医療保障確立決起集会」を社会文化会館でひらき、三〇〇名の白衣デモを国会にむけておこなった。そのほか医療共闘は、看護制度にとどまらず、医療に直接たずさわる労働者として医

療供給体制などの医療保障全般についても積極的に改善闘争をくむべきだとし、二月二一、二二日の両日ひらかれた社会党主催の「医療社会化シンポジウム」にも後援団体として参加し、さらに社会党の「医療基本法案」の作成について医療共闘としてとりくみ、討議（四月五～六日）など数回意見を交換・協力してきた。

【参考資料】　(1)中央社保協「社保協ニュース」「社会保障」（月刊）、(2)日本労働者安全センター「いのち」（月刊）、(3)総評第四四回定期大会各局報告書、(4)「賃金と社会保障」（労働旬報社）

VIII 沖縄の労働運動

概要□沖縄の労働組合組織――組合員数／地域的連合体と産業別組織／組織の動向／一・一〇統一ストライキ――沖縄県史上最大のスト／復帰後の県民生活の「推定調査」／通貨スト――背景／沖縄地方同盟の統一スト／全軍労はじめ県労協ストに突入／統一スト大会／物価値上げ反対婦人集会／ストの妥結／全軍労の無期限スト――米軍一六三〇人の大量解雇を発表／通貨スト第二波／全軍労スト続行／無期限ストへ／四・二八、五・一五闘争――闘争要綱／五・一五県民総決起大会／県知事・県議会選挙――政府の足ぶみ／〝一三の大罪〟と革新共闘統一綱領／選挙の結果

概要

一、沖縄の労働組合組織状況をみると、七〇年一二月末現在で二三六組合、六万四三二四人で、地域連合組織としては沖縄県労協、沖縄地方同盟、全沖労連の三つがあるが、沖縄の返還と前後して沖縄県労協傘下組合の多くのものが総評傘下組合に加盟し、県労協も総評への接近をつよめた。

一、沖縄協定の発効をひかえて、沖縄の労働者と県民の不安はますます高まっていった。七一年一一月一〇日には沖縄県史上最大といわれる統一ストライキがたたかわれ、〝復帰〟に備えて沖縄教職員会は発展的に解消して沖縄県教職員組合が結成された。

一、政府が一ドル三〇八円の為替レートを決めたことは労働者と県民の不安をいっそうかきたてずにはおかなかった。復帰の時点で自動的に単位三六〇円が三〇八円に賃金カット（一六・八八%の値下げ）されることに反対して七二年以降〝通貨スト〟がつづいた。一方、物価は容赦なく値上がりをつづけ、一〇%以上の値上がりが三九品目にのぼった。

一、一方、米軍は一六三〇人の大量解雇を発表した。全軍労はこの大量解雇を「復帰に便乗した合理化」と受けとり、第一波四八時間から第二波二四〇時間の長期ストに入り、三月二四日からは無期

限ストに突入した。

一、このような経過のなかで、復帰協は「四・二八、五・一五闘争要綱」を決めた。そのなかで復帰協は五月一五日を主体的な条件を自らつくり上げて切りひらいた「初歩的な勝利」と位置づけ、「新しい犠牲と苦難」に立ちむかう「決意の日」と規定した。

一、こういう情勢のなかで沖縄は「復帰」の日五月一五日を迎えた。その直前、政府がドル・円の交換を三〇五円の実勢レートで決めたことは沖縄県民の不安と怒りの火に油をそそぐ結果となった。五月一五日当日の県民総決起大会は怒りをこめた大会宣言を採択した。

一、こういう情勢に直面して、佐藤政府の計画表にも一時的ではあるが足ぶみがみられた。反戦地主の抵抗によって軍用地契約が順調に進んでいないこともからんで自衛隊沖縄配備の計画は当初よりもおくれ、すべては六月二五日の沖縄県知事・県議会選挙の結果待ちとなった。それだけにまた沖縄県知事選の全国的な意義はいっそう大きくなった。県知事選にさいして革新共闘会議は「真の地方自治」「自衛隊配備反対、安保条約反対」などの統一綱領をかかげてたたかった。

一、選挙の結果は、七万三〇〇〇票の大差で屋良氏が圧勝、県議選でも革新が過半数を占めた。

1　沖縄の労働組合組織

組合員数　琉球政府労働局が七〇年一二月末現在で実施した労働組合基本調査によると、沖縄の労働組合数は二三六組合、組合員数は六万四五二三人で、推定組織率は二九・五%であった。

組合員数を産業別にみると、米軍雇用二万〇四〇九人、公務一万三〇八〇名、運輸通信業九三七〇人、製造業六二九二人、サービス業五七二六人、金融・保険業三二三四人、電気・ガス・水道業一五六二人となっている。

地域的連合体と産業別組織　沖縄の労働組合組織をみると地域的連合体としては①沖縄県労協（二二〇組合、四万六一九二人）、②沖縄地方同盟（二八組合、八〇七八人）、③全沖労連（一六組合、九三六人）がある。また産業別組織のうち主要なものをあげると、県労協の傘下に全軍労（一万八七二九人）、官公労（八六〇九人）、沖交労（一三〇五人）、全電通（一四〇〇人）、全逓（一一〇〇人）、港運労（一一七七人）、軍港労（一一二人）、全糖労（八八四人）などがあり、沖縄地方同盟の下に海員（一七五〇人）、沖電労（一四〇六人）、琉銀（一一五二人）、全繊（六八六人）などがある。

組織の動向　県労協と地方同盟はともに国際自由労連加盟であるが、七〇年六月に同盟系組織が県労協を脱退していらい県労協と沖縄同盟の対立は沖縄返還協定批准反対闘争の問題をめぐってもきびしさをまし、また傘下組合のうちに総評傘下単産に加盟もしくはこれと共闘組織をつくるものが多くなったことなどから、県労協は総評との結びつきを強めている。

沖縄返還をまえにして、県労協傘下ならびにそれ以外の組合にみられた主な組織変更としてはつぎのものがある。①これまで労働組合組織の形をとっていなかった沖縄教職員会は、七一年九月二九日に解散して、翌三〇日に「沖縄県教職員組合」（約一万二〇〇〇人）を結成した。②沖縄全逓は七一年七月三一日に解散し、翌八月一日に全逓沖縄地区本部と全電通沖縄支部を結成した。③全軍労は全駐労とのあいだに「駐労共闘」を組織して七月三一日に総評に加盟した。④このほか県労協傘下では沖縄私鉄（二一七六人）が私鉄総連に、軍港湾（一一七二人）が全港湾に、民営タバコ三労組（四二三人）は全専売に、下水道労（九二人）は全水道に、沖縄日赤（一六〇人）は全日赤と医労協に、琉球新報・沖縄タイムス（五〇〇人）は新聞労連に加盟した。⑤また県労協傘下の私鉄、港運労、軍港湾、全自交など一一組合、五七五三人は九月七日に「沖縄県交通運輸労組協議会」を結成して、全交運に加盟した。

2　一一・一〇統一ストライキ

沖縄県史上最大のスト　一九七一年六月一七日に沖縄協定が締結されて以後、一一・一〇統一ストライキは沖縄県史上最大の統一ストといわれ、組織労働者だけでも六万五〇〇〇人がストライキと年休行使で行動に立ちあがった。

与儀公園での県民総決起大会では、「県民無視の『返還』協定に反対し真の復帰をかちとろう」「沖縄協定やり直せ」のスローガンとともに「安保廃棄・米軍基地撤去」「自衛隊配備反対」「米軍犯罪を糾弾する」「軍用地『再契約』拒否」などのスローガンがみちあふれ、とくに教育労働者の隊列では「教え子をふたたび戦場に送らないために自衛隊の配備と募集に反対しよう」「教育委員の公選制を守ろう」とのスローガンが目をひいた。

それよりまえ一〇月三〇日には沖縄県教職員組合の結成大会がひらかれ、それまでの沖縄教職員会は発展的に解消して「復帰」にたいする組織的な態勢をととのえていた（沖縄教職員会については本年鑑第三九集参照）。

一方、七月二五日の晩には、ベトナム向けの米軍需物資を積み出す具志川市米軍桟橋を眼下に見おろす昆布の丘で、昆布土地闘争祝賀集会がひらかれていた。布令による最初の「土地接収通告」以来

じつに五年七カ月のたたかいが実を結んで、米軍はついに土地接収を断念したむね正式に通告してきたのだった。

復帰後の県民生活の「推定調査」　だがこのようなたたかいにもかかわらず、すでに締結された「沖縄協定」の内容は、日々な形をとって県民の不安をかきたてずにはおかなかった。

労働省は「復帰」後の「推計調査」を発表したがそれによると「復帰」によって税関、出入管理、検疫の廃止、専売法の適用によってタバコ製造会社（三社）がなくなる結果、制度の変化による失業者だけで一〇〇〇人を越える。基地関係では「復帰」五年間で一万六〇〇〇人の失業、ドルが現在二〇〇円にきりかえられることとドル防衛政策がかさなって米兵の沖縄での消費は急激に減る。自衛隊特需はほとんど期待できない、などの推定が出ていた（『琉球新報』71・8・13）。

このような〝復帰不安〟のなかで、沖縄は一九七二年を迎える。

3　通貨スト

通貨ストの背景　沖縄協定発効をひかえて沖縄は二月以来全島がストでわき立った。

円切り上げが実施された結果、沖縄県民が保有しているドルは一ドルが三六〇円から三〇八円（一六・八八%の切り上げ率）に減額されたことになった。それはもしも沖縄がこのままで〝復帰〟の日を迎えるならば、賃金は自動的に一六・八八%の切り下げになることを意味する。

そのうえ全軍労の場合は、米軍と防衛庁が沖縄〝返還〟後の安上がりな基地をねらっていた。

「全軍労は復帰すれば間接雇用になるため、雇用主は米軍から日本政府に代わる。当然賃金の支払いも日本政府が米軍に代わって肩がわり日米地位協定に従って労務を米軍に提供する仕組みに変わる。だが、復帰前に円切り上げが実施されたため、現行のドル建て賃金を一ドル対三六〇円に換算するか、三〇八円レートで支払うかが新たな生活問題として浮かび上がってくる。たとえば、ある全軍労組員が現在二〇〇ドルの賃金をとっている、とした場合、仮に日本政府が三六〇円換算で日本円にして七万二〇〇〇円を保証しても、果たして米軍が同額を保証するかどうか。というのは円切り上げ、ドル切り下げで七万二〇〇〇円だと米軍は日本政府に二三四ドル支払わねばならないため、三四ドル余計に支払う計算だ。ドル防衛、海外軍事費支出の削減に四苦八苦している米国が、こうした超過出費に応じるかどうかが問題になる」（『琉球新報』72・2・4）

このように全軍労の場合は、新たに雇用主となる日本政府（防衛庁）が安上がりな基地をねらっているとともに、かりに日本政府が三六〇円をのめば米軍の側では三四ドルの支出増になるという米日両政府からの二重の圧力を受けていた。

県労協、同盟の「通貨スト」から全軍労の無期限ストへの発展―ここに沖縄協定のもとでの沖縄〝返還〟の実態がこのうえもなくはっきり現われていた。

沖縄地方同盟の統一スト　沖縄地方同盟（仲田昌繁会長、八〇〇〇人）は、賃金の一ドル対三六〇円の換

算保証を要求して、二月一日午前零時から同盟加盟一八単組、未加盟四単組の約七〇〇〇人が統一ストに突入した。組合員は午前八時から各職場前でピケを張って就労阻止態勢をとったため琉球銀行など金融関係、南西航空の業務が完全にマヒ、離島空便はストップした。同盟はこれまで団交を重ねてきたが、保証協約をかわしたところは、海員組合、那覇市労、全日航労組の三組合。

私鉄沖縄（平田善吉委員長二二〇人）傘下の琉球バス労組は監察制度の廃止要求と組合切りくずしの動きに抗議して二月四日午前五時半の始発から無期限全面ストに突入した。

全軍労をはじめ県労協ストに突入

沖縄県労働組合協議会（仲吉良新議長五万四〇〇〇人）は賃金の一ドル対三六〇円換算保証をかかげて二月一〇日午前零時から二四時間以上の第一波統一ストに突入した。ストには全軍労が四八時間、私鉄沖縄、港運労などが二四時間、計一七単組・単産（三万一六〇〇人）が参加した。このため七五〇台の民間バス（東陽バスを除く）が運行を停止、那覇、泊港などでは船舶一八隻の荷役作業も停滞した。また米軍基地の補給業務にも打撃が見られ、陸上、海上のほか基地業務に影響を及ぼした。

全軍労は午前六時から約六五カ所で約五〇〇〇人がピケを張り、非組合員の就労を阻止した。このため全軍労組合員のほか基地内請け負い業者らも基地内の仕事はできず、全軍労は「約四万人が就労できなかった」とみている。参加組合は次のとおりである。カッコ内は参加人員。

〈四八時間〉全軍労（一万七〇〇〇人）。〈二四時間〉私鉄沖縄（二二一〇人）、港運労（一六〇〇人）、ブルーシール労（七〇人）、オキコ労（四〇人）、W・インターナショナル労（六三人）、武山自練労（三一人）、天久自練労（二〇人）、沖縄ツーリスト労（三九人）、沖縄生命労（一一人）、I・V・S労（四二人）、E・J・G労（二一人）、Y・ヒガ労（六〇人）、琉球通運労（五〇人）、A・T・P労（三五人）、琉球セメント労（二〇〇人）〈一四日に第一波決行〉、リウボウ労（一八〇人）〈一二日か一三日に第一波二四時間〉、小計二〇組合二万二三四人。

〈時限スト〉下水道公社労（二時間、八〇人）、バークレー労（四時間、三七人）、小計二組合（一一七人）、〈年休行使〉官公労（五割、八六〇〇人）、精和病院労（時間内くい込み職大、八〇人）、小計二組合（八六八〇人）。

合計二四組合三万〇九三一人。その他の組合は総括大会参加、職場大会、ハチマキ闘争、ステッカー、ビラ配り。

統一スト大会

夕闇の濃い大会場の片すみで、「自分たちの生活は自分が守らなければならないと思う。経営協が強く私たちの要求を拒否し、さらに日本政府も住民の願いをとりあげようという動きはないわけです。私たちのギリギリの要求がどのようなものか、ゼネスト体制までもっていき県民の訴えを本土につけるべきです」と若いバスガイドは話す。赤いハチマキをしめ、壇上の意見発表を聞いていた港湾労の中年の労働者は「三〇八円レートでの賃金換算では一万円以上の賃金ダウン。これでは、家族五人の生活はできません。最後の最後まで本土の犠牲にされるのはごめんです」とはきすてるような口調。プラカードは少ないが、本土政府に対する不信を集約したような文言が並ぶ（『沖縄タイムス』2・11）。

【統一スト大会宣言】

一ドル対三六〇円の賃金保証と同レートによる通貨の切り替えは、われ

第152表　那覇地区における10%以上の値上り品目

（単位：セント）

調査品名	単位	1971年8月現在の価格	1972年1月現在の価格	比率（8月＝100）
干そば	1束	0.09	0.10	111.11
ひめたい	600 g	1.27	1,60	125.98
さば	〃	0.38	0.42	110.52
ぶた肉ロース	〃	1.28	1.57	123.7
鶏肉	〃	0.93	1.09	117.2
豚肉（骨付）	〃	0.74	1.00	135.1
ソーセージ	1本40 g	0.05	0.06	120.0
ベーコン	1箱	0.54	0.65	120.4
チーズ	227 g	0.31	0.35	112.9
バター	1個	0.55	0.65	118.2
玉ねぎ	600 g	0.15	0.21	140.0
ジャガ芋	〃	0.16	0.18	112.5
こんぶ	〃	1.37	1.66	121.2
千切大根	〃	0.57	0.68	119.3
とろろこんぶ	1袋	0.11	0.18	163.6
豆腐	375 g	0.08	0.10	125.0
福神づけ	1袋	0.10	0.12	120.0
さばかんづめ	1かん	0.10	0.11	110.0
マーガリン	1箱	0.32	0.38	118.8
トマトケチャップ	1本	0.30	0.33	110.0
セン茶	600 g	1.59	2.77	174.2
ウーロン茶	〃	1.20	1.43	119.2
ねまき		3.50	4.05	115.7
タオル	1本	0.20	0.25	112.5
ぞうり	1足	0.34	0.42	123.5
婦人雑誌	1冊	1.27	1.63	128.3
週刊誌	1冊	0.27	0.30	111.1
畳	1畳	6.97	11.58	166.1
畳表替え	1枚	4.20	6.88	162.8
上じきゴザ	1枚	6.00	6.98	116.3
テレビ	1台	165.00	196.67	131.1
扇風機	1台	22.50	25.33	112.6
な	1個	2.15	2.60	120.9
皮ふ病薬	1本	0.15	0.19	126.7
パーマネント	1回	2.75	3.19	116.0
インキ	1びん	0.25	0.28	112.0
クレヨン	1箱	0.20	0.28	140.0
絵具	1箱	0.35	0.43	122.9
第一種郵便料	1通	0.03	0.04	133.3

〔備考〕　「琉球新報」1972年2月1日号による。

われ沖縄の労働者にとって妥協の余地なき絶対的な要求である。

われわれはこの間、本土政府の政治的責任において一ドル対三六〇円の通貨切り替えを即時するよう要求するとともに、企業、使用者に対しては賃金の保証をするよう要求して戦ってきた。だが、われわれのこの激しい要求はことごとく無視された。経営協などは佐藤反動政府の意を受けて「通貨切り替えは三〇八円でもよい。賃金保証はしない」などと全くデタラメなことをわめき、労働者、人民に敵対する形でその本性むきだしにしてはばからない。

ここに至っては、もはや労働者人民に戦いの後退は許されない。われわれ県労協に結集する五万の労働者は、このような事態を打開し、自らの生活と権利を実力でかち取るため、ストによって第一次統一行動に決起した。

だが、もしも本土政府や経営協が自らの責任で問題を解決しようとせず、引き続きわれわれの要求を無視し続けるならば、われわれはさらに闘争を強化し、第二、第三次の統一ストはもとより、壮大なゼネストをもって決起し、通貨切り替え粉砕、「5・15」粉砕をめざし死力を尽くして戦うであろう。「5・15」の復帰のタイム・リミットは、われわれの闘争にとって最大の武器である。われわれはこの武器を使って要求貫徹まで断固として、徹底的に戦うであろうことを宣言、きょうのこの第一次統一ストが巨大な闘争の第一歩であることを確認する。

右決議する。

一九七二年二月十日

県労協第一次統一スト総括大会

物価値上げ反対婦人集会

一方〝物価戦争〟に終止符を！と、強い願いをこめて二月一二日午後二時から政府構内で「物価値上げ反対消費者大会」がひらかれた。参加団体も婦連をはじめかしこい消費者の会、県労協婦人部、沖教組婦人部、読谷婦人会、名護市久志婦人会とさまざまであった。会場には約五〇〇〇人（主催者側発表）の婦人らが結集、日に日に上がる一方の消費物資に「もうガマンできぬ」と強い姿勢で態度表明をおこなった。壇上の意見発表者も「物価戦争の主な原因は、ドル圏内にある沖縄県民の生活を全く無視した本土政府の通貨政策にある」ときびしく本土政府を糾弾した。大会終了後は会場から国際通り―平和通り―神里原通り―与儀公園間をフランス式デモやジグザグデモを繰り返し、県民にアピールした。那覇地区における物価上昇の状況は第152表のとおりである。

ストの妥結状況　このような経過ののち県労協は二月二九日正午すぎから県労協事務所で幹事会をひらき、賃金の一ドル対三六〇円換算保証の妥結状況をまとめた。妥結組合は、『琉球新報』によれば、つぎのとおりである。五〇単組が妥結した二九単組、約三一〇〇人は未解決である。

A・W労、官公労、沖縄旅行社労、全逓労、O・H・K労、自治労、琉球協同飼料労、全糖労、沖縄下水道労、全石労、大衆金融公庫労、琉生労、全電通労、軍港湾労、沖縄三菱、新報労　沖縄スバル労、森永労、那覇自練労、労働金庫労、沖縄生命労、オキコ労、I・V・S労、ペプシ労、G・Jグリフィス労、経済連労、沖縄薬品労、琉球セメント労、アメリカ銀行、東急ホテル労、堀川商会、山形屋労、国際旅行社労、トヨタ・カローラ労、工友社、全専売労、普天間ボウリング労、リウボウ労、沖縄民間福祉労、紅房労、ホンダモーター労、ブルーシール労、那覇製紙、アメリカンエキスプレス労、緑屋労、沖大職員労、大城生コン労、沖縄産業開発労、信連労、協栄印刷労

4　全軍労無期限スト

米軍、一六三〇人の大量解雇を発表

米四軍合同労働委は、二月一八日午後、全軍労に対し「五月一日までに一六二九人の軍雇用員を解雇する」と通知した。これは六九年一二月の二四〇〇人、七〇年一二月の三〇〇〇人大量解雇予告につぐ三度目の大量解雇であった。解雇の理由は、①在沖米軍の任務の変更と削減、②部隊の機構統合、③予算削減、というものであった。

吉田委員長らは全軍労本部で記者会見、①この解雇は復帰に便乗した合理化で全面撤回を要求してたたかいを進める、②三月上旬に長期ストをおこなう、③リージョン・クラブは九一人の従業員がいるが、そのうち五一人が解雇されると残る人は労働強化になる、④基地は縮小されずに合理化がはげしくなった、と語った。

通貨スト第二波　このようにして県労協（仲吉良新議長、五万一〇〇〇人）、沖教組（平敷静男委員長、一万二〇〇〇人）は、三月七日午前零時から通貨闘争第二波の二四時間ストに突入、全軍労（吉田勇委員長、一万七〇〇〇人）は、一六〇〇余人の大量解雇撤回を要求して七日午前零時から二四〇時間（一〇日間）のストに突入した。このストは前年の復帰協の一一・一〇ゼネストに次ぐ復帰前の最大の闘争で、一五単組が二四時間以上、一〇単組が時限、年休行使で二五単組、四万六〇〇〇人がストに参加した。

統一スローガンは、①通貨の一ドル＝三六〇円即時切り替え、②賃金一ドル＝三六〇円換算、③物価値上げ反対、④ぎまん的な施政権返還反対の四項目であった。全軍労は独自の要求として、①大量解雇反対、②間接雇用移行に伴う不利益反対、③復帰に便乗した合理化反対、④自衛隊配備反対、を掲げ、三月七日午前五時から五〇〇人の組合員を動員して六五カ所のゲート前でピケを張り、官公労、自治労も午前六時からそれぞれ庁舎前でピケを張った。

第二波統一スト参加組合名と参加人員（カッコ内）は『沖縄タイムス』によればつぎのとおりであった。

〈二四時間以上スト〉沖教組（一万二〇〇〇人）、全軍労（一万七〇〇〇人、一〇日間）、全港湾（一四〇〇人、二日間）、伊波城観光労（四〇人、三日間）、官公労（八七〇〇人）、全電通（一四〇〇人）、沖生労（五〇〇人）、新報労（二二〇人）、天久自練労（二〇人）、バークレイ労（四〇人）、小禄運輸労（六〇人）、沖縄ツーリスト労（四〇人）、タイムズ労（二五〇人）、RBC労（七〇人）、小計一五組合（四万六五〇〇人）

〈時限スト〉下水道公社労（八〇人）、アメックス労（四〇人）、普天間ボーリング労（一二人）、小計三組合（一三二人）

〈年休行使〉全逓（八〇〇人、三割）、東急ホテル労（一九〇人、五割）、大衆金融労（七〇人、五割）、OTV労（一〇〇人、五割）、OHK労（七〇人、五割）、モーニングスター労（一〇〇人、五割）、小計七組合一四三〇人

〈大会参加〉港運労、全糖労、私鉄沖縄など県労協翼下全組合

【全軍労ストライキ宣言】

労働者無視の首切り合理化攻撃に対して、全軍労は第一波四八時間スト

ライキを果敢に戦い抜くとともに、第二波ストを背景に合同労働委員会と交渉を重ね解雇の全面撤回を要求し、琉球政府、本土政府としても米軍当局に対し、解雇の撤回を強く申し入れるよう要請してきたが、米軍当局は「解雇の撤回はできない」との態度を繰り返すだけで全く誠意ある態度はみられない。

私たち基地労働者が強い関心をもっている「間接雇用移行に関する諸要求事項」について、さる二月二日の第一回正式交渉で日米の仮合意という形で一つの案が提示され、その後四回にわたって本土政府と交渉を重ねてきたが、その内容は基本給をはじめ、職位等級の格付け、既得権のはく奪など、全軍労の要求を全く無視した問題含みの内容で絶対に受け入れられるものではない。

また全軍労は現地在沖米軍当局とも並行して交渉するため、正式交渉を開くよう再三にわたって合同労働委員会に申し入れてきたが、合同労働委員会は「現時点では権限はない」としてすべて日本政府にゲタを預け、その責任を回避しようとする米軍当局の無責任な態度は絶対に許せるものではない。

とくに間接雇用移行問題は基地労働者の将来の賃金、労働条件や身分に大きく影響する重要な問題で、いまこそ基地労働者の生活と権利を確保するために総力を結集して総対決していかねばならない情勢にある。

したがって全軍労は間接雇用移行に便乗した首切り合理化の全面撤回と間接雇用移行に伴う諸要求をかちとるために組織の総力を結集して第一波四八時間ストをはるかに上まわる第二波二四〇時間長期ストライキを断固戦い抜く決意を明らかにする。

全軍労スト続行

沖縄は三月一五日の批准書交換の日を迎えた。

東京・霞ガ関の首相官邸で佐藤首相、福田外相ら沖縄協定締結の〝立て役者〟が米側のマイヤー駐日大使らと批准書交換の式を終え、沖縄産の泡盛で祝杯を上げていたころ一五日午後三時すぎ、宜野湾市普天間の沖縄全軍労のスト闘争本部では中闘委がひらかれ、沈痛なふん囲気のなかにも新たな闘志を燃やす論議がかわされていた。吉田委員長、友寄書記長ら同労組代表五人はこの日正午すぎ東京での本土政府折衝を終えて帰ってきたばかりであった。休養をとるいとまもなくすぐ中闘委員会という強行スケジュールだった。一〇日間ストの期限は一六日まで。収拾か続行か。下部組合員も中闘委の成り行きを見守って、本部前広場に続々集まり、およそ二〇〇人にたっした。集まったのはすべて続行を支持する若い組合員たちであった。本部の事務所では「もしスト打ち切りとなると待機する組合員の抗議、執行部の突き上げは必至」などのささやき声が聞こえた。二階二〇畳くらいの広間で各支部三役が詰めて非公開の中闘委が続いているなかで集まった労組員はスト続行あるのみと意見発表を繰り返していた。午後六時すぎ中闘委終了。その場で記者会見に臨んだ吉田委員長は「むずかしい闘争になるが、現状ではとてもがまんできない。組織の命運にかけても戦う以外に道はない」ときっぱりいいきった。一週間延長決定を聞いた瞬間内外の労組員の間からどよめきと拍手が沸いた。上気した顔にみなぎる気迫、事務所でたき出している女子労組員も手を振り合い決意も新たな表情、集まっていた二〇〇人の組合員もそれぞれ夕やみのなかへ散っていった（『沖縄タイムス』72年3月16日）。

一方、港湾労軍港湾支部（松堂嘉吉委員長、組合員一二〇〇人）も退職金の第一種並み支給と軍離職者特別措置法の適用、首切り反対を要求し、三月一六日午前零時から七二時間ストライキに入った。

無期限ストへ

そのご全軍労は三月二一日の中闘委で今後の闘争方針を討議した結果、組織の命運をかけてもストを続行すべきだとの意見が大半で、二四日からは無期限ストに切りかえ、戦術を強化することを決めた。本土復帰を間近に間接雇用移

行に便乗した〝復帰合理化〟攻勢に抵抗して、かつてない長期ストをつづける全軍労の闘争は、基地沖縄の矛盾と苦悩を象徴するたたかいとして、沖縄の労働運動に大きな比重を占めたが、中闘委のあと午後九時から臨時闘争本部で記者会見した吉田委員長、友寄書記長、中島副委員長ら三役は、無期限ストについてつぎのように発表した。

一、一週間スト延長しても具体的な回答は得られなかった。現地米軍は団交を拒否しているし、日米交渉の内容も明らかにされない状態でストを収拾する理由は見い出せなかった。無期限ストで続行せざるをえないが、

一、直接の当事者である現地米軍に誠意があるなら、現在検討している具体的な回答が出れば、いつでも中闘委で検討して収拾する用意がある。内容を明らかにすべきである。さきの日米間仮合意も一方的に押しつけてきたが、これから検討したものも、ただ押しつけるだけでは、またこじれるおそれがある。このような労働組合無視は受け入れられない。

一、ストによる組合員の損失も大きいが、この戦いはそれには代えられない重要な闘争である。当面の生活資金については資金借り入れをするが県労協や本土総評も支援カンパを決めており、さらに支援を要請したい。

一、ストによって米軍もかなり打撃をうけている。とくにファシリティエンジニア、那覇軍港、陸軍第二兵たん基地、嘉手納空軍、マリン、陸軍病院などは大きく機能マヒしているものとみられる。

一方、米軍は、全軍労への譲歩が「返還」後の基地に及ぼす影響とそれだけでなく政治・経済全体に及ぼす不利な影響をみて、譲歩の色をみせなかった。そして佐藤政府もいぜんとして傍観の態度をとった。全軍労は四月九日、無期限ストをいちおう打ち切らないわけにはいかなくなった。だがそれを不満として牧港支部などではさみだれ式にストがつづいた。

5　四・二八、五・一五闘争

四・二八、五・一五闘争要綱

こういう経過のなかで、沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）は四月八日の執行委で「四・二八・五・一五闘争要綱」を決めた。草案には五月一五日を「屈辱の日」とあったのを「決意の日」という規定に変え、また「県内情勢の特徴」のなかで、「復帰」の二面性――たたかいによってアメリカがついに沖縄を返さなければならなくなった面と、「返還」を利用して安保条約を実質的に改悪し、まず沖縄県民にその犠牲をしわよせてきた面と――を統一してつかんで、たたかいの観点からこの日を「初歩的な勝利の日」と規定したところに、たたかいの継続と発展についてなみなみならぬ決意がこめられていた。

【四・二八、五・一五闘争要綱】

（施政権返還をとりまく内外の情勢「一、国際情勢の特徴」「二、国内情勢の特徴」略）。

〈県内情勢の特徴〉

五月十五日、いよいよ沖縄は祖国に「復帰」する。戦後二十七年間も米軍事支配下に放置された苦難の歴史の中で　血のにじむような戦いを繰りかえし、運命を切り開いてきた結果の初歩的な勝利である。だが、現実には真に県民が要求してきた復帰ではなく、そこには新しい犠牲と苦難の道が待ち受けている。

国際情勢が一定の変化を示している中で、わが国は、自民党反動内閣の独裁のもとに軍国主義と反動化体制を再びつくりあげようとしているから

であり、昨年来の第六十七回臨時〝沖縄国会〟において、佐藤自民党政府は日米共同声明路線に基づく「沖縄協定」を強行採決し県民におしつけた。

極東最大といわれる米軍基地と、これに自衛隊を配備した沖縄基地は、同時に、日本の中国敵視と反共政策をさらに強め、軍国主義復活への道を拡大する拠点として利用されることになる。このことは、明らかに国際情勢の流れに逆行するものである。

このように、平和憲法を踏みにじり国民の要求を無視して強行採決された反動的な沖縄返還は、二十七年に及ぶアメリカの軍事的植民地支配の延長に外ならない。公用地等暫定使用法は米軍が銃剣とブルドーザーをもって強奪した土地を、日本政府が法律という〝武器〟をもって強制取得しようとするものであり、総合事務所の設置は、県民から自治権を取り上げて中央権力の支配下に置こうとするもので、これまでの米国民政府にとってかわるものである。

また、県民が米軍支配下にありながら抵抗と戦いによって確立してきた民主的な諸制度は本土並み返還の名のもとに本土の反動的な制度に組み込まれることになった。さらには、沖縄開発に名を借りた公害企業の進出が相いつぎ、沖縄を東南アジアへの経済的侵略基地にしようとしている。

特に、昨年八月十六日のニクソン大統領のドル防衛政策発表と、これに伴う八月三十日の為替変動相場制への移行、十二月十九日の円の一八・八八パーセント切り上げ決定という、国際通貨体制の混乱は県民にはかり知れない損失と打撃を与えている。このことは、沖縄が本土経済圏のなかにありながら〝ドル〟を通貨として使用させられていることが最も大きな原因であるが、県民の通貨の即時切り換えについての熾烈な訴えにもかかわらずその対策に消極的な姿勢をとりつづけついに復帰まで通貨切り換えを見送った佐藤自民党政府を絶対に許すことはできない。

いま沖縄は、本土並み返還とは裏はらに、米軍基地はますます強化されている。嘉手納基地の強化、金武村におけるポラリス潜水艦基地の強化、弾薬貯蔵庫の拡張、第二兵タン部の拡大等、ニクソンドクトリンに基づく基地の集中化が目だっている。

また核ぬき返還といわれながら、核撤去確認の方法や手段もなく、ましてや運搬手段は確保され、貯蔵基地は強化されながら、更に沖縄を「かなめ」とするアメリカのアジア核戦略体制に変化の保証もないまま、すでに核撤去は完了したなどの欺瞞的報道もなされている。

こうした沖縄基地に自衛隊配備は強引に押し進められている。沖縄配備部隊の編成はすでに終え、軍事物資は秘密裡に搬びこまれ、通信施設も先取り設置が進められ問題化した。

一方軍用地については、縮小されるどころか、引き続き米軍並びに自衛隊が使用する為に、土地強奪法をふりかざして「再契約」を強要し、地主の分断と懐柔を計り、五月十五日の時点で空白を生ぜしめない為に、市町村地主会代表との間に、四月十五日迄に「再契約」を予約する「仮、契約」をとりつけようとして躍起になっている。

このような傲慢な防衛施設庁のやり方に対し、殆んどの地主が地料算定などのマヤカシに不満を示し、「再契約」を拒否する動きをみせている。豊見城村や糸満市喜屋武、那覇市、美里村、読谷村、伊江村、渡嘉敷村前島等を拠点にして「反戦地主会」を一段と強化し、「再契約」拒否の体制を確立しなければならない。

共同声明路線に基づく沖縄返還が、一方的に押し進められる中で、労働者に対する〝復帰合理化〟弾圧は、非情な程に厳しく、生活を破壊しつくすものである。

特に全軍労は、これまで六、七〇〇名が解雇された上に、去る二月十八日一六二九名の首切り合理化を通告され、①解雇撤回、②基本給の本土並み引き上げ、③既得権の保障、④第四種雇用員の一、二種への切り替えを要求して、三月七日から十日間のストライキに続く無期限ストの血みどろな闘いを行なっている。

復帰合理化は基地労働者だけに限らず、官公庁、民間企業など各面に亘り、失業、物価高、通貨政策の犠牲をまともに受け、復帰不安が頂点に達し、混乱を極めている。

こうしたなかで、県民を裏切り、佐藤内閣の県民無視の返還準備に手をかし、混乱を助長させているのが他ならぬ自民党沖縄県連と一部財界の動

きである。

琉球政府の県民の立場に立った重要法案をことごとく拒否し、共同声明路線に基づいた返還協定の調印、批准については、立法院における単独決議並びに単独代表を上京させるなど、通貨切り換えについても、法人企業の思惑におもねて消極的態度をとりながら、その反面憲法違反の自衛隊を歓迎し、軍用地の提供を促進し、全軍労の首切り合理化に対しては「反基地、反自衛隊と結びつけた政治的色彩の強いストであり、院での決議や代表派遣などの取り組みはしない」という、全く許し難い反県民的、売国的態度であり、こうした反動勢力を「復帰」直後に行われる総選挙においては、徹底的に粉砕しなければならない。

以上、五月十五日の沖縄の施政権返還をめぐる内外の情勢は極めて厳しい中にも、闘いはわれわれにとって有利な方向に展開しつつある。

復帰協に結集する労働者階級を主体とした勤労県民は、昨年二度に亘りゼネストを決行し、三度国会行動を闘ってきた。そしていよいよ県民不在国民無視の施政権返還に向けて闘いを更に発展させるべく、全軍労闘争を主軸に、自衛隊配備阻止、軍用地「再契約」拒否のための体制確立と完全復帰の真の内容である、平和憲法に基づいた民主的権利の確保並びに自治権の確立のために、一段と団結を強化し、闘いを前進させなければならない。

〈スローガン〉

一、日米共同声明路線にもとづく「沖縄処分」を糾弾し完全復帰をかちとろう。

一、四次防と自衛隊の沖縄配備に断固反対し、軍用地契約を拒否して財産権を守ろう。

一、首切り合理化粉砕、物価値上げに反対し、通貨の即時切換えと、一切の損失を補償させよう。

一、公害企業反対、平和経済開発、人権と民主的権利を守り県民自治を確立しよう。

一、軍国主義復活阻止、平和憲法改悪に反対し佐藤自民党内閣を打倒しよう。

一、一切の軍事基地撤去、安保廃棄、インドシナ侵略戦争に反対し、日中友好、国交回復を実現しよう。

一、二七年に及ぶアメリカの不当支配を糾弾し、一切の損害賠償をかちとろう。

〈具体的なとりくみ〉

（一、実行委員会の再開、二、教宣活動の展開、略）

〈四・二八県民総決起大会〉

1　これまで四月二十八日を屈辱の日としてとらえ、闘いの頂点にしてきたが、今年は五月十五日を闘いの起点として位置づける。

〈各市町村におけるとりくみ〉（略）

〈五・十五県民総決起大会〉

1　五月一五日を新たな「決意の日」として位置づけ、抗議県民大会を開催する。

〈自衛隊配備反対の闘い〉

1　四・二八から五・一五までの月間闘争の具体的とりくみ内容として位置づけていく。

2　月間闘争の中の教宣活動と結合させ、各市町村におけるとりくみで、徹底的な反自衛隊キャンペーンを行う。

3　市町村、地域住民の「非協力体制」を確立する。

4　県および市町村での自衛隊に関する事務を一切拒否するよう申入れる。

5　県および市町村は、災害があっても一切自衛隊に救助要請を行わないよう申入れる。

6　各級学校で特設授業などを行い、自衛隊募集に応じない体制を確立する。

7　自衛隊にホテルや、アパートなどを貸さないよう教宣する。

8　沖縄出身の自衛隊員の家族の説得活動を展開する。

9　自衛隊員の説得活動を展開し、反戦自衛隊員の組織化をはかる。

10　配備される自衛隊の阻止行動を展開する。

11　鹿山元久米島守備隊長問題を反自衛隊闘争の一環として、徹底的に糾

弾していく。
12　鹿山問題を契機に、かつての日本軍の残虐行為を徹底的に洗い出していく。そのために特別委員会を設置する。
13　反自衛隊闘争を、軍用地契約拒否闘争と結合させて徹底的に闘っていく。

〈軍用地契約拒否の闘い〉
1　反戦地主会の再編と組織強化をはかり、たたかいを発展させる。
2　組織別反戦地主会（例えば沖教組反戦地主会、全軍労反戦地主会等）を組織する。
3　当面緊急な課題として、防衛施設庁が血まなこになって進めている、五月十五日以降賃貸契約を行うことを予約する仮契約を、四月十五日までに市町村地主会と結ぼうとしており、全力を挙げて阻止していく。
4　そのために、各市町村の反戦地主は、地主会の幹部が、独断で全地主の名において、防衛庁と仮契約を絶対に行わないよう厳重に申入れておくこと。
5　軍用地問題に関するチラシ（違憲訴訟弁護団提供）を印刷し、各組織、市町村役所の窓口、革新共闘会議の集会などを通して配布する。
6　各市町村の都市計画や、開発計画に伴う軍用地解放要求と結合させた、地域闘争を展開する。
7　軍用地に関する一切の損害補償要求闘争を展開する。
8　軍用地の強制継続使用に対して違憲訴訟の法廷闘争を展開する。
9　軍用地問題に対する学者、弁護団、革新首長、議員、地主会代表などによる特別対策委員会を設置する。
10　この闘いを反自衛隊闘争、請求権闘争と結合させてとりくんでいく。
11　財政を確立して、専従体制を強化する。

〈憲法記念集会について〉（略）

〈全軍労闘争との連帯〉（略）

〈通貨切換えと損失補償要求闘争〉
1　ドル通貨を三六〇円レートで即時切換えるよう要求する。
2　賃金の三六〇円読みかえ保障を闘いとる。
3　円切上げに伴う一切の損失補償を闘いとる。
4　円通貨移行に伴う物価の端数切上げ等を阻止し、物価対策を直ちに確立するよう要求して闘う。

〈本土との連帯闘争〉
1　四・二八統一中央集会への代表派遣を行う。
2　五・一五統一中央集会への代表派遣を行う。
3　五・一五闘争に向けて、各都道府県へのオルグ団を派遣する。
4　沖縄への自衛隊移駐反対五・一四九州地区統一集会へ代表を派遣する。
5　その他本土における諸闘争と連帯して闘う。

〈特別財政の確立と執行体制の強化〉（略）

五・一五県民総決起大会

こういう情勢のなかで沖縄は、五月一五日を迎えた。その直前、五月一二日夜の持ち回り閣議で政府が沖縄の通貨交換レートを三〇八円の公定レートすら無視して三〇五円に決めたことは、沖縄現地の不安と怒りをかきたてずにはおかなかった（三〇五円になれば一ドル三六〇円の旧平価比一七・八五%の円高、つまり沖縄県民にとって一ドル一七・八五%の損失）。県民の損失総額推定七七億円（『琉球新報』72・5・14）、それにいっそう急激な物価高を加えるならば、県民の損失には図り知れないものがあった。『沖縄タイムス』は「祝うとはなにか――不安のうちに迎える復帰」の標題で社説（72・5・13）をかかげたが、この社説に沖縄県民の最大公約数としての不安と怒りが反映していた。

五月一五日当日、那覇市与儀公園で労働者、市民、学生など約一万をあつめてふりしきる雨のなかを、復帰協主催「自衛隊反対、軍用地契約拒否、基地撤去、安保廃棄、〝沖縄処分〟抗議、佐藤内閣打倒5・15県民総決起大会」がひらかれた。大会はつぎの宣言を採

択した。

【大会宣言】

本日沖縄は、二十七年に及ぶアメリカ帝国主義の不法不当な軍事優先支配に終止符をうち、日本の施政権下に「復帰」した。ところで沖縄百万県民が今日まで、一貫して要求し続けてきた祖国復帰は、戦争体験と引き続く米軍支配のもとにしいたげられてきた苦い経験に基づく反戦平和の立場に立った、「核も基地もない平和で豊かな沖縄県の回復」であったにもかかわらず、この県民の要求を逆用して、日本の軍国主義復活と、アジア核安保体制の確立を意図するものであって、県民に引き続き差別と犠牲を強要する「沖縄処分」であることは明白である。

「安保条約の本土並み適用」「事前協議の弾力的運用」がいかに欺瞞にみちたものであるかは、沖縄基地を拠点とした北爆の全面的再開と、侵略戦争の拡大によって明らかであり、また沖縄基地には公然たる事実として核兵器を貯蔵しながら、その撤去の経緯も明らかにせず点検確認もさせぬまま、米国務長官の一片の書簡による「核撤去」を信ずることはできない。

こうして沖縄基地、日米両政府によって再編強化されている中で、全軍労の大量解雇に象徴されるように、復帰合理化は強引に進められ、憲法違反の公用地法を適用して個人の権利と財産の強奪を行ない、また、アメリカのドル支配の破たんと、佐藤自民党政府の通貨政策の失敗を、沖縄県民にだけシワ寄せして深刻な打撃と損失を与えてきたにもかかわらず、通貨交換を一ドル対三百五円レートに閣議決定し、沖縄経済と県民生活を混乱させ、根底から破壊しようとしている。

こうして五月十五日は、まさに政治的、経済的沖縄処分であり、新たな屈辱と怒りをおぼえるのみである。

われわれは今日、日本の施政権下に「復帰」するに当たり、すべての国民に訴える。それは、沖縄返還によって「本土の沖縄化」の意図を正しく見究める契機にしていただきたいことであり、したがって本日の「復帰」をもって沖縄問題は終わるのではなしに、沖縄闘争は正にこれからであり、戦いの原点であることを強調するものである。

こうした認識に立って、われわれもまた五月一五日を、新たな戦いへの決意の日とし、次のスローガンをかかげて、引き続き強力な闘争を展開していくことをここに宣言する。

一、日米共同路線にもとづく「沖縄処分」を糾弾し完全復帰をかちとろう。

一、四次防と自衛隊の沖縄配備に断固反対し、軍用地契約を拒否して財産を守ろう。

一、首切り合理化粉砕、物価値上げに反対し、通貨切換えに伴う一切の損失を補償させよう。

一、公害企業反対、平和経済開発、人権と民主主義を守り県民自治を確立しよう。

一、二十七年に及ぶアメリカの不当支配を糾弾し、一さいの損害賠償をかちとろう。

一、平和憲法改悪反対、軍国主義復活を阻止し、佐藤自民党内閣を打倒しよう。

一、一さいの軍事基地撤去、安保廃棄、インドシナ侵略戦争に反対し、日中友好、国交回復を実現しよう。

6　県知事・県議会選挙

政府の足ぶみ

こういう情勢に直面して、五月一五日をめぐる佐藤政府の計画表にも一時的ではあるが明らかに足ぶみがみられた。三月にほとんど同時におこなわれた一連の措置――三月七日自衛隊立川移駐。三月九日自衛隊衣笠統合幕僚長が初めてサイゴンを訪問し、米軍と南ベトナム政府軍最高司令官に表

敬。三月一〇日航空自衛隊の軍需物資沖縄に移送――のうち第三の沖縄への自衛隊物資移送は、はげしい抗議の世論にあって一時本土に持ち帰らなければならなくなった。沖縄への自衛隊配備も、「復帰」と同時に実戦部隊の配備は計画をのばし、ごく少数の受入れ整備部隊の配備にとどまった。軍用地契約も読谷村、豊見城村など反戦地主の抵抗にあって防衛施設庁による部落民や村民との懇談会の流会、あるいは逆に防衛施設庁側がつるし上げられる場合も続出した。このようにして政府は六月二五日の県知事、県議会選挙の結果待ち、それまではやむをえず〝低姿勢〟という態度をとらないわけにはいかなくなった。

〝一三の大罪〟と革新共闘統一綱領

知事選（五月三〇日告示）、県議選（六月一三日告示）にさいして政府自民党は「沖縄協定」にはいっさいふれず、抽象的に知事候補・屋良主席の「一三の大罪」を宣伝した（『自由新報ニュース』屋良行政を告発する！三年半の悪政一三の大罪をおかす。①予算執行無能の罪②るい積赤字一億三八〇〇万ドルの罪③農民をだました罪④産業資金乱用の罪⑤医療行政をあやまった罪⑥物価値上げの罪⑦人事行政びん乱の罪⑧県益を灰にした罪⑨教育をゆがめた罪⑩社会混乱の罪⑪犯罪県をつくった罪⑫守礼の邦の名をはずかしめた罪⑬独裁の罪。）

それにたいして革新共闘会議はつぎの統一綱領でたたかった。

【県知事・県議選挙にのぞむ革新共闘統一綱領】

一、県民福祉と人間尊重の基本理念に立って、政治の中央集権化に反対し、真の地方自治をきずきあげていく。

二、平和憲法のもとで基本的人権の保障を確立し、反戦平和の立場を堅持して、自衛隊配備、軍用地の強制収用、日米安保条約、軍事基地、ベトナム侵略戦争及び軍国主義の復活に反対し新生沖縄県の道を切り開いていく。

三、基地経済から脱却し、県民を主体とする平和経済の開発をおし進め、公害企業の進出に反対し、県民大衆の生活不安を解消してその生活の向上と発展をはかる。

四、教育の自主性と文化遺産を守り、中教審路線と教育の国家統制に反対し、平和と民主教育を推進する。

五、社会保障制度と福祉施設を拡充し、社会の健全性の回復をはかる。

六、利権政治や県政の私物化を徹底的に排除し、つねに県民大衆に奉仕する清潔な明るい政治をさらに堅持し強化する。

七、二七年間沖縄を手段的に利用した「米軍の軍事的植民地支配と沖縄の分離差別の政策」を糾弾し、これらの政策から生じた県民の犠牲的地位といっさいの不利益を精算せしめ、県の主体制を確立して、平和と真の自治、民主主義をうちたてるために統一と団結をもって県民と共に闘う。

選挙の結果

選挙の結果は革新統一候補屋良朝苗氏二五万一二三〇票、自民党候補大田政作氏一七万七八〇票、七万三〇〇〇票の大差で屋良氏が圧勝した。この大差は前回一九六八年一一月の主席選挙で屋良氏が自民党西銘順治氏に三万一〇〇〇票の差をつけたのをはるかにひき離すものであり、屋良氏の勝利は県民が沖縄協定に不安をもっていることを示すとともに、革新共闘会議に結集する組織の主体的な力量の成長を示すものであった。

県議選でも新議員の色分けは自民二〇、社大一一、人民六、社会四、公明一、無所属二（うち革新系一）で、革新は過半数を占めた。

【参考資料】(1)沖縄県祖国復帰協議会関連資料、(2)革新共闘会議関連資料、(3)沖縄人民党機関紙『人民』、(4)沖縄返還同盟『沖縄事情』、(5)『沖縄タイムス』、(6)『琉球新報』

IX　国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合――国際労働組合組織／国際労働組合組織の動向／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟の国際連帯・交流活動／アメリカ国務省ならびに生産性本部の資金による交流／国際労働組合の諸会議――世界労連系の諸会議／国際自由労連系の諸会議

概要

一、世界労連はこれまで共通の要求にもとづく統一行動の推進を目標に掲げてきたが、イタリアでは世界労連加盟組織と国際自由労連加盟二組織の組織統一が具体的課題にのぼり、フランスでは世界労連傘下組織と国際労連傘下組織のあいだに統一行動協定が成立した。そしてこうした情勢を背景に、世界労連本部と国際労連本部の話合いも進みはじめた。国際自由労連はＡＦＬ＝ＣＩＯの復帰がいまだに実現せず、またそのアジア地域組織内ではＡＦＬ＝ＣＩＯのアジアにおける独自活動への反発が強まっている。

一、総評は七一年中にフランス、イタリア、東ドイツ、ソ連などの労働組合代表を集めて、転業訓練国際シンポジウムを開催したほか、ソ連労組とのあいだで第六回日ソ労働組合交流委員会、日ソ友好・平和のための東京集会を開催し、ベトナム労組代表の訪日を実現させ、インドシナ人民支援共同船によるカンパ活動を強めた。また七二年には総評・中立労連が六年ぶりに訪中を実現した。

一、同盟は七一年に日韓労組技術連絡会議（七・九月）、第二回全アジア労組シンポジウム（九月）を開催し、七二年には日米間の経済対立の深刻化するなかでＡＦＬ＝ＣＩＯとのあいだに第四回定期会談と日米労組産業別会談（三月）をひらいた。また傘下電労連は

台湾、韓国の電力労組とのあいだにアジア電力労組連合会を実現したが、七一年七月ニクソン訪中計画の発表により米中ならびに日中関係の大きな変化が見通されるようになると同盟はこれまでの対中国政策を変えて訪中実現に努力したが、結局中国側に拒否されて実現しなかった。

一、国際労働組合の会議としては、世界労連系のものに化学・石油労組インタナショナル第六回大会（七一年五月）、第六回国際建築・木材・建築資材産業労働者会議（六月）、世界労連第三回執行局会議（一二月）、世界労連第二一回総評議会（一二月）、炭鉱・鉱山労働組合インタナショナル第六回大会（七二年五月）、青年教員問題に関する国際教員会議（六月）があった。また国際自由労連系のものとしては、国際鉱山労働者連盟第四一回大会（七一年七月）、国際運輸労連第三〇回大会（七月）、国際自由労連アジア地域組織第三三回執行委員会（九月）、アジア労組円卓会議（九月）、国際自由労連第五二～五五回執行委員会（七一年六、一〇月、七二年一、三月）、国際金属労連第二二回世界大会（一〇月）などがあった。

1　国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態　現在、国際労働組合組織には大別して、つぎの三種類のものが含まれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称、世界労連、ＷＦＴＵ）、国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）、②産業別の国際労働組合――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インタナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結んでいる一七の国際産業別組織（ＩＴＳ）、および国際労働組合連合傘下の国際産業別諸組織、③労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集したもの――アラブ国際労働組合連合（ＣＡＴＵ）、全アフリカ労連、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（以上、世界労連と友好関係）、アフリカ労働組合連合（国際自由労連系）。

わが国労働組合の加盟　以上の国際労働組合連合組織のうち、わが国の労働組合が密接な関係をもっているのは、世界労連、国際自由労連、および二つの組織につながる産業別の国際組織である。一九七二年六月末日現在におけるわが国労働組合のこれらの組織にたいする加盟関係は、次のとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、全日自労
【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交通、日放労
【世界労連傘下の産業別労働組合インターナショナル】　①建築木材建設資材産業労働組合インタナショナル——全建労、②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル——全自交
【国際産業別組織ITS】　①国際金属労連ITS——国労、動力車、全日通、都市交通、海員、交通公社、全日航、日航乗務、③国際繊維被服労連——全繊同盟、④国際化学一般労連ICF——全化同盟、⑤国際郵便電信電話労連PTTI——全逓、全電通、国際電電、⑥国際鉱山労連IMF——炭労、全鉱、全炭鉱、⑦国際食品関連労連IUF——全国ビール、明乳、⑧国際石油化学労連IFPCW——合化労連、全石油、新化学

2　国際労働組合組織の動向

世界労連の動き　世界労連は一九六九年一〇月の第七回世界大会で統一的国際労働組合組織の結成にまでおよぶ大陸で労働組合運動の統一が前進しているし、世界労連と国際労連との協力も前進し、また国際自由労連加盟組織内部に統一をめざす動向が現われたと評価した。

事実、フランスでは六八年にいったん破棄された労働総同盟（世界労連加盟）と民主労働者連合（国際労連加盟）とのあいだの統一行動協定が、一九七〇年一二月いらい再締結され、両組織のあいだの統一行動は七二年にいたるまで一貫して強められたし、イタリアではイタリア労働総同盟（世界労連）、イタリア労働同盟（国際自由労連）、イタリア労働組合連盟（国際自由労連）の三労組が、賃金、社会保障、労働組合の権利、住宅建設などの諸要求をめぐって六九年いらい展開してきた協定にもとづく統一行動を背景にして七一年一一月に合同評議会をひらき、七二年九月二一日以降五カ月以内に組織統一を実現することを決議した。また国際自由労連内の指導的組織の一つであるイギリス労働組合会議が、七一年九月の大会で「国際自由労連と世界労連とのあいだの友好関係を促進するために全力をあげる」ことを総評議会に指示する全国機械労組提出の決議案を採択した。

国際組織の間の動きとしては、七一年二月につづいて同年一〇月二七～二九日にふたたび世界労連と国際労連とのあいだに会談がひらかれ、会議ののち世界労連が発表した声明のなかでは、つぎのようにいわれている。「両代表団は全世界の労働者・労働組合が現在関心をよせている諸問題について見解の交流を広くおこなった。この討論によって重要な諸問題について双方の意見が一致した。他の統一行動推進の目標をかかげ、「三つの国際労働組合中央組織の指導部段階をふくめてあらゆる段階で接近」をはかる方針を明らか

諸問題では両代表団の立場が近いものもあり、また立場の相違が現われたものもあった。両代表団は労働者・労働組合組織の統一行動を強化するために接触や見解交流を続けることに同意した……双方は三国際労組センターがすべての問題に関する広範な協力を樹立したいという希望を表明し、……またできるだけ速かにそのような協力を実現するために努力する、ということに満足の意を表した。」

国際自由労連の動き　六九年二月にアメリカのAFL＝CIOが脱退したことから、国際自由労連は組織的にも財政的にも大きな打撃を受けたが、そのごこの組織を復帰させるための折衝がおこなわれたにもかかわらず、七二年六月現在までそうした努力は実を結ばなかった。

七一年六月には、ブイター書記長がオランダのクローニンゲン市長に指名されたことから辞意を表明、九月一五日付で退任したが、後任人事をめぐて、ケルステン西ドイツ労働総同盟国際部長と、国際自由労連の西欧的性格に反発するアジア・アフリカ諸国の組合の推すデバン・ナヤ・シンガポール全国労働組合会議書記長の二人が立候補し、なかな調整がつかなかったが、七二年一月の第五四回執行委員会に至ってようやくケルステンの選任が決定した。

他方、国際自由労連アジア地域組織は結成二〇年を迎えたが、七一年九月の第三五回執行委員会では、AFL＝CIOがアメリカ・アジア自由労働協会AAFLIを通じて、また西ドイツ労働総同盟がエーベルト財団を通じて独自の活動をおこなっていることから、国際自由労連アジア地域組織の運営に危機が生まれているとして、これらの組織の活動を非難する決議を採択するという、これまでかってみない事態が生まれたことが注目される。

3　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

総評の国際連帯活動の方針　総評は七一年八月の第四二回定期大会で採択された七一年運動方針のなかで、国際連帯活動についてつぎの方針を決めた。すなわち、国際労働組織との関係では「ひきつづき組織的中立の方針を堅持する」ことをするが、①「日本の独占資本がアジアへの急速な進出をはかっている」なかでアジア諸国の労働組合との連帯の強化につとめ、とりわけ二国間の交流と各産業別の交流を強化し、また政府の計画するアジア労働政策全般にたいし、関係諸国労組と連帯して積極的に総評の立場を主張する、②中国、ベトナム、朝鮮、モンゴル、ドイツ民主共和国などとの国交回復に努め、これらの諸国の労働組合との交流を強め、全ソ労働組合中央評議会との定期交流を強化する、③最近の欧米労働運動の昂揚や統一はわれわれのたたかいに密接な関係があるので仏・伊をはじめヨーロッパ諸国の組合やアメリカのALAなどの友好組合と交流する、というのがそれであった。

こうした方針にそって総評の活動が進められた結果、七一年七月から七二年六月の期間には、つぎにのべるように日ソ労働組合交流委員会、日ソ労働組合の友好と平和の集会が例年どおりひらかれたほか、ベトナム総工会との交流ならびにそれに対する支援がいちじるしく強化され、また中国へ六年ぶりに正式の労働組合代表団がお

くられこと、および、職業訓練をめぐって総評と中立労連の主催で国際シンポジウムが開催されたことなどが注目された。東南アジア諸国労組との交流については、交流をふかめる目的で七一年八月の総評第四二回定期大会にこれらの諸国の労働組合代表を多数招待した（Ⅱ・Ⅱ・1参照）が、これらの組合の多くは、国際自由労連加盟組合であるところから、総評はアジア労働組合会議開催をいそがず、さしあたり二国間もしくは産業別の交流と運動の実態把握に重点をおくこととした。

職業訓練国際シンポジウム

七一年七月一四～一六日に東京・農林年金会館で総評・中立労連の主催で職業訓練国際シンポジウムが開催された。シンポジウムの日的は①職業訓練制度の実態について諸外国との交流を深め運動の前進をはかる、②ＩＬＯの条約・勧告の精神にもとづく雇用・職業訓練のあり方について国際的な経験を交流し労働者の地位向上をはかるの二点にあり、日本側から総評・中立労連の関係者・専門家として総評職業訓練常任対策委員、その他大学・研究所の学者・研究者が参加し、国外からは自由ドイツ労働総同盟ＦＤＧＢのＧ・Ｈ・フランツ職業教育局長、Ｗ・Ｋ・フリューガー国際部員、ソ連労働組合中央評議会のイラリボビチ生産部長、フランス労働総同盟のＣ・ラボー職業・技術教育労組書記長、イタリア労働総同盟のＧ・Ｆ・ベルナルディニ全国建設労連書記が参加した。会議では総評田中組織局次長が基調報告をおこない、ついで①技術革新のもたらしている職場状況の変化と技能変化に対応する職業訓練の課題、②技能労働力の需給変化と職業訓練政策の関連、③職業訓練の国際比較と各国労働組合の対策をめぐる実態と問題点などが討議された。最終日に発表された共同コミュニケのなかではつぎのようにのべられている。

【共同コミュニケ（一部要旨）】

一、現在、各国労働運動は、急速に発展する技術革新と関連して、職業技術教育・訓練を受ける権利が確立されなければならない。技術革新は、資本主義諸国では、雇用の不安定を拡大させ、熟練資格の格下げをおこし、賃金水準を低下させようとし、労働を単調化させて、労働者を機械の歯車の地位に押しやっている。技術革新がもたらしつつあるこれらの諸問題の解決は、いずれも労働組合の職業技術教育・訓練をめぐる闘いなくしては不可能である。従って、このシンポジウムでは、これらの諸問題の解決に役立つ諸手段・諸闘争を討論の中心的テーマのひとつにした。学校教育・成人訓練を体系化し、労働者の要求にもとづいて、教育と訓練を受ける権利と、そのための保障とが、全労働者の基本的権利として確立されることが、これらの諸問題に対する重要な解決方法のひとつになることは確実である。そのためには、労働組合が職業技術教育・訓練に関する共同行動を拡充し、ＩＬＯ勧告の有効な部分の具体化と勧告の新たな進歩的改善に努力する必要がある。

一、シンポジウムを通じ職業訓練は、なによりも労働者の権利であることが確認された。従って、それは思想・信条・人種などによる差別があってはならないし、男女という性の違いによって不平等となっている現状を改めなければならないし、訓練は無償でなされなければならない。そうした職業訓練であってこそ、はじめて技術革新に真に対応できるし、雇用維持にもより有効なものになり得る。職業訓練と職業再訓練とは国の責任においてぞくさなければならない。そして国は、職を得る権利と生涯にわたって再訓練をうける権利とを労働者に保証しなければならない。このことは社会主義国ではすでに確立されている。しかし、資本主義国では企業の行なう職業訓練が、なお多く存在しているので、企業に対する闘いを放棄することはできない。労働者の要求をよりよく職業訓練に反映させるために、労働組合の職業訓練に対する関与は欠くことができない。資本主義国では、資本は一方的な支配を試み、職業訓練をつうじて労働者の分断や労働条件

の切り下げを図るので、一層労働組合の任務は重大である。だからこそ職業訓練発展のための行動は、労働組合が企業の中心で労働条件や雇用条件改善のために、また賃金引上げや労働安全の強化のために遂行している行動と不可分である。

第六回日ソ労働組合交流委員会

シェレーピン議長ら全ソ労働組合中央評議会の代表団を東京に迎えて七一年一〇月一五～一七日にひらかれた第六回日ソ労働組合交流委員会は、①一九七二年の交流計画（訪ソ二〇チーム九一名、訪日一七チーム五五名、他に企業別労組各二代表団各三～五名）、②七二年の日ソ友好と平和のための労組集会を日本から一〇〇名参加してソ連でひらくこと、③情報資料の交換計画を決めた議定書に調印するとともに、交流委員会の成果に関する声明を発表し、そのなかで、国際労働組合運動の団結と統一をかため、日ソ両国の労働組合の関係をいっそう発展させることについて完全な意見の一致をみたとして、要旨つぎのようにのべている。

【交流委員会の成果にかんする声明（要旨）】

一、両労組は、アメリカ帝国主義がインドシナ侵略戦争を継続し、ベトナム民主共和国にたいする爆撃を再開していることに強く抗議するとともに南ベトナム共和臨時革命政府が発表した七項目の提案を全面的に支持する。インドシナ諸国民の民族自決権と侵略軍の撤退要求を支持しインドシナ戦争を一日も早く停止させるために各国労働者の連帯強化にいっそうの努力をはらう。

一、両労組は世界軍縮会議招集の提案を支持する。

一、両労組はアメリカ軍の南朝鮮からの撤退と平和的統一をめざす朝鮮の労働者の闘争を支持する。

一、両労組はパキスタンの運命を憂慮し、この事態を平和的に解決することをのぞむ。

一、両労組は世界各国労働組合と労働者階級の交流の発展を重視する。また方針や国際組織への加盟にかかわりなく階級的な基礎に立つ労働組合の行動の統一強化を促すイニシアチブを支持することについて見解に共通点があることを評価する。ソ連労組は階級的な基礎にたった日本の労働組合運動の統一問題における総評と中立労連の努力を高く評価する。

一、交流委はドル危機の悪化にみられるような資本主義経済情勢悪化による独占資本の攻撃激化のもとで労働者の闘争がかつてない高揚を示しており、しかも、こうした闘争のなかでさまざまな傾向の労組が共通の要求にもとづく行動の統一をさらに拡大、強化するための条件が成長していることに注目して国際労働者階級の統一強化のための一切の積極的活動を歓迎する。

一、国際労働組合運動の当面する問題を話し合うため地域別の労組国際会議、シンポジウム、円卓会議などの開催をも歓迎する。

日ソ友好と平和のための東京集会

日ソ友好と平和のための労働組合の東京集会はソ連から約一〇〇人の代表団を迎えて七一年一〇月一八～一九日東京都勤労福祉会館で開催され、日ソ労働組合交流委員会出席のため来日中のシェレーピン全ソ労組評議会議長も参加した。

集会は第一日目に本会議をひらき大木総評事務局長、ピメノフ全ソ労評書記が労働者階級の平和と民主主義を守るたたかいについて基調報告、第二日目は「帝国主義と反動に反対し労働組合の団結と統一を強め勤労者の社会進歩をめざす闘争」「日ソ労組の交流を一層発展させる諸問題」をそれぞれテーマとする二分科会をひらいて意見を交換した。このあと閉会総会ではアメリカ帝国主義のインドシナ侵略拡大に抗議し、戦争資材の生産・積荷・輸送のボイコット運動、ベトナム人民への資金・医療・保健・物資・運輸・通信支援を積極的に組織していくとの決議を採択、交流の強化発展と友好・

協力の拡大を強調した共同声明を発表した。

総評大木事務局長の訪ソ

全ソ労働組合評議会の招待で七二年一月三～九日訪ソした総評大木事務局長は、シェレーピン全ソ労組評議会議長と会談し、①アジア労組会議の問題について意見を交換し、互いに両国労組の考え方を了解しあい、②七二年の日ソ労働組合交流委員会は一一月二七～二九日にモスクワでひらくこと、③日ソ平和友好集会は八月末から九月にかけてひらき日本から一二〇名が参加することを確認した。なお、総評が考慮中のアジア労組会議については、ソ連側は早期開催を希望していたが、総評側は慎重を期し、さしあたりアジア各国労組との二国間交流をすすめてゆく意向であったと伝えられている。

ベトナム総工会との交流

七一年一〇月には松尾総評副議長（全国金属委員長）を団長とする代表団がハノイを訪問、ベトナム総工会との交流をおこなったが、七一年一一月二八日～一二月八日には総評の招待で書記部委員レー・ヴァンを団長とするベトナム総工会代表団が来日し、一〇日間のあいだに総評と交流したほか、さらに東京をはじめ北海道、大阪、広島の各地を歴訪し、これら地方のさまざまな産業を視察するほか、労働組合や労働者との交流をふかめた。離日にあたって総評とベトナム側代表団が発表した共同声明はつぎのようにのべている。

【共同声明（要旨）】

この懇談のなかで総評指導部は総評がベトナム労働者、人民の抗米救国闘争に一貫して連帯と支援のためのの闘争をつづけてきたことを指摘するとともに、ベトナム問題を平和的に解決するための南ベトナム共和臨時革命政府の七項目の提案を全面的に支持し、今後とも連帯を強化することを誓った。とくに沖縄がアメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争のための最も強力な最前線基地となっていることにかんがみ、核ぬき、基地ぬき、毒ガスぬきの平和な沖縄の一日もはやい返還のために断固たる闘争を強化することを強調した。

一、代表団は、アメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争がまだ終っていないばかりか、アメリカ帝国主義が撤退を口にしながら極めて陰険な方法で侵略戦争の継続をはかり、しかも今後これをますます激化させようとしていることを指摘した。とくにアメリカ帝国主義が沖縄や日本全土の軍事基地を使ってベトナム侵略の継続をはかり、日本の反動勢力がこれに協力、加担していることにたいし、ベトナムの労働者階級と人民が再三にわたって警告を発してきたことも指摘した。さらに代表団は、アメリカ帝国主義の侵略戦争に反対するベトナム労働者、人民の抗米救国闘争と、平和、独立、民主主義の日本の実現、および搾取と抑圧に反対し労働条件と生活条件を改善するための総評と日本労働者階級の不断の闘争とが両国労働者階級の共同のたたかいであり、相互に協力、援助しあっていること、したがって総評と日本労働者階級の勝利はまたベトナム労働者、人民の勝利であることを強調した。

一、総評はこれまでにもベトナム支援運動を積極的に展開してきたが、さらに一九七二年三月を一つの目途としてベトナム支援のための募金運動を強化し、支援物資をつんだ〝総評の船〟をベトナム民主共和国におくることを約束した。

このあと、七二年二月一一～一三日にパリ郊外のベルサイユ大会堂でベトナム、ラオス、カンボジア代表をはじめ八四カ国と三二国際団体代表一二〇〇名が出席して「インドネシア諸国人民の平和と独立のためのパリ世界集会」がひらかれると、ベトナム人民支援日本委員会、学者、宗教界などの代表とならんで総評も代表をおくった。

インドシナ人民支援共同船

また総評はベトナム総工会代表団との共同声明にのべられた約束にそっ

て七二年三月末に総評の船に支援物資を積んでベトナムに送るためのカンパ活動を開始していたが、七二年二月になると四日と一二日の二回にわたってベトナム総工会から医療品、大型テープレコーダー、心電計など三〇点におよぶ緊急必要物資について具体的な要請があり、六月五日にベトナム人民支援日本委員会はじめ四団体とともにチャーターした「第一次インドシナ三国人民支援共同船」ヤスノモリスク号に積んで約一〇〇〇万円にのぼる支援物資（諸団体合計では約四〇〇〇万円）をベトナムへ送った。

総評・中立労連代表団の訪中

七二年一月一三日～二八日には総評・中立労連代表団が労働組合の正式代表団として六年ぶりに中国を訪問した。代表団は団長市川誠総評議長、副団長阿部万亀四郎中立労連議長、秘書長山崎俊一総評企画部長をふくむ一三名で構成され、一月二一日に沖縄県第一次訪中代表団、社会党七〇年会代表団と合同で周恩来総理と会見したほか、中日友好協会、北京市工代会代表などと会談して、日本の労働運動をめぐる情勢・闘争状況について意見を交換し、また「プロレタリア文化大革命」の経過と実情、国際情勢に関する中国側の見方、「プロレタリア文化大革命」後の農工業の実情と労働者・農民の変革の姿などについて意見を交換した。

朝鮮職業総同盟との交流

七一年九月に三原総評副議長（日教組副委員長）を団長とする代表団が平壌を訪問、朝鮮職業総同盟との交流をおこなったほか、七一年一二月二一日に岩井前総評事務局長ら有志によって「日朝労働者交流連帯会議」が発足した。

4　同盟の国際連帯・交流活動

同盟の国際連帯活動の方針

同盟は、七二年一月の第八回大会で採択された七二年度運動方針のなかで「民主主義労働運動を基調とする世界の労働組織と積極的に協力する」との立場から①国際自由労連の強化、②国際産業別組織ＩＴＳへの加盟促進、③ＡＦＬ＝ＣＩＯとの相互理解をふかめ両国間の問題解決に努めるとともにそのアジアにおける活動に協力、④民主社会主義の一翼をなすヨーロッパ諸国労組との友好、⑤自由労連アジア地域組織とアジア労働大学の運営刷新、⑥アジア各国労組に協力支援とアジアの労働運動での積極的役割の遂行などを軸とする国際活動の方針を決めた。

この方針に沿って同盟は活動を進めた結果、七二年に入って商業労連が国際産業別組織加盟を決定した（その実際の加盟は七二年七月以降）ほか、七一年七月と九月には日韓労組技術連絡協議会の会合をひらき、また九月に第二回全アジア労働組合シンポジウムを開催した。しかし国際自由労連アジア地域組織内では、独目の対アジア活動を進めるＡＦＬ＝ＣＩＯに対しての組織内の反感が強まるなどのことがあり、ＡＦＬ＝ＣＩＯと協力関係強化を意図する同盟はアジア地域組織内で孤立する傾向がみられたし、他方三月開催のＡＦＬ＝ＣＩＯとの第四回定期会談ならびにそれにつづく日米労組産業別会談においては、同盟はアメリカ側の輸入制限問題についてなん

ら了解にたっすることなく終わった。

また同盟は七二年の運動方針においても従来どおり社会主義諸国労組との交流に対しては一般的に顔をそむけていた。そして七一年発効の台湾の総工会との交流協定にもとづいて交流をおこない、傘下組織のうちでは電労連が八月二八日に台湾電力工会、韓国電力労組とともに「アジア電力労働組合連合会」（約一五万三〇〇〇人）を結成した。しかし七一年七月のニクソン訪中計画発表を契機に中国の国連における議席の回復や米中ならびに日中関係の大きな変化が見通されるにいたると、同盟内部で海員組合を中心にこれまでの姿勢をあらためるべきだとの主張がつよまった。たまたま七一年九月訪中の日中国交回復促進連盟代表団に参加した民社党議員を通じて中国側が同盟代表を招待する意向を伝えてきたところから、一〇月一四日の同盟第一三回執行評議会は「中国問題に対する当面の態度」を決定し、中国の国連参加と日中国交回復は当然のことで中国労組とも相互の立場の違いを認めたうえで交流するとの態度を明らかにした。しかし台湾問題については、これを国際問題として措置し、台湾の総工会との友好関係は国際自由労連、同アジア地域組織の一員として今後も引きつづき継続するものとしており、この方針を、第八回大会採択の運動方針のなかでも再確認した。このため同盟の意向にかかわらず、結局同盟の訪中計画は中国側に拒否され実現をみないままに終わった。

第二回全アジア労組シンポジウム

同盟は前年につづけて七一年九月二一～二四日東京友愛会館で第二回全アジア労組シンポジウムを開催、会議はアジアにおける基本的人権の重要性を訴え、かつ経済開発における労働組合の役割を強調し、経済開発問題に関しアジアにおける政府・労働・使用者の三者構成会議の開催を提案した「経済開発における労働者の役割と権利に関する労働組合東京宣言」を採択した。会議には国際自由労連・インド同盟、韓国労組総連盟、ベトナム労働総同盟、国際労働者連盟（ＩＭＳ）、インド全国労組会議（ＩＮＴＵＣ）、フィリピン労組会議、国際自由労連アジア地域組織、シンガポール全国労組会議、マレーシア労組会議、香港・九竜労組評議会、オーストラリア労組評議会、インドネシア回教徒労組連盟、ＩＬＯアジア地域事務所、中華民国総工会、セイロン労働者会議、ＧＯＢＳＩ（インドネシア）、フィジー産業別労組会議の各代表が参加し、わが国からは国際自由労連加盟組合協議会の鈴木豊全逓副委員長と秋山実総評幹事が、同盟から滝田実会長、塩路一郎副会長、重枝琢巳書記長、相原正雄国際局長が出席した。

同盟の訪中計画

さきにのべた同盟第一五回執行評議会と第八回大会の方針にもとづいて、同盟は訪中計画をたて、三月二九日出発の春日一幸委員長を団長とする民社党初の訪中団に「会長または副会長、書記長ら三役のうちのいずれかを団長とする訪中団としたい」「いっさいの条件なしで、受け入れてほしい」という天池会長書簡を託すことになった。しかし中国側は同盟が台湾の総工会との関係を清算しない限り代表団を受けいれることはできないとの態度を示し、このため同盟の意向は実現をみなかった。

同盟・ＡＦＬ＝ＣＩＯ第四回定期会談

会談は七二年三月二一～二三日東京でおこなわれ、①日米経済関係と労働組合、②アジアの労働運動、③中国問題について討議した。会談に参加したのはアメリカ側Ｊ・Ａ・サフリッジ、Ｈ・Ｐ・

ワトソン（国際機械運転労組会長）、I・W・エーベル（合同鉄鋼労組会長）のAFL＝CIO各副会長、H・ゴールドバーグ国際部代表、F・ショウフェンビル合同繊維労組書記長、G・コリンズ国際電気・ラジオ・機械労組副会長、L・ソントン合同鉄鋼労組国際代表の七名と、同盟側天池清次会長、宇佐見忠信（全繊）、古賀専（造船重機）、塩路一郎（自動車）、田中良一（全化同盟）、村上行示（海員）、前川一男（電労連）の各副会長、加藤俊郎調査局長、相原正雄国際局長の八名であった。

第一の日米経済関係に関する議題では、同盟側が平均関税率は日本一〇・一％に対しアメリカが一〇・九％であり、関税率五〇％以上の輸入禁止に近い品目は日本一に対しアメリカは三三品目、二〇～五〇％のもの日本六に対しアメリカは二五四品目におよぶなどの数字をあげ、これ以上の輸入制限を課さないよう要請したのに対して、AFL＝CIO側は「それは日米間だけの問題ではなく国際的問題であり、均衡のとれたプログラムが必要である」と答えたにとどまった。第二議題のアジアの労働運動については、各国の運動の統一をさまたげぬよう互いに調整して援助をおこなうことに意見の一致をみた。またILOの会費をアメリカ政府が支払っていない問題について、AFL＝CIO側は七二年六月のILO総会までに支払うよう政府に働きかけていることを明らかにした。第三の中国問題については、AFL＝CIO側はニクソン訪中に批判的で「必要とも大切とも役に立つとも思わない」とのべるとともに、同盟の対中国政策にあえて口をさしはさまないとの態度をしめした。これに対し同盟側は「訪中の是非の議論の必要はない。政府や政党はきわめて国家的立場から問題を処理し、中国と国交を樹立するため台湾との関係を全く断つということをからめて議論している。われわれの立場は違う」。春闘後に中国の招待を受けて訪中する予定であるが、「中華（民国）総工会との交流は台湾政府とは関係なく国際自由労連の一員として行なっているもので、そのことを理由に中国に来てもらいたくないというのならわれわれは行かない」とのべた。

なお会談終了にあたって共同声明が発表された。

【同盟・AFL＝CIO第四回定期会談の発表した共同声明（要旨）】

両組織は、現在の景気後退期においてそれぞれの直面するとくに困難な諸問題、経済の国際化、増大する多国籍企業の影響について明らかにし、相互に心から理解しあった。

賃金水準をはじめとする日本の労働者の労働諸条件の向上をめざす同盟のたたかい、輸出貿易による過大な外貨蓄積から国内環境の改善へ向けて重点を大きく転換すべきであるとの同盟の主張についてはとくに好感され、また同様に多国籍企業の活動その他不健全な経済・貿易上の慣行によっておこっているアメリカの失業の増大についてAFL・CIOが克服する必要のあることが認識された。

両組織は、諸国の健全な経済と人間福祉を利潤蓄積のために従属させるような、あらゆる不健全な国際貿易活動（とくに多国籍企業）の破壊的効果に挑戦するために可能な限り両組織の行動を調和させるべく、継続的な連絡と協力の必要性を再度強調した。両国の健全な経済と両国国民の生活向上が世界、とくにアジアにおける繁栄と平和の達成を目ざす幅広い闘いにおいて主軸となる国の必要な協力にとって前提条件であることを認識した。

正しい目標の達成のために労働運動を強化することの上で労働戦線統一の重要性を考慮し、同盟とAFL・CIOはそれぞれ両国における労働運動の一層の統一化について了承しあった。

同盟とAFL・CIOは、アジアの情勢を検討し、とくに各労働組合組織による援助が一層必要であることに留意した。両組織は、アジアの労組

に対するこれまでの各種活動を説明するとともに今後も連絡を続けていくこととし、この線にそって常にできるだけ両組織の活動の調整と協力を求めていくこととした。

いくつかの国際問題をめぐる討議のなかで、両組織は沖縄が五月十五日を期して返還され、沖縄住民が完全に国民としての諸権利を回復することに対し深い満足を表明した。また両組織は、日米両政府が未解決の諸問題を処理するよう希望を表明した。AFL・CIOは、主権の移譲によって沖縄の労働者の上に起こりうる経済的諸問題について、その改善のために同盟に対し協力する用意があるとした。

AFL・CIOは、戦後ソビエトが占拠し、今日まで返還を拒否している北方領土について同盟が主導している返還運動に対しては全面的に賛同した。

AFL・CIOと同盟は、中国に対する今後の関係についてそれぞれの見解を明らかにした。

日米労組産業別会談

同盟との第四回定期会談ののちAFL＝CIO代表は第三回定期会談のとりきめにしたがって、三月二七～二八日に全繊同盟、造船重機労連、全金同盟などの同盟傘下労組や鉄鋼労連、電機労連と個別に会談をおこなった。

全繊同盟とアメリカ労組との会談

三月二七～二八日全繊同盟本部で宇佐美会長とショウフェンビル合同繊維労組書記長の対談形式でおこなわれ、その結果七二年九月ごろにハワイで全繊同盟と合同繊維労組の会談をひらくことに合意をみた。

造船電機労連と米労組の会談

三月二七日に造船重機労連本部で古賀委員長、高橋書記長とコリンズ国際電気・ラジオ・機械労組副会長のあいだにおこなわれた。造船重機労連側は造船産業を中心に賃金闘争、団交などについて説明するとともに、米議会で審議中といわれる海運造船業援助法案、アメリカ労組の保護貿易主義への転換の背景、多国籍企業問題などについてアメリカ側の見解をただしたが、コリンズ副会長はAFL＝CIOは保護貿易主義をとってはいないとのべた。

全金同盟と米労組の会談

三月二七日に全金同盟本部で電機・自動車関係と鉄鋼関係に分かれておこなわれた。電機・自動車関係の会談には宮野書記長、高橋副書記長とコリンズ合同電気・ラジオ・機械労組副会長が出席した。会談で双方は保護貿易問題について率直な意見を交換した。コリンズ副会長は「米労組として米国内の失業増大に最大の関心を払っており、その増大を招くようないかなる方向にも断固反対する。貿易の多国間調整が円滑におこなわれることを期待するとともに、多国籍企業に対抗する国際労働戦線の結集を強調したい」とのべた。組織内部の問題や労働条件の向上については長時間にわたって意見の交換がおこなわれたが、コリンズ副会長は日本の大企業と中小企業の賃金決定事情に重大な関心を示すとともに、国際労働基準の設定についてすみやかに具体的作業を開始する必要があることを強調した。

また鉄鋼関係の会談は、同日全金同盟藤原書記長、鋳鍛造部会三役とエーベル合同鉄鋼労組会長、ソントン同労組国際代表とのあいだで組織機構と運営上の問題をはじめ双方が当面する諸問題を中心話題としてひらかれた。

鉄鋼労連と合同鉄鋼労組の会談

三月二七日東京の第一ホテルでひらかれた。合同鉄鋼労組エーベル会長は席上中国問題にふれ、共産主義と対決する立場をとるミ

ーニー会長の姿勢はＡＦＬ＝ＣＩＯの政策に大きく影響している
が、多くの組合や市民は中国との友好を強めるべきだとの認識をも
っており、ニクソン訪中を好意的にみているとのべた。鉄鋼労連側
は、日本の賃金がヨーロッパなみの水準にすでにたっし、なかでも
鉄鋼産業の賃金は高いことを認識し、ダンピングを理由にして輸入
制限問題をもちだすことのないようにと要請したのに対して、エー
ベル会長は、アメリカの事情も理解してほしいと前置きして、アメ
リカでは六〇年から輸入鋼材の流入で失業者がでて、七〇～七一年
にはそれが一〇万人にもたっしている、輸入制限立法といわれるも
のも「たんなる輸入制限立法ではなくて、多国籍企業がやたらと外
国に投資して国内の雇用機会を失わせるのを阻止するねらいをもっ
ている」と説明した。

電機労連と米労組の会談　三月二八日に電機労連会館でひらか
れ、清田、福間正副委員長とコリンズ国際電気・ラジオ・機械労組副会長が出席して、日米両国の電機産業をめぐる情勢につけて意見を交換した。

5　アメリカ国務省ならびに生産性本部の資金による交流

アメリカ国務省の日米労働関係人物交流計画（一九六二年にはじまる。その淵源については本年鑑36集参照）にともづくわが国労組幹部の訪米と、日本生産性本部の海外視察団派遣計画による海外渡航状況は第153表に示すとおりである。

第153表　米国務省および生産性本部の資金による労働組合幹部の海外渡航者数

		1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年
日米人物交流計画による訪米	総計	56人	50人	44人	40人	35人	32人	46人
	(総評)	(24)	(13)	(17)	(15)	(13)	(14)	(8)
	(同盟)	(21)	(21)	(19)	(19)	(13)	(13)	(12)
	(中立労連)	(5)	(6)	(8)	(3)	(4)	(1)	(7)
	(新産別)	(1)	(4)	(0)	(0)	(0)	(1)	(5)
	(その他)	(5)	(6)	(0)	(3)	(6)	(3)	(14)
日本生産性本部海外視察団派遣計画	総計	12		22	56	92	38	41
	(アメリカ)	(6)			(15)	(30)	(13)	(9)
	(ヨーロッパ)	(6)		(16)	(29)	(35)	(9)	(20)
	(東南アジア)			(6)	(12)	(12)	(6)	(12)
	(オーストラリア)					(15)	(10)	

2　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系の諸会議

化学・石油労働組合インタナショナル第六回大会

七一年五月一二～一七日ドイツ民主共和国ロイナで開催され、五一カ国八四組織の八六三万三五〇〇人の労働者を代表する一九〇名の代表が参加した。代表をおくった八四組織のうち三八組織は国際自由労連加盟もしくは中立との他の世界労連非加盟の組織であった。わが国からは合化労連から西野六郎書記長と竹村英輔書記が出席した。大会は①統一行動綱領、②職業訓練・再訓練のための憲章、③団体協約に関する文書、④一般決議の四つの文書を採択し、議長ロジェ・パスクル、書記長フォルガス・パルその他の新役員を選出した。

第六回国際建築・木材・建築資材産業労働者会議

七一年一二月八～九日にドイツ民主共和国の首都ベルリンで開催された。会議の議題は①社会主義諸国の労働組合活動の経験の検討、②第二一回総評議会の準備であった。会議の終了後執行局は第一議題について声明を発表しつぎのようにのべた。

「社会主義諸国において労働者のための労働組合活動が拡大の一途をたどっていることは、社会主義が資本主義よりすぐれていることを証明するものである。こういうことからして、歴史的な伝統と社会体制の著しい相違を考慮せずして社会主義国と資本主義国の労働組合の機能を比較することはできない。」「社会主義諸国での労働組合の民主主義と自由が伸展していることは、人間による人間の搾取が行われている世界での労働組合弾圧、労働組合の自由の制限と破壊とくらべて対照的である。」

「独占に奉仕するブルジョアの宣伝機関は、社会主義諸国における労働組合の重要性を否認し、労働組合の性格と実際の役割を歪曲し、また社会主義社会建設の任務を実行するうえで獲得した労働組合の成果と経験につ

いては沈黙しようと努めている。こういったことは、すべて労働者を迷わせ、労働者が社会主義的考え方にひきつけられないようにし、更に全国レベル、国際レベルでの見解や加盟などのすべてについて労働者間の労働組合統一の過程を遅らせるために計画されたものである。

執行局は社会主義諸国の労働組合が国際労働組合運動の面で果たしている役割の増大と、反帝、平和と自由擁護の全世界の労働者のたたかいに果たしている役割を満足に思っている。」

世界労連第二一回総評議会

七一年一二月一〇～一三日にドイツ民主共和国の首都ベルリンで開催された、通貨の国際的民主的管理を提起」していた。それはまたイタリアの三組合の統一を「国際的にも積極的な成果をもたらすもの」と評価し、また日本の労働者階級と民主勢力の沖縄協定反対闘争を「アメリカ帝国主義の侵略と日本軍国主義の復活に反対する闘争」と評価していた（「世界労働組合運動」七二年一月、湯浅報告による）。

会議はラオスの労働組合の世界労連加盟を承認するとともに、①一般決議、②インドシナ諸国の労働者・人民との連帯決議、③朝鮮の労働者・人民との連帯宣言、④インド亜大陸の情勢に関する宣言を採択したほか、⑤会計監査報告を採択し、⑥一九七二年度の世界労連ならびに連帯基金の予算、⑦書記局提出の二〇回総評議会以後の活動報告を承認した。このうち一般決議とインドシナ、朝鮮に関する決議ならびに宣言の要旨はつぎのとおりである。

【一般決議（一部省略）】

帝国主義はさまざまな矛盾やかつてない困難にますます巻きこまれ、みじめな敗北をこうむりつつある一方、社会主義制度は全体として、確実に前進し、国際段階での権威を高め、あらゆる分野でたゆみなく成功をおさめつつある。資本の諸勢力に反対する労働者階級の力づよい行動は、労働者の意識の高揚と、資本主義諸国の労働組合の戦闘性の高まりを立証している。

総評議会は、西ベルリンにかんする四者協定、ならびにドイツ民主共和国とドイツ連邦共和国の協定、ドイツ民主共和国と西ベルリン上院の協定の締結を歓迎する。

総評議会は、この情勢が安全保障と協力にかんするヨーロッパ諸国会議

の開催を容易にするものと考える。世界労連はこの会議の開催のため、平和と安全保障、ドイツ民主共和国のあらゆる国際的権利の承認をめざして、労働者階級の統一と結集をつよめながら、活動を続けていくであろう。とくに総評議会は、ヨーロッパの緊張緩和と協力をめざして活動する政治的社会的諸勢力の集会の開催を全面的に支持するであろう。

総評議会は、国連における中華人民共和国のいっさいの権利をふたたび確立するという国連総会の決定を歓迎する。

総評議会は、アメリカのインドシナ政策にかんしてニクソンが一一月一日におこなった演説をきわめて憂慮している。

総評議会は世界の労働組合にたいし、インドシナ諸国民への連帯をつよめ、一九七二年二月一一、一二、一三日にフランスのベルサイユで開かれるインドシナ戦争反対世界大会の準備と成功のため積極的に参加するよう訴える。

総評議会は、パキスタン政府による東パキスタン人民の正当な諸権利の侵害、インド亜大陸における軍事的事件を深く憂慮するとともに、流血の即時中止、ならびに東パキスタン人民の正当な諸権利と利益の尊重にもとづいた、紛争の政治的解決を要求する。

日本では、労働者は、アメリカ軍事基地の完全撤去、日本への沖縄の完全返還をめざして、断固とした行動をおこなっている。日本の労働者は、アメリカ帝国主義への従属下で日本軍国主義の復活を有利にする日米間の侵略的同盟の政策、ならびにアメリカ帝国主義のアジアでの侵略戦争への参加によって、アジア人民どうしの衝突をひきおこそうとするニクソン・ドクトリンの実施を非難している。世界労連は、日本労働者のこの闘争を全面的に支持する。

中東の情勢は、イスラエルがいぜんとしてアラブ諸領土を占領しているため、今なお世界平和への脅威をなしている。総評議会は、イスラエル侵略者とこれを支持する勢力の政策を、くりかえし非難し、パレスチナの抵抗にたいする弾圧をやめること、アラブ諸国の労働者階級の立場を全面的に認めること、したがって、世界労連副議長シャフィ・アーメド・エル・シェイクが犠牲になったスーダン、ヨルダンその他多くの国における労働者階級の弾圧を中止するよう要求する。

総評議会は、アフリカの諸国、たとえばナイジェリアにおいて、進歩的労働組合員とその組織がたえず弾圧されて犠牲になり、世界労連執行局員のW・O・グッドラック同志とS・U・バッシー同志が不当に逮捕され、拘留を延期されていることを非難する。

世界労連は、第二五回国連総会の提案した、人種隔離反対闘争にかんする国際労働組合会議の準備と開催に、積極的に参加する。

世界労連は、帝国主義反対、民族独立、抜本的な社会的経済的変革をめざす闘争を強めているラテンアメリカの労働組合に、連帯を表明する。総評議会は、チリの労働者と人民連合政府がこの闘争においてかちとった大きな成功に、熱烈な挨拶をおくる。総評議会は、ペルー政府のとっている構造的変革と、民族的領土の主権をめざすパナマ人民の願いを支持し、社会主義キューバへの完全な支持を表明する。

総評議会は全世界の労働組合にたいし、ブラジル、ボリビア、グァテマラ、パラグアイ、アルゼンチン等の諸国における親帝国主義政府とCIAファシストに支持された暴漢による弾圧に反対し、ラテンアメリカで投獄されているすべての反帝国主義的な労働組合員や政治的活動家の釈放をめざす活動をつよめるよう訴える。

総評議会は、ほとんどの資本主義国において、生活労働条件の改善、労働組合の自由と権利をめざす労働者の闘争が、独占や政府の頑固な反対にもかかわらず、発展をつづけ、ますます成功をおさめるようになっていることを認める。

発達した資本主義諸国においては、労働者はとくに、失業の増大、物価値上げ、政府と経営者の賃金凍結政策に反対してたたかっている。

世界労連はこれらの闘争を支持しているし、また今後とも支持し、労働者階級の連帯をつよめるために行動していく。

総評議会は、とくに通貨危機の悪化にみられるように、資本主義世界における危機の深化は、労働者階級およびその生活労働条件をゆゆしく脅かしていると考える。

総評議会は、労働者階級による行動の統一を発展させ、独占が労働者の

肩にかけようとしているこの危機の影響に反撃するよう、共同で必要な措置をとるために、国際労働組合運動における意見の一致をくりかえし呼びかけるものである。

世界労連としては、今回の危機の深さは、労働者の利益になる民主的変革に基礎をおいた解決策を必要としていると考える。すなわち、

①アメリカの命令への服従はいっさい拒否すること。②平等、民族主権の尊重、すべての関係者の利益の尊重にもとづいた、経済的政治的協力の制度をうちたてること。こうした協力は、社会的政治的制度のいかんをとわずすべての国のあいだでおこなうべきである。③とくに国有部門を発展させて完全雇用を保障し、労働者の購買力と生活水準を引上げるために、産業的社会的投資による反独占的経済政策をとること。④軍事支出を削減し、これを平和目的にむけること。⑤多国籍企業の有害な活動をやめさせるため、反独占的性格の根本的な構造的変革をおこなうこと。⑥基幹産業の主要独占と金融機関を国有化し、これを民主的に運営すること。これは巨大資本主義企業の権限を制限し、とくに資本の動きの統制を可能にするであろう。

イギリスの共同市場加入と、これにともなって、アメリカ独占と密接に結びつく強大な産業金融グループが加入することは、もし共同市場が次の決定的措置をとらないとすれば、西ヨーロッパ労働者ならびに共同市場に依存する諸国の労働者がすでにこうむっている有害な影響をいっそう悪化させることになるだろう。すなわち、

①共同市場諸機関が、独占の利益だけを考えてとる措置とたたかうこと。②民主的・反独占的性格の経済的社会的措置をとること。③労働組合代表の代表としての重要性を差別なくつよめ、共同市場諸機関を民主化すること。④ローマ条約の諸規定を、民主的方向で改訂すること。

こういった措置をとれば、共同市場の経済的社会的内容を変えることに貢献するであろう。

総評議会は、経済社会問題にかんする統一的ヨーロッパ労働組合会議の開催をかさねて要求する。

世界労連は、すべての加盟組織とすべての労働組合にたいし、次の会議の成功のため活動するようよびかける。

①一九七二年四月二五、二六日にプラハで開かれる婦人労働者にかんする世界労働組合会議。②一九七二年五月二五～二七日にプラハで開かれる技師、管理職員、技術者にかんするセミナー。③一九七一年四月の執行局会議で提案された移民労働問題にかんする会議。

総評議会は、あらゆる大陸における労働組合運動の統一への前進をよろこぶものである。各国で発展している行動の統一は、国際面で積極的な反響をもたらしている。

世界労連と国際労連のあいだの協力は前進した。地域段階では、世界労連と全アフリカ労連、国際アラブ労連とラテンアメリカ労働組合統一常設機構のあいだにすでに存在していた意見の一致と行動の統一は、いっそう強められた。

総評議会は、国際自由労連加盟組織の内部で、統一をめざす動向があることをよろこんでいる。

総評議会は、労働者の基本的要求を達成するため、あらゆる国際活動において、つねに世界労連がかかげてきた政策にそって、各組織の独自の特徴を尊重したうえで、国際労働組合運動内部での理解と協力をもたらすような提唱にはすべてこたえる用意のあることを再確認する。

【インドシナ諸国の労働者・人民との連帯にかんする決議（一部省略）】

世界労連総評議会は、インドシナ侵略戦争を延長、強化、拡大しているアメリカ帝国主義者の犯罪的行為をはげしく非難する。

一一月一二日のニクソン大統領声明は、アメリカによる南ベトナムの軍事占領を際限なく引きのばし、また南ベトナムやカンボジアにいる国の裏切者やラオスにいるその手先を、侵略戦争続行のための道具として利用するという彼の政策を、みごとに明らかにするものであった。ワシントンの幹部は、インドシナ三国にたいする空中戦をさらにいっそう強化するとどかした。

総評議会は、南ベトナム共和臨時革命政府の五項目の提案を、ベトナム問題解決のための合理的で正当な基礎と考え、これを断固として支持する。この提案から、二つの基本点が生れる。

(一)　アメリカ政府は、ベトナムの侵略戦争を中止し、アメリカおよびアメリカ陣営の他の諸国の軍隊、顧問、軍事委員を南ベトナムから、完全かつ無条件に撤退させなければならない。

(二)　アメリカ政府は南ベトナム人民の自決権を尊重し、ファッショ的グエン・バン・チュー一味への支持や加担を中止し、平和、独立、中立、民主主義にとって有利になり、かつ南ベトナムに幅広い民族的政府を樹立する観点で、南ベトナム共和臨時革命政府と真面目に話合える新政権を、サイゴンにつくることへと道を開くべきである。

総評議会は、カンボジア問題を、一九七〇年三月二三日のサムデク・ノロドム・シアヌーク国家元首の五項目の宣言、ならびにカンプチア民族統一戦線の政治綱領にもとづいて解決すべきであると考える。総評議会は、一九七一年三月六日の愛国戦線による五項目の政治的解決策、ならびに一九七一年四月二七日と六月二二日の提案を、ラオス問題の平和的解決の唯一の正当な基礎と考え、これを全面的に支持する。

第二一回総評議会は、すべての世界労連加盟組織ならびに国際労働組合運動全体にたいし、一九七二年二月一一～一三日にフランスのベルサイユで開かれるインドシナ戦争反対世界会議の準備と成功に貢献するよう決起することをよびかける。

総評議会は世界の労働者と労働組合にたいし、今後数カ月間、最適と思われる形で、ベトナムとインドシナの侵略戦争中止、アメリカおよびアメリカ陣営諸国の軍隊の、南ベトナム、ラオス、カンボジアからの完全かつ無条件で、早急な撤退、インドシナ諸国民の真の自決権の尊重をアメリカ政府に要求するため、極力行動をつよめるよう訴える。

【朝鮮の労働者・人民との連帯の宣言（一部省略）】

総評議会は、国の自主的平和的再統一を早めるため、一九七一年四月に朝鮮民主主義人民共和国が出した八項目の提案を歓迎し、支持する。

総評議会は、南北朝鮮赤十字の会議を、南北朝鮮間の障壁をとり払う第一歩であり、国の再統一に道を開くものであるとして歓迎し、会談にかんする朝鮮民主主義人民共和国の正当な立場を全面的に支持する。

総評議会は、これらの会談の進捗を妨害するためにアメリカ帝国主義とかいらい政権が南朝鮮でおこなっている新しい挑発と策謀、ならびに朴正熙一味による南朝鮮労働者と人民への弾圧の強化を激しく非難する。

総評議会はすべての労働者と労働組合にたいし、アメリカ帝国主義者を即時全国的に南朝鮮から撤退させるための活動を一だんとつよめ、また日本軍国主義者がアメリカ帝国主義者の支援をえて、ふたたび南朝鮮に侵入しようと計画しているのを阻止し、「国連の朝鮮統一復興委員会」を解散させ、南朝鮮かいらい一味を国際的にいっそう孤立させるようよびかける。

婦人労働者の諸問題に関する第三回世界労働組合会議

七二年四月二五～二八日にプラハで開催され、七二カ国二〇〇名の代表が参加し、わが国では総評と中立労組によって実行委員会が組織され準備にとり組んだ結果、団長山本まき子（総評）、事務局長粕谷照美、団員弥永昌子（全日自労）、門間フミ（繊維労連）、森山真弓（全建労）、仁木ふみ子（大分高教組）の六名の代表団が出席した。会議の目的は①各国婦人労働者と労働組合の現状、闘争の交流、②一九六四年開催の第二回会議で採択された「働く婦人の経済的・社会的・文化的労働組合権利憲章」の補足・修正であった。会議の基調報告は「生活労働条件改善・あらゆる形の差別反対・婦人労働者の職場と社会における新しい権利をめざす労働組合運動の当面の任務」と題し、チェコスロバキア労働組合中央評議会書記マリー・カグレロバがおこなった。会議が採択した文書はつぎのとおり。①婦人労働者の経済的・社会的・文化的労働組合権利憲章、②インドシナに関する決議、③すべての国ぐにの労働組合と労働者にあてたアピール。

炭鉱・鉱山労働組合インタナショナル第六回大会

大会は、七二年五月一二～一七日ソフィアで開催された。大会には三六カ国四一労働組合組織六五〇万労働者を代

表する代議員一一〇名、来賓三三名が参加し、わが国からは炭労から茂木英樹（北海道地本、組織・教宣部長）、加藤幸治（北岩登川労組組合長）、田島幹二（太平洋労組組合長）の三名が出席した。大会の主要議題は、①経済的・社会的要求をみたす目的ですべての段階における炭鉱・鉱山労働者ならびにその組合を統一するための、また科学・技術革命を考慮して労働組合の任務を拡大するための闘争。独占、新植民地主義、帝国主義に反対し、社会進歩、労働組合の諸権利、自由、民族独立、民主主義ならびに平和をめざす炭鉱・鉱山労働者の戦闘的連帯（報告者、A・フランティーニ書記長）、②炭鉱・鉱山における職業安全ならびに衛生をいっそう確保するための炭鉱鉱山労働者の統一闘争と労働組合の任務（報告書K・シュラプカ書記）、③炭鉱以外の鉱山における労働者の状態と、その生活・労働条件をめざし、開発途上国の地下資源を収奪する多国籍企業と帝国主義者に反対するたたかい（報告者、L・デルフォセ執行委員、インタナショナル鉱山委員会議長）であった。大会が採択した決議はつぎのとおり。①全世界の炭鉱・鉱山の労働者と労働組合に対するアピール、②C・W・ジェンクスILO事務総長宛の手紙、③ベトナムとインドシナに関する決議、④ニクソン大統領宛の電報、⑤中東情勢に関する決議、⑥南アフリカ諸国の人種差別政策に反対する決議、⑦スペイン、ギリシャ、ポルトガルの愛国者へのメッセージ、⑧朝鮮の労働者・人民への連帯決議、⑨安全・協力討議集会招集のための発起人会にたいするメッセージ、⑩アンジェラ・デーヴィスの逮捕と不当裁判に対する抗議決議、⑪ポルトガル植民地の人民・労働者への連帯決議、⑫全キプロス労働者連盟への手紙、⑬ヨーロッパ安全保障会議招集の支持決議。

大会は新役員として議長ヤン・レスィリオ・フランシニ（フランス）ほか副議長四名、書記一名をふくむ一六名の新執行委員を選出した。

青年教員問題に関する国際教員会議

「青年教員の問題とその解決に果たす労働組合の投割」を議題とする国際教員組合会議は七三年六月六～八日ブダペストで開催された。主催したのは世界教員組合連盟、アメリカ教員総連合CEA、コロンビア教員連盟、フランス全国中等学校教員組合、ギニア全国教員組合、モロッコ全国教員連盟、ドイツ民主共和国教員労組、ソ連教育・科学労組で構成する国際教員組合協力委員会ITTCPであった。会議にはユネスコ、世界労連、アメリカ教員総連合、アラブ教員組合連盟をはじめとする七つの国際団体をふくめて五五団体から九八名の代議員と三名のオブザーバーが参加し、わが国からは日教組代表の参加はみなかったが、在日朝鮮人教職員同盟からソン・ギュ・ヨン副議長をふくむ四名の代表が出席した。

2　国際自由労連系の諸会議

国際自由労連第五二回執行委員会

七一年六月二九～三〇日にジュネーブで開催され、わが国からは全逓の下村義美（第一代理委員）が出席した。会議は①六月二四～二六日にジュネーブで開催の同労連世界経済会議の結論を承認し、この会議で採択された声明と活動方針を同労連の政策にとりいれるこ

とを決め、②東パキスタン問題については、民政と民主的政治が回復するよう東パキスタン問題の早期政治的解決のためにパキスタン政府に書簡を送るよう書記長に指示し、③「人種差別とたたかう国際行動年」に関する決議を採択し、そのなかで加盟組合に対して人種差別をおこなっている南アフリか諸国への移民を思いとどまらせるようアピールし、④ラテン・アメリカの労働組合情勢について討議し、⑤国際労連（ＷＣＬ）書記長との数回にわたる会見およびＩＴＳとの協力体制改善のためにとった措置について書記長の報告を聴取し、⑥国際自由労連第一〇回世界大会を七二年七月にロンドンで開催することを決定した。

なお会議の席上ブイター書記長は九月一日からオランダ地方自治体の首長に就任するよう要請されているとの理由で辞意を表明した。執行委員会はこれを受諾するとともに、各組合に後任書記長の指名を要請、後任者の選出決定のために七月二二日ブリュッセル本部で財政一般目的小委員会を開催することを決めた。

国際鉱山労働者連盟　ＭＩＦ第四一回大会

大会は七一年七月一九～二三日にロンドンで開催された。大会には一九国、二二組織一四二万五〇〇〇人労働者を代表する八一名の代議員と三名のオブザーバーが参加し、わが国からは加盟三組織（炭労、全鉱、全炭鉱）のうち全鉱の佐藤副委員長が出席した。大会は①スペインに関する決議、②労働組合ニュースの普及に関する決議、③炭鉱、鉱塵問題に関する決議、④多国籍企業に関する決議、⑤南アメリカにおける労働組合教育に関する決議を採択したほか、鉱山政策小委員会で採択された①鉱山政策に関する勧告、②炭鉱以外の鉱山における（地下）労働時間問題に関する決議、③炭鉱産物についての国際通商協定に関する決議、⑤国際労連（ＷＣＬ）書記長との数回にわたる会見およびＩＴＳとの協力体制改善のためにとった措置について書記長の報告を聴取し、⑥国際自由労連第一〇回世界大会を七二年七月にロンドンで開催することを決定した。

なお会議の席上ブイター書記長は九月一日からオランダ地方自治体の首長に就任するよう要請されているとの理由で辞意を表明した。執行委員会はこれを受諾するとともに、各組合に後任書記長の指名を要請、後任者の選出決定のために七月二二日ブリュッセル本部で財政一般目的小委員会を開催することを決めた。

国際鉱山労働者連盟　ＭＩＦ第四一回大会

大会は七一年七月一九～二三日にロンドンで開催された。大会には一九国、二二組織一四二万五〇〇〇人労働者を代表する八一名の代議員と三名のオブザーバーが参加し、わが国からは加盟三組織（炭労、全鉱、全炭鉱）のうち全鉱の佐藤副委員長が出席した。大会は①スペインに関する決議、②労働組合ニュースの普及に関する決議、③炭鉱、鉱塵問題に関する決議、④多国籍企業に関する決議、⑤南アメリカにおける労働組合教育に関する決議を採択したほか、鉱山政策小委員会で採択された①鉱山政策に関する勧告、②炭鉱以外の鉱山における（地下）労働時間問題に関する決議、③炭

国際運輸労連第三〇回大会

七一年七月二八～八月六日にウィーンで開催され、約四五〇人の代議員ならびに来賓が参加し、わが国からは中川新一、増田栄助（国労）、中江昌夫（動労）、馬淵忠雄（全日通）、菅生福治（都市交）、小竹直隆、船山龍二、北岡孝義（交通公社）、歌川勝巳（日航）、河野新介、木畑公一、平秀夫（海員）、岸哲利（ＩＴＦ東京事務所）など一二三名の代表が参加した。

主要議題は①規約改正、②活動報告、③運輸政策、④動議、⑤加盟費、⑤役員選挙で、①については大会を四年ごとに開催するという原案が否決されて従来どおり三年ごとにひらかれることになった。大会は国労、動労、都市交の共同提案である「日本の公共運輸労働者のストライキ権」に関する決議をはじめ、「労働時間」「多国籍企業」「船および乗組員に対する破壊と攻撃」「争議行為」「東ベンガル問題」などについての決議を採択した。

役員選挙では書記長にＣ・Ｈ・ブライスが再選され、わが国からは海員の木畑公一が執行委員会に、国労中川、海員木畑が正評議員に、動労中江、海員平が副評議員に選出された。大会中に開催された新執行委員会は、辞任したデュービー会長（スイス）とカズンズ副会長（イギリス）の代わりに、ブレヒトル会長（オーストリア）なら

びにクルンカー副会長（西ドイツ）を選出した。

国際自由労連アジア地域組織第三三回執行委員会

副委員長が正委員として参加したほかに、同盟より相原正雄国際局長、新垣修、全逓の新井規久、初岡昌一郎が、また国際自由労連東京事務所から落合事務所長が出席した。委員会が開催地をソウルに選んだのは、同時期にここでひらかれたアジア労働大臣会議に出席のアジア各国労働大臣とのあいだに頂上会談を企画したためであった。委員会は書記長報告、七二年度予算、国際自由労連アジア労働大学提出のアジア労働教育五カ年計画に対する教育委員会の報告を承認した。またアジア労働大学とアジア地域組織事務所の移転ならびにアジア連帯基金創設の問題については、七二年開催予定のアジア地域会議で討議決定することになった。委員会は九月二八日～一〇月一日にソウルで開催されたアジア労組円卓会議の成果を集約するとともに、また、最近のアジア労働情勢について検討した結果、ＡＦＬ＝ＣＩＯやドイツ労働総同盟などを背景とした活発な対アジア活動により、国際自由労連アジア地域組織の影響度がうすくなっていることを反省し、その運動の危機を認めるとともに、その要因になっているアメリカ・アジア自由労働協会（ＡＡＦＬＩ）や西ドイツのエーベルト財団の活動を非難した内容をふくむつぎの決議を採択した。

【決議（要旨）】

第三三回執行委員会は／自由な労働運動の国際的情熱と指向が次第に色あせ、その反対に先進国からの潜在的に競合する一国的機関に支持された開発途上国の労組向けプログラムが展開・拡大されていることに憂慮をもって注目し、自由な国際的労働運動の統一と権威の再確認のみがこのような事態の進展を喰いとめることができると信じ／このような趨勢は自由な労働運動によって調整されないかぎり開発途上国の自由な組合の〝バルカン化〟をもたらす危険を認識し／自由な労働運動の統一、権威、国際的性格を保持し、強化することを保証する有意義かつ効果的措置をとることを国際自由労連と国際産業別組織に呼びかける。

アジア労働組合円卓会議

国際自由労連のアジア地域組織の二〇周年記念行事であるアジア各国労組円卓会議は七一年九月二八日～一〇月一日にソウルで開催された。開会式にはＩＬＯ事務総長が出席して挨拶をおこない、アジアの経済発展と社会進歩における労働組合の役割の重要性を強調した。会議はアジアにおける過去二〇年の活動を点検して、今後の活動方向をさぐるために討論をおこない、その結果を「今日におけるアジアの労働組合」として総括した。会議には国際自由労連本部、国際農園関連労連、国際金属労連、ＩＬＯアジア地域事務所の各代表、国際自由労連アジア地域組織第三三回執行委員会出席メンバー（日本を含む）のほか、同盟重枝書記長らが出席した。

国際自由労連・国際産業別組織合同婦人委員会第二五回会議

七一年一〇月一一～一二日東京で開催され、国際自由労連、オランダ労働総同盟、ドイツ労働総同盟、スエーデン全国労連、イスラエル・ユダヤ人労働総同盟、国際金属労連、国際繊維被服皮革労組同盟の各代表とならんでわが国からは同盟多田とよ子、全逓秋山咲子、および伊賀崎栄子（国際繊維被服皮革労組同盟代表）が参加した。このほか国際自由労連アジア労働大学主催のアジア労組婦人セミナー（九月二七日～一〇月二五

日、東京開催）の出席者全員と同盟の婦人対策部員がオブザーバーとして出席した。会議の議題は、①活動報告、②夜間労働、③家族計画と婦人の地位、④婦人労働者の法的ならびに実際上の保護、⑤婦人労組活動家のあいだのコミュニケーションなどであった。

国際自由労連第五三回執行委員会

会議は七一年一〇月二二日ブリュッセルにて開催された。会議までに加盟組織から新書記長候補としてドイツ労働総同盟のオット・ケルステン、フランスの「労働者の力」（FO）のロジェ・ルエ、シンガポール労組会議のC・V・デバン・ナヤの三名が提出されており、席上FOはルエを候補からとりさげたが、執行委員会は新書記長の任命を次回の七二年一月の会議にもち越すことを決めた。会議はまた第一〇回世界大会の準備と、スペイン、ガーナ、インドネシアなどの労働組合情勢について討議し、とりわけスペイン問題については、マドリッドとバルセロナのストライキ労働者に対する官憲の発砲により労働者が死傷した事件に関し、国際金属労連と共同でILOに提訴することを決め、これらの労働者に対する全面的連帯を表明する決議を採択した。

アジア労働大臣・労組幹部会議

第七回ILOアジア地域会議の機会に七一年一二月一一日テヘランでアジア一一国の労働大臣、労働省幹部とアジアの労働組合、国際自由労連ならびに同労連アジア地域組織の幹部との非公式会議がひらかれた。討議は経済開発のための結社の自由の重要性、経済開発への労働者参加、決定レベルに労働運動を参加させる地域政策の必要性などをめぐっておこなわれ、席上アジア地域組織の書記長マツールは、地域の賃金政策および最低賃金制の必要性を強調した。

国際金属労連IMF第二二回世界大会

七一年一〇月二六～二九日にローザンヌで六〇カ国四〇〇名以上の代表、来賓の出席のもとにひらかれ、わが国からは同労連日本協議会福間議長以下四八名の代表員が参加した。会議では本部書記局から、①一般報告、②アジア・アフリカに関する報告、③ラテン・アメリカ、地中海に関する報告、④青婦人労働者、職業訓練問題についてなどの報告や、各産業別部会の報告がおこなわれ、つぎの決議が採択れた。①軍縮および世界平和に関する決議、②独裁体制下の労働者への支援に関する決議、③発展途上国に関する決議、④多国籍企業に関する決議、⑤経済・社会問題に関する決議、⑥民主化に関する決議、⑦労働・自然環境に関する決議、⑧婦人労働者に関する決議、⑨外国人労働者に関する決議、⑩青少年に関する決議、⑪スペインに関する決議。役員改選では会長にオット・ブレナー（西ドイツ）、書記長にイーバ・ノーレン（スエーデン）がそれぞれ再選された。

国際自由労連第五四回執行委員会

会議は七二年一月一四日ブリュッセルでひらかれ、ドイツ労働総同盟DGBの国際部長オット・ケルステンを七月の世界大会まで書記長代行に選出した。なお世界大会の承認をえてケルステンは正式書記長に就任するものと予想されている。

国際自由労連第五五回執行委員会

会議は七二年三月八～九日にブリュッセルでひらかれ、わが国からは同労連副会長の滝田実同盟顧問が出席した。

会議は七月一〇日～一四日ロンドン開催の同労連世界大会の討論

の基礎となる方針案「未来の挑戦と国際自由労連の課題とプログラム」を準備した。この文書は人権と労働組合の諸権利の侵害、自由な労働組合強化の必要、開発途上国における労働運動の責任などを検討し、多国籍企業の発展に対する労働組合の対応、産業上・経済上の民主主義を達成するための運動、国内と国際レベルでの貧富のギャップなどについて考察している。またそれは失業と潜在失業の増大を自由な労働運動と平和を達成するたたかいとに対する挑戦だとし、以上の分野における国際自由労連の行動の優先順位について提案している。

他方会議は、国際通貨危機の拡大とその雇用ならびた経済成長に対する悪影響についてのべた経済社会委員会の報告を聴取し、国際通貨問題に関する同労連の作業グループがひきつづき事態の検討をおこなうことについて合意をみた。会議はまた、労働者の参加状況について加盟組織から受けとった回答を編集した報告書の刊行を書記長に指示するとともに、六月ストックホルム開催の国連人間環境会議に提案する同労連の声明を採択した。

国際労連の指導者との最近の会合に関するケルステン書記長(代理)の報告を聴取したのち、会議はこの組合とのILOでの協力の問題を討議したが、ILO理事選挙では国際労連との協力は不可能であるとの結論にたっし、独自の準備を進めることを決定した。

最後に執行委員会は六八年いらい経済・社会・政治局長であったヘリバート・マイヤーを新たに書記次長に任命した。

【参考資料】 (1)世界労連東京事務所「世界労働組合運動」、(2)世界労連日本出版協会「世界労働組合運動」、(3)国際自由労連東京事務所「自由労連通信」、(4)「IMF日本協議会」、(5)「総評新聞」、(6)「同盟新聞」、(7)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(8)I.T.U.C.C., Trade Union Meeting——Informations and Documents (9)M.I.F., Information, (10)F.S.M. Booklet——International Trade Conference of Mineworkers.

X　農民運動

概要

概要　□**農業情勢と農民運動の動向**——／不況・減反・不作による農業生産の低下／農林予算にみる総合農政／**農民運動の大勢**——農業破壊に反対する多様な運動分野／農民組合五十周年と全日農の大会延期／米価闘争／食管制度をめぐる運動：米の統制廃止をめぐる運動／米価訴訟／乳価その他の価格運動：乳価運動／麦価その他の価格運動／農産物輸入自由化反対運動：果実／畜産物／コンニャク等／土地取上げ反対運動：三里塚(成田)空港建設反対闘争／北富士その他軍地基地反対闘争／その他の土地闘争／農地増税反対運動／公害反対運動／出稼農民・農村労働者の運動／**農民団体その他**——全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全国農民同盟／全日本開拓者連盟／全国出稼組合連合会／農村労働組合連合会

一、米価はじめ各種農産物の価格要求運動は一九七〇～七一年にひきつづき七二年もほぼ同様な展開をみせた。とくに七二年産米の価格運動は三年据置き後はじめて六%アップの成果をあげた。米価訴訟も続行された。

一、食管制度を守る運動は、労働組合・消費者団体と農民団体の提携によって広範な大衆を動員した。

一、農産物輸入自由化反対運動は、とくに果樹作農民の間に活発におこなわれた。

一、政府の土地取上げに対し、農業と生活を守る農民の抵抗は鋭い反権力地域住民闘争の性格を帯びてたたかわれた。成田新国際空港建設に反対する三里塚・芝山の農民闘争は、強制代執行をめぐって死者を出す流血事件まで引き起こしたが、政府・公団の空港開設予定はまたまた延期となった。北富士演習場返還闘争は忍草入会組合の提起した土地賃貸再契約拒否運動が結実して県有地三八〇〇へクタールの全面返還が実現した。しかしなお種々な問題を残している。このほか、ミサイル基地・新幹線建設などにともなう土地取上げ反対運動も起こった。

一、市街地区域内の農地に対する宅地並み重税課徴に対し、中

央・地方にはげしい反対運動が起こり、少なくとも一年間は、この重税課徴を骨抜きにする成果をあげた。

一、海と空気と土地を汚染し破壊する企業公害に対する農漁民の反対運動がこの年とくに多発した。

一、出稼農民や農村労働者の運動もしだいに発展する動きを示した。

1　農業情勢と農民運動の動向

1　農業情勢と農政の動向

不況・減反・不作による農業生産の低下

一九七一～七二年の日本農業は、七〇年夏にはじまる経済不況の深化、時を同じくして開始された米の生産調整措置と、これに重なって七一年の天候不良による農作物不作という、いわば〝三重苦〟によって大きな打撃をうけた。

まず農業生産の面でみると、一九七一年度の農業総合生産指数は前年度にくらべ五%の減少を来たし、なかでもとくに豆類と雑穀（一八%）・米（一五%）の減少がいちじるしい。米の著減は政府の実施した減反政策と、北海道・北日本を中心とした冷害とによるものであり、豆や雑穀その他の著減は（野菜を除き）作付面積が減少したうえ、天候不順が大きくひびいたためである。このように耕種部門がいくつかの悪条件のため大きく後退したのに対し、畜産部門は五%の増を記録したが、しかしこれまで農業生産全体の増加をリードしてきた牛乳生産が前年度比わずか一%の増加にとどまったことは、〝成長農業の主役〟たる酪農の停滞現象を示すものとして注目されねばならない。明治乳業の異質脂肪混入に典型的に示された〝うそつき食品〟に対する消費者の不信と牛乳消費伸びなやみ、飼料高・乳価安による酪農家の生産意欲の低下、とくに地価・飼料価格・労賃上昇による都市周辺酪農の全面的衰退は戦後はじめての「酪農危機」を到来させ、当の酪農民のみならず行政当局をも不安におとしいれた。

経済不況は、七一年夏いらいの円変動相場制への移行の影響と重なって、農村周辺労働市場に変動を及ぼし、農民の兼業労働部面における労働条件を悪化させた。一九七一年一一月二六日にひらかれた地方農政局長会議の報告によれば、主要農村地域でおよそつぎのような状況が摘記できる。すなわち、東北地方では、農家の出稼ぎ求職は前年比一〇～一五%増加したのに対し、求人は製造業関係で二五～二八%減、また高年齢者を避けて年齢制限をつける企業がふえている。関東地方では、弱電器・繊維関係企業の生産縮小・人員整理がおこり、新規採用の取消しと一時帰休制の採用があり、とくに中高年齢層と婦人への労働力需要が弱まった。また農村への工場進出は六九年をピークに減少傾向をたどっている。北陸地方では、繊維・金属食器等輸出関連中小企業の多くが生産縮小を余儀なくさ

れ、一般に求人数は求職数を上回っているものの、求人数は前年比一一%低下して兼業農家の就労に影響を及ぼしている。出稼ぎ就労先では残業と日曜就労が減り、雇主の仕度金支給を廃止するものがふえた。東海地方では、中小企業が季節工の雇用打切り、就業時間短縮などをやり、兼業農家の労賃収入に影響を与えている、等々。

農業生産が全般的に低下し、兼業労働条件が悪化したうえに、七一年には工産物価格と農産物価格の開差、いわゆるシェーレ現象が明確に現われ、この面でも農業所得は低下をまぬがれなかった。農林省の一九七一年度「農家経済調査」(概算)によれば、同年度の全国平均一戸当り農業所得は前年度に引きつづき七%低下した。これは前年度(四%)の減少率を上回る減少であった。この主たる原因は、米の生産調整と米価据置き、それに不作および野菜価格低落などにある。農業所得の減少にかかわらず、農家所得が前年比一二%増を記録したのは農外の兼業収入の増加によるのであった。不況下、労働条件の悪化にかかわらず、労賃収入がそれをカバーしうるほど増加したためである。

このように、七一～七二年の日本農業は、一九六八年をピークとする生産増加傾向が一転して低下傾向をたどるなかで、農民層の一部上層農家——といっても、せいぜい小企業的性格の家族経営にすぎない富裕農家——の増加をともないながら、中下層農家の全般的減少という分化傾向を強め、同時に、中下層のみならず上層農家にまで及ぶ賃労働兼業化という形で農民層のプロレタリア化(下向分解)をひろげつつある。しかし依然としてそれら大多数の農民家族の完全脱農はなされないまま、半ば農民・半ば労働者という兼業形態の維持を余儀なくされているのである。

農林予算にみる総合農政

一九七二年度一般会計予算一一兆四七〇四億円のうち、農林関係予算は一兆二九九九億円で、前年比二〇%の増であった。一般予算にくらべると増加率は若干低いが、「景気浮揚と国民福祉」をキャッチ・フレーズにした大型予算の枠内で、農業団地の育成・野菜対策・自由化対策など、いくつか目新しい〝総合農政〟の特色がみられたのは事実である。ではその中味はどうか。

食糧管理費五二〇〇億円のうち、食管特別会計への繰入れがその六五%を占めているが、これは主として米会計の赤字埋めに使われ、米から果樹・畜産への転換をとなえる総合農政にとってはなんのプラスにもならない。目新しい「高能率生産団地の形成」に組んだ予算は三三〇億円で、後ろむきの食管予算にくらべるまでもなくごく少額で、これでどれほどの「生産の組織化と再編成」が達成されるのか、農業経営と土地所有の壁の前でどこまで効果をあげうるか、大きな疑問というほかはない。野菜対策は団地構想とならんで農林予算の〝目玉商品〟といわれたが、価格安定費四二億円という少額ではその効果は疑わしい。肉牛対策・果樹対策といっても、輸入自由化と輸入枠の拡大でますます大量に流入する外国農産物の前に後退をつづけている部門にどれだけの支えになりうるか。日米通商交渉や両国首脳会談でオレンジなどアメリカ側関心三品目の自由化は見送られたものの、輸入枠は拡大された。新全国総合開発計画や新都市計画の進展で農地と水と労働力が農業部面から急速に奪われ、公害のひろまっている現実の前に、この程度の総合農政の財政的裏付けではどこまで農業破壊が防ぎきれるか、現

状糊塗的な農政に終始するほかあるまいとみられている。

2　農民運動の大勢

農業破壊に反対する多様な運動分野

長期経済不況のなかでも進行をやめない産業の重化学工業化、その波に侵蝕され後退し荒廃する農業を防衛する農民運動は、米価その他の農産物価格運動、食管制度を守る運動、農産物輸入自由化反対運動をはじめ、空港・軍事基地建設による土地取上げに反対する運動、あるいは農地課税反対運動など、多様な分野にわたって展開された。このほか、出稼者や農村労働者の運動などがあり、さらに、公害に反対し土地と海を汚染と破壊から守ろうとする農漁民の運動がある。このような多面的な運動の展開は――それが実質的にどの程度の農民を動員し、どれほどの成果をあげたかを問わないとすれば――いずれも直接間接に農業・農村を破壊し荒廃させつつある資本と政府に対して向けられており、農民運動の一般的沈滞がつづくなかで、時には鋭い反独占・反権力闘争の切先をみせている。とくに既成運動組織の指導の枠をのりこえ、自然発生的ともみえる地域住民運動のなかに現実の厚い壁に体当りして農民の窮状からの脱却をはかろうとする新しい運動の芽がみとめられる。つぎにこれら各分野の農民運動を概観してみよう。

米価はじめ牛乳・麦・葉たばこ・芋類等の価格要求運動は、前年にもひきつづき全日農など農民団体と農協など農業団体によっておこなわれた。この期の特徴的な動きとしては、米生産調整と三年つづきの生産者米価据置きにたまりかねた農民の不満がうっ積して、米価審議会や政府にむけての要求運動が近年にない高まりをみせたことである。その結果、米過剰・生産調整という困難な情勢のもとではあるが、とにかく六%程度の値上げを獲得した。

米価闘争と並んで大きな盛上りをみせたのが農産物輸入自由化・輸入枠拡大反対運動である。一九七一年、アメリカ経済の悪化・ドル支配体制の動揺・IMF体制の破綻を機に、アメリカ政府の対日農産物輸入自由化の圧力が一段と高まり、何回かの日米通商交渉においてオレンジ・果汁・牛肉等の自由化が切迫した。これらはいずれも、米に代わる選択作物として政府の生産奨励の対象となっているものである。農民組合と農協・農業会議所は一致して強く自由化に反対、中央と地方に相ついで「自由化反対・危機突破」農民大会がひらかれ、政府等各機関への陳情要請がくりひろげられた。これらは多数の農民を動員し、その抗議行動はそれに相当する効果をあげたことは事実であるが、しかし大会開催→要求決議→当局への陳情と圧力、というこの行動様式は、当局の拒否にあった場合に農民要求を貫徹する力とキメ手を欠いており、反独占農民運動が農協中心の農政活動に埋没しているという従来の趨勢をぬけでることはできなかった。

これら主として既成団体に指導される運動にくらべると、土地取上げに反対し、農地の軍事基地化に抵抗する農民の運動は、しばしば既成革新団体の指導の枠をのりこえ、あるいはまったく組織の

ない空白地帯の地域住民によって自然発生的に展開され、激しい反権力闘争の性格をもってたたかわれた。すでに六年越しの抵抗となった成田新空港建設反対運動は、流血の抵抗をくりかえして政府・公団の七一年六月開港計画をまた延期させた。開港延期はこれで六度目であり、政府・公団の国際的信用が問題視されるに至り、また建設投資の利潤実現がはばまれて経済的影響もひろがっている。

入会地奪還・米軍基地反対を叫んで忍草入会組合を中心に長年たたかいつづけてきた北富士の農民は、一九七二年七月二八日、ついに土地賃貸再契約の拒否によって民有地一〇〇ヘクタールと県有地三八〇〇ヘクタールの全面返還を実現した。これは演習地全体の半ば以上におよぶ面積で、ベトナム戦場に直結している北富士の米軍演習にとって重大な制限となる。まだ返還されない国有地とともに、県有地再契約の交渉が政府と県当局との間に進められており、問題は残っているが、それで一応、二二年ぶりに入会地の「解放宣言」を実現した運動の成果は大きい。

このほか、青森県・車力村のミサイル基地反対闘争、群馬県における上越・関越新幹線建設反対闘争など、局部的かつ端緒的であるが、農民を中心に反権力・地域住民闘争が生起した。

政府の進める新都市計画・新全国総合開発計画にもとづく工業コンビナート建設は、農漁民から土地と海と空気を奪い企業公害をまきちらす企てとして各地の農漁民・市民一体の反対運動をよび起こした。青森・むつ小川原、鹿児島・志布志湾、高知・臨海工業化地帯、広島・呉湾等各地で農漁民は反対同盟を結成し、漁船をつらねた海上デモなどの形態で運動をつづけているのが注目される。出稼者や農村労働者の運動も、問題の大きさにくらべるときわめて不十分ではあるが、前年にひきつづき展開された。

農民組合五十周年と全日農の大会延期

一九七二年四月九日は、日本農民組合創立の五十周年記念の日に当たる。全日農は四月一〇日、東京・全国町村会館ホールに全国から組合関係者二五〇余名を集め記念の集会を催した。半世紀の農民解放戦で倒れた貴い犠牲者を追悼し、運動の功労者を表彰し、五〇年前の日農創立当時を偲んだ。会場のとなりには農民運動資料展がひらかれ、組合旗や物故者の手紙などが展示された。なお法政大学大原社会問題研究所はこれを後援し、所蔵の日農総本部看板はじめ多数の資料を展示した。

全日農は七一年一〇月一二日、全国都道府県連書記長会議を開催、二四名の書記長およびその代理が参加してそれぞれ組合の実態を報告し合い、今後の活動について討議した。また中央常任委員会は第一四回全国大会を一二月一・二両日、東京・全逓会館で開催することを決定し準備を進めたが、その過程で府県連への代議員割当て問題について大会準備委員間に意見の不一致が生じ、大会は延期された。不一致の問題点は、①組合員数一〇〇〇名未満県連は代議員一名、②これを超えるものは二〇〇名増すごとに一名を加える、という原案に対し、これは一〇〇〇名未満の小県連の利害と意思を正当に反映しない非民主的選出方法であるからこれを改め、組合員数の比例代表制にもとづき選出さるべきだ、との反対意見と代案が提出されたことにある。原案を提出した本部多数派は、この選出基準は前回の第一三回大会で決定された方針にもとづくもので、大会決定に違反することはできないと主張して譲らず、さらに右の反対意見が『赤旗』の「主張」（「全日農大会代議員の選出基準の民主化について」七一年

一一月一七日または一九日付）に発表されたことから、これは政党の「大衆団体に対する不当な干渉・介入」であると反発し（『農民新聞』七一年一二月五日付）、問題はいっそうこじれた。結局、中央常任委員会・大会準備委員会での意見一致をみることができず、無期延期となった（この問題についての詳細は、前記の二機関紙の記事のほか、同じく『赤旗』七一年一二月二六日および七二年三月三日付記事を参照）。

1 米価闘争

全日農の要求米価と闘争方針

一九七二年五月九日、全日本農民組合連合会（全日農）は米作十県および七二年産米価格要求等について討議し方針を確認した。さらに同一五日、全日農は全農総連（全国農民総連盟）・全農同（全国農民同盟）・開拓連（全日本開拓者連盟）など七団体と懇談、昨年同様米価要求について共闘することで意見の一致をみた。五月二四日、全日農は食管対策特別委員会をひらき、要求米価を六〇kg当り一万四八二〇円（一五〇kg当り三万七八六〇円）と決定した。算定要領は従来と同じく、八〇%バルクラインによる生産費・所得補償方式で、昨年度要求価格にくらべて八・七%アップであった。

六月一九日、全日農など農民諸団体は同月二六日「中央総決起大会」をひらく予定で準備を進めたが、佐藤首相の退陣声明によって米価審議会の開催が新内閣成立後になるものと予測されるに至り、大会は延期した。

農協中央の米価運動

七二年五月一五日、全国農協中央会（全中）は農協米穀対策中央本部常任委員会で、七二年産米要求米価を生産費・所得補償方式、六九年来採用の八〇%バルクラインによると決定し、さらに同月二四日、右の方式による要求米価を一万一八六三円（前年比一〇%高）と決定した。なお全国農業会議所も全中と同じ要求米価を採用した。

六月五日、全中は都道府県農協中央会農政担当部課長会議をひらき、地元選出議員に対するハガキ要請文送付や署名集めなど具体的運動方針を決定した。六月二三日、全中は東京・武道館に農協組合代表者一万二〇〇〇人を集め「要求米価実現全国農協代表者大会」を開催した。大会は、七二年産米価に関する決議、米穀政策の確立に関する決議の二件を採択した。本年の大会が、ここ数年来全中の招集してきた「農協会長大会」でなく「農協代表者大会」と改められたのは、米価三年据置きにより農民の不満が大きくなり情勢がきびしくなったことに対応して、全組合員の意向を結集するためとられた措置である。

なお、全中の大会に先立ち全国農業会議所は六月一三日、東京・久保講堂に一三〇〇余名の代表を集め「四七年産米価要求・基本農政確立全国農業委員会代表者大会」を開催、米価要求ほか五項目の対政府要請を決めたのち、関係方面に陳情団を派遣した。

七月二四～二六日、東京・農林省分室でひらかれた米価審議会は、①政府諮問案通り生産者米価三・〇三%アップはやむをえない、②三年据置きを考えると政府案は不十分である、と両論を併記した答申をだし、また政府売渡し価格について十分検討せよ、という意

見をつけた。米審開会中、会場前には全日農・全農総連など農民団体代表が連日多数つめかけ、米価値上げを米審委員に訴えた。

七月二九日、政府・自民党折衝の結果、基本米価二万二三八四円（前年比五・〇六%増）に銘柄奨励金一二〇億円を加え、一五〇キロ当り生産者米価は名目上前年にくらべ六・一二%アップとなった。全日農や全中など大幅引上げを要求してきた団体は、三年据置き後の米価値上げとしてはまったく不十分である、として抗議声明をだした。

地方における米価闘争　六月三日、新潟県五泉市・市民会館において「米価要求・三市中蒲農民総決起大会」がひらかれ、参加者二五〇〇名は要求米価を決議し、大会後市中をデモ行進した。同月七日、富山市・県民会館において「要求米価実現富山県農協代表者大会」がひらかれ、一三〇〇名の代表が参加した。この種の大会は各地でひらかれたが、主なものはつぎのとおり。

六月一三日、宮城県農協米対本部主催で、県下六地区において「要求米価地区大会」。各会場にそれぞれ一〇〇〇名以上参集。

六月一七日、長野県「農協代表者大会」、一八〇〇名参加。

六月一九日、石川県「要求米価貫徹石川県農民大会」、金沢市・中央公園、一万二〇〇〇名参加。

六月二〇日、宮城県、仙台市・西公園にて「要求米価実現宮城県大会」、一万名参加。

六月二二日、北海道・東北農業対策協議会主催「要求米価実現北海道・東北農協代表者大会」、一四〇〇名参加。

2　食管制度をめぐる運動

(1)　米の統制廃止をめぐる運動

物統令適用除外反対運動　政府は一九七一年一一月から消費者米価を物価統制令の対象品目から除外する案件を審議する米価審議会懇談会（米審懇）を九月に開催する予定で準備を進めていたが、農民・消費者・労働者諸団体の反対運動が盛り上がったので、ついにその開催を七二年一月まで延期した。すでに七一年七月一五日に開催された全日農第六回中央常任委員会は、米の物統令適用廃止と政府の買入れ制限に対する反対闘争の方針を決定したが、物統令適用廃止問題については、食管連（食管制度を守る全国連絡会議）を中軸に、一〇〇〇万人反対署名運動と教宣活動が展開されてきた。

七月一六日、食管連は幹事会を開催、九月米審開催期を目標に、いっそう強力な反対闘争を推進することを決定した。そして九月六日開催の「食管連関東ブロック会議」を皮切りに、東海ブロックの会議、さらに北海道・東北・北陸・関西・中国・四国・九州各地区のブロック会議をひらき、物統令適用廃止反対、米買入れ制限措置反対運動について討議を重ねた。

九月一七日、全日農・全農総連・日生協など五団体は農林省当局に対し、①消費者米価を物統令適用から除外しない、②米の買入れ

制限はせず全量を買い入れる、③物統令除外措置案は正式な米審で審議せよ、などを申し入れた。さらに二一日、東京・全日通労働会館で全国代表者会議をひらき、重ねて要求事項と運動方針を確認し赤城農相に対し要請をおこなった。米審懇は二二日の開催予定が同日延期と決まった。

農民・労働者・消費者団体共闘集会　関西地区各府県の食管連・全日農・総評その他消費者団体や農協労働組合は一〇月一六日、大阪市東区の国民会館で「米の物統令廃止に反対し日本農業を守る関西決起集会」を開催した。約二〇〇〇人の代表が参集し、①物統令適用除外反対、②買付け制限・押付け減反反対、③食糧の外国依存反対、食糧自給確立、④近郊農業をつぶす農地の宅地並み課税反対、などの六件を決議した。この集会後、街頭デモ行進に移り、参加者は市民に協力を訴えた。

一九七二年一月二〇日、東京九段の農林省分室で米価審議会懇談会が開催された。これより先、食管連・全日農・全農総連等は政府当局や米審委員に向けハガキ・電報などにより、あるいは面談して反対の陳情をつづけた。反対署名は二〇〇万にたっし、また府県町村の地方議会の反対決議は一一二件におよんだ（一九七二年一月一九日までの集計）。米審懇談会の当日、食管連ほか諸団体から約二〇〇〇名が会場中庭に坐りこみ、物統令適用除外反対、物価値上げ反対を各米審委員会にアピールした。これら反対運動にかかわらず、赤城農相は一月二一日、記者会見の席上、物統令適用除外措置は四月一日より実施すると政府の決意を表明した。

米生産調整反対運動　一九七二年二月二九日、全日農・全農総連・全農同・開拓連・全出稼連（全国出稼組合連合会）の農民五団体は、東京・久保講堂に「日本農業を守る全国農民総決起大会」を開催、全国から約一五〇〇人の農民代表が集まった。大会は、①生産者米価引上げ、食糧管理法完全実施、②農地の宅地並み課税反対、③農産物輸入自由化反対の三議案を討議可決し、大会宣言を採択して散会した。このあと、参加者全員は国会と政府各省関係当局および各政党に要請行動をおこなった。

日農新潟県連は一九七一年一〇月二九日、県下の米作農民六九九二名による米の買入れ制限行政不服審査請求が却下された後も、引きつづき県当局に交渉をおこなった。七二年二月一八日には、亘県知事と大衆交渉をおこない、請求却下に対し抗議しその責任を追及した。また四月一六日、新津市・第一小学校体育館において「農業危機突破四・一六新潟県民総決起大会」を開催し、米生産調整反対、生産者米価要求、農家の固定負債たなよげ、などの要求を決議、大会終了後、参加者三〇〇〇名は市内デモ行進に移った。

福島県農民団体会議は七二年四月一五日、福島市立福祉センターにおいて県下農民五〇〇余名を集め「福島県農業危機突破総決起農民集会」を開催した。

(2) 米価訴訟

食管法違反米価訴訟　全日農が政府の生産者米価据置きに対して、これは食糧管理法に違反する措置であるとして「大衆闘争を基礎に全農民を結集した抗議闘争と追加払いを要求するたたかいを広く展開する」と声明し、その一環として農林大臣を被告とする行政訴訟を提起したことは本年鑑第四二集三九

七ページで記したとおりである。一九七〇年一〇月の第一回行政訴訟公判以来七二年二月一二日まで八回の公判がおこなわれた。

この間、全日農は米の買入れ制限に対する行政不服審査請求闘争に取りくむ一方、七一年七月一四日、各県訴訟弁護団担当者を集めて「米価訴訟全国弁護団会議」を開催し、行政訴訟の闘争の強化をはかった。

地方における米価訴訟　一九七〇年一二月、日農新潟県連に所属して米価損害賠償請求を裁判所に提訴したが、これにつづいて、福島・福井・群馬の農民が提訴にふみきった。七一年一〇月四日に全日農岡山県連傘下の農民三二六名は二〇三二万円の損害請求訴訟を岡山地裁に提訴した。また同じ日、茨城県連の農民一八七名も水戸地裁に同趣旨の請求を提訴した。

七一年六月一日、新潟地裁民事部の米価訴訟第一回公判当日、新潟県連所属の農民約六〇〇人は県庁前に集合し「低米価抗議・裁判勝利決起集会」をひらき、政府の農業破壊・米価据置き措置に抗議した。

3　乳価その他の価格運動

(1)　乳価運動

乳価交渉　一九七一年四月、飲用向け生産者乳価は一kg当り三円引上げの線で全乳対（全国乳価対策協議会）と大手乳業メーカー間に意見の一致をみた。しかしその後、乳業メーカーは、①値上げの時期は五月二六日からとする、②乳質の悪い生乳は買わない、と主張し、これに対し生産者団体は、値上げは五月一日からにせよと迫り、さきの交渉妥結内容の解釈をめぐって交渉が再開された。しかし五月一七日、乳業メーカー側と中央酪農会議代表との交渉は両者の意見が食いちがったまま不調に終わった。

全中の要求乳価と運動　七二年三月九日、全中理事会は七二年度の畜産物要求価格と対政府要請事項を決定した。その内容は、①加工原料乳保証価格は現行より五〇・八%高の一kg当り六七円九銭以上とする、②飲用原料乳取引き平均価格は現行より四三・三%高の八五円二〇銭以上とする、③豚肉安定基準平均価格は現行より一五・二%高の三八四円とする、等であった。

三月二七日、東京・久保講堂において全中主催の「乳価・豚肉価格要求全国農協代表者大会」が開催された。大会には約一三〇〇人の代表者が参集、さきに理事会の決定した乳価・肉価要求のほか、畜産物の輸入抑制、飲用乳価対策等畜産政策確立に関する諸案件を決議した。大会後、代表団は農林・大蔵両省と各政党本部におもむき決議の実現方について要請した。翌二八日から二九日にかけて、代表団二～三〇〇人は自民党や畜産振興審議会に向け陳情活動をおこなった。

農林省は畜産振興審議会の答申を受けたあと、自民党との折衝をおこない、三月三一日、七二年度の畜産物政府支持価格を決定、四月一日より実施するむね告示した。

全日農その他の運動

日本酪農政治連盟は三月二四日、東京・日消ホールに約六〇〇人の酪農民代表を集め「全国酪農民代表者会議」を開催した。大会は、①原料乳保証価格の大幅引上げ、②飲用向け原料乳価は物価・労賃の上昇に見合うよう引き上げよ、など五項目の要求を決議し、関係方面への要請行動をおこなうことにした。

全日農は中央酪農会議など四団体と共同して三月二九日、畜産振興審議会酪農部会に対しつぎの諸項目の実現を要請した。

(1) 政府決定価格の算定に当り、家族労働の評価は都市製造業一〇〇人規模事業所の労働時間を採用せよ。

(2) その他生産費は実情に応じて評価せよ。

(3) 価格支持限度数量は加工原料乳の全量を対象とせよ。

(2) 麦価その他の価格運動

七一年産麦価運動

一九七一年六月二〇日、米価審議会が麦価審議のために東京・農林省分室において開催された。当日、全中は小麦・ナタネ主産県中央会・経済連会長会議をひらいたが、その散会後、代表団は米審会場におもむき、赤城農相や小倉米審会長らに「生産費を補償する麦・ナタネ価格」の決定を要求した。代表団はそのとき、大蔵省と各政党に対して陳情した。また同日、全農総連や全日農など農民団体代表も関係方面に要請行動をおこなった。

六月二〇日、米価審議会は政府買入れ麦価を前年比三・九一%高とする諮問案どおりに認めて答申、政府は二三日、これを閣議決定した。

七二年産麦価運動

一九七二年六月二〇日、米価審議会が麦価審議のために東京・農林省分室において開催された。当日、全中は小麦・ナタネ主産県中央会・経済連会長会議をひらいたが、その散会後、代表団は米審会場におもむき、赤城農相や小倉米審会長らに「生産費を補償する麦・ナタネ価格」の決定を要求した。代表団はそのとき、大蔵省と各政党に対して陳情した。また同日、全農総連や全日農など農民団体代表も関係方面に要請行動をおこなった。

六月二〇日、米価審議会は政府買入れ麦価を前年比三・九一%高とする諮問案どおりに認めて答申、政府は二三日、これを閣議決定した。

葉たばこ価格運動

七二年度のたばこ耕作面積を審議するため、七一年九月二八・二九の両日、たばこ耕作審議会がひらかれた。全国葉たばこ共闘会議はこの両日にわたり、北島専売公社総裁や川野審議会長に対し、国産葉たばこの長期生産計画、災害補償制度の改善など五項目の要求について要請した。審議会は耕作者代表委員の反対によって答申をまとめることができず延期となった。

一〇月一八・一九日、たばこ耕作審議会が再開され、結局、政府諮問案どおりの答申がおこなわれた。この両日、全国葉たばこ共闘会議は前回と同様、要請活動をくりかえした。

共闘会議はこの年一二月一五日、東京・日消ホールで「葉たばこ価格大幅引上げ要求全国農民大会」をひらいた。大会には全国から約五〇〇人の耕作者代表が参加、葉たばこ価格大幅引上げ要求など四件を決議したあと、大蔵・農林両省に代表団による要請をおこな

った。共闘会議はまた翌一六日からひらかれた葉たばこ価格審議会にむけて要請活動をくりかえし、北島専売公社総裁らから価格を引き上げるむねの回答をひきだした。

一二月一四日、東京・全共連ビルの講堂において、「全国たばこ耕作組合大会」が開催された、約二五〇人の組合長が参加したこの大会で、葉たばこの政府収納価格を現行一kg当り六二一円九〇銭から一〇%引き上げよ、という要求が決議された。大会代表者団は、前記の審議会にむけて要請活動をおこなった。

葉たばこ価格審議会は会期を二日延長して開催、一九日、政府に対し、七二年産葉の収納価格は総平均一kg当り六七〇円一九銭（前年比七・七%アップ）とする、という答申をおこなった。これは政府諮問案（前年比五・三六%アップ）を若干上回る価格であった。

いも・でんぷん価格運動

一九七一年一〇月六日、東京・全共連ビルのホールで全中主催「芋・でんぷん主産道県農協代表者会議」がひらかれた。参加者一五〇名、つぎの諸項目を決議した。①生産費にもとづき再生産確保のできる七一年産いも原料基準価格、でんぷん等政府買入れ基準価格要求に関する件、②いも・でんぷん総合対策の確立に関する件。

これらの要求をもって代表団は政府関係方面に陳情をおこなった。翌六日以降も代表団は衆院農林水産委員会いも・でんぷん小委をはじめ政府当局に要請をつづけた。

飼料値下げ要求運動

七一年夏以降、円の変動相場制移行により輸入飼料価格は値下りしたが、全購連は同年一〇月一日、配合飼料価格をトン当り平均一〇〇〇円値下げした。しかし畜産農民の値下げ要求はこのあともつづけられた。全国農協畜産団地連絡協議会は一一月二四日、飼料問題研究会をひらき、飼料価格再引下げの要求を決定したのち、代表は全購連や農林省に対しこの要求をもって陳情した。地方でも、茨城や静岡などの畜産団地農協主催「エサ値下げ要求大会」が開催された。

4　農産物輸入自由化反対運動

(1)　果実輸入自由化反対運動

グレープフルーツ輸入自由化反対

一九七一年六月三〇日、政府はグレープフルーツの輸入自由化を実施した。全日農・全農総連など農民諸団体は一致して政府に対する抗議声明を発表した。七月二日、全中は青果対策中央本部委員会をひらき、グレープフルーツ自由化決定の撤回と補償要求、温州ミカンの対米輸出拡大要求などを決定、翌日、ミカン主産県農協代表を中心に自民党に陳情した。

七月二三日、全中は全販連・日園連（日本園芸農協連）等果樹作関係生産者団体と共催して「果樹農業危機突破全国生産者大会」を開催した。東京・共立講堂に愛媛代表ほか二三〇〇名が集まり、①アメリカ温州ミカン輸入解禁州の拡大、オレンジ・果実自由化絶対反対を内容とするグレープフルーツ自由化に関する件、②果実価格安定基金制度、学校給食・需要拡大要求をふくむ果樹農業基本政策の確立・強化に関する件、を満場一致で決議した。大会終了後、代表

団は自民党および政府関係省当局にむけ陳情した（この大会については、一部本年鑑第四二集四〇四ページに記した）。

さらに八月一七日、全中は政府・自民党に対し、アメリカ政府のドル防衛緊急対策八項目の発表に対応して日本政府が円平価切上げを回避するため輸入自由化措置をとると決定したのに対し、これを白紙還元すべきであると申し入れた。

農産物自由化反対全国農民団体協議会の結成

一九七一年八月四日、全日農は全農総連などと協議し農産物輸入自由化に反対するための全国組織を結成させ、この組織によって統一行動を具体化してゆく方針を決定した。

八月三〇日、全日農・全農総連・全農同・開拓連・中央労農会議の五団体は代表五〇〇名を集めて「農畜産物自由化反対全国農民団体統一中央行動総決起大会」を開催し、①「農産物自由化反対全国農民団体協議会」の結成、②農産物輸入自由化絶対反対、等を決議し、散会後、参加者は関係政府各機関に要請活動をおこなった。

オレンジ・果汁等自由化反対運動

オレンジ・果汁の輸入自由化に反対する生産者団体の中心である日園連は、七一年八月二三日、東京・農協ビルにおいて「自由化阻止会長会議」をひらいた。会議は、①オレンジ・果汁は絶対に自由化しない、②グレープフルーツ自由化による被害果樹に対する具体的補償措置、③果樹作農家の体質改善策の早急実施要求、など数項目を確認したあと、政府・自民党に陳情した。

一二月二四日、東京・農協ホールに、全中はじめ全販連・全購連・日園連・全開連・全青連・全酪連・中酪会議など九団体の代表約八〇〇人が集まり、「オレンジ・果汁、牛肉、雑豆等自由化・輸入拡大阻止全国生産者大会」が開催された。この年八月、日米経済閣僚会議で、アメリカ側はオレンジ・果汁・牛肉の関連三品目の輸入自由化を強く主張し、日本側の拒否にあったもののその主張をかえず、日本側はオレンジ・子牛の輸入枠拡大等の点で譲歩した後である。さらに七二年一月、サンクレメンテにおいて開催が予定されている日米首脳会談では、再びこれら自由化要求がニクソンから持ちだされると予想されている時期に、危機感を深めている果樹・畜産農民を結集して自由化反対の気運をもりあげようと、右の大会が開催されたのである。

大会は、農畜産物輸入自由化絶対阻止を決議し、また「日本農業を壊滅に追いこまんとする米国政府の態度を非難し、同時に小麦・大豆などの農産物の輸入削減、輸入先変更を実施すべきである」という特別決議を採択した。さらに大会は、七二年一月の日米首脳会談の時点まで、県段階における自由化阻止大会の開催、各政党および県当局への要請、地元選出議員に対する文書・ハガキ・電報等による陳情活動の実行等を確認した。大会後、参会者は一三班の代表団を組織し、政府・各政党に決議文と宣言文を手渡し、要請行動をくりひろげた。翌二六日には自民党を中心に同様の要請をくりかえした。

七二年一月、サンクレメンテで日米首脳会談がおこなわれ、予想どおり、アメリカ大統領や商務・農務長官らが関心三品目の自由化を強く主張したとの報道がつたわると、全中は宮脇朝男会長の名でアメリカ政府・議会筋関係機関に電報を送り、自由化反対の強い意見を表明し、もしアメリカがあくまで三品自由化を固執するならば、現在アメリカ産品が輸入の圧倒的部分を占めている濃厚飼料（トウ

モロコシ・グレーンソルガム等）の一部輸入先変更の措置をとることもありうる、との意向をつたえた。結局、アメリカ政府首脳はこの時点で三品自由化強行は政治的に不利であるとの判断に立ってその主張を一時とりやめた、と伝えられた。しかし、畜産物・果実・小麦等の輸入枠拡大については一そう強い関心を示し、外国農産物の輸入増大は必至の情勢とみて、わが国の農民は危機感をふかめ、つぎのように、反対運動は各地方に広がっていった。

地方における果実グレープフルーツ自由化反対運動

愛媛県――七一年七月一日、県および青果連・経済連・農業会議等の団体は愛媛県なつみかん緊急対策本部（本部長は白石知事）を設置し、自由化反対の抗議運動を展開した。七月一三日、松山市・市民会館ホールに果樹作農民代表二五〇〇人が参集、「グレープフルーツ自由化対策緊急生産者大会」をひらき、政府の自由化措置に抗議した。

和歌山県――農協中央会・果実連・経済連の三団体は九月四日、有田市・市民会館に一〇〇〇人の農民を集め「果樹農業危機突破和歌山生産者大会」をひらいた。また一一月二九日には、県農協会館ホールに「オレンジ・果汁・牛肉等の自由化・輸入拡大阻止和歌山県生産者大会」を開催、参加農民三〇〇人は自由化反対の決議をし、関係方面に陳情した。

山口県――県カンキツ振興協議会は八月七日、萩市・市民会館において農民約一〇〇〇人の参集を得て「山口県夏カン危機突破生産者大会」を開催した。

神奈川県――県農協中央会・柑橘農協連共催の「カンキツ危機突破神奈川県生産者大会」が九月一四日、箱根観光会館に八〇〇人の果樹作農民を集めてひらかれた。同大会実行委員会は一四日以降も県知事や地元選出国会議員に陳情をつづけた。

右のほか、熊本県果実連による「緊急果樹代表者抗議大会」が六月三〇日に、また七月一二日には九州各県農業団体代表委員会が開催された。広島県でも八月一九日、「果樹農業危機突破広島県大会」が開催された。

(2)　畜産物輸入自由化反対運動

中央における畜産物自由化反対運動

七一年七月二一日、全中は佐藤首相ほか関係大臣に牛肉輸入自由化反対を要請したにかかわらず、首相は二七日の円対策八項目を検討する対外経済政策推進関係懇談会の席上、牛肉の輸入自由化を促進するよう指示した。

全国肉用牛協会は八月四日、東京・九段会館で「牛肉自由化反対総決起集会」をひらいたが、三〇〇名の生産者代表は「農民不在の農政」に抗議し牛肉自由化絶対反対を決議し、宣言を発した。散会後、代表団は自民党および関係省庁に陳情した。

全中は八月六日、農協畜産・酪農両対策中央本部合同委員会をひらき、牛肉自由化阻止・養鶏経営対策などの要請事項を決定、農林省と自民党に陳情した。

八月三一日、東京・日比谷公会堂において農協系七団体は全国から約二〇〇〇人の代表を集め、「牛肉等自由化反対全国生産者大会」を開催した。大会は、「農業を輸出産業の犠牲にするな」「自由化絶対反対」のスローガンをかかげ、①特産物の自由化阻止、②牛肉・畜産加工品の自由化阻止、の二件を決議、さらに為替変動相場制実施による円切上げ回避のもとでの自由化拡大に対する対策、農業危機に関する特別決議をおこなった。

日本酪農政治連盟は八月二五日、東京・赤坂プリンスホテルに酪農民代表五〇〇人を集め「酪農製品自由化反対全国酪農民代表者大会」を開催、酪農製品の輸入自由化絶対反対と酪農近代化基本対策の即時樹立に関する決議案を可決し、散会後、代表団は各政党・関係政府機関に陳情した。同連盟は一二月二四日にも会議をひらき、牛肉自由化阻止を申し合わせ、いっそう強く反対運動を展開することを確認した。

前記の農畜産物自由化反対全国農民団体協議会は、結成後とくに活発な運動を展開することはなかったが、一二月二五日、全日農・全農総連・開拓連の四団体代表は全中代表と会談し、オレンジ・果汁・牛肉の輸入自由化、輸入枠拡大、関税率引下げ阻止等反対運動について意見を統一し、また生産者米価引上げ、政府買入れ制限反対等についても意見の調整をおこなった。これら各団体の運動によって、アメリカ側関心三品目の自由化は阻止されたが、オレンジ・果汁について政府は一二月一七日輸入枠拡大を決定した。

地方の農畜産物自由化反対運動

日米通商交渉にともなう農畜産物の輸入自由化、輸入枠拡大が必至とみられる状勢のもとで、中央ならんで地方でもつぎにのべるような生産農民の反対の動きがあった。

北海道――北海道全農連主催「農畜産物自由化阻止・農業危機突破全道農民大会」は帯広市・市民会館で全道より代表一九〇〇余名の参加を得て開催。大会は、政府の意図する肉・雑豆・デンプン・チーズなど自由化対象品目はいずれも北海道の重要産物であり、あくまで自由化を阻止することを確認し、散会後農民の市中デモ行進があった。

長野県――一一月二九日、全日農長野県連など県下二二労農団体は長野市・市民会館で「農畜産物自由化反対・食糧自給確立・長野県農業を守る県民大会」を開催した。参加者約一六〇〇名、散会後代表団は県知事に要請行動。七二年二月一九日、長野県上伊那地区で、また二月二〇日、飯伊地区で、それぞれ「農業危機突破農民大会」がひらかれた。

宮城県――一〇月一七日、全日農・農協政治連盟や消費者団体は仙台市で「農畜産物の輸入自由化反対・米と出かせぎ・いのちを守る県民総決起大会」をひらいた。参加者約五〇〇人、大会は対政府一二項目、対県知事一項目の要請決議案を可決、終わって市中デモ行進。

三重県――八月二八日、津市で「農畜産物輸入自由化反対・三重県農民代表者集会」がひらかれ、約二〇〇人参加。

(3) コンニャク等輸入自由化反対運動

コンニャク自由化反対運動

一九七一年一〇月にひらかれた日米貿易経済委員会を前に、農林省は自

由化候補品目にハム・ベーコンのほかコンニャクをあげていることが生産者を刺激し、主産地の群馬県その他で自由化反対の動きが活発となった。

八月一八日、全国コンニャク生産者組合は東京・全共連ビルに群馬・茨城・埼玉各県から約五〇〇名の農民の参加を得て「全国コンニャク自由化反対生産者大会」をひらいた。大会は、コンニャク自由化は山村の生きる道を奪い、政府の過疎対策にも逆行するものであると絶対反対を決議、宣言を採択して閉会した。そのあと、代表団は自民党総合農政調査会に陳情、また今後も反対運動をつづけることにした。

これより先、八月一二日、群馬県コンニャク生産協会は県下の農協代表を集めて緊急対策会議をひらき、全県的自由化阻止運動の展開につき協議した。同月一六日、県農協中央会・経済連共催の「県生産者大会」がひらかれた。参集した約一〇〇〇人の農民は、自由化反対、価格支持制の確立、生産と流通の合理化の推進などを決議、一七日以後代表団が上京して連日関係方面に要請することを決めた。九月四日には、同県下子持村役場と農協共催「コンニャク自由化反対・子持村総決起大会」がひらかれた。参加者約五〇〇名。

いも類自由化反対運動　一九七一年八月七日、北海道で「貿易自由化阻止・北海道農業危機突破全道農協代表者大会」がひらかれ、馬鈴薯類とその加工品の輸入自由化反対が決議された。

八月二四日、鹿児島市で「農業危機突破緊急鹿児島県農協組合長大会」がひらかれた。参加者約三〇〇人。

5　土地取上げ反対運動

(1)　三里塚(成田)空港建設反対闘争

妨害物除去強制執行阻止闘争　一九六六年七月、政府が千葉県成田市に新国際空港建設を決定してから、三里塚・芝山地区農民を中心とする反対運動が起こり、そのはげしい抵抗は国内的国際的視聴を集めてきた。本年鑑はこれまでその運動の推移を追ってきたが、以下は一九七一年七月以降約一カ年の主要な動きの記録である。

一九七一年七月一五日、千葉地方裁判所は三里塚・芝山連合反対同盟から申請されていた「占有権妨害禁止等仮処分命令」を却下し、空港公団申請の第一六地点(一および二番地下壕と農民放送塔)の「妨害物排除」仮処分を全面的に認める裁決をおこなった。

空港公団は、しばしば延期したのち最後の時点として予定した七一年四月開港が反対運動のためまたまた延びたため、七二年六月をぎりぎりの開港予定日と決め、それに必要な措置として、第一六地点の物件強制撤去にふみきったといわれる。七一年七月二六日未明、千葉県警を主軸に、埼玉県警や警視庁機動隊など約二三〇〇名に守られて公団作業員・職員三六〇名が現地に出動した。反対同盟側は支援の学生・労働者らとともに前夜から第一六号地点に集結して徹夜警戒態勢にはいった。二六日未明には農民と家族約五〇〇名、支

援団体員約一五〇〇名が集まり、地下壕には農民がたてこもった。
公団側はブルドーザー・パワーショベル・レッカー車など四〇台を使用してバリケードを破壊し地下壕と放送塔の取りこわしにかかり、農民・学生らは糞尿・火炎ビン・ダイナマイトや竹槍をもってはげしく抵抗、各地で大型土木機械や機動隊の警備車が炎上した。少年行動隊は放送塔前に坐りこみ機動隊に抗議した。また第一六号地点周辺の建設作業飯場数棟が炎上した。この間撤去作業は進められ、深夜までに放送塔やバリケード・拠点小屋などが撤去され、地下壕内に約二〇〇名の農民を残したまま、公団側は強制執行終了を宣言した。この日の衝突で、負傷者は警官二七四名、公団職員八名（警察本部調べ）、農民・学生二二一名（反対同盟調べ）と多数にのぼり、公務執行妨害と凶器準備集合罪現行犯による逮捕者は一七九名であった。

翌二七日早朝より公団側および機動隊による地下壕取りつぶし作業が進められ、午後一時すぎまでに十数名の農民を穴から掘り出したが、北原鉱治反対同盟事務局長ら七名が最後まで壕にこもって抵抗したため作業は翌日まで持ちこされ、二八日も同様作業を継続したが午後三時、地下壕に立てこもる農民を残したまま作業は中止となった。二九日、反対同盟は駒井野団結小屋前の広場において五日間の闘争について報告集会をひらき、地下壕から出てきた農民を交えて、あくまで空港建設を阻止する決意を表明した。

第二次強制代執行阻止闘争

一九七一年六月一二日、千葉県収用委員会は空港公団の申請した（三月三日付）緊急裁決に関して、「土地所有者は八月一二日までに明け渡すこと、空港公団はこの期限内に物件所有者に対し仮補償金を支払うこと」という裁決を下し、同日付で関係者にこれを通告した。この間、収用委員会は前後九回にわたり公開審理をおこなったが農民側と対立を深めるばかりで、審理は進展しなかった。反対同盟は実質的な審理もなしに裁決したのは不当であると抗議声明を発した。

八月一三日、空港公団は友納千葉県知事に対し、四〇〇〇メートル滑走路（A滑走路）を中心とする第一期工事区域内の反対同盟農民の住居・農地・共同墓地など一〇件、二・六ヘクタールの土地物件の強制代執行を請求した。こうして再び公団・県・機動隊と反対派農民・支援団体の激突は避けられぬ形勢となった。八月一九日、七月の地下壕抵抗で全国指名手配をうけ警察に逮捕されていた北原事務局長ら二名の同盟幹部が釈放されて反対運動に復帰した。

七一年九月一六日、県当局は六〇〇〇人をこえる多数の警察機動隊とともに第二次代執行を開始した。反対同盟は老人行動隊から少年行動隊まで家族ぐるみの総動員で駒井野・大清水・東峰・天浪等の拠点にたてこもり、支援の学生・労働者も二〇〇〇名をこえ、北総台地は再びはげしい攻防戦の舞台となった。

この日、午前六時三〇分、警備本部が空港公団分室内に設置され、その直後、天浪団結小屋に代執行官と機動隊が到着して代執行が宣言された。七時すぎには成田社会党委員長らの「一坪運動用地」に代執行開始。七時五五分、木ノ根団結小屋の二メートル余のバリケードをショベルカーが破壊、機動隊二〇〇〇人が突入して、坐りこんでいた野良着姿の農民八〇人と少年行動隊員四〇人をゴボウ抜きで排除した。木原実社会党代議士が「代執行の手続きに不備あり」と公団分室責任者に抗議したが拒否された。このころ、各所で代執行官・機動隊員と彼らの行動を阻止しようとする農民・学生・労働者

との間に流血の衝突がくりかえされ、八時一五分すぎ、神奈川県機動隊一箇小隊がゲリラ部隊の襲撃にあって壊滅、福島小隊長が死亡した。九時、千葉県代執行責任者川上紀一副知事は「死亡事故までの捜査をうけた。午後四時すぎ、最大の拠点といわれた駒井野団結小屋の厚さ一メートルのコンクリートで固めた地下壕も機動隊によって占拠された。ただ大木よねさん宅の一地点は最後まで残った。

九時一五分、駒井野団結小屋に機動隊が突入した。一〇時三〇分「侵略・差別と闘うアジア婦人会議」松岡洋子代表ら一三名が東京・空港公団を訪れ「代執行即時中止」を申し入れたが、拒否された。一一時すぎ、天浪団結小屋のバリケード撤去が始まった。午後三時すぎ、駒井野団結小屋わきに立てられた一五メートルの「農民放送塔」が大型クレーン車を使って引き倒され、鉄塔上にあった火炎ビンが燃え上がった。塔上にいた一〇余名の農民・学生のうち一人は地上にたたきつけられた瀕死の重傷、四人はやけど傷を負って病院にかつぎこまれた。五時半、地下壕の農民を残したまま、この日の撤去作業はいちおう中止された。

この日、各所に反対派のゲリラ部隊が出没し機動隊の行動を妨害した。前記の小隊長のほかその後二名の機動隊員が死亡した。反対同盟農民と支援学生のあいだにも、重傷一名をふくむ多数の負傷者がでた。この日の流血の事件はUPI電によって世界中に知れわたった。また政府（竹下官房長官）は後藤田警察庁長官に対し「過激派の取締りに一層厳重の措置をとるよう」指示した。政府は、三里塚事件の、近くひらかれる沖縄国会と国会外に起こる大衆行動への影響を重視し、対策を協議した、と新聞報道は伝えた。自民党も野党各党もいっせいに過激なゲリラ活動を非難する談話を発表した。

翌一七日未明から再開された代執行に対し、反対派のはげしい抗がつづけられた。警察側の応援部隊への規制はいっそう強化され、また天神峰現地闘争本部や戸村一作反対同盟委員長宅が警察官の捜査をうけた。午後四時すぎ、最大の拠点といわれた駒井野団結小屋の厚さ一メートルのコンクリートで固めた地下壕も機動隊によって占拠された。ただ大木よねさん宅の一地点は最後まで残った。一六・一七両日の代執行とこれに対する抵抗闘争の結果、警官側に死亡三、負傷一四一、公団側に負傷四名、また農民・学生には負傷一〇、検挙者三八一名にのぼったと警察当局は発表した。

反対派のはげしい抵抗にあって、県・公団は一八日を「休戦日」としたが、大木宅の代執行は二一日と発表した。しかし二〇日、反対派の意表をついて一日早く県・公団は代執行に着手、同盟員と支援学生多数が集合する以前に宅地に坐りこんだ大木さんを排除し、家屋を取り壊した。大木よねさんは「公団や政府の犬らが来たら、おらは墓所とともにブルドーザーの下になってでも、クソぶくろと亡夫が残して行った刀で戦います……」という「戦闘宣言」を門前に貼り出して抵抗した貧農の老婆である。二〇日午後三時、県は第二次代執行完了を宣言した。この日、午後から夜にかけて〝だまし打ち収用〟にいっそう反発した反対同盟農民と支援の全共闘系学生・反戦派労働者ら多数は各所で集会をもち、また夜にはいるとゲリラ部隊の出没で空港建設飯場の建物二七棟が火炎ビンで焼けた。

三里塚闘争の反響

第二次代執行にともなう激烈な抵抗闘争は内外に大きな反響をよんだ。代執行の前後、千葉・茨城その他関東各地、四日市市その他関西各地に労働者や市民による大小の三里塚支援集会がひらかれた。一〇月一日、反対同盟の三ノ宮文男青年行動隊員が「空港誘致が憎い」との抗議の遺書を

書いて自殺した。

一〇月二日、サルトル・ボーボワール・ランズマン氏ら西欧知識人五名が「われわれは成田の農民に完全な連帯を表明し、日本政府はこれら住民にたいする弾圧・暴行・投獄をただちに中止することを要求する……」という「成田闘争を支持するアッピール」を発表した。一〇月一六日には、荒畑寒村氏ら六七名の「私たちは……農民の正義の抵抗を心から支持する。一切の悪の根源は、農民の生活と生産の根拠を暴力的に奪いながら、空港の建設を強行する佐藤内閣にある……」という抗議声明が発表された。

友納千葉県知事は、強制代執行に対する抵抗のはげしさを考慮して、第三次代執行に予定されている共同墓地や住宅は今後強制代執行によらず、話し合いで解決したいと収用の方針を説明した（共同墓地はその後、条件派に変わった関係者と県側の話し合いで収用された）。

平和の塔二周年記念集会

一九七一年六月一五日、成田市の三里塚農民組合と「平和の塔」奉賛会代表は千葉市・労働者福祉センターで友納知事・今井公団総裁らと代替地その他の条件について話し合った。その後、数回にわたり強制代執行に対する抗議と交渉をつづけた。七月四日、奉賛会・三里塚連絡会議・全学連は滑走路の端に立つ平和の塔前で「強制代執行阻止・平和塔建立二周年記念三里塚集会」をひらいた。集会には一五〇〇人が参加した。これらの諸団体は、その後空港反対条件闘争の一環として、開港後の騒音対策完全実施要求と農地・塔移転代替地要求などを中心に運動を平和的に進めた。

六月開港延期とその影響

第二次強制代執行後、警察の反対同盟農民や支援学生に対する殺人罪・凶器準備集合罪嫌疑による検挙がつづいたが、反対運動は根づよくつづけられた。一九七二年三月一二日、成田市・三里塚第二公園と岩山団結小屋に約二三〇〇人の農民・常駐学生・支援団体員らが集まり、反対同盟等一三団体共催の「三里塚 空港粉砕 六月開港阻止 住民集会」がひらかれた。さきに（七一年一二月）公団は「七二年六月開港」を内外の航空会社に通告し、第二次強制代執行後の工事をいそぎ、三月六日からフライト・チェック（飛行審査）をはじめようとしたが、これに対しあくまで開港を阻止しようとする反対派の集会となったのである。反対同盟はA滑走路南端の岩山地区に三四メートルの〝騒音監視塔〟を立てていたが、さらに六二メートルの鉄塔を立て「徹底抗戦」の構えをみせている。

七二年六月になっても、ついに新国際空港の開港はできず、六度目の開港延期となった。開港に必要なA滑走路四〇〇〇メートルは完成したが、それはまだ使用上の安全が保証されていないうえに、必要な設備も未完成で、さらに空港と東京を結ぶ「成田新幹線」の鉄道路線の建設は騒音公害をおそれる沿線住民の反対にあい、美濃部東京都知事も難色を示しているので未着手である。千葉港から空港までのジェット燃料輸送パイプラインの敷設も（六月現在）未完成である。この敷設に対しても住民の反対が障害になっている。

開港延期のために、営業収入のあげられない公団や多数の関連企業の経済的損失が累積しており、さらに土地買収に応じた条件派の農民の困窮が表面化してきた。たとえば、一九七〇年開港と同時に空港公団に職員として就職するという条件で土地を売り渡した芝山町・八街町などの農民二八〇人は、予定の二年後になっても就職できず、そのため東京や千葉方面に出稼ぎに行く者がふえた。手放し

た土地の地価は買収当時の十倍から数十倍に値上がりしているといわれる。また、土地買収に応じた農民が七一年四月を目標にして設立した空港排出のゴミ処理会社（「成田興業」二億二〇〇〇万円投資）は、施設は完成したが営業できず収入はゼロ。同じく七一年四月開港に合わせて施設を完成し職員も採用した「東京シティ・エアターミナル」（東京・日本橋、資本金一二億円、建設費五八億円）も開店休業で、借入金に対する毎月の金利二七〇〇万円の捻出に困っている状態という（以上、開港延期が公団・関連企業や旧農民に及ぼした種々の影響については、庄司敏夫「成田空港開港遅れの損害決算書」、『財界展望』一九七二年七月号による）。

成田地区に新国際空港建設を決定して以来、公団の投下した資本金だけで二〇〇〇億円前後、関連企業その他の投下資本をふくめるとこの金額はさらに巨額になるといわれるが、三里塚・芝山の数百人の農民を中軸とする抵抗にあって、資本はまだ営業利潤をあげることができない。

(2)　北富士その他軍事基地反対闘争

北富士演習場返還要求闘争

一九七一年八月二三日早朝、北富士演習場内県有地に忍草母の会の建てた「第九入会小屋」を強制撤去するため、施設庁職員と機動隊多数が出動した。すでに前日これに備えて忍草入会組合と母の会は金属パイプと有刺鉄線で小屋のまわりにバリケードをつくり、平常の三倍の人員で泊りこんでいた。機動隊が接近するや、母の会渡辺会長ら六名の農婦は白装束の身に自らガソリンをかぶり、警官が接近すれば自分の身体に火を放って抗議するとマッチを手にして待機した。機動隊は消火放水しつつこれに接近し、ついに母の会の農婦をゴボウ抜きにして排除、入会小屋を取り壊した。

翌二四日末明、農民と全学連の学生ゲリラ隊が演習地にはいり、梨ケ原のあちこちにノロシをあげ、これを追う機動隊との間に衝突がくりかえされた。一一時、ゲリラ逮捕をあきらめた米軍は、ゲリラ隊の頭越しに実弾を射撃し演習をおこなった。

同年一一月一四日以降三日間、忍草母の会の農婦は上京して、東京・社会党本部わきにテントを張り、そこを本拠に国会議員への陳情や農民へのアピール文書を配布した。

米軍は一二月七日から実弾演習をおこなう旨予告を出した。当日、安保破棄諸要求貫徹山梨県実行委員会主催の「米軍演習抗議集会」がひらかれ、散会後代表団は富士キャンプ本部に抗議をおこなった。また同じ日、忍草母の会・県労連・社共両党などの呼びかけによる「米軍実弾演習反対・沖縄全面返還・佐藤内閣打倒・国会解散県民集会」がひらかれ、約五〇〇人が参加した。集会は沖縄と北富士の即時全面返還要求を決議し、代表団はキャンプに対し抗議した。予告されていた七日の米軍演習は中止された。

翌八日、忍草入会組合の農民六〇名は演習場内にはいり米軍に対し抗議行動をつづけたが、約一〇〇名の県機動隊の出動によって全員排除された。その後、アメリカ第三海兵団は一〇五ミリ榴弾砲・迫撃砲による実弾演習をおこなった。

土地賃貸再契約拒否運動

北富士演習場用地は総面積六五〇〇ヘクタール（うち、県有地三八〇〇、国有地二一〇〇、民有地六〇〇ヘクタール）で、その賃貸借期間は民法六〇四

条により二〇年間となっており、七二年七月二七日にその期限が切れることになっている。

忍草入会組合・忍草母の会を中心とする北富士演習地返還要求運動は、七二年にはいると、この再契約拒否運動となっていっそう活発になった。安保破棄実行委・社共両党・県労連なども「北富士全面返還」の集会をひらき、関係方面への陳情要請をおこなった。

七二年四月一〇日、忍草入会組合の農民一九名が三月末演習場内の自衛隊舎前につくった「第一五の入会小屋」の増築工事をおこなっていると、富士駐屯陸上自衛隊員約八〇人が駆けつけ「ここは自衛隊の管理地だから小屋を撤去せよ」と警告した。農民たちは「ここはわれわれの昔からの入会地だ、政府も確認している、小屋を建てる権利がある」と突っぱね作業をつづけた。正午すぎ、一五〇人を越える出動服・ヘルメット姿の自衛隊員が押しよせ、隊長の「かかれ」の号令のもとに小屋の取りこわしを始め、柱にしがみついて抵抗する農民たちを屋根から引きおろした。そして「暴行容疑」で現地常駐の学生二人を隊舎に連行し、うち一人を富士吉田警察署に引渡し逮捕させた。この日、増築分は撤去されたが「第一五の小屋」は残った。

「入会小屋」はこの第一五の小屋まで、建てては壊され、壊されては造られ、母の会の農婦三人が交替で泊りこみをつづけ、四月初めからは小屋から反戦放送をおこなってきたものであるが、警察に代わって自衛隊自身が取壊しに出動したのは今回が初めてである。これは米軍から自衛隊への演習場使用転換方針の現われといえよう。入会組合と母の会はこの事実を重視し「北富士の行政は軍事優先になっている。これは軍国主義復活の象徴である」旨の談話を発表した。そして翌一一日、地元選出議員は防衛庁に抗議し、一三日の参院内閣委員会でも野党側は政府を追及した。

七二年四月二二日、忍草入会組合代表は佐藤首相に対し、北富士全面返還の上申書を提出、同月二四日、忍野・新屋・北富士の三入会組合と田辺山梨県知事に対し「賃貸再契約を拒否」するよう要請した。また母の会は知事へ再契約について公開質問状を出した。

五月七日、梨ケ原着弾地にあった「第一の入会小屋」跡で「一粒百万倍種まき集会」がひらかれ、二五〇名の農民と支援団体員が集まった。忍草入会組合・母の会・北富士入会組合・日本婦人会議・婦人民主クラブ・北富士を考える県民の会・全学連・反戦青年委員会・北富士闘争連絡会その他団体の代表が闘争の決意を表明し、「入会権回復宣言」が読みあげられたのち、種まきがおこなわれた。

五月八日、田辺知事は江崎防衛庁長官に対し「北富士演習場県有地は保健・休養の場として必要なので全面返還してほしい。いまのような状態なら国・県間の再契約を拒否する」と申し入れた。田辺知事は「北富士演習場の全面返還と平和利用」を選挙公約にして、革新・保守両派の支援をうけて当選した人であるが、周辺住民の利用を排除して実弾演習をつづけている状態――一九七二年一月から五月一三日までに演習回数一二回、砲弾二六三〇発が富士山めがけて打ち込まれた（『日経』五月一四日付記事による）――こういう状態を黙認しえない立場にある。

田中新内閣成立後も、全面返還・再契約拒否の運動は精力的につづけられた。防衛庁高松施設長官は七月一七日、田辺知事に対し「民有地の大部分と県有地の富士山頂寄りの部分および国有地の一

部計一〇〇〇ヘクタールを返還する」という条件を示し、残りの土地について再契約に応じてほしい、と政府の方針をつたえた。その後、この返還面積を一三〇〇ヘクタールに拡大したが、知事はこれを拒否した。

県有地契約期限切れ

七月二五日、田辺知事は増原防衛庁長官に対し「演習場内の県有地を全面返還するか、あるいは海抜一一〇メートル・ライン以下の演習地返還か」の二案を提示し、二者択一をせまった。他方、防衛庁とアメリカ駐留軍との態度をくずさないため、政府と県側の話合いのつかないまま、契約期限が切れ、法律上空白状態のまま、事実上の米軍による演習地占拠がつづく事態も予測されるに至った。

七月二六日、日米合同委員会は国道一三八号に沿った帯状土地と演習場北端部の計一〇〇〇ヘクタールの民有地を返還すると発表した。二二年ぶりに農民に農民の土地が返されたのである。翌二七日、ついに再契約の話合いがつかず、法律的には県有地の全面返還が実現した。同日午後一一時四〇分すぎから、梨ケ原着弾地に「演習場解放宣言七・二八北富士全国集会」がひらかれ、たいまつをかかげた忍草入会組合・母の会の農民約三〇〇人と東京・神奈川・静岡など各地から総評その他支援団体一二〇〇名が集まった。二八日午後零時、原社会党山梨県委員長が「米占領軍の調達命令で有無をいわさず取り上げられた県有地を、われら自身の手によってついに奪還した」と「解放宣言」を読み上げ、渡辺忍草入会組合長は「これからが全面返還闘争の関ケ原。次は国有地の返還を勝ち取る」と決意を表明した。さらに同日早朝、母の会主催の「梨ケ原奪還・軍用道路切断忍草集会」が梨ケ原でひらかれ、会員は軍用道路を封鎖した。富士吉田市大和ケ原では忍草の農民たちが演習地と静岡県側東富士演習場とを結ぶ軍用道路（タンク道路）をバリケードで封鎖した。しかしこのバリケードは同日夕刻、消防車五台に分乗した山中湖村演習場対策協議会所属の農民らによって撤去された。これは、全面返還よりは有利な再契約をのぞんでいる一部の農民によるものであるといわれ、北富士演習場問題は今後になお大きな懸案を残している。

車力村ミサイル基地反対運動

防衛庁は地対空ミサイルのナイキ・ホーク射撃訓練のため適地調査を進めていたが、一九七一年一〇月、青森県西津軽郡車力村の日本海岸地区に目標をしぼり、成田村長や村議に協力を要請した。一一月初旬、共産党青森県委員会はこのミサイル基地設置計画を暴露し、それ以来、地元農漁民を主体に反対運動が盛り上がった。

同年一一月二八日、車力村の三〇〇人余りの農民は村内の青年研修所で集会をひらき、「ミサイル射爆場設置反対同盟」（会長・坂本満義村議）を結成、一二月四日に「ミサイル射爆場設置反対演説会」を現地で開催し、反対気運を高めた。車力村は戦前の青森県農民運動の伝統ある激戦地の一つであるが、この車力村の基地反対運動は周辺の西津軽郡深浦町・鰺ケ沢町、北津軽郡市浦村・小泊村等各地に波及し、さらに西北漁業振興会や西北五農協組合長会議もミサイル基地反対を決議するなど、運動はひろがっていった。

一九七二年一月一日、鰺ケ沢町の漁民約七〇〇名は「ミサイル基地反対集会」をひらいたのち町内をデモ行進し、射爆場絶対反対を町民に訴えた。また、県農協系諸団体・労組・各政党で組織した「車力村ミサイル射爆場設置反対共闘会議」は一月二九日、車力村中学校グラウンドに約三〇〇〇人の農漁民を集め、「ミサイル射場設置反対大集会」を開催した。集会は、ミサイル設置反対に関する県・水産庁・村長・防衛庁への要請事項を確認、「われわれは本大会を出発点にミサイル反対運動を強化、父祖伝来の農地、漁場、平和で美しい郷土を死守する」というスローガンを採択した。散会のあと参加者は村内をデモ行進した。

このように反対運動が盛り上がるなかで、二月一九日、成田村長は「住民の納得できる周辺整備対策が不十分であった」ことなどを理由に、射爆場設置計画受入れ取消しの意思を表明した。

(3) その他の土地闘争

小笠空港反対運動

静岡県袋井市豊沢地区に、「小笠貨物専用空港」を設置する旨発表した竹山県知事の構想に対し、七一年一二月四日、地元の菩提・神長・宝野・法多・大通りの五部落三七〇戸の農家が「小笠空港建設反対豊沢委員会」（松田正八委員長）を結成し、反対運動の展開を決めた。また袋井市議会も空港設置反対を決議し、県に計画の撤回を申し入れた。なお、空港設置の予定されている地区には専業農家が多く、静岡県の農業改善パイロット事業の指定をうけ、茶園経営の規模拡大・安定化を進めつつあったので、農業破壊に対する農民の反対意思はきわめて強い。

大滝根ダム反対運動

建設省東北建設局は福島県田村郡三春町西方地区に多目的ダム建設の計画を立て、一九七〇～七一年に予備調査をし、七二年五月、同地に大滝根ダム調査事務所を設置した。

同地区の水没予定者約二〇〇人は計画を知って「大滝根ダム建設反対期成同盟」（宗形勝雄委員長）を結成し、七二年六月初め「我々は命をかけて闘う」など書いたプラカードを手にデモをおこない、調査事務所に反対を申し入れ、また三春町当局に陳情した。この間、県の大滝根ダム対策連絡協議会は反対同盟に対し各種の妥協案を示したが同盟はすべて拒否した。六月五日、同盟代表は県庁と郡山市当局にダム建設は水没予定者の死活問題であり、国の一方的計画には絶対反対であると抗議、反対の申入れをした。

上越新幹線・関越高速道路建設反対運動

一九七一年一〇月二五日、全日農群馬県連と県労農会議は建設計画中の上越新幹線・関越自動車道路沿線各地区の地権者や関係団体に呼びかけ、関越・上越新幹線対策群馬県共闘会議」（議長・栗原俊夫全日農県連会長）を結成した。同会議は、被害状況確認のばあいの補償要求、納得できないばあいは杭打ち阻止行動にでるなどの当面の方針を決定した。全日農本部はこれより先、九月二一日、県農協中央会と関越・上越自動車道問題で協議し、地権者・沿線住民の立場に立って当局者と交渉する、全員の納得する範囲で補償要求をだしていく、などの事項で合意した。

同年一〇月初旬、群馬県吉田村の関越自動車対策駒寄地区地権者会（小林駒寄農協長）はその中心線測量に対して反対の意思を表明して

きたが、同地の農協青年部も高速道路は農業にとって百害あって一利なしと判断、同地権者会と一体となって反対行動をとることとなった。

同県藤岡市小野地区の区長会と地権者九〇人は同年一一月末、上越新幹線について協議し「新幹線絶対反対」、「生活のための農地は絶対に手離なさない」と決議し、「上越新幹線藤岡市小野地区地権者会」（鈴木要会長）を結成した。また藤岡市神流地区でも地権者会が結成され、建設反対の運動を展開することになった。

一九七二年三月二六日、埼玉県大宮市にある大宮新幹線対策特別委員会は住民集会をひらき、建設計画撤回のため最後までたたかうことを確認した。また埼玉新幹線対策住民連絡協議会（岡本源司会長）は地域市民や農民約一〇〇〇名の参加をえて大宮小学校に集会をひらき、「新幹線は公害をまきちらし、国鉄の利益にしかならない」と、一致して建設に反対することを決議した。

新潟県六日町小栗山・余川両部落の農民は日農支部とともに七二年六月「農民を犠牲にする関越高速自動車道に反対する会」をつくり、農地や部落を分断する高速道の建設に反対していくことを決めた。

6　農地増税反対運動

宅地並み課税反対運動

一九七二年一月より改正地方税法が実施され、市街地区内農地の宅地並み課税が実施されることになったが、同地の農協青年部も高速道路は農業にとって百害あって一利なしと判断、同地権者会と一体となって反対行動をとることとなった。

同県藤岡市小野地区の区長会と地権者九〇人は同年一一月末、上越新幹線について協議し「新幹線絶対反対」、「生活のための農地は絶対に手離なさない」と決議し、「上越新幹線藤岡市小野地区地権者会」（鈴木要会長）を結成した。また藤岡市神流地区でも地権者会が結成され、建設反対の運動を展開することになった。

一九七二年三月二六日、埼玉県大宮市にある大宮新幹線対策特別委員会は住民集会をひらき、建設計画撤回のため最後までたたかうことを確認した。また埼玉新幹線対策住民連絡協議会（岡本源司会長）は地域市民や農民約一〇〇〇名の参加をえて大宮小学校に集会をひらき、「新幹線は公害をまきちらし、国鉄の利益にしかならない」と、一致して建設に反対することを決議した。

新潟県六日町小栗山・余川両部落の農民は日農支部とともに七二年六月「農民を犠牲にする関越高速自動車道に反対する会」をつくり、農地や部落を分断する高速道の建設に反対していくことを決めた。

宅地並み課税反対運動

一九七二年一月より改正地方税法が実施され、市街地区内農地の宅地並み課税が実施されることになったが、同地の農協青年部も高速道路は農業にとって百害あって一利なしと判断、同地権者会と一体となって反対行動をとることとなった。しかしいよいよ課税実施が目前にせまり、しかもその税率が予想外に高いことが判明するにおよび、中央と地方で反対運動が盛り上がった。運動は首都圏の農業・農民団体が基軸となり、七一年末から七二年三月まで、当局への陳情要請のほか、大会の開催とデモ行進などの形で展開された。七二年二月末現在の市街地化区域農地課税に関する地方税改正条例の状況は、対象七〇九市町村のうち、約八〇%の五六九市町村が可決、残りの一〇三市町村は三月以降に持ち越された。持ち越された市町村の内訳は、否決四、撤回二、継続審議四一、審議中二、未上程六〇市町村であった（『日本農業新聞』七二年三月三日付による）。

まず全中（全国農協中央会）の動きをみると、七一年一二月一六日、東京・農協ホールに六〇〇〇人の代表者を集め、「都市農業確立・農地宅地なみ課税反対全国農協代表者大会」をひらき、「新都市計画法の抜本的改正ならびに同法政令指定に関する特別決議」を採択、代表団は各政党・政府各関係機関に陳情した。翌七二年一月六日には全共連ビルで全中主催「全国都道府県中央会長会議」がひらかれた。また二月一四日には東京・一ツ橋講堂で全国農業会議所と共催の「都市農業確立・農地の宅地なみ課税反対・新都市計画法改正全国農協・農委代表者大会」が開催され、二〇〇〇名の代表が参集した。大会は①市街地化区域内農地の固定資産税・都市計画税・相続税は農地として課税せよ、②市街地化区域内に農業専用地区を設置せよ、等の要求を決定した。さらに三月一三日、全中は全国から代表五〇〇人を招集、「要求貫徹集会」をひらいたあと、地元選出議

員に陳情した。

全農総連は七一年一二月九日、農協ビルで「市街地化区域内農地の宅地並み課税反対代表者会議」をひらき、反対運動の具体化について決定、自民党に要請した。翌七二年二月二九日、全日農・全農総連など五団体は東京・久保講堂で「日本農業を守る二・二九農民総決起大会」を開催、宅地並み課税反対など三件を可決したのち、政府各当局に要請をおこなった。自民党総務会は三月一七日の会合で、①宅地並み課税は七二年度から実施する、②但し果樹・花木その他の作物が都市緑化に寄与するもの、将来緑地として審議会が認めた農地は除外する、③この判定のため市町村長の諮問機関として「農地課税審議会」を設ける、などを決定した。三月二一日、閣議は自民党案を基本的に認め、宅地並み課税は七二年度に関するかぎりかなりの程度実質的に骨抜きとなった。

地方における宅地並み課税反対運動

主な動きを摘記するとつぎのとおりである。

大阪――七一年一一月一八日、東大阪市農協系三団体主催「農地の宅地並み課税反対農民大集会」開催、二五〇〇名参加。同年一二月一五日、府農協中央会主催「農地並み課税反対府農協組合員決起大会」、二五〇〇人参加。一二月二二日、大阪府市長会・町村会合同会議は宅地並み課税の適用延期を決議した。このほか、堺市・吹田市・岸和田市等の農協・農業委員会等が農民大会をひらき、市当局に課税反対を申し入れた。

神奈川――七一年一〇月以降、県下労農七団体は県当局に対し市街地化区域における農業確立を要求して数次の団交をおこなった。農協・農業委員会も県大会をひらき、課税反対運動を展開した。藤沢市農協は一二月二五日「みなし課税反対期成同盟」を結成し、七二年一月一一日に農民大会をひらいた。一二月七日、「相模原市農民大会」六〇〇人参加。同月一〇日、秦野市で「課税阻止農民大会」八〇〇名の農民がデモ。同月一七日「横浜市農民大会」一二〇〇名の農民がデモ。二一日、横須賀市で農民大会。その他、川崎・平塚・座間各市で農民大会開催。

東京――町田市議会は一二月二五日、農民団体の陳情要求をいれて市税条例の一部改正案を否決した。立川市では七二年三月三日、農業団体主催の「宅地並み課税反対農業者大会」がひらかれた。

静岡――駿東郡清水町で二月一八日「みなし課税対策大会」開催(四三〇人参加)。三月九日、静岡・清水地区農政対策協議会主催「静清地区総決起大会」(清水市民会館、一五〇〇人参加)が開催された。

千葉――七二年一月二二日、船橋市農協主催「農家代表者大会」に四五〇人参加。県農協中央会は県文化会館に二〇〇〇人を集め「課税反対農協代表者大会」開催。

長野――七二年一月一四日、塩尻市で「農地課税反対大会」一〇〇〇人参加。二月八日、松本都市圏農協系団体は松本市民会館で農業者大会を開催、一三〇〇人参加。

岐阜――七二年三月七日、岐阜市・市民会館で農協系団体主催の農民大会開催、二〇〇〇人参加。

愛媛――七二年一月三〇日、西条市体育館で「新都市計画法の抜本的改正を要求する東予農民大集会」、参加者一三〇〇人。

福岡――七一年一二月二三日、農協会館で農協系団体主催「市街地化区域内農地の宅地なみ課税反対県代表者大会」開催、参加者七〇〇人。

7　公害反対運動

むつ小川原開発反対運動

一九七一年八月一四日、青森県当局は新全国総合開発計画の一環として三沢市と上北郡六ケ所村を対象とする「むつ小川原開発計画」を発表したが、住民の反発が強く、県議会全員協議会は予定した土地買収の延期を決定せざるをえなくなった。

むつ小川原開発六ケ所村対策協議会は、八月三〇日の検討会において計画に反対することに意見の一致をみた。三沢市北部の関係部落も「北三沢対策協議会」で土地買収に応じないことを申し合わせた。また県漁連も反対を決議した。竹内県知事もこれら反対運動を考慮して九月二五日の県議会で計画の縮小をほのめかすに至った。

一九七二年二月初旬、県当局は当初計画を半減する修正案を発表した。土地買収も予定よりおくれ、ようやく二月一三日から交渉が開始された。三月一九～二二日、六ケ所村「開発反対同盟」の農漁民・市民代表者は茨城県鹿島町をおとずれ公害の実情を見たのち、現地住民と「体験交流集会」をもった。

志布志湾開発反対運動

一九七一年一二月七日、金丸鹿児島県知事は県議会において、新全総の一環としての「新大隅開発計画」試案を発表した。これとほぼ時を同じくして三菱グループ三三社の構成する「三菱開発」が志布志湾岸に石油化学工場など大規模工業基地を建設する意向を明らかにした。これに対し全日農県連・沿岸六漁協志布志湾臨時工業設置反対漁業者協議会・志布志湾公害を防ぐ会など六団体は同年末「志布志湾公害反対連絡協議会」（後藤惣兵衛会長）を結成した。同協議会は七二年一月二二日、串良町・串良小学校校庭に四三〇〇人の農漁民を集め「志布志湾石油コンビナート進出阻止住民総決起大会」を開催、公害企業建設反対を決議した。参加者は大会のあとデモ行進し、金丸知事に決議の趣旨を伝えた。同じ日、「東串良町柏原地区石油コンビナート設置反対期成同盟」（岩重引栄会長）も同地区農漁民・市民約一〇〇〇名の参加のもとに海岸で決起集会をひらいた。この日、海上には志布志・東串良など六漁協から六〇〇隻、宮崎県串間市・串間漁協から二〇〇隻計八〇〇隻の漁船が海上デモをおこない、臨海工業化阻止・公害反対を訴えた。このあとも広範な農漁民・市民の反対運動がつづけられている。

日軽金赤ドロ海洋投棄反対運動

北海道の日本軽金属苫小牧工場れる赤ドロをエリモ岬沖に投棄するがアルミナ生産過程から排出さ漁協は「日軽金 赤ドロ 海洋投棄反対対策協議会」（三好竹男会長）を結成し会社当局に抗議をしてきた。一九七一年九月一三日、札幌市・水産会館において同協議会主催「日軽金赤ドロ海洋投棄絶対阻止全国漁民大会」がひらかれた。北海道の地元のほか東北からも集まった漁民約五〇〇名、大会スローガン「海を公害企業のゴミ捨場にするな」を確認し、散会後大漁旗を先頭にかかげ市中をデモ行進した。

七二年二月二二日、赤ドロ対策協は全国汚水公害対策協議会・北海道漁業団体公害対策本部と共催で札幌市において「赤泥海洋投棄絶対阻止全国漁民総決起大会」をひらき、日軽金への要求、行政当

局への要請事項を決議した。参加した一〇都道府県の漁民代表四七〇人は散会後吹雪のなかをデモ行進した。

高知臨海工業化反対運動

一九七一年九月二一日、高知県土佐清水漁協は土佐清水湾で「高知県漁民大会」をひらいた。参加漁民約一〇〇〇人は宿毛湾岸原油基地建設反対を決議した。同じ日右の大会のあと、土佐清水市民会館に六〇〇余名の漁民・労働者・主婦が集まり「宿毛湾臨海工業化反対土佐清水市民大会」が開催された。

呉湾汚水公害反対漁民運動

広島県漁協と呉湾沿岸一六漁協で構成されている呉湾汚水公害対策協議会（森井忠良会長）は一〇月一六日、「汚水公害撲滅漁民大会」を開催、漁船をつらねて海上デモにより海洋汚染に抗議した。さらに一〇月三〇日には四〇〇隻の漁船に乗った一二〇〇余人の漁民が呉湾海上で「公害企業は即時操業を中止せよ」と叫びデモをおこなった。この日の午後、廃油投棄をおこなったとみられる淀川製鋼所の沖合いで海上漁民大会がひらかれ、のち漁民たちは同社および県・市当局に抗議し「工場を撤去せよ」と要求した。

大分新都市計画埋立て反対運動

大分県佐賀関町の漁民は県当局の進めている大分新都市計画二期埋立工事により稚魚の生息地が奪われるとして工事反対運動をつづけてきたが、七一年一一月一九日、地元漁民は広く町民に呼びかけ「二期計画反対・公害追放の町民会議」を結成した。そして一二月三日、臼杵市風成（この地区の漁民によるセメント工場誘致反対運動については本年鑑第四二集で既報）の漁民支援のもとに、佐賀関港からかんたん港まで一五〇隻・三〇〇人の漁民で海上デモをおこなった。このあと大分市内をデモ行進し、県庁前広場で漁民大会をひらき、のち知事に工事中止を要請した。

千葉ノリ漁場油被害抗議行動

千葉県木更津市の牛込・金田の漁協組合員は、一二月四日木更津沖に流れついた大量の重油で養殖ノリが全滅に瀕していることを知り、抗議行動に立ち上がった。同月一日、京葉シーベース周辺の洋上に二〇〇隻の漁船を浮かべてデモをおこなった。つづいて一五日、代表は第三管区海上保安部に対し、垂れ流し船（明原丸）に対し適切な処置をするよう申し入れた。さらに同月二二日、千葉市・県文化会館に漁民一四〇〇名が集まり「ノリ漁場油被害抗議千葉県漁民大会」をひらき、「海上保安庁の怠慢と厚顔無恥な企業は許せない……」と決議した。

海上交通法案粉砕行動

東京湾・伊勢湾・瀬戸内海に一一航路を設定し、一方航行・速度制限等を規定する海上交通法案に反対して、七二年三月三日、東京・神奈川・千葉の漁民約二〇〇〇名は七二〇隻の漁船に乗って浦賀水道で海上デモをおこなった。また瀬戸内海でも岡山県漁協連の漁民三〇〇〇人が一〇〇〇隻の漁船で海上デモをおこない同法案に抗議した。

8　出稼農民・農村労働者の運動

全国出稼連の活動

一九七二年二月七日、東京・社会文化会館で東京および近県に働きにきている出稼者と家族など約一〇〇〇名が集まり、「第八回全国出稼者大会」（東日本大会）がひらかれた。栗林三郎全国出稼組合連合会長の挨拶などのの ち、大会出席者は「出稼者の諸要求に関する決議」「出稼センターの設置とその民主的運営に関する決議」「建設業における賃金不払い、労災事故一掃に関する決議」等を討議、決定した。大会の期間中、代表団は関係政府機関や東京都当局に大会決議にもとづく要請をおこなった。同じく西日本大会は二月二七日、大阪市・部落解放センターでひらかれ、東北・中国・四国・九州等の出稼者や大阪・尼無川事故の遺族ら三〇〇余名が集まり、東日本大会と同様の議案その他が討議、決定された。大会中、全体会議のほか、分散会や県別交流集会をもひらいた。

右の両大会における報告・決議および討論等によって出稼連の運動経過を摘記するとつぎのようである（資料は全国出稼連・中央労農会議編『出稼者の地位向上と組織化を発展させるために——「第八回全国出稼者大会」の報告、一九七二年五月刊および『出稼通信』第九号、一九七二年五月二五日）。

(1)　賃金・労災・環境整備等に対するたたかい——出稼組合を中心に集団就労をすすめ安全職場を確保するなど成果をあげたが、全体としては大会決定の「賃金宣言」をかちとるまでに至っていない。賃金不払い防止等については労働契約の実施等により成果をあげた。環境整備については「建設業附属宿舎規定」を守らせる運動をすすめ、飯場の改善を少しずつではあるが実現している。

(2)　地域での主なたたかい——秋田・山形などを中心に失業保険完全受給について出稼組合の運動が進み、出稼収入に対する税金については組合が中心となって税務署などと交渉がなされ、その減免をかちとったところもある。留守家族の生活を守る対策でも組合が活動し、また農協に出稼対策をとりあげさせる等の成果をあげた。

(3)　組織の強化・拡大——新たに青森・岩手・福島・茨城・岡山・鳥取・島根・大分・熊本などに、単位組合あるいはその準備組織がつくられ、愛媛・岩手には県単位の組織ができた。七一年九月、東北・中国等で重点県ブロック会議がひらかれ、運動の後進県の組織拡大について討議された。鳥取では県単位の組織結成の準備が進んでいる。九州では出稼組合が皆無であるが、大分県のように県労農会議が出稼組合結成に取り組み、それまでは出稼組合の機能を代行しているところもある。

農村労連の活動

一九七二年二月六日、東京・産業振興館で「出稼者が力をあわせて要求を獲得する大集会」がひらかれ、四〇〇人の出稼者と家族が集まった。鈴木全日農副委員長・津川共産党代議士ほか来賓のあいさつ後討論にはいり、出稼者たちの闘争経験などが話し合われたのち、佐藤全労連委員長ほか実行委員が厚生・大蔵省その他に失業保険問題や「出かせぎ農民を守るための特別立法」制定等について要請した。

農村労働組合全国連合会第八回定期大会は四月二九・三〇日、東京・港湾労働者福祉センターで開催された。出席代議員五〇名、評議員九名。第一日は七二年度運動方針案・決算および予算案などを討議し、第二日に満場一致で本部提出議案を可決した。そのあと役員選挙がおこなわれ、佐藤中央執行委員長以下の役員が第一回中央執行委員会で決定された。

大会では、京都・宮城・新潟・秋田等一六府県代議員がそれぞれ一年間の闘争経験を報告し、出稼者・農村労働者の生活を守り、農村労組の組織を拡大した成果について話し合った。なお、可決された新運動方針のなかで一年間の運動の成果としてつぎのようにのべられている。「農村労組は……失業保険や山林労働者の運動、労災の補償問題や未払賃金のかくとく、出かせぎ者大集会、自治体交渉、政府交渉で仲間の力を結集して要求をかくとくしたもの、成功に近づけたものも数えきれないほどあります。とくに職場の仲間を団結させ、賃金の引き上げ、退職金制度の適用、有給休暇、おぼん、年末の一時金（ボーナス）支給などでは、かつてない成果をあげました。」（七二年度運動方針」は『農村労働者』第一七九号、七二年四月一五日号に全文が掲載されている。）

3　農民団体その他

(1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】会長　石田宥全（新潟）、副会長　亀田得治（大阪）、鈴木清（秋田）、足鹿覚（鳥取）、書記長　谷本たかし（本部）、財務委員長　栗原俊夫（群馬）、統制委員長　鈴木吉次郎（新潟）、中央常任委員　栗林三郎（秋田）、宮腰庄太郎（秋田）、長谷部七郎（秋田）、阿部昭吾（山形）、飯野栄儒（山形）、桑析智夫（宮城）、八百板正（福島）、高橋勇（福島）、高田富之（埼玉）、下山田虎五郎（茨城）、中原嘉之吉（長野）、渡辺直樹（長野）、鶴巻辰次郎（新潟）、松沢俊昭（新潟）、湯浅豊治（福井）、斉木重一（福井）、小池昭吾（京都）、梅原昭（大阪）、日下博（奈良）、山本鶴男（岡山）、田中恒利（愛媛）、小川洵（福岡）、高野啓吾（本部）
会計監査　佐々木庸（福島）、阿部助哉（新潟）、萩原貞一（富山）
統制委員　上田郁雄（山形）、中沢巌（宮城）、田村勘次（群馬）、大内清義（茨城）、吉田末男（長野）、矢後嘉蔵（富山）、藤田甚三郎（大阪）、田中積（大分）
顧問　野溝勝、上林与一郎、清沢俊英、三宅正一、黒田寿男、日野吉夫（以上、七〇年一二月一一・一二日第一三回全国大会で選任）

【機関紙誌】『農民新聞』（月三回刊）、『農民運動資料』（月刊）

(2)　全国農民総連盟（全農総連）

【役員】　中央委員長　小林慧文（三重・新）、副委員長　小松良人（長野・再）、永松重教（福岡・再）、斎藤初四郎（福島・新）、書記長　平川好秋（再）
監査委員　腰野久朔（北海道・再）、藤山増美（熊本・再）（以上第一〇回代議員総会で選任）
【機関誌】『全農総連情報』

(3)　全国農民同盟（全農同）

【役員】　会長　稲富稜人、副会長　吉川兼光、門司亮、書記長　神田大作、副書記長　衛藤晏保、財務委員長　鈴木一
【機関紙】『新農村新聞』（月二回刊）

(4)　全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】　委員長　菅野仁一、副委員長　品沢竹司、事務局長　原七郎

(5)　全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】　会長　栗林三郎（全日農）、副会長　和田広弥（山形）、新見修（鳥取）、長谷部七郎（社会党）、事務局長　山口太郎（社会党）
【機関紙】『出稼通信』

(6)　農村労働組合全国連合会（農村労連）

【役員】　中央執行委員長　佐藤幸夫（山形）、副中央執行委員長　丸山富治（長野）、書記長　藤ノ木利一（新潟）

XI 人権擁護運動

概要□**白鳥事件**──札幌高裁の決定／再審要求の運動／**仁保事件**──判決をまつ／無罪要求の運動／**芦別事件国家賠償裁判**──国家賠償の裁判／札幌地裁の判決／取調べの批判／証拠のいんとくと偽造／**メーデー事件**──**日本国民救援会**──第二六回全国大会／難波英夫会長の死

概要

一、一九五二年におこった数多くの事件のうち、白鳥事件、辰野事件、メーデー事件、芦別事件などの諸事件について、それぞれ新しい動きがみられた。芦別事件についていえば、一九六三年一二月二〇日の刑事裁判における無罪判決ののち、ひきつづき国家賠償を求める民事裁判の闘争がおこなわれ、一九七一年一二月二四日に札幌地裁において原告勝訴の判決がくだされた。この判決のなかで警察・検察が関係者に対して強要的取調べをおこなって虚偽の供述をなさしめたことが指摘され、さらに官憲が刑事被告人の無実を示す証拠物をかくし、証拠物を偽造した経過がくわしく批判された。そして、検察官個人の損害賠償責任を肯定した点で、この判決はひろく注目された。

一、芦別事件でその取調べの違法性が明らかにされ、個人責任を追及された高木一検事が関写した白鳥事件では、一九七一年七月一七日に札幌高裁で再審に関する異議申立判決のやりなおしを求める村上国治の請求は再びしりぞけられた。しかし、この決定は、ついに一審以来有罪判決の証拠とされてきた二個の弾丸の証拠価値を否定し、白鳥警部の体内から摘出された弾丸との線条痕の一致もまた否定して、事件がねつ造されたものではな

いかという疑いに言及したことは注目された。村上国治は最高裁に特別上告をおこない、これを支持する白鳥事件対策協議会や「守る会」の人たちは、最高裁に対する再審開始の要求運動をねばりづよくつづけている。

一、辰野事件の裁判は、一九七一年一二月一七日に東京高裁の審理が結審し、判決をまつばかりとなった。この裁判闘争は、東京高裁に移ってから次つぎと一審の有罪判決の誤りを示す新しい証拠が提出され、とくに火炎ビンが発火していなかったことを示す鑑定や、爆破の現場について警察がその被害を大きくみせるために手を加えたことを示す写真証拠などが提出された。この裁判闘争を支援する運動はしだいに全国化して、一九七一年一〇月二七日には辰野事件全国連絡会が結成された。

一、メーデー事件の控訴審の裁判は、一九七一年一二月一四日に第一回公判がひらかれた。弁護側は四〇〇名に近い新証人を申請して、事件の全面的な再検討を要求しているが、これに対する裁判所の対応が注目されている。

1　白鳥事件

札幌高裁の決定

一九七一年七月一七日、札幌高裁は白鳥事件の再審に関する異議申立を棄却する決定をおこなった。これは、一九六九年六月一八日に札幌高裁のおこなった再審請求棄却決定に対する異議申立を再びしりぞけたもので、村上国治はこの決定に対し、最高裁に対する特別抗告をおこなって、最後まで争う強い態度を表明した。

白鳥事件再審に関するたたかいでは、村上国治に対する有罪判決の証拠となった二発の弾丸の真偽が科学的に追究されてきたが、今回の決定はその理由のなかで弾丸問題について次のような注目すべき判断を示した。

「幌見峠で発見された二個の弾丸が射撃訓練のときから発見時まで、十九月または二七月もの長期間幌見峠の土中に埋没されていた可能性、および右二個の弾丸と白鳥課長の体内から摘出された弾丸とが、同一の拳銃から発射された可能性は、いずれもきわめて小さくなったと認められる。」「その意味において、この点に関するより有力な反証のないかぎり、右二個の弾丸の証拠価値は、大幅に減退したといわざるを得ない。三弾丸が同一拳銃から発射されたことについては、少くとも大きな疑問が生じたといわなければならない。」「前記二個の弾丸の長期埋没の可能性が否定されると、右弾丸発見の過程において、あるいは捜査機関関係者の作為が介入したのではないかとの疑いを生み、ひいては、事件全体が捜査機関のねつ造にかかるものではないかとの疑いも生じないわけではない。したがって原判決の基礎となったその余の証拠が、所論の主張するほど疑問に満ちたものであるとすれば、右の程度をもって、原判決の有罪認定を維持できないことにもなる。」

このようにして今回の決定は、過去一九年にわたって争われてきた弾丸問題について、ついに村上国治と弁護団の主張の正当性をみ

とめたのであった。そして、「事件全体が捜査機関のねつ造にかかるものではないかとの疑い」という重大な疑惑に言及しなければならなかったのである。しかし、決定は、たとえ二個の弾丸の証拠価値が否定されたとしても、原判決の有罪認定の大筋はかわらないという立場から、つぎのようにのべて村上国治の申立を棄却したのであった。「当裁判所が一件記録を精査し、各証拠の内容を詳細に検討したところによれば、申立人に対する原判決の有罪の認定は、多くの物的裏付けを有する多数関係者の詳細な供述により、確固とした基礎を有し、所論のような空中楼閣的なものではないと認められる」。

この決定に対し、村上国治はつぎのような「決意」を発表した。「またしても、五度目のにえ湯をのまされました。かれらはこんどは、態度を一変して唯一の物的証拠であるピストルの弾丸について、ニセモノであることを認めたのです。それをみとめておきながら、それでもなお『有罪』だというのです。これほどヒレツなだましうちはありません。物的証拠より他人のウソの自白を信用するというのです。『ひいては事件全体が捜査関係者のねつ造によるものではないとの疑いもない』とまで決定書でのべながら、それでもなお再審をひらこうとしないこの決定は裁判などではありません。あくまで『有罪』を維持し権力をよう護するための政治的作文です。私たちは十九年かかって、とうとうニセの証拠弾丸であることをみとめさせました。一層確信をもって権力犯罪のふんさいのためたたかいます。国民のみなさんの一層のお力ぞえを心から訴えます」。この決定に対する特別抗告によって、裁判闘争の舞台は再び最高裁に移されることになった。

再審要求の運動

一九七一年一〇月一七日、東京で「白鳥事件の特別抗告をかちとる全国代表者会議」がひらかれ、三六都道府県から一五〇名が参加した。会議は、「不当な異議申立却下決定を宣伝し、最高裁にたいする運動を急いでもりあげよう」と題する運動方針を採択し、翌一〇月一八日には、会議参加者はこぞって街頭に出て東京都内主要駅頭でビラをまき、さらに最高裁に要請をおこなった。最高裁では一五〇名にのぼる全国各地の代表を小法廷に案内し、要請署名などをうけとった。

一九七二年一月二一日から二二日にかけて、札幌で白鳥事件発生二〇年第二四回全国現地調査がおこなわれた。全国三四都道府県から二八〇名の代表が参加した。白鳥事件発生当時の関係者から事情をきき、事件現場をまわって調査し、市内でビラをまき、さらに二二日夜には「白鳥事件の再審を要求するつどい」をひらいた。現地調査団は「三つの課題」として「一、現地調査で確かめた真実、裁判の内容とくに棄却決定の不当性を徹底的に拡める、二、最高裁は白鳥事件をやり直せという世論を高め、各種の要請行動を強める、三、各労組、民主団体との共同行動を一層強め、運動の力である白対協、守る会を強化する」、「五つの行動」として「一、真実を拡める、二、最高裁に対する第二次一〇万人署名を五月までに完遂する、三、全国要請行動と代表者会議を五月下旬におこなう、四、村上国治氏を呼び報告学習会を旺盛にひらく、五、白対協、守る会を強める」などの諸事項を申し合わせた。

一九七二年五月二一、二二日には、東京で白鳥事件再審要求全国代表者会議がひらかれ、全国三九都道府県から二〇〇名の代表が参加した。

この集会には村上国治の故郷、北海道比布町町長久保田信次郎が出席し、「あくまで正しい裁判を求めて全国のみなさんと共にたたかう」という決意を表明した。このときまでに二〇万名の要請署名を集めることを目標に活動してきたが、この目標を超過して二六万七〇〇〇余名分の署名を集約したことが報告され、さらに一九七二年一〇月までにこれを五〇万名にふやすことが訴えられた。

二二日には、都内主要駅頭でビラまきをしたのち、最高裁に要請行動をおこない、前回に加えて二三万名余の署名簿を提出し、再審請求をみとめるように要請した。

この集会では、今後とも各地方ブロックごとに代表を選んでひきつづき要請行動をおこなうことが決められた。この決定にもとづいて、六月九日には関東五県と東京の代表九〇名が、六月一七日には中部八県と東京の代表六九名が最高裁を訪問して署名簿を提出し、あわせて再審請求をみとめるように要請した。六月一七日には署名は三〇万三九四五名にたっした。なお、前記の全国代表者会議の発表したアピールはつぎのようであった。

【白鳥事件再審要求全国代表者会議アピール】

真実と正義を愛する国民のみなさん

私たち三九都道府県から集った二〇〇名の代表は、白鳥事件の、最高裁における裁判のやり直しを求めて本日全国代表者会議と最高裁に対する要請行動をおこないました。

そして、昨年九月以来二十万を目標に裁判やり直し署名を訴え、目標を大幅に上まわる二十六万七一一四名分を集め切り、最高裁判所に提出することができました。

これらの行動と会議の中で私たちは、さらに確信をふかめ、異議申立を却下した札幌高裁の不当な決定に対し、はげしい怒りをもやし、あくまで裁判のやりなおしを要求して闘い進む決意を固めました。

そして、来る十月を目標に、できるだけ早く五十万署名を集め切ること、そのためにもっともっと事件の真実と裁判の不正を広く宣伝すること、六月以降、十日ごとに要請団が最高裁に波状的に要請行動すること、などを決めました。

国民のみなさん

白鳥事件発生以来すでに二十年、しかしたとえ何年たとうとも、「証拠弾丸がニセ物であり」、「事件全体が捜査機関のネツ造ではないか」と、裁判所みずからが認めながら、それでもなお裁判のやり直しをしないという不法、不当なことがどうしてゆるされましょうか。このような不正な裁判に対する、国民のみなさまがたのつよい怒りと、裁判やりなおし運動に対する幅ひろい、深いご理解とご協力こそが、また圧倒的な世論の運動こそが、無実をはらし真実を勝利させるただ一つの道であると確信いたします。

国民のみなさん

真実が勝利しないはずはありません。

白鳥事件の最高裁における決定的な段階にあたり、真実の勝利をめざして二十年たたかいつづけてきた私たちは、司法反動を阻止し、公正裁判を要求しあくまで断固として闘いぬくことを決意しますとともに、ここにみなさまがたの絶大なご支援を心から訴えるものであります。

一九七二年五月二十二日

白鳥事件再審要求・全国代表者会議（於東京）

2　仁保事件

第二の八海事件とよばれた仁保事件は、一九七〇年七月三一日に、

最高裁第二小法廷において破棄差戻判決がおこなわれたのち、一九七一年七月一二日から広島高裁において差戻審の審理が開始された。この事件の特色は最高裁判決の指摘したように「本件犯行が被告人の所為であることを示すとされる直接証拠」は、「捜査段階における被告人の自白およびこれに類するもののみ」であって、しかもこれらの自白は、その信用性・真実性に重大な疑惑をもたれたことが破棄差戻の理由となったのであるから、差戻審においては自白の任意性・拷問の有無などの論点とあわせて、自白の真実性をめぐる「六つの間接事実」の存否にその審理は集中するはこびとなった。検察側は差戻審において七一八点にのぼる新証拠を請求したが、いずれも的確なものに乏しく、裁判所はそのうち一二一点を採用したにとどまった。公判は一九七二年七月一四日に結審し、判決期日は同年一二月一四日に指定された。救援運動は、広島、山口、東京を中心に展開されたが、最高裁の裁判闘争の時期に各地に結成された「守る会」は少なからず解散したり、不活発になった。

3 辰野事件

判決をまつ

無実を訴えて東京高裁で裁判闘争をつづけてきた辰野事件の審理は、一九七一年七月八、九日の第三四、三五回公判において、弁護団の側から新しい証拠が提出された。そのひとつ、東京工大畑敏雄教授の鑑定書は、辰野署事件に用いられたという火炎ビンについて、燃焼の形跡がないことを明らかにしたものであった。他に一九五二年五月一日付の「読売新聞」に掲載された非持駐在所事件の現場写真二葉が提出された。これらの写真は事件直後に警察が現場検証をおこなう前に撮影されたものであって、これらによると事件後に現場の破壊状況を大きくするために手が加えられたことが明らかになった。八月二〇日の第三六回公判では、これらの写真を撮影した新聞記者の証言がおこなわれ、さらに一〇月七日の第三八回公判では、鑑定書を提出した畑教授の証言がおこなわれて、いずれもこの事件に関する弁護側の主張に沿う立証がつづけられた。大詰をむかえて、一一月一二日から二六日まで四回にわたって最終弁論がおこなわれ、一二月一七日には、ついに一一年余りの年月を要した控訴審裁判はその審理を終結し、判決をまつことになった。

無罪要求の運動

一九七一年一〇月二七日には、東京・国労会館ホールで「辰野事件年内結審、無罪要求全国連絡会結成、10・27決起集会」が開催された。この集会は、総評、東京地評、大阪総評、神奈川県評、東京・神奈川・長野の各辰野事件対策協議会、国民救援会の九団体がよびかけて開催のはこびとなったもので、貸切バスで上京した長野県代表をはじめとして、東京、大阪、愛知、神奈川、千葉などから三〇〇人が参加して辰野事件連絡会を結成した。長野県にはじまった辰野事件の救援運動は、ようやく全国的結集をみるに至ったのである。全国連絡会は、一九七二年四月三〇日には事件発生二〇周年を迎えるので、それまでに無罪判決をするように、五〇〇万名の要請署名、五〇〇万円の救援資金の募金、事件の真相の宣伝普及の運動に取り組むことを決めた。これ

らの方針にもとづいて、一九七二年四月八、九日の両日にわたって、辰野事件無罪要求第三三回全国現地調査をおこない、全国から六三〇名の参加者を現地に集めて調査と集会をおこなった。

一九七二年一月には、『伊那谷は燃えて——辰野事件、その被告と家族——』今崎暁巳著が刊行された。

このようにして、辰野事件はその事件発生二〇周年を迎えてなお、控訴審判決を待っている。控訴審の審理の終結にあたって、被在団の発表した訴えは次のとおりである。

【辰野事件被告団の訴え】

本日、一九年八ケ月にわたってたたかわれてきた辰野事件裁判の東京高裁における結審をむかえました。被告団は、総評はじめ全国の労働組合、民主団体、文化人のみなさんなどの温かいご支援とはげましによって、今日まで真実の勝利のために固く団結してたたかって参りました。このご支援とともに、一五〇名に拡大された大弁護団の努力によって辰野事件がまったく警察・検察によってつくりあげられたデッチあげ事件であることが、一点のくもりもなく明らかにされました。もはや無罪判決しかありません。さらに、犯罪者である警察、検察こそ処罰されるべきであります。ここに、全国の皆さんのご支援と弁護団の努力に、被告家族一同深く感謝するものであります。

いよいよ判決を目前にしています。これまでの松川事件をはじめとする裁判闘争の経験からしても、また最近の司法反動の強まりからも、判決はいささかの楽観もできません。被告団は、最後の一瞬まで全力をふりしぼってたたかいます。どうかみなさん。いまこそ、無実の被告に早期に無罪判決を、民主運動弾圧のデッチあげを許すな、の広範な世論によって早期無罪判決をかちとるために、判決日をめざしてすすめている五〇万署名、五百万円カンパの達成に、いそいで力をおかし下さるよう心からお願いして訴えといたします。

一九七一年十二月一七日

辰野事件被告団

4　芦別事件国家賠償裁判

国家賠償の裁判

一九五二年七月二九日、北海道の国鉄根室本線芦別・平岸間の鉄道線路がダイナマイトによって爆破され、線路がこわされた事件について、官憲は近隣の炭鉱に働く共産党員の仕業であるとして捜査をおこない、一九五三年三月二九日に井尻正夫、地主照の両名を検挙し、同年九月一七日に鉄道爆破事件の犯人として札幌地裁岩見沢支部に起訴した。両名は無実を主張し、事件は政治的陰謀にもとづいてねつ造されたのであることを強調したが、第一審では一九五六年七月一六日に有罪判決をおこなった。第二審の札幌高裁は、一九六三年一二月二〇日に被告人の主張をみとめて無罪の判決をくだした。この間、裁判中に井尻正夫は死亡した。刑事裁判としては検察官の上告もなくそのまま無罪が確定したのであるが、その間に明らかになった警察・検察の不正を追及して、井尻正夫の遺族と、地主照とその子らは、国と検察官高木一、三沢三次郎、金田泉ほか警察官三名を被告として国家賠償請求の民事裁判をおこし、札幌地裁において裁判闘争をつづけてきた。

札幌地裁の判決

この事件の判決は一九七一年一二月二四日におこなわれ、原告らが勝訴した。被告国と三名の

検察官は井尻光子（井尻正夫未亡人）ら、井尻正夫の遺族に対して合計五〇六万八〇〇〇円、地主照とその子に対して三八六万八〇〇〇円を払うことを命ずるものであった。この判決は、芦別事件の捜査・起訴、公判維持の過程を通じて、検察・警察の不正行為の数々を詳細に認定してその責任を明らかにしたことに加えて、国の他に検察官個人に対してその不法行為責任をみとめた点において注目された。とくに検察官高木一は芦別事件のほかに、白鳥事件、帝銀事件などにも深く関与していたので、これら他の諸事件についての疑惑をいっそう深めることになった。

取調べの批判

判決は、虚偽の供述をした関係者に関する取調べの過程を検討したうえで、警察官、検察官の強要的、誘導的取調べの責任を問うている。「以上のとおり検察官が刑事公判において維持しようとした訴外中村の捜査段階における供述は、重要な点において多くの不合理を包含し、とうてい措信するに足りない。」「そうすれば訴外中村は何が故にかかような事実に反するような供述をしたかを考えるならば結局前記四で記述したような長期の勾留の苦痛と不安と、それに加えて取調べに当った警察官、検察官の誘導的、強要的取調べに迎合したとの訴外中村自身の供述を除外しては他にその原因を求めることはできないといわなければならない。」「以上のとおり訴外石塚の供述はとても自らの体験にもとづいて真実を述べたものとは認めえないものであるところ、何が故に同訴外人がかような虚偽の供述をしたかを考えるならば結局訴外石塚と同様前記三、㈠で記述したような長期の勾留と不安に加え、かつ取調べに当った警察官、検察官の誘導的、強要的取調べに迎合せざるをえなくなったとの訴外藤谷自身の供述を除外しては他にその原因を求めることはできないといわなければならない」。

このようにして供述証拠はすべていつわりであることが断定されたばかりでなく、このいつわりの供述をひき出した責任が捜査当局にあることが明らかにされたのであった。

証拠のいんとくと偽造

さらに、芦別事件においては検察官による証拠物のいんとくや、警察における証拠物の偽造がつきとめられた。これらの諸点について判決はつぎのようにのべた。

「そうすれば捜査官が証一二九号発破器を昭和二七年から同三一年まで約四年余りの間押収したまま刑事公判に提出しなかったということは後記五でも記述するように捜査官が単に善意で事件に無関係であると信じていたとか或は誤って亡却していたとかの問題ではなく正に刑事被告人ら、及びその弁護人らの同発破器の存在及び証拠としての利用を不能ならしめる意志の下になされたのではないかとの疑いが強く、かりに捜査官がその弁疏するような事情により、その証拠価値を誤って過少評価していたものとすれば、その判断はとうていその合理性を肯定できないような非常識なものであって、少くとも重大な過失を免れないというべきであろう。」「以上の各事実を綜合すると現場遺留品として発見された雷管はそれがダイナマ

イトの中に捜入されていたことにより速やかに腐食が進行し、遅くとも同二九年二月までに訴外斎藤満由の許において朽廃し、その残滓も又紛失したこと、そして捜査官は比較的早期に同種同型の六号電気雷管を複製して所持していたが、遅くとも同二八年一〇月に証第一〇号雷管の鑑定が終る頃までに旧雷管に似せて腐食の状況を可及的に符合さすべく、うち一ないし四の管体頭部約六ミリメートルを切断したものと認めざるをえない。」「捜査官は、発見押収した証拠物の保管には、万全の意を用い、万一にもこれが腐朽して証拠としての使用に耐えなくなるような事態に立ち至らないようにすべきであるが、かりに右のような事態を現出してしまった場合においても、新たに原証拠物に似せて新たなものを作成し、これを真実現場に遺留されたかのように装って証拠として提出するようなことが許されないことはいまさら論をまたないところである。本件における捜査官の所為は、自己らの保管上の手ちがいを糊塗するため、安易に右のような作為に走ったものというほかなく、きわめて遺憾なことといわなければならない。」

このような多くの不正を指摘したのちに、判決は井尻正夫、地主照の両名についておそくとも昭和二八年六月以降の勾留は違法なものであるといい、さらに同年九月におこなわれた鉄道爆破事件に関する起訴は「右両名に対する有罪判決を得る合理的な見込みの不存在を知りながら、あえてなされた疑いがあり、かりに右の点を看過してなされたとしても、少くとも重大な過失の存することは、とうてい否定することができない」と断定したのであった。

この判決については、ただちに服して控訴することがないように、という要求運動がおこなわれ、数度にわたって法務省に対してその旨の申し入れがおこなわれたが、同月一〇日についに控訴申立をした。

5　メーデー事件

一九七〇年一月二八日に言渡されたメーデー事件の一審判決に対する控訴審の裁判闘争は、一九七一年一二月一四日から東京高裁ではじめられた。これより先、一九七一年九月三〇日に弁護団、被告団のぼう大な控訴趣意書が提出された。これらの趣意書では、とくに一審判決が騒乱罪の成立をみとめた事件後半における警官隊とデモ隊との衝突の事実関係について、一審判決の事実誤認と法律適用のあやまりがくわしく主張されていた。一九七二年二月二五日から弁護側申請の証人について証人尋問がおこなわれ、五月二五日の第一七回公判までに二六人の証人調べを終わった。これらの証人はもっぱら事件後半の衝突の前面に位置したデモ隊参加者に限られていた。弁護団ではさらに七月一四日の第一八回公判までに、三九九人にのぼる証人の取調べを請求したが、裁判所のこれに対する決定はいまだおこなわれていない。

一九七一年一二月一四日には、東京地評の主催で、メーデー事件勝利、被告・家族激励集会がひらかれた。一九七二年四月三〇日には、メーデー事件中央後援会、同東京対策協議会、東京地評、国民

救援会の共催で、事件発生二〇周年を迎える記念行事として、被告と家族をかこむ全国の集いが、一七〇名参加のもとにひらかれた。これらの運動と並んで、事件当日、皇居前広場のデモと集会に参加した多くの人たちに協力を訴えて、証人になってもらうよびかけがおこなわれ、いままで知られなかった当日のできごとがほりおこされ、これらの成果は証人申請として裁判所に提出された。

6　日本国民救援会

第二六回全国大会

日本国民救援会の一九七一年度、第二六回全国大会は、一九七一年七月二四日、二五日の両日、名古屋市名古屋観光会館で開催された。全国各地の代議員、特別代議員、役員、弾圧事件関係者など二百余名が参加した。

大会には、病臥中の難波英夫会長から録音テープによるあいさつが寄せられた。中央本部から「活動の総括と運動方針」が提案され、弾圧事件関係者三十数名から訴えがおこなわれたあと、討論にはいり、三十数名の代議員から発言がおこなわれた。そのあと、満場一致で新しい運動方針を決定し、「司法の反動化に反対する決議」「難波会長および藤森副会長をはげます決議」、諸事件の無罪要請決議などを採択した。新しく選出された主な中央役員は、会長難波英夫、副会長藤森成吉、青柳盛雄、渡辺信義、高橋実、事務局長斎藤喜作、同次長山田善二郎などであった。

採択された運動方針に関する議案の構成はつぎのとおりである。

【運動方針】　一、第二六回全国大会の任務、二、人民の緊急課題――軍国主義に反対し民主々義を擁護する闘い――　三、救援運動の総括と今後の活動方針、(1)、救援運動の総括、(2)、救援運動をすすめるには、第一に事件の真実をしっかりつかんで、支援を訴えること、第二に、各方面の支援者を結集しての「守る会」運動と、労組、民主団体の組織をあげての支援を得るための「対策会議」等を組織し、広範な運動をおこすこと、第三は、弾圧に対する心構えを普及し、民主的権利の侵害には、迅速に大衆的反撃を組織すること、(3)、当面する課題、白鳥事件をはじめ弾圧諸事件の救援、労働者と労働組合の権利を守る裁判闘争の支援、弾圧と闘う心構えの普及、司法反動阻止のための運動、冤罪事件の裁判支援、年末救援カンパ、三・一八運動、救援のための国際連帯、四、国民救援会の強化拡大のために、(1)、諸事件の活動家づくり、(2)、幹部、活動家の養成、(3)、会員拡大の追求。

大会が発表した大会宣言はつぎのとおりである。

【第二六回全国大会宣言】　日本国民救援会第二六回全国大会に参加した私たちは、中央本部の提起した諸問題について、二日間にわたって真剣な討論をおこなった。各代表の発言を通じ、司法の反動化をはじめ、弾圧体制がいっそう強化され、民主々義を守るたたかいの中で、犠牲者救援運動のはたす役割が一段と重要になっていることを痛感した。他方、白鳥事件をはじめ、メーデー、大須、辰野などの各弾圧事件、選挙、ビラ弾圧事件、労組、民主団体の弾圧や権利侵害事件、冤罪事件など数多くの事件関係者が困難にめげず、ねばり強く裁判をたたかっている姿にひとしく感動した。そしていかにしてこれら諸事件の裁判を確実に勝利させてゆくか、熱心に討議した。私たちは松川事件をはじめ、現在までの十数年間、幾多の輝かしい勝利をおさめてきた。今日これらの貴重な経験と教訓を学び発展させ、一つ一つの事件の真実をいっそう深くつかみ、より広範な人々に訴え、犠牲者救援の運動をたゆまず進めてゆくことがなによりも重要であ

る。そのために、私たちは、各事件の活動家と救援会の幹部活動家の養成にいちだんと力を入れ、会員を断えず拡大し、強大な救援会を建設することを決意した。この意義ある大会に、難波会長、藤森副会長が病気のため出席できなかったことはまことに残念であった。しかし私たちは四四年の歴史と伝統に輝く日本国民救援会の活動に限りない誇りと、これを正しく継承発展させる責務を自覚し、さらに強力に運動を前進させることを固く決意するものである。

私たちはいっそう大きな成果をかちとるため、中央本部のもとにさらに団結を強化して奮闘することをここに宣言する。

一九七一年七月二五日

日本国民救援会第二六回全国大会

難破英夫会長の死

なお、日本国民救援会会長難波英夫は、一九七二年三月七日、東京・代々木病院で死去した。難波は一八八八年岡山県生まれ、新聞記者、部落解放運動、労働農民党、日本共産党、解放運動犠牲者救援などの諸運動にながく従事し、戦後は一貫して救援運動に尽力した。一九六七年以来、日本国民救援会会長として、この運動に貢献した。享年八四歳。三月二八日には東京、青山斎場で日本国民救援会葬がおこなわれた。三月二七日にひらかれた第二回中央委員会は会長の後任として次期大会までの間、副会長藤森成吉を会長代行に選出した。六月三〇日、日本国民救援会は、『難波英夫追悼集』を発刊した。

【参考資料】(1)『救援新聞』(日本国民救援会)、(2)『白鳥新聞』(白鳥事件中央対策協議会)、(3)『人民の広場』(メーデー事件後援会)、(4)『辰野事件』(辰野事件中央対策協議会)、(5)今崎暁巳『伊那谷は燃えて』(労働旬報社)、(6)『難波英夫追悼集』など

XII 政治的大衆行動と平和運動

概要□一〇・二一統一行動──沖縄協定批准反対運動──沖縄県祖国復帰協議会の方針／国民へのよびかけ／一一・一九統一行動／一一・一二統一行動／一二・一二統一集会／四・二八沖縄デー──五・一五集会──第六回アジアの平和のための日本大会──インドシナ諸国人民の平和と独立のための パリ世界集会 ──六・一集会──司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議──科学者の平和運動──第六回原水爆禁止科学者会議／日米沖縄協定強行採択に反対する学者・文化人の集い／ベトナム人民支援科学者緊急集会／原水爆禁止運動──第一七回原水爆禁止世界大会／被爆二六周年原水爆禁止世界大会／三・一ビキニデー／被爆二世問題活動者会議／第四三回メーデー

概要

一、この一年間、日本国民の平和をめざすたたかいは、インドシナ三国人民支援、沖縄協定批准反対・安保条約廃棄を中心にして前進した。一九七一年 後半期には、六月に 調印された日米「沖縄協定」批准反対運動が展開された。反対運動は、統一実行委員会方式による「一日共闘」の枠をこえることができなかったが、中央、および多くの都道府県、地区において持続的な統一行動として展開され、一一次にわたる統一行動のなかで、一一・一九統一行動は、六〇年安保闘争を上回る規模となった。

一、一九七二年五月一五日の沖縄協定発効を前にして、一月二二日から沖縄でひらかれた第六回「アジアの平和のための日本大会」は、沖縄協定批准反対闘争のうえにひらかれ、沖縄協定後の新しい局面における、一九七〇年代の平和運動の展望をうちだし、インドシナ三国人民をはじめとするアジア諸国人民との 連帯と、「パリ世界集会」成功の決意を明らかにした。

一、一九七二年二月の「インドシナにおける平和と独立にかんする世界集会」（パリ）は、八四カ国の 代表が参加してひらかれ、かつてない規模と広範さをもって、インドシナ三国人民に対する支援連帯のたたかいの前進にとって新しい局面をひらいた。この集会に

四〇名をこえる統一代表団が日本から参加し、集会後、ベトナム人民支援日本委員会、総評、ベトナム母と子保健センター設立運動連絡会、グエン・バン・チョイ記念病院設立運動連絡会による共同支援船（第七次）を送りだした。

一、一九七二年三月末らいの北爆拡大、五月におけるベトナム港湾封鎖とアメリカの軍事的エスカレーションという事態のなかで、沖縄協定をテコとする「本土の沖縄化」、日米混合軍体制の確立、米軍の日本全土からの自由出撃体制の公然たる確立、四次防による自衛隊の増強、自衛隊の立川・沖縄への配備など、基地、自衛隊闘争が創意ある形態で展開されはじめた。

一、この時期のもう一つの特徴に、「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」の結成にみられるように、民主主義をめぐる闘争が新しい展開をみせはじめている。

1　一〇・二一統一行動

社会党、共産党、総評、中立労連などは、一九七一年一〇月二一日、沖縄国会をめぐる内外の重大な情勢のなかで、沖縄協定批准反対、沖縄全面返還、日中国交回復、インドシナ三国人民支援、生活擁護、安保廃棄、佐藤内閣打倒の国民的課題をかかげ、全国二九道府県、二八〇カ所で、前年を上回る統一行動がくりひろげた。

この日、総評、中立労連は、沖縄県労協と呼応して、一〇・二一統一行動の共闘課題と円・ドル問題を口実とした犠牲転嫁の「合理化」、賃金抑制反対、権利擁護を目ざした秋季年末闘争をはじめ、民放労連、出版労協、全印総連、全日自労、全自運の五単産と全国金属大阪地本の時限ストを中心に、同盟を除くほとんどの単産が、就業時間内外の職場決起集会、地域デモ、昼休みデモ、街頭宣伝行動をおこなった。

東京では、社会・共産両党、総評、中立労連、日本平和委員会、日本科学者会議、沖縄返還要求国民運動連絡会議、沖縄返還要求中央実行委員会、憲法擁護国民連合、憲法改悪阻止各界連絡会議、全日本農民組合連合会、沖縄県祖国復帰協議会の一二団体と、大内兵衛、大西良慶、阿部知二、奥野彦六、木下順二、久布白落実、古在由重、滝沢修、中野好夫、野村平爾、末川博、深尾須磨子、松本清張、毛利与一、吉野源三郎、吉井晃の一六氏からなる一〇・二一全国統一行動中央大集会実行委員会主催の「日米沖縄協定批准反対、核も基地もない全面返還要求、日中国交回復実現、インドシナ三国人民支援、生活擁護、安保条約反対、佐藤内閣打倒一〇・二一全国統一行動中央大集会」が、午後六時から代々木公園で、一二万人（主催者発表）が参加してひらかれた。

集会は、「インドシナ三国人民にたいする支援と連帯を強化する決議」「日中国交回復の即時実現を要求する決議」と大会宣言を採択した。大会宣言の内容はつぎのとおりである。

なお、この日、沖縄県祖国復帰協議会の一〇・二一県民総決起大会は、雨のため中止となったが、ハノイでは、例年のごとく、日本人民の一〇・二一行動に連帯する集会が、約一〇〇〇名の参加のも

とでひらかれ、ベトナム訪問中の日本ベトナム友好協会、ベトナム人民支援センター合同代表団（団長・神立誠）が集会に参加した。

【一〇・二一中央大集会・大会宣言】

日米共同声明にもとづく沖縄協定の批准に反対し、核も基地もない沖縄の全面返還、日中国交回復実現、インドシナ人民支援の断固たる決意をこめて、一〇・二一全国統一行動中央大集会に結集したわれわれは心からすべての国民に訴える。

佐藤内閣はこの臨時国会において、沖縄県民をはじめ国民の反対をふみにじり、沖縄にかんする日米協定ならびに関連法案を強行成立させようとしている。この臨時国会をめぐるたたかいは、われわれが歴史的な大統一行動を展開した六〇年安保闘争をひきつぐ重大なものであり、まさに七〇年代日本の進路を左右するものとなっている。

いま佐藤内閣が批准を強行しようとしている沖縄協定は、「核つき、核かくし」をみとめ、アジア侵略のための巨大な米軍基地を全面的に継続・再編し、さらに対米請求権の放棄、不当な資産の買いとりをはじめ当然の民族的権利を放棄したものであり、まさに屈辱的なものである。加えて佐藤内閣は、沖縄に大規模な自衛隊を配備して日米共同作戦体制をつくりあげ、基地の機能を維持するために軍用地強制収用法案を強行成立させようとしている。このような内容は、六〇年安保改定にひきつぐ「第二の安保改定」にほかならない。

われわれはこの危険は沖縄協定を怒りをこめて糾弾する。二六年におよぶ沖縄の米軍支配の口実となったサンフランシスコ「平和」条約第三条は無効であり、沖縄が即時無条件に全面返還させるのは当然である。

われわれは佐藤内閣がこの協定と関連法案を撤回し、日米交渉をやりなおして核も基地もない沖縄全面返還協定を締結することを要求する。

さらに佐藤内閣は、日中国交回復の即時実現を求める圧倒的な国民世論に逆行し、世界の大きな流れに背をむけて日中国交回復を妨害し、中国の国連代表権を阻止するための「逆重要指定・複合二重代表権方式」の共同提案国となった。われわれはこのような佐藤内閣の対中国政策を糾弾し、平和五原則による日中国交回復、日台条約の破棄、中国の国連における正当な地位の回復を断固として要求する。

いま、アメリカ帝国主義のインドシナ侵略は、英雄的なインドシナ三国人民をはじめとする世界諸国民のたたかいによって重大な窮地に追いこまれており、その犯罪的な手口は白日のもとに暴露されている。われわれは、一〇・二一統一行動の歴史的な成果をひきつぎ、インドシナ三国人民の完全な勝利をめざし、さらに支援と連帯の活動を強化する決意を表明する。

今日、佐藤内閣のインドシナ侵略加担、四次防をはじめとする軍国主義の復活・強化、円・ドル問題の国民への犠牲のおしつけ、国民生活破壊の政策にたいする国民の不信と怒りは大きく高まっており、佐藤内閣の退陣を要求する国民の世論は、かつての岸内閣の末路の時期よりも大きくひろがっている。

われわれの要求は、安保条約を廃棄し、平和・中立の実現をめざすたたかいであると同時に、英雄的なインドシナ三国人民をはじめアジア諸国人民の反帝闘争とかたく連帯している。

われわれは本日の一〇・二一全国統一行動を出発点として、沖縄県民とかたく団結し、日米沖縄協定反対、沖縄全面返還、安保条約破棄をめざす国民的なたたかいをさらに大きく発展させ、生活防衛、民主主義擁護をはじめ広範な諸要求を結集して佐藤内閣打倒をかちとるために、全力をあげてたたかいぬくことをここに宣言する。

2　沖縄協定批准反対運動

沖縄県祖国復帰協議会の方針

一九七一年一〇月一日、祖国復帰協議会は、一〇月一六日からはじ

まる沖縄協定批准を中心とする第六七臨時国会にむけて、「沖縄批准国会闘争要綱」を決定した。

要綱は、①沖縄協定の批准反対、返還交渉のやり直しによる「完全復帰」の実現、②復帰対策要綱の再点検と民主的権利、自治の確立、③自衛隊配備反対、軍用地「再契約拒否」、④通貨の即時切り替えといっさいの損失補償、⑤アメリカの不当支配による損害の賠償、⑥いっさいの軍事基地の撤去、インドシナ侵略反対、などの闘争課題をかかげ、一一月一五日の県民総決起大会の開催をはじめとして、一一月中旬には、協定批准反対、「完全復帰」を要求して、全県下で二四時間ストライキを決行し、県民代表を東京に派遣して国会請願と本土の民主勢力との連帯共闘の強化をはかろうとした。そして、これとあわせて、基地撤去、自衛隊配備反対の署名運動の展開、「軍用地『契約』拒否地主会」の結成、「通貨切りかえ要求県民会議」の結成など大規模な統一行動の展開をうちだした。

一九七一年一一月一八日、社会・共産両党、総評、中立労連、平和委員会など一二団体と大内兵衛、大西良慶、阿部知二氏ら一六氏は、「一一・一九統一行動確認事項」と「国民へのよびかけ」を発表した。

国民へのよびかけ

【国民へのよびかけ（抜粋）】

国民のみなさん

いまこそわたしたちは、国民の権利として臨時国会で日米沖縄協定の批准をゆるさず、核も基地もない沖縄の全面返還を要求するたたかいを、全国各地から広範に発展させようではありませんか。

インドシナ人民の完全勝利をめざし、アメリカのインドシナ侵略と佐藤内閣の協力に反対し、インドシナ人民にたいするあらゆる形態の支援活動を、当面するきわめて重要な国際的共同課題として、全力をあげてさらに強化しましょう。

アメリカに追随し、歴史に逆行する自民党佐藤内閣の対中国政策を糾弾し、日台条約の破棄と平和五原則にもとづく日中国交回復を実現するため、広範な世論を結集して強力な運動を広げましょう。

さらに円・ドル問題の国民への犠牲のおしつけに反対し、国民の生活と権利をまもるために、いっそう力をあわせてたたかいましょう。

今日、佐藤内閣にたいする国民の不信と批判は、たんなる佐藤内閣にたいする不満だけでなく、日米軍事同盟優先、大企業の利益優先の自民党政治そのものにたいするきびしい批判であります。いまわたしたちが、その声と力をひとつにし、大きく統一して立ち上がるならば、佐藤内閣を打倒し、政治革新への道を大きく切りひらくことができます。わたしたちがすすむべき道は、安保条約をなくし、平和、中立、民主のゆたかな日本であります。

わたしたちは、その国民的結集のかなめとなって、七つの統一課題の実現をめざし、共同のたたかいをひきつづき前進させる決意です。この運動のなかでとくに労働者のたたかいは、中心的な力となるものです。

わたしたちは労働者の断固たる実力行使をふくむ一一月一九日の全国統一行動をはじめ、沖縄県民とかたく連帯した共同行動を全力をあげて発展させます。

平和と正義を愛し、自民党政治をかえたいとねがっている国民のみなさんが、ともにたたかいに立ち上がるよう心をこめてよびかけます。

一一・一九統一行動

一一月一七日、政府・自民党は、衆院沖縄返還協定特別委員会において、協定批准案件の強行採決をおこなった。翌一八日、上京中の屋良「琉球政府」主席は、「復帰措置に関する建議書」を佐藤首相に手渡し、強行採決に抗議した。

一七日午後、強行採決のしらせが伝わると、全国で労働組合をはじめ民主団体は抗議行動にたちあがった。

一一月一九日、社会党、共産党、総評、中立労連などは、「強行採決暴挙糾弾、日米沖縄協定批准反対、核も基地もない全面返還要求、日中国交回復実現、インドシナ三国人民支援、生活擁護、佐藤内閣打倒、国会解散」の課題をかかげ、全国二七道府県で共闘をくみ、六〇年の安保闘争以来の規模で統一行動をくりひろげた。総評、中立労連など四五単産約二〇〇万人が、一時間から二四時間のストライキにはいったのをはじめ、統一行動に一〇一単産（総評六六単産、中立労連一四単産、純中立二一単産）が参加した。

東京では、社会・共産両党、総評、中立労連、日本平和委員会、科学者会議など一二団体と大内兵衛氏ら文化人一六氏による統一実行委員会主催の「一一・一九全国統一行動中央大集会」がひらかれ、沖縄県祖国復帰協議会国会代表団（団長・桃原用行氏、三六二名）をはじめ、全国各地からの代表団をふくめ、二七万人が参加、深夜まで、国会にむけて大抗議デモがおこなわれた。

中央集会は、各団体の決意表明ののち、つぎのような「闘争宣言」（要旨）を採択した。

【大会宣言（要旨）】

佐藤内閣と自民党の沖縄協定強行「採決」の暴挙を糾弾し、沖縄協定批准反対、核も基地もない沖縄全面返還を要求して、一一・一九全国統一行動中央大集会に結集したわれわれは、平和と民主主義をまもるすべての国民に心から訴える。

沖縄協定の審議はやっとはじまったばかりである。沖縄選出議員の質問をはじめ多数の質問者を残しており、また沖縄および本土での公聴会の開催など当然おこなわれるべき審議もまだつくされていない。

今回の暴挙は、日米沖縄協定の危険な侵略的、屈辱的内容が、国民のまえにこれ以上明らかになることをおそれ、手段をえらばず強行されたものであることは明白である。しかも政府・自民党は、今日、明日中にも本会議でふたたび強行「採決」をくりかえし、沖縄協定の自然成立をねらっている。

われわれは、民主主義の名においてこのような不当で無効な採決を絶対に容認することはできない。沖縄協定はただちに委員会に差しもどし、民主的な審議を続けることを強く要求する。

いま佐藤内閣と自民党政治にたいする国民の怒りと不信はかつてなく高まっている。

われわれは、その怒りと力を一つにし、沖縄県民のたたかいとかたく連帯して、強行「採決」の暴挙を断固糾弾し、沖縄協定批准反対、核も基地もない沖縄全面返還、佐藤内閣打倒、国会解散を要求する共同闘争を全力をあげてひきつづき発展させる。われわれはさらに日中国交回復、インドシナ人民支援、生活防衛、民主主義擁護、安保条約廃棄などの共同の課題の実現をめざし、国の政治の根本的革新のために、いっそう奮闘する決意である。

正義は国民の側にある。勝利を確信し、日本の平和と中立・民主主義のために、力をあわせて立ち上がろう。

なお、この日、「新左翼系」各派も、「都心で大暴動」を叫んで、集会をひらき、東京では、「中核派」が日比谷公園内の「日比谷花壇」と「松本楼」に放火・全焼させた。

一一・三〇統一行動

一一月三〇日、社・共両党、総評、中立労連などは、沖縄協定反対と秋季年末闘争を結びつけ、沖縄をふくむ全国三一都道府県で共闘をくみ、一一・三〇第九次統一行動をくりひろげた。この日、総評、中立労連などの一九単産一三〇万人が、沖縄協定批准反対、軍用地強制使用法案反対、佐藤内閣打倒、国会解散などの要求と秋季年末諸要求を結びつけ、一時間から四八時間のストライキにはいり、国労、動労の順法

闘争をはじめ、その他六六単産が、就業時間内外の職場集会、昼休みデモ行進などをおこなった。

東京では、統一実行委員会による「一一・三〇中央大集会」がひらかれ、八万人（主催者発表）が参加、「たたかいは、まさにこれからである。われわれは沖縄県民と連帯したすべての民主勢力の共同闘争をひきつづき全力をあげて強化する」と宣言した。

一二・二二統一集会（一一次）　一二月二二日、参議院本会議も、沖縄協定反対デモのなかで、協定を可決承認（午後一一時二七分）した。

この日、統一実行委員会による「一二・二二全国統一行動中央集会」がひらかれ、一万五〇〇〇人（主催者発表）が参加、沖縄では、「県民無視の沖縄協定、関連法案反対、通貨の即時切り替えを要求する一二・二二県民総決起大会」がひらかれ、一万三〇〇〇人（主催者発表）が参加した。

中央集会は、「いまやたたかいはあらたな段階をむかえようとしている。われわれは、国民的結集のかなめとなって、当面する共同の課題の実現をめざし、すべての民主勢力の共同闘争をひきつづき全力をあげて前進させる決意である」と宣言した。

一一次にわたる統一行動を軸に、連日、国会請願行動、抗議行動がくりひろげられた。なかでも、婦人は、著名人二三名による批准反対のうったえ（九月三〇日）にこたえて、二一婦人団体による「沖縄県民の生活を守れ」と政府に要請、一七団体による抗議行動、「一一・一三沖縄協定批准反対中央婦人総決起集会」と統一行動をくりひろげた。

3　四・二八沖縄デー

サンフランシスコ「平和」条約、日米安保条約の発効から二〇周年、五月一五日の沖縄協定の発効を目前にひかえて、一九七二年四月二八日、沖縄デーにさいして、沖縄全面返還、インドシナ三国人民支援、安保条約廃棄、春闘勝利をめざす全国統一行動がおこなわれ、秋田、宮城、愛知、東京など一二府県で統一集会がひらかれた。

東京における中央集会は、全交運、公労協を中心とする全国統一ストとかさなるため、ひらかれなかったが、この日、社会党、共産党、総評、中立労連、平和委員会など一二団体と、大内兵衛、大西良慶、古在由重、中野好夫、末川博各氏ら一三人連名による「四・二八統一行動にあたり国民のみなさんに訴えます」との統一行動アピールが発表され、渋谷駅ハチ公前広場で統一実行委員会主催の演説会、「共同アピール」配付などの統一宣伝活動がおこなわれた。この「アピール」は、沖縄をふくむ日本の基地がアメリカのベトナム侵略の自由出撃基地となっていることをあげ、安保条約と日米沖縄協定の危険な侵略的本質を明らかにし、安保条約廃棄をめざす統一した国民的なたたかいをよびかけ、「大きく統一して立ち上がるならば、佐藤内閣を打倒し、平和、中立、民主の豊かな日本をめざ

す道を確実に切りひらくこと」、そして、「この共同のたたかいを五月一五日の全国統一行動へむけて、さらに大きく発展させようではありませんか」と訴えた。

沖縄では、沖縄県祖国復帰協議会主催の「自衛隊反対、軍用地契約拒否、『沖縄処分』糾弾、完全復帰を要求する四・二八県民総決起大会」が、那覇市与儀公園でひらかれ、約三万人（主催者発表）が参加した。この集会は、復帰協結成いらい一三回目、米軍の全面占領支配下では最後の決起大会にあたり、集会では、屋良琉球政府主席、平良那覇市長が復帰協のこれまでのたたかいの成果をたたえ「県民の正しい要求が実現するまでともに力をあわせよう」とよびかけ、人民、社大、社会三党、労働者、婦人代表が、施政権「返還」の新しい情勢のなかでひきつづきたたかう決意をのべた。

なお、トロツキスト暴力集団各派は、それぞれ東京で集会をひらき、「五・一五沖縄闘争を武装ほう起」などと呼号して、挑発策動をくりかえした。

4　五・一五集会

東京では、社共両党、総評、中立労連、平和委員会、科学者会議、護憲連合、憲法会議、沖実委、沖縄連、全日農、復帰協の一二団体主催による「核も基地もない沖縄全面返還、自衛隊沖縄配備・軍用地強制収用反対、アメリカのベトナム海上封鎖・日本からのベトナム出撃反対五・一五中央集会」が明治公園で午後一時半から、約四万人（主催者発表）が参加してひらかれ、全国一都一道一府二二県で統一集会がひらかれた。

中央集会では、各団体の決意表明ののち、ベトナム日本友好協会、ベトナム平和委員会、ベトナムAA連帯委員会連名のメッセージ、ベトナム婦人同盟のメッセージが紹介され、宣言と「ニクソンのベトナム海上封鎖を糾弾し、ベトナム三国人民支援の活動を強化する」旨の特別決議を採択、雨のなかを国会―首相官邸―アメリカ大使館にむけて、抗議デモをくりかえした。

【五・一五中央集会、宣言】

日米沖縄協定が、百万沖縄県民をはじめ国民多数の要求をふみにじり、「核かくし、有事核もちこみ、自由出撃」を内容とした日米軍事同盟の侵略的強化と、そのもとでの日本軍国主義の復活強化、四次防を中心に自衛隊の大増強をねらうものであることは、今日、いよいよ明白である。

いまやわれわれのたたかいは、あらたな重大な段階をむかえている。

われわれは、沖縄県民との共同のたたかいをいっそう強め、核も基地もない沖縄全面返還と日米安保条約廃棄の要求をかちとるまで、あくまでたたかいぬくものである。またわれわれは、自衛隊の沖縄配備と軍用地の強制収用に反対し、平和で豊かな沖縄の実現、沖縄県民のくらしをまもり、県民本位の経済復興をめざしてたたかうものである。

今日、佐藤内閣と自民党政治にたいする国民の不信と不満は、かつてなく高まっている。

われわれは、その声と力を一つにし、核も基地もない沖縄全面返還、安

日米沖縄協定が発効した一五日、これに抗議して、本土と沖縄で一大デモンストレーションが展開された（沖縄については**II**・**IX**・6参照）。

保条約廃棄、インドシナ三国人民支援、日本からのベトナム出撃反対、佐藤内閣の対中国、対朝鮮敵視政策を糾弾し、平和五原則にもとづく日中国交回復、国民生活と民主主義擁護、佐藤内閣打倒、国会解散を要求する共同闘争をひきつづき発展させるものである。

この日、日米両政府に抗議して、出版労協、全印総連、民放労連、全港湾、全自交、合化労連など一八単産、八三〇組合が抗議ストライキを、動力車労組が順法闘争、国労、全国金属など多くの単産が全国の各職場で集会をひらいた。

婦団連、新日本婦人の会、主婦連、日本キリスト教女子青年会、日本婦人有権者同盟など婦人一七団体は、連名で「平和憲法にもとづく沖縄の本土復帰を要望する」声明を発表、国電渋谷駅頭で一万枚のビラを配付した。また、全学連（一二三大学、二四六自治会）は全国三一大学、五九自治会でストライキに入り、東京において、この夜、全学連、全寮連、大学生協連、青学代共催による「アメリカのインドシナ侵略糾弾、沖縄協定反対、安保条約廃棄、春闘勝利、学費値上げ反対、大学民主化、五・一五全国青年・学生統一行動中央集会」がひらかれ、約七〇〇〇人（主催者発表）が参加した。

5　第六回「アジアの平和のための日本大会」

一九七二年一月二二日から二四日までの三日間、沖縄那覇市で、第六回「アジアの平和のための日本大会」が、本土代表一九七名（うち沖縄で公演中のカチューシャ楽団一五名参加）と沖縄代表七〇〇名の参加のもとにひらかれた。

この大会は、一九七一年一一月末日、沖縄協定批准反対闘争のなかで、各界の著名人三〇氏によってよびかけられ、大会実行委員会（事務局・日本平和委員会）の主催によってひらかれたもので、地元沖縄では、屋良朝苗、平良良松、挑原用行、平敷静男氏ら三九人が、大会の成功をよびかけた。本土側代表一七二人は、沖縄米軍によって渡航制限されていたが、全員渡航をかちとり、大会に参加した。

大会二日目には、①戦争体験、②日米共同作戦と自衛隊、③被爆者問題、④インドシナ人民支援、アジア連帯、⑤軍国主義と教育・文化、⑥核基地と原水爆禁止の六分科会にわかれて、討論をかさね最終日の二四日、大会宣言と、「アジア諸国人民への連帯メッセージ」を採択して開会した。

大会「基調報告」は、沖縄闘争の総括のうえに、「安保条約廃棄、平和・中立をめざす日本国民の七〇年代闘争の展望」について、つぎのようにのべている。

【基調報告（抜粋）】

新たな情勢のもとでわれわれは、日米安保条約の廃案の課題を真正面にすえ、沖縄協定の具体的発動と対決し、それを一つ一つおさえていく方向で、いっそう広範な国民の共同のたたかいを発展させなければなりません。

①核も基地もない沖縄全面返還の課題は、沖縄協定批准後の新たな情勢のなかで安保条約廃棄のたたかいと全く一つのものであり、安保条約廃棄こそ沖縄の全面返還をかちとる鍵であります。そして、それは同時に沖縄県民のたたかいと本土民主勢力のたたかいを一つに結びつけ、平和・中立

の日本をつくりあげる鍵でもあります。

いまこそ、われわれは、新たなたたかいの中心に安保条約廃棄の旗をいっそう高くかかげ、それを圧倒的な国民の世論と行動に高めていかなければなりません。

そのためには、沖縄闘争のなかで暴露された侵略的屈辱的な沖縄協定と日米軍事同盟の内容の一つ一つを、いっそうひろく国民のなかに宣伝し、国民の不安と怒りを行動に発展させることが決定的に重要です。

②沖縄協定批准後の事態は、日本国民の核戦争阻止、核兵器完全禁止のたたかいと基地・自衛隊闘争の新しい重要な意義をうきぼりにし、その闘争の飛躍的前進をかちとらなければならないことをしめしています。

それは、沖縄協定の具体化の中心が、核問題と基地・自衛隊問題であり、安保条約の廃棄をめざすたたかいの中心課題でもあるからです。

われわれは、沖縄の核基地撤去のたたかいと、本土への核もちこみに反対するたたかいを強化し、広範な日本国民の原水爆禁止運動をさらに大きく発展させなければなりません。したがって、今後のたたかいにおいて、安保廃棄のたたかいにおいて、基地・自衛隊闘争と広範な原水爆禁止運動を一体のものとしてすすめることの意義はきわめて重要となっています。

③すでに沖縄への自衛隊配備をはじめ、長沼、北・東富士、今沢、岩国、横須賀、佐世保、立川など、あらゆる米軍と自衛隊基地の情勢が明らかにしているように、自衛隊は、米軍の指揮のもとでアメリカのアジア侵略の一翼をになうものでありいまや、米軍基地と自衛隊基地は日米共同作戦体制のもとでまったく一体のものとして機能しています。そしてそれは沖縄県民をはじめとする日本国民を抑圧し、アジア侵略の拠点として強化されています。

われわれは、とくに沖縄協定による「本土の沖縄化」、日本全土の核基地化、自由出撃基地化が進展するなかで、米軍基地、自衛隊の実態とその危険な役割を明らかにし、沖縄の基地闘争と本土の基地闘争との交流と連帯を強化することによって、全国の基地闘争を発展させることが重要です。

とくに、いま沖縄でたたかわれている自衛隊配備反対のたたかいと、基地への土地提供を拒否するたたかいを全国的に支援する態勢を強化することと、すべての平和・民主勢力が共同して、全国の米軍・自衛隊基地の周辺に平和運動を定着させ、たたかいの組織を確立することは急務となっています。

われわれは、沖縄をはじめ、基地調査活動の全国的成果が沖縄国会においてたたかいの武器になったことを確認し、この活動をいっそう組織的、系統的に推進しつつ、今日ニクソン新戦略のもとで、アメリカのアジア戦略の一翼にくみこまれ急速に増強されつつある自衛の危険きわまる役割を国民の前に明らかにし、その闘争を強化すること。自衛隊に行かない、行かせないというＺＡ（ゼロ・アーミー）運動の広範な展開がきわめて重要な意義をもつにいたっています。

④これらのたたかいは、あらゆる分野で全面的に進行しつつある日本軍国主義の復活強化の一つ一つと対決してたたかう、職場、地域、学園のたたかいと固く結びついています。われわれは、日本軍国主義復活の具体的あらわれにたいしてたたかうことが、今日の平和運動の基本的な課題であることをいっそう明確にしなければなりません。憲法改悪阻止、司法・教育反動化反対、職場の軍事化をめざす合理化反対などのたたかいを平和のたたかいとして位置づけ、これを大きく統一の方向に発展させる努力が必要です。

そして、このような軍国主義の復活強化が、同時に、国民の生活を抑圧し、民主的権利をうばい去り、いのちと暮しをおびやかす根源であることを明らかにし、身近な諸要求でたちあがっているさまざまな人びとを、平和の要求で大きく結集していくことが重要です。

われわれは、この軍国主義復活反対のたたかいにおいて自治体の果す役割を重視しています。民主的地方自治体の果している役割は年々大きくなっています。東京、大阪、京都、沖縄などの民主知事のたたかいだけでなく、立川市をはじめ那覇市、豊見城村などの市長、村長のたたかいの状況はそのことを如実にしめしています。

⑤われわれは、沖縄闘争で一定の前進をしめした民主勢力の共闘の成果のうえに一日も早く平和・民主勢力の効果的で持続的な共闘を中央・地方でつくりあげなければなりません。そのさい共闘における対等平等の民主

的原則を確立することは、ひきつづき重要です。われわれはこの大会において沖縄県民のみなさんが統一のために努力した経験と教訓のなかから深く学び、そのために献身的に奮闘することを誓いあわなければなりません。

⑥以上のような日本国民のたたかいを強化し発展させ、沖縄、本土一体のたたかいを前進させることこそ、今日の情勢のなかでアジア諸国人民との真の連帯をきずく道であり、日本国民の責任を果す道です。われわれはそのうえに立って、アジア諸国人民との連帯と共同の敵アメリカ帝国主義にたいする共同のたたかいを積極的に強化しなければなりません。

とくに、インドシナ侵略戦争の拠点である日本でインドシナ侵略反対、インドシナ人民支援のたたかいを拡大・強化することはきわめて重要です。われわれはインドシナ三国人民のたたかいの世界史的意義をあらためて確認し、この連帯行動を日本の平和運動の第一義的な任務として、さらに広範な人びとのものとしていかなければなりません。われわれはいっそう重大な決意をもって、このたたかいをおしすすめようではありませんか。

また、朝鮮における軍事挑発に反対し、日「韓」条約破棄、南北朝鮮の自主的、平和的統一を支持するたたかいは、いちだんとその重要性をましています。われわれは、朝鮮人民と在日朝鮮人民との連帯共同闘争をさらに強化し発展させなければなりません。

現在きわめて困難な条件にありますが、七億の中国人民との連帯の問題はきわめて重要です。自主、平等、内部問題不干渉の原則にたった真の日中友好を推進し、日台条約破棄、「日中不戦」「アジア不戦」などの運動を大きくひろげていくことが必要です。また、中華人民共和国をはじめ、朝鮮民主主義人民共和国などアジアの社会主義国との平和五原則にもとづく国交回復を要求する新たな運動を発展させなければなりません。

これらの連帯行動を強化するなかで、アメリカ帝国主義の侵略反対、インドシナ三国人民支援の国際的共同行動の前進とそのための国際的統一戦線の組織をめざして積極的に奮闘しなければなりません。それは日本平和運動に課せられた光栄ある国際的使命です。

5　「インドシナ諸国人民の平和と独立のためのパリ世界集会」

パリ世界集会は、インドシナ諸国の代表をはじめ五大陸から八四カ国、三二国際団体代表一二〇〇名が参加して、一九七二年二月一一日から一三日までパリ郊外のベルサイユ大会堂でひらかれた。日本からは、ベトナム人民支援日本委員会、総評、科学者、宗教界などの民主団体による統一日本代表団四五名（団長・古在由重）が参加した。

集会は、第一～四分科会にわかれて討論をかさね、「特別決議」「アピール」「一般決議」「行動にかんする決議」「戦争の新しい諸側面にかんする決議」「経済問題にかんする決議」を採択した。「アピール」は、平和への権利が人類の尊厳な権利であり、そのためにアメリカ政府がとるべき措置についてつぎのようにのべている。

【パリ世界集会アピール】

世界のすべての人民は、侵すことのできない権利、平和への権利をもっている。インドシナ諸国人民もかわりはない。

それにもかかわらず、四半世紀にわたって、インドシナ諸国人民は、武器を手にして、みずからの生命と尊厳、独立と自由を守ることをよぎなくされている。

それは、アメリカ政府がその世界戦略の一環として、この地域において

支配を確立することを決定したからである。
インドシナ諸国人民のきぜんたる抵抗と、アメリカ人民をふくむ全世界人民の世論に直面して、ニクソン大統領はアメリカ地上軍の一部を南ベトナムから撤退させ、「平和」を口にせざるをえなくなっている。
このことは、ニクソンが戦争の続行を断念したことを意味するものではない。反対に、ニクソンは、爆撃を強化し、人命のいっそう系統的な破壊・虐殺を目的とする従来以上の殺人的な兵器を使用して、戦争を激化させている。
インドシナは、今後どのように使用されるか今日予測できない新兵器の実験場となっている。
われわれは、ベトナム、ラオス、カンボジア人民がなんらの制限なしに平和、自由、独立の権利を行使できるようになることを主張する。
われわれは、アメリカ政府がインドシナから全アメリカ軍をすみやかに、かつ全面的に撤退させること、および、この撤退の正確な期限を明示すること、また、インドシナ諸国人民に対する爆撃その他の軍事行動を停止することを要求する。
われわれはアメリカ政府がみずから作り出し、戦争と新植民地主義の道具として利用している諸政府にたいするいっさいの支持をやめ、インドシナ諸国人民がなんら外国の干渉なしに自由に自己の運命を決定できるようにすることを要求する。

6 六・一集会

一九七二年六月一日、「ニクソン政権によるベトナム民主共和国の全港湾機雷封鎖、雨期を前にした堤防・ダム破壊などの侵略拡大、日本政府の協力・加担糾弾」「日本からのベトナム出撃反対」「インドシナ人民支援連帯活動の強化」の課題をかかげ、社・共両党、総評、中立労連、日本平和委員会など一二団体主催による「アメリカのベトナム侵略拡大糾弾、日本からの出撃・補給反対、インドシナ人民支援六・一中央集会」がひらかれた。集会には、六〇〇〇人(主催者発表)が参加。集会は「ベトナム人民への連帯電」とつぎのような「アピール」を発表した。

【アピール】

アメリカのベトナム侵略拡大を怒りをこめて糾弾し、日本からのベトナム出撃に断固反対する決意をこめて、ここ六・一中央集会に結集したわれわれは、侵略に反対し、平和を求めるすべての国民に心から訴える。
今日、アメリカ帝国主義のベトナム侵略は、きわめて重大な段階に直面している。米軍は、ニクソン大統領の命令によって、ベトナム民主共和国の全港湾を機雷で封鎖し、また、鉄道その他陸上輸送のしゃ断や雨期をまえに堤防、ダムの破壊、徹底的無差別爆撃を行なうなどもっとも凶悪な非人道的暴挙をくりかえしている。
これは、ベトナム侵略開始以来もっとも危険な最大規模の侵略拡大である。われわれは、このニクソンの犯罪的暴挙にたいし、怒りをこめて抗議・糾弾する。
このニクソンの気ちがいじみた暴挙は、追いつめられたアメリカ帝国主義のベトナム人民にたいする重大な挑戦である。ニクソンが不法・不当にも国際法の諸原則をじゅうりんし、堤防・ダムを破壊して一般住民の生命と生活を大量におびやかして、また公海航行の自由をふみにじって、世界各国人民のベトナム支援活動をたちきろうとしていることをわれわれは絶対に許すことはできない。
われわれ日本国民にとっていまきわめて重大なことは、日本がベトナム侵略の重要な出撃基地となり、沖縄をふくむ日本全土が最大の侵略基地化

している ことである。佐藤自民党政府は、「事前協議制」をまったく空文化してアメリカの侵略加担をますます露骨にしている。米軍のベトナム出撃、補給や武器弾薬の修理輸送が、沖縄をはじめ、本土の横田、横須賀、相模原、厚木、横浜、東・北富士、呉、秋月、岩国、佐世保など日本の基地からあいついでおこなわれている。われわれは、米軍の日本からのベトナム出撃や侵略のためのいっさいの基地使用にたいして心から怒りをもって糾弾する。

こうした事態は、われわれが一貫して指摘してきた安保条約と日米沖縄協定、日米軍事同盟のもとでの四次防、軍国主義復活のもつ危険な侵略的本質をいっそう露骨に示すものにほかならない。

われわれは、ベトナム人民と堅く連帯し犯罪的な侵略戦争に反対する全世界の反帝平和勢力とともにニクソンの暴挙を糾弾し、アメリカがパリ和平会談の再開と南ベトナム臨時革命政府の七項目和平提案に応じてすべての米軍がベトナム、ラオス、カンボジアから即時全面撤退することを断固として要求する。

われわれはここに、当面するきわめて重要な国際的共同課題として、インドシナ三国人民のたたかいを全面的に支持し、日本の米軍基地からのベトナム出撃や武器弾薬の修理、補給、輸送に反対する闘争をはじめ、あらゆる形態の支援活動を強化し、緊急に行動に立ちあがる決意を表明する。

われわれは、この共同の決意のもとに、ひきつづきアメリカのベトナム侵略拡大と佐藤自民党内閣の侵略加担糾弾、日本からの出撃補給反対のたたかいを全国的に発展させるとともに、平和、中立、民主を求めるすべての国民がともに立ち上がることを心から訴えるものである。

7. 「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」

一九七一年九月一一日、成田社会党委員長、野坂共産党議長、市川総評議長、末川博、東山千栄子、松本清張、吉野源三郎氏ら一六名のよびかけで、「司法の独立と日本の民主主義を考える国民の集い」がひらかれ、全国から一六〇〇名が参加した。集いは、①裁判官の任官差別撤回を要求する署名運動の展開、②最高裁裁判官の国民審査制度へのとりくみを強める、③裁判所法の改悪反対運動を展開する、④訴追委員会の危険な動きに反対する、⑤民主主義を守り、憲法改悪に反対する、⑥学習・討論集会を開き、司法の独立と民主主義を守るための組織を結成する。⑦「国民連絡会議」を結成するなどの「行動提起」を承認し、「司法の独立と民主主義を守るため国民のみなさんに訴えます」とのアピールを発表し、「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」の発足を宣言した。

また、一二月一一日、国民連絡会議の初めての全国代表者会議がひらかれ、①宮本裁判官再任拒否の撤回、七人の元司法修習生のひ免処分撤回、来年度の裁判官再・新任にさいし、不当差別反対を最高裁に要請、抗議する署名運動、②来年予想される総選挙での国民審査で反動的裁判官を不信任しよう、などの運動方針を決めた。

以降、各地で各都道府県連絡会議によって署名運動が展開され、一九七二年三月七日、第一次要請署名四六万人分を最高裁に提出した。八日には、裁判官会議は、再任を希望する裁判官六一人全員の再任を決定した。この日、自由法曹団は、つぎのような声明を発表した。

【裁判官再任問題についての自由法曹団の声明】

昨年の宮本裁判官の再任拒否が、裁判の独立をおかすものとして、法曹会のみならず、国民全体から大きな反撃をうけたこと、および、本年の再任問題についての、各弁護士会の決議、四千名をこえる弁護士の署名、司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議を中心とする、国民各層の活動の成果である、最高裁は、憲法に基く裁判を、わが国の一線裁判所からも一掃しようとはかり、政府自民党の民主主義破壊、全面軍国主義化の一翼をになおうとする意図を、すててはいない。

われわれは総力をあげ、この司法の反動化を阻止し、民主主義をまもるためにたたかう決意である。

8　科学者の平和運動

第六回原水爆禁止科学者会議

一九七一年七月二四～五の両日、第六回原水爆禁止科学者会議が、如水会館、学士会館で、人文・社会・自然科学各分野の科学者九〇人が参加してひらかれた。会議は、①沖縄協定と東南アジア、核戦略、②核兵器と環境破壊、③科学研究と平和などをテーマに、問題提起者の報告にもとづいて、討議した。

会議が採択した声明は、「こんにちほど、全国の科学者が思想や専門のちがいをこえて協力して平和にたいする社会的責任をはたさねばならない時期はない」とのべ、①日米「沖縄協定」に反対し、核も基地もない沖縄の全面返還と安保条約廃棄、②南ベトナム臨時革命政府の七項目和平提案の支持とアメリカの全面的な撤兵、③核兵器の使用禁止協定の実現、非核三原則の立法化、④原子力の平和利用における公開・民主・自主の三原則の厳守、⑤原水爆被災資料センターの設置、一九七五年の国勢調査に被爆者調査を附帯させること、の課題をかかげ、「諸課題の解決は、科学者の社会的責任にかんするきびしい自己規律、科学の目的の再確認と科学研究の正しいあり方と研究者の姿勢の確立、科学の調和ある発展の追求などと結びついており、全国各分野の科学者が思想的立場や専門のねがいをこえて団結、協力することを従来にもまして一つよく要求している。また、これらの活動は、科学者が広はんな国民の原水爆禁止運動と結びつき、その一環としてすすめられるときはじめて大きな効果を達成できる。そのためにも、「われわれ科学者は原水爆禁止運動の統一的発展をつよくのぞむものである」と訴えている。

日米沖縄協定強行採決に反対する学者・文化人の集い

一二月八日、家永三郎、木下順二、藤原義江、松本清張氏ら学者・文化人五〇氏のよびかけで、「日米沖縄協定・強行採決に反対する学者・文化人の集い」が、明治大学で、約三〇〇人（主催者発表）参加してひらかれた。

集会は、「われわれは、主権者たる国民の一員として、政府・与

党の国民にたいする政治的・道義的責任をきびしく追及するとともに、沖縄協定にもとづく体制が事実として構築されることにたいしては、不断の異議申し立てをおこなうことをここに決意する」との宣言を採択。集会後、全員、ちょうちんデモをおこなった。

ベトナム人民支援科学者緊急集会　一九七二年五月二三日、有倉遼吉教授、神立誠東大名誉教授、芝田進午教授ら一四氏のよびかけにもとづき、日本科学者会議東京支部、地学団体研究会、東京地区大学教組など九団体による実行委員会主催の「アメリカのベトナム侵略拡大の暴挙に抗議するベトナム人民支援科学者緊急集会」が、東大農学部、明大大学院、都立大、小金井市商工会館の四カ所でひらかれ、二三〇人が参加した。

集会は、科学・技術の最新の成果が残虐きわまりない皆殺し戦争に使われていることを、ヒューマニズムと科学の名において糾弾し、ニクソン大統領と佐藤内閣に対する抗議文と、ベトナム支援強化を訴えた都民へのアピールを採択。集会では、①ノーベル賞級学者四〇人による国際科学者アピールを活用し、科学機器をベトナムの科学者に贈るなどの支援活動、②街頭募金行動、ベトナム問題市民講座などによる宣伝活動、③第二東京法廷（七月上旬開催）への協力、④基地撤去、安保廃棄の行動をおこすことを決議した。

9　原水爆禁止運動

第一七回原水爆禁止世界大会　原水爆禁止日本協議会（日本原水協）主催の七一年第一七回原水爆禁止世界大会は、八月一日から三日間、東京において、ベトナム民主共和国平和委員会代表団二名をふくむ一三カ国、九国際団体四七名の海外代表参加のもとに国際予備会議をひらいた。会議は、名誉議長として、日本政府から入国を拒否されたカンプチア民族統一戦線代表団、ラオス愛国戦線代表団、南ベトナム平和委員会代表団を推した。

八月五日から、広島において、第一七回世界大会本会議がひらかれ、約一万人の日本代表が参加した。六日には、世界大会参加者による六・九行動が、広島市内一〇カ所でくりひろげられ、二九の分散会にわかれて一万人討論集会がもたれ、夜には、文化大集会がひらかれた。本会議最終日の七日、日本代表のうち約一五〇〇人は被爆者家庭訪問を、約五〇〇人は慰霊碑めぐりとABCCへの抗議行動をおこない、約三〇〇〇人は、岩国基地調査行動に参加した。その他の日本代表は、①インドシナ侵略戦争反対・三国人民支援国際交流、②沖縄返還協定と原水爆禁止運動、③核基地化反対、軍事基地撤去、④民主主義擁護・軍国主義復活阻止、⑤被爆者救援運動、

⑥第五福竜丸保存運動、⑦原子力問題、⑧広島、長崎を生かす平和教育、⑨自治体と原水爆禁止運動、⑩労働者のたたかいと原水爆禁止運動、⑪学生運動と原水爆禁止運動、⑫七〇年代、未来をになう高校生と原水爆禁止運動、⑬農山漁村のたたかいと原水爆禁止運動、の一三のテーマで問題別階層別集会をひらいた。

閉会総会では、「国際共同行動のための広島アピール」「インドシナ諸国人民の完全勝利をかちとるための支援と連帯を強化する決議」を採択し、とくに本年一〇月と一一月に世界の各地において創意ある国際統一行動を組織するようよびかけた。日本代表団は、「被爆者の要求を実現し、真の援護法制定にむかって一大運動を展開しよう」「日本国民の責任とわれわれの決意」「第五福竜丸保存のための募金を七二年三・一ビキニデーまでに完遂しよう」を決議した。「日本国民の責任とわれわれの決意」の内容は、つぎのとおりである。なお、八月一五日には、世界大会の初の沖縄大会が、海外代表三人（アメリカ）、本土代表五〇人をふくむ約四〇〇人が参加してひらかれ、「核も基地もない真の全面返還のための沖縄アピール」が採択された。翌一六日には、沖縄原水協のよびかけによる「平和のための円卓会議」がひらかれ、三〇余氏がアピールを発表した。

【日本国民の責任とわれわれの決意】

第一七回原水爆禁止世界大会に参加したわれわれ日本代表団は、世界最初の被爆地、広島でひらかれた本大会が、五大陸から参加した多数の海外代表との協力によって、成功をかちとり、すべての代表が友情を深め、相互の連帯をいっそう固くしたことを、心から喜ぶものである。

とくに、不当にも日本への入国をはばまれてきたベトナム民主共和国平和委員会代表団が七年ぶりで本大会に参加し、大会の成功に寄与したことは、われわれのもっとも大きな喜びである。われわれは、本大会に参加した全海外代表、ならびに本大会を支持した多数の内外の友人とともに、この成果をしっかりうけとめ、新たな前進の出発点にしなければならない。

現在、われわれをとりまく内外の情勢は、まさに歴史的な激動の時期をむかえている。日本代表団は、核戦争阻止、核兵器完全禁止をめざす一九七〇年代の歴史的な闘争において、アジアと世界の平和のためにはたすべき日本国民の責任の重大さを、痛切に感ぜざるをえない。

第一七回原水爆禁止世界大会は、「国際共同行動のための広島アピール」と「インドシナ諸国人民の完全勝利をかちとるための支援と連帯を強化する決議」を採択し、とくに本年一〇月と一一月に世界の各地において創意ある国際統一行動を組織するようよびかけた。日本代表団は、このアピールと決議を断固として支持し、その成功のために全力をつくす決意をここに表明するものである。沖縄協定の批准をめぐる臨時国会を中心とする本年秋の統一行動は、一九七〇年代の日本の進路とアジアの平和に直接かかわる重大なたたかいとして展開されるであろう。

われわれは、インドシナで窮地に追いこまれているアメリカ帝国主義が、内外の世論の前にまったく孤立化しつつある今日、かれらの「アジア人をして、アジア人とたたかわせる」という凶悪な政策を徹底的に暴露するとともに、南ベトナム共和臨時革命政府のパリ会談での七項目提案を全面的に支持し、アメリカにその完全な受諾をせまる闘争を強め、インドシナ諸国人民支援の運動をいっそうひろめなければならない。

さる六月に調印された沖縄協定は、ニクソン・ドクトリンにもとづき、わが国をアメリカのアジアにおける最大の軍事的拠点とするものであり、日本全土の核基地化そのものにほかならない。そして、このことは、「広島・長崎をくりかえさせるな」という国民の願いを真向からふみにじるものであり、同時に、朝鮮にたいする軍事挑発を強め、アジア諸国人民にたいする敵視政策をいっそう強化するものである。

過日、一六二名の生命を一瞬にして奪った自衛隊機による全日空機衝突事件は国民の生命と安全を無視した軍事力増強政策の実態を、象徴的に示している。

本年秋に迫っている沖縄協定の批准に反対し、核も基地もない沖縄の全面返還、日米安保条約破棄の国民的課題のもとにすべての平和・民主勢力

の持続的な共同闘争を実現するために全力をあげて奮闘することは、当面の急務となっている。とりわけ、沖縄協定による「本土の沖縄化」の進行にともなって、再編強化されつつあるアメリカの軍事基地と自衛隊基地を撤去させ、核兵器のもちこみ、エンタープライズなど原子力艦船の「寄港」、四次防にもとづく自衛隊の増強、対米従属下の日本軍国主義の復活強化に反対して、全国的な統一行動を強めることは、わが国のみならず、アジアの平和と安全のための欠くことのできない重要な課題である。また、アメリカ帝国主義の朝鮮での戦争挑発など、日本を拠点とするアジア諸国人民にたいする敵視政策をやめさせ、日台条約破棄・日中国交回復と、国連における中国代表権の回復をかちとることは、きわめて重要である。

さらにアメリカは、アムチトカ島における地下核爆発実験の計画にもみられるように、核軍拡、核脅迫政策を、ひきつづきおしすすめている。われわれは、核兵器の完全禁止、当面使用禁止の国際協定を実現するために、国際世論と共同行動とを、いまこそ飛躍的にもりあげなければならない。

佐藤自民党政府は、口では、非核三原則を守るといいながら、じっさいには、アメリカの「核のカサ」のもとに日本をおき、自衛隊の核ミサイル武装化をはかっている。さらに、国民の安全を無視し、公開・民主・自主の平和利用三原則をふみにじって「原子力開発」を強行し、わが国の潜在的核保有をすすめている。したがって、非核三原則の立法化をかちとることは、さしせまった課題の一つである。

われわれは、以上の当面する緊急の共通課題にもとづく行動を強め、原水爆禁止運動の統一的発展の展望をきりひらかなければならない。

過去、数年来、国際的な平和・民主運動内部の不団結は、わが国における原水爆禁止運動と、世界大会に、深刻な影響をおよぼしてきた。しかし日本の原水爆禁止運動は、この困難と試練のなかから、平和をめざす統一行動についての原則的立場を明らかにしてきた。それは、アメリカ帝国主義の戦争と侵略の政策とたたかう方向で、当面の一致しうる緊急の課題で行動を統一し、各国の運動の自主性を尊重し、妨害勢力を加えず、自主・平等・内部問題の不干渉の立場を厳守することである。

周知のとおり、この原則的立場の正しさは、本大会への幅広い多数の海外代表の参加にも示されているように、現在、国際的に広く確認されており、国内では、ベトナム・安保・沖縄などの課題での平和・民主勢力の統一行動や、東京、大阪などの知事選挙においても一致して承認されている。

われわれは、いまこそ、この原則的立場にたいする確信を、広範な国民各階層とくに労働者と労働組合のなかにおしひろめ、運動の統一的前進をたたかいとるために、全国の職場・地域・学園において、いっそう奮闘するものである。

日本原水協は、さる六月、「原水爆禁止と平和を願うすべての民主団体・個人への訴え」を発表し、原水爆禁止運動の統一的発展についての基本的立場をあらためて内外にあきらかにした。われわれは、ここに内外の平和・民主勢力によって支持されている原則的立場を基礎として、今後もいっそうの努力をはらうことをかさねて表明するものである。

われわれは、日本国民のたたかいが、アジアにおけるアメリカの核戦略体制の拠点をつきくずす闘争であるというみずからの責任を深く自覚しつつ、中央および地方の原水協組織を強化し、三〇余万の被爆者とともに、本大会が提起した共同の事業の達成をめざして、三〇余万の被爆者とともに、情勢はきわめて重大である。

われわれは、すべての日本国民が核兵器のない世界、平和・中立の日本実現という新しい時代の扉をひらくために、ともに力をあわせて、たちあがるよう、心から訴える。

被爆二六周年原水爆禁止世界大会

被爆二六周年原水爆禁止世界大会は、一九七一年七月二〇日から四日間が沖縄大会、八月三日から二日間が国際会議、五日から三日間が広島大会、八日から二日間が長崎大会で、世界大会では、「被爆二六周年原水爆禁止世界大会―国際会議の声明」「広島アピール」「長崎大会宣言」が採択されている。そして、「国際共同の決議」では、①ベトナム反戦国際共同行動、②アムチトカ地下核実験阻止の

国際共同行動、③ミクロネシアの独立支援と調査団の派遣、を当面の課題とし、「行動の決議」は、わが国における核兵器反対運動についてつぎのようにのべている。

【行動の決議】

一、被爆二六周年原水爆禁止世界大会に参加したわれわれは、沖縄の核基地付き返還に最大の関心を示した。なぜなら、核基地付き返還は、非核三原則の一角を崩し、日本の核政策を大きく転換させることになるからである。それは日本がもはや核被害国ではなく、核加害国になることを意味する。われわれはこの歴史的転換の局面にたって、原水爆禁止運動に総力をあげて行動しなければならない。

当面、われわれは欺瞞に満ちた沖縄返還協定阻止に全力を集中し、さらに、沖縄の核基地撤去のために闘いを強化しよう。

一、自衛隊の核装備を目指す動きも顕著になってきた。すでにナイキの装備をはじめた自衛隊は四次防によって、さらに強大な装備を保持しようとしている。

われわれはナイキの配備に反対する運動を強め、四次防の危険な政策を国民に周知徹底させるべく行動しよう。全日空・自衛隊機衝突事故は、政府のいう〝防衛〟とは何か、という基本問題を国民に突きつけている。〝防衛〟が国民の生命と権利を守ることを意味しないなら、〝防衛〟とは国民には無縁のものである。

われわれはいまこそ、自衛隊の増強運動をやめさせ、核武装を未然に阻止しなくてはならない。「日本非核武装宣言」の実現めざして運動を強めよう。

一、原子力発電、核燃料再処理工場問題も深刻なものとなってきた。現在の核燃料の産業化は、独占資本の利潤本位に計画され、安全対策、放射能汚染防止の対策を欠いている。高度成長による「公害」を経験したわれわれは、放射能汚染問題で同じ誤ちを繰り返すことはできない。なぜならば、放射能汚染は、遺伝障害をも伴い、人類の滅亡に通じかねないからである。

われわれは、放射能による環境汚染を許さないために、現在計画されている原発・再処理工場の設置に反対する。安全基準を強化しようとする傾向は世界的なすう勢である。われわれは、政府の原子力政策を抜本的に転換させる運動を展開しよう。そのためには各地で闘われている原発反対運動の統一的に発展させるため、その連絡・協力の体制をつくることが急がれなければならない。また、学者・専門家など広汎な人びとと協力して、放射能「公害」を未然に阻止する広大な運動を展開しよう。

一、第五福竜丸の保存運動も急がれなければならない。ビキニにおける水爆実験の悲惨な被害を記念する第五福竜丸を永久保存し、核兵器反対運動の糧にしよう。

三・一ビキニデー

七二年三・一ビキニデー中央集会は、パリ世界集会に結集したインドシナ侵略戦争反対の国際連帯のなかから、フランスの四八団体を代表してフランス代表一名、アメリカ代表団代表二名が参加してひらかれ、アメリカ代表のアル・ハバード氏（反戦ベトナム帰還兵の会書記長）は、一九六三～六五年にかけ、米本土から、横田、三沢など日本の米軍基地に核兵器を運びこんだ事実を証言した。

三・一ビキニデー中央集会への日本原水協の報告は、ニクソン・ドクトリンの展開に対する日本と世界各国の平和運動の新たな前進を特徴づけ、「沖縄協定後の核問題の新たな展開」につき、つぎのようにのべている。

【日本原水協報告（抜粋）】

昨年の沖縄協定批准反対闘争をつうじて、私たちは、「核ぬき、本土なみ」の欺まんを国民の前に暴露することに一定の重要な成果を獲得しました。

すなわち、第一に、沖縄と貯蔵され、配備されている核兵器について、沖縄の米軍が核戦力部隊であることについて、それを事実上、承認せざる

をえないところに追いつめました。

第二に、政府は、本土の米軍基地の核兵器の貯蔵、配備にたいする国民の正当な不安と疑惑をついに解消することができず、それをいっそう色こくせざるをえませんでした。

第三に、沖縄協定によって、現行安保条約が実質的に「アジア・核安保」に改悪され、沖縄をふくむ日本全土の核基地化の危険性を提起しました。さらに、核戦力部隊としての米軍の演習、訓練は沖縄のみならず日本全土にわたっているということ、言いかえれば、今日では、日本全土が核兵器・核戦力部隊でおおわれているということが、具体的にあきらかにされました。

第四に、日米混合軍事体制が実際に機能しており、自衛隊は米核戦力の一部にはっきり組みこまれているということがとくに四次防問題の追及のなかであきらかにされました。

これらの具体例として本集会の開催地である静岡県における今沢、東富士にその実態をみることができます。本土米軍基地「縮小整理」の重要な一環であった東富士米軍演習場が「返還」されてのち、却って演習は質量ともに強められました。ここで訓練している沖縄米第三海兵隊は、原子砲装備の核部隊、緊急発進自在の自由出撃部隊であり、ニクソン・ドクトリンによって全太平洋地域を出撃対象とする部隊です。そして横須賀基地の米第七艦隊母港化、関東の米空軍施設の横田基地への集中、米軍管理下での横田、立川両基地の一体化をはじめ安保条約にもとづく米軍・自衛隊基地共同使用や七〇年代日米混合軍事体制の強化がすすめられています。

以上のことから、沖縄協定後の日本は、アメリカの核戦力体制の一部としてくみこまれアジアにおける核脅迫政策の拠点にされているといえます。

以上の事態は、私たちが、沖縄協定後の核問題の現実的展開を、もう一度しっかりとつかみなおすことの重要性をしめしています。

アメリカはいま、「核抑止」という名のもとで際限のない核軍拡の道をつき進んでいます。ニクソン大統領は、今年の一般、予算、外交の各教書において「軍事力の維持こそは平和を追求するわれわれの努力にとって不可欠のものである」とのべ、「アメリカおよび同盟国の安全にたいするいかなる脅威にも充分対処できる核抑止力を維持する」とうたっています。そして、地上発射ミサイル＝ミニットマンと、潜水艦発射ミサイル＝ポラリスをそれぞれ多核弾頭のミニットマン3型、ポセイドンにとりかえることを続け、ABM＝セーフガード計画を継続する国防費を計上しています。また、さきにのべたレアード国防報告は、五カ年計画に沿ってULMS（水中長距離ミサイル体系）などの大幅強化を含む戦略核軍事力強化をあきらかにしています。

核兵器は、一面ではアメリカにおいて、独占資本の大儲けを保障するため、国を挙げての態勢のもとに開発されてきました。このような歴史的事実をふりかえるとき、まだ、自前では核兵器を持たないわが国においても、現に独占資本と国家の手で急ピッチに進められている原子力の「平和利用」にたいして、平和をのぞむ国民の立場から確固とした方針を貫くことが極めて重要になってきているといわなければなりません。原子力の平和利用のための自主・民主・公開の三原則は、現在、軍事同盟強化の政策のもとで侵犯され、じゅりんされています。私たちは、真の原子力平和利用が、自主・民主・公開の三原則を貫徹しうる条件、つまり中立日本の実現と結びついてのみかちとれること、独占資本の利潤本位ではなく、日本国民の被爆体験と核兵器完全禁止の要求にこそもとづいておこなわるべきことを主張します。また安全性の問題が最大限に重視されるべきことを主張します。

被爆二世問題活動者会議

一九七二年六月一七日から二日間、日本原水協主催の被爆二世問題活動者会議が、広島において、一七都道府県から六五人の参加のもとにひらかれた。この会議は、被爆二世問題研究会（一九六七年一二月）、被爆二世懇談会（一九七二年三・一ビキニデー）などの活動のうえに組織されたもので、つぎのような決意を確認した。

【被爆二世問題活動者会議の決意】

一、被爆二世に遺伝的影響があることは否定できない。したがって、それによる障害の多少にかかわらず、被爆二世の社会生活にまで支障をきたしていることも、重大な問題である。

一方、遺伝的障害にたいする不安が、非科学的に誇張され、それによって被爆二世の社会生活にまで支障をきたしていることも、重大な問題である。

われわれは被爆による遺伝的障害について、科学的根拠にもとづく実相を明らかにし、それを全国民に知らせ、いらざる不安と誤解をなくしていくことが、緊急に必要だと考える。最近発表された国立遺伝研究所、田島弥太郎博士の推定によれば、これまで漠然と考えられ、不安のもとになってきたほど被爆による遺伝的障害の頻度は大きくない。この程度の頻度であれば、被爆二世の健康は、十分な管理が配慮されることによって、普通人の水準におくことができるであろう。しかし、田島報告は、マウスを使った実験にもとづく推定であり、ぜひとも、直接、被爆二世についての調査が必要である。このような調査は、広範で綿密な、しかも長期にわたるものでなければならず、そのためにも、被爆二世の立場にたった健康管理、あるいは医療を実現させることが不可欠の前提である。

二、原水爆禁止運動は、「被爆者とともに」前進することをもっとも重視してきたし、また被爆者は、原水爆禁止運動のなかで、被爆者の老齢化がすすむ一方、被爆二世が多数成長し、被爆者運動の先頭にたつ時代を迎えているが、これらの青年と原水爆禁止運動全体との結びつきは、まだかならずしも十分でない。

被爆一世と二世は、被爆者としての共通の立場にあるが、原水爆禁止運動のなかでの役割には、おのずから区別もある。被爆一世のばあいには、その「運命」の特殊性だけを強調することは正しくない。

われわれは、とくに被爆二世のばあい、自分たちのおかれている立場を、たんに個々人の経験にとどめることなく、これを一般化し、被爆者でない若いなかまとともに運動をすすめていかなければならないと考える。今後、被爆二世、三世は人口としても膨大な量にふくまれていくわけであり、被爆者の問題を全国民のものとしていくうえで、決定的な役割をはたすべき位置にある。

同時に、被爆二世が被爆者であるという立場を無視してはならないことは当然である。とくに、同世代の青年と被爆二世の団結のなかで、さらに青年運動全体のなかで、原爆被害の特殊性についての理解を正しく深め、力をあわせて核兵器完全禁止、当面使用禁止協定締結を要求する運動の前進に寄与しなければならない。

三、被爆二世と原水爆禁止運動全体との結びつきを深め、さらに、被爆二世にたいしても現行の被爆者医療法・特別措置法を適用させ、被爆二世をふくむ援護法を獲得していくために、各地域における被爆二世の組織化が必要である。しかし、広島の「胎内被爆者・被爆二世問題対策会」および「長崎青年と被爆二世の会」のすぐれた経験が示しているとおり、被爆二世だけを集めた組織ではなく、被爆二世と同世代の青年をふくめた組織化をはかるべきだと考える。

右のような組織活動をすすめるにあたっては、各地域の被爆者団体と緊密な連携をたもち、地域の特殊性を十分に考慮し、青年の自発性を尊重しなければならない。

10　第四三回メーデー

一九七二年の第四三回メーデーは、全国的に悪天候のなかで、中央メーデーの二五万人をはじめ、沖縄県をふくむ四七都道府県、八

八七カ所に二九〇万人（実行委員会発表）が参加しておこなわれた。ことしのメーデーは、政府・独占資本の低額回答に対して、国鉄、私鉄などを中心に全国的統一ストライキ闘争が春闘史上最大のもりあがりをみせ、高物価、運賃値上げ反対・公害問題など国民のいのちとくらしを守るたたかいが前進しているなかでひらかれ、また、ニクソン政権によるハノイ・ハイフォンなど北爆拡大、日米沖縄協定による「本土の沖縄化」、司法の反動化、国民の知る権利への干渉など、重大な局面を反映して、アメリカのインドシナ侵略糾弾、核も基地もない沖縄全面返還、「本土、沖縄からの米軍出撃許すな」、安保条約廃棄、佐藤内閣打倒、国会解散などのスローガンがかかげられた。そして、中央メーデーには、ことしから公明党も参加した。

中央メーデー式典では、議長団を代表して市川総評議長があいさつ、つづいて主催者団体を代表して天池同盟会長があいさつ、来賓として、社会党の成田委員長、民社党の春日委員長、共産党の野坂議長および公明党の浅井副委員長が、それぞれあいつした。このあと、ベトナム労働総同盟など国内外からのメッセージが披露され、つぎのようなメーデー宣言が採択された。

【第四三回メーデー（要旨）】

戦前の苦難の時代から働く者の解放に彩られてきたわが国メーデーはここに四三回の足跡をしるした。

円切り上げの要因ともなり、諸外国からも激しい非難をあびているように、日本の労働者の賃金・労働条件はいまなお先進諸国に比して数段低い水準にすえおかれ、医療保険制度にみられるように、現行の社会保障制度すら改悪の試みが繰り返されている。職場では円・ドルショックとこれに便乗した首切り、労働強化、労働条件切り下げなどの攻撃があいついでいる。

佐藤内閣が、今日まで日米共同声明路線に固執し、国際情勢のなかで孤立化をまねいてきたことは、日本国民に大きな不幸をもたらしている。特に四次防、自衛隊の移駐問題にみられるように、文民統制の原則すら無視し、憲法改悪をねらい、民主主義をも破壊しようとしていることは、われわれの到底容認できないことである。

われわれは大幅賃上げ獲得、首切り、労働強化、労働条件改悪反対、労働時間短縮、週休二日制の実現、健保改悪反対、年金医療制度の抜本改善、働く婦人の権利確立と地位向上、労働基本権確立、などの要求をかかげて立ち上がるとともに、広はんな勤労階層と手を携え、物価値上げ反対、大幅減税、公害絶滅、低家賃公営住宅の大量建設、司法の独立を守り、教育の反動化を阻止し、報道の自由を守り、住民のための地方自治確立など国民の切実な要求をかかげてその活動の先頭に立ち、さらに憲法改悪反対、核も基地もない豊かな沖縄実現に向って積極的に活動していくことが重要である。われわれはいまこそ佐藤内閣の退陣と国会の即時解散を求め、来たるべき総選挙において「働く者による革新政権の樹立」をかちとり、国民生活、福祉優先路線への転換をはかる決意を表明する。

すべての労働者と働く国民のみなさん。情勢はわれわれにとって明らかに有利である。この第四三回メーデーを期し、一層決意を新たにし、働く者すべての団結を強め、新たな勝利に向かって力強く前進しよう。

【中央メーデー・スローガン】

①大幅賃上げ獲得、労働時間短縮と週休二日制の実現。
②健保改悪反対、年金、医療制度の抜本改善
③物価値上げ反対、大幅減税、公害の絶滅
④憲法改悪反対、核も基地もない豊かな沖縄の実現
⑤佐藤内閣打倒、国会即時解散。

【参考資料】　(1)日本労働組合総評議会『総評』（週刊）、(2)日本社会党『社会新報』（週二回刊）、『月刊社会党』、(3)日本共産党『赤旗』（日刊）、『前衛』

(月刊)など、(4)原水爆禁止日本協議会『原水協通信』(月刊)、(5)原水爆禁止日本国民会議『原水禁ニュース』、(6)日本平和委員会『平和新聞』(旬刊)、『平和運動』(月刊)、(7)日本科学者会議『日本の科学者』(月刊)、(8)日本労働協会『週刊労働ニュース』

XIII 政党

概要

一、この一年間の国際情勢は、ニクソン米大統領が七二年秋の大統領選をひかえて、次つぎにうち出した新戦略――米中首脳会談、米ソ首脳会談、ハノイ・ハイフォン爆撃をふくむ北爆強化、北ベトナム全港湾の機雷封鎖、ドル防衛政策などをめぐって、大きくゆれ動いた。これと関連して、国内でも沖縄返還協定批准問題、日中国交回復問題、四次防問題、円・ドル問題などが政局の焦点となった。

一、七〇年後半の政界をにぎわした〝野党再編〟論は後退し、かわって〝野党共闘〟問題がクローズ・アップされた。社会党がとなえる〝全野党共闘〟、公明、民社両党の〝反自民、非共産〟の〝社公民三党共闘〟、共産党が主張する社共両党を中心とする〝革新統一戦線〟など。次期総選挙への思惑もからんで、事態は流動的である。

一、社会党は、成田・石橋執行部のもとで結束をかため、日中・沖縄闘争、とりわけ日中国交回復運動に力を入れた。〝全野党共闘〟の名のもとに、国会では〝社公民三党共闘〟、地方選や大衆運動では〝社共共闘〟と、状況に合わせて共闘の使いわけをおこなっている。

一、民社党は、春日・佐々木の新執行部のもとで、社会、公明両党との共闘の維持につとめた。政策面での孤立化をふせぐため、党内の一部や支持団体の反対をおしきって対中接近策をとり、日台条約破棄の方向をうちだし、沖縄協定にも反対票を投じた。党創立者の西尾、伊藤両氏の引退も発表され、民社党は転機に立っている。

一、共産党は、他の野党がこぞってニクソン訪中を歓迎したなかで、これを〝ニクソン美化論〟として批判し、国際矛盾の焦点は依然としてベトナム問題であるとの立場をとり、沖縄闘争とともにインドシナ人民支援に力を入れた。また、党員拡大でののびなやみを克服するため、組織活動改善の方針をうちだし、党創立五〇周年にむけて党勢拡大運動を展開した。

1 〝野党共闘〟をめぐる各党の動向

1 概況

〝野党再編〟から〝野党共闘へ

七〇年六月、西村民社党前委員長の提唱をきっかけにクローズ・アップされた〝野党再編〟問題は、七〇年暮の社会党大会で〝再編推進派〟の江田書記長が敗れたことによって一歩後退した。さらに七一年春の統一地方選挙では〝社共共闘〟が目ざましい成果をあげ〝野党再編〟派に大きな衝撃を与えた。このため、〝野党再編〟を積極的に推進してきた公明・民社両党は、七一年六月の参院選で、特定地方区において政策協定なしに社会党候補を支援した。この結果、協力地区の社会党候補は全員当選するという成果をあげ、統一地方選での社共共闘の進展にある程度ブレーキをかけるのに成功した（以上は本年鑑第四二集四二三ページ以降に詳述した）。

しかし反面で、この選挙の結果は〝野党再編〟派が望んでいた「二党一派による革新新党の結成」という余儀なくさせることとなった。

もともと、この三党の選挙協力は、社会党内の「右派の要請に応えて、公明、民社が特に他党公認候補支援という結党来、未曽有の措置に踏み切ったものであって、その共同の目的は、野党再編路線を推進するため以外の何ものでもなかった」（春日一幸「参院選の総括と今後の野党再編の展望」『民社党』第一三号）。しかし、この選挙における社会党の予想外の勝利は、社会党内の野党再編派の気勢をそぎ、「新中期路線」の〝全野党共闘〟方針の堅持を主張する成田・石橋執行部を安定させる結果となった。

すでに公明党は、統一地方選の直後に「党の主体性を回復し、再編はそれから」という態度を表明していたが、参院選後には「野党関係は人と人のつながりよりは政策の一致を重視すべきだ」として、社会党へのパイプを江田派一本から執行部に重点を移す姿勢を示していた。これと同時に「日台条約」破棄の方針をうち出して、竹入委員長を団長とする代表団を中国に送り、日中友好五原則をうたっ

た共同声明に調印したのをはじめ、沖縄返還協定反対、安保条約早期廃棄といった新方針を次つぎに発表し、政策面でも社会党との距離をちぢめた。

また、参院選後の党大会で新委員長に春日一幸氏を選出した民社党も対中国接近策をとり、沖縄返還協定にも批判的な姿勢をとって「二党一派再編」から社会、公明両党との〝協力〟〝共闘〟に路線を修正した。

一方、共産党は、一貫して、社会党に対し、国政レベルでも社共両党を中軸とする持続的共闘＝革新統一戦線の結成をよびかけてきた。これに対し、社会党は、「社会党を中心とする全野党共闘」の立場から、社共両党に限定した持続的共闘には応じられないとし、地方自治体の首長選や大衆運動での〝一日共闘〟では社共共闘を主にし、国政レベルではむしろ社公民三党の院内共闘に重点をおいた。このように、国会では〝社公民共闘〟、地方選と大衆運動では〝社共共闘〟というのが、この一年間の「野党共闘」の主要な傾向であった。しかし、地方選では大阪市長選の〝社公民共闘〟、福島県知事選での社共民共闘、沖縄県知事選での全野党共闘など、新たな共闘のタイプが生まれている。また、大衆運動の分野でも日中国交回復を課題とする社公共闘が成立した。

社共両党は、沖縄返還協定反対闘争では何回かの〝一日共闘〟をくりかえしたが、両党の間には、ニクソン訪中など国際情勢の評価をめぐって対立がある。これは、当面する運動課題でも、共産党がベトナム問題を重視するのに対し、社会党は日中国交回復を最優先させるというちがいとなって現われている。こうした情勢評価に関連し、また、社会党執行部が、次期総選挙では、全選挙区に立候補者のある共産党との共闘は困難だが、公明、民社両党から協力を得る可能性があるとしていることもあって、この一年間で社会党と公民両党、とりわけ公明党との関係は、これまでになく接近した。

以下、この一年の野党共闘の動きをおっていくが、大衆運動については、別に「政治的大衆行動と平和運動」でとりあげるので、ここでは国会における野党各党の動向と中間地方選についてみておこう。

2　国会における〝野党共闘〟

第六六臨時国会

第六六臨時国会は、七一年七月一四日から二四日まで一一日間ひらかれた。この国会は、参院選にともなう「院の構成」を決定することを主たる目的としたものであった。冒頭の議長選は、自民党の重宗雄三氏の四選が確実視されていたが、自民党反主流派の河野謙三氏が参議院の改革を提唱して立候補し、自民党の一部と全野党の支持を受けて当選するという予想外の結果となり、政府・自民党に大きな衝撃を与えた。

また、会期中の七月一六日には、ニクソン米大統領の中国訪問決定の発表があり、内外に大きな反響をよんだ。各党はいずれも代表質問でこれをとりあげ、政府に日中国交回復の実現を迫った。また超党派で組織している日中国交回復促進議員連盟は「日中国交回復決議案」を提出した。しかし、自民党が、衆参両院の議院運営委員会でこの決議案を本会議に上程することを拒否したため、決議の成立は阻まれた。

「沖縄国会」

七一年一〇月一六日から一二月二七日までひらかれた第六七臨時国会は、沖縄返還協定の批准を中心議題とする「沖縄国会」であった。開会を前にした一〇月一二日、社会、公明、民社三党の書記長会談がひらかれ、「沖縄国会対策三党連絡会議」を三党の書記長、国会対策委員長、政審会長によって設置し、共闘を強化することを決定した。

一〇月二六日、国連総会は七六対三五という圧倒的大差で中華人民共和国の国連復帰と国府の追放を決定した。野党は衆参両院本会議で中国問題について緊急質問をおこなうとともに、二七日、社公民三党は共同して、中国代表権問題で政府の責任を追及する福田外相不信任案と日米繊維協定での政府の責任を問う田中通産相不信任案を提出した。共産党は両決議案に賛成したが、外相の不信任理由の「世界緊張緩和の方向に逆行し……」とあるのは、現状分析として不正確であるなどの批判的立場を表明した。

沖縄協定の審議は一一月六日から衆議院本会議で、一一日からは衆議院沖縄協定特別委ではじめられた。野党各党は、かねてから沖縄に調査団を派遣するなどして米軍基地の実態を調べ、協定の問題点の検討を重ねていた。そして、この協定が政府の主張するような「核ぬき、本土なみ返還」などでなく、核基地や心理作戦部隊を含む膨大な米軍基地を存続させたままでの返還であることを、さまざまな角度から追及した。しかし、自民党は、一一月一七日、沖縄協定特別委で採決を強行し、審議を中途でうちきった。このため、すでに予定されていた沖縄選出の瀬長亀次郎、安里積千代両議員は質問の機会を奪われた。この暴挙に院外の大衆行動は急速に高まり、一九日の統一行動中央集会には二七万人が参加し、六〇年の安保闘争を思わせる盛り上がりをしめした。野党各党は、そろってこの強行採決を「議会制民主主義をふみにじる暴挙」として糾弾した。

一一月二〇日、船田衆議院議長は自民、社会、公明、民社四党の幹事長・書記長、国対委員長を招き事態の収拾についてあっせんした。この席で公明党は、①非核三原則と沖縄の核抜き、②沖縄米軍基地の縮小撤去の趣旨を盛りこんだ国会決議を成立させることを条件に収拾に協力することを提案した。民社党はこれに同意し、自民党も「基地の縮小撤去」を「縮小整理」とすることでこれに応じた。社会党は「強行採決は認められないし無条件で特別委にさし戻すべきである」と主張して、これに反対した。公明党の「方針転換」は院外の大衆行動の盛り上がりに不安を抱いたためといわれ、同党と自民党とのあいだに事前の了解があったとみられている(『毎日新聞』一一月二二日付)。

翌二一日、協定特別委は、社共両党と沖縄選出の瀬長、安里両議員が審議をボイコットしたままで再開され、公明、民社両党の議員が補足質問をおこなった。そして、協定が会期内に自然成立するために必要な期限の前日、一月二四日に、自公民三党のみ出席の変則国会で協定は可決された。同時に、自公民三党共同提案の「非核ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議案」が、決議案は各党全会一致との先例を破って可決された。瀬長、安里の両氏は本会議もボイコットした。社会党は、一一月一七日、沖縄協定特別委で採決の結果、社共両党の賛成、自民反対、公明、民社両党は棄権で否決された。

このあとは、協定にともなう関連国内法の改正の審議がつづけられ、一二月一四日に自民党の賛成だけで衆議院を通過した。参議院

では、会期を三日間延長したが成立せず、結局、第六八国会の冒頭の一二月三〇日、自民党の単独審議でこれを可決した。

なお会期中の一一月八日、社公民三党は共同で日中復交決議案を提出したが、自民党の反対で成立しなかった。また、一一月一六日には超党派で「日朝友好促進議員連盟」が発足し、国会議員二四六人が参加した。

このほか、野党の一致した責任追及によって、一一月一六日には、川崎市の崖崩れ実験事故のため平泉科学技術庁長官が、一二月三日には国連に関する暴言で西村防衛庁長官が更迭された。この〝西村発言〟を追及するなかで、社公民の三党共闘は復活し、一二月七日には三党書記長会談をひらいて「公用地暫定使用法案」反対などの一致した態度を確認した。さらに、一二月二三日には自民党の会期延長に対抗して社公民三党共同で内閣不信任案を提出した。

第六八通常国会

第六八通常国会は、七一年一二月二九日に一五〇日の会期で召集された。この国会は、昭和四七年度予算案の審議を主な議題としたものであったが、日米首脳会談に間に合わせるため、召集と同時に、前国会で継続審議となった沖縄協定関連国内法案の審議を続行するという、異例の幕開けとなった。年内成立をめざす自民党は、野党の反対をおし切って、一二月三〇日、単独採決をくりかえして可決した。国会はこのあと一カ月間自然休会となったが、その間、佐藤首相が訪米し、一月七日にはサンクレメンテで日米首脳会談がひらかれ、沖縄の施政権返還の五月一五日実施、安保条約の重要な役割りを強調した「日米共同声明」が発表された。野党各党は、①沖縄の「核ぬき」の具体的取り決めがなく、基地の縮小、撤廃の道すじが示されていない、②中国問題についてふれることを避け、佐藤内閣では日中国交回復は不可能だとの批判を表明した。ただ民社党だけは、沖縄の核ぬきが「確認されることになったことを評価する」との態度をとった。

また、休会中に荒船衆議院副議長と原労相がそれぞれ暴言問題で野党の追及にあって辞任した。

一月二九日、国会は再開されたが、冒頭から「四次防予算の先取り問題」で紛糾し、二月八日午後から国会審議は完全にストップした。これは、国防会議で決定されていない四次防計画が、予算案にくみ込まれていたため問題となったものであった。

社公民三党共闘は、沖縄国会でいったんくずれはしたが、その後、西村防衛庁長官の辞任要求などで共同歩調をとり、三党書記長会談や国対委員長会談をしばしばひらいて共闘態勢をかためていた。四次防問題でも三党は結束して「防衛予算を政府自身で減額修正せよ」と要求して政府・自民党と対決した。このため、国会は二二日間にわたって空転した。この間、政府は防衛予算中の新規装備費の凍結、与党提案による削減などの妥協策や、単独審議、国会解散などの強硬策をちらつかせて事態の打開を試みた。

結局、二月二五日に船田衆議院議長が、①政府は四七年度予算を修正し、新機種分の歳出予算二七億九一〇〇万円は削除する、②新機種購入にかかわる「国庫債務負担行為」九〇六億五一〇〇万円は四次防の主要項目の内容を決定し、衆院議長の確認を得るまで凍結する、との〝あっせん案〟を自社公民四党の国対委員長に提示し、各党はこれをうけいれ、二八日から審議が再開された。事態の収拾にあたって除外された共産党は、あっせん案は「形の上で譲歩しただけで、実質的には四次防の発足を許すもので、しかも政府の政治

責任は不問にふされている」と批判した。

国会は、その後も首相と外相の台湾帰属に関する見解の不一致、立川の米軍基地への自衛隊の抜きうち移駐、自衛隊装備の沖縄移送、沖縄交渉における〝密約〟を裏づける「外務省極秘文書」の発覚などで再三審議が中断した。このため、予算案の成立はいちじるしくおくれ、四月三日に衆議院を通過し、同二八日にようやく参議院で可決・成立した。なお、社公民三党は共同で大幅な予算組みかえの動議を提出したが否決された。修正案の骨子は①三二五〇億円の所得税減税の反面、大企業に対する税率の引上げ、特別措置の整理、②防衛費二〇一七億円をはじめ五二九六億円を削減し、これを社会保障費二五六一億円増額、住宅費五〇〇億円増額、公害対策費六〇〇億円増額などにまわす、などであった。

国会終盤の焦点は、国鉄運賃値上げ法案、健康保険改正法案の二法案であった。政府・自民党は両法案を成立させるため、野党の反対をおしきって会期を三週間延長した。野党側は二法案の廃案をめざし、最終段階の六月一五日には社公民三党共同で衆議院に佐藤内閣不信任案、参議院では内閣問責決議案を提出した。不信任案は賛成一五九、反対二六七で否決されたが、自民党反主流派の一部がこれに欠席したほか、同党の一年生議員の集まりである「獅子会」のメンバーも、佐藤首相の引退時期の表明を求め、容れられない場合は欠席もあり得るとして審議に遅刻し、政権末期をまざまざと示した。政府・自民党は最後の望みを参議院議長の〝あっせん〟にかけたが、野党側はこれを拒否し、河野議長は〝あっせん〟を断念、ついに健保・国鉄両法案や自衛官の増員などに関する防衛二法案は廃案に終わった。六月一七日、佐藤首相は引退を表明し、六四年一一月九日政権の座について以来、七年七カ月余におよんだ〝佐藤時代〟は終わりをつげた。

なお、会期中の四月一二日、ベトナム民主共和国との友好親善の促進を目的とする超党派の団体「ベトナム問題議員懇話会」が自社公民四党の一六議員の出席で設立総会をひらいた。共産党は「アメリカのベトナム侵略に反対する立場が不明確である」としてこれに参加しなかった。

3　中間地方選

知事選

七一年七月以降の一年間に投票がおこなわれた県知事選は、高知(一一月)、福島(四月)、沖縄(六月)の三県であった。三県とも革新統一候補と自民党公認候補の対決となり、高知、福島では自民の現職、沖縄では革新の現職が当選した。

高知県知事選では、社共両党と県総評の三者は「明るい民主高知県政をつくる会」を組織し、前高知市長の氏原一郎氏を候補に推した。また、民社党は候補者と独自に政策協定を結んで、氏原氏を支持した。過去四回、無所属で出た現職の溝渕増巳氏は七月末に自民党に入党し、公認をうけた。一一月二八日の投票の結果は、二三万五〇〇〇対二〇万九三八八と約二万票の差で溝渕氏が当選した。

福島県知事選では、社会、民社、共産の三党はじめ県労協、県地方同盟、日農県連などが参加して「大きな和で明るい県政つくる会」を結成し、山形女子短大教授の和田甫氏を推した。四月二五日、

投票の結果、現職で自民党公認の木村守江氏が六五万八八五二票、和田氏は三四万五三一七票であった。

施政権返還にともなう沖縄の県知事選は、六月二五日に投票がおこなわれた結果、革新共闘会議の推す屋良朝苗知事が、二五万一二三〇票、自民党公認の元主席、大田政作氏は一七万七八〇票と大差で屋良氏が当選した。この選挙では、社会、民社、共産の各党のほか、前回の主席公選の際は中立の立場をとった公明党も屋良候補を支持した。なお同時におこなわれた県議選でも、社大党一一、人民党六、社会党四、公明党一、革新系無所属一と屋良県政の与党が二三議席と過半数を占めた。

市長選　七一年七月以降の一年間に投票がおこなわれた市長選は、八〇であった。このうち、二四の市で野党共闘がおこなわれ、その半数以上の一四市で当選した。二四の野党共闘のうち、つぎの一九市が社共両党の統一候補である。那珂湊（茨城・当）、上山（山形・当）、戸田（埼玉・落）、立川（東京・当）、小牧（愛知・落）、岡谷（長野・当）、所沢（埼玉・落）、三原（広島・落）、上尾（埼玉・当）、藤沢（神奈川・当）、富士宮（静岡・当）、本渡（熊本・落）、小諸（長野・当）、中津川（岐阜・当）、浜田（島根・落）、二戸（岩手・落）、川口（埼玉・落）、下田（静岡・落）、御坊（和歌山・落）。奈良県橿原市、福島県須賀川市では社会、民社、共産の三党共闘、大阪市では社公民三党共闘でいずれも当選した。また福島県会津若松市と三重県伊勢市では社会、民社両党推薦候補がともに当選した。共産党が他団体と共同で推す「革新共同候補」は、宮城県古川市で自民、社会両党の推す現職を破って当選したが、大阪府和泉市、大阪市、石川県加賀市では落選した。

このように、従来、伝統的に保守の地盤とされてきた地方の中小都市でも、革新統一候補の進出が目立った。この結果、七二年六月現在、社会党が中心になってつくっている「革新市長会」に参加している市長は、全国六二四市のうち一一〇市にたっした（『社会新報』六月一一日付）。また、共産党が与党の自治体は、同五月末現在、一都、二府、四六市、三九町、七村、一特別区となった（『赤旗』五月二九日付）。

1　日本社会党

1　概　況

成田・石橋執行部の一年　七〇年一二月の第三四回大会で成田・江田執行部に代わって選出された成田・石橋執行部は、七一年四月の統一地方選では社共共闘、六月の参院選では社公民協力を実現して予想以上に成果をあげ、党内での地位を安定させた。前執行部が、〝挙党体制〟のうたい文句とは裏腹に、執行部内での不一致が目立ち、とりわけ成田委員長と江田書記長とが公然と対立したのにくらべ、成田・石橋コンビは「機関中

心の党運営」を強調し、党内の結束につとめた。

七月二八、二九の両日、参院選を総括し、下半期の活動方針を決定することを目的とした全国書記長会議がひらかれた。会議は、二つの選挙の勝利で「党再建の足がかりはできた」とし、八月以降、沖縄国会へ向けて「日中・沖縄・生活闘争の三つの課題を三位一体のたたかいとして取り組み、社会党を中心に全革新勢力を院内外で総結集し、佐藤内閣打倒にむけて運動のもりあげをはかる」とともに、下半期の活動の最重点として党勢の拡大にとりくむことを決定した。また、注目されていた総選挙での共闘については、「次期総選挙には、独自でたたかうことを前提として党の主体性を強化し、その上で事態の発展に対応する姿勢をとらなければならないこと、また政界再編論は、今ではどこにも存在していないこと」を確認した。

社会党は、この全国書記長会議の決定にもとづいて、「党勢拡大・総選挙勝利をめざす闘争本部」を設置することとなり、八月一二日の中執委で、成田委員長を本部長、石橋書記長を事務局長に、①党勢拡大、②生活・日中・沖縄闘争、③総選挙準備の三チームを編成し、それぞれに担当中執、本部書記を配置することなどを決定した。

党活動の最重点とされた党勢拡大については、「党組織建設五カ年計画推進委」を中心に、八月から一〇月までを「第一次党拡月間」とし、党員、党友、機関紙の拡大につとめた。その後、「月間」は一二月末まで延期されたがあまり成果はあがらなかった。

日中・沖縄・生活闘争は、国会内では公明、民社両党とのあいだに書記長、国対委員長などによる連絡会議を設けて三党共闘をおこない、日中国交回復決議や内閣不信任案、予算組みかえ動議などを共同で提出するなど、これまでになく共同歩調をとった。一方、大衆行動では従来どおり、共産党との〝一日共闘〟が中心であった。とくに、沖縄国会のヤマ場では連続して統一行動がくまれ、六〇年安保につぐ盛上りをしめした。

七二年一月にひらかれた第三五回大会は、「全野党共闘」「多角的、重層的共闘」という共闘方針の正しさが事実によって証明されたとし、総選挙で躍進して、社会党を中心とする護憲、民主、中立、生活向上の国民連合政権を確立することを中心とした運動方針を決定した。この大会で、反主流派の江田派は、社公民三党の連立政権構想を確立することをめざした決議案を提出したが、支持されなかった。

大会はまた、①国民の命と暮しを守る、②日中復交、核も基地もない沖縄の実現、四次防反対、③内閣打倒、総選挙勝利などを七二年度のたたかいの重点目標として決定した。①の生活闘争については、二月一七日には生活要求闘争本部(本部長・赤松副委員長)を設け春闘と国会闘争を軸に物価値上げ反対、公害追放の運動にとりくみ、国会では「健保」「国鉄」の二つの値上げ法案を廃案においこんだ。②については、国会で四次防予算の先どり問題、対米密約問題などを中心に政府を追及したほか、日中復交、日朝友好運動に力を入れた。

総選挙闘争については、七二年中に解散、総選挙は必至とみて、七一年一二月二二日に、九九人の第一次公認候補と、選挙にのぞむ基本方針、三大政策、スローガンなどを発表したのをかわきりに、七二年六月一五日に第五次公認を決め、あわせて一一九選挙区に一五三候補を決定した。

新江田派正式に発足

七〇年暮の大会で委員長に立候補して敗れた江田前書記長は、七一年二月に新江田派

の「現代革新研究会準備会」を結成していたが、参院選後の七月二三日に準備会をはずし「現代革新研究会」として正式に発足した。発足声明は、「革新研」の課題として、①社公民共闘を基礎に、自民党に代わる革新政権構想を明らかにする、②そのため、院内外、さらに衆院選での三党共闘をめざし、反自民革新連合をあらゆる分野で強化する、③社会党を、広範な知識人や世代のエネルギーを結集し、現代の重要課題に正面から取り組む党に脱皮させる、の三つをかかげ、その実現のため、今後党内で具体的かつ現実的な提案をしてゆく、とのべていた。「革新研」には三〇人の衆議院議員が参加し役員につぎの人びとを選んだ

▽代表世話人河野密、▽常任世話人三宅正一、山本幸一、中沢茂一、坂上安太郎、高田富之、松本七郎、山中吾郎、川俣健二郎、阿部昭吾、卜部正巳、田辺誠、山口鶴男（以上現衆院議員）、山田耻目、大柴滋夫（以上前）、松井政吉（元）。

「革新研」は九月三日に議員や活動家約一八〇人を集めて熱海で全国集会をひらき、つぎのような方針を決定した。①中央、地方を通じて積極的に活動を進め、党内の多数派を制するよう努力する、②次期総選挙で革新連合政権を樹立するため、社公民三党で年内に連立統一候補を選ぶ、③社公民三党による持続的共闘をすすめる。

このような立場から、江田派は執行部に申入れをしたり、大会にとくに下部で多数の支持を得るに至った成績をつぎのようにのべている。

佐々木の現職書記長と並んで社会党から江田前書記長が招かれて講演している。

組織の実勢

社会党の党員数は七〇年一〇月現在で三万三八四六人と五党のなかでもっとも少数であった。こうした状態を克服するため、同党は、七〇年一一月の第三四回大会で「党組織建設五カ年計画」を決定し、これにもとづいて、党の各級機関に「党組織建設五カ年計画推進委員会」を設置した。中央本部の「推進委員会」は参院選後の七一年七月一八・一九の両日、初会合をひらいて、八月から一〇月までを「第一次党拡月間」とすることなどを決めた。その後「第一次党拡月間」は一二月末まで延期されたが、その成果は、第一年目標に掲げた「五万の党」の水準にはほど遠いものであった。これについて、第三五回大会の「党組織建設五カ年計画推進委員長報告」はつぎのようにのべている。

【党組織建設五カ年計画推進委員長報告】

第一次党拡月間の五カ月間をつうじて、党員数の五・二%の入党者を獲得しましたが、半面、この期間にその半数を超える離党者をも生じたため、差引き二%足らずの増、年間でみても党員総数は四%足らずの増にとどまっております。

この報告では実数は示されていないが、前大会当時の四%増とすれば三万五〇〇〇人余ということになる。報告はさらに、各県別の成績をつぎのようにのべている。

党拡の実績を個別に検討いたしますと、まず山梨、京都、香川の三府県はそれぞれ、月間中に従来党員数の一割以上を拡大して各都道府県本部の先頭に立っており、さらに北海道、岩手、福島、山形、千葉、新潟、静岡などでの拡大実績がめだっております。……他方、青森、大阪、兵庫などの十三府県では党拡月間中に逆に党員数を減じており……。

民労連総会、七二年六月の九州民労連総会には公明・矢野、民社・

なお、この月間中に、中執委は社会党の支持者の吸収をめざして「党友」の拡大方針を決定した（『社会新報』七一年八月二五日付参照）。「党友」は、社会党を支持し、年額一〇〇〇円以上を拠金するもので、従来は「準党員」的にあつかったものを「党活動の対象」として位置づけたもので、七一年末までに約一万人が組織された。

前年度の大会で一五万部を目標にかかげた機関紙『社会新報』の拡大については、第三五回大会の書記長報告でつぎのようにのべられ、七二年度の目標は二〇万部にひき上げられている。

【機関紙拡大の状況（第三五回大会書記長報告）】

党の機関紙活動は、全国活動家の献身的な努力によってかなりの部数増をみましたが、他方では選挙闘争による機関紙活動の混乱によって滞納部数が増大し、このため紙止めなどの措置をとらざるを得ない不良分局も目立ち、全体的には拡大の成果をあげえたとはいえません。しかし、経営的には完全に黒字基調に転換することができ……

党大会後も「党員の拡大はあまり成果があがらず、『社会新報』七二年六月二八日付に掲載された「第二次党勢拡大実施要綱」によれば、七一年八月の「第一次党拡運動開始以来、現在までの十カ月間を通じて、全党で党員数の約一〇%にあたる入党者を護得しましたが、その半面、六・五%の離党者をみ、党員総数の伸びは目標（当面、五万の党）を大きく下回って」いるという。

党財政の赤字減少

社会党の財政は、七〇年四月の第三三回大会当時で借金総額が七億六三八〇万円という膨大な額にたっし、さらに総選挙での大幅な議席減などによって収入が減少するなど、危機的な状態になっていた。このため、書記局員の三割削減をはじめとする財政緊縮策をとる一方、各級議員の特別党費の増額、再建カンパの徴収などの財政再建策を実施した。その結果、七一年末には借金総額は四億八五〇〇万円に減少した。

なお、政治資金規正法による報告書によれば、七一年一年間の社会党中央本部の収入は五億一三七〇万円余で、前年にくらべて約八九〇〇万円、一四・三%減少した。一方、支出は総額五億一四五六万円で、内訳の主なものは機関紙の用紙代などの資材費が一億一〇四八万円、人件費が五五二二万円、印刷費一二七五万円などである。

役員

第三五回大会では任期切れによる役員の改選はなく、総選挙に立候補するため辞任した高沢総務局長の後任に中嶋英夫代議士が選任されただけである。七二年六月現在の役員の顔ぶれはつぎのとおりである。

▽中央執行委員長　成田知巳、▽中央執行副委員長　赤松勇、日野吉夫、▽書記長　石橋政嗣、▽中央統制委員長　島上善五郎、▽総務局長　中嶋英夫、▽組織局長　船橋成幸、▽労働局長　笠原昭男、▽農漁民局長　芳賀貢、▽中小企業局長　佐野進、▽地方政治局長　和田静夫、▽青少年局長　木原実、▽婦人局長　田中寿美子、▽国民運動局長　伊藤茂、▽教宣局長　八木昇、▽機関紙局長　森永栄悦、▽国際局長　川崎寛治、▽国民生活局長　横山泰治、▽企画担当中執　藤田高敏、三木喜夫、▽政策審議会長　北山愛郎、▽財務委員長　下平正一、▽選挙対策委員長　横山利秋、▽国会対策委員長　楯兼次郎。

2 大　会

第三五回全国大会

社会党の第三五回定期全国大会は、七二年一月二六日から三日間、東京・九段会館でひらかれた。この大会は役員の改選がなかったこともあり、総選挙をひかえての野党共闘問題などの路線論議が中心となった。とくに大会直前にひらかれた右派の現代革新研究会（江田派）の代表者会議が社公民を中心とした連合政権をめざすべきだとする「政権構想確立に関する決議案」を提出する方針を決めたことが注目された。

大会第一日、総評の大木事務局長、美濃部都知事ら一八人の来賓の祝辞のあと、あいさつに立った成田委員長は、「昨年の統一地方選と参院選で一定の勝利をおさめ、党は上げ潮に移ろうとしている。これは①内外情勢の激動に対応し得なかった佐藤内閣に対する国民の批判の高まり、②全党員の努力と、執行部が機関優先をモットーに党運営に当ったこと、③党の政策、方針の正しさによるものである。ニクソンの訪中、訪ソは明らかにアメリカ帝国主義の歴史的な敗北のなかから出てきたものだ。重大なことは、アメリカ帝国主義の弱化をカバーするために、日本軍国主義の復活強化とアメリカ極東戦略の肩代りが日本に求められ、日本の支配層が進んでその役割をはたそうとしていることである。国民生活を犠牲にして軍国主義復活の道を進む自民党路線と対決し、このたたかいに勝利して日本の政治の流れを変えることが党に課せられた任務だ。新中期路線のめざす、〝護憲、民主、中立、生活向上〟の国民連合政権のもとでこそ国民の諸要求は実現する。そしてこの政権は、多角的、重層的な全野党共闘の発展を通じてこそ樹立される。それには来るべき総選挙で党の大躍進をかちとらなければならない」とのべた。このあと、石橋書記長の一般党務報告、下平財務委員長の七一年度会計報告、泉会計監査の同監査報告、島上統制委員長の中央統制委員会報告がおこなわれ、質疑ののちこれを承認した。最後に石橋書記長から七二年度運動方針案の提案説明があり、第一日の議事を終えた。

大会二日目は、「運動方針」「組織・財政・機関紙」「政策」の三つの小委員会にわかれて質疑討論がおこなわれた。

二日間の質疑を通じて、論議の焦点となったのは野党共闘の問題であった。これについて、石橋書記長の党務報告はつぎのようにのべていた。

【野党共闘問題についての書記長報告（党務報告）】

党は野党間共闘について基本的には「多角的、重層的」な戦術を組み、全野党との共闘を実現しなければならないことを理論委員会報告で規定しておりますが、私たちはこの方針に基き、大胆な活動をすすめてまいりました。この結果、私たちは想定できる政党間のすべての型の共闘方式というものを昨年一年間の活動のなかで経験してまいりました。すなわち、一つには沖縄国会にみられる公明・民社との三党共闘、さらに共産党を含む事実上の全野党共闘であります。これは、参議院での議長選挙や中野区議会をはじめ地方議会で最近随所で成果をあげております。二つには首長選挙にみられる社・共共闘、大衆運動における社・共一日共闘であります。三つには国会闘争における社・公・民三党共闘、参議院選挙地方区にみられる社・公・民選挙協力などであります。四つには国鉄マル生粉砕闘争や司法、教育の民主化運動における社・公・共三党共闘、または日中国交回

復運動で追求されている社・公共闘の問題であります。このような課題別のさまざまな共闘を私たちは進めてまいりましたが、このなかで特徴的なことは第一にいずれの場合においても党が中心的な役割を果していること、第二に全野党共闘が佐藤内閣と自民党を追いつめるうえでもっとも迫力があること、第三に首長選挙や参議院選挙にみられるように事実上反自民の総結集がはかられ、それがさしあたり社・共共闘、あるいは社・公・民協力の形をとっているということであります。私は、党がすすめてきた昨年一年間の共闘によって、全野党共闘という党の共闘方針が、自民党政府と独占を孤立化させる上でもっとも適切な戦術であることを事実をもって証明し、とくに共闘を正しく発展させていくためには党自身の力量、主体の強化がなにより急務であるということをあらためて全党が確認したと思います。

これに対し、代議員からは、沖縄国会での公明、民社両党の〝裏切り〟や国鉄のマル生運動での民社党の役割を非難する意見が出され(大阪・動労)、とくに江田派から提出を伝えられた「社公民連立政権構想」に対する批判があいついだ。一方、右派からは「全野党共闘など実績のない、幻の構想ではないか」(和歌山)との疑問が出された。しかし、全体としては執行部の方針が支持された。

最終日の二八日は、各小委員会の報告がおこなわれ、これを承認したのち、高沢総務局長から規約改正案が提案され、満場一致でこれを可決した。この規約改正は、政令指定都市では、総支部が行政区ごとに組織され、市全体の問題を指導する機関がない現状を改めることと、除名などの処分手続きに関する部分的修正であった。このあと、つぎの二一の決議が採択された。①七二年春闘を推進する決議、②三陸沿岸異常低気圧災害対策に関する決議、③北富士演習場の全面返還を闘いとる決議、④原子力発電所、再処理工場の建設反対運動を推進するための決議、⑤ガードマンによる労働争議等への介入を禁止する規正立法の促進に関する決議、⑥広域市町村圏構想ならびに市町村連合法案に反対する決議、⑦宮崎県土呂久鉱山公害に関する決議、⑧萩原秋田市長、即時退陣要求決議、⑨水俣病に対する決議、⑩立川基地自衛隊移駐に反対する決議、⑪区長公選制の実現促進に関する決議、⑫美保軍事基地拡張とジェット戦闘機基地化反対に関する決議、⑬石油コンビナートの志布志湾進出を阻止する決議、⑭交通の危機を打開し国民の足を守るための運動を推進する決議、⑮関西新国際空港建設に反対する決議、⑯ミサイル射場設置反対決議、⑰エンタープライズ寄港阻止の闘争体制強化についての決議、⑱むつ小川原巨大開発反対決議、⑲狭山差別裁判糾弾闘争に勝利し、無実の石川一雄氏の即時釈放を要求する決議、⑳横井庄一さんをあたたかく迎え並びに敗戦処理に関する決議、㉑中教審路線粉砕、国民の教育要求実現に関する決議。なお、以上の決議のうち①と㉑は中央本部提出、他は関係都道府県本部などの提出によるものである。諸決議採択の間に機関紙優秀分局の表彰があった。このあと、横山選対委員長から総選挙闘争方針の提出と第一次、第二次の公認候補者一〇三選挙区、一三四人の氏名が紹介され拍手で承認された。また次期総選挙に立候補するため辞任した高沢総務局長の後任として中嶋英夫衆院議員が選出された。

最後に「社会党の躍進で、国民連合政府を」の大会スローガンと大会宣言を採択して議事を終えた。なお、江田派から提出されていた「政権構想確立に関する決議案」と、これに対抗して左派から提出された「党の主体性を強化し、国民連合政権確立に関する決議案」の取りあつかいをめぐって舞台裏で折衝がつづけられていたが、結局、左派は自発的に撤回し、江田派の決議案は大会運営委員会で

採決の結果、賛成一四、反対三一、保留五で本会議への提出が否決された。なお、両決議案の全文と、江田派決議案の提案説明などは『現代革新』第四号（七二年二月）に収録されている。

【大会宣言（全文）】　一九七二年は重大な闘いの年であります。過剰生産不況と円切上げのもとでの春闘、あるいはインフレと軍国主義化に対決する第六十八国会闘争はすでに開始されており、さらにまた、本年は、佐藤反動政府の戦後最悪の政治を審判する総選挙闘争が予定されています。この時に当り、われわれは、第三十五回定期全国大会に参集し、七二年度運動方針をはじめとするすべての案件を一致して決定しました。この大会で決定した方針の中心の柱は「日本の流れをかえよう」ということであり、それは即ち、社会党の躍進で国民連合政府樹立への扉をひらこうということであります。流動と多党化の七〇年代においては、革新の中核であるわが党を中心に、護憲、民主、中立、生活向上の基本政策の立場で全野党の力を結集することによってこそ、二十余年にわたる自民党政権の独裁に終止符をうち、国民の期待にこたえることができます。いまや、中国、朝鮮、インドシナをはじめ、アジア情勢は急激に展開しています。日本が平和と中立と民主主義の道へ進むか、軍国主義復活の道へ進むか、それは日本国民とアジア諸国民の命運を左右する二つの道であります。日本社会党は、第三十五回定期全国大会の名において国民の皆さんに訴えます。皆さんの力をあわせて、日本の流れをかえようではありませんか。

七二年度運動方針

第三五回大会で決定された七二年度運動方針は、①安保をなくし、新しいアジア平和の体制をつくる、②国民のいのちとくらしを守る経済にきりかえる、③社会党の躍進で、国民連合政府をつくる、を三大目標として、自民党政府に迫っていくことを今年度の任務としてかかげていた。運動方針の中心である第一部は、①われわれの運動の基調と第三五回全国大会の任務、②内外情勢の特徴とわれわれの運動状況、③たたかいの目標、④党建設の四項目から成り、第二部は各局の活動計画が示されている。第一部のうち、「たたかいの目標」の要旨はつぎのとおりである（運動方針の全文は『月刊社会党』七二年三月号参照）。

【日本社会党七二年度運動方針、第一部、三　たたかいの目標（要旨）】

(1)　合理化攻撃に抵抗し、住民運動、自治体闘争を強め、国民の命とくらしを守る運動を前進させよう。＝「大衆路線」を徹底し、各地域で闘争、組織の交流・連携を強め「共闘センター」づくりを進め、総ぐるみ、総がかりの戦術を大胆に展開する体制をつくる。そして、①労働者の雇傭安定の緊急措置　②ドル防衛の直接被害を受けている中小企業や産地工業への緊急措置　③農政の転換の緊急措置　④年金、減税、公共料金、公害、住宅、社会保障に対する緊急措置をかかげ、政府・独占からかちとる闘いを進める。

(2)　憲法と民主主義を守り、政治反動と軍国主義化に反対し、日中友好・国交回復を実現し、沖縄闘争を強化し、核アジア安保体制打破の運動を強めよう。＝①日中友好・国交回復の実現と日朝友好をはじめ諸国民との友好連帯をすすめる運動　②核も基地もない平和経済の沖縄をめざす運動　③自衛隊の増強と四次防に反対し、軍国主義化をくいとめる運動　④憲法改悪に反対し、教育、司法の反動化をくいとめ、民主主義と権利を守る運動。

(3)　佐藤内閣打倒、国会解散をかちとり、総選挙に勝利し、国民戦線と国民連合政府の展望を開こう。＝党の当面の活動のすべては佐藤内閣打倒、国会解散、総選挙勝利をめざしてすすめる。問題はわれわれの主体的条件の確立である。共闘と独自性、協力と批判を追求し、選挙闘争において自力で必勝する党態勢をつくる。党は次の三大政策をかかげ大衆の支持を訴える。①安保をなくし新しいアジア平和の体制をつくります―そのために軍国主義に反対し、日中国交回復を実現します。②国民のいのちとくらしを守る経済にきりかえます―そのためにも公害、物価高、交通事故などいっさいの社会悪と断固たたかいます。③社会党の躍進で、国民連合政府をつくります―そのために自民党内閣をたおし正義と道理の政治をすすめます。この総選挙勝利によって反独占、反自民の国民戦線実現の展望が生まれ、国民連合政府への道を切り開くことができる。

3　主要な活動

沖縄返還協定反対闘争

七一年六月一七日、沖縄返還協定が調印された。社会党は、この協定は〝返還〟の名のもとに核基地、米軍の自由発進基地としての沖縄を固定化するだけでなく、本土全体を沖縄化するものだとしてこれに反対の態度を表明した。そして、七月末の全国書記長会議、八月二五日の全国民運動部長会議で運動のすすめ方を協議し、沖縄闘争を日中国交回復の運動と一体のものとして展開することを決定した。ついで、九月二七日には社会党、総評、中立労連など一五団体で沖縄返還協定反対・全面返還要求中央闘争本部を設け、沖縄国会に向けて教宣活動の強化、各県庁所在地などでの集会やデモなどの行動計画をたて、これを推進した。さらに、一〇月一五日には、沖縄国会にのぞむ基本方針を発表した。この方針は、沖縄協定についてつぎのようにのべていた。

【社会党「臨時国会にのぞむ基本方針」より】

沖縄返還協定の危険な内容を徹底的に追及するとともに、対米交渉のやり直しを要求する。とくに同協定が沖縄県民の意思を無視し、沖縄の軍事基地を日米軍事同盟の中に組み込んで安保条約の実質的改悪を意図していることは大きく変化する内外情勢に逆行し、国益に反する点を徹底的に追求し、粉砕する。また〝核ぬき・本土なみ〟のごまかしを国民の前に明らかにし、基地のない平和な沖縄の本土復帰をめざして、「沖縄協定再交渉要求決議案」「非軍事化宣言決議案」などを提出する。なお復帰にともなう沖縄県民の生活と権利を守るために、㋑沖縄返還協定反対闘争、㋺沖縄離職者対策総合特別措置法案を提出し、その成立を期する。さらに沖縄の通貨はただちに一ドル三六〇円で円にきりかえ、これまでの県民の損失を完全に保障させる（全文は『社会新報』一〇月二〇日付）。

これとともに、社会党は衆参両院議員からなる「沖縄問題研究班」を編成し、六次にわたって議員団を沖縄現地に派遣して調査にあたらせた。沖縄国会の経過や大衆行動についてはすでにのべたので、第三五回大会の書記長報告から沖縄返還協定反対闘争についての報告を見ておこう。

【第三五回大会一般党務報告より】

まず沖縄協定反対闘争について報告いたします。

党は七月の全国書記長会議において昨年下半期の活動の重点を沖縄、日中、生活闘争を三位一体のたたかいとして党勢拡大運動と結合してすすめるという二本柱を設定して強力な活動を展開しました。この基本方針のもとに党は沖縄国会にむけ六次にわたる調査団を沖縄現地に送り、沖縄現地の民主団体の協力のもとに精力的な調査活動をつみかさねてきました。沖縄国会において政府のいう「核ぬき本土なみ」の欺瞞性を国民の前にバクロし、佐藤内閣をしばしば窮地に追いこむことができたのはこの調査活動の成果によるのであります。

この国会闘争を通じて党は沖縄が巨大な米軍の基地の密度と機能をほとんどそのまま存続されることを具体的に追及するとともに核兵器、毒ガスについては辺野古弾薬庫に核兵器が、知花弾薬庫に毒ガスが存在することなどをあげ、また本土の岩国基地が米核部隊の作戦、補給基地の疑いのあることを明らかにしました。このため、政府・自民党は返還協定を強行採決するという暴挙をもって〝核かくし〟をはかり、また岩国の米軍も急いで電話帳を回収し核の標識ぬりかえをおこなうという事実がおきたのであります。

また党は公用地等暫定使用法が憲法に反し、沖縄だけを不当に差別する悪法であること、ＶＯＡ放送が明らかに米軍の謀略放送であること、日本

政府が米国に支払う三億二千万ドルの内訳があいまいでとくに核撤去費七千万ドルがまったくつかみ金であること、そのなかに米国側が支払うべき復元補償費四百万ドルまで含まれていることなどを徹底的にバクロ追及しました。さらに党は沖縄県民が米軍占領下でたたかいとってきた民主的権利を守り県民の福祉向上を保障させるため、政府案の欠陥を追及しいくつかの成果をかちとりました。

このたたかいによって政府・自民党は沖縄協定国内関連法案七件のうち三件は衆議院で継続審議とせざるをえず、残る四件も会期三日間延長しても議了することができず継続審議とし、サンクレメンテ首脳会談を目前にひかえた年末にようやく議了するという異常な事態にまで佐藤内閣を追いこんだのであります。また、国会軽視の暴言をはいた西村防衛庁長官の罷免、川崎事故の責任で平泉科学技術庁長官の辞任など、この沖縄国会では党は佐藤内閣に大きな打撃をあたえ、さらに内閣不信任案をつきつけ佐藤内閣打倒を鋭く迫ったのであります。

日中国交回復運動

社会党はかねてから、日中友好、日中国交回復運動を重視してきたが、七〇年一〇月、六年ぶりに第五次訪中代表団(団長・成田委員長)を派遣してからは、これに積極的にとりくみ、同一二月には「日中国交回復議員連盟」の結成につとめて、これに同党の衆参両院議員全員を参加させた。さらに七一年二月には、総評や学者、文化人などを集めて「日中国交回復国民会議」を結成し、各都道府県段階でも社会党が中心になって「日中国交回復県民会議」の結成につとめた。

七一年七月、ニクソン米大統領の訪中計画が発表されると、社会党はこれを「アメリカの〝中国封じ込め政策〟の崩壊」として歓迎した。そして社会党の第一の課題は、「日中国交回復の運動を急速に盛りあげること」であり、「とりわけ、きたるべき秋の国連総会において、佐藤政府がいわゆる〝逆重要事項指定方式〟と〝二重代表制方式〟の中国敵視政策を推進し、その共同提案国となることをわが党は全力をあげて阻止し、国連における中華人民共和国の正当な代表権の回復と台湾政府の追放を実現しなければならない」(「ニクソン訪中をめぐる情勢とわが党の課題」『社会新報』七一年八月二二日付)とし、沖縄協定批准反対運動とあわせてこれにとりくみ、佐藤内閣を打倒する方針をうち出した。

そして、七月末には全国書記長会議、八月二五日には全国国民運動部長会議をひらいて日中・沖縄を中心とする闘争のすすめ方を協議し、つぎのような「野党共闘」の方針を決定した。①沖縄・日中を中心に諸運動を一体的に集中して展開する、②党およびわが党を中心とする勢力による独自活動を重視してすすめるとともに、大衆闘争では闘いのヤマ場を中心に幅広い統一行動を組む、③統一行動には広く反自民勢力の参加を求める。

この方針は、共産党が五中総で「反安保・反沖縄返還協定を課題とする共闘態勢を確立するため」に協議することを社会・公明両党や総評などによびかけたのに対し、「この提唱は日中国交回復」を共闘の国民的課題を欠落させている」と批判し、「日中国交回復」を共闘の柱に加えることを提唱するとともに、公明・民社両党に対して、院内共闘にとどまらず大衆運動の分野でも共闘に参加することを呼びかけたものであった。共産党はこの提案に同意し、一〇・二一国際反戦デーをはじめ、沖縄国会がヤマ場をむかえた一一月中旬以降、社会・共産両党を中心とした「一日共闘」がくりかえされた(詳細は第二部XII政治的大衆行動と平和運動参照)。一方、公明党との間でも日中国交回復を課題とする統一行動の話し合いが重ねられ、一二月に社公両党、総評、日中国交回復国民会議、日中国交正常化国民協議

会（公明党系）の共催で屋内集会をひらくことで合意をみた。この統一集会は沖縄国会の終盤で、社公民三党の院内共闘がくずれたことから延期されたが、ようやく七二年三月一日に、日比谷公会堂で「日中国交回復実現国民集会」として成立した。また四月には、中日友好協会代表団の招請などを目的とする「日中国交回復促進連絡会議」の結成を社公民三党の党首、日中議連会長などの連名でよびかけた。

国会では、日中議連あるいは公明・民社両党と共同で「日中国交回復決議案」を提出し、政府に日中国交回復の促進を迫ったが、自民党の反対で決議は成立するに至らなかった。

このほか、七一年九月「日中国交回復議員連盟」の訪中団に代表を参加させたほか、一二月には川崎国際局長が、七二年一月には社会党の一年生議員でつくっている「七〇年会」の一行一二人が訪中した。また、田英夫参院議員が『社会新報』の特派員として訪中し、さらに館林千里国際部長が同紙の北京常駐特派員として派遣されたほか、数多くの大衆団体の訪中団に党員が参加した。

日朝友好運動

社会党が日中国交回復運動とならんで、積極的にとりあげた国際活動の一つに日朝友好・日朝国交回復運動がある。同党中執委は、七一年九月に「冷戦構造解消の道」と題する当面の外交方針を発表し、さらに一〇月にはこれを補う「日本外交の転換を提案する」という政策を発表した。これは、ニクソン訪中決定などでアジア情勢が緊張緩和の方向に動いているとして、日中、日ソの平和条約の締結などを提唱し、さらに朝鮮民主主義人民共和国、ベトナム民主共和国、ドイツ民主共和国などの「分裂国家」とも国交を結ぶようによびかけ、これら三国と国交を結ぶまで、通商代表部を設置するよう提案した。

そして、一一月結成された超党派の「日朝友好促進議員連盟」には衆参両院議員全員が参加し、七二年一月には同連盟の訪朝団に三人の代表を派遣した。さらに同月、川崎国際局長が、また四月には伊藤国民運動局長を団長とする社会党活動家代表団が朝鮮民主主義人民共和国を訪問した。

さらに五月二五、二六の両日には、新潟で全国拡大国民運動部長会議をひらいたが、その中心議題の一つは日朝友好運動であった。ここで論議の的となったのは、共産党が主導権を握っている日朝協会の改革・強化の問題であった。また、日朝協会を含む広範な団体、個人を結集して大規模な日朝友好の共同行動を展開することを目的とする「国民会議」を組織することが決定された。

外国党との交流

日本社会党は、この一年間に、中国、朝鮮以外にも、ソ連、ドイツ、ユーゴスラビアなどの社会主義諸国の党の招待で代表団を送り、ソ連、ドイツの代表団を招待するなどして相互に交流を深めた。すなわち、七一年九月九日～三〇日には、横山国民生活局長を団長とする日本社会党第六次訪ソ活動家代表団の一行一五人がソ連共産党中央委員会の招待でソビエトを訪問した。ソ連党の関心は「もっぱら中国問題に対する日本社会党のかかわりかたにあった」という。代表団は、ソ連党の活動家を日本に招待する成田委員長の書簡を手渡した。この招待をうけて、七二年三月三〇日～四月八日、タベエエフ中央委員を団長とするソ連共産党活動家代表団の一行五人が来日した。代表団は川崎国際局長を団長とする日本社会党代表団と会談し、共同コミュニケを発表した（コミュニケの全文は『社会新報』四月一六日付参照）。

また、日本社会党の社会主義理論委員会の代表団（団長・北山政審会長）は、七一年九月二〇日～一〇月七日、ソ連共産党中央委員会、ドイツ社会主義統一党、ユーゴスラビア勤労人民社会主義者同盟の招待をうけて、ソ連、ドイツ民主共和国、ユーゴスラビアの三国を訪問した。一行五人は、各国の党指導者や学者と、①国際情勢と国際連帯の諸問題、②革命過程における統一戦線の問題、③社会主義建設に関する諸問題などについて意見を交換し、それぞれの実態を調査した。

七二年五月八日～一九日には、ドイツ社会主義統一党代表団（団長・ハンス・モドロフ中央委員）一行三人が、日本社会党の招待で来日した。これは、七〇年七月に成田委員長を団長とする日本社会党代表団がドイツ民主共和国を訪問した際の招待が、二年ぶりに実現したものであった。一行は川崎国際局長を団長とする日本社会党代表団と会談し、共同声明を発表した（共同声明の全文は『社会新報』五月二八日付参照）。

このほか、七二年三月にひらかれたイタリア共産党第一三回大会に、勝間田社会主義理論委員長が社会党を代表して出席した。

また、七二年五月二八日から五日間、シンガポールでひらかれたアジア太平洋社会主義会議に川崎国際局長が出席した。同会議には民社党も代表を送ったが、日本社会党の参加は今回がはじめてであった。

1 民社党

1 概況

春日・佐々木執行部の成立

七一年八月、新委員長を選ぶための臨時党大会で、春日一幸選対委員長が三代目の民社党委員長に選出された。四月二七日の西村栄一前委員長の死去以来三カ月余りつづいていた春日氏、曽禰益顧問、佐々木良作書記長の三者間での委員長のポスト争いは、旧西村派を引き継ぎ、春日個人票も加えた春日氏のものとなった。曽禰氏は西尾末広、伊藤卯四郎両常任顧問ら党の長老グループの支持をたのみに〝話合い〟による選任を期していたが、春日氏があくまで〝大会での投票〟を主張したため、結局決戦投票となり、一一四票の大差で敗れた。長老グループの統制力の弱化というより無力化を示した一幕であった。なお、これに関連して西尾、伊藤両氏はそれぞれ常任顧問の辞表を新執行部に提出したという。佐々木書記長は、委員長不在の間〝党首にあらざる党首〟として参院選などの先頭に立った実績と、同盟幹部や党内若手グループの支持を得て委員長への昇格を

ねらった。はじめ佐々木氏は、曽禰グループと提携して春日派と対抗するのではないかとの観測もあったが、土壇場の票読みで春日優位となったため書記長に留任し、春日・佐々木執行部の成立となった。曽禰氏はかねてから、西村前委員長らの〝野党再編〟構想や対中国接近政策などに批判的であったから、もし曽禰委員長が実現した場合には民社党の路線にかなりの変化がおこると見られていた。しかし、「二党一派」による〝野党再編の「忍者部隊長」として〝西村構想〟実現のために活躍してきた春日氏と、西村委員長のもとで書記長として「野党協力」を推進してきた佐々木氏が執行部を占めたことによって、七〇年六月の西村委員長の提唱にはじまった〝野党再編路線〟は依然として民社党の基本路線として維持されることになった。

新執行部の対中接近

春日新委員長は、野党共闘のパートナーである社会・公明両党がすでに訪中使節団を送っていたこともあって、強い希望をしめし、各方面に積極的に働きかけた。その最初の成果が、就任直後の八月三〇日自民党の藤山愛一郎、田川誠一両代議士会長に会見したことであった。この会見は、王副会長の離日前日にようやく実現したもので、折から来日中の王国権中日友好協会副らのあっせんによるものといわれる。さらに九月には、日中議連の訪中団に三人の民社党議員を参加させて訪中の希望を中国側につたえ、また一一月には、北京でひらかれたAA友好卓球招待試合の日本選手団秘書に、春日委員長の女婿で民社党名古屋市議の安井延氏を送り、再度訪中の希望をつたえさせた。これに対し、中国側からも歓迎の態度が表明され、社党代表団の訪中が実現した。

訪中に先だつ七一年一一月末から一二月にかけ、民社党は春日委員長を団長とする使節団をアメリカに派遣した。使節団はロジャーズ国務長官、キッシンジャー大統領特別補佐官らと会談し、沖縄、中国問題をはじめ当面する日米間の重要問題について意見をかわした。この訪米の成果について、第一六回大会の党務報告はつぎのようにのべている。

【民社党訪米団の成果（党務報告）】

この訪米団の成果の第一は、野党党首としてはじめてアメリカを訪れ、野党の立場を明らかにしながら、同時にわが党が反米政党に非ざる野党であることを明示しながら、日米問題について相互理解を深め得たことであります。第二は、この会談でロジャース国務長官から、国会審議の一つの焦点であった沖縄と核問題について、沖縄には核を持ち込まない旨の言明を得たこと及び、国際情勢の変化に即応する安全保障体制の再検討、日米経済問題に対する日本の立場等について相当具体的に話し合われたことであります。

社会・公明両党との共闘にあたって、中国問題とともに民社党の路線修正が必要となったのは沖縄返還協定に対する態度であった。同協定に対しては、社公共の野党三党はそろって反対の態度を表明したのに対し、民社党内の一部や支持団体の同盟、民社研グループには、協定に賛成の意向が強かった。『改革者』七一年一一月号の特集「沖縄協定を肯定する」のアンケートによれば、民社党議員、同盟幹部、民社研に協力している学者文化人など総計一九四人のうち賛成一七三、反対一五、保留六という数字がこれを示している。もっとも、民社党の国会議員だけでみれば、総数一六人のうち反対八、賛成四、保留四であった。結局、党としてはしだいに反対の姿

勢を強め、一一月四日の拡大中央委員会で「核ぬき」の保証などについて政府が必要な措置をとらないときは協定に反対するとの執行部の方針を正式に認め、国会でも反対票を投じた。

民社党は、中国、沖縄問題での政策変更とともに、七一年二月の党大会で決定したばかりの党の基本方針である〝野党再編〟路線にも修正を加え、社公民三党による〝連立政権構想〟をうちだした。これは、従来の部分的選挙協力、院内共闘を一歩すすめ、次期総選挙で三党協力を実現し、三党で過半数を獲得して連立政権を樹立する、というものであった。

三党連立政権構想

この構想は、七一年一一月八日、大阪民労連の総会で講演した佐々木書記長によって提唱され、同席した社会党の江田前書記長、公明党の矢野書記長もこの提案を支持した。この構想は、中執委の討議を経て、七二年一月一八日の社公民三党書記長会談の席で佐々木書記長から正式に提唱され、社会、公明両党に検討を要請した。さらに一月二四日には公明党、三月一四日には社会党に対し、それぞれ「連立政権構想プログラム」を提示して、説明をおこなった。その要旨は、つぎのとおりである。

【三党連立政権構想プログラム（要旨）】

(1)基本的立場　①三党の独自性を尊重し、共通点を反自民非共産にもとめる　②野党再編、新党樹立とは切離してとりくむ　③当面の目標を次の解散後の政権獲得におく。

(2)基本的内容　①政策協定。その内容は安保体制の再検討、日中復交、日米経済関係の調整、物価・住宅・公害など内政政策　②国会共闘　③総選挙協力。それぞれ独自候補をたて、連立政権樹立の統一キャッチフレーズのもとに、反自民の競争的協力をおこなう。また、ギブアンドテイクの原則で三党あるいは二党間で具体的な候補調整をおこなう。

(3)進め方　①当面、意見交換を重ね、各党間、支持者の理解につとめる　②本年中頃までに各党の合意を得、公式に政策、選挙協定の二委員会を設ける　③この構想をもり上げるため、学者・文化人による「連立政権実現促進懇談会」を発足させる。

七二年三月の民社党大会は、この連立政権構想をもりこんだ運動方針を決定した。しかし一月の社会党大会は、同趣旨の江田派の決議を大会に提出することさえ否決しており、次期総選挙でこの構想が実現する可能性は小さいとみられている。

曽禰派「溜池クラブ」設置

委員長選で敗れた曽禰益氏を中心とする反主流派は、独自の政策研究グープ（溜池クラブ）を結成し、七一年一一月三〇日に発会式を東京・溜池の東急ビルでひらいた。この会の発起人には曽禰氏をはじめ、河村勝、中村正雄、栗林卓司、松下正寿、栗山礼行、村尾重雄、鈴木一、吉田賢一、吉田泰造、田畑金光、和田耕作、田淵哲也、和田春生の一四人の国会議員が名を連ね、中村、河村、田畑の三氏が代表幹事に選ばれた。発会式で曽禰氏は「西尾、伊藤両長老が引退することになり、党創始者の一人として、党の路線を守り発展させるという責務を感じている。野党共闘の路線に異存はないが、それぞれ党の違いを〝大同小異〟として片づけてしまってはいけない。外交問題、議会制民主主義を二本の柱に、党の主体性を守ってゆくために努力する」とあいさつした。この溜池クラブについては、第一六回大会で代議員から「最近溜池クラブから執行部と相反する見解が発表され、地方に不安と混乱を与えている。党発展のため路線を明確に、異曲をスッキリしてもらいたい」と発言があり、佐々木書記長は「溜池クラブ問題についてはいろいろ接触し、派閥的団体と見あやまられる運動はとりやめ、将来解消に努

力する」と答えている。

第一六回大会およびその後の中央執行委員会で選出された新役員はつぎのとおり。

役員・名誉党員

▽委員長　春日一幸、▽書記長　佐々木良作、▽統制委員長　稲富稜人、▽中央執行委員　麻生良方（副書記長）、塚本三郎（副書記長）、小平忠（総務局長・党体質強化特別委員長）、西田八郎（組織局長）、大内啓伍（教宣局長・理論誌編集長）、受田新吉（調査局長）、青木清（青婦局長、青年隊中央本部長）、和田春生（機関紙局長）、竹本孫一（政審会長）、渡辺武三（財務委員長）、向井長年（選対委員長）、河村勝（外交委員長）、川端文夫（中小企業対策委員長）、田淵哲也（国民運動委員長）、小川泰、寒川喜一、小宮武喜、斎藤五男、田畑金光、中村時雄、中村正雄、永江一夫、久村晋、渡辺朗（以上無任所）、▽国会議員団長　今澄勇、▽同副団長　内海清（代議士会長）、高山恒雄（参議院議員会長）、▽院内幹事長　池田禎治（国会対策委員長）、▽顧問　西尾末広、伊藤卯四郎、曽禰益、竹谷源太郎、中地熊造、松下正寿、宮部一郎、村尾重雄、門司亮、山下栄二、吉川兼光、吉田賢一、滝田実、▽統制委員　岡田敏男、小沢貞孝、神田大作、津川直一、中山唯男、西村章三、北条秀一、守本又男、山田勝、和田一仁、▽会計監査　岸寛司、小林利、畑良雄、東木作次、山本悌二郎。

なお、第一六回大会の規約改正で新たに設けられた名誉党員は、今回に限りその決定を中執委に委ねられたが、七二年四月二〇日、つぎの一二氏が選ばれた。

片山哲（元総理・元党最高顧問）、棚橋小虎（元参議院議員・長野県連顧問）、今村等（元衆議院議員・長崎県連顧問）、井上良二（元衆議院議員・大阪府連顧問）、松浦清一（元参議院議員・兵庫県連顧問）、田上松衛（元参議院議員・神奈川県連顧問）、井堀繁雄（元衆議院議員・埼玉県連顧問）、渡辺年之助（元機関紙局長・東京都連顧問）、中村元治（元知事）、波多野鼎（元農林大臣）、中地朝子（海友婦人会会長）、阿部静枝（全文協副会長）。

2　大会・中央委員会

第一五回大会

民社党第一五回臨時大会は一九七一年八月三日、東京・九段会館でひらかれた。この大会は、四月二七日に西村委員長が死去した後、空席のままになっていた委員長を選出するためにひらかれたものであった。候補者には、早くから佐々木書記長、春日選対委員長、曽禰顧問の三人の名があげられていた。支持団体の同盟の強い意向もあり、党内では選挙より話合いによる人事を望む声が多く、七月二二日には佐々木書記長の指名による「七人委員会」が設けられ、委員長の選考に当たった。委員会は中村正雄元副委員長を座長に、池田禎治国対委員長、小平忠総務局長、今澄勇議員団長、竹本孫一政審会長、河村勝外交委員長、麻生良方機関紙局長ら各派の実力者からなり、再三会合を重ねて調整工作をおこなった。また、七月二九日には三候補会談もひらかれたが妥協は成立しなかった。このため、支持団体の同盟は、大会前日の単産委員長会談で話合い人事推進の方針を決め、「決選に持込むならば支持団体として重大な決意をせざるを得ない」ことを確認したといわれる。こうした同盟の強い要請で大会前夜、大会当日の早朝、

さらに開会後にも三候補の会談がおこなわれた。しかし、春日選対委員長が最後まで「大会での投票」を主張したため会談は物別れに終わった。

大会は、小平総務局長のあいさつで開会、西村委員長の霊に黙とうした後、同氏の生前をしのぶ記録映画「激動の生涯」を上映した。ついで、議長団選出、大会書記任命があり、大田資格審査委員長は、一〇時五〇分現在、地方代議員四〇四名中三七七名、支持団体代議員九八名中九四名、国会議員代議員一六名中一四名、本部役員五七名中五一名、合計五七五名中五三六名が出席していると報告、大会の成立を宣言した。はじめにあいさつに立った佐々木書記長は、①組織政党としての実体をつくり、政治姿勢を明確化するなど、党の主体性を強化する、②共産党を除く社・公・民三野党の協力をすすめる、を二つの柱として、自民党と政権を交替しうる革新野党づくりの中核となることが民社党に与えられた使命だと述べた。

大会は佐々木書記長の一般党務報告、池田国対委員長の国会活動報告、春日選対委員長の統一地方選、参院選活動報告を質疑ののち満場一致で承認し、静岡県連提出の「航空事故防止に関する決議」を採択、最後に役員選挙がおこなわれた。これより先、春日、佐々木、曽禰の三氏はいっせいに役員選考委員会へ立候補の届出をしたが、その後、佐々木書記長は同盟の強い要請で出馬を断念、書記長に留任することとなった。結局委員長のポストは春日、曽禰両氏の間で投票で争われ、結局、春日氏が投票総数五六六票の過半数を上回る三三〇票を得て新委員長に決定した。曽禰氏の得票は二一六票で、七〇年四月の第一三回大会で西村氏と争って敗れた際の得票二〇四票をわずかに上回っただけであった。白票は一七、無効票は三であった。なお、春日氏の立候補による中執の補充には無競争で和田春生代議士が選ばれた。春日委員長は就任のあいさつで、「いま最大の課題は、野党政治勢力を結集し、自民党政権を打倒して政権交替の体制をつくることである。このため、社公民三党の協力関係をつよめ、野党再編路線に向って努力する。沖縄返還協定、日中国交回復などで三党間の足並みをそろえるようとり組みたい。そのためには党内の融和をはかることが第一である」と述べた（あいさつ、報告の詳細は『民社党』第一四号、報告に対する質疑の要旨は『週刊民社』八月一三日付参照）。

第一〇回拡大中央委

民社党第一〇回拡大中央委員会は、七一年一一月四日、東京・虎ノ門の共済会館に、中央委員、県連、区連の代表、本部役員など二五〇人を集めてひらかれた。この中央委の目的は、沖縄国会を前にして、沖縄問題、中国問題に対する執行部の方針とつぎの総選挙対策などについて討議し、全党の意思統一をはかることにあった。春日委員長のあいさつ、重枝同盟書記長の祝辞につづいて、佐々木書記長の党務報告、池田国対委員長の国会報告がおこなわれた。これに対し、党内派閥の問題、民社研の機関誌『改革者』の民社党批判などについて質疑応答ののち、両報告とも承認された。ついで協議事項にうつり、①沖縄返還協定、②中国問題、③政策転換要求の三議題について執行部の方針が提案され、質疑討論ののち採決、いずれも原案どおり多数で決定した。最後に、衆議院総選挙体制確立について決定した。この拡大中央委で確認された沖縄・中国問題の基本方針はつぎのとおりである。

【民社党の沖縄・中国問題基本方針】

〈沖縄〉　一、つぎの三項目の実施を要求して核ぬき本土なみ返還の実現を期するが、いれられないときは批准に反対する。①核ぬき＝返還時の核点検、国会での非核三原則決議への同意、核ぬきに米大統領声明を求める―政府はいずれかの措置を実行して国民の不安を解消すべきである。②基地＝協定三条にもとづく了解覚書について再協議を行ない、特殊部隊の撤去はもとより、基地全体の整理縮小のスケジュールを明らかにすべきである。③ＶＯＡ＝協定八条にいう五年の期間にかかわらず、日米間の協議で早期撤去を実現する。

一、右の努力に成果がえられないときは、三項目について返還協定の再交渉を求める動議を提出することを考慮する。

〈中国〉　つぎの考えを基本とし、国民的合意を求める立場から日中国交を推進する。①中国を代表する唯一の正統政府は中華人民共和国である。②台湾は中華人民共和国の領土の一部であるが、その処理については平和的解決を期待する。③日華平和条約は国交回復交渉をすすめる過程において解消される。（拡大中央委における主な質疑応答については『週刊民社』一一月一九日付、方針等の全文については『民社党』第一七号参照）

第一六回大会

民社党第一六回定期全国大会は〝現状をうち破ろう〟をスローガンに掲げ、七二年三月二二日から二四日までの三日間、東京の九段会館でひらかれた。春日・佐々木執行部が成立してから半年余で、役員選挙においては対立候補が出なかったので、大会は社・公・民三党の連立政権構想を柱とする一九七二年度運動方針案をめぐる論議が中心となった。

大会第一日は春日委員長のあいさつ、来賓祝辞、佐々木書記長の一般党務報告、池田国対委員長の国会活動報告、永江財務委員長の会計報告、岸会計監査の会計監査報告、稲富統制委員長の統制委員会報告があり、質疑応答ののち、これら諸報告を拍手で承認した。

このあと、①一九七二年度運動方針案（佐々木書記長提案）、②一九七二年度政策案（竹本政審会長）、③規約改正案（小平総務局長）、④一九七二年度予算案（永江財務委員長）、⑤総選挙対策に関する件（向井選対委員長）、⑥機関紙・誌の普及に関する件（小平総務局長）、⑦党体質強化特別委員会設置に関する件（小平総務局長）の諸議案の提案説明がおこなわれ、一括して質疑応答ののち、三つの分科会に付託して第一日の議事を終えた。

春日委員長はあいさつのなかで、野党の第一の使命は自民党政権の打倒であるとし、保守と政権を互角に争いうる建設的革新政党を創造することを強調し、そこに至る道すじとして、つぎの四段階の展望を明らかにした。①国会での野党協力、②選挙協力の実現、③つに立った同盟の天池会長は「社公民連立政権論は選挙に勝つ手段にはならない。勝ったあと実現の可能性が出て来る」と執行部の方針に批判的な見解をのべて注目された。

第二日は、運動方針、選挙対策を審議する第一分科会、政策を審議する第二分科会、規約、組織、予算、機関紙・誌について審議する第三分科会の三つにわかれて質疑討論がおこなわれた。

第一日以来の報告・議案に対する質疑討論で目立ったのは、反主流派の代議員を中心に社公民連立政権構想への批判や警戒的な意見が続出したことである。とくに選挙協力については「社公民共闘をやってもメリットはない」（鹿児島）、「他党の公認候補をなぜ推せんするのか」（兵庫）、「昨年現実に社公民共闘をやって苦しんだ」（島根）、「参院選の共闘では民社に得るところ少なく、かえって停滞の社会党が伸び、しかも社会党内では江田派に対する圧力が強くなってい

る」（神奈川）、「社会党とはアツレキがあり、まして公明党とはしっくりいかない」（福岡）などの批判があい次いだ。また「社会党・公明党が建設的革新政党であるなら運動方針でも明確にすべきだ」（東京）、「社公両党はよびかけにのり気でないのではないか」（神奈川）、「社公民―連立政権―新党という、党のイメージを混乱させるようなことは総選挙まで使わないでほしい」（東京）、「三党連立政権が出来たとき主体性をもちうるか」（島根）などの疑問が出された。これに対し、春日委員長、佐々木書記長は「選挙は党対党のし烈な闘いだ。ただわが党の候補者のない所で力をかそう、相手にない場合、力をかせ。全体として同じような政治路線にあるもので自民党を打倒しよう」「独自で政権をとるのが最善だが、結党当時の議席を大きく割る三〇議席の現実をどう見るのか。党の主体性を貫きながら社公民相互の信頼感を育てれば、小異は大同に吸収される」などと答えた。また、第一分科会の討議のなかで佐々木書記長が「民社党の主体性を確保できるなら地域の事情に応じて共産党との院外共闘もあり得る」とのべたことが各紙で大きくとりあげられたため問題となり、最終日の全体会議の席上春日委員長は「共産党は対決する相手であり共闘することはあり得ない」と強調、佐々木書記長も「院外では共闘しない。ただわれわれがやっている市民運動に、共産党が入ってきたときは弾力的に考慮しなくてはならない」と釈明した。

最終日の二四日は、各分科会の報告をうけ、各議案を原案通り決定した。なお、このなかの規約改正は、①党員は機関紙を購読する、②党の公認で公職選挙に立候補するものは、機関紙・誌を購読しているものという機関紙誌購読の義務づけと名誉党員、党員表彰を決めたものであった。つづいて、①国鉄内暴力行為の絶滅、②医療制度の抜本改革の要求、③医薬害並びに難病患者救済対策の確立、④平和で豊かな沖縄建設の四つの決議を採択した。このあと党員一五三人と二四組織の表彰がおこなわれ、ついで衆議院議員公認候補六〇人の発表ののち、春日委員長（再選）、佐々木書記長（五選）らの本部役員を無競争で選出、大会宣言を発表して閉会した。

七二年度運動方針

第一六回大会で決定された一九七二年度運動方針は、冒頭に〝現状をうち破ろう〟というスローガンを掲げ、自民党の長期政権にかわる革新連立政権の構想をうち出していた。運動方針は、①新時代への政治転換―建設的革新政党の創造―多極化時代の緊張緩和への戦略―、②新たな平和秩序の創造―多極化時代の緊張緩和、③福祉優先政治への転換、④期待される党への前進、⑤総選挙への勝利をめざしての五つの柱からなっている。前年度の運動方針が〝野党再編〟を前面に出していたのに対し、七二年度の運動方針では〝建設的革新政党の創造〟を目標にかかげつつも、それに先だつ段階的目標として〝革新連立政権の樹立〟をあげていた。この連立政権の相手として、運動方針は社会、公明の名こそあげていないが「共産党を除く野党」という表現でこれを示唆している（運動方針の全文は『革新』七二年五月号に収録されている）。

【民社党一九七二年度運動方針―現状をうち破ろう―（要旨）】

一、新時代への政治転換　(1)三つの転換と自民党長期政権への挑戦＝国際環境の激変と国内諸矛盾の発生は、わが国に①高度成長路線から福祉路線への転換　②米国追随、中国との対立、開発途上国に対する消極姿勢を内容とする外交路線の転換　③自民党長期政権体制を打破する政治の転換―を迫っている。(2)ポスト佐藤と野党の課題、(3)建設的革新政党を創造する道＝建設的革新政党の成長がなければ、わが国は左右の両極政治に突入

する危険がある。この目標達成には、議席、政策、組織の三面でわが党の主体性確立が必要である。とくに次の総選挙戦を通じてこれを実現しなければならない。他党との選挙協力は、わが党が候補者をもたない地域でのケース・バイ・ケースの限定的協力である。(4)革新連立政権の構想＝野党側の政権構想が不鮮明であることが自民党に長期政権を維持させている。各野党は、次の総選挙で建設的野党が二四六の過半数議席の確保に全力をつくし、それを基礎に「革新連立政権」をつくる意思があることを明らかにする必要がある。その革新連立は共産党を除いた各党間の連立である。革新連立政権の政策目標は、当面①物価高と公害の克服　②軍事大国路線を排し財政面で福祉の実現を約束する　③中国との友好、対等、互恵の関係を確立する　④日米友好を基本としつつも日米安保条約については段階的解消を目ざして、現行日米安保体制の是正をはかり、多極化時代に対応しうる新しい安全保障体制をつくり出すの四点である。この革新政権樹立を次の総選挙を機に各野党の共通の目標となるよう努力する。(5)革新の選択の要請＝保守に対立するものを画一的に革新としている点に政治の混迷の原因がある。建設的新革政党とは現行憲法擁護政党、非マルクス・レーニン主義政党、国民政党、議会主義政党の範ちゅうに入る革新政党である。わが国に競争的二大政党をつくり出すために、国民に、この「革新の選択」を求める。

二、新たな平和秩序の創造　(1)多極化する世界情勢とわが国の進路　(2)日米関係の調整＝国際権力政治のなかでただちに安保条約を解消することは、かえって新たな緊張を生むという認識に立ち、段階的解消のステップとして「基地と駐留なき安保」への転換を主張してきたことは正しかった。当面の目標として基地と駐留の撤廃を速かに実現しなければならない。しかしアジア情勢が緊張緩和の方向にあるいま、安保体制を再検討し、多極化時代に対応する新しい安全保障を求めていく。(3)日中国交回復の早期実現＝中国側の主張する　①中華人民共和国政府は中国を代表する唯一の正統政府である。②台湾は中華人民共和国の領土の一部である。③日華条約は廃棄せられるべきであるという日中国交回復の原則を基本認識として受け容れる。政府はこの基本認識に立ち、政府間交渉にあたって、日華条約は日中正常化の過程で適切な方法によって解消されるという立場を明らかにすべきである。(4)朝鮮半島の平和維持　(5)日ソ間の協調　(6)新たな経済協力の展開。

三、福祉優先政治への転換　(1)福祉をめざす内政の転換　(2)福祉五カ年計画の重点目標

四、期待される党への前進　(1)革新野党の中核へ　(2)国民に支えられる党づくり　(3)組織づくりの重点＝①たたかう党組織をつくりあげること　②国民の諸要求を吸い上げ、党の政策として国民に訴えていく体制を確立する　③教育学習活動の意欲にあふれる党風を確立する。という基本方針にもとづき、つぎの活動を展開する。①当選得票数以上の支持者の中から一割を「週刊民社」の有料購読者に組織し、同時にその一割を党員として組織して、選挙で勝利するための党組織をつくる　②党内民主主義の徹底と機関役員のリーダーシップの確立　③支部づくりを急ぐ　④若々しい行動の党をつくる　⑤労組とのつながりを深める　⑥党学校の積極的な開催　⑦計画的な資金づくり。

五、総選挙の勝利をめざして　(1)佐藤内閣の退陣を実現しよう　(2)政治転換実現のために解散を　(3)革新政権の樹立を訴えよう　(4)大衆の浄財によるきれいな選挙を。

3　主要な活動

沖縄問題

沖縄問題について、民社党はかねてから「完全本土なみ返還」を主張していた。このため、七一年六月に調印された沖縄返還協定に対し、他の野党三党が「完全全面返還」の立場からこれに反対の意向を表明したのに対し、民社党は「施政権の返還が実現することは卒直に評価するにやぶさかではないが、協

定の内容には、多くの不満と疑問がある」との党声明を発表した。そして、党内に沖縄対策特別委員会（門司委員長）を設けて、協定について検討を加えた結果、「政府を追及して協定についての不満と疑問の解消につとめ、それでも重大な不満と疑問が残る場合、協定は承認しない」との態度を決め、中執委もこれを確認した。ついで八月二五日から門司沖特委委員長を団長とする民社党第六次沖縄調査団を現地に派遣し、その結果をもとに、九月一四日の中執委で、①核ぬき、②基地縮小、③VOAの早期撤去の三項目の実施について政府に要求し、容れられないときは批准に反対するとの方針を決定した。この方針は、一一月の第一〇回拡中委でも確認された。結局、国会審議の過程では「不満と疑問」は解消しなかったとして、批准に反対した。また、自民党の強行採決には抗議したが、公明党とともに議長あっせんを受諾し、「非核ならびに沖縄基地縮小に関する決議」の成立を条件に審議に参加した。

日米繊維協定問題　七一年八月に発表されたニクソン米大統領の「ドル防衛策」と関連して、対米輸出の制限がアメリカ側から強く要求されていたが、とくに繊維については、期限を切って政府間協定の締結を迫ってきた。関係業界や労働組合は、これに強く反対したが、結局、一〇月一五日、対米繊維輸出規制に関する日米政府間協定の仮調印がおこなわれた。これに対し、民社党は全繊同盟などとともに「繊維危機突破対策中央本部」（本部長・佐々木書記長）を設置し、①日米政府間協定破棄、②企業および労働者への犠牲しわよせ反対、③全面的救済対策の樹立、④佐藤内閣の責任追及を目標に、国会の内外で運動を展開した。そして、協定成立に伴う離職者、休職者等に対する特別給付金を支給させることに成功した。

日中国交回復運動　民社党の対中国政策はこの一、二年の間に急速に転換した。六四年以来、六九年度までは、民社党は明確に「一つの中国（中共）、一つの台湾」方式をとっていた。そして「台湾の最終的帰属については、住民の意思を尊重する」とし、また「中国の国連代表権問題は重要事項であるから、その決定は総会の三分の二の多数で決することは当然である」という立場をとっていた。これが、一九七〇年度運動方針において、従来の、国連での国府の議席確保を削除し、「中国の国連参加の実現につとめ、重要事項指定方式はとりやめる」と変更された。そして、七〇年一〇月に民社党主催の中国セミナーの席上、西村委員長は「北京政府を中国の唯一の代表者として確認する努力をしなければならない」とのべ、「一つの中国、一つの台湾」方式の修正を示唆し、さらに翌年二月の第一四回大会で、はっきりと「中国を代表する政府は北京政府である」と「一つの中国論」に転換し、日中国交回復の促進を掲げたのである。なお、民社党の中国政策の変遷については、遠藤欣之助「西尾末広氏の〝遺産〟」（『改革者』七一年一二月号）、上条末夫「民社党基本政策の変遷」（『改革者』七二年一月号）にくわしい。

この一年余のあいだ、民社党はこれまでになく日中国交回復運動にとり組み、この面でも社会、公明両党と歩調をあわせた。国会では、日中国交回復決議を三党共同で提出し、一部議員の不参加はあったが日中議連に多くの議員を加盟させ、七一年九月には日中議連訪中団に今澄議員団長、河村外交委員長らを参加させた。

この間で、問題となったのは「日台条約」のあつかいであった。社公共の三党は同条約の廃棄をうちだしていたが、民社党内には

「台湾を見すてるべきでない」という意見も強く、第一四回大会で決定した方針でも「台湾問題は中国の国内問題と同時に国際問題としての複雑な内容をもっている。その解決は台湾住民の意思を尊重しつつ平和裡に行なわなければならない」としていた。七一年六月公明党の訪中を機に、この「日台条約」のあつかいが問題となり、民社党中執委は「本条約は日中間の国交調整が進められる過程で自から処理せられるべきものである」との見解をまとめ、いわゆる〝出口論〟を確認した。しかし、その後、日中議連の訪中団が「日台条約廃棄」をふくむ共同声明をまとめ、民社党議員も署名、同党の中執委がこれを承認したことによって、民社党も「日台条約」廃棄の方向をうちだしたとみられた。

さらに、七二年三月、春日委員長を団長とする民社党代表団が中国を訪問した結果、四月一三日に発表された共同声明は、はっきりと「日台条約」の廃棄を認めている。問題の部分はつぎのとおりである。なお、共同声明の全文は『革新』七二年六月号に収録されている。

【中国と民社党訪中団の共同声明】

民社党側は次のように声明した。

一日も早く両国間の戦争状態を終結させ、平和条約を締結し、国交を回復するためには、まず次の基本的原則を認めなければならない。①世界には一つの中国しかなく、これは中華人民共和国である。中華人民共和国政府は中国人民を代表する唯一の合法政府である。「二つの中国」「一つの中国、一つの台湾」「一つの中国、二つの政府」など荒とう無けいな主張に断固反対する。②台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部であり、しかもすでに中国に返還されたものである。台湾問題は純然たる中国の内政問題であり、外国の干渉を許さない。「台湾地位未定」論と「台湾独立」を画策する陰謀に断固反対する。③「日台条約」は不法であり、無効であって、廃棄されなければならない。

双方は上記の諸原則は日中国交回復の前提であり、断固として貫徹しなければならないと認めた。

選挙対策

委員長人事などのため、民社党の総選挙準備の活動は他党にくらべ遅れがちであったが、七一年一〇月、春日委員長が兼務していた選対委員長に向井長年参院議員を選任するとともに、総選挙対策を推進するために「選対企画会議」（議長・佐々木書記長）を設けて、事実上の総選挙対策本部を発足させた。これと同時に、春日委員長を中心に候補者選考委員会を設けて、候補者の発掘、選考にあたった。そして、第一六回大会の前日、七二年三月二二日に六〇人の公認候補者を発表、さらに六月八日に二人を追加公認した。内訳は、現議員二八人、元議員八人、新人二六人で、党の創立者である西尾末広、伊藤卯四郎の両氏は引退した。なお、公認決定後、元議員の本島百合子、現議員の岡沢完治の両氏が死去した。

第一六回大会は「総選挙の闘いはすでに開始されている」に始まり、「総選挙の闘いを通して全国民の期待にこたえうる民主社会主義の大道をかちとろう」で結ばれる大会宣言を採択したが、閉会後の記者会見で、春日委員長は「次の総選挙では少なくとも五〇議席を当選させ、革新連立構想や、革新新党が実現できるようにしたい」と語った。

『週刊民社』拡販運動

民社党は七〇年七月に機関紙『民社新聞』を『週刊民社』と改題し、体裁を大判四ページからタブロイド判八ページに変え、紙面の刷新をはかる

とともに、有料講読者の拡大運動を展開した。さらに、同年九月からはこれまで無料であった党員の講読料を有料にきりかえるなどして有料購読者の増加につとめた。その結果、七〇年七月に二万七〇一七部であった有料部数は、第一四回大会がひらかれた七一年二月には九万七二九七部にたっする成果をあげた。同大会は「週刊民社の購読者拡大運動は次第に定着しつつある」と評価し、「われわれは、今年度この基盤の上に確固たる配布網を整え、三〇万読者づくりに全力をつくす」という方針を決定した。そして、五月には参院選とも結びつけて東京、兵庫で「週刊民社まつり」と銘うって、〝木島則夫ショウ〟〝中沢いと子の夕〟を開催した。しかし有料紙数は二月をピークに頭打ちとなり、紙代滞納支局の整理、廃局などで紙数は逆に減少傾向をたどった。このため、民社党は七一年一〇月三、四の両日、大阪で第二回全国支局長会議をひらき、春日委員長、佐々木書記長も出席して機関紙の拡大について討議した。そして、二〇万部有料化を目標に、一〇月から一二月までを第一期、二月から四月までを第二期の拡販オルグ月間とし、拡大のために現行の支局、総局と併行して、機関紙局直属の「週刊民社拡販オルグ」制を設け、人口密集地区に五〇人程度配置することを決めた。この「拡販オルグ」は、いわば〝機関紙のセールスマン〟で「一人一カ月二〇〇部の拡販目標の達成に努力し、将来『週刊民社』の開発部員として『週刊民社』の拡販活動に専心する意欲をもつもの」に対し、一カ月二万円の手当を支給するほか、五〇〇部あるいは一〇〇〇部をこえる部数については一カ月四〇円の還付金を支給するというものであった。

『週刊民社』の拡大については、支持団体の同盟にも協力をもとめ、一一月の同盟第一四回執行評議会で、各地区同盟ごとに週刊民社協力委員会を設けて、購読者の獲得、配布集金などをおこなう方針を決めた。しかし、この拡販運動にもかかわらず減紙はつづき、七二年一月には最盛時より二万部近く減少し、七万九六八二部となった。その後、若干増加し、三月現在で八万一七〇〇部であるが、そのうち、党員の購読者数は三万五五九五部で最盛時より六〇〇〇余減少している。三月現在の数字を地方別（総局別）にみると、佐々木書記長の選挙区である兵庫五区が三八七七部でトップ、二位は京都で三二〇八部、三位は春日委員長の選挙区の愛知一区である。その他で二〇〇〇部以上の総局は北海道四区、神奈川三区の二つだけである。一方、党員・一般をあわせても二〇〇部以下の県（総局）は、鳥取の〇をはじめ秋田、茨城、群馬、大阪五区、広島二区、徳島、高知、熊本、鹿児島、沖縄となっており、その不均衡が目立っている。なお、第一六回大会は党規約を改正し、機関紙の購読を党員の義務の一つに加えた。

理論誌『革新』創刊

民社党はこれまで、野党四党のうちでただ一つ、理論誌をもっていなかった。同党の機関誌『改革者』が事実上これに代わる役割を果たしていたが、西村前委員長の〝野党再編構想〟の提唱を機に、同誌は民社党に対する批判的姿勢を強め中国・沖縄問題では完全に対立した。このため民社党は独自の理論誌をも

つ必要に迫られ、従来、組織局から出していた『組織局報』を七一年四月の第九号から月刊『民社党』と改題し、さらに同年一一月、これまでのタイプ印刷を活版印刷に変えて、事実上の理論誌とした。そして、一一月二五日の第一八回中執委で新たに党の中央理論誌を創刊することを決定し、佐々木書記長を委員長として理論誌準備委員会を設け、七二年四月一日付で『革新』創刊号（『民社党』改題通巻二一号）を発行した。『革新』は月刊でA5判約二〇〇ページ、二八〇円で、改正規約では、党の公認候補者にはその購読が義務づけられている。なお、七二年一月の民社党両院議員総会は、両院議員およびその候補者は、四月から一年間、一人一〇〇部を購入することを決めている。

3 日本共産党

1 概況

選挙における躍進と衆院選候補の決定

この数年来、選挙のたびに躍進をつづけてきた共産党は、七一年の前半におこなわれた二大選挙――統一地方選と参院選でも、めざましい成果をあげて注目された。すなわち、四月の統一地方選では、〝社共共闘〟によって東京とともに大阪でも革新知事を実現させたのをはじめ、道府県議選では一挙に三倍増の一〇五議席を獲得したほか、地方議会での議席を六〇〇以上増加させ、地方政治では公明、民社両党を追い抜いて野党第二党の地位を占めるに至った。また、六月の参院選では改選三議席を倍増させて院内交渉権獲得に必要な一〇議席を確保した。地方区の得票総数四八七万八五六九票、得票率一二・〇%は、ともに、従来のすべての選挙を通じての最高記録であった。七〇年七月の五中総は、「この二つの選挙戦の共通の最大の特徴」として、「自民党・佐藤内閣にたいする国民の批判の増大と、それにかわるべき展望をもった革新統一戦線およびその真の推進力としての日本共産党にたいする国民の期待のひろがりが顕著な形でしめされたことである」とのべ、参院選地方区の得票は、「つぎの総選挙では、全国数十の選挙区で直接当選をめざしうる一定の土台をきずいたもの」であると、これを高く評価した。

そして、七一年一〇月一四日には、早くも他党に先がけて、つぎの衆議院選挙の予定候補者（第一次分）として一〇九選挙区の一一〇人を発表し、さらに一二月一一日に一五選挙区の一五人を発表して全選挙区での人選を終えた。このうち、公認候補は一二一選挙区の一二二人で、あとの三選挙区の三人は推薦候補であった。このなかでとくに注目されたのは、はじめて一選挙区で二人を公認したことと（京都一区）、愛知一区と福島一区で「革新共同候補」として、無所属の候補を民主勢力と共産党が共同推薦する新戦術をうち出したことであった。なおもう一人の推薦候補は、人民党の瀬長亀次郎氏（沖縄）である。公認候補の平均年齢は四五・八歳で、前回より二歳以

上若返った。

組織活動の改善

共産党の躍進の背景には、この十数年来、計画的に進められた党勢拡大運動の成功があった。七〇年の第一一回党大会の報告によれば、五八年の第七回大会当時に比して党員数で約九倍、機関紙読者数で約四〇倍である。これは実数にすれば、党員数は三〇万をこえ、『赤旗』読者数は日刊紙で四十数万部、日曜版が約一四五万部であった。そして、第一一回大会は、党建設計画の目標として三年後の第一二回大会までに、「数十万の党員と二百数十万の読者」をかかげ、数十万とは四〇万を突破し、さらに五、六〇万の水準にたっすることだと説明されていた。しかし、その後の党勢拡大は容易ではなく、党員については第一一回大会以後減少傾向がつづき、機関紙の読者数も一進一退の状態であった。

とくに、党員の拡大は六六年の第一〇回大会までは、大会ごとに倍増するという急速な発展をとげていたが、第一〇回大会で「三〇万近い」数にたっしてからは、頭打ちの状態がつづいていた。このため、共産党は党勢拡大のなかでも党員の拡大を重視し、七一年一月には一連の「組織活動改善の手引き」を発表して、思いきった党活動の刷新にとりくんだ。これは、党員各人の条件や能力に応じた多面的な党活動を組織することによって除籍者を減少させ、党員の潜在的な力をひき出すことを意図したものであった（後掲の六中総決議を参照）。また「個人へ募金の割当てはしない」など財政活動の改善策もうちだされた。

これと同時に、七二年七月の党創立五〇周年記念日にむけて、連日、全党員に党勢拡大をよびかけ、そのための独自の「推進本部」を設けるなどしてとりくみを強めた。その結果、七二年五月以降、機関紙の拡大は急速に進展し、六月三〇日現在で日曜版一八〇万部、日刊紙五〇万部の計二三〇万部をこえるに至った。また、党員についても三〇万をこえ、「三十数万の方向へ行きつつある」といわれる。

ニクソン訪中の評価

七一年七月、ニクソン米大統領の中国訪問計画が発表され、七二年二月にはこれが実現した。こうした動きを、他の野党三党がこぞって歓迎し、アメリカのアジア政策の根本的転換であり、国際緊張を緩和するものとして高く評価したのに対し、共産党だけは一貫してこれに批判的であった。ニクソン訪中発表の際の不破書記局長の談話は、「ニクソン訪中は、アメリカのアジア侵略政策の破たんによる中国政策の一定の手直しのあらわれであるが、アメリカのアジアにおける平和共存外交への転換につながることには大きな疑問がある」とのべていた。さらに、八月一二日付の『赤旗』主張「ニクソン訪中計画と日本共産党の立場」は、ニクソン訪中に関する「日本共産党の四つの観点」として、①ニクソン訪中計画はアメリカ帝国主義が反帝民主勢力の闘争によって追いつめられ、このアジア侵略の政策の破たんが明白になってきた情勢のもとで、対中国政策の一定の手直しを余儀なくされている事実の反映であり、ニクソン訪中が米中間の正規の国交回復に確実につながると断定する根拠はない、②ニクソン訪中はただ米中関係の改善だけを意図したものではなく、アメリカ帝国主義の今日の世界戦略、とくにアジア侵略政策の今後にかかわる多くの政治的なねらいを秘めている、アメリカ帝国主義の侵略的本質やニクソン・ドクトリンの危険な本質は変わらない、ニクソンを美化し、アメリカ帝国主義の「平和共存」政策への全般的転換と見るこ

とは、有害な日和見主義であり、③今日の世界情勢のもとでアメリカ帝国主義と世界の反帝民主勢力の対決の最大の焦点をなしているのは、依然としてベトナム問題である、④アメリカ帝国主義の半占領のもとにある日本の現実は、ニクソン政府の「平和」政策にいささかの幻想をもつことも許さない、日本では、日米軍事同盟の強化と対米従属化の軍国主義の復活強化が日米反動勢力の合作によって進められており、「米中接近」と米、日、「韓」、台の軍事同盟化は表裏一体のものである――をあげていた。

さらに、八月二一日付の『赤旗』は「ニクソンとアメリカ帝国主義」と題する長文の無署名論文を発表し、ニクソン訪中をアメリカのアジア政策の一八〇度転換とみる見解を「ニクソン美化論」として批判し、ニクソンの対中接近策は、中ソ対立につけこみ、中国と接近政策をとりながら、窮地におちいったベトナム侵略政策の立てなおしをねらったアメリカ帝国主義の各個撃破政策であると指摘していた。そして「ニクソン美化論」は裏返しの「米中対決論」であるとして、「日本軍国主義主敵論」や日中国交回復運動を最優先の課題とすることを批判し、インドシナ侵略に反対してインドシナ人民を支援する闘争の強化をよびかけた。

共産党はまた、米中首脳会談後にも、三月二五日付の『赤旗』に、「米中共同声明とニクソン美化論の新段階」と題する無署名論文を発表した。これは、米中共同声明を分析して、同声明が「アジアの緊張緩和をしめすものでなく、社会主義大国との対決をさけつつ、インドシナ侵略をすすめようというアメリカ帝国主義の各個撃破政策に、あらたなささえをあたえたものである」として、ニクソン訪中を歓迎した中国や、声明を歓迎した社会党はじめ各野党の態度を非難した。

日中両党関係

日本共産党と中国共産党とは、依然として断絶状態にある。もともと、日中両共産党の対立は、単に両党間だけの問題でなく、日本共産党と日本社会党との関係、平和運動や国際友好運動など各方面に、さまざまな影響を及ぼしてきた。しかし、この一年間は、ニクソン訪中や中国の国連復帰、社公民三党の訪中代表団派遣、佐藤退陣など、日中国交回復の気運が急速にたかまったことにより、日中両共産党の対立は、野党共闘の問題にも複雑な影響をあたえている。

こうしたなかで日本共産党は、自党の立場を明らかにする数多くの論文を発表した。このうち重要なものは、ニクソン訪中に関するもの（前掲）を別にすれば、つぎの二つの無署名論文である。

「日中問題と日本共産党」（『赤旗』七一年九月九日付）

「大国主義的干渉者の新たな破たん――『社会主義』を看板にした植民地主義」（『赤旗』七二年四月五日付）

はじめの論文は、①日中両党関係悪化の経過とその本質、の章で両党が断絶するきっかけとなった六六年の両党会談以降の経過を明らかにし、断絶の「原因と責任のすべて」が中国共産党の「大国主義的干渉にある」と、きびしくこれを非難し、②歴史と実践による検証――大国主義的干渉者の理論的な破たん――では、〝反米反ソ統一戦線〟〝暴力革命唯一論〟など、中国共産党が日本共産党を攻撃する際の理論の矛盾や破たんをつき、最後に、③日中国交回復運動の自主的、統一的発展のために、として、日本共産党は、一貫して日中両党の問題と日中両国の国交問題とははっきり区別し、日中国交回復のために積極的に活動してきたことをのべて、社会党など

の「共産党は日中国交回復に消極的」という批判にこたえ、社会党に、「大国主義的干渉に対する迎合的態度」を捨てることをよびかけていた。

第二の論文は、①毛・周一派のかわらぬ大国主義的干渉と攻撃、②他党支配・他国民支配の「社会植民地主義」の野望、③国際的支配の「論拠」のあいつぐ破たん、④干渉とたたかう日本共産党の前進——干渉失敗の最大の証明——、⑤「超大国にならない」とは何か——口先でなく、干渉行為の停止で示せ、の五章からなり、中国共産党の指導者を「社会植民地主義」ときびしく非難し、「大国主義的干渉」の中止を要求している。

なお、この間の七二年二月には「連合赤軍」が人質をとって軽井沢の山荘にたてこもるという事件がおこり、しかもその後の取り調べによって「連合赤軍」内の大量リンチ・殺人事件が明らかになった。共産党は、「連合赤軍」は「毛沢東盲従暴力集団」であり、事件の背景には反共暴力集団に対する政府の「泳がせ政策」があると主張し、同時にジャーナリズムが「連合赤軍」の「毛沢東盲従」についてふれることを避けていることを批判した。

創立五〇周年

一九二二年七月一五日に創立された日本共産党は、七二年で創立五〇周年をむかえた。現存する政党として最初のことであるだけでなく、日本の政党史上はじめて半世紀の歴史をもつ政党となったわけである。

七一年八月二〇日、同党幹部会は「党創立五十周年を記念する諸計画について」として、つぎの七つの計画を発表した。①日本共産党五十年史の編さん、②記念論文、文芸作品、党を主題とする歌、記念バッジの図案の募集、③記念式典および記念行事、④国際理論会議の開催、⑤党史関係文献の出版と党史資料室の整備、⑥記念映画の作成、⑦たたかいの途上でたおれた同志の顕彰。

このうち、とくに注目された国際理論会議については、七二年二月、宮本委員長の記者会見でつぎのように発表された。

【国際理論会議についての宮本委員長の記者会見】

一、日本共産党中央委員会付属社会科学研究所が主催し、資本主義国の党を招いて「発達した資本主義国における革命運動の諸問題」と「統一戦線と統一戦線政府の経験および展望」の二テーマについて討論する。

一、日時は、本年七月九日から十二日までの四日間。

一、招待する共産党・労働者党は、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、カナダ、スペイン、セイロン、チリ、ドイツ（西独）、フィンランド、フランスの各党である。

また、創立記念日にむけて党勢拡大運動が展開され、五月には「党創立五〇周年記念・党躍進大運動推進本部」が発足した。

2　中央委員会

五中総

参院選の総括を主な議題とする第五回中央委員会総会（回数は七〇年七月の第一一回大会以降の通算）は七一年七月一三日から三日間、党本部でひらかれた。最初に不破書記局長が五月の四中総以後の党務報告として、参院選での共闘問題について、参院選での共闘の経過と結果、党機関活動家の健康保持問題、党の社会党との交渉の経過と結果、党機関活動家の健康保持問題、党創立五〇周年記念事業などについて報告した。

ついで第一議題の「参議院選挙の総括とわが党の当面の任務」について不破書記局長が報告し、これにもとづいて討議がおこなわれた。討議では参院選での経験、教訓、弱点などについて論議され、とくに、各級党組織の政策活動能力をたかめ、理念問題など党の真の姿を知らせる宣伝を日常的に強化する問題、〝票よみ〟活動の改善などの問題が論じられた。また、沖縄・安保問題、インドシナ、日中問題、公約実現の闘争、革新統一戦線の結成のための闘争など問題の当面する政治的課題について、党建設の問題、中間地方選や総選挙での躍進をめざす活動について意見がのべられた。最後に、不破書記局長が結語をのべ、報告・結語ともに全員一致で採択された。

また、金子書記局次長が決議案「沖縄協定批准反対、沖縄全面返還、安保条約反対の共同闘争をよびかける」と「インドシナ情勢のあらたな局面にあたって」について説明し、満場一致で採択した。

この総会で決定された「参議院選挙の総括とわが党の当面の任務」は七月一七日付の『赤旗』に発表された。決定は、①選挙戦の結果について、②当面の情勢と任務について、③党建設の当面の課題、④選挙戦からの教訓――からなっている。このうち、統一地方選と参院選を通じて問題となった〝社共共闘〟と〝社公民協力〟については、「日本共産党の二つの選挙戦での躍進と、地方政治における革新統一戦線の進出で、長期的、大局的には、革新統一戦線への社会党の「全野党共闘」方針をつぎの条件は前進した」とのべ、社会党の「全野党共闘」という構想は、ように批判している。なお、五中総の決定、決議の全文は『理論政策』第四三号に収録されている。

【社会党の「全野党共闘」方針に対する批判（五中総決定より）】

社会党の「全野党共闘」の問題についていえば、それは民社党が「共産党との共闘はおこなわない」という反共分裂主義の「原則」に固執している状況では、実現の可能性のない構想である。しかも、物価、公害など部分的に四党間で政策の一致の考えられる個別問題ではなく、国政革新をめざしての「全野党共闘」という構想は、安保・沖縄問題や憲法問題でも、財界、大企業にたいする態度の問題でも、事実上自民党に追随する立場にたっている民社党を美化するものであり、その日米軍事同盟賛成をはじめとする「半自民」政策や反共分裂主義を容認する民社党ペースの共闘におちいる危険なものであることは、選挙戦をつうじて十分あきらかとなった。だが同時に、社会党が民社党批判をおこなわずに逆に「革新」として美化していることなどから、国政革新をのぞむ広範な国民のあいだには、自民党政府をたおすために、なによりもまず全野党の反自民共闘をという善意の期待と幻想も現実に存在している。わが党は、反安保、反独占を明確にしない反自民はありえず、民社党が「親自民、親安保、親独占」であることを、事実にもとづいて広範な国民に理解させてゆく活動を強化しなければならない。わが党は、従来から個別の問題や地方政治の問題では、政策的な一致点にもとづいて野党共闘をすすめることを、こばんだことは一度もない。わが党は、国会内においても、国会外においても、個々の問題では一致できるすべての党派や団体と共闘する用意があることをかさねて明確にするとともに、革新統一戦線結成をめざして、現在の複雑な情勢に即応した安保・沖縄問題での革新民主勢力の広範な共闘が緊急の必要となっていることを、あらためて強調するものである。同時に、重要なことは、この問題のカナメが、革新統一戦線の真の推進力としてのわが党の強化と前進、革新統一戦線結成を具体的に要求する大衆運動の成長にあることである。全党は、二つの選挙戦で発揮した指導力と行動力を、党建設と共通の諸課題にもとづく大衆運動の前進にそそぎ、革新統一戦線結成の障害を広範な民主勢力とともに突破するために奮闘しなければならない。

六中総

第六回中央委員会総会は、七一年一二月三日から六日まで党本部でひらかれた。この総会の主要な議題の一

つは、党建設の問題であった。これは、党勢拡大、とくに党員の拡大が第一一回党大会後頭うちになっていることを重視し、党の組織活動を思い切って改革することによって、党勢の飛躍的な発展をはかろうとするものであった。

総会は、はじめに西沢常任幹部会委員から、八月から九月にかけて宮本委員長を団長とする代表団が、ベトナム、ルーマニア、ソ連、イタリアを訪問し、それぞれの国の共産党、労働党およびスペイン共産党とおこなった会談についての報告を聞き、「日本共産党代表団の四カ国訪問と五党との会談について」の決議を採択した。

ついで不破書記局長が、「情勢の特徴と党の任務」と「党建設のあらたな発展をめざして」と題する二つの幹部会報告をおこない、討論の結語とともに全員一致でこれを承認し、「情勢と党の任務、党建設について」の決議を採択した。総会はまた、茨木書記局員から「民主青年同盟の発展に対する党の指導と援助」についての幹部会報告をうけ、討論ののち結語とともにこれを承認し、「民主青年同盟にたいする指導と援助の問題について」の決議を採択した。最後に、宮本委員長が報告全体の意義についてのべ、中央委員会が、採択された報告、決議の実践の先頭に立ち、その成功のなかで党創立五〇周年を迎え、総選挙での大きな前進をかちとるべきことを強調した。決議「情勢と党の任務、党建設について」のうち、組織活動改善に関する部分はつぎのとおりである。なお、報告、決議の全文は『理論政策』第四八号に収録されている。

【組織活動の改善について（六中総決定より）】

組織活動の改善は、第一に、少なからぬ党員が、党綱領を支持し党活動に参加する善意をもちながら、活動上の矛盾から党をはなれるという不正常な状態を一掃し、同時に、党の隊列にひろくむかえいれる道を大きくひらくものである。これによって、「文字どおり数十万の党」という目標をきわめて現実的な課題とすることができる。第二に、この方針にもとづいて党活動を合理的に再組織し、すべての党員が、その条件や能力を考慮しつつ党活動の一翼を自覚的にになうようにすることは、党がもっているすべての潜在力を最大限に適切に引きだすことを可能にすることであり、また、多くの党員が、同志愛にみちた相互援助のなかで積極的に成長するよう保障する組織的前提をつくりだすことである。第三に、今日、情勢の要請にこたえるためには、党の各級機関や支部が、地域や職場の大衆に責任を負う政治勢力として、政治、経済、社会、文化、スポーツなど、社会生活のあらゆる分野で活動し、生産と生活のすべての場所で大衆と結合し、多面的な党活動を発展させる必要がある。このような組織活動の改善は、選挙戦や党勢拡大、全国的な統一戦線の結成などの全党的課題を成功的にはたすうえでも、きわめて積極的意義をもつものである。三十万の党員が日常的に大衆の関心や要求にこたえ、大衆と生きいきと結びついて二本足の活動をすすめることは、大衆のなかに党への支持を不断にひろげ、かためることであり、日常的系統的な党勢を拡大することができるにとどまらず、選挙戦や党勢の集中的拡大などにおいても、かならず大きな前進をかちとる土台をきずくことである。

中央委員会総会は、これらの点で、今回の組織活動の改善が、党の積極的発展のための、現段階のきわめて緊急で重大な課題であることを確認し、当面の党建設のもっとも重要な内容の一つとして、組織活動改善の諸方針の徹底した実行に、全力をあげることを決定した。そのために、各級機関と党支部は、幹部会が発表した支部活動の一連の手引きと「党の組織活動改善のために」を十分に討論し、これを具体化し、今後の党活動に定着させるよう、ただちにとりくまなければならない。とくに、年内または来年はじめまでにひらくこととした支部党会議または支部総会で、支部委員会の充実をはじめ、支部活動改善の具体化をはかるよう活動することが重要である。中央委員会総会は、各級機関と組織が安易に党員を除籍する

ことをいましめ、除籍は、当面、かならず都道府県委員会に報告し、その指導をうけるようにした中央委員会幹部会の指導的措置を確認した。

3　主要な活動

ベトナム人民支援闘争

共産党は、ベトナム問題こそ「帝国主義勢力と反帝勢力との国際的対決の集中点」であるとの認識から、アメリカのインドシナ侵略に反対する闘争の強化を一貫してよびかけてきた。

七一年七月の五中総は「インドシナ情勢のあらたな局面にあたって」と題する決議を採択し、七月一日に発表された南ベトナム臨時革命政府の七項目の提案を支持するとともにアメリカのインドシナ侵略に反対するたたかいを、アメリカの軍事拠点である日本国内で強化するとともに、国際的な反帝民主勢力の統一行動をよびかけていた。この直後にニクソン米大統領の訪中計画が発表され、一般にはこれを国際緊張緩和のきざしとして歓迎する空気が強かったが、共産党は、国際情勢の焦点は依然としてベトナム問題だとの見解をとり、緊張緩和論をきびしく批判した（「ニクソンとアメリカ帝国主義」）。

八月から九月にかけて、宮本委員長を団長とする代表団は、ベトナム民主共和国など四カ国を訪問して各国の党と会談したが、その提唱し、さまざまな機会にその実現につとめていた。

共産党は七二年二月にひらかれた「インドシナ諸国人民の平和と独立のためのパリ集会」を、この提唱がみのったものとして歓迎し、ベトナム人民支援日本委員会（ベトナム人民支援中央センター）などを通じて積極的にこれに参加した。

ニクソン訪中後も、アメリカはベトナムの南北で爆撃を強化した。一方、ベトナム解放勢力も南ベトナム全土で大攻勢を展開した。これに対し、ニクソン大統領は、ハノイ、ハイフォンの爆撃をおこない、さらに五月には北ベトナムの全港湾の封鎖を強行した。

共産党は四月二〇日付で「ニクソンのハノイ、ハイフォン爆撃と現在の第一義的な国際的課題」と題する幹部会声明を発表した。声明は、ニクソン訪中によってアメリカが、米中関係の悪化を懸念することなく北爆を強化できるようになったことを指摘し、ソ連にニクソン訪ソ承認の取り消しを要請していた。声明はまた、アメリカのインドシナ侵略に反対し、日本からの米軍出撃に反対する闘争は、「日本のすべての政治勢力の革新性をはかる試金石となっている」とのべ、「この問題の重要性にふさわしい明確な態度を表明しえないものは、いくら日中国交回復問題で熱心な姿勢をしめそうと、けっして真の革新勢力の名にあたいしない」と、暗に社会、公明、民社など各野党のベトナム問題でのとりくみ方を批判した。

このほか、共産党は、しばしばベトナム人民支援のよびかけをおこない、ベトナム人民支援日本委員会による「二億円募金」や「一

日分の賃金収入の拠金」運動などの物質的支援に努めた。また、七二年五月には、「ベトナムの堤防破壊などニクソンの蛮行拡大を糾弾し、国際・国内の大抗議運動をよびかける」と題する中央委声明を発して、ベトナム向け軍需物資輸送反対などの闘争を訴えた。

沖縄・安保闘争

共産党は、沖縄返還協定が調印された七一年六月一七日、いち早く幹部会声明を発表し、他党に先がけて同協定に反対の態度を表明した。ついで、七月の五中総では、「当面する政治課題のなかでもっとも重要なものは、沖縄協定反対と沖縄全面返還、安保条約廃棄を要求する闘争である」としてこれを重視した。そして、この闘争を前進させるうえで、革新勢力の側にあるたちおくれとして①持続的共闘組織がつくられていないこと、②沖縄協定が沖縄問題だけでなく、本土の問題であることの理解が大衆化されていないこと、の二つを指摘し「党は、つぎの方針でこれらのたちおくれを克服し、安保闘争の偉大な伝統をひきつぐ全国民的闘争を組織する先頭にたたなければならない」とのべていた。①沖縄協定の批准に明確に反対する世論を急速にもりあげること。沖縄国会では、批准反対、全面返還協定締結を共通の要求とした院内共闘の実現をめざし、協定批准を許さないために、国会の内外で全力をあげる。②安保条約廃棄の課題がますます緊急のものとなったことを明らかにし、協定反対闘争と米軍基地撤去の大衆闘争との全国的結合をはかる。③安保・沖縄問題での民主勢力の広範な共闘を結成する努力を強化する。

五中総はまた、「沖縄協定批准反対、沖縄全面返還、安保条約反対の共同闘争をよびかける」との決議を採択し、これにもとづいて社会、公明両党や総評、中立労連などに共闘の申入れがおこなわれた。

共闘についての社共両党の話し合いは、ようやく九月に入ってから始まり、主催団体に「日中国交回復国民会議」を加える問題をめぐって難航したが、一〇月一三日になって、一〇・二一国際反戦デーでの〝一日共闘〟について合意が成立した。その後、一一月の〝強行採択〟後は、連続的に社共共闘が実現した。

一方、沖縄国会にそなえて、共産党国会議員一二人をはじめ約三〇人の第三次沖縄調査団が、八月下旬から一〇月にかけて現地におもむき、基地問題、経済問題、対米請求権問題など、沖縄協定に関する包括的な調査をおこなった。調査団は、米軍の部内資料などを入手し、「沖縄返還後も配備を予定されている部隊と基地が核攻撃機能をもち、あるいは核兵器を貯蔵、管理している核戦争兵力である」などを明らかにし、国会で政府を追及した（同調査団の調査報告は『前衛』七二年一月号に収録されている）。

沖縄協定が発効した七二年五月一五日、共産党は「安保条約廃棄の旗をさらに高くかかげ、沖縄問題の根本的解決と独立・平和・中立の日本をめざして前進しよう」という幹部会声明を発表し、この協定が「沖縄の無条件全面返還という国民的要求をふみにじって、問題を〝施政権〟だけの返還にとどめ、それとひきかえに、巨大な沖縄米軍基地の存続、インドシナ侵略をはじめアメリカの極東戦争計画へのより緊密な協力を、日本におしつけたものである」とのべ、「沖縄問題の根本的解決のためにも、サンフランシスコ体制の打破、平和・中立の日本をめざす革新・民主勢力の強固な闘争体制――革新統一戦線の確立は、ますます決定的な重要性をもってきている」と強調した。

宮本代表団の四カ国訪問

七日まで、四〇日間にわたって、ルーマニア、イタリア、ソ連、北ベトナムの四カ国を訪問し、各国の共産党、労働党およびスペイン共産党と公式会談をおこない、それぞれ共同声明を発表した（各国との共同声明の全文は『理論政策』第四五号に収録されている）。一行は、宮本団長のほか、西沢常任幹部会委員、上田政策委員長ら五人であった。ソ連を除く三国は、いずれも国際共産主義運動において日本共産党と同様に「自主独立」の立場をとる国であった。当初は、これら三カ国の訪問が予定されていたが、出発直前にソ連からも正式招待が寄せられ、訪問国に追加された。また、スペイン共産党との会談の場所は明らかにされなかったが、八月末というその日時からみて、ルーマニアでおこなわれたものとみられる。日本共産党代表団は、ルーマニア共産党とはチャウシェスク書記長、スペイン共産党とはカリリョ書記長、イタリア共産党とはベルリンゲル副書記長（ロンゴ書記長は外国滞在中）、ベトナム労働党とはレ・ズアン第一書記、ソ連共産党とはブレジネフ書記長といった各党の首脳と会談した。

帰国後、宮本委員長は日本記者クラブに招かれて講演したが、そのなかで、四カ国訪問について要旨つぎのようにのべた。

今回の四カ国訪問で五つの党の最高首脳部と会談し、一致点でコミュニケを発表するなど四カ国訪問は大きな意義があった。ことに、ベトナム問題が世界の矛盾の中心点であり、ベトナム、インドシナ人民支援が各国共産党、民主勢力の第一義的な国際的任務であることで各党と一致した。反帝民主勢力のベトナム人民支援の国際統一戦線の問題についても前進がみられたことなどはきわめて重要である。国際共産主義運動の統一と団結の回復という問題でも、これまでに公認されている基準――自主、平等、内部問題不干渉、共同の課題での相互援助などを厳格に守るならば、意見の相違があっても団結し、共同、協力することは十分可能であることが明確になった。意見の相違を理由に、他党の内部に干渉し、他党のなかの分派を支持、育成し、その党から除名された反党グループを援助、育成して他党指導部の転覆を企てるなどは即時やめることが団結回復の条件である。

また、宮本委員長は、ソ連共産党主脳との会談で「日ソ平和条約を早急に締結し、北方領土のうち歯舞、色丹の諸島をとりあえず返還するようはからってほしい」と申し入れるとともに、国後、択捉両島と北千島については、日米安保条約が解消したあかつきに再考してもらえばいい」とのべたのに対し、ソ連側は「外交上の問題として真剣に考えてみる」と答えたことを明らかにして注目された。

外国党との交流

日本共産党は、この一年間に、宮本委員長らの四カ国訪問をはじめ、各国の共産党、労働者党と積極的に交流した。とりわけ、フランス、イタリアなど発達した資本主義国の党との交流が目立った。一方、これまで、きわめて密接な関係にあり、党の代表や赤旗特派員が常駐している朝鮮民主主義人民共和国と日本共産党との関係は急速に冷却しつつあるといわれる。その原因は明らかではないが、一つは、ニクソン訪中の評価をめぐる対立であり、もう一つは個人崇拝に関する問題ではないかと、一般にとりざたされている。前者は、金日成首相が「ニクソンは北京に白旗をかかげて訪れる」とのべたのに対し、『赤旗』の論文は暗にこれを批判して「ニクソンは星条旗とニクソン・ドクトリンをかかげて訪中した」と論じたことである。後者は七二年の春に金日成首相の還暦祝賀行事が盛大におこなわれた同じ時期の三月一一日付の『赤旗』に「国際友好・連帯運動の正し

い発展のために」と題する無署名論文が発表されたが、そのなかで「(国際友好運動の) 相手国政府の外交政策や方針の支持運動や、相手国の指導者の崇拝運動になったり、指導者の誕生日などに関する行事への協賛や礼賛などを日本の友好運動にもちこんだりすることは、厳格につつしまなければなりません」とのべられていることなどから推測されているものである。

宮本代表団以外に、日本共産党が代表を派遣した国はつぎのとおりである。

▽七一年八月三日～同二三日　藤井貞治書記局員を団長とする日本共産党ソ連視察代表団、ソ連各地を訪問

▽一二月四日～一八日　下司順吉幹部会委員を団長とする日本共産党代表団、ポーランド統一労働者党第六回大会に出席。

▽一二月二八日～七二年一月一七日　西沢富夫常任幹部会委員を団長とする日本共産党代表団、チリ共産党創立五〇周年記念行事に参加。なお、途中パリでフランス共産党代表団と会談。

▽三月一一日～同二一日　上田耕一郎幹部会委員を団長とする日本共産党代表団、イタリア共産党第一三回大会に出席。

▽三月二五日～四月七日　袴田副委員長を団長とする日本共産党代表団、オーストリア共産党第二三回大会に出席。

このほか、七二年二月一八日から二一日までひらかれたアメリカ共産党第二〇回大会に、野坂議長を団長とする日本共産党代表団の派遣が決定されたが、アメリカ政府によって入国を拒否された。

一方、来日した外国の共産党代表団はつぎのとおりである。

▽七一年八月六日～一三日　フランス共産党代表団（団長・ルネ・ピケ政治局員）一行四人。不破書記局長を団長とする日本共産党代表団と会談し、共同コミュニケを発表した（『赤旗』八月一六日付）。

▽七二年六月九日～一二日　オーストラリア党代表団（団長・ローリー・アーロンズ全国書記）一行三人、ヨーロッパ各国訪問の帰途来日。

以上のほか、オーストラリア共産党カーマイケル全国執行部員、シェレーピンソ連共産党政治局員、ルーマニア共産党ゲオルギウ中央委員、ドイツ社会主義統一党モドロフ中央委員らが来日した機会に日本共産党本部を訪れ幹部と懇談した。

党勢拡大運動

共産党は、この一年間、党創立五〇周年にむけて、党建設、党勢拡大運動に大きな力を入れた。最初は、学習、教育活動が中心で、七一年七月、八月の二カ月間は各地で党学校を開催したほか、全党員が五中総決定を読了することに重点がおかれた。つづいて、統一地方選や参院選の間に減少傾向をたどっていた機関紙の読者や党員の拡大をはかるため、九月、一〇月を「党勢の集中的拡大」の期間に設定するとともに、九月八、九日の両日全国都道府県委員長会議をひらき、さらに翌一〇日には不破書記局長を本部長とする「五中総実践、党勢集中拡大推進本部」を発足させて党勢拡大へのとりくみを強化した。この結果、機関紙の拡大についてはかなりの成果をあげ、一二月の六中総における報告によれば、この集中的拡大の期間に、『赤旗』日曜版は二四万一〇〇〇部、日刊紙は五万三〇〇〇部増加し、「合計で約二〇〇万の読者という党史上最高の水準に達した」。しかし、党員の拡大は目標の数パーセントにすぎないことが明らかにされ、六中総は「とくにたちおくれている党員の拡大を重視し、これを当面の党勢拡大の重点的課題とする」ことを決定した。六中総はまた、党員拡大のネックとな

っている除籍者の減少をはかるとともに、党員の潜在的な力量をひき出すために、幹部会が一一月に発表した党の組織活動改善の方針を「党の今日の発展にとってきわめて適切なものとして、一致して承認した」。

七二年一月一八日から三日間、二年四カ月ぶりに全国活動者会議がひらかれた。この会議の報告で、不破書記局長は、党員の数が「第一〇回大会当時の水準とあまり変わらないところにとどまっている」ことを明らかにするとともに、組織活動の改善によって、党員拡大を重点とする党勢拡大を全党が意識的にとりくむことをよびかけた。

また、三月二三日、二四日付の『赤旗』は「党員拡大の活動について」と題する二つの「手引き」を発表し、党勢拡大についての具体的な指針を示した。そして、機関紙の読者が第一一回大会の現勢をわっている二三都府県の党組織に対し、四月を党勢拡大の「特別月間」として重点的にとりくむよう指示した。

さらに五月に入ると党勢拡大運動へのとりくみは一段と強化され、四日の常任幹部会は、「党創立五〇周年記念、党躍進大運動推進本部」(本部長・岡副委員長)を設け、七月一五日をめしざして「党躍進大運動」を展開することを決定した。九日には幹部会の名で「日本共産党創立五十周年記念の歴史的な党躍進大運動に全党員は立ちあがろう」というよびかけが、同じく一八日には、「幹部会のよびかけにこたえて、党躍進の大運動に全党員の奮起を訴える手紙」が発せられた。また、この間の一一日には全国都道府県委員長会議がひらかれて、運動のすすめ方について討議がおこなわれた。とくに、この会議で議員が先頭に立って拡大にとりくむことが提唱され、二五〇〇人の議員が一〇〇部ずつ拡大すれば目標の半分が達成できると指摘された。そして、五月末の『赤旗』に一〇〇部を突破した市議が紹介されたのをかわきりに、六月中旬以降は連日一〇〇部突破の県議市議が顔写真入りで報道され、その総数は六月末現在で六五三人にたっした。こうしたとりくみの結果、機関紙の拡大はこれまでにないテンポで進んだ。六月三〇日の記者会見における宮本委員長の発言によれば、その成果はつぎのとおりであった。

躍進大運動は全体として成功しつつあり、短期間にこれほど党勢が拡大されたことは党の歴史上でもはじめてのことである。第十一回党大会決定で数十万の党員、二百数十万人の機関紙読者を目標にかかげたが見通しは大会目標を達成する速度ですすんでいる。機関紙は現時点で二百三十万部＝日曜版百八十万部、日刊紙五十万部＝を越えている。大会では三年間で達成しようとしていた二百数十万部の読者という目標は7・15までにほぼ達成できる見通しである。目標を二百五十万部とすれば達成率九二パーセントになっている。第十一回党大会時からは約六十万ふえており、昨年十二月三日に機関紙では党史上最高部数を記録していたが、それにくらべても四十万ふえている。党員の拡大も着実に前進して拡大の速度もあがってきており、三十数万の方向へ行きつつある。

【参考資料】 ＜日本社会党関係＞(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』(週二回刊)、(2)同『月刊社会党』、(3)「日本社会党第三五回定期全国大会報告議案集」、(4)「日本社会党第三五回定期全国大会速記録」＜民社党＞(1)民社党本部『週刊民社』、(2)『革新』(月刊)、(3)民社党政策審議会『政策と討論』(月刊)、(4)「民社党第一五回臨時全国大会資料」、(5)「民社党第一六回定期全国大会資料」、(6)民主社会主義研究会『改革者』(月刊)
＜日本共産党＞(1)日本共産党中央委員会『赤旗』(日刊)、(2)同『理論政策』(不定期)、(3)同『前衛』(月刊)、(4)『議会と自治体』(月刊)